

# 2021年度(令和3年度) 業務実績等報告書

2022年6月

独立行政法人国際協力機構

総務
J R
22-001



# 2021年度(令和3年度) 業務実績等報告書

2022年6月

独立行政法人国際協力機構



# 目 次

## 略語集

評価の概要 .....	1
総合評定 .....	2

## 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

(No.-) 日本の開発協力の重点課題 .....	11
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 .....	13
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 .....	46
No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 .....	82
No.4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 .....	100
No.5 地域の重点取組 .....	123
No.6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 .....	174
No.7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 .....	185
No.8 事業実施基盤の強化 .....	210

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に 関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり .....	238
No.10 業務運営の効率化、適正化 .....	245
No.11 財務内容の改善 .....	252
No.12 安全対策 .....	256
No.13 効果的・効率的な開発協力の推進 .....	263
No.14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 .....	272
No.15 開発協力の適正性の確保 .....	280
No.16 内部統制の強化 .....	290
No.17 人事に関する計画 .....	297
No.18 短期借入金の限度額 .....	305
No.19 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の 処分に関する計画 .....	305
No.20 施設及び設備に関する計画 .....	306
No.21 剰余金の使途 .....	306
No.22 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い .....	307

## 略 語 集

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DX	Digital Transformation	デジタル・トランスフォーメーション
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IHR	International Health Regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画 (無償資金協力)
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
JP-MIRAI	Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society	責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NDCs	Nationally Determined Contributions	(気候変動：温室効果ガス削減) 国が決定する貢献
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

## 評価の概要

1.評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象 事業年度	年度評価	2021年度（令和3年度）（第4期中期目標期間）
	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）

2.評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣（注 <sup>1</sup> ）		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 上田 肇 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 川口 伊靖 室長

3.評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4.その他評価に関する重要事項
<p>第4期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。</li> <li>質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される「取組」（「～の実施状況」）の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価する。加えて、中期計画及び指標に示されるアウトカム（「～に資する」等）に相当する成果が発現し、これを裏づける事象、量的な変化や成果の発現を促進した機構の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果（例：①日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果、④支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果、⑤日本社会への還元が見られた成果）として評価する根拠とする。</li> <li>各項目の「3.年度評価に係る自己評価」欄では、年度計画に対応した取組と成果を示した上で、上記①～⑤に該当し目標水準を上回る成果と判断される事象を◎による箇条書きとする。また、「4.業務実績」欄では、目標水準を上回る成果と判断される事象を矢羽根（➤）による箇条書きとする。</li> <li>各項目の「4.業務実績」欄では、各サブ項目に関連する定性指標の達成状況を説明するための参考値として関連指標を設けている。</li> </ul>

<sup>1</sup> 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、「ガバナンスの強化と透明性向上」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分等の計画」、「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。

外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融资の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

総合評定

1.全体の評定					
評定	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		B	A	A	A
評定に至った理由					
<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象8項目ではS評定5項目、A評定3項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。また、「業務運営の効率化に関する事項」1項目、「安全対策に関する事項」1項目、「その他業務運営に関する重要事項」では4項目と、多くの項目でA評定と所期の目標を上回る成果を上げた。なお、「業務運営の効率化に関する事項」1項目、「財務内容の改善に関する事項」1項目、及び「その他業務運営に関する重要事項」1項目で所期の目標を達成した。</li> <li>中期計画に記載されている事項以外の取組として、2020年度に引き続き世界中で猛威を振るう新型コロナによる社会・経済への影響に対応したほか、ミャンマー、アフガニスタン等での政変、ロシア軍によるウクライナへの侵攻等、国際情勢の変化に機動的に対応し、外交上の要請等にも応える対応を2021年度は行ったことは、2021年度の機構事業全体を通じ特筆すべき業績であった。</li> <li>法人全体の信用を失墜させる事象はなかった。</li> </ul>					

2.法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。</p> <p>2021年度は第4期中期目標期間（2017～2021年度）の最終年度となり、2020年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に伴う各種制約下での事業実施を余儀なくされたが、様々な創意工夫を通じて、開発協力大綱で掲げられている政府の重点課題に沿った取組を継続し、中期計画における所期の目標を上回る成果を達成した。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による開発途上地域の喫緊かつ広範囲の支援ニーズに対して、国内外の多様なパートナーと連携しつつ、迅速かつ機動的に支援を展開した。これらを通じ、人間の安全保障、自由で開かれたインド太平洋、日本政府の国家安全保障戦略、質の高いインフラ輸出等の政策の実現にも貢献すべく、中期目標の達成に向けた取組を行った。</p> <p>特記すべき取組、成果として、「1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のうち、「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」に関しては、質の高いインフラを推進する案件として、迅速着工・日本技術を活用し短期間で完工したインドネシアのパティンバン港、日本企業が運営に参画するモンゴルのチンギスハーン国際空港、日本車両使用のタイのバンコク都市鉄道レッドライン、日本への謝意が込められ「ソマリアドライブ」から改称されたリベ</p>



リアのジャパンフリーウェイが開業し、日本が推進してきたインフラ輸出の促進にハード・ソフト両面で貢献したことや、海外投融資によるベトナムに対する初のプロジェクトファイナンス方式による風力発電事業を通じたエネルギー利用の低・脱炭素化、バングラデシュでの機構が策定支援した自動車産業振興政策の閣議決定に貢献し、日系自動車メーカーの進出の環境整備に貢献するなど、所期の目標を上回る顕著な成果が得られた。

また、「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」に関しては、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、新型コロナ対応緊急円借款の供与やワクチン接種実現のためのコールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材の提供等、2020年度に形成した「JICA世界保健医療イニシアティブ」の取組を引き続き推進した。東京栄養サミット2021では「JICA栄養宣言」を発表し、同宣言に対し世界銀行（世銀）、UNICEF、FAO等関係機関からの賛同を得た。さらに、水分野ではカンボジアで初の事業運営権対応型無償資金協力事業における浄水場の建設と10年間の運営・維持管理を担う日本企業の契約締結を実現するなど、所期の目標を上回る顕著な成果を得た。

「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」では、FOIPの「法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着」に資する、法整備支援、海上保安の能力強化、サイバーセキュリティ強化等の取組を推進した。また、公共放送の強化にも取り組み、ロシアによるウクライナ侵攻下の中立・公正な情報の提供に貢献した。アフガニスタンやウクライナに対する人道・緊急対応を迅速に実施するとともに、フィリピン・ミンダナオ、ソマリア、コートジボワール等紛争影響を受けた国・地域の平和と安定に資する行政機関の能力強化及びコミュニティ融和に貢献し、国際機関とともに人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）を推進するなど、所期の目標を上回る顕著な成果が得られた。さらに、ガーナでは民間企業や個人も参加する形で運営された「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」による調査結果を基に、国際的にも珍しい国家制度としての児童労働フリーゾーンの導入・普及に対する支援の実施が決定された。加えて、ウガンダでは機構の同国に対する長年の取組が高く評価され、国会で機構事業への称賛の決議が採択される等、所期の目標を上回る顕著な成果が得られた。

「地域の重点取組」では、新型コロナへの対応に係る協力を継続するとともに、各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析した上で、自由で開かれたインド太平洋等の日本政府の重要政策や国際公約等に沿った事業を展開した。特に、「新型コロナ危機対応支援借款」や資機材供与等の支援を迅速に行った。また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で経済危機に直面しているウクライナに対する緊急円借款について、国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後、迅速に案件形成を行い、日本政府による事前通報を実現したほか、避難民が多く流入しているモルドバへの迅速な調査団の派遣によるニーズ把握を行う等、所期の目標を上回る顕著な成果が得られた。

さらに「多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大」では、ボランティア、自治体、NGO/市民社会組織（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、日本企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO等の多様な関係者と連携した「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI：Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society）」の活動を通じ、9言語ポータルサイトの開設や日本国内の困窮ベトナム人に対する支援、外国人受入環境整備等を推進した。また、開発途上地域のトップクラスの大学等に日本研究の講座設立を支援す

る「JICAチェア」が46か国に拡大したほか、JICA開発大学院連携を引き続き推進し、2022年には常時2,000人が就学している状況に道筋をつけた。新型コロナの感染対策を取った上でJICA海外協力隊の渡航が再開されたほか、自治体等の地方創生活動に貢献する「グローバルプログラム」の新設を通じた日本社会への還元等、所期の目標を上回る顕著な成果が得られた。

上記以外に、「2.業務運営の効率化に関する事項」では、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施したほか、戦略的な事業運営のための組織体制整備（CDO、組織DXタスクフォースの設置、コロナ禍・働き方改革の推進に対応したICT基盤強化等）に取り組んだ。また、「4.安全対策に関する事項」では、新型コロナの影響が収まらない中、新型コロナワクチン職域接種を通じた渡航再開の促進や国内・海外拠点を含めた職場におけるクラスターの未発生など、機構の事業関係者の健康及び安全・安心確保に向けた取組が実施された。「5.その他業務運営に関する重要事項」では、中長期的な視野に立ち開発インパクトを最大化するための「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を20分野で策定した。また、各情報システムの横断的管理と各部署に対する技術的支援体制の強化として、他の独法に先駆けてポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）を設置した。女性管理職割合は2020年度に引き続き中期目標で示されている20%以上（22.2%）を達成した。一方、外務省から交付を受け先方政府に支払を行うまでの間の機構で管理している無償資金協力資金（支払前資金）について、2021年10月の財政制度等審議会において支払前資金が多額に上っている点について問題視する旨の指摘があった。これを受け、2021年11月に外務省が発表した支払前資金の削減に向けた「改善策」も踏まえ、一部案件の中止や事業の進捗を促進するなどにより、支払前資金を2020年度末の1,960億円から、1,783億円に減額（177億円の削減）した。そのうち、進捗の見通しが立たないと判断された事業の中止等により、約70億円を国庫返納した。

以上により、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（主な業務実績について、下記「4.主な業務実績」参照。）

## (2) 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

2021年度は、コロナ禍による海外渡航制限等による影響が継続した。しかしながら、コロナ禍による事業の継続のため、様々な創意工夫（制度の新設や柔軟な運用、機構内の迅速なICT・情報基盤強化によるオンラインツールの駆使、DXの促進、国内外の多様なパートナーとの連携強化等）に取り組み、また、外部要因に伴い新たに生じた支援ニーズや日本政府の政策に対して、迅速かつ機動的に対応した点は、評定において特に考慮すべきと考える。

### 3. 項目別評定総括表（2017年度～2020年度は主務大臣評定結果）

中期目標	年度評価					項目別 評定調書
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
日本の開発協力の重点課題		A	A	A	A	(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	S○	B○	S○	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	S○	S○	S○	No.2
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S○	A○	S○	A○	S○	No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	A○	A○	A○	No.4
地域の重点取組	A○	A○	S○	S○	S○	No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	S○	A○	A○	No.6
多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	A○	A○	S○	No.7
事業実施基盤の強化	A	A	A	A	A	No.8
2.業務運営の効率化に関する事項						
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	B	A	A	No.9
業務運営の効率化、適正化	B	B	B	B	B	No.10
3.財務内容の改善に関する事項						
	D	B	B	B	B	No.11
4.安全対策に関する事項						
	B○	B○	B○	A○	A○	No.12
5.その他業務運営に関する重要事項						
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	A	A	A	No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	A○	A○	A○	No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	A	B	A	No.15
内部統制の強化	C	B	B	B	B	No.16
人事に関する計画	A	A	A	A	A	No.17
(中期計画で規定する事項)						
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	No.18
剰余金の使途	-	-	-	-	-	No.19
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	-	-	-	-	No.20
施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	No.21
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	-	-	-	-	-	No.22

注1： 評定は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価。

注2： 重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3： 下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとめりとして扱い、評価を行う。

## 4. 主な業務実績

### (1) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略2025、質の高いインフラ等の政府の重要政策の実現に向けて積極的に貢献した。特に、迅速着工・日本技術を活用し短期間で完工したインドネシアのパティンバン港、日本企業が運営に参画するモンゴルのチンギスハーン国際空港、日本車両使用のタイのバンコク都市鉄道レッドライン、日本への謝意が込められ「ソマリアドライブ」から改称されたリベリアのジャパンフリーウェイが開業し、日本が推進してきたインフラ輸出の促進にハード・ソフト両面で貢献した。また、当法人が取り組んできた「道路アセットマネジメント」の取組について、インフラのメンテナンスによって地域のインフラの機能維持・向上に顕著に貢献し、地域社会の社会・経済・生活の改善に寄与したとして、土木学会のインフラメンテナンスプロジェクト賞を受賞した。ベトナムでは風力発電事業にプロジェクトファイナンス方式により融資を行う機構初の案件として陸上風力発電への海外投融資が実現したほか、パプアニューギニア、ブータン、ケニア等では配送電、M/P策定支援等、エネルギー利用の低・脱炭素化への貢献に取り組んだ。アジア地域の貿易投資促進や経済特区開発等の協力を160件実施し、年度ごとの実施件数としては第4期中期目標期間の5年間で最多、2017年度の81件から倍増となった。バングラデシュでは機構が策定支援した自動車産業振興政策が閣議決定され、日系自動車メーカーの進出の環境整備にも貢献した。

人間中心の開発という点では、新型コロナウイルス感染症が未だ終息せず、人々の命と生活が脅かされるなか、公衆衛生上の危機に対応するため、当法人が2020年度に立ち上げた「JICA世界保健医療イニシアティブ」に沿った事業をさらに推進した。2021年度も新型コロナ対策を中心とした「予防」「警戒」「治療」の三つの柱へ統合的に取り組む活動を世界各国で推進し、新型コロナ対応緊急円借款供与や迅速かつ確実なワクチン接種実現のための保冷用冷蔵庫等の設備や運搬車両などコールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材の提供、機構初のICU治療サポートのため遠隔技術を駆使した医療支援に取り組んだ。また、新型コロナの予防の観点から安全な水の供給及び手洗いを推進すべく「JICA健康と命のための手洗い運動」を2021年度も世界各国で継続したほか、インドでは民間企業や熊本県、横浜市とも連携して「アッチー・アータト（良い習慣）キャンペーン」を展開し、1億人に対する手洗い啓発活動を実施した。カンボジアでは、初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」で浄水場の建設とその後の10年間の運営・維持管理を担う日本企業との契約を締結が実現した。東京栄養サミット2021では、機構による栄養改善への取組をまとめた「JICA栄養宣言」発表し、同宣言に対し世銀、UNICEF、FAO等関係機関からの賛同が得られた。2020東京オリンピック・パラリンピック大会には、JICA海外協力隊員が指導した複数の選手が出場した。また、当法人ではスポーツを通じ国民の交流、民族間の融和を促進し、市民レベルで平和と社会的結束を後押しするべく、南スーダンで全国スポーツ大会「国民結束の日」の開催を支援してきた。また、前橋市で行われた南スーダン選手団の事前合宿に対しては、当法人でも広報を中心とした協力を積極的に行った。

### (2) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

FOIPの「法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着」に資する支援として、ベトナム、カンボジア、ラオス等における法整備支援、マレーシア、インドネシア、ベトナム等での海上保安の能力

強化、サイバーセキュリティ強化等の取組を推進した。特に、「国民の知る権利」を保障する公共放送の体制・人材育成（ウクライナ、コソボ、南スーダン）に取り組み、ウクライナ公共放送ではロシア侵攻下で正確かつ中立・公正な情報を提供することに貢献した。また、「ビジネスと人権」への社会的関心の高まりから、ガーナでは「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」で実施した調査結果を踏まえ、国際的にも珍しい国家制度としての児童労働フリーゾーンの導入・普及に対する支援が決定した。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に取り組んだ。特に、ロシアによる軍事侵攻の影響で経済危機に直面しているウクライナに対する緊急円借款について、国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後、迅速に案件形成を行い、日本政府による事前通報を実現した。また、ウクライナからの避難民が多く流入しているモルドバに調査団を迅速に派遣し、ニーズ把握を進めた。アフガニスタンでは、2021年8月の現地情勢変化以降、60名の学位取得のための来日を実現したほか、故中村哲医師の取組を踏まえたコミュニティ灌漑ガイドラインを作成し、UNICEF・UNDP連携による支援を継続した。ウガンダでは、20年にわたる内戦の影響を受けた北部地域における復興支援を端緒とするウガンダ全土における当法人の長年の協力を称える決議が、ウガンダの国会で採択された。特定の国際協力機関による協力を称える決議は、ウガンダにおいて初となるものである。

### (3) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するための取組を行った。特に、「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」を活用した事業形成を推進するとともに、東ティモールでは初のGCF案件として事業を開始した。また、トンガで発生した海底火山噴火及び津波による被害には、自衛隊と連携しコロナ禍においても迅速な緊急援助を実現したほか、東ティモールでの洪水、フィリピンの台風等に対してはデジタル技術を活用した被害把握や復興方針に係る協力を実施した。

### (4) 地域の重点取組

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等のビジョンを踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、PALM8/9、TICAD7/8等各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。また、政変や紛争における人道支援や迅速なニーズ把握等国際秩序の維持のための協力にも迅速に取り組んだ。さらに、2020年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を通じ各国ごとの喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」を展開し、親日派・知日派リーダーの育成に全世界で取り組んだ。

東南アジア・大洋州地域では、ASEANの中心性と一体性と高める協力を主眼を置いた事業の実施に加え、大洋州では「第8回太平洋・島サミット（PALM8）」及び「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」で表明された日本の支援方針を踏まえ、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強じんな経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の各分野に資する取組を行った。トンガで発生した噴火津波に際しては、自衛隊と連携しニュージーランド、オーストラリアに続き迅速な支援を実現した。また、南アジア地域では、日本政府とインド政府

やバングラデシュ政府とのパートナーシップ合意に基づく新規円借款の供与を通じFOIPの実現を推進したほか、ネパールに対する6年ぶりの新規円借款供与に貢献した。インドに対しては新型コロナの流行に伴う緊急支援要請に対し、酸素濃縮機の供与を迅速に行った。さらに、中南米地域では、米州開発銀行との協調枠組の推進として、中南米・カリブ地域のSDGs達成に資する革新的なアイデアを有する本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA」を開始したほか、中米統合機構、カリブ共同体と連携した協力を推進した。また、2020年度に引き続きコロナ禍下の124の日系団体に対し284事業の助成金交付を行った。アフリカ地域では、「TICAD7における日本の取組」の三本柱である経済、社会、平和に関する取組を推進し、特にNext Innovation with Japan (NINJA) の展開を通じイノベーション創出に向けた起業家支援や投資促進を推進した。2022年に開催されるTICAD8に向けた当法人の協力の方向性について検討を進めた。中東・欧州地域では、軍事侵攻の影響で経済危機に直面しているウクライナに対し、国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後、迅速に案件形成を行い、日本政府による緊急円借款の供与に係る事前通報を実現した。また、ウクライナからの避難民が多く流入しているモルドバへ、公衆衛生分野をはじめとする保健医療・緊急人道支援分野の協力ニーズを確認するための緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団を迅速に派遣し、ニーズ把握を行った。

#### (5) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開の支援を継続するとともに、民間企業等が有する革新的技術や知見の活用を通じた開発途上地域における課題解決の促進に取り組んだ。特に、新型コロナ対応や、脱炭素、デジタルトランスフォーメーション (DX)、スタートアップ支援といった重要課題に対し海外投融資の活用を進めた。投融資先としては地域・課題ともに分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築を実現した。また、中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じ、モロッコやバングラデシュにおける日本企業の医療廃棄物用無煙焼却炉の導入や、キルギスにおける薬剤師のプロフェッショナルスタンダードの開発等の成果を実現した。地域金融機関との連携を引き続き推進し、中小企業・SDGsビジネス支援事業では「地域金融機関連携案件」として2021年度に22件採択した。

#### (6) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

新型コロナ感染症の影響が大きく残る中、ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会組織 (CSO)、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」(JP-MIRAI) の活動を推進し、外国人技能実習生に向けた情報提供として、9言語に対応ポータルサイトを開設する等、外国人受入環境整備に貢献した。また、プラットフォームの会員と協働し、コロナ禍により困窮するベトナムからの技能実習生向けの支援に取り組んだ。親日派・知日派リーダーの育成に資するJICA開発大学院連携及びJICAチェアを引き続き推進し、JICAチェアの展開は46か国まで拡大した。放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る7章」のコンテンツを充実させるべく、続編シリーズ8章～15章を完成させた。コロナ禍の様々な制約のもとでJICA海外協力隊員の渡航を再開し、令和3年度は39か国に344名のJICA海外協力隊員の新規派遣を実現した。また、JICA海外協力隊員による感染対策を取り入れた活動実施、渡航前訓練再開 (感染者なし)、社会還元のための協力隊奨学金導入、自治体等の地方創生活動に貢献する「グローバルプログラム」の新設等に取り組んだ。熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当法人職員を外向させ、SDGsの普及、国際理解教育の推進、地方創生等に取り組んだ。

## (7) 国際社会でのリーダーシップの発揮

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。特に、第26回気候変動枠組条約締結国会議（COP26）では日本政府が主催するジャパン・パビリオンでのサイドイベントにて、当法人の気候変動対策分野における事業戦略や取組について紹介し、開発途上国政府関係機関等の参加者から高く評価された。また、東京栄養サミット2021では、当法人主催ハイレベルサイドイベントで「JICA栄養宣言」を発表し、当法人の栄養改善に関する基本的な考え・取組方針を発表したほか、第9回太平洋・島サミットやIMF・世銀年次総会、ADB年次総会等主要国際会議等におけるイベントへの登壇を通じ議論に貢献した。

## (8) 事業の戦略性の強化と体制整備

当法人が重点的に取り組む開発課題に対し、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームを構築しインパクトの最大化を目指すものとして、20分野における「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を策定した。

2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施した。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組んだ。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、当法人の職員を対象とした研修も実施した。

外務省から交付を受け先方政府に支払を行うまでの間の機構で管理している無償資金協力資金（支払前資金）について、2021年10月の財政制度等審議会において支払前資金が多額に上っている点について問題視する旨の指摘があった。これを受け、2021年11月に外務省が発表した支払前資金の削減に向けた「改善策」も踏まえ、一部案件の中止や事業の進捗を促進するなどにより、支払前資金を2020年度末の1,960億円から、1,783億円に減額（177億円の削減）した。そのうち、進捗の見通しが立たないと判断された事業の中止等により、約70億円を国庫返納した。

当法人のデジタル化及びDXの推進を総括する最高デジタル責任者（Chief Digital Officer）を設置するとともに、DXの推進をモニタリングする部門横断的なプロジェクトチームを設置した。また、DXの推進として各種電子システム化を進めるとともに、各システムの横断的管理と支援のためのポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）を当法人内に設置した。

## (9) 安全対策の強化

2016年8月に外務省及び当法人が発表した「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき、海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組んだ。

特に、当法人は、2021年6月から2022年3月にかけて開発コンサルタントや資金協力事業関係者等を対象に、職域接種として新型コロナワクチン接種の機会を複数回提供し、新型コロナウイルス感染症のリスク低減及び関係者の安心・安全な渡航の推進に大きく貢献した。また、各国の医療体制や感染拡大状況を踏まえた当法人の「対新型コロナウイルス国別対応要領」に基づき、累計120か国の渡航再開を実現するとともに、各国における渡航可能地域の拡大を図った。渡航再開に当たっては、事業関係者に対して各国の感染拡大状況や水際対策措置等の最新情報を提供し、感染症対策に係る行動規範

の遵守を求めた結果、オミクロン株に起因する世界的な感染急拡大時においても集団感染（クラスター）の発生を防ぎ、1名も死亡者/重症者/中等症者を発生させずに事業関係者の渡航を推進してきた。

ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等において、クーデター、内戦、他国による軍事侵攻等の非常事態が発生した際には、新型コロナ対応と並行して事業関係者の安全を確保しつつ退避支援等を行った。



No.- (一定の事業等のまとめ)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VIナイロビ宣言、TICAD7横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、未来投資戦略2018、成長戦略、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、アジア健康構想、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、自由で開かれたインド太平洋構想、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、対ASEAN海外投融資イニシアティブ、PALM8及びPALM9の公約、対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠*	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー*	令和3年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

\* 以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報	項目No.1～項目No.5の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報*	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額（百万円） <sup>2</sup>	107,613	104,587	106,322	111,679	107,041
決算額（百万円） <sup>3</sup>	193,476	201,957	188,343	133,436	192,196
経常費用（百万円）	100,229	106,569	99,955	78,140	132,260
経常利益（百万円）	△11,222	△10,984	△4,927	△1,704	35,270
行政コスト（百万円） <sup>4</sup>	100,027	106,378	99,955	78,140	132,260
従事人員数	1,370	1,378	1,377	1,371	1,379

\*中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目No.1からNo.5に細分していることから、「一定の事業等のまとめ」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

<sup>2</sup> 2019年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

<sup>3</sup> 2019年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

<sup>4</sup> 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所：

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点取組」。

中期計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5)「地域の重点取組」。

年度計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5)「地域の重点取組」。

主な評価指標

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。

## 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠> 評定：A

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評定4項目、A項目1項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ4項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。

<課題と対応>

No.1からNo.5の各項目を参照。

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VIナイロビ宣言、TICAD7横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のためのG7伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関するG20原則、未来投資戦略2018、成長戦略
当該項目の重要度、難易度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1からNo.5共通）

\* 重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 <sup>5</sup>	目標値 /年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
【指標1-6】 ABEイニシアティブ公約達成のための育成人材数（長期研修等）	900人 <sup>6</sup> (2013-2017)	—	279人	119人	-	-	-
【指標1-6】 Innovative Asia公約達成のための育成人材数（長期研修等） <sup>7</sup> （人）	1,000人 <sup>8</sup> (2017-2021)	177人	208人	166人	184人	71人	285人
②主要なインプット情報*			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）**			20,281	23,558	17,710	12,365	26,944 <sup>9</sup>

\* 項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

\*\*項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

<sup>5</sup> 日本政府公約である「ABEイニシアティブ」及び「Innovative Asia」に示されている達成目標を基に設定する。

<sup>6</sup> 「ABEイニシアティブ」の目標値（2013～2017年に900人）に対し、2017年度に過年度実績含め1,100人で達成済。

<sup>7</sup> 2017年度及び2018年度は機構の留学生受け入れ制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受入実績を集計していたが、2019年度以降における実績のうち長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する留学生の受入実績を集計する。

<sup>8</sup> Innovative Asiaの目標値：2017～2021年に1,000人

<sup>9</sup> 暫定値

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所<sup>10</sup>：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

中期計画参照箇所：

1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

年度計画

1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

### ア 都市・地域開発

- 急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市においては、土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組む。
- 特に、大都市を中心に関心が高まっている、新たな都市開発アプローチである公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development、以下「TOD」という。）やスマートシティに向けた協力に着手する。地域開発においては、分野横断的な取組が行えるよう、総合的な開発計画の策定や関係機関が調整・連携する体制構築を支援する。
- 都市・地域開発の基本となる地理空間情報の利活用を促進する。
- 都市・地域開発分野における協力活動の効果拡大を目指して、留学生・研修員同士や国内関係者間のネットワークの強化を促し、経験を共有する活動を行う。

### イ 運輸交通・ICT

- 「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP：Free and Open Indo-Pacific Strategy、以下「FOIP」という。）や「インフラシステム海外展開戦略2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラやICT環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、交通安全、へき地へのアクセスや社会的弱者の利用を想定したインフラ整備等、インフラ全体の強じん性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- 特に、効率的かつ質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を重点的に実施する。
- 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、より環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制、人材育成、公共交通利用促進策等を含む）を行う。その際には、基幹交通網としての計画の妥当性、持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性、安全性の向上等を考慮する。また、TODの推進、交通安全に資する取組を実施する。さらに、運輸交通インフラ整備のスピルオーバー効果に着目した新たな財源スキームの検討、導入促進を図る。
- FOIPに資する事業形成として、地域の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊整備及び運営維持管理、海上保安等に係る協力を通じてグローバルネットワークの構築、安全性の向上に取り組む。
- 開発途上地域の社会のデジタル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の促進を支援するために、その基盤となるICT・データ技術人材の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT環境整備、ICT産業の育成に資する事業を実施する。また、開発途上地域の社会課題解決におけるDXの推進に取り組み、コロナ禍での有効なデジタル技術の適用を通じた開発事業の効果及び効率の向上を図る。具体的には、ICT・データを活用した新たな協力を推進するべく、情報収集・確認調査、試行

<sup>10</sup> 中期目標及び中期計画は機構ウェブサイト（[https://www.jica.go.jp/disc/chuki\\_nendo/index.html](https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html)）を参照。

的・実践的事業の実施及び効果的な事業実施のためのデジタルサービスの検討・導入を行う。

- 情報セキュリティの確保は不可欠であり、東南アジアやその他セキュリティリスクが高い国に対し、サイバーセキュリティの体制強化に資する事業を実施する。

#### ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- 世界的なエネルギー利用の低・脱炭素化を念頭に、日本が強みを有する地熱開発等の再生可能エネルギー導入促進や、太陽光、風力等の変動性再生可能エネルギー増加に必要な系統の柔軟性を高める対策促進等に取り組む。また、省エネルギーについて、円借款や海外投融資の活用も見据えつつ、戦略の策定や制度構築に関する事業の形成に取り組む。
- サブサハラ・アフリカ等のエネルギーアクセスの改善が求められる地域については、再生可能エネルギーをはじめとする低炭素電源の導入促進や送配電網の拡充、設備の維持管理改善を通して、電化人口の増加や電力供給の信頼度向上につながる事業の形成及び実施に取り組む。
- 上記取組を進めるに当たり、エネルギーアクセス改善に向けた官民連携のための制度構築や人材育成等を通して一層の民間資金の活用を促進する方策を検討する。また、保健医療等の他の分野との相乗効果を生む事業の形成に着手する。
- さらに、エネルギー効率利用の促進のため、デジタル技術を活用した事業の形成に着手する。
- JICA開発大学院連携（特に「資源の絆プログラム」）により形成した、開発途上地域の知日派人材とのネットワークの維持・強化に取り組む。特に、帰国留学生による現地活動を支援しつつ、帰国後の関係継続・強化に取り組む。また、本邦大学のリソースを有効活用しつつ、研究・イノベーションと人材育成の相乗効果の発現を図る。

#### エ 民間セクター開発

- アジア地域の産業振興及び投資振興分野では、「産業人材育成協カイニシアティブ2.0」等を踏まえ、コロナ禍での対応の観点からも日本人材開発センターやこれまでの協力拠点を活用しつつ、必要な政策策定支援、産業人材育成、現地企業と本邦企業を含む外資系企業との繋がり強化、コロナ禍に対応した新しいイノベーション（非接触、遠隔化、省人化等のデジタル化等）の推進を加速する。
- アジア以外の地域では、コロナ禍での多様な対応とTICAD7の柱であるイノベーション促進の観点から、コロナ禍での社会課題解決に向けた起業家育成支援（Project NINJA）、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進、南南協力等による本邦企業・金融機関との連携も含め企業支援のためのエコシステムづくりを促進し、企業能力強化を通じて民間セクター主導の成長を加速する。
- 産業振興や人材育成に資する各国拠点大学の教育、研究及び運営能力や、本邦大学とのネットワークの強化を図るとともに、ASEAN、インド、中東、アフリカの各拠点大学及び本邦大学を繋ぐことにより、インド太平洋地域にまたがる大学間の連携を強化する。また、コロナ禍に対応した研究・開発の実施やオンライン教育を含めた質を担保した教育・研究活動の実施に向けて協力する。あわせて、各拠点大学における科学技術イノベーション推進のための高度人材育成や産業振興に貢献する人材育成事業を引き続き実施する。
- 「TICAD7における日本の取組」に貢献すべく、「ABEイニシアティブ3.0」の実施等を通じ、日本とアフリカ間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。
- 持続可能な観光開発を推進し、環境等への負の影響を制限しつつ、経済・雇用等幅広いSDGsへの正のインパクトの実現を図る。また、世界観光機関と連携して取り組む「観光開発SDGs効果測定指標ツールキット」の作成やウィズコロナ、ポストコロナにおける観光リカバリー計画の策定を進め、多様な関係者による活用を促進する。

#### オ 農林水産業振興

- 農産物の生産から加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながら付加価値の連鎖をつくるフード・バリューチェーン（以下「FVC」という。）の構築・強化を目的とした協力を展開する。
- 特に、東南アジア地域では、ウィズコロナ、ポストコロナにおけるFVC開発の在り方を検討するための調査を実施するとともに、ASEAN事務局と連携したFVC開発支援事業を開始する。
- また、食農分野の本邦企業との連携及びデジタル技術の活用を促進する。
- さらに、農業分野の外国人材受入促進にも貢献する協力を行う。
- TICAD7で打ち出した「SHEP100万人宣言」の達成に向け、アフリカ、南アジア、中南米地域等を対象に、市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment&Promotion）アプローチに精通する人材を育成する。また、国際ワークショップ（英語・フランス語・アラビア語）の開催等を通じてSHEPに関する国際社会の認知度を高めるとともに、SHEPアプローチに基づく協力を展開可能な国際協力人材（開発コンサルタント、ボランティア、NGO）を育成する。さらに、民間企業等との連携を促進し、SHEPを活用した小規模農家支援事業の拡充を図る。
- TICAD8に向けたアフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの活動として、「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けた調査結果の発信と、本邦企業との連携の可能性を検討する。
- 「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）」を継続的に運営していく。
- 長期研修を通じて農林水産分野の知日人材を育成するとともに、研修員とのネットワークの構築を図る。

#### カ 公共財政管理・金融市場等整備

- FOIPを踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための経済基盤として、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化の推進、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成に向けた事業を実施する。
- 特に、アジア地域では、域内連結性の強化につながる税関分野の迅速化・近代化支援、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる徴税強化や公共投資管理強化、債務管理強化による財政の基盤強化支援及び金融システムの健全な育成に向けた支援を実施する。
- また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の推進や税関行政強化に係る支援及び債務管理強化等財政の基盤強化に向けた支援を実施する。
- さらに、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州に対する歳入強化（関税収入強化）に向けた税関能力強化支援を行う。

#### 主な評価指標（定量的指標及び実績は1. (2) 参照）

- 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal 11関連）
- 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及びICT環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1、9.c）及びSDGs Goal 3（3.6）関連）
- 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7関連）
- 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1、8.2、8.3、

8.5、8.6、8.8、8.9)、SDGs Goal 9 (9.2、9.5) 関連)

- 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 4 (4.3、4.4) 関連)
- 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むFVCの強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 2 (2.3、2.a) 関連)
- 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 8 (10、a)、SDGs Goal 10 (4、5)、SDGs Goal 17 (1) 関連)

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平成27年3月外務省)に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果(法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は難易度が高い目標の達成)を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認める。

具体的には、①質の高いインフラ、連結性強化に貢献する港湾、道路、空港、都市鉄道の完成、②道路アセットマネジメントに係る土木学会賞受賞、③ベトナムでの陸上風力発電に対する海外投融資の承諾等低・脱炭素化に向けたエネルギー・トランジションの推進、④バングラデシュにおける機構が策定支援した自動車産業振興政策の閣議決定、⑤アフリカ地域をはじめとした開発途上地域のスタートアップ支援、⑥アフリカ国境でのOne Stop Border Post (OSBP) の支援等、特筆すべき成果を上げた。

#### ア 都市・地域開発

- 独立行政法人都市再生機構と連携覚書を締結。機構の都市開発の総合的な取組に、UR都市機構の都市開発事業の知見や民間企業との連携ノウハウを取り入れることで、日本企業の参画機会の拡大・より高度な都市開発の実現を志向。
- 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化を実施。
- ジャカルタ、ダッカ等の大都市で公共交通志向指向型都市開発(TOD)の協力を展開。資金協力等を通じた軌道交通(MRT、LRT)やバス交通(BRT)等とも連携し、公共交通機関利用の喚起と駅周辺の利便性向上、公共交通を軸とした持続可能な都市開発や地域拠点開発を推進。
- 開発途上国向けのスマートシティアプローチの形成や実装に向けた協力の開始。地理空間情報の整備・活用に係る協力を展開。

#### イ 運輸交通・ICT

- ◎ 道路アセットマネジメントに係る土木学会賞受賞、人材育成支援【②④】：道路アセットマネジメントプラットフォームの活動が土木学会インフラメンテナンスプロジェクト賞受賞。道路アセットマネジメントにおける開発途上地域の人材育成での連携活動の成果を上げるべく、世銀と情報交換・意見交換するとともに、同行のオンライン研修「Massive Open Online Course : Investing in Quality Infrastructure for a Green, Inclusive and Resilient Recovery」で、機構の道路アセットマネジメントの取組に係る講義を提供。

- ◎ **インドネシア・パティンバン港の全面開業【①⑤】**：「パティンバン港開発事業（第一期）」（円借款）で2020年にソフトオープンし、暫定的に運営されていた自動車専用ふ頭が12月に全面開業。日本企業が自動車専用ふ頭の運営を担当。日本企業が持つ高い技術力を活用して短期間で完成した港湾施設により、ジャカルタ首都圏全体の物流の効率化、既存港及び周辺の交通混雑緩和に貢献。首都圏東部に製造拠点を有する日本企業のビジネス環境の改善にも寄与。
- ◎ **モンゴル・チンギスハーン国際空港の開港【①⑤】**：円借款供与を通じて空港整備、技術協力で安全性、利便性の高い空港運営支援を実施し、7月に開港。旧空港からの移転を含めた各種支援を行い円滑な開港を実現。モンゴル空港事業として初めて民間企業に運営委託され、日本企業連合がコンセッション契約を締結しており、安全で信頼性の高い運営が期待。
- ◎ **国際幹線道路・主要道路・都市内道路の整備【①⑤】**：フィリピンで高規格道路整備計画に係るマスタープランを策定。同マスタープランを活用した主要道路整備・改善による物流円滑化、連結性強化への貢献が期待。スリランカでは交通の要所に位置するケラニ河新橋（円借款）が竣工し、交通渋滞緩和と沿線環境の改善に貢献。リベリア「第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画（通称：「ジャパン・フリーウェイ）」（無償資金協力）、タンザニア「第二次ニューバガモヨ道路拡張計画」（無償資金協力）等の完工により、都市内の渋滞緩和、物流円滑化、連結性強化に貢献。
- ◎ **タイでの都市鉄道（レッドライン）の開業【①⑤】**：円借款事業を通じて支援し、日本製の鉄道車両が導入されているタイ・バンコクの都市鉄道レッドラインが8月に開通。開業により、バンコク首都圏での自動車交通から公共交通へのモーダルシフトが加速し、増加する輸送需要への対応、交通渋滞への緩和及び大気汚染の改善が期待。
- ◎ **JICA-VAN（JICA-Virtual Academy Network）の導入【②】**：JICA-VANを4月より導入し、オンライン研修の実施基盤を強化し、コロナ禍の影響で来日できない研修員等を対象に118件の課題別研修で活用。また、帰国研修員1,485名のオンラインネットワーキングを促進。
- ブータン及びインドネシアでは、デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクトで、ファブラボ立ち上げに必要な活動計画の検討、ファブラボ運営計画の策定、必要な資機材検討に係る支援を実施。

#### ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ◎ **低・脱炭素化に向けたエネルギー・トランジションの取組【①】**：日本政府による「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」と連携し、インドネシアやカンボジア等のアジア諸国におけるエネルギー安定供給の確保や、脱炭素に向けたエネルギーセクターを構築するための戦略策定に関し、今後の案件形成を念頭に置いた情報収集確認調査を実施。
- ◎ **ベトナムでのプロジェクトファイナンス方式により融資を行う初の風力発電事業の開始【①④】**：ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」（海外投融资）の融資契約に調印。機構がベトナムの風力発電事業にプロジェクトファイナンス方式により融資を行う初の事業であり、同国の再生可能エネルギー分野で日本企業及び地場企業をはじめとした民間主体の風力発電事業のモデルケースとして、後続案件形成の呼び水効果が期待されるもの。
- ◎ **送配電システムの拡充【①】**：送配電網の計画・拡充を支援し、電力供給の安定化・損失低減・電化に貢献。パプアニューギニア電力公社を対象に電力システムシステムの運用・維持管理能力の能力向上を目的とした技術協力を開始。電化パートナーシップ（PEP：Papua Electrification Partnership）にも貢献。
- ◎ **ラオス電力セクターへの協力【①】**：経営危機にあるラオス電力公社の経営改善の協力を開始。政府及び電力セクターの債務問題が深刻化する同国で、国全体の自立的・安定的発展に直接寄与するとともに、日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP：Japan-United States Clean Energy Partnership）、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP：Japan-United States Mekong Power Partnership）に貢献。



- 「資源の絆プログラム」を継続実施し、16か国より21名の留学生を受入れ（累計148名）。関係維持強化の取組として、SNSを活用したネットワークを構築し、機構と留学生や帰国生の双方向での情報発信・交換に寄与。最新の資源分野の動向や帰国後の取組等の情報共有・議論を行うためのオンライン勉強会（絆塾）を立ち上げ、卒業生を中心に延べ80名ほどが参加。

## エ 民間セクター開発

- ◎ **日本センターを通じた現地スタートアップの支援とビジネス拡大【②】**：モンゴル及びラオスの日本センターで、現地スタートアップを対象にビジネスコンテストを開催。18社にアクセラレーションプログラム（短期間で事業を成長させるためのプログラム）を提供。カンボジア日本センターでは、16社に有料のアクセラレーションプログラムを提供。参加したモンゴル2社、カンボジア6社は、本プログラムを契機に外部組織からの資金調達に成功しビジネスを拡大。
- ◎ **アフリカ地域のスタートアップ企業支援【②】**：新型コロナ対策ビジネスコンテスト（NINJA Business Plan Competition in response to COVID-19）（2020年度実施）の優秀企業69社に、2021年度にビジネスプランの実効性を確認するための実証事業を支援。また、主にケニアやウガンダ等でビジネスを展開しているスタートアップ企業計15社にアクセラレーションプログラムを実施。対象企業の事業を広く周知するデモ・デイの開催など、資金調達や事業提携につながる機会を提供、新規ステークホルダーを開拓（豊田通商㈱が5万ドル相当を出資、楽天グループ㈱が半年間のメンタリング機会を提供等）。
- ◎ **アジア地域の産業振興・投資促進政策策定支援【②】**：バングラデシュで、策定を支援した自動車産業振興政策が閣議決定。同国への進出に関心のある日系自動車メーカーの進出の実現に向けた環境整備にも貢献。また、DX推進に係る政策の理解を深めるため、ASEAN 4か国向けに製造業高度化に関する研修・セミナー等を実施。特許庁と連携し、ベトナム及びインドネシアの特許審査官へのAI分野や医療分野等の審査実務研修を実施。貿易投資促進や経済特区に開発等に係る協力数は第4期中期計画中で最多の160件。
- 高度人材育成機能強化ではエジプト・日本科学技術大学で初の学部卒業生を輩出するなど拠点大学での人材育成を推進しつつ、各地域の拠点大学間のネットワークを通じた遠隔教育や共同研究の成果共有を実施。
- 「ABEイニシアティブ」では新規に108名を受け入れ、既に来日済みの者も含めて日本企業でのインターンシップや起業家研修等を実施。

## オ 農林水産業振興

- ◎ **小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの展開**：SHEPアプローチ展開国は34か国に拡大。SHEPアプローチが、グローバル農業普及フォーラム（GFRAS）が運営し、全世界の農業普及関係者に参照されている普及サービスのナレッジサイトに掲載。その他、国際ワークショップ（参加者約600名）の開催による知見の共有、国際機関・NGOとの連携、アフリカ、中東、南米での人材育成の取組に加え、研究による普及強化について分析。
- FVC構築・強化のためプロジェクトや個別専門家派遣を実施。FVC関連事業数は、2020年度に続き21件と高く推移。
- 民間企業との連携によりアフリカの農業生産性向上を目的とするイノベーションセンターの設立準備、また産学官連携プラットフォームや帰国者を含む農業分野の留学生とのネットワーク強化を図り多様なパートナーとの協働を強化。

## カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ◎ **アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）推進につながる貿易円滑化支援【②】**：東部アフリカ地域での

国境のOSBPの導入支援の実績を踏まえ、同地域の他国境へOSBPの導入支援を拡大。ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ等の南部アフリカ地域にもOSBP運用化支援を開始。世界関税機構（WCO）と連携し、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の円滑な実施・推進に必要な原産地規則に関する指導員養成のための研修を開始。

- アジアでは、域内連結性強化に資する税関手続迅速化・近代化支援（タイ、ラオス等）、税務行政能力強化（インドネシア、ベトナム等）・公共投資管理強化（スリランカ等）による財政基盤強化支援、金融システムの健全な育成（ミャンマー、ベトナム等）に向けた支援を実施。

## 4.業務実績

### No.1-1 都市・地域開発

急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市では、土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組んだ。ジャカルタ、ダッカ等の大都市では、TODの協力を展開した。先進国中心に広がるスマートシティ化の潮流を汲み取り、開発途上国向けのスマートシティアプローチの形成や実装に向けた協力を開始したほか、地理空間情報の整備・活用に係る協力を展開した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3件 <sup>11</sup>	3件	5件	5件	3件	1件
公共交通指向型開発戦略提案数	5件 <sup>12</sup>	5件	3件	5件	3件	2件
ステークホルダー会議開催数	14回 <sup>13</sup>	95回	16回	36回	40回	41回

#### (1) 持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープラン（M/P：Master Plan）の策定支援

##### ① 対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりの推進

- タイでは少子高齢化や都市域への人口流出といった課題を抱える地方都市に対し、「未来型都市」のコンセプトづくりと事業実施のためのガイドライン策定を行うとともに、中央政府の地方都市支援メカニズムや、地方都市が地域資源や特有の個性などをいかして自律的に都市開発に取り組むための能力強化を行った。
- コロナ禍における開発協力ニーズの変化への対応を念頭に、分野横断的なアプローチの策定を受けて、都市型感染症への対応として、アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価及び8か国を対象としたプログラム形成調査を継続した。同調査成果はパンフレット（和文・英文）にまとめて機構ウェブサイト等を通じて広く発信したほか、日本都市計画学会の学会誌にも投稿し、知見を共有した。

<sup>11</sup> 2015年度実績

<sup>12</sup> 2015年度実績

<sup>13</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56回

## ② 公共交通指向型都市開発（TOD）の推進

- 公共交通志向型都市開発（TOD）やスマートシティに向けた協力を展開した。2021年度には、バングラデシュのダッカでTODに関する能力を強化する技術協力を開始したほか、インドネシアのジャカルタ首都圏、インド高速鉄道駅周辺、ペルーのリマ首都圏、ボリビアのサンタクルスでもTODの推進に向けた技術協力を継続した。これらの案件を通じて、日本の資金協力等を通じた軌道交通（MRT、LRT）やバス交通（BRT）等とも連携し、公共交通機関利用の喚起と駅周辺の利便性向上、公共交通を軸とした持続可能な都市開発や地域拠点開発を推進した。また、TOD分野に関する協力事業のレビューと整理を通じて、より効果的な事業推進を目指すべく、プロジェクト研究を開始した。

## ③ 多様なアクターとの協働体制の構築

- **開発途上地域における都市開発に向けたUR都市機構との連携覚書締結**：独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）と連携覚書を締結した。機構の都市開発の総合的な取組に、UR都市機構の都市開発事業の知見や民間企業との連携ノウハウを取り入れ、日本企業の参画機会の拡大とより高度な都市開発の実現を目指す。
- 日本都市計画学会の「海外の都市開発分野における産学官の連携のための交流分科会」の企画委員として機構職員が参加し、海外事業に関するセミナー運営等に協力した。また、機構の課題別研修やJICA留学生に関連するプログラムを通じて、学会・産業界との交流機会を設け、学術・研究者の開発途上国における都市開発事業への関心を高めた。
- 都市・地域開発分野における協力活動の効果拡大を目指し、都市開発分野におけるJICA開発大学院連携を進めて、2021年度は3か国から4名のJICA留学生が来日した。2020年度に来日した6名と合わせて計10名のJICA留学生を受け入れた。2021年度は、JICA留学生・研修員同士や国内関係者とのネットワークの強化に資する活動として、各機構留学生と配属研究室の担当教官への定期モニタリング、各研究テーマや日本での学びを深めるための機構のリソースの提供、課題別研修での研究発表等を行った。JICA留学生による研究テーマの外部発表を推奨し、12月には日本都市計画学会での発表を通じて学会員らとの研究交流を図った。
- 一般社団法人再開発コーディネーター協会との協力方針を新たに取りまとめ、JICA留学生との交流会企画を開始した。この連携により、JICA留学生に対して合意形成の方法等を含めた日本における民間事業者による都市開発事業の経験を共有するとともに、日本における海外人材の育成機会の創出につながることを期待される。

## ④ 都市と地域の均衡ある発展の推進

- モンゴルでは全国総合開発計画を策定するとともに、分野横断的な取組が行えるよう関係機関が調整・連携する体制構築を支援した。キューバ「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」（開発協力調査型技術協力）を通じて国全体の発展を支える物流網の在り方を提案した。ブータン、エチオピアでは、地方中核都市の開発計画づくりの協力に着手した。タイでは地方都市が地域の個性やリソースなどをいかして自律的に都市開発に取り組んでいくための能力強化を実施するとともに、未来型の持続可能な開発計画や中央政府による地方都市支援メカニズムの構築を支援した。
- 日本国内の地域共生課題への対応に関し、釜石市との連携を進めた。同市のオープンシティ戦略

も踏まえ、地方創生に取り組む地方の経験を開発途上国での事業へ活用することを目指した新たな関係づくりを進めた。また、東北地方における震災復興の経験をJICA-NET教材に取りまとめ、活用を進めた。

## (2) スマートシティを通じた持続可能な都市開発の推進

- 先進国で進むスマートシティモデルの経験を参考とし、開発途上地域にも適用可能なスマートシティ適用策づくりを行った。また、この取組を都市計画学会セミナーで発表した。タイ・バンコクでのスマートシティ開発への助言、カンボジア・シエムリアップでのスマートシティアプローチの実装に向けての技術協力プロジェクトのR/Dに署名した。
- 「全世界Society5.0時代における地理空間情報の整備と利活用に係る情報収集・確認調査」を実施し、Society5.0時代に求められる地理空間情報の位置づけを整理し、地理空間情報に関する政府機関及び民間セクターの役割、最新技術動向、効果的な活用事例に関する情報収集・分析を行った。本調査を通じて、地理空間情報分野における今後の機構の協力の方向性の検討を業界団体と行うとともに、機構内への共有を通じ、都市基盤のデータ整備を通じた都市開発支援の案件形成を行った。

## (3) 被災地のより良い復興や都市防災の実現

- 2018年にインドネシア中部スラウェシで発生した地震を受け、「より良い復興 (Build Back Better)」の実現に向けた復興支援、計画策定への協力を完了した。同事業では災害リスク評価の実施及びハザードマップの作成や空間計画を策定するとともに、地すべりメカニズムの解明・防災に係る助言の取りまとめを行った。
- モザンビークでは、2019年3月のサイクロンダイにより甚大な被害を受けたベイラ市復旧復興計画における行動計画の策定を通じた「より良い復興」(Build Back Better) の具現化と、災害に強い社会の形成を目指す事業を実施中である。2021年度にはベイラ市を対象としたバザードマップの引き渡しを完了したほか、本協力の成果をモザンビーク全土に普及するためのハザードマップ作成トレーニングを、オンラインを交えたハイブリッド方式で開催した。日本の伝統的工法である「木組み (KIGUMI)」の導入や、行政と住民が一体となった取組として防災教育と避難訓練を実施した。毎年襲来するサイクロンに対し、モザンビーク政府は本協力から得た知見やノウハウをいかし、事前の避難行動や対策の強化により被害の最小化を図った。
- 2015年4月に大規模な震災被害を受けたネパールに対しては、地方部の参加型復興を促進するための制度づくり及び地方自治体やコミュニティの能力強化を支援した。ネパール政府や援助機関等の取組による大きな進展が見られるインフラなどのハード面に対し、遅れが見られる生業など人々の生活再建等のソフト面の復興を促進するとともに、次に起こり得る災害に対して地方自治体が自立的に復興計画の策定と実施を進めるための能力強化を進めた。

## (4) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsゴール11 (都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする) の達成に向けて、ブラジルやスリランカ等で新たに都市管理能力の向上に寄与する技術協力プロジェクトを開始した。ラオスではビエンチャン都市開発マスタープランの構想のもとに支援を継続し、都市行政能力強化や都市交通課題への対応を進めた。カンボジアやインドネシアでは電子基準点

やドローン等を活用した土地課題の解決の促進方策を支援し、都市管理能力向上のための新しい技術の活用や仕組みの創造を進めた。

- アフリカ地域での急速な都市化問題に対しては、急激な都市化における環境負荷の抑制のために公共交通指向型（TOD）開発を5か国に展開開始。デジタルを活用した質の高いインフラ整備及び都市マネジメントを推進。また、TICAD8に向けた準備として、アフリカの地域統合への貢献、DXを視野に入れた新たな統合開発アプローチの検討を開始。アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）、ドイツ国際協力公社（GIZ）等と回廊開発の経験の共有及びその方策・連携についての議論を開始した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの蔓延に対して、都市分野での分野の枠を超えた横断的なアプローチを通じ、これまでの人的アセットや新しいパートナーとの連携を通じて感染症に強い安全な都市に変化していくことが求められている。引き続き、SDGs達成のロードマップへの復帰と、強じんな社会システムの構築に向けて、プログラム形成準備調査を通じた新しい発想の事業提案や資金協力を通じたインパクトの確保を図る。
- スマートシティやTOD等の新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していく。また、基盤としての地理空間情報の整備・利活用を促進する。

#### No.1-2 運輸交通・ICT

道路及び橋梁に関する道路アセットマネジメントに対する各種協力、道路交通安全に関する協力、地域の連結性強化のための港湾・空港整備及び運営維持管理や海上保安等に係る協力、並びに都市鉄道の運営・維持管理に必要な組織や訓練センターの設立支援と能力向上、バス等の公共交通のネットワーク強化を進めた。支援と能力向上を推進するとともに、バス等の公共交通のネットワーク強化に努めた。開発途上国でも経済社会のデジタル化が飛躍的に進んでいる中で、デジタル技術・データ活用による課題解決モデルとなる事業の形成・推進、デジタル基盤整備として、人材及び産業の育成、サイバーセキュリティを推進した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
旅客数及び貨物量	- <sup>14</sup>	旅客数：945千人/日 貨物量：344千トン/日、 3,501TEU/日、2,192台/日、 2,207百万トンkm/日	旅客数：2,586千人/日 貨物量：336千トン/日	旅客数：1,229千人/日 貨物量：303千トン/日	旅客数：1,549千人/日 貨物量：167千トン/日 2,621TEU/日	旅客数：1,067千人/日 貨物量：389千トン/日
運輸交通に係る研修実績数	860人 <sup>15</sup>	854人	836人	672人	607人	561人
運営・維持管理の協力数又は支援との連携数	4.25件 <sup>16</sup>	23件	11件	8件	8件	8件

<sup>14</sup> 新たに統計を取る取組のため基準値なし

<sup>15</sup> 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

<sup>16</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

## (1) 相手国の発展段階に応じたインフラ整備

### ① 道路アセットマネジメント人材育成支援

- ▶ **道路アセットマネジメントに係る取組の土木学会賞受賞**：世銀との間で、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の原則2（経済性）の実現に向け、道路アセットマネジメントにおける開発途上地域の人材育成において連携活動の成果を上げるべく、情報交換と意見交換を継続した。世銀が2022年1月から実施したオンライン研修「Massive Open Online Course : Investing in Quality Infrastructure for a Green, Inclusive and Resilient Recovery」の中で、機構の道路アセットマネジメントの取組に係るオンライン講義を提供した。また、開発途上国のインフラの維持管理・向上のための技術協力プロジェクト、留学生受入れ、本邦技術の海外展開などに係る産官学連携の取組による道路アセットマネジメントプラットフォームの活動が、インフラメンテナンスにより地域のインフラの機能維持・向上に顕著な貢献をなし、地域社会の社会・経済・生活の改善に寄与したと認められ、土木学会インフラメンテナンスプロジェクト賞を受賞した。
- 機構の道路アセットマネジメントプラットフォーム活動に対する助言及び活動支援として、土木学会学識有識者等からなる国内支援委員会を開催した。同委員会では、これまでのプラットフォームの活動や課題別研修の実施状況を報告するとともに、技術協力プロジェクトで作成する技術基準骨子（案）や国内のアセットマネジメント技術の動向調査結果などについて報告し、今後の事業への適用などについて意見交換を実施した。
- コロナ禍における新たな人材育成活動として、「道路インフラ維持管理に関するオンラインセミナー」を継続実施した。土木学会に所属し道路アセットマネジメントの取組にも参画する日本国内の大学の研究者から、道路維持管理におけるPDCAサイクルや先端技術を用いた点検手法等が紹介され、活発な意見交換が行われた。技術協力プロジェクト関係者、道路アセットマネジメントの長期研修員、JDS留学生等国内外から約20か国、約150名の参加者を得て、道路維持管理の必要性や点検実例等の紹介及び意見交換等を行い、知見の共有を図った。
- 当初2021年春入学を予定していた6か国12名の長期研修員の新規受入が決定し、一部は2021年秋に来日済み、残りも2022年5月来日を目指して調整を進めた。また、2022年春入学に向けた候補者選定をオンラインで行い、新たに11か国20名の候補者が各受入予定大学の入学試験に合格し、受入準備を進めた。来日中の長期研修員に対しては、オンラインによる特別セミナー（春期）及び留学生の研究活動報告会（夏期）を企画し、同研修員の所属機関の関係者、来日予定の新規研修員、受入大学の指導教官、土木学会を通じた国内留学生、JDS留学生など各回約80名の参加者に対して日本の道路アセットマネジメント技術の紹介を行うとともに、研究活動の紹介を行った。これらセミナーの開催により、他大学で研究を進める他国の研修員とのつながりを形成するとともに、来日待ちの研修員に対し来日後の研究活動を想定した事前準備の機会を提供した。また、2022年3月には、2年半ぶりの対面開催となる留学生セミナーを開催し、18名の留学生の参加を得た。

### ② 物流・交流拠点となる空港・港湾整備支援

- ▶ **インドネシア・パティンバン港の全面開業**：「パティンバン港開発事業（第一期）」（円借款）で2020年にソフトオープンしインドネシア国営企業により暫定的に運営されていた自動車専用ふ頭が、2021年12月に全面開業した。日本企業が持つ高い技術力を活用するなどして短期間で完成したこれら港湾施設により、ジャカルタ首都圏全体の物流の効率化、既存港及び周辺交通混雑緩和が図られる。首都圏東部に製造拠点を有する日本企業のビジネス環境の改善に寄与することに

加え、自動車専用ふ頭の運営は日本企業が受注している。

- ▶ **モンゴル・チンギスハーン国際空港の開港**：モンゴルのチンギスハーン国際空港が2021年7月に開港した。同空港に対しては、円借款供与を通じて空港整備、技術協力で安全性、利便性の高い空港運営支援を行ってきたが、新空港開港に当たっても、旧空港からの移転を含めた各種支援を行い、一番機が成田空港に向け出発することにより、コロナ禍における円滑な開港が実現した。新空港運営はモンゴル空港事業としてはじめて民間企業に委託され日本企業連合によるコンセッション契約が締結されており、安全で信頼性の高い運営が行われていくことが期待されている。
- イラク「ウム・カスル港ターミナル整備事業」（海外投融資）に対する融資契約が調印された。国際金融公社（IFC）との協調融資であり、新規貨物ターミナル整備費用に充てられる。既往の協力とともに、同港の貨物取扱能力の向上及び港湾機能の効率化を図り、もって同国の貿易拡大・経済成長に寄与することが期待される。
- コンゴ民主共和国で無償資金協力「マタディ港改良計画」に係る協力準備調査を実施した。老朽化したコンテナターミナルの舗装改良と、ターミナル・オペレーティング・システムを導入することにより、コンテナ蔵置スペースの回復、荷役効率の効率化及び安全性の向上が図られ、輸入貨物の4割が荷揚げされる同国物流の最大拠点であるマタディ港の能力を強化し、同国の経済開発に資することが期待される。

### ③ アジア・アフリカ地域での物流円滑化・連結性強化

- ▶ **国際幹線道路・主要道路の整備**：フィリピン「高規格道路網開発マスタープランプロジェクト」（技術協力プロジェクト）で作成した、同国の高規格道路整備計画を記載したマスタープランの引渡し式が実施された。今後、同マスタープランを活用して同国の主要道路が整備・改善等されることにより、物流円滑化、連結性強化に貢献することが期待される。また、スリランカでは、円借款で支援してきたケラニ河新橋が2021年11月に竣工した。ケラニ河新橋は同国経済的な中心都市であるコロombo中心街と第二の都市キャンディーを結ぶ国道A01号線、コロombo港アクセス道路及びバンダラナイケ国際空港につながる国道A03号線に接続する交通の要所に位置し、交通渋滞緩和と沿線環境の改善に貢献している。
- ▶ **都市内道路の円滑化**：リベリア「第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」（無償資金協力）で首都モンロビアの主要幹線道路を二次に渡る協力で4車線に拡幅。通称「ジャパン・フリーウェイ」と命名された。コロナ禍のなか、計画どおりの完工で円滑かつ安全な交通を確保し、同国大統領も高く評価した。また、タンザニア「第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画」（無償資金協力）、スリランカ「ケラニ河新建設事業」（有償資金協力）等の完工により、都市内の渋滞緩和、バイパス整備等を通じた物流円滑化、連結性強化に貢献した。
- エジプトで、「スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が開始された。スエズ運河庁（SCA：Suez Canal Authority）によるスエズ運河通航の需要予測及び収入シミュレーションの実施能力、海運市場の動向分析能力及びマーケティング能力の向上を図ることにより、SCAによるスエズ運河の運営が安定的に行われ、世界で最も重要な航路の一つであるスエズ運河の安定的、効率的な航行を確保することが期待される。
- ジブチで、「海上保安能力向上計画」（無償資金協力）（2021年12月GA締結）が開始された。ジブチ沿岸警備隊の巡視船及び係留施設を整備することにより、世界的な交通の要所であるバブ・エル・マンデブ海峡における海上交通の安全性・安定性が向上することが期待される。

- ソロモン諸島で、「電子海図策定支援プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を開始した。電子海図を整備することにより、首都に位置するホニアラ港他への船舶の入出港や係留時の安全性・効率性が向上することが期待される。また、「ホニアラ港施設改善計画」（無償資金協力）によって整備された国際第二埠頭及び関連施設の水深が正しく電子海図に反映され、整備能力が十分に発揮されることが期待される。
- マラウイで、2016年度から実施していた「カムズ国際空港監視システム運用支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を完了した。「カムズ国際空港ターミナル拡張計画」（無償資金協力）で新たに導入された航空機監視システムの運用（レーダー管制）及び保守に係る航空管制官、航空管制技術官及び訓練教官の能力強化及び訓練コースの立ち上げを行うことにより、航空機監視システムの運用と保守の実施が図られ、航空交通業務の安全性の向上に寄与した。
- バングラデシュ、パプアニューギニアにおいて、港湾の運営・整備計画の能力向上に係る技術協力を開始した。各国の港湾・物流機能が改善されることにより、連結性の強化、自由で開かれたインド太平洋の実現に資することが期待される。

#### ④ 自然災害リスクの最小化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等

- タジキスタン「道路災害管理能力強化プロジェクト」、エルサルバドル「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）が終了した。各案件を通じ、道路災害管理、豪雨災害に係るリスク診断、設計ガイドライン作成など防災・減災管理能力向上に貢献した。
- キルギス「ビシュケク-オシュ道路地吹雪対策計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。機構初の地吹雪対策の案件として防雪柵及び視線誘導柱の整備などが予定されており、同国の幹線道路の安全性の向上及び輸送能力の強化を図り、もって同国及び中央アジア地域の物流の円滑化、経済活性化に寄与することが期待されている。

#### ⑤ 交通安全に資する取組

- カンボジア、バングラデシュの2か国で交通安全に関する技術協力プロジェクト開始した。また、ケニアで案件形成を進めた。
- 交通安全に係る国内外の知見の集約と共有及び発信を目的として、世界各地の交通事情と交通文化の多様性を踏まえた国際的諸活動を展開している国際交通安全学会（IATSS：International Association of Traffic Safety and Sciences）や学識有識者、民間企業等からなるプラットフォームの立上げを目指している。同プラットフォームの立上げプロセスの一環として、機構内での道路交通安全に係るクラスター事業戦略の検討、IATSSが実施する研究部会への参加、また、IATSS等の外部有識者を委員に招いた第1回課題別支援委員会開催などの取組を実施した。また、第7回フォーラム「Global Interactive Forum on Traffic and Safety～オンライン・シンポジウム（GIFTS）」の中で実施されたワークショップ「Common Visionをどのように実現するか～研究と実務連携～」において機構の道路交通安全クラスターの方針・取組を発表するとともに、パネルディスカッションに機構職員がパネリストとして参加し、機構とIATSSや民間企業等との連携の可能性等に関して意見交換を行った。



## (2) DXによる開発事業の効率化及び効果の拡大

- STI・DX（Science Technology and Innovation & Digital Transformation）室を中心に、各分野におけるDX推進を支援した。機構内にDX推進のための技術支援体制を構築し、約30案件におけるDXに向けて、デジタル技術の活用を推進した。
- JICA-VAN（JICA-Virtual Academy Network）を4月より導入し、オンライン研修の実施基盤を強化し、コロナ禍の影響で来日できない研修員等に対して、118件の課題別研修で活用した。また、JICA-VANを活用し、帰国研修員1,485名のオンラインネットワーキングを促進した。

### ① 社会がデジタル化していく上で基盤となるICT分野の能力強化

- **政策立案・実施能力の強化**：フィリピンでは、通信政策に関する専門家を派遣し、ブロードバンド整備推進のための政策助言を行った。また、課題別研修を通じて、宇宙関連政策における宇宙開発政策、宇宙産業育成政策等の紹介、日本のSociety5.0実現のための各種取組・政策に係る事例紹介・助言を実施した。
- **情報通信インフラ・地上デジタル放送整備支援**：ブータンでは、国家通信事業者の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）能力向上支援の最終成果として報告及び知見共有のための報告会を実施した。同報告会には96名（15組織）が参加し、通信事業者以外にも広く事業継続計画の重要性の理解向上に貢献した。ペルーでは、地上デジタル放送及び緊急警報放送システム（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）の国内展開のための教育プログラム改善を支援し、周辺国へもアナログ放送停波（ASO：Analog Switch-off）推進のための助言を実施した。アンゴラでは、地上波放送のデジタル化移行計画策定に係る協力の案件形成とデジタル放送開始（DSO：Digital Switchover）に必要な計画整備に加え、ASO実行支援を実施した。モルディブでは、2020年度から引き続き、地上デジタル波放送施設整備に係る無償資金協力を実施するとともに、放送開始に向けたコンテンツフォーマットの調整及び視聴者拡大のためのケーブルテレビとの連携協議や難視聴対策に係る調査、デジタル放送の周知のための広報準備に加えて、適切な現地語データ放送を実施し、EWBS（緊急警報放送システム）を正確に運用することで、島嶼間の情報格差是正、特に気象情報と防災情報の周知に活用するため、デジタル受信機仕様の検討支援を行った。ボツワナでは、アナログ停波に向けたASO準備に係る助言を行い、地上波デジタル放送の機能の活用のための災害情報配信に係る技術支援を行った。
- **デジタル人材育成・デジタル産業育成支援**：ブータン及びインドネシアでは、デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクトにおいて、新型コロナの影響で現地での事業立ち上げが困難な中、ファブラボ立ち上げに必要な活動計画の検討、ファブラボ運営計画の策定、必要な資機材検討に係る支援を実施した。包摂的なデジタル経済に必要なICT基盤に係る支援の検討を5か国（タイ、モンゴル、ラオス、カンボジア、フィリピン）に対して実施し、デジタル経済に必要な機能としての、政策・戦略、人材、インフラ、エコシステムについての課題を整理した。
- **サイバーセキュリティ支援**：DX推進におけるセーフガードとして重要な基盤となるサイバーセキュリティについて、体制強化及び人材育成を支援した。詳細は「No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に記載のとおり。

## ② ICTの基盤の上で実現するDXによる社会課題解決の推進

- **事業内での先端デジタル技術の積極的活用**：新型コロナ感染拡大下において、インドネシア、ケニア、メキシコ等10か国の医療機関に対する遠隔支援やデジタル技術の活用による集中治療分野の技術支援を進め、機材の導入、運営技術の指導を行った。また、「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で支援している、ルワンダでのスタートアップ支援プログラム「250スタートアップ」では、2021年度（6期）は37社の応募があり、処方薬取扱い薬局検索サービスや、小規模小売り向け信用代替サービス等の社会課題を解決するデジタル分野のスタートアップ企業10社を支援・育成した。また、ルワンダの地方3都市の企業支援のためのイノベーションセンター立ち上げを支援した。
- **先端デジタル技術活用推進のための実証事業・調査**：先進的なデジタル技術の事業への活用を推進するため、タイ、ウガンダ等6か国で、保健、環境、金融等の分野での実証事業を実施し、機構事業における先進的デジタル技術の適用を推進した。また、アフリカ21か国を対象にDX推進、データ活用に係るニーズ調査を実施し、アフリカ地域でのDX推進・データ活用を通じた開発効果の拡大、効率化の可能性の検討を行った。セネガルでは、国民の利便性向上・行政サービスの効率化につながるデータ共有基盤の構築に関する調査・パイロット事業を実施し、デジタル国民IDと他行政デジタルサービスとの接続を通じた付加価値向上について政府関係者等の理解促進を行い、今後の支援案の検討を推進した。また、インドネシア、ブラジル、ケニアでは、医療DXの推進として、本邦民間企業とのマッチングを行い医療分野での実証事業を行った。
- **先端技術活用推進のための協定締結**：2014年度に締結した宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携協定に加え、2021年度に国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）とも連携協定を締結し、AIやビッグデータの活用を通じた地球規模の課題解決に貢献する基盤を整備した。ブラジルの森林保全分野での3者連携を進めた。

## (3) 持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた具体的な施策の実施状況

### ① インド高速鉄道事業支援

インド高速鉄道事業の進捗（土木、軌道等）を踏まえ、インド高速鉄道公社幹部人材の2022年4月訪日研修実施に向けた研修企画立案、各種調整を行った。

### ② 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上

- **タイでの都市鉄道（レッドライン）の開業**：2021年8月、円借款事業を通じて支援してきたタイの都市鉄道レッドラインが開通した。同レッドラインには日本製の鉄道車両が導入されている。同レッドラインの開業により、バンコク首都圏における自動車交通から公共交通へのモーダルシフトを加速化し、増加する輸送需要への対応、交通渋滞への緩和及び大気汚染の改善が期待される。
- **ベトナムで「鉄道学校における都市鉄道研修能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関するR/Dに署名し協力を開始した**。同国内唯一の都市鉄道人材育成機関である鉄道学校の人材育成・運営能力の強化を通じて、都市鉄道システムの安全かつ効率的な運行に寄与するものである。
- **ケニアで「公共バス運営改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関するR/Dに署名し、協力を開始した**。都市鉄道が整備されていないナイロビ首都圏の公共バスの運行に関する行政と関係機関の役割と機能を明確化し、公共バスの管理体制の構築や、行政及び運営事業者の能力強化を通じて公共バスサービスの質の向上に寄与するものである。

③ コロナ禍で各国との間の往来に制限がある中、以下の協力を精力的に実施した。

- 都市交通政策を担う政府・自治体又は関連機関の職員が、研修を通じて日本の都市鉄道に関する豊富な経験を学び、自国の現状に照らし合わせ、自国にふさわしい都市鉄道の運営体制構築のための改善案を提案することを目的に、課題別研修「都市鉄道の運営」をオンラインで実施した。また、鉄道事業者の基幹要員を対象に、系統ごとの実習を通じて実践的な技術や運営・維持管理手法を学び、自国にいかせるスキルの体得を図ることを目的に「都市鉄道事業者レベルアップ研修」をオンラインで実施した（3か国、11名が参加）。
- 「全世界ポストコロナ社会の公共交通事業の在り方に係る情報収集・確認調査」を実施し、その成果をOECDとADBとともに、オンライン・シンポジウムで発信した。また、成果をパンフレットにまとめ、関係者に配付した。
- フィリピン、ベトナム、バングラデシュでは、それぞれ開業が近づく都市鉄道の運営会社に対して、オンラインと現地活動のハイブリッドにより制度・ガイドラインの策定、運行安全マネジメント等の能力強化支援を実施した。
- インドの「鉄道安全能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、貨物専用鉄道の安全能力強化を継続的に実施した。また、コンゴ民主共和国の運輸港湾公社のエンジニアを対象に、「ディーゼル機関車整備能力強化」の研修をオンラインで実施した。
- ボスニア・ヘルツェゴビナでは、「県公共交通管理及び運営能力強化計画策定プロジェクト」及び「サラエボ県公共交通管理及び運営能力強化計画策定プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、西バルカンの近隣諸都市のベオグラード（セルビア）、ティラナ（アルバニア）、ポドゴリツァ（モンテネグロ）の公共交通局代表や、欧州投資銀行（EIB）、欧州復興開発銀行（EBRD）も参加したオンライン・セミナーやグラーツ（オーストリア）での第三国研修を実施した。
- セルビアでは、「ベオグラード公共交通改善プロジェクト」を通じて、UITP（ベルギー）、EMTA（フランス）、バルセロナ（スペイン）の関係者も参加した現地セミナーを実施した。ハンブルグ（ドイツ）及びロンドン（英国）の第三国研修をオンラインで実施した。
- 「鉄道の運営・維持管理の支援に係るプロジェクト研究」を実施し、開発途上国における鉄道の運営維持管理に係る体制構築等支援及び運営維持管理の実施に係る案件形成の質の向上に資するハンドブック及びパンフレットを作成した。また、開発途上国のニーズを踏まえ、日本の技術や知見等をいかした本邦企業の運営維持管理事業への参入可能性について検討した。

(4) SDGs達成に向けた貢献

SDGs3.6（2030年までの交通事故死者数半減）の達成に向け、道路交通安全分野を五つの重点分野の一つに位置づけて本課題解決に取り組む。また、道路・橋梁整備や交通管制整備などの事業についても交通安全の視点を十分に踏まえた計画・設計を行っている。

SDGsゴール5（ジェンダー平等）の達成に向け、女性の行動特性にも配慮した資金協力事業の計画、設計段階での反映、工事施工期間におけるジェンダー平等事項の記載等を実施、施工に反映するような取組を行っている。

(5) 事業上の課題及び対応方針

道路アセットマネジメント、海上保安、都市公共交通など、開発途上国からのニーズが高い一方、リソース制約もあり全ての要望に応えられない状況である。他方、海上保安分野では長年の海上保安

庁との問題共有の結果、同庁に海外人材育成を専門とするモバイルコーポレーションチームを設立して対応、道路アセットマネジメントでは課題対応プラットフォームを設立して学識経験者、民間企業を巻き込む等の工夫によりリソース制約の克服を進めている。

### No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

エネルギー分野については、開発途上国でのエネルギーアクセスの向上と並行して、低・脱炭素化に向けたエネルギー・トランジションの取組を進めた。前者は、送配電事業者のソフト面及びハード面の強化を支援した。後者は日本政府方針を踏まえて、マスタープラン調査による長期計画の策定や再エネ・省エネ促進のための支援を進めた。資源分野では、長期研修「資源の絆プログラム」を中核として、資源分野の人材育成を継続した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5万人 <sup>17</sup>	113万人	861万人	933万人	234万人	12.4万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数（うち、資源の絆研修実績数）	582人 <sup>18</sup> （うち9人）	559人 （うち17人）	410人 （うち14人）	387人 （うち25人）	175人 （うち17人）	808人 （うち21人）
電力開発に係る新規計画策定数	19件 <sup>19</sup>	10件	8件	4件	3件	5件

#### (1) 安定的で質の高い電力供給とアクセス向上に向けた具体的な施策の実施状況

##### ① エネルギーアクセス向上への貢献

- **電力エネルギー開発計画の策定に係る取組**：電力エネルギーセクターの開発計画策定を通して、エネルギーアクセス向上及び低・脱炭素化に向けた戦略・計画策定を支援した。2021年度は、ブータンでの水力M/P策定支援、タンザニアでの天然ガス普及促進M/P策定支援が完了したほか、バングラデシュ、キューバ等での支援を継続した。チュニジアやモンゴルでの情報収集確認調査を通じて、再生可能エネルギーの導入増加に伴う電力セクターの支援ニーズを把握し、今後の支援案件の形成に取り組んだ。
- 世界的な脱炭素化に向けた潮流の中で、日本政府による「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」と連携し、インドネシアやカンボジア等のアジア諸国におけるエネルギー安定供給の確保や、脱炭素に向けたエネルギーセクターを構築するための戦略策定に関し、今後の案件形成を念頭に置いた情報収集確認調査を実施した。
- TICAD7のフォローとTICAD8を念頭に、サブサハラ・アフリカ地域を対象とした再生可能エネルギー導入促進のための民間資金活用可能性の検討を行い、ナミビア、アンゴラ、ナイジェリア、ボツワナで案件形成に取り組んだ。
- **送配電システムの拡充**：送配電網の計画・拡充を支援し、電力供給の安定化・損失低減・電化に貢献した。パプアニューギニア電力公社を対象に、電力システムシステムの運用・維持管理能力の能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。本事業は、2018年11月に日・米・オーストラリア・ニュージーランド・パプアニューギニア政府により合意された電化パートナーシップ

<sup>17</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>18</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>19</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76件

(PEP : Papua Electrification Partnership) にも貢献するものである。ラオスでは、2020年度から継続して実施しているエネルギー・鉱業省の政策分析・計画・制度に関する組織的・技術的能力や、隣国との電力融通活性化を目的とした電力系統の計画、運用能力の向上を目的とする技術協力に加え、経営危機にある電力公社の経営改善の協力を開始した。これらの協力による相乗効果増大を図り、セクター全体の持続的開発に貢献した。政府及び電力セクターの債務問題が深刻化する同国において、これら支援は、国全体の自立的・安定的発展に直接寄与するものであることに加え、外交的視点からも、日米クリーンエネルギーパートナーシップ (JUCEP : Japan-United States Clean Energy Partnership)、日米メコン電力パートナーシップ (JUMPP : Japan-United States Mekong Power Partnership) に貢献するものである。マラウイにおいて、首都における変電所改修のための無償資金協力「リロングウェ市における変電所改修計画」のG/Aを締結した。ナイジェリアにおいて、配電損失を削減するための技術協力「配電会社能力向上プロジェクト」のR/Dを締結した。このほか、アフリカ域内での電力融通 (パワープール) 能力強化に関する技術協力や資金協力のニーズ整理に着手した。

- **運営・維持管理能力強化に向けた取組**：電力供給の効率性・信頼性向上のため、発電所や送配電網といった設備の運転・維持管理 (O&M) 改善のための支援を行った。ケニアのオルカリア地熱発電所 (有償資金協力で整備) を対象に、デジタル技術 (予兆管理など) を活用したO&M能力強化におけるDXの推進を実施した。モザンビークでは、円借款で建設したガス・コンバインドサイクル (GTCC) 発電所、シエラレオネとリベリアではディーゼル発電所 (無償資金協力で整備) のO&M強化のための技術協力を実施した。これらの案件では、コロナ禍により電力公社の財務状況が厳しくなったことを踏まえ、当初計画を変更し、必要なスペアパーツ購入を支援することとした。パキスタンとバングラデシュでは、コロナ禍により現地渡航ができない状況が続いたものの、ガス火力発電所のO&M強化のための技術協力を所定の成果とともに完了させた。パキスタンで実施している、無償資金協力で供与した保護リレーシミュレーターを活用し、送電系統の運用能力の強化を図るための技術支援では、専門家による現地での能力開発を開始した。また、ウガンダ及びケニアでは、系統運用の信頼度を高めるための技術協力を開始した。赤字経営に悩む開発途上国の電力公社の系統設備等の持続的な運営、維持管理を可能とするため、経営大学院とタイアップした電気事業経営に関する課題別研修を開始した。また、ウズベキスタン、ラオスでは、電力公社を対象に管理会計の仕組み及びそれと連動した組織戦略、事業計画の策定能力、料金設定に係る分析能力や公社経営全般に係る能力強化事業を開始した。
- エネルギー分野課題別研修の帰国研修員を対象としたSNSネットワークを立ち上げた。また、遠隔での効果的な研修実施の方策について検討を行い、送電・変電・配電等の主要分野におけるオンデマンド教材を作成した。

## ② エネルギー利用の低・脱炭素化への貢献

- ▶ **ベトナムでのプロジェクトファイナンス方式により融資を行う初の風力発電事業の開始**：ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」(海外投融資) に対し、ADB等と協調融資の形で融資契約に調印した。本事業は、機構がベトナムの風力発電事業にプロジェクトファイナンス方式により融資を行う初の事業であり、同国の再生可能エネルギー分野で日本企業及び地場企業をはじめとした民間主体の風力発電事業のモデルケースとして、後続案件形成の呼び水効果が期待されるもの。
- **再生可能エネルギー/低炭素電源の導入促進**：地熱等の再生可能エネルギー等の低炭素電源の導入

支援を行った。2020年度から実施しているヨルダンやスリランカでの、変動性再生可能エネルギーの増加を見据えた電力供給安定化のための電力公社の能力強化支援事業では、需要側管理（DSM）等に係る現地でのパイロット事業検討に着手した。ヨルダンでは同国最大規模のムワッカル太陽光発電所が完工した。バヌアツ及びビレソトでは、小水力発電施設を建設する無償資金協力の実施が決定された。これにより、クリーン電力の供給力強化と輸入燃料への依存軽減等の効果が期待される。地熱については、ジブチで試掘支援を実施するとともに、エチオピアでは試掘支援の準備に着手した。ケニアでは、オルカリア以外での地熱資源開発の促進とPPPによる開発促進のための技術協力を開始した。インドネシアでも、新規地熱開発のための技術協力や調査を実施した。ペルーでは探査能力の強化のための協力、エルサルバドルやケニアでは探査技術開発のためのSATREPSを実施したほか、コスタリカでは、これまでの機構の協力を通じて得られた知見をいかし、中南米地域向けの第三国研修を実施機関と共同で実施した。また、脱炭素に向けて今後重要性が高まる水素利用について、新たに課題別研修を開始した。

- **省エネルギー促進に向けた取組**：需要側における省エネルギー促進のための制度構築や人材育成のための支援を行った。エジプトでは、エネルギーデータマネジメントの改善、省エネアクションプランの改定や戦略づくり等を目的とした包括的な技術協力を継続し、石油省の省エネ戦略、エアコンの効果検証デモ、エネルギー消費量の見える化アプリ開発等を実施した。ヨルダンでは省エネ関連省庁・機関を対象に、省エネ政策の策定等に関する実務能力強化のための研修を遠隔で実施したほか、パキスタンでの省エネ基準及びラベリング制度の構築支援では、ラベリング制度の運用に必要となる技術的仕様を提言し、パキスタン政府による採択決定に貢献した。カリコム諸国（ジャマイカ、バルバドス、セントクリストファー・ネイビス）では、省エネルギー促進政策の実現に向けたロードマップの作成支援を継続した。エネルギー多消費産業である製鉄業における省エネを促進するため、日本鉄鋼連盟と協力して同セクターの省エネ案件の形成に取り組んだ。
- COP26以降急速に高まる炭素中立（カーボンニュートラル）において重要なツールとして位置づけられる水素技術について、各国のニーズに迅速に対応すべく、水素利活用に関する課題別研修を直営で計画、実施し、高い評価を得た。

## (2) 資源の絆プログラム他

- 開発途上地域の資源分野（鉱物資源・地熱資源）の人材を育成するとともに、これら人材と日本の資源開発関係者との人的ネットワークを強化し、更には知日派・親日派を育成する目的で、2013年度から日本国内の資源系の大学にて修士/博士号を取得できる「資源の絆プログラム」を実施中である。2021年度には、日本国内産学官のネットワークを強化し、新たに16か国より21名の留学生を受け入れた（累計148名）。コロナ禍においても、リモートでモニタリング面接や修了時プレゼンテーション、特別プログラムを実施し、可能な限り通常のオペレーションとなるよう取り組み、人材育成・ネットワーク強化等を継続した。また、将来有望な人材を受け入れるために、各国における重点対象組織の整理等により、選考プロセスにおける戦略性を強化した。
- 帰国生を含む留学生との関係維持強化に向けた取組として、SNSを活用したネットワーク構築や、定期的な情報発信に取り組んだ。この結果、留学生や帰国生からの情報発信も行われ、双方向での情報交換に寄与する成果が得られた。また、最新の資源分野の動向や帰国後の取組等についての情報共有・議論を行うためのオンラインでの勉強会（絆塾）を立ち上げ、卒業生を中心に延べ

80名ほどが参加した。留学生帰国後のフォローアップ活動については、帰国生が活躍するモザンビークのテテ工科大学やエデュアンド・モンドラーネ大学に対する研究用機材の供与の準備を進めた。

- 「資源の絆プログラム」に加えて、「エネルギー政策」分野における留学生事業を継続し、第1バッチの修士5名を受け入れた。また、第2バッチの候補者（修士4名、博士1名）を選定し、GRIPSにおける受入れを開始した。

### (3) TICAD7への貢献

- サブサハラ・アフリカ地域における未電化地域を対象とした再生可能エネルギー導入促進のための民間資金活用可能性の検討を行い、本邦企業や関連ドナーとの情報交換等を通じてニーズ分析を行った。この結果を踏まえ、民間投資に関する制度政策整備や、事業の初期リスクを緩和するため事業者向けの支援を念頭に、投資環境整備のためのアドバイザー派遣の検討を進めた。加えて、日本企業が投資するオフグリッド事業者に対し、エンドユーザーである農家の生計向上を図るためのノウハウ、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment Promotion）を提供し、料金徴収率の向上に貢献した。
- TICAD8に向けて、グリーン成長に向けたエネルギー・トランジション促進のため、クリーンエネルギーの安定供給、アクセス向上、ビジネス促進の三つの柱を貢献策とする方針で関連案件の形成等の準備を進めた。

### (4) SDGs達成に向けた貢献

- 資源・エネルギー分野の重点目標である「電力アクセス向上」、「エネルギー利用の低・脱炭素化」、「資源分野における人材育成」はいずれもSDGsの目標・指標と整合しており、上記取組を通じて、SDGsのゴール7（すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する）、ゴール12（天然資源の持続可能な管理を達成する）及びゴール13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）に貢献した。また、安価かつ持続的なエネルギーの安定供給は、社会経済の安定と持続的成長のために重要な開発課題であり、その観点でも、エネルギーの有無で影響を受ける数多くのSDGs（質の高い保健、教育、水・衛生サービスの提供など）に貢献した。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

- 世界的な脱炭素に向けた潮流を受け、トランジションに向けた支援が活発化しており、各ドナーによる支援の重複が懸念される。各国政府機関や民間企業等との密な情報交換や連携に取り組む。

## No.1-4 民間セクター開発

アジア地域の産業振興・投資振興分野においてDX推進に係る政策への理解の深化のため製造業高度化に関する研修・セミナー等を実施した。貿易投資促進や経済特区に開発等に係る協力数は160件と第4期中期計画中で最多となった。アジア以外の地域では、アフリカで新型コロナ対策ビジネスコンテストで選出されたスタートアップ69社の実証事業を支援した。高度人材育成機能強化ではエジプト日本科学技術大学で初の学部卒業生を輩出するなど拠点大学での人材育成を推進しつつ、各地域の拠点大学間のネットワークを通じた遠隔教育や共同研究の成果の共有を行った。

「ABEイニシアティブ」では新規に108名を受け入れるとともに、既に来日済みの者も含めて日本企業でのインターンシップや、起業家研修等を実施した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5件 <sup>20</sup>	81件	95件	132件	144件	160件
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5件 <sup>21</sup>	2件	4件	5件	7件	7件

## (1) 産業振興政策の立案と実施能力の向上

### ① アジア地域における投資促進・産業振興

- 産業振興・投資促進政策策定支援
  - ・ バングラデシュで「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて自動車産業振興政策の策定を支援し、同政策が2021年6月に閣議決定された。なお、同政策の策定は、同国への進出に関心のある日系自動車メーカーの進出の実現に向けた環境整備にも資するもの。
  - ・ 経済産業省及びASEAN4か国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）と連携し、各国の製造業におけるDX推進に係る政策の理解を深めるために、最新技術を活用した製造業高度化に関するオンライン研修及びセミナーを実施した。
  - ・ 特許庁と連携し、ベトナム及びインドネシアの特許審査官に対するAI分野や医療分野等の審査実務研修をオンラインで実施した（ベトナム2021年11～12月（21名参加）3月（16名参加）、インドネシア2022年1～2月（43名））。
- 産業人材育成（現地経営者等）
  - ・ キルギス及びウズベキスタンの日本人材開発センター（略称：日本センター）で新たに現地経営者向けの集中コース「経営塾」を開講し、各国の現地経済及び産業の活性化とともに、日本企業とのビジネスの橋渡し役になり得る人材育成に取り組んだ。7か国の日本センターにおいてオンラインと対面（オフライン）を効果的に組み合わせたビジネス人材育成のためのプログラムを継続して実施した。
- 産業人材育成（外国人材受入支援）
  - ・ 日本センター事業の一環として、様々な外国人材受入促進に資する取組を行った。まず、日本での就労希望者や就労経験者、日本側受入企業及び自治体を対象とした新たなサービスの開発に取り組んだ。具体的には、日本での就労を検討する段階にある対象者に向けた受入制度（技能実習制度等）の理解促進を目的とした教材を日・英・ロの3か国語で作成し、YouTubeを利用し配信した。また、特定技能の受入れを進める業界団体の協力を得て、自動車整備、飲食料品製造、ビルメンテナンスの各分野の概要やキャリア紹介に係るオンラインコンテンツを制作した。本邦自治体・企業向けにキルギス、モンゴル、カンボジア、ラオス及びウズベキスタンの各国の人材活用セミナー（オンラインセミナー）を開催し、そのフォローアップとして、キルギスにおいて、日本での就労に関心のある高度人材を対象とし、日本の自治体の魅力を伝えるオンラインセミナー

<sup>20</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154件

<sup>21</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38件



を開催した。加えて、日本のビジネス文化などに焦点を当てた研修を各国で試行的に開催した（キルギス、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン）。そのほか、モンゴル日本センターは茨城県と連携し、県内企業向けにモンゴル人材について紹介するフォーラムなどの実施に協力した。

- 現地企業と本邦企業を含む多様なアクター間のリンケージ形成
  - 日本センター事業として、日本企業と連携した現地企業向けセミナー「日本の長寿企業から学ぶ」を開催し、カンボジア、ラオス及びベトナムから約250名の参加を得た。北陸地域を主な対象とし、ベトナムへの進出を検討する企業向けセミナー（全3回）やオンライン商談会を実施した。神戸情報学院大学の協力を得て、カンボジアのデジタル分野のスタートアップ企業を紹介するセミナーを実施した。さらに、各国の日本センターにおいて、オンライン留学フェアを5か国で開催した。ライブ配信と特設ウェブサイトの構築を行うことで、参加者・アクセス数は2万1,000を超え、参加大学等は56校に拡大した。特にキルギスでは本フェアをきっかけとして、キルギス国立大学と本邦2大学との連携協定締結が実現した。
  - 新しいイノベーションの推進（スタートアップ/起業家支援/デジタル技術活用）
    - インド、ベトナム及びインドネシアの保健・衛生及び農水産分野において、ウィズコロナ、ポストコロナにおいて求められる技術・事業アイデアを有し、社会的インパクトの発現が期待できる現地スタートアップ266社の中から6社を選定して事業化を支援した。
    - モンゴル及びラオスの日本センターにおいても、現地スタートアップを対象とするビジネスコンテストを開催し、応募のあった246社から18社を選定し、アクセラレーションプログラム（短期間で事業を成長させるためのプログラム）を提供して支援した。カンボジア日本センターでは、16社に対し有料のアクセラレーションプログラムを提供した。プログラムに参加したモンゴルスタートアップ2社、カンボジアのスタートアップ6社は、アクセラレーションプログラムを契機に外部組織からの資金調達に成功しビジネスを拡大することができた。
    - スタートアップエコシステムの形成途上のアジアの都市としてインドネシアのスラバヤ市と、日本の先進地方都市である福岡市との間で遠隔セミナーを実施し、行政のインキュベーター機能についての相互学習、関係構築・深化の機会を提供した。
    - 東京大学とインド3大学・大学院（インド工科大学カンプール校（IIT-K）、同マドラス校（IIT-M）、インド経営大学院大学カルカッタ校（IIM-C））間の連携事業の企画・実施を支援し、東京大学の次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）におけるピッチイベントに、インドのチームが試行的に参加することにつながった。
    - 日本経済新聞社と連携し、デジタル技術を活用したビジネスをインド経営者等に紹介するビジネスセミナーを3回開催し、各回80名程度の参加を得た。

## ② アジア地域以外における起業家・企業育成

- **アフリカ地域のスタートアップ企業支援**：2020年度にアフリカで実施した新型コロナ対策ビジネスコンテスト（NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19）において、19か国2,713件の応募の中から優秀企業として選出された69社を対象として、2021年度にビジネスプランの実効性を確認するための実証事業を支援した。また、主にケニアやウガンダ等でビジネスを展開しているスタートアップ企業計15社を対象としてアクセラレーションプログラムを実施し、対象企業の事業を広く周知するデモ・デイを開催するなど、資金調達や事業提携につながる機会を提供した。新型コロナ対策ビジネスコンテストの優秀企業のうち、コートジボワールのモジャライド

(Moja Ride) 社に対し、アフリカ54か国で事業を展開する豊田通商(株)が5万ドル相当を出資したほか、ガーナのトランソニカ (TranSoniCa) 社に対し楽天グループ(株)が半年間のメンタリング機会を提供したりするなど、新規ステークホルダーの開拓につながっている。

- ▶ **カイゼン・イニシアティブの推進**：2021年アフリカカイゼン年次会合を3日間にわたり開催し、政策立案者（大臣等）や企業家、アフリカでカイゼンに取り組んでいる機関から延べ770名が参加した。アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）行動計画（2021～2025年）の下、共通のカリキュラム・教材整備、共通KPI（Key Performance Indicator）や認証制度、年次会合やカイゼン・アワードの制度化、カイゼン普及の中核拠点（Center of Excellence）機能の強化策等について議論し、方針（コミュニケ）を取りまとめた。
- カメルーンのカイゼンプロジェクトでは、プロジェクトで育成した現地コンサルタントを、UNDPプロジェクトに派遣し、中央アフリカ、マリ等周辺国の41の縫製企業・組合を対象に、252人の若年雇用者を指導・育成し、新型コロナ対応のための医療マスク26万7,000個を製造した。カイゼン普及におけるUNDPとの連携及び南南協力により、周辺国の新型コロナ対策に迅速に対応することができた。
- チュニジアのカイゼンプロジェクトでは、UNDPを通じリビア政府関係者とリビア企業30社をチュニジアに招へいし、カイゼン研修を実施した。カイゼンの更なる普及とともにリビアの復興と安定化への貢献を目指し、チュニジア政府やUNDPと連携して取り組んだ。
- ケニア「企業競争力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において経営指導員のための研修プログラム教材や現場の企業診断を目的とした「Web経営診断カルテシステム」を開発し、中小零細企業経営者に対する研修・経営相談等を実施しているケニアビジネス研修所（KIBT）等の経営指導員30名に対し、同システムに関する研修を行った。日本人専門家による助言・指導の下、研修を受けた経営指導員により、パイロット企業12社に対するコンサルテーションサービスが提供された。

### ③ 持続可能な観光開発

- ヨルダン「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、ペトラ地域における持続可能な観光開発を目的とした観光マスタープランの作成を支援した。同様のコンセプトで、キルギスにおいても観光マスタープラン作成を支援すべく、「キルギス国チュイ州世界遺産を活用した地域開発・観光促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを署名した。
- モルディブ及びドミニカ共和国において、世界観光機関（UNWTO）と協働し、ウィズコロナ、ポストコロナにおける観光リカバリー計画の策定の支援を開始した。ドミニカ共和国については2022年2月に計画を策定済みであり、その後、カリブ地域諸国に普及・展開された。この観光リカバリー計画策定支援をパイロット事業として位置づけつつ、UNWTOと連携して取り組んでいる「観光開発SDGs効果測定指標ツールキット」の策定作業については、ウィズコロナ、ポストコロナの観光振興策に則した内容になるよう各指標の改訂作業を進めた。
- 2021年10月にJICA-Netマルチメディア教材「観光危機管理～ニューノーマルにおける観光開発～」を公開した。観光レジリエンスの強化に貢献すべく、官民間問わず世界の観光産業に携わる全ての関係者にとって有用となる教材を作成した。国連世界観光機関（UNWTO）は「本コンテンツは観光危機管理の実践方法を四つのフェーズに分けて説明するもので、観光セクターの強じん性を強

化する上でも極めて重要。UNWTO内外にもこのコンテンツを広く共有していく」と本JICA-Net教材を高く評価している。

## (2) 高度人材等育成機能の強化

### ① アジアにおける高度人材

- マレーシア、東ティモール、ベトナム等での既存の取組に加え、インドでは後続案件を開始した。これら案件を通じて、日本の経験を踏まえた研究室中心教育（LBE：Laboratory-Based Education）や、産業界との連携に向けた体制の基盤づくりを促進するとともに、教育・研究能力の強化や高度人材育成に貢献した。
- アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）で、修士及び博士課程のジョイントディグリーやダブルディグリープログラムを含む国際共同教育プログラムの実施や、コロナ禍における研究・遠隔教育の強化に向けた体制整備を通じ、東南アジアと日本の工学系トップ大学間のネットワークを強化した。また、コロナ禍においても遠隔で開催した分野別学術会議では、東南アジア地域だけではなくインド工科大学ハイデラバード校（IITH：Indian Institute of Technology Hyderabad）やエジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）、ケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology）/汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）などの各地域の拠点大学、及び日本のトップ大学をつなぐことにより、インド太平洋地域にまたがる高度人材のネットワークを構築した。さらに、コロナ禍を踏まえ、SEED-Netメンバー大学、マレーシア日本国際工科院（MJIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）、E-JUST、JKUATなどにおいて、ビル内の汚染物質を感知して換気を促すスマートモニタリングシステムやマスクなど防護布用抗菌素材の開発など、コロナ禍に対応した研究を推進した。各地域の拠点大学間の連携や情報共有の観点から、MJIT、E-JUST、JKUATの3大学間でのコロナ対策研究の合同成果発表会を開催した。
- 長期研修「科学技術イノベーション人材育成」を通じ、カンボジア、東ティモール、ラオス、ベトナム、ケニア、エジプトの拠点大学から当該国の高度人材育成に貢献する人材各1名（ケニアからは2名）が本邦大学大学院へ留学した。

### ② アフリカにおける高度人材

- 「ABEイニシアティブ」：2019年のTICAD7において、日本政府は「ABEイニシアティブ3.0」を打ち出し、日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することを発表している。この公約の達成に貢献すべく、機構は2021年度にアフリカから94名の研修員を日本に受け入れるとともに、コロナ禍で来日が難しい14名に対し、本プログラムに遠隔で参加できるようにした。また、「ABEイニシアティブ3.0」の下で開始されたビジネス・プログラムとして、「ABEイニシアティブ」以外の長期研修員を含む計412名に対して、日本企業との交流会等のネットワーキング機会の提供や、起業家育成研修等、ビジネススキル向上のためのビジネス・プログラムを提供した。このうち158名に対しては、日本企業での短期インターンシップも提供した。また、帰国研修員へのフォローアップ活動として、帰国研修員が日本企業等に対して研修の成果やビジネスアイデアを共有することで、帰国研修員と日本企業、帰国研修員間の関係強化を図るネットワーキングイベントを20か国で実施した。このほか、日本企業への就職を希望する帰国研修員延べ134名

に対し、日本企業文化に関する講義や、日本企業に就職した帰国研修員や日本企業との交流会等の追加プログラムを提供した。これら取組の成果として、カメルーン帰国研修員9名が協働して、日本で学んだ知見をいかして母国の食品供給の課題解決に挑んだ事例や、モロッコの日系企業に就職した帰国研修員が、国連工業開発機関（UNIDO）の支援を得て実施する新型コロナウイルス等感染症対策のための企業活動において活躍している事例等が確認された。

- アフリカ域内の拠点大学としてJKUAT及びE-JUSTの教育・研究能力強化支援を継続実施した。JKUATに対しては、JKUATに設置されたPAUの東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI：Pan African University Institute for Basic Sciences, Technology and Innovation）にて、アフリカの発展に貢献する高度人材育成の更なる促進を図るため、「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AUネットワークプロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）を実施した。PAUSTIでは2021年度末までに累計で修士課程修了生313名及び博士課程修了生105名を輩出した。また、2022年3月末時点の就学者数は約35か国234名（修士124名及び博士課程110名）となった。上述した東南アジア地域の拠点大学とのネットワークに加え、JKUAT主体で国際会議「2021 Sustainable Research and Innovation Conference」を2021年10月に開催し、同国際会議には、ケニア国内外の高等教育機関から工学系分野を専攻する学生が参加したほか、SEED-Netメンバー校であるホーチミン市工科大学が参加した。加えて、JKUATとケニア周辺国の大学との大学間の交流協定も活用した形でのJKUATへの留学生受け入れを行うなど、アフリカ域内でのネットワークも活用した活動を促進したほか、JKUATの土木学科によるソマリア公共事業・国土再建省の行政官向けの第三国研修の実施を支援した。
- E-JUSTではこれまで累計で修士139名、博士251名、計390名（2021年は修士25名及び博士26名、計51名）、開学以降初めて国際ビジネス・人文学部学士18名、工学部学士46名を輩出した。また、TICAD7において日本政府が発表した「横浜行動計画2019」及び「TICAD7における日本の取組」の一環として「アフリカSTI高度人材育成のための留学プログラム」において、2021年度は54名の留学生を受け入れられたほか、2022年3月末時点でアフリカ12か国から90名の留学生（修士88名、博士2名）が就学している。

### (3) 海外直接投資の促進に向けた取組

- **デジタル技術活用推進等**：バングラデシュ「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、経済特区の開発状況を一元的に把握・管理できるモニタリングシステムを試行導入中である。また、同システムの本格導入を含む後継協力案件「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」を立ち上げた。
- **投資促進オンラインセミナーの開催**：課題別研修「投資促進・ビジネス環境整備（準高級）」の一環として、日本投資家向けの海外進出セミナーをオンライン開催し、研修に参加した19か国から投資に向けたアピールが行われた。参加者は延べ約200名に上り、コロナ禍においても各国への投資促進の機会を提供することができた。

### (4) SDGs達成に向けた貢献

新型コロナによる途上国の中小企業への負の影響が継続する中、引き続きカイゼン・イニシアティブの推進や、新型コロナ対策に関連したビジネスコンテストの開催及び選抜企業による実証事業への支援など、民間セクターの事業継続と起業家・スタートアップ育成に資する支援を行った。これらは

SDGsゴール8（カイゼンはターゲット8-2、スタートアップ支援はターゲット8-3と関連）の達成に貢献するものである。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODAによる開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、ODAを活用した社会的起業家支援・インパクト投資推進に向けた取組に関する外務省と機構の勉強会を開始し、検討を進める。

### No.1-5 農林水産業振興

フード・バリューチェーン（FVC）構築・強化のため、プロジェクトや個別専門家派遣を行った。FVC関連事業数は21件と2020年度に続き高い水準で推移している。市場志向型農業振興（SHEP）では国際ワークショップや国際機関・NGOと連携し、アフリカ、中東、南米で人材育成の取組に加え、研究による普及強化の分析も行った。民間企業との連携によりアフリカの農業生産性向上を目的とするイノベーションセンターの設立準備、また産学官連携プラットフォームや帰国者を含む農業分野の留学生とのネットワーク強化を図り多様なパートナーとの協働強化を進めた。

関連指標	基準値		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
小農による市場志向型農業の推進（SHEPアプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数	20か国 <sup>22</sup>	13か国	14か国	21か国	12か国	8か国
	研修人数・技術指導者	1,300人 <sup>23</sup>	2,730人	5,175人	5,656人	5,292人	4,803人
	小規模農民	3万人 <sup>24</sup>	17,913人	49,664人	62,957人	13,270人	45,450人
	FVCに関連する事業の数（新規）	4件	7件	5件 <sup>25</sup>	13件	20件	21件

## (1) フードバリューチェーン（FVC）の改善や農産物の付加価値向上に向けた具体的な施策の実施状況

- ASEANにおけるFVC構築・強化を目指す「ASEAN-JICAフードバリューチェーン（FVC）開発支援プロジェクト（仮称）」（技術協力プロジェクト）の形成に向けてASEAN事務局と継続的に協議を行い、10月にASEAN事務局より要請書が提出された。これを受け、2022年度の案件開始に向けた準備を進めた。
- FVCの構築・強化に向け、インドネシア、スリランカ、ブラジル等において新規技術協力プロジェクトを開始したほか、グアテマラ、バングラデシュ、ボリビア、タンザニアに個別専門家を派遣した。
- 東南アジア及びアフリカにおいて、新型コロナウイルス感染拡大がFVCに及ぼした影響を調査・分析するため、4件の情報収集・確認調査を実施した。対象国における新型コロナウイルス感染拡大が農畜水産バリューチェーンに与えた影響について情報収集・分析を行ったほか、東南アジア地域では5件のパイ

<sup>22</sup> TICAD V目標値の2014年度から2015年度実績

<sup>23</sup> 同上

<sup>24</sup> 同上

<sup>25</sup> 第4期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初4年間の（2012-2015）実績は、17件

ロット事業の実施を通じ、ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるより強じんなFVC構築に係る支援の在り方について政策提言を取りまとめた。

## (2) 小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの展開

- 従来のアフリカ向け研修コースに加え、アジア（10か国）及び中南米（10か国）を対象とした研修コースを新設したことにより、SHEPアプローチ展開国は34か国となった。また、英語圏アフリカ、中東、アジアを対象としたにオンラインによる国際ワークショップを開催し、約600名の参加者（開発パートナー、各国農業大臣や普及局長など）を得て、国ごとの取組状況の発表と意見交換を通じて知見の共有を図った。マリ、ナイジェリア、マラウイ、ブルキナファソ、エチオピア等では、IFADやササカワ・アフリカ財団との間でSHEPを通じた連携が進み、関係者に対するSHEPセミナーを実施した。ボリビアでは、現地NGO等に対するSHEPセミナーを開催し、現地ボランティアを育成した。グローバル農業普及フォーラム（GFRAS：Global Forum for Rural Advisory Services<sup>26</sup>）が運営する普及サービスのナレッジサイトにSHEPアプローチが掲載された。
- FAOと国際食料政策研究所（IFPRI：The International Food Policy Research Institute）が発行する農業人材投資レポートにSHEPアプローチの論文が掲載された。IFADとの連携事業は9か国となり、IFAD関係者向けのSHEPセミナーを開催し120名以上の参加を得た。
- これらを通じ、SHEPが世界中の多くの関係者に用いられるようになっており、小規模農家に対するSHEPアプローチの普及が進められ、「売るために作る」ことへの理解・知見習得が促進された結果、農家の生計向上の機会が増大した。

## (3) アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの取組推進

- TICAD7で発表した「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けて、二つの調査を実施した。デジタル化基盤構築に関する調査では、コロナ禍の影響により遠隔による調査を実施し、その結果を踏まえ官民連携の具体策の検討を行った。また、9月にJICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）分科会等との共催による農業ワーキンググループ会合において、調査結果や官民連携の具体策について広く共有するとともに、アンケートを通じ、より具体的な関心領域や機構に対する期待について情報収集を行った。
- 先進農業技術（農業機械等）の導入促進に係る調査では、農業機械の展示等を行う「日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT：Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology）」の設置に向け、4か国で現地調査を行い、前述のワーキンググループ会合で調査結果を共有した。また、特にタンザニアに対する本邦民間企業の関心が高いことから、11月に現地政府関係者と本邦民間企業をつなぎ、双方の期待や方向性をすり合わせることを目的としたオンラインセミナーを開催した。

<sup>26</sup> GFRASは、FAO、IFAD等が出資し、世界中に18の地域グループを展開し、1,000人の関係者で成り立っている農村普及のためのナレッジネットワークである。欧米・アジア等多くの開発パートナーと連携しており、地域定例会合には革新的な農村開発・農業普及について事例共有や議論をすべく、各国の農業大臣が出席し、このネットワークが持つ農業普及のナレッジサイトは全世界の農業普及関係者に参照されている。

(4) 農林水産分野の人材育成と産学官連携の一層の推進（JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）、食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）、農学知的支援ネットワーク（JISNAS）との連携）

- **JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）**：2020年度に引き続きオンライン会議を活用し活動を継続した。2021年度は、日本の地方創生、アフリカ・フードバリューチェーン、農業とレジリエンス（気候変動の農業・農村への影響）等のテーマで分科会及びフォーラムを開催し、延べ764人が参加した。民間企業、研究機関、省庁との連携を強化する取組として、外国人材受入れ支援に係る機構事業の経験共有や民間企業のアフリカ展開に資する調査の実施及び結果の共有を行ったほか、食と農の分野にも大きく影響する気候変動に係るレジリエンス強化など、昨今の重要な課題に関する情報・知見の共有の機会を継続的に提供した。また、メールマガジンの発信（8本）、JiPFA会員の主催するシンポジウム及びフォーラムの周知（国際農林業水産センター4件、農研機構2件、国際農業開発基金1件、民間企業1件、一般社団法人1件）、会員以外にも日本貿易振興会（JETRO）や農林水産省からの案内の周知（各1件）を行い、情報発信の機能を果たした。
- **長期研修プログラム「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」**：「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」は、将来の農業・農村開発を支え、日本との懸け橋となる知日・親日のトップリーダー・中核的人材の育成を目的とする長期研修プログラム（留学生事業）である。2021年度は28名の長期研修員を受け入れた。また、2021年度より、Agri-Net研修員及び人材育成奨学計画（JDS）を含む農林水産分野のJICA長期研修員（留学生）を対象に、研修員及び関係者間のネットワーク構築を目的とし、LinkedIn（SNS）ページ（Agri-network）を開設し、帰国研修員を含め約176名が登録している。このネットワークを基に月次セミナーを開催し、日本の経験や機構の取組に関する講義、機構職員や開発コンサルタントとの座談会など、留学生の日本及び機構事業に対する理解促進や人的交流を進めた。2021年度は11回開催し、1回当たり留学生約40名、日本人約10名の計50名が参加した。留学生からは、自身の研究に資する研究分野以外の新しい知見を得られた、コロナ禍で知り合う機会が減っている日本人との情報・意見交換の場となった等の感想が寄せられ、留学生事業の戦略的活用のベースとなる、留学生との絆の維持・強化に寄与した。
- **農学知的支援ネットワーク（JISNAS）との連携**：「農学系留学生ネットワークを活用した新たな国際教育・研究協力の展開」をテーマとした第10回JICA-JISNASフォーラムをオンライン形式で実施し、大学をはじめとする関係機関から約80名が参加した。Agri-NetプログラムをはじめとするJICA留学生事業の戦略性強化、大学における留学生ネットワークの活用事例などが紹介された上で、留学生ネットワークを活用した国際教育・研究協力の方策や、産学官連携による課題解決について、活発な意見交換がなされた。フォーラムの結果は機構ウェブサイトに掲載し、周知した。

(5) SDGs達成に向けた貢献

- **フードバリューチェーン**：コロナ禍の中、複数の新規案件を開始するとともに、遠隔により詳細計画策定調査を行い、案件形成を進めた。東南アジアにおける新型コロナウイルスの感染拡大が農畜水産バリューチェーンに与えた影響について情報収集・分析を行い、ウィズコロナ、ポストコロナ社会における、より強じんなFVC構築に係る支援の在り方について政策提言を取りまとめた。これらの取組は、バリューチェーン上にある、小規模農家や消費者など各ステークホルダーの生計安定や食料安全保障に資するものであり、SDGsゴール1及び2に貢献する。
- **SHEP**：国際機関、NGO、民間企業など多様なパートナーとの連携により、2020年度に引き続き

SHEPアプローチの普及と「ふつう化」（農業普及において「農家が市場を知り、主体的に経営マインドをもって営農するようになること」を当たり前のものとして扱えるようになること）が進められた。その結果、情報の非対称性の解消による小規模農家の権利強化を含め、小規模農家の生計向上につながる機会が増加しており、SDGsゴール1、2、8及び17に貢献する。

- **アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの取組推進**：アフリカにおける先進農業技術の導入に向け、「日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）」の設置を推進している。これらは安定的な食料生産及び農家の労働力軽減に寄与するものであり、SDGsゴール1、2及び17に貢献する。
- **農林水産分野の人材育成と産学官連携の一層の推進**：JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）では、農業分野における外国人材受入れ支援の事例共有、アフリカのフードバリューチェーン及び農業機械利用促進に係る調査結果の共有、農業分野における気候変動に対するレジリエンス強化の取組の共有等を行った。これらはSDGsゴール1、2及び13に貢献するものである。Agri-Netをはじめとする留学生事業の戦略的実施や農学知的支援ネットワーク（JISNAS）との連携強化の取組は、SDGsゴール4（農林水産業分野におけるターゲット4.7）に貢献する。

## (6) 事業上の課題及び対応方針

新興国や開発途上国の小規模農家、消費者、その他食料システムに携わる全てのステークホルダーの生計向上を実現するには、他の国際機関、NGO、民間企業との情報・知見の共有や具体的な連携活動の更なる強化とともに、小規模農家や普及員等の経済面及び技術面での能力を考慮した新技術の導入・展開が課題である。これらの課題への対応方針として、主要ターゲットである小規模農家及び普及員等について、生産性向上や重労働からの解放に資する技術の導入とそれに伴う負担増加を発生させない手法を検討し、普及を図っていくことが重要である。具体的には、デジタル技術を用いた情報共有や意思決定の迅速化の実現に向けた検討、国内外の大学や研究機関との連携により科学的エビデンスに基づく協力体制の強化を検討する。

### No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

アジアでは、域内連結性強化に資する税関手続迅速化・近代化支援、税務行政能力強化・公共投資管理強化・債務管理強化による財政基盤強化支援、金融システムの健全な育成に向けた支援を実施した。また、アフリカでは、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）推進や税関行政強化支援、債務管理強化等の支援を実施した。さらに、世界税関機構と連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州に対する関税収入強化に向けて支援した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328人 <sup>27</sup>	393人	319人	265人	49人	246人

## (1) 経済活動を支える金融市場/システムの育成推進

- **資本市場整備支援**：ベトナム、モンゴルにおいて、資本市場の育成及び監督当局の能力開発等、金融機能強化に資する支援を実施した。ベトナムでは「株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、証券法の改正に合わせ検討が必要な

<sup>27</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）平均



実質上場基準、市場区分等に係る研修や、市場監視に係るマニュアル作成支援を実施している。モンゴルでは「資本市場規制・監督能力向上プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を通じ、社債の店頭市場に係る規制案の提案等、モンゴル資本市場の育成に必要な支援を実施した。

- **フィリピン信用リスクデータベース構築**：担保に依存しない融資促進を通じた中小企業振興や金融システム強化を図るべく、「企業信用リスクデータベース構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、現地の協力金融機関が所有する企業財務データの収集・分析を通じ、信用格付モデルの構築を進めた。
- **ベトナム国際財務報告基準（IFRS）導入支援**：国際財務報告基準（IFRS）適用を通じて企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力の向上を図るべく、「国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、IFRS導入に伴うベトナムの法体系への影響調査や、IFRS適用の制度設計に係る予備的検討等を進めた。
- **フィリピン中央銀行に対する金融政策等支援**：フィリピンでは、中央銀行の金融政策に関わる課題・支援ニーズ（マクロ経済推計、国際収支、金融政策オペレーション等）特定を目的とする調査を実施し、同調査結果を踏まえ、中央銀行向け支援を開始した。

## (2) 財政基盤の強化

- **国内歳入強化に向けた税務行政支援**：各国の発展段階や置かれた環境に基づくニーズにきめ細やかに対応し、インドネシア（日本の査察制度、調査審理制度、デジタルエコノミー課税等に関するオンラインセミナーでの議論等）、ラオス（納税者管理、納税者サービスの改善等）、ベトナム（税務調査、納税者管理の改善等）、タンザニア（税務当局の人事研修制度改善）、ドミニカ共和国（本庁・税務署間の業務プロセス改善等）等において、税務実務や納税者管理等の税務行政改善を目的とする協力を引き続き実施した。モンゴルでも改正税法の執行能力強化を目的とする後継案件を実施するとともに、「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援にかかる情報収集・確認調査」を通じて、データを活用して法人税や付加価値税の過少申告事例を特定するパイロット事業を実施している。また、フィリピンにおいては、国際課税に関わる税務調査改善等を目的とする「税務行政能力向上アドバイザー」（個別専門家）を開始した。
- **公共投資管理、債務管理の強化に向けた支援**：公共投資管理強化に向けた支援では、特にアジア地域において、公共投資事業の効率的な計画・実施が課題になっているモンゴル、バングラデシュ、ラオス、スリランカ等で引き続き支援するとともに、パプアニューギニア、ソロモンの新規案件を開始し、マラウイでも新規案件の準備を行った。これらの取組は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の下、インフラ・ガバナンス強化に貢献するものとして期待されており、予算の裏づけを持つ公共事業が計画・実施されるようになることを通じて、公共事業予算が過度な財政負担とならないことが担保でき、その結果として債務持続性の改善にも資するものである。また、TICAD7において、日本としてアフリカ諸国の債務持続性の確保に協力することが表明されたことを受けて、エチオピアで債務管理アドバイザーの活動を開始した。

## (3) 関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化の推進

- **アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）推進につながる貿易円滑化支援**：これまで機構の支援により One Stop Border Post（OSBP）正式稼働が実現したケニア・タンザニア間のナマンガ国境やルワン

ダータンザニア間のルスモ国境の実績を踏まえ、ケニアーウガンダ間のマラバ国境やウガンダールワンダ間のガトゥナ・カトゥナ国境などの他国境へのOSBP導入支援を実施した。また、ザンビア、ジンバブエ、ボツワナなどの南部アフリカ地域において、ザンビアージンバブエ間のチルンド国境やザンビアーボツワナ間のカズングラ国境に対しても、東部アフリカ地域と同様にOSBP運用化支援を開始した。さらに、WCOと連携し、特にアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の円滑な実施・推進に必要となる原産地規則に関する指導員（マスター・トレーナー）養成を目的として、東部・南部アフリカ及び西部アフリカに対する研修を開始した。加えて、東部アフリカ域内の国境管理能力強化に資する検査及び取締関連機材整備のための無償資金協力の側面支援（機材の活用に係る講義、実習等）を実施している。南スーダンでは、国際標準に沿った関税コードを導入するとともに、域内の連結性向上に向けた原産地規則の導入を含む新たな支援を継続している。

- **ASEAN域内の連結性向上に向けた税関分野支援**：タイでは、税関職員の能力向上と税関当局の研修能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。また、ラオスではリスク管理分野の業務改善を通じた通関手続きの円滑化を目的とする技術協力プロジェクトを開始した。加えて、無償資金協力により整備され、2016年に稼働開始したミャンマー通関システムの効果的な運用による税関業務の改善や、事後調査を含む税関行政能力強化を引き続き支援している。あわせて、カンボジアやフィリピンでは、税関業務近代化を目的として、特に貿易円滑化やAEO（Authorized Economic Operator）、原産地規則、リスク管理を中心とした業務に従事する専門家を派遣した。これらの支援に加え、カンボジアを中心とするメコン地域の連結性強化に向けて必要となる、国境における通関手続の迅速化に向けた調査を実施した。これらの支援及び調査結果の活用を通じて、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けたASEAN域内の連結性向上が期待される。
- **大洋州に対する税関近代化に向けた支援**：世界税関機構（WCO）と連携し、大洋州の6か国に対し、自由で開かれたインド太平洋に基づく歳入強化（関税収入強化）に向けた税関近代化支援を開始した。本協力を通じて、税関行政改善に資する指導員（マスター・トレーナー）の養成を目指し、特に関税分類と関税評価の2分野に対する技術支援を行っている。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット8.a（後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上地域、特に後発開発途上地域に対する貿易のための援助を拡大する）に資する案件として、既述のとおり、通関システムを含むASEAN諸国に対する税関分野能力向上やアフリカ地域でのOSBP推進や税関分野人材育成を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に資する案件として、既述のとおり、公共投資管理に係る能力強化支援を実施した。
- SDGsターゲット17.1（課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源動員を強化する）に資する案件として、既述のとおり、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

公共財政管理・金融市場等整備分野についてはこれら技術協力を担える人材が希少であることが課題である。この課題に対する対応方針として、従来から各種研修を通じた人材リソースの裾野拡大、

国内関係機関への発信・働きかけ等を通じ人材の発掘に努めるとともに、IMF等に日本政府が出資する基金による技術協力等との連携強化を図ってきているが、今後も引き続き、他機関との連携も含めて人材の発掘に注力する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進することを期待する。

また、ポストコロナにおいて、ICT・DXはさらにその重要性を増すと考えられるところ、各分野でのDX活用に加え、サイバーセキュリティを含む途上国におけるICT基盤の整備に係る取組がより一層拡充することを期待する。その際、本邦技術の活用可能性にも留意し、関係機関等とも連携の上で取組を進められたい。

加えて、エネルギー分野の協力は日本の気候変動対策支援において重要な要素であり、政府として2021年から5年間で官民合わせて6.5兆円の支援を実施するとのコミットメントにも留意しつつ、再生可能エネルギー等に関する取組を積極的に展開することを期待する。

### (2) 対応

上述のとおり、道路アセットマネジメントに関する協力、地域の連結性強化のための港湾・空港整備及び運営維持管理や海上保安等に係る協力、並びに都市鉄道の運営・維持管理に係る協力等を引き続き推進した。STI・DX室を中心に約30件のDX案件の推進支援を実施し、事業デジタル技術の活用を促進するとともに、各事業部と連携し、医療分野（遠隔ICU支援の形成と実施）、都市・防災分野（都市防災データの利活用案件の形成）、行政分野（国民ID制度案件の形成）等での新しい事業形成を推進した。サイバーセキュリティ分野においては、アジア地域を中心に10か国とのコンサルテーション、セミナー等の実施に加え、課題別研修も5件と幅広い分野を対象に実施。また、総務省の主催するデジタル経済展開プラットフォーム等とも連携しながら、10件の本邦企業のデジタルソリューション（水道管AI予測、デジタル通貨等）の活用が各種機構事業、調査で活用された。

また、地熱等の再エネ導入促進やこれを可能とする送配系統の強化について、実施中案件や新規案件形成に注力した。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、TICADVIナイロビ宣言、TICAD7横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略2018、成長戦略、自由で開かれたインド太平洋、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、海外展開戦略（水）
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130万人 <sup>28</sup> (2016-2018)	-	44.3万人	44.7万人	-	-	-
学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数	1,000万人 <sup>29</sup> (2017-2021)	10万人	324万人	498万人	346万人	317万人	12.6万人
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）			18,153	20,598	17,940	14,896	31,874 <sup>30</sup>

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症等の公衆衛生上の危機への対応を強化するため、強靱なUHCの達成を目標に、保健医療システム強化や母子保健の向上、栄養の改善、安全な水の確保を含めて、予防・警戒・治療を柱とする「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進する。</li> </ul> <p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage、以下「UHC」という。）を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、「UHC東京宣言」等の</li> </ul>

<sup>28</sup> 日本政府公約であるTICAD VIの達成目標を基に、機構貢献分を65%として想定して設定する。TICAD VIの目標値（2016～2018年に200万人）に対し、機構の目標値130万人を2018年度までに133.2万人で達成済。

<sup>29</sup> 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均200万人/年

<sup>30</sup> 暫定値

下、UHC達成のため強靱な保健システム強化に取り組む。また、裨益対象国による周辺国のUHC達成のための支援を行う。

- 効果的な非感染性疾患対策を継続的に実施するための保健システム強化や人材育成に引き続き取り組む。また、高齢化が進展する国においては、高齢者に対する医療・介護も視野に入れた保健システムの強化を支援する。
- 特に、主要国際会議において、日本政府として推奨すべき政策や、同政策に基づくODAを通じた具体的な貢献策の検討プロセスに参画し、会議成果（宣言文等）の取りまとめに貢献するとともに、会議を通じて機構の事業経験から得られた知見を発信する等の知的貢献を行う。
- また、G20やTICAD7等の主要国際会議等でのUHCに関連した政府公約や発表を具現化するための事業を形成、実施する。

#### イ 感染症対策の強化

- 新型コロナウイルスを含む感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）の遵守を促進する。
- 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病管理予防センター及び国際獣疫事務局と連携し、域内の検査室やサーベイランスネットワークの強化等を支援する。実施中の技術協力や長期研修（留学）制度を活用した地球規模での感染症対策に係る人材育成を通じて、各国の検査及び研究能力の強化を図る。
- 突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行うとともに、国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化に取り組む。

#### ウ 母子保健の向上

- 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に継続して取り組む。
- 母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて、国際会議等で内容を周知することに加え、各国でガイドラインを実施に移す際に有用な実施ガイドの策定を進める。
- 母子手帳の更なる国際展開に向け、WHO、UNICEF等との連携を密にし、調整プラットフォームや、実施ガイド策定時のステークホルダー会議の開催等を通じ、各国への支援が効率的に行える枠組みを形成する。

#### エ 栄養の改善

- TICAD7で採択された「IFNA横浜宣言2019」が目指す「アフリカの子ども2億人の栄養改善のためのIFNAの全アフリカ展開」を念頭に、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。）の取組をアフリカ各国で推進するべく、これらの国々や地域経済共同体、支援機関を対象としたパートナー会合や広域研修を実施する。また、IFNAに貢献する栄養関連の事業を着実に形成・実施するとともに、農業・農村開発分野等の事業への栄養の視点の導入を推進する。
- 2021年12月に開催予定の東京栄養サミット2021（Tokyo Nutrition for Growth（N4G）Summit 2021）で合意される予定の「東京コンパクト」で目指す栄養目標に貢献するため、IFNAに加えて「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動を更に進め、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を推進する。

#### オ 安全な水と衛生の向上

- 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技

術の向上に向けた事業を実施する。

- 特に、短期的には水・衛生分野における新型コロナウイルス感染症対策の支援を継続しつつ、SDGs達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチに基づき、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施する。
- 水資源管理に関する日本の開発経験を開発途上地域向けの教材として完成させるとともに、統合水資源管理に関する機構事業の取組方針を取りまとめ、メコン川流域等の水資源管理に関する課題解決に取り組む。

#### カ 万人のための質の高い教育

- 「平和と成長のための学びの戦略」に貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に引き続き取り組む。
- 特に、新型コロナウイルス感染症により子どもの学習機会が脅かされる中、質の高い教科書・教材の開発にデジタル化も視野に入れて取り組むほか、学校における衛生環境の改善及び衛生啓発活動、コミュニティと学校の協働による教育モデルの開発及び展開、特別活動や日本の学校運営等を通じた日本式教育、非認知能力向上に向けた取組の導入・展開のための事業を実施する。また、特にアジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及び女子を主な裨益対象とするノンフォーマル教育に係る事業を継続して実施する。
- 世界銀行（特にHuman Capital Project）、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）、UNICEF等パートナー機関との連携を引き続き強化する。

#### キ スポーツ

- 「スポーツ・フォー・トゥモロー」（SFT：Sport For Tomorrow、以下「SFT」という。）の取組に留意しつつ、引き続き外部関係機関等との連携を強化するとともに、開発途上地域の体育科教育支援、スポーツ競技力向上、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- 国内外で「スポーツと開発」に係る啓発・広報活動を強化するとともに、国内の競技団体や民間企業等の国内外関係者とのパートナーシップ強化やホストタウン等の取組を通じた市民参加協力の促進を図る。
- コロナ禍により一変した世界の状況やSFTの成果を、「スポーツと開発」の取組の推進を継続・強化すべく、スポーツと開発に係る戦略を改訂する。

#### ク 社会保障・障害と開発

- 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者が開発プロセスから取り残されない取組や、事業への障害の視点の組み込みを推進するため、機構事業関係者に対する研修等を引き続き実施する。
- 特に、社会保障分野では、新たな取組としてコロナ禍で困難な生活を強いられている開発途上地域の子どもたちに対する支援に向けた児童福祉分野の調査を実施し、中長期的な支援策を検討する。
- 障害と開発分野では、特に障害者の社会参加が促進される事業や、インクルーシブ防災やユニバーサル・ツーリズムといった障害と開発における新たなニーズに対応する事業を実施する。
- 高齢化対策分野では、開発途上地域において急速に進む高齢化に伴う課題対応のため、医療と福祉サービスが連携したコミュニティレベルにおける高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業を実施する。さらに、国際会議等で、高齢化への取組・知見の共有を行うほか、課題別研修を通じ、地域を越えた学び合いを促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）

- 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3、3.d）関連）
- 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1、3.2）関連）
- 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6関連）
- 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1、4.2、4.5、4.6、4.7、4.a及び4.c）関連）
- スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal 4関連）
- 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）
- 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5、4.a）、8（8.5）、11（11.7）関連）

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は難易度が高い目標の達成）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認める。

具体的には、保健分野では「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下、①新型コロナ対応緊急円借款、②迅速かつ確実なワクチン接種実現のための保冷用冷蔵庫等の設備や運搬車両などコールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材の提供、③機構初のICU治療サポートのため遠隔技術を駆使した医療支援（10か国）、栄養分野では④東京栄養サミット2021で「JICA栄養宣言」発表と同宣言に対する世銀、UNICEF、FAO等関係機関からの賛同、水と衛生については、④民間企業や熊本県・横浜市と連携したインドでの「アッチー・アータト（良い習慣）キャンペーン」をはじめとした「JICA健康と命のための手洗い運動」の展開、⑤初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」での日本企業の運営・維持管理契約締結、教育分野では、⑥教科書や教師用指導書の活用による学力向上等、特筆すべき成果を上げた。

#### ア UHCを目指した保健システムの強化

◎ **5S-KAIZEN-TQMの広域展開や保健システム強化への貢献【②】**：アフリカ地域「病院における5S-KAIZEN-TQMのアフリカ地域広域展開に向けた情報整備及び人材育成に関する業務」を通じて、アフリカ地域を対象とした5S-KAIZEN-TQMの広域ワークショップを実施（2回、約30か国から参加）、知見共有を促進。エジプト「病院の質向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で院内感染対策のための5S-KAIZENの活用に係る遠隔研修教材を5か国語で翻訳・発表。また、ウガンダ「保健イン

フラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ2」で、作成された医療機材の適切な使用方法や維持管理のガイドラインの国家承認、5S-CQI (KAIZEN) -TQMアプローチの国家戦略への組み込みが実現。

- ◎ **ラオス「持続可能な保健人材開発・質保証制度整備プロジェクト」及びラオス初の看護インターンの導入【②】**：日本の看護師への臨床実習制度の経験をいかして看護師インターン研修の制度構築を支援。同国初の看護師インターン研修実施が実現し、ラオス全体の看護師の卒後段階の技術力向上に貢献。また、機構の支援により看護師・助産師国家試験の合格率が向上。
- エジプトやタイで、それぞれアフリカやアジアを対象に保健システム強化やUHC促進を目的とした各種研修やセミナーを実施。加えてUHC実現に資する保健システム強化や人材育成をタイ、モンゴル、ボリビア等で実施。
- 非感染性疾患の検査・治療サービスに必要な環境整備や非感染性疾患に係る能力向上などを支援。

## イ 感染症対策の強化

- ◎ **新型コロナ対応としての緊急財政支援の供与【②】**：コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結。
- ◎ **ラスト・ワン・マイル支援への貢献【①②】**：日本政府による新型コロナ対策のためのワクチンを人々まで届ける取組である「ラスト・ワン・マイル支援」の一環として、フィリピン、モザンビーク、パレスチナ等6か国1地域で、より多くの人々がワクチンを打つことができるよう、保冷用冷蔵庫や運搬車両等コールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材を提供する協力を開始。
- ◎ **検査能力強化への貢献【①②】**：新型コロナ対策に係る技術協力プロジェクトで、7か国の検査所・研究所に対して機材供与を完了し、ウイルスの遺伝子解析等、刻々と変化するコロナ対策に対応するための検査体制能力強化に貢献。
- ◎ **感染症対策に従事する人材育成【②】**：感染症の検査能力強化や検査体制向上を目的とした第三国研修を、ケニア中央医学研究所（KEMRI）、ザンビア国立公衆衛生研究所（ZNPFI）で実施。ケニアでは長崎大学熱帯医学研究所等の協力を得つつ、ザンビアではアフリカ疾病予防管理センター（CDC）との協働で、ZNPFI、国際獣生事務局、東北大学、北海道大学による講義が実施され、活発な議論が展開。
- ◎ **COVID-19遠隔セミナーの開催【①②】**：各国保健省関係者や研究者等を対象に「COVID-19日本の経験を共有する」オンラインセミナーを計10回開催。ワクチン、迅速診断キット、日本の保健所での対応、新型コロナ後に向けた医療体制の整備等、新型コロナ対策関連の最新の知見、日本の経験を広く伝え、参加者の自国の保健医療体制の検討に貢献。
- ◎ **ザンビア国立公衆衛生研究所（ZNPFI）への支援【②③】**：感染症対策アドバイザーが、新興再興感染症のサーベイランス構築・疫学情報収集及び解析の補助を通じ、南部アフリカでの感染症対策の拠点としての能力強化に貢献。検査能力の向上に資する機材供与、遺伝子解析に関する技術移転を実施したほか、国境検疫所で、検疫所職員の感染制御技術の向上を目指し、客観的な実施状況評価が困難なソーシャルディスタンスを測定するためAIによる映像解析技術を導入し、経時的な質向上の評価を実施。
- ◎ **治療体制強化のための遠隔ICU支援【①②】**：インドネシア、エルサルバドル、セネガル等を対象とした「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」を開始。ICUに係る必要な医療設備の整備を支援しつつ、デジタル技術を駆使して、日本国内の集中治療専門医による現地医師や看護師等への研修・助言・指導を実施。
- ◎ **ベトナムにおける新型コロナ感染急拡大対策・ワクチン接種体制強化への支援【①②】**：診断・治療体制強化のため、ベトナム国内各地域（北・中・南部）の拠点病院に対し、人工肺、人工呼吸器、患者監視装置等の治療機材及びX線撮影装置等の診断機材を供与。南部地域拠点のチョーライ病院に



よる特設野戦病院設置（300床）を支援し、5月から10月の感染急拡大への適時対応に貢献。また、国境からの感染拡大予防・防疫体制強化のため、個人防護具や衛生資機材の供与、感染症の調査・監視にあたる政府職員の能力強化を実施。新型コロナワクチンの予防接種体制強化のため、UNICEFと連携し迅速にワクチンのコールドチェーン資機材を供与し、全国接種キャンペーンの展開に貢献。

- 新型コロナウイルス感染症が6月下旬以降急拡大したインドネシア・ジャカルタ首都特別州に、同国政府からの緊急要請に応じて酸素濃縮器400台を供与し、感染拡大期の治療体制強化に適時に貢献。マレーシアに供与した新型コロナワクチンの保冷库、コールドボックス等が同国内の全州に配備されワクチンの保管・接種体制強化に貢献。

## ウ 母子保健の向上

- ◎ **アフガニスタンでの母子手帳全国展開【②】**：アフガニスタン全土（34州）を対象とし、同国政府が推進する母子手帳の全国展開の支援を通じ、母子保健サービスへのアクセス向上に貢献。各種研修を計1万1,397人が受講し、母子手帳は26州で計312万9,266冊が配付され、母子手帳の普及に大きく貢献。
- ◎ **ブルンジにおける母子保健サービス強化【②】**：国家標準となる緊急産科・新生児ケア（EmONC）のメンターシップモデルにつき、機構の支援の結果、国家承認。同モデルの各種研修、監督・技術支援をUNICEFと共同で実施し、医師、看護師を対象に118名が受講（2021年度）。
- 母子手帳を含む家庭用保健記録の国際標準ガイドラインに基づき、WHO、UNICEFとともに、各国が家庭用保健記録を普及・活用するための「実施ガイド」の策定を推進。機構、WHO及びUNICEFの3者合意文書に基づく調整プラットフォーム会合でガイド案の検討を実施。
- その他、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた事業を実施（カンボジア、アンゴラ、ガーナ、パキスタン）。

## エ 栄養の改善

- ◎ **東京栄養サミット2021の「JICA栄養宣言」発表【④】**：東京栄養サミット2021で、機構の栄養改善に関する基本的考え・取組方針を「JICA栄養宣言」としてまとめ、AUDA-NEPAD、FAO、UNICEF、SUN、世銀幹部の登壇を得て機構主催で開催したハイレベル・サイドイベントで発表。同宣言は関係機関からの賛同も得つつ、機構方針がサミット成果文書の一部の日本政府コミットメントに取り込まれ、国際社会への日本の協力量針の発信と理解・認知向上に貢献。
- コロナ禍における各国での食料・栄養改善への協力へのニーズの高まりを受けて、国連世界食糧計画（WFP）との間で、マダガスカル南部では母子の栄養改善事業を、シエラレオネでは地産食材を活用した学校給食による栄養改善事業を開始。
- 各国の状況・ニーズを踏まえた栄養改善事業の形成・実施（グアテマラ、モンゴル、フィジー等）。子どもに対する栄養摂取や肥満、非感染性疾患への対応が課題のモンゴルで「学校給食導入支援プロジェクト」を開始。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」への参加を推進し、2022年3月末現在87企業/団体が参加。同プラットフォーム参加企業による事業形成を支援（カンボジア、インドネシア等）。会員企業と連携し栄養サミットに向けたセミナー、学校給食制度や食育導入を進めるマレーシアに対する研修を実施。
- 東京栄養サミット2021で、アフリカにおける栄養改善を目指しIFNAを一層推進するべく取りまとめた「IFNA's Commitment」を発表。IFNA事務局やAUDA-NEPADと連携し、RECsを対象とするIFNAパートナー会合を開催。

## オ 安全な水と衛生の向上

- ◎ **水供給サービスの継続【③】**：コロナ禍の影響で多くの水道事業者が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、水供給サービスの継続が危ぶまれる中、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立上げ等の支援を、14か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献。
- ◎ **「JICA健康と命のための手洗い運動」の実施【③】**：新型コロナ感染予防促進のため、「JICA健康と命のための手洗い運動」として、新型コロナ感染予防と健康増進に向けた手洗い設備の整備や啓発活動を、61か国296件以上実施。例えば、インドでは1億人に対する啓発の実施を目標に「アッチー・アータト（良い習慣）キャンペーン」を実施中であり、民間企業11社及び地方自治体（熊本県、横浜市）との連携により、多様な啓発活動を実施。漫画家の井上きみどり氏の協力を得て作成した、正しい手洗いのタイミングや方法を、開発途上地域の状況に合わせて分かりやすく伝えることを目的としたマンガのポスターは、34か国語への翻訳がなされ、開発途上地域の学校や市民に普及。
- ◎ **初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力の契約締結【②⑤】**：機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件となる「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」において、浄水場の建設とその後の10年間の運営・維持管理を担う日本企業との契約を締結。日本企業が海外における上水道の運営・維持管理業務の経験を積むこととなり、政府が進める日本企業の海外展開を後押し。
- ◎ **新型コロナ対策の課題・教訓の取りまとめ、今後の協力への活用のためプロジェクト研究を完了【③】**：水供給・衛生分野への影響や教訓の整理、国内外の関係者への発信、機構の今後の協力方針への活用のためプロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」を完成。都市部のインフォーマル居住地やスラム、都市周縁部などの特に脆弱な地域への支援方策、水道料金収入の減少に伴う水道サービスへの影響、手洗いに関する行動変容の促進要因等を調査・分析し、成果を機構のウェブサイトや「JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」のセミナー、国際開発学会及び日本国際保健医療学会でも発信。
- ◎ **日本の水資源管理に関する開発経験の取りまとめを完了【③】**：日本の水資源管理の経験と教訓をまとめ、開発途上地域の政策決定者、行政関係者、実務者等に向けて発信するため、プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」を完成。成果は、研修員・留学生事業や技術協力において活用するとともに、「JICAチェア」を通じて開発途上地域に提供することも予定。
- ◎ **統合水資源管理に関する機構事業の取組方針をまとめ、英文論文として公表【③】**：SDGsが目指す統合水資源管理を通じて、地域が抱えている水資源をめぐる課題を解決するため「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」の考え方を、機構の取組方針としてInternational Journal of Water Resources Developmentに英文論文として発表（論文での引用事例も確認）。「G20 Dialogue on Water 2021」、日本・アラブ連盟・UNDPによるラウンドテーブル、ストックホルム世界水週間等の国際会議において発信。
- ◎ **デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するための人工知能（AI）を用いた新技術の実証【③】**：人工知能（AI）・機械学習を用いて水道管路破損リスクの診断を行う技術について、タイの首都圏水道公社を対象に実証するパイロット事業を実施。管路の敷設後の経過年数を基準に更新する場合に比べて約9倍、首都圏水道公社が用いている複数の指標を総合して判断する診断方法を基に更新する場合に比べて約2倍の精度で、管路の破損リスクを的確に評価できることを確認。
- 安全な水へのアクセス改善及び水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を全世界で実施。

## カ 万人のための質の高い教育

- ◎ **教科書や教師用指導書の活用による学力向上【②】**：中南米「初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト（ESMATE）」で開発・全国配付に協力した教科書や教師用指導書の活用を通じ、エルサルバドルでは、小学校2年生の児童・担当教員等への介入の結果、介入開始から1年後、介入群における算数の学力が向上（平均効果は0.49標準偏差）を確認。
- ◎ **「みんなの学校プロジェクト」によるコミュニティ協働型の基礎学力向上モデルの開発・導入【②】**：ニジェール、マダガスカル、ガーナ等においてコミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及を展開。ニジェール「みんなの学校：コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善」（技術協力プロジェクト）では、コミュニティ協働型の基礎学力向上モデル（小学校低中学年相応）の普及と、同モデル（小学校高学年相応）の開発、女子就学促進・継続モデルの開発を支援。同モデルは、2020/2021学年度での効果を国民教育省が確認し、2021/2022学年度には同省主導で全国の小学校総計約1万8,250校の正課補習授業に導入。
- ◎ **パキスタンでのノンフォーマル教育の拡充促進【②】**：「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2（AQAL2）」によりパキスタン全土で就学の機会を逃した児童・若者と成人に対する教育を支援。2021年に新たに1,000校以上のノンフォーマル教育センターが開校し、2万5,000人以上が学習を開始（うち8割以上が女子・女性）。女子、男子、セクシャルマイノリティ、若者、成人、少数民族等様々な属性の人の質の高い教育へのアクセスの改善を図り、学習機会の多様化を促進。
- ◎ **教育協力ウィーク開催【②】**：様々なパートナーとの共創基盤としてのプラットフォーム活動の一環として、機構、教育開発に関わるコンサルタント、NGO、民間企業、政府関係者が意見交換を通じネットワークを強化することを目的として、オンラインによるテーマ別意見交換会「教育協力ウィーク」を開催（3日間14セッション、総登録者数421名、各セッション合計延べ1,500名超の参加）。機構よりJICAグローバル・アジェンダ（教育）を共有し、多様なアクターとの協働を通じてインパクトの最大化を図る「コレクティブ・インパクト」の追求とそれを実現するためのプラットフォームの構築が重要というメッセージを発信。

## キ スポーツ

- ◎ **東京オリンピック・パラリンピック大会でのスポーツ・フォー・トゥモローの成果発現【②④⑤】**：開催された東京オリンピック・パラリンピック大会に関し、JICA海外協力隊員が指導した選手がオリンピックに16名と1チーム、パラリンピックに5名出場し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の下、取り組んできたJICA海外協力隊員倍増計画の成果が発現。さらに、大会に併せて積極的に広報を展開することで、国内外の一般市民に対してより広く機構の協力に関する理解促進に貢献。
- 体育・スポーツJICA海外協力隊員の派遣を通じた開発途上国におけるスポーツ機会の拡充、南スーダンでの全国スポーツ大会開催支援等を通じた平和構築の促進など、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら可能な範囲で協力を展開。
- 日本サッカー協会（JFA）、日本プロサッカーリーグ機構（Jリーグ）、日本女子プロサッカーリーグ機構（WEリーグ）、読売巨人軍と連携協定を締結し、連携によるJICA海外協力隊員派遣やオンラインによる指導教室の実施など、連携事業を推進。

## ク 社会保障・障害と開発

- 社会保障制度の構築や強化に向け、日本の経験や教訓を活用し、社会保険労務人材や高齢者福祉・医療人材等、制度を支える人材育成を支援。
- 社会的弱者支援として、障害者の就労促進や障害者の情報アクセシビリティ改善等を通じて、障害者の社会参加に資する具体的な施策を実施した。障害主流化を促進し、機構の事業への障害の視点の組み込みを促進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等を実施。

## 4. 業務実績

### No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を目指した保健システムの強化

UHCの達成を目指して、2020年に機構が立ち上げた「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づき、引き続き各種事業を推進した。また、アフリカ地域を対象とした5S-KAIZEN-TQMの広域展開を推進し、広域ワークショップの開催を通じて知見共有を促進した。また、エジプトやタイでも、それぞれアフリカやアジアを対象に保健システム強化やUHC促進を目的とした研修やワークショップを実施した。加えてUHC実現に資する保健システム強化や人材育成を各国で実施した。さらに、非感染性疾患の検査・治療サービスに必要な環境整備も行っている。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
UHC実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5か国 <sup>31</sup>	8か国	6か国	7か国	5か国	7か国
保健政策に係る研修実績数	90人 <sup>32</sup>	104人	145人	101人	107人	112人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9施設 <sup>33</sup>	32施設	10施設	26施設	7施設	13施設

#### (1) UHC実現に資する保健システムの強化に向けた具体的な施策の実施状況

##### ① 国際社会への貢献と情報発信

- 「JICA世界保健医療イニシアティブ」：UHCを目指した保健システムの強化及び新型コロナ対策を含む感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、機構が2020年に立ち上げたJICA世界保健医療イニシアティブに沿った協力の成果について、機構のウェブサイト等で発信を継続した。例えば、日本政府による新型コロナ対策のためのワクチンを人々まで届ける取組であるラスト・ワン・マイル支援の一環として、6か国1地域で、保冷用冷蔵庫といった設備や運搬車両等コールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材を提供する新たな協力を開始したことを発信した。さらに、2022年2月は機構広報誌「JICA MAGAZINE」で、同イニシアティブが掲げる「予防」「警戒」「治療」の三つの柱へ統合的に取り組む機構の活動を、新型コロナ対策を中心に発信した。
- アジア大洋州地域におけるUHC実現に向けた発信：アジア大洋州地域におけるUHC達成に向けた支援について、ハイレベルリトリートでADBと双方の取組を共有した。機構からは、新型コロナ対策、UHC達成に向けた中長期戦略を紹介し、新型コロナウイルスのパンデミック段階からエンデミック段階への移行に向けた保健システムの強化と連携の重要性を確認するとともに、同地域で今後大きな課題となる高齢化や保健人材の育成の重要性について発信した。
- 中南米地域における高齢化対策に係る発信：米国のシンクタンクである戦略国際問題研究所（CSIS）主催の中南米地域におけるデジタル技術を活用した高齢化対策に関する公開イベントに機構理事が登壇し、高齢化を経済・社会開発のあらゆる側面に関連する前提条件として認識すべきこと、デジタル技術の導入がこれらの課題解決の方策になり得ること等について、国際社会へ

<sup>31</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績

<sup>32</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>33</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

発信した。

## ② 日本政府の政策（準備段階を含む）への貢献

- **グローバルヘルス戦略策定への参画・インプット**：日本政府によるグローバルヘルス戦略の策定に当たり、内閣官房健康・医療戦略推進本部のグローバルヘルス戦略推進協議会に機構理事が、また同協議会の下に設置されたグローバルヘルス戦略有識者タスクフォースに機構人間開発部審議役が参加した。同戦略策定に向けた意見交換や、日本のグローバルヘルスの取組に係る議論に貢献した。
- **アフリカ健康構想に係る調査業務への協力**：TICAD7で提唱されたアフリカ健康構想への貢献として、内閣官房健康・医療戦略室がアフリカビジネス協議会との連携の下に10月から調査を実施している。同調査では日本の民間事業者と現地のステークホルダーをつなぐことを目的に、日本の民間事業者に向けてアフリカの現地情勢を伝えるセミナーや、ガーナ・ケニア・ザンビア等の現地ステークホルダーに向けた、日本の民間企業が登壇するオンラインセミナー等を開催している。それらの実施に際して技術的アドバイスを提供するためのアドバイザリーボードへ機構職員が参加した。

## ③ 第三国等と連携した国際研修

- **アフリカ地域「病院における5S-KAIZEN-TQMのアフリカ地域広域展開に向けた情報整備及び人材育成に関する業務」**：機構はアフリカ地域を対象とした5S-KAIZEN-TQMに係る広域ワークショップを英語圏、仏語圏地域向けに計2回実施し、約30か国から参加があった。特にこれまで5S-KAIZEN協力の経験が豊富なタンザニア及びセネガルを中心にしつつも、ウガンダ、エジプト、コンゴ民主共和国等の国がコメンテーター国として登壇した。また、エジプト「病院の質向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて藤田医科大学病院等とも連携し、院内感染対策のための5S-KAIZENの活用に係る遠隔研修教材を5か国語で翻訳、発表した。
- **エジプト第三国研修**：2021年11月から2022年3月にかけて、機構はアフリカ地域を対象とし、保健システム強化及びUHCの促進を目的に、①顧みられない熱帯病の管理、②薬剤耐性感染症と新興感染症の対応と防止、③母子・新生児の健康増進、④医療施設管理（5S-KAIZEN）及び⑤院内感染予防対策についての第三国研修をオンラインで実施した。ブルンジ、カメルーン、マラウイ等から各研修へ10～20名ほど（全体で73名）が参加した。
- **タイ「グローバルヘルスとユニバーサル・ヘルス・カバレッジのためのパートナーシッププロジェクト フェーズ2」**：タイ保健省及びタイ国家医療保障機構とともに、日タイの診療報酬制度に係る教訓を第三国に共有するオンラインワークショップや会議を開催した。機構事務所や専門家のネットワークを活用してベトナム、ラオス、スーダンの関連機関から参加者を得た。また、タイ国家医療保障機構と共催で、国際会議において医師の偏在と母子保健をテーマとしたオンラインセミナーを開催した。両セミナーには、21か国から延べ186名が参加し、タイ、ラオス、ブータン、日本の医師の偏在への対応や各国の母子保健に関する行政の経験を共有した。

## ④ 各国での具体的な事業

- **ボリビア「医療技術者養成システム強化プロジェクト」**：国立医療技術者養成校で、保健政策に基づいた基礎的保健サービスを提供できる医療技術者の養成システムの整備を目的とし、カリキュ

ラムの改訂、教本・教材の作成、継続教育研修プログラムの開発等に関する活動を展開した。2021年7月には、同国初となる改訂版カリキュラムが保健省と教育省により承認された。

- ▶ **ウガンダ「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ2」**：ウガンダ全国の地域中核病院の医療の質向上に資するため、5S-CQI (KAIZEN) -TQMを通じた保健インフラマネジメントの強化を支援した。具体的には、SNS、YouTube、Zoomを用いて医療機材維持管理と患者の安全に係る研修を各30名に対し行った。また、医療機材の維持管理を担う全国15か所の医療機材ワークショップに対し15種類の校正機器を供与したほか、医療機材の適切な使用方法や維持管理に関するガイドラインを作成し、国家承認された。さらに5S-CQI (KAIZEN) -TQMアプローチが国家戦略に組み込まれた。
- **ラオス「持続可能な保健人材開発・質保証制度整備プロジェクト」及びラオス初の看護インターンの導入**：日本の看護師への臨床実習制度の経験をいかし、看護師インターン研修の制度構築を支援し、同国初の看護師インターン研修実施が実現した。インターン研修には、2020年度に合格した看護師、助産師が研修に参加し、ラオス全体の看護師の卒後段階の技術力向上に貢献した。また、同プロジェクトの支援により2021年に開始した看護師・助産師国家試験の合格率は看護師が82.3%、助産師が93.4%となり、前年度の看護師75%及び助産師93%を上回った。

## (2) 非感染症対策の強化に向けた具体的な施策の実施状況

- **インド「タミル・ナド州非感染性疾病対策プロジェクト」の開始**：非感染性疾病の疾病負担の大きいタミル・ナド州において「タミル・ナド州非感染性疾病対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施のためのR/Dを締結した。同州の円借款「タミル・ナド州都市保健強化事業」で整備される医療施設と連携し、特にがんに焦点をあてた2次予防対策、がんの診断や治療に関する高度医療技術に関する能力強化、1次医療レベルにおける予防対策の強化を通じ、同州における非感染性疾病の疾病負担の軽減に貢献するための人材・育成の取組を支援する。
- **ネパール「公立高次病院医療機材整備計画」（無償資金協力）**：首都カトマンズを含むカトマンズ盆地に所在する公立高次病院8病院に対し、画像診断や集中治療に必要な医療機材を整備し、各病院の非感染性疾病対策を強化する無償資金協力のG/Aを締結した。本事業は、新型コロナウイルスの流行拡大下で一層重要となっている重症化リスクの高い非感染性疾病の患者への診断・治療サービスの充実にも貢献することが期待される。

## (3) SDGs達成に向けた貢献

SDGsゴール3のうち、特にUHC達成をうたったSDGsターゲット3.8に資する案件を、タイ、エジプト、セネガル等で実施したほか、「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下、引き続き各種事業を推進した。また非感染性疾病への対応をうたったSDGsターゲット3.4に資する案件を、ネパール等で実施した。

## (4) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、保健医療システムの脆弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であったが、平時からの強じんな保健システムの構築や新型コロナの重症化の要因とされる非感染性疾病への対応の重要性はより一層増している。2022年度は新型コロナの感染状況を引き続き見極めつつも、新型コロナを含む健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及びサービスの維持に資する取組を推進する。

## No.2-2 感染症対策の強化

「JICA世界保健医療イニシアティブ」の一環として、刻一刻と変化する新型コロナ対策に係る各国の検査、治療、研究体制強化に向けた事業を技術協力・資金協力を柔軟に組み合わせ、各国で実施するとともに、各国の感染症対策の人材育成、さらに域内のネットワーク強化のために、これまでの協力の実績を活用し、アジア・アフリカの拠点を中心に研修事業を実施した。新型コロナ対策としては、予防接種に対する支援（ラスト・ワン・マイル支援等）や治療体制強化（ザンビア、ベトナム、インドネシア）を推進した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700人 <sup>34</sup>	6,966人	6,765人	—	—	—

### (1) 公衆衛生の強化に向けた具体的な施策の実施状況

#### ① 検査室の能力・サーベイランス強化

- 新型コロナ対策に係る技術協力プロジェクトにおいて、7か国の検査所・研究所に対して機材供与を完了し、ウイルスの遺伝子解析等、刻々と変化するコロナ対策に対応するための検査体制能力強化に貢献した。

#### ② 感染症対策に従事する人材育成

- **ケニア第三国研修**：東アフリカ地域を対象とし、感染症に係る検査能力の強化や検査体制の向上を目的とした第三国研修「東アフリカ地域における国際的な脅威となる感染症対策に係るラボ能力強化」を、オンライン及び対面形式で実施した。ケニア中央医学研究所（KEMRI）が中心となり、長崎大学熱帯医学研究所等の協力を得て実施し、ウガンダ、ジブチ、スーダン等6か国から15名の研修員が参加した。
- **ザンビア第三国研修**：南部アフリカ地域9か国を対象に、新興・再興感染症の診断と検査に必要な知識の習得や南部アフリカのネットワークの構築等を目的とした、ザンビア国立公衆衛生研究所（ZNPHI）による第三国研修をオンラインで実施した。アフリカ疾病予防管理センター（CDC）と協働し、ZNPHI、国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）、東北大学、北海道大学の講師による講義が実施され、活発な議論が展開された。
- **JICA開発大学院連携「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」**：日本国内で感染症分野のWHO協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症拠点ラボの能力及びネットワーク強化に取り組む国の検査室の技師、疫学担当官などを留学生（博士、博士研究員）として受け入れた。2021年度は5か国8名の受入が決定し、2017年から累計40名がプログラムに参加し、関係各国の感染症対策拠点ラボのネットワーク及び日本国内の感染症対策拠点との協力関係の強化に寄与した。
- **ASEAN感染症対策センターにおける公衆衛生危機管理国別研修**：ASEAN各国の公衆衛生担当者やASEAN事務局の職員（計23名）に対し、設立が見込まれるASEAN感染症対策センターが担う機能を中心に講義やワークショップを行った。この研修は、日本国内から外務省、厚生労働省、国立

<sup>34</sup> TICAD VIの目標値（2016～2018年に2万人）は、2018年度で2万0,434人となり達成済。

感染症研究所、国立国際医療研究センター等、国外からは、WHO、OIE、アメリカ疾病予防管理センター等の協力を得て実施された。

- **COVID-19遠隔セミナー**：2021年1月から12月にかけて、機構は各国保健省関係者や研究者等を対象に「COVID-19日本の経験を共有する」オンラインセミナーを計10回開催し（各回30～60か国、300～600名程度が参加）、ワクチン、迅速診断キット、日本の保健所での対応、新型コロナ後に向けた医療体制の整備など、新型コロナ対策関連の最新の知見、日本の経験を広く伝え、参加者が将来的な自国の保健医療体制を検討することに貢献した。
- **パキスタン「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」**：ハイバル・パフトゥンハー州の6県を対象に、予防接種の①アウトリーチ活動②啓発活動③スーパービジョンの実施を軸として活動を行った。対象地域の中には、女性への予防接種は女性のワーカーが行うこととなっている地域があり、その育成が課題となっている。特に、新型コロナウイルス感染拡大以降、ワクチン接種のため、即戦力となる人材育成の必要性が更に高まったため、女性母子保健ワーカーを対象に研修を実施し、2020年12月以降2021年12月までに112人（全体の86%）が受講、同地域における体制強化に貢献した。同期間に定期予防接種を受けた2歳未満児は2,110人（対象児の25%）に上った。また啓発活動では、同州で初めて女性だけが参加する予防接種に関する住民集会（ヘルスジルガ<sup>35</sup>）が開かれた。

## (2) 国際的なイニシアティブや国際機関等と連携した国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守の促進

- **国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）**：アジア・アフリカの人獣共通感染症の課題に関し、家畜疾病に高い専門性を有し動物の衛生や人獣共通感染症対策を国際的に主導するOIEの知見を活用し、ザンビアでの第三国研修、ASEAN感染症対策センターに係る国別研修に講義を組み込むことで、国際的なイニシアティブを機構事業に取り込み、コロナ禍においてより一層重要性が増す感染症対策における域内国家連携強化に貢献した。
- **アフリカCDC**：新型コロナの世界的な流行により一層その重要性が認識された公衆衛生危機の備えの強化やIHRの遵守促進のため、アフリカCDCに企画調査員を派遣し、機構事業との連携の具体化に着手した。

## (3) 突発的感染症の拡大に対する緊急支援

- **新型コロナ緊急資金協力支援**：コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結した。また、各国での新型コロナの拡大に緊急かつ迅速な支援を行うため、これまで協力関係にあった機関との人的ネットワークを活用して感染の拡大初期からニーズの迅速な確認を行った。2020年度に引き続き、検査・警戒のために必要な検査機材や試薬、重症化患者の治療に必要な機材、ワクチン接種促進のために技術的支援を含めた協力及び資金協力を実施した。
- **新型コロナウイルス流行収束後を特に想定した国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣の在り方**について、2021年11月に外務省及び感染症専門家との課題検討会で協議した。

<sup>35</sup> ヘルス・ジルガ（Health Jirga）とは、指導者が一堂に会して、協議、合意、決定をする伝統的な集会で、健康について参加者からの合意形成とそれに伴い、住民の行動変容を促すもの。本事業では、指導者の近親者等の女性が指導者の代理で出席する形で女性だけが参加する形をとった。



- ▶ **治療体制強化のための遠隔ICU支援**：インドネシア、エルサルバドル、セネガル等10か国を対象とした「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」を開始した。ICUに係る必要な医療設備の整備を支援しつつ、デジタル技術を駆使して、日本国内の集中治療専門医による現地医師や看護師等への研修・助言・指導を実施した。
- ▶ **ザンビア「感染症対策アドバイザー」**：ザンビア国立公衆衛生研究所（ZNPHI）のサーベイランス部門で、新型コロナをはじめとする新興再興感染症のサーベイランス構築・疫学情報収集及び解析の補助を通じ、南部アフリカでの感染症対策の拠点としての能力強化に取り組んだ。具体的には、新型コロナをはじめとした新興再興感染症に対する検査能力の向上を目的とし、次世代シーケンサー、ウイルス核酸自動抽出器などの機材供与を行うとともに、機材の使用に必要な知識として、遺伝子解析に関する技術移転（講義・教育的研究課題の指導）も行った。また、国境検疫所で、検疫所職員の感染制御技術の向上を目指し、客観的な実施状況評価が困難なソーシャルディスタンスを測定するためAIによる映像解析技術を導入し、経時的な質向上の評価を行った。さらに、新型コロナの流行による地方での重症例の増加を踏まえ、地方の新型コロナセンターに、感染患者の呼吸器治療に必須な療法（高流量鼻カヌラ酸素療法（HFNC）及び非侵襲的陽圧換気療法（NPPV））を導入する活動を行い、公衆衛生上の感染症対策だけでなく、機構の事業では通常困難な臨床分野における緊急的なニーズに柔軟に対応した。
- ▶ **ベトナムにおける新型コロナ感染急拡大対策・ワクチン接種体制強化への支援**：新型コロナの患者急増に備えた診断・治療体制強化のため、北・中・南部の拠点病院に対し、人工肺、人工呼吸器、患者監視装置等の治療機材及びX線撮影装置等の診断機材を供与した。機構がこれら機材を適時に供与することで、特に、南部地域拠点のチョーライ病院による特設野戦病院設置（300床）を支援し、5月から10月の感染急拡大への適時の対応に貢献した。また、国境からの感染拡大予防・防疫体制の強化のため、個人防護具や衛生資機材の供与に加え、感染症の調査・監視にあたる政府職員の能力強化を併せて実施した。さらに、新型コロナワクチンの予防接種体制強化のため、UNICEFと連携して迅速にワクチンのコールドチェーン資機材を供与したことで、全国接種キャンペーンの展開に貢献した。
- ▶ **新型コロナ感染拡大への迅速な対応**：新型コロナウイルス感染症が急拡大したインドネシア・ジャカルタ首都特別州に対し、同国政府からの緊急要請に応え、酸素濃縮器400台の調達・供与を行った。うち200台は8月に現地搬入を実現し、感染拡大期の治療体制強化に適時に貢献した。また、マレーシアでは、機構が供与した新型コロナワクチンの保冷库、コールドボックス等が11月に同国内の全州に配備され、ワクチンの保管・接種体制強化に貢献した。
- ▶ **「ラスト・ワン・マイル支援」**：ワクチン接種体制を整備するために日本政府が推進する「ラスト・ワン・マイル支援」として、2021年3月下旬以降、6か国1地域を対象に新規の保冷用冷蔵庫等の設備や運搬車両などコールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材を提供する新たな協力を開始した。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

SDGsゴール3のうち、特に感染症に対策をうたったSDGsターゲット3.3、健康危機対応能力強化をうたった3.dに資する案件を既述のとおり各国で実施した。特に、新型コロナの猛威が継続する中、各国の検査体制、ワクチン体制の強化に寄与するとともに、複数の研修の実施を通じて、域内ネットワークの連携強化の貢献を一層推進した。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、感染症対策の重要性が改めて世界的に認識されることとなり、ワクチン接種が進む中で、感染症対策に係る優先事項の変化が顕著であった。2022年度は、限られた日本人専門家の投入で可能な手法で事業を推進するとともに、これまでの協力のアセット・現地リソース・域内連携の強化を推進することで、変化するニーズに対応する。

### No.2-3 母子保健の向上

乳幼児や妊産婦の死亡率改善に向けた事業を各国で実施した。特にブルンジでは緊急産科・新生児ケアのメンターシップモデルが国家承認された。母子手帳含む家庭用保健記録につき、実施ガイドの策定を推進するとともに各国で母子手帳導入を支援した。シエラレオネでは機構支援で作成した母子手帳を500冊試行導入した結果を踏まえ母子手帳の改訂を行い、全国展開に向けた準備を推進した。アフガニスタン全土を対象とした母子手帳の全国展開の支援を通じ、母子保健サービスへのアクセス向上に貢献した（26州で約313万冊配付）。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計25か国 <sup>36</sup>	1か国	1か国	0か国	0か国	1か国 <sup>37</sup>
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	— <sup>38</sup>	43か国/年	67か国/年	74か国/年	77か国/年	87か国/年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240人 <sup>39</sup>	1,542人	1,570人	2,732人	1,771人	1,611人

#### (1) 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた具体的な施策の実施状況

- **ブルンジ「母子保健サービス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）**：国家標準となる緊急産科・新生児ケア（EmONC）メンターシップモデルの策定のため、実施機関である保健省国家リプロダクティブヘルスプログラムに技術的なインプットやワークショップ開催のための支援を行った。同モデルは国家承認され、トレーナー研修、現任研修、認定メンターによる監督・技術支援をUNICEFと共同で実施し、2021年度は118名の医師、看護師が受講した。
- **カンボジア「分娩時及び新生児期を中心とした母子継続ケア改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）**：国立母子保健センター及び協力対象州における分娩時・新生児期のケアを強化するため、産科医や助産師等に対する技術研修を行い、2021年度は計532名が受講した。新型コロナの影響で対面研修が困難なため、オンライン研修モジュール・教材を開発したほか、機構の支援により助産師向けとして助産の実技や知識を学ぶ自己学習用アプリを作成した。新型コロナ下での自己学習でも理解が進むようイラストや動画を多用し、学習評価テストを入れ込んだほか、新型コロナ

<sup>36</sup> 2015年度までの累計

<sup>37</sup> 中期計画期間中に合計3を目標としている。

<sup>38</sup> 新たな取組のため基準値なし

<sup>39</sup> 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014～2019年に8,000人」のうち母子保健関連で1,200人

の感染予防対策に関する情報も盛り込んだ。SNSや操作指導動画によりアプリ活用を促したところ、2,419件ダウンロードされ、133名が学習完了の認定を受けた。これら医療人材の能力強化の結果、国立母子保健センター及び対象州病院の新生児集中治療室における死亡率が減少傾向にあることが確認された。

- **ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)**：本事業では母子手帳の活用法や栄養カウンセリングサービス、尊厳あるケア<sup>40</sup>に関して州講師、郡講師育成研修を行ってきた。2019年に新しく設立された6州のうち研修未実施の5州とアシャンティ州の3郡<sup>41</sup>を主な対象として計70名に研修を行い、プロジェクト実施期間全体ではガーナ全16州で国家講師11名、州講師71名、郡講師857名の合計939名を養成した。この研修をもってプロジェクトとしての全国での研修を完了し、プロジェクト実施期間中1,642名の保健医療従事者が母子手帳研修を修了した。モニタリングの結果、ガーナの16州において、83%の母子手帳に分娩日や新生児の体重といった出生記録が残されており（プロジェクト開始前は41%）、同じく46%に産後ケアの記録が残されていた（同24%）。医療従事者が母子手帳を活用し、母子継続ケアの推進を図っていることが確認された。
- **パキスタンにおける母子保健の取組の開始**：シンド州ハイデラバード県の高度医療施設であるリアクアット大学病院ジャムショロ分院において、母子保健センターの新設及び医療機材の整備のための無償資金協力「シンド州における母子保健医療施設拡充計画」を開始した。ハイリスクの妊産婦や未熟児など医療サービスが必要となる新生児に対する診断・治療体制の強化を図り、同州の母子を対象とした保健・医療サービスの質の向上を目指す。また、パンジャブ州南部においても「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始した。妊産婦死亡率が特に高いパンジャブ州に対し、1次・2次医療施設の医療従事者、レディヘルスワーカー等のケアワーカーの妊産婦・新生児ケアに関する能力強化に加え、同州の保健行政担当者の監督機能強化を行うことで、同州が目指す、住民が身近な医療施設で、質が確保された母子保健サービスを継続的に受けられる体制構築の支援に着手した。
- **課題別指針の改訂**：母子保健分野の最新の国際潮流を踏まえ、機構の協力の考え方、重点取組、案件形成・実施に関する留意事項等を包括的にまとめ、母子保健分野課題別指針を全面改訂して機構ウェブサイトにて公開した。

## (2) 母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上

- 母子手帳を含む家庭用保健記録の国際標準ガイドラインに基づき、WHO、UNICEFとともに、各国が家庭用保健記録を普及・活用するための「実施ガイド」の策定を進めた。作成協力国へのヒアリング、実施ガイド第一稿の作成を行ったほか、調整プラットフォーム会合にて構成の検討を行った。また、11月にワークショップを行い、協力国や開発パートナーで第一稿内容を詳細に検討・議論し、修正点を反映して第二稿を作成した。
- 機構、WHO及びUNICEFの3者合意文書に基づく、知見の共有や母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を図るためのプラットフォームの第5回目会合を8月に開催し、電子化に関する調査概

<sup>40</sup> 妊娠・出産・子育て期の女性と子ども及びその家族を尊重し、彼らを主体とした、安全で質の高いケア。

<sup>41</sup> 本事業では、アシャンティ州11郡を重点郡として活動を実施してきたが、事業のベースライン・エンドライン調査のために同州内に比較対象としてコントロール郡を3郡設定している。9月にエンドライン調査のデータ収集が終了したため、コントロール郡の保健医療従事者にも研修を提供できるように、郡講師の育成に取り組んだ。

要の共有、実施ガイドの構成の検討を行った。上述11月のワークショップにも、プラットフォームのメンバーが参画し、協力経験を踏まえた意見が提示された。3月の第6回会合では、母子手帳の在庫管理に関するWHOの調査結果の共有、実施ガイドの作成状況の報告を行った。

- 母子手帳の導入を検討中の国及び全国普及の途上にある国（シエラレオネ、ナイジェリア、カメルーン）に対し、2月にオンラインで課題別研修「母子継続ケアとUHC」を実施し、母子手帳導入・活用の先行国（インドネシア、ガーナ、ブルンジ）の経験を共有しつつ、母子手帳の試行導入に向けた検討及び活動計画作成への技術的助言を行った。

### (3) 各国のニーズに対応した母子手帳の普及展開

- **アフガニスタン**：「母子手帳普及計画（UNICEF連携）」によりアフガニスタン全土（34州）を対象とし、同国政府が推進する母子手帳の全国展開の支援を通じ、母子保健を中心とした基礎的な保健サービスへのアクセス向上を図ってきた。2018年の案件開始から2021年9月までの間に、1万266名の医療従事者が研修を受けたほか、TOT（Training of Trainers）研修はNGO職員や行政担当者も含めて実施され、合計1,131名が受講した。また、母子手帳は26州で合計312万9,266冊が配付され、同国における母子手帳の普及に大きく貢献した。
- **シエラレオネ**：機構が支援し作成した試行版母子手帳を、保健省の全国展開に向けた方針のもと、二つの県で500冊を試行導入した。その結果、配布した73%の妊産婦や家族が、子どもが1歳になるまで継続して母子手帳を活用していることが確認された。これを踏まえ、試行版母子手帳の改訂を行い、導入地域の拡大に向けた準備を進めた。
- **インドネシア「地方分権下における母子手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」**：母子健康手帳の活用に関して、他国の状況や経験、コロナ禍での母子保健サービスの工夫の共有を目的としたオンライン国際研修を実施し、8か国から30名が参加した。「コロナ禍における日本の母子健康手帳を活用した乳幼児健診の運営」や「母子継続ケアの視点から見た家庭用保健記録の活用」などの講義に加えて、参加各国より母子健康手帳活用の状況、2020年の研修で作成したアクションプランの進捗、コロナ禍における母子保健サービスの経験が共有された。

### (4) SDGs達成に向けた貢献

SDGsゴール3のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減をうたったSDGsターゲット3.1、3.2に資する案件を、既述のとおり各国で実施した。特に、シエラレオネ、アフガニスタンでは母子手帳の全国展開に大きな進捗が見られたこと、カンボジアにおいては助産師向け自己学習アプリの導入により能力強化が進んだ結果、対象病院の新生児集中治療室における死亡率が減少傾向にあることが確認された。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、引き続き母子保健サービスの提供体制の脆弱化、サービス受療の低下が見られた。影響を最小限にとどめサービスの継続性を維持する取組を進めてきたが、2022年度も引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつサービスの維持に資する取組を行う。

## No.2-4 栄養の改善

コロナ禍の栄養ニーズを受け、国連世界食糧計画（WFP）とマダガスカルで母子栄養改善、シエラ

レオネで地産食材活用の学校給食による栄養改善事業を開始した。また、「東京栄養サミット2021」で、栄養改善に関する基本方針を「JICA栄養宣言」として発表し関係機関からの賛同を得つつ、国際社会の日本の協力方針理解向上に貢献した。各国ニーズを踏まえた栄養改善事業の形成・実施をしたほか、民間連携事業形成の支援をした。アフリカでの栄養改善を目指して「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ (IFNA)」を更に推進すべくコミットメントを同サミット時に発表した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	— <sup>42</sup>	10か国	3か国	5か国	0か国	1か国
栄養改善に係る研修実績数	— <sup>43</sup>	33か国	39か国	49か国	26か国 <sup>44</sup>	32か国

### (1) コロナ禍における緊急支援と着実な協力の展開

- コロナ禍における各国での食料・栄養改善への協力へのニーズの高まりを受けて、現場での活動に強みをもつWFPとの間で、マダガスカル南部では母子の栄養改善事業を、シエラレオネでは地産食材を活用した学校給食による栄養改善事業を開始した。
- コモロ「乳幼児期の発達のための養育ケア計画 (UNICEF連携)」：コモロでは、コロナ禍の影響で医療サービスの機能の低下とサービス利用が低迷しており、急性栄養不良児の増加を止めるため、UNICEFと連携し栄養ケア施設・母子保健ケア施設の環境改善、保健人材の能力強化及び地域住民への栄養啓発により、栄養失調に対する治療ケアを継続する事業を開始した。

### (2) 栄養改善に向けた国際的取組への貢献、事業の形成・実施

- 「JICA栄養宣言」の発表及び関係機関からの賛同：「東京栄養サミット2021」に合わせて、機構は人間の安全保障の実現を目指し、栄養改善に関する基本的考え・取組方針を「JICA栄養宣言」としてまとめた。同宣言は、機構理事長がAUDA-NEPAD、FAO事務局長、UNICEF事務局長、Scaling Up Nutrition Movement (SUN) 事務局長、世銀副総裁の登壇を得て機構主催で開催したハイレベル・サイドイベントで発表し、関係機関から賛同を得た (参加・視聴491回)。また、機構の働きかけにより、同宣言で機構が示した方針がサミット成果文書の一部である日本政府によるコミットメントに取り込まれ、国際社会への日本の協力方針の発信と理解・認知向上に貢献した。
- モンゴル「学校給食導入支援プロジェクト」の開始：子どもに対する栄養摂取や肥満、非感染性疾患への対応が課題であるモンゴルにおいて、「学校給食導入支援プロジェクト」を開始した。9月に初の取組として提供が開始された学校給食について、ウブルハンガイ県とドンドゴビ県の初等教育施設の合計4校を対象に栄養バランスのとれた給食を提供できる環境整備、地域特性に基づく給食を提供するための仕組みづくり、これらの給食を提供するための行政機能強化を通じ、全国の初中等学校で安全で栄養バランスのとれた給食を提供する準備を整えることを支援している。
- 「東京栄養サミット2021」で機構が主催したIFNAに関するサイドイベントでは、「栄養分野におけるマルチセクター・アプローチの推進－IFNAの経験とその将来－」をテーマに、IFNAの考え方や

<sup>42</sup> 新たな取組のため基準値なし

<sup>43</sup> 新たな取組のため基準値なし

<sup>44</sup> 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「乳幼児期ケアと就学前教育」、「母子栄養改善」の計24か国及び栄養コンポーネントを含む技術協力プロジェクト (ソロモン、グアテマラ) の国別・現地研修2か国。

これまでの成果を紹介し、開発途上国での栄養改善に係る有益な知識や視点を共有するとともに、栄養に配慮した農業、学校給食など分野横断的な取組の推進の必要性を共有した。また、保健分野の観点から「子どもたちに健やかな未来を〜給食と栄養教育の可能性〜」と題したサイドイベントを機構が主催し、320名の参加を得た。母子栄養サービスの在り方、健康的な食事習慣の定着を促す栄養教育・給食がもつ可能性を検証し、推進するための課題の共有と対応策の在り方を議論した。

- 日本の母子栄養・食育に関する制度・経験を共有し開発途上国における栄養改善の取組に活用することを目的に動画教材を作成し、「東京栄養サミット2021」のサイドイベントや課題別研修において上映した（YouTube視聴2,285回）。
- 世界栄養報告（GNR：Global Nutrition Report）に貢献するため、世界栄養報告事務局が開催するステークホルダーグループ会合への参画を通じ、今後の各国、関係団体等の栄養改善に向けた取組を把握するための新たな仕組みである栄養説明責任フレームワーク（NAF：Nutrition Accountability Framework）等についての議論に参加した。
- SUNに関して、新戦略「SUN3.0」（2021～2025年）の効果的な実施に向けてSUN事務局より示された13項目の提言案に対して、機構として支持を表明するとともに、コロナ禍の中でも、IFNAの枠組みを通じてIFNA国別活動戦略を策定済みの8か国を中心に多くのアフリカ諸国と継続して協議していることや、南アジアや大洋州にも注目していること等を説明した。
- モルドバ向け学校給食に関するセミナー：学校給食システムの改善計画を策定中のモルドバ・キシノウ市からの要望を受け、計画策定に当たって参照とすべく、日本の学校給食システムに関する知識・経験や食育の好事例等を紹介するセミナーを機構が主導して開催した。

### (3) 「栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP：Nutrition Japan Public Private Platform）」の推進

- 民間企業/団体へのコンサルテーションの機会などを通じ、同プラットフォームへの参加を促進したことで、2022年3月末現在で87の企業/団体が参加している（2020年度末78企業/団体）。
- 同プラットフォームに参加する食品企業等による支援事業として、機構からも助言を行い、新たに「カンボジアにおけるふりかけを通じた食習慣改善プロジェクト」を形成し、現地対象小学校関係者向けの栄養教育研修を実施した。今後予定する対象地域での不足栄養素を付加したふりかけの配付及び調査分析の準備を進めた。
- 企業の栄養改善分野における開発途上国進出支援として、プラットフォーム会員企業向けに「途上国・新興国への栄養改善分野における海外進出セミナー」を実施し机上調査による情報収集のノウハウ、行動経済学（ナッジ）を活用した行動変容の取組、及び海外進出支援サービス活動事例の紹介を行った。
- プラットフォーム会員企業と連携し「持続可能で健康的な食事を目指してー東京栄養サミットに向けた民間企業の取り組みー」をテーマにセミナーを実施し、持続的で健康的な食生活を推進する協力、タンパク質摂取促進に関する取組を紹介し、栄養課題解決に向けた官民連携の在り方について議論した。
- 学校給食制度や食育の導入を進めるマレーシアに対し、機構が主導し、同プラットフォーム会員企業と連携し、研修を実施した。
- 「東京栄養サミット2021」の公式サイドイベントとして、WFPとの共催で「国際栄養課題に関する円卓会議」をオンラインで開催（約200名参加）し、NJPPP分科会代表からのビジョンステート

メント発表及び企業からのコミットメントの紹介のほか、国際的な栄養課題に関して日本企業とWFPとの連携の可能性について議論した。

#### (4) 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ (IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) の推進

- 「東京栄養サミット2021」において、アフリカにおける栄養改善を目指しIFNAを一層推進するべく取りまとめた「IFNA's Commitment」を発表した。また、アフリカ連合 (AU) 傘下の八つの地域経済共同体 (RECs) の参画・協力を強化するため、IFNA事務局やAUDA-NEPADと連携し、RECsを対象とするIFNAパートナー会合を開催した。事業の実施に関しては、コロナ禍の厳しい条件下においても各国で現場レベルの取組を進めるため、マダガスカル、ナイジェリア、ブルキナファソ等では技術協力、ルワンダでは円借款 (政策開発借款) を中心とした協力を展開した。さらに、ケニア、エチオピアで新規技術協力プロジェクトの形成を進めた。また、機構が発案した「Nutrient Focused Approach (NFA) <sup>45</sup>」の導入に向けて、ルワンダ、エチオピアで具体的な協議が進み、エチオピアではUNICEFとの連携により現場レベルでのNFAの導入を計画している。

#### (5) SDGs達成に向けた貢献

IFNAは、2025年までに食と農業の視点から全アフリカで栄養改善の推進を目指すイニシアティブであり、SDGsゴール2のうち、特に一年中安全かつ栄養のある食料を十分に得られるようにすることをうたうSDGsターゲット2.1、及び栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処をうたうSDGsターゲット2.2の方向性と合致している。また、これらSDGsゴールに資する案件を上述のとおりIFNA対象のアフリカ地域やその他の地域で実施した。

#### (6) 事業上の課題及び対応方針

「東京栄養サミット2021」の成果文書としての東京栄養宣言及び日本国政府の栄養改善へのコミットメント、そしてこれらに貢献するために発表した「JICA栄養宣言」について、今後実施を促進することが求められる。また、IFNA横浜宣言2019に基づくIFNAの全アフリカ展開が求められている。このため、栄養改善に資する分野横断的な取組を更に強化するとともに、貢献を可視化し広報・発信に努める。また、コロナ禍の影響により、栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする支援や母子栄養サービスの継続性を維持するための支援を継続する。

### No.2-5 安全な水と衛生の向上

安全な水と衛生の向上は人間の生存や経済活動に不可欠であり、人間の安全保障や質の高い成長に資する重要な分野である。新型コロナの予防においても、安全な水の供給と手洗いが不可欠である。2021年度は新型コロナ対策を迅速に推進するとともに、今後の協力方針となるJICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」を策定した。また、気候変動対策や防災の主流化、デジタル技術の活用、日本の経験の活用、地方自治体との連携などを取り入れた幅広い協力を推進し、本邦企業の海外展開に資する事業・運営権対応型無償資金協力の契約締結を行った。

<sup>45</sup> 栄養の適切な摂取に必要な農産物・食品の供給を図るため、日本での農業生産の多様化等の経験を踏まえ、現地の食生活や農業環境等に応じて、①炭水化物のみならずタンパク質や微量栄養素を含めて栄養面で優れた農産物の生産や、②特定の栄養素の過不足の改善に資する農業生産を促すもの。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183万人 <sup>46</sup>	701万人	14.2万人	203万人	226万人	76万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050人 <sup>47</sup>	9,104人	25,516人	12,043人	7,853人	13,246人

## (1) 安全な水へのアクセス改善に向けた具体的な施策の実施状況

- **新型コロナ感染拡大に対する緊急支援の展開・水供給サービス継続への貢献**：世界的な新型コロナの流行の長期化により、機構が支援を実施している開発途上地域の多くの水道事業体が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、浄水処理や消毒に使用する薬品、燃料、維持管理に使用する資機材等の調達が困難になるなど、水供給サービスの継続が危ぶまれる状況となった。これに対して、新型コロナウイルス対策に係る技術協力プロジェクトとして、機材供与を中心とする新たなプロジェクトをカンボジア、東ティモールで迅速に立ち上げるなど、先方実施機関の緊急の要請に応え、薬品、燃料、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ、手洗い設備の設置、市民に対する手洗い等の啓発活動などの新型コロナ対策の支援を、14か国で展開し、水供給サービスの継続に貢献した。
- **「JICA健康と命のための手洗い運動」の実施、衛生行動の改善を通じた新型コロナ対策の推進**：新型コロナの感染を予防するためには、3密の回避やうがい、マスクと並んで、手洗いの励行が極めて重要であることから、機構は2020年9月に「JICA健康と命のための手洗い運動」を開始し、2021年度も継続した。この運動は、全ての機構職員及び機構の事業関係者が、手洗い等の衛生的な行動を自ら実践するとともに、様々な分野の事業を通じて開発途上地域に対する手洗い設備の整備や啓発活動を行うことで、新型コロナをはじめとする感染症の予防と健康の増進に取り組むという新たなスタイルによる支援である。開始後1年半で、61か国において296件以上の取組が行われ、手洗いの重要性を訴えるメッセージを開発途上地域に広めた。例えば、インドでは1億人に対する啓発の実施を目標に「アッチー・アードト（良い習慣）キャンペーン」を実施中であり、民間企業11社及び地方自治体（熊本県、横浜市）との連携により、多様な啓発活動を実施した。派遣予定のJICA海外協力隊員に対してはオンライン講義を実施した。漫画家の井上きみどり氏の協力を得て作成した、正しい手洗いのタイミングや方法を、開発途上地域の状況に合わせて分かりやすく伝えることを目的としたマンガのポスターは、34か国語への翻訳がなされ、開発途上地域の学校や市民に普及した。また、手洗いに関する開発途上地域の問題を啓発する動画を機構のウェブサイトで公開した。さらに、開発途上地域における手洗い設備や手洗い行動の普及を機構以外のパートナーとも協調して推進するため、2020年度に設立した「JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」の活動を継続し、情報や経験の共有、セミナーの開催などを行った。具体的には、和文・英文のニュースレターを2021年度中に9回発行するとともに、オンラインセミナーを開催し、ウェブサイト等を通じて会員の取組に関する情報を交換した。これらの活動は、毎日新聞、時事通信、日本テレビ等、多くのメディアで報道された。

<sup>46</sup> 2014-2015実績平均

<sup>47</sup> 2013-2014実績平均



- **初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力の契約締結**：機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件となる「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」において、浄水場の建設とその後の10年間の運営・維持管理を担う日本企業との契約を締結した。日本企業が海外における上水道の運営・維持管理業務の経験を積むこととなり、政府が進める日本企業の海外展開を後押しするものである。
- **保健施設、学校への手洗い設備普及、手洗い啓発のため、国際NGOと契約締結**：新型コロナ対策として重要な手洗いは、各家庭や職場での励行に加えて、クラスターが発生する可能性が高く、脆弱な利用者も多い保健施設や学校での徹底が重要である。開発途上地域では、学校に手洗い設備がないことが学校再開の障害になっている例もある。そのため、日本人専門家の現地渡航に制約がある中でも機動的に現場に密着した活動を行うべく、アジア、アフリカの3か国（ネパール、タンザニア、マダガスカル）を対象として、衛生啓発に関するノウハウ、経験を豊富に有し、1991年からはイギリスのチャールズ皇太子が会長を務めている国際NGOのWaterAidとの契約を締結し、手洗い設備の普及や衛生啓発活動を開始した。
- **水供給における気候変動対策を推進する無償資金協力の形成**：パラグアイ「ビジャ・アジェス市給水システム改善計画」の協力準備調査を完了した。本事業は、首都アスンシオンに隣接するビジャ・アジェス市に浄水場や送配水管を建設し、給水能力の向上を図り、市民の生活環境の向上に寄与するための協力である。水源となるパラグアイ川では近年洪水や干ばつが発生し、既存施設では断水も発生していることから、50年に1度の確率で発生する河川水位の変動に対応できるような取水施設を計画した。気候変動の影響で洪水や干ばつが発生した場合でも安定して水道水の供給を継続することができ、気候変動に対する強じん性を高めることが可能となる。
- **新型コロナ対策として重要な水供給・衛生のための協力の実施**：手洗いに必要不可欠な水の供給に対するニーズは高まっており、資金協力による施設や機材の整備を開始するべく、トルコ「地方自治体環境改善事業」（円借款）の借款契約を調印した。本事業は、シリア難民の流入により影響を受けている地方自治体に対して、上水道を含む社会インフラ整備に必要な資金を供与するものである。また、カンボジア「スパイリエン上水道拡張計画」、ネパール「ビラトナガル給水改善計画」、ニカラグア「マナグア市上水道改善計画」（いずれも無償資金協力）のG/Aを締結し、新たにルワンダ「キガリ市中央北部給水サービス改善計画」の協力準備調査を開始した。

## (2) 水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- **新型コロナ対策の課題・教訓の取りまとめ、機構の今後の協力にいかすためのプロジェクト研究を完了**：新型コロナの影響は社会の広範囲にわたっており、各国がそれぞれ試行錯誤の中で対策を講じている状況である。水供給・衛生分野への影響や教訓を整理し、国内外の関係者に発信するとともに、機構の今後の協力方針にいかすため、プロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」を完成させた。都市部のインフォーマル居住地やスラム、都市周縁部などの特に脆弱な地域への支援方策、水道料金収入の減少に伴う水道サービスへの影響、手洗いに関する行動変容の促進要因などについて明らかにした。また、その成果は機構のウェブサイトや「JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」のセミナーを通じて発信するとともに、2021年11月に開催された国際開発学会及び日本国際保健医療学会でも発表した。
- **日本の水資源管理に関する開発経験の取りまとめを完了**：日本は古来より多くの水害、水不足、

水争いなどに悩まされ、とりわけ高度経済成長期には水需要の急増や、水質汚濁、地盤沈下などの諸問題に直面し、ハード・ソフト両面での整備、改善を通じて、質の高い成長を成し遂げてきた。このような日本の水資源管理の経験と教訓をまとめ、開発途上地域の政策決定者、行政関係者、実務者等に向けて発信するため、プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」を完成させた。成果は、研修員・留学生事業や技術協力において活用するとともに、「JICAチェア」を通じて開発途上地域に提供することも予定している。

- ▶ **統合水資源管理に関する機構事業の取組方針をまとめ、英文論文として公表**：SDGsが目指す統合水資源管理を通じて、地域が抱えている水資源をめぐる課題を解決するため、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体を増やすことを目標とする「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」の考え方を、機構の取組方針として掲げ、「International Journal of Water Resources Development」に英文論文として発表した。本論文は統合水資源管理の国際的な普及に取り組んでいるGlobal Water Partnership（GWP）がSNSを通じて発信し、開発途上国から発表された論文で引用された事例も既に見られている。また、「G20 Dialogue on Water 2021」、日本・アラブ連盟・UNDPによるラウンドテーブル、ストックホルム世界水週間等の国際会議において発信した。
- ▶ **デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するための人工知能（AI）を用いた新技術の実証**：先端技術を開発途上国の課題の解決に活用するため、人工知能（AI）・機械学習を用いて水道管路破損リスクの診断を行う技術について、タイの首都圏水道公社を対象に実証するパイロット事業を実施した。管路の敷設後の経過年数（老朽化の程度）を基準に更新する場合に比べて約9倍、首都圏水道公社が用いている複数の指標を総合して判断する診断方法を基に更新する場合に比べて約2倍の精度で、管路の破損リスクを的確に評価することができることが明らかとなった。開発途上国におけるデータの入手可能性や費用対効果等の側面も考慮しつつ、引き続き開発途上国への適用可能性について検討を進める。
- **JICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」の策定と発信**：SDGs達成への貢献や、「人間の安全保障」、「質の高い成長」、「地球規模課題への取組」といった、日本が開発協力で目指す理念の実現のために、機構が掲げる20の課題別事業戦略として「JICAグローバル・アジェンダ」が策定された。その中の一つとして「持続可能な水資源の確保と水供給」を策定し、ウェブサイトやリーフレットの作成を通じて、対外的な発信を開始した。また、ADB、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、フランス開発庁（AFD）、国際金融公社（IFC）等の開発パートナーとの間で、JICAグローバル・アジェンダを踏まえた連携に向けての協議を実施した。
- **「JICAチェア」のための講義動画の制作を開始**：日本の開発経験を学ぶ機会を日本国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行う「JICAチェア」で使用するため、日本の水道の開発経験を伝える約20分の講義動画の制作に着手した。講師は日本の水道政策の第一人者である東京大学大学院工学系研究科の滝沢智教授に依頼し、機構が2017年に作成した「日本の水道事業の経験」をベースに、日本が全国民への安全で安定した水道の供給を可能にしている理由を講義するものである。これにより、非西洋から近代化を成し遂げた最初の国である日本の発展の経験を世界に共有し、知日派人材の育成に貢献する。
- **中村哲医師の遺志を受け継ぐ「PMS方式灌漑事業ガイドライン」の完成**：アフガニスタンにおいて中村哲医師が主導して実施されてきたPMS（Peace Medical Services）による灌漑事業のノウハウをアフガニスタン全土に普及するため、2018年から中村医師とも協議を重ねながら作成を行って

きた「PMS方式灌漑事業ガイドライン」が完成した。中村医師は大変残念ながら2019年12月4日に凶弾に倒られることとなったが、約360ページにも及ぶ本ガイドラインは日本語、英語のみならず、現地語であるパンシュトゥン語、ダリ語にも翻訳され、今後アフガニスタン各地に中村医師が編み出された灌漑事業の手法を普及するために活用される。本ガイドラインの完成は、読売新聞やテレビ西日本でも報道された。

- **メコン川の統合水資源管理に係る調査の実施**：メコン川では、上流の中国が6か所の本流ダムの運用を開始しており、加えて2019年には下流のラオスで2か所の本流ダムが稼働を始め、ベトナムのメコンデルタ等の下流部における浸食や塩水遡上、カンボジアのトンレサップ湖等の漁業資源や農業への影響、豊かな生態系への影響などが懸念されている。さらに、2019年から2020年にかけて記録的な水位の低下があったことから、流域の水資源管理、特にダムの運用による環境社会影響に対する関心が高まっている。このような状況を受けて、ダム開発による環境社会影響を明確にし、機構の協力戦略を検討するため、有識者を国内支援委員に迎えつつ、「メコン河流域における環境社会に配慮したダム運用に係る情報収集・確認調査」を実施した。本調査は2018年開催の第10回日本・メコン地域諸国首脳会議で採択された「日メコン協力のための東京戦略2018」に記載されているグリーン・メコンの実現や水資源管理に関する問題への対処に貢献するものである。
- **気候変動対策に向けた協力の実施**：漏水の削減によって気候変動の影響による降雨の不安定化、干ばつ等に対する強じん性を高めるため、特に気候変動の影響に脆弱な大洋州島嶼国のサモア、パラオを対象とする新たな技術協力プロジェクトを開始した。
- **PPP (Public Private Partnership) 導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員に向けた協力の実施**：SDGs達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチを整理し、資金動員に取り組む事業を実施した。具体的には、ラオス「水道事業管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、水道法に位置づけられている水道整備基金の設立に向けた検討を支援した。ベトナムにおいて民間資金の活用を促進する協力を形成するため、「水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査」を実施した。ケニアでは、水道公社による資金調達を支援する債券発行を計画しており、機構と2020年に連携に関する覚書を結んでいるWater Finance Facilityとも連携し、技術協力プロジェクト「水道事業体の融資可能な事業形成能力強化プロジェクト」を開始した。
- **地方自治体と連携した技術協力案件の形成・開始**：24時間、蛇口から飲める水道水を供給している日本の地方自治体のノウハウを活用した技術協力を実施するため、地方自治体からの参加を得て、東ティモール、サモア、ネパールにおいて新たな技術協力プロジェクトを開始した。また、ネパール、パキスタン、ルワンダにおいて、地方自治体が出資して設立し、地方自治体との人事交流もある第3セクターが専門家チームに入った技術協力プロジェクトが開始された。横浜市が出資して設立された(株)横浜ウォーターの参画により、パイロットエリアでの水圧と水質が大幅に改善され、料金請求率を65%から97%へと大幅に向上させたパキスタンのファイラバード市に対する協力に関し、横浜市水道局の職員も参画して英文の論文を取りまとめ、国際水協会 (IWA) が発行している「Journal of Water, Sanitation & Hygiene for Development」に掲載された。
- **脆弱層に対する水供給サービスの改善に向けた案件の形成**：水は人間にとって最も基本的なニーズであり、復旧・復興・平和構築の過程にある脆弱な地域において、人間の安全保障の観点からその必要性は極めて高い。5年近くに及ぶ内戦で約40万人が犠牲になったともいわれる南スーダンの首都ジュバに対しては、無償資金協力による水道施設の建設が進められており、2023年に予定

されている稼働開始に合わせて、水道サービスを抜本的に改善するため、「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の詳細計画策定調査を実施した。パレスチナにおいては、「ジェニン市水道事業実施能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及び無償資金協力の案件形成のための「ジェニン上水道整備計画準備調査」を実施するとともに、「水道事業アドバイザー」の派遣を新たに開始し、無償資金協力による施設整備と技術協力による能力強化を組み合わせた協力を展開した。トルコでは「地方自治体環境改善事業」（円借款）の借款契約を調印し、シリア難民の流入により影響を受けている地方自治体に対する上水道施設の整備を開始した。

- **防災の主流化に貢献する協力の推進**：「仙台防災枠組2015-2030」において優先行動と定められている強じん化のための防災への事前投資を推進するため、インドネシア「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）における洪水対策の検討、パラグアイ「ビジャ・アジェス市給水システム改善計画準備調査」における取水施設の洪水対策の検討、ネパール「ビラトナガル上水道整備計画準備調査」における地震対策の検討等、水供給・衛生分野においても防災の観点を組み込む「防災の主流化」に資する取組を進めた。
- **アフリカに対するボランティアの派遣「水の防衛隊」に対する支援**：2008年に横浜で開かれた第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で、福田総理（当時）が「アフリカでの安全な水へのアクセス向上や衛生状態の改善などに寄与する人材を派遣する」と表明したことを受けて、水・衛生分野のニーズがある地域に、関連性のある職種で派遣される海外協力隊を「水の防衛隊」と呼称し、技術補完研修や資料・ツールの提供、情報交換などの支援を行っている。2021年度も4回のニューズレターの発行や、手洗い等の新型コロナ対策に関する情報を伝えるオンラインでの研修、ウェブサイトを通じた啓発ツールの提供等を実施した。

### (3) SDGs達成に向けた貢献（SDGsゴール6）

- SDGsゴール6ターゲット6.1の安全な水供給に資する案件として、56件以上の資金協力による施設整備を実施中である。また、SDGsのモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援として、34件以上の技術協力を実施中である。これらを通じて、SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチに基づき、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施した。また、SDGsの原則である「誰も取り残さない」を実現するため、過去の教訓から今後の支援方策をまとめるプロジェクト研究「サブサハラアフリカ村落給水及び衛生の課題と今後の支援方策の検討」を実施した。
- SDGsゴール6ターゲット6.4の水利用の効率化に資する無収水対策に重点的に取組、17件以上の技術協力プロジェクトを実施中である。日本の水道事業体は平均10%という世界的に見ても低い無収水率を維持しており、そのノウハウを活用した協力を展開している。
- SDGsゴール6ターゲット6.5の統合水資源管理の推進に資する案件として、インドネシアにおける地盤沈下対策、スーダンにおける地下水等の水資源管理、ボリビアにおける河川流域管理のプロジェクトを実施した。特に、現地で実際に問題となっている事象を取り上げ、ステークホルダーの合意形成の支援を通じた、ローカルコンテクストに即した問題解決を目指す取組を推進した。また、これら支援を通じ、実践的な統合水資源管理の在り方について提示する英文論文を作成し、「International Journal of Water Resources Development」で発表した。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの流行に伴い、水供給や手洗い等の衛生的な行動の重要性に対する認識が高まったが、開発途上地域の実施機関は財務状況が悪化する中で、新型コロナの予防に細心の注意を払いつつ、水・衛生サービスの提供を継続する必要があるという難しい状況に置かれている。機構は、財務状況の悪化を緩和し、エッセンシャル・ワーカーである職員を守りつつ、必要な水・衛生サービスを継続するための緊急的な支援を継続するとともに、中長期的観点からの強じん性の強化やSDGsの達成に向けた支援も行う方針である。その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大することに留意する。

#### No.2-6 万人のための質の高い教育

新型コロナウイルス感染症による子どもの学習機会喪失の影響を抑えるため、遠隔教育に対応したデジタル化支援や学校における衛生啓発活動を推進した。さらに、子どもの学びの改善のため、引き続き、質の高い教科書・教材の開発、コミュニティと学校の協働による教育モデルの開発及び展開、特別活動や日本の学校運営等を通じた日本式教育、非認知能力向上に向けた活動、インクルーシブ教育の推進により疎外された子どもへの教育機会の提供に取り組んだ。また、他開発パートナー機関や、日本の教育関係者との連携強化も進めた。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1件 <sup>48</sup>	3件	2件	2件	7件	2件

#### (1) 子どもの学びの改善に向けた具体的な施策の実施状況

##### ① 質の高い教科書・教材の開発及びデジタル化：

- 機構の協力による教科書・教師用指導書の活用を通じた学力向上：エルサルバドル「初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト（ESMATE）」で開発・全国配付に協力した教科書や教師用指導書の活用を通じ、小学校2年生の児童・担当教員等への介入の結果、介入開始から1年後、介入群における算数の学力が向上（テストスコアの平均効果は0.49標準偏差）した成果がインパクト調査により確認された。2022年2月の新学期開始に間に合うよう全国配付され、子どもの学びの改善の一層の展開が期待されている。
- モザンビーク「新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、算数で3年生のカリキュラム及び教科書・指導書の改訂案を作成し、理科で各学年のカリキュラム改訂案を作成した。また、モザンビーク「教員養成校における現職教員教授法改善フォローアップ協力：映像教材の制作」を通じて、効果的な授業が実施されるべく教員養成校教官・学生、小学校教員を対象に、理科実験に係る映像（約100本）及び教師用解説書を制作した。
- パプアニューギニアでは、「理数科教育の質の改善プロジェクト（QUIS-ME）」（技術協力プロジェクト）で開発を支援した同国初の国定教科書が、2021年度中に全国ほぼ全ての対象児童に配付さ

<sup>48</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4件

れた。また、2022年2月から同国に教育政策アドバイザーを現地派遣した。前述の国定教科書と講師用指導書の活用、教育のためのグローバルパートナーシップ（GPE）プログラムの調整機関として開発パートナーとの連携・調整、太平洋島しょ国地域内支援を目的に活動している。

- ネパールでは、「教育の質の向上支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、初等1～3年の算数教科書と小1教員用指導書の開発・改訂を完了した。また、新型コロナによる休校下の児童に向けて、他ドナーと連携して算数自主学習教材を作成し、パイロット地域の初等1～3年生約7,600人に配付、教育省ウェブサイトで公開される等、時宜を得た支援を実施した。
- 機構は、小学校程度の四則演算ができるよう算数ドリルのアプリ開発に取り組んだ。2022年1～3月にかけて、開発中の算数アプリをエジプト、ラオス、ネパールの学校で試行的に使用し、有効性を検証した。

## ② 学校における衛生環境の改善及び衛生啓発活動

- マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）では、2県110校の関係者を対象に研修を行い、同プロジェクトを通じて活性化された学校運営委員会の取組の下、地域内で調達できる米、水、野菜などの食材や調理・配膳スタッフなどを動員した給食の提供と給食前の手洗い活動が実施された。
- エジプト「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、手洗い啓発に係るビデオを制作した。教育省が同教材を教員研修教材として活用し、約7,900人の教員が視聴した。

## ③ コミュニティと学校の協働による教育モデルの開発及び展開

- ニジェール、マダガスカル、ガーナ等で、「みんなの学校プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及を展開した。
- ニジェール「みんなの学校：コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善」（技術協力プロジェクト）では、コミュニティ協働型の基礎学力向上モデル（小学校低中学年相応）の普及と、同モデル（小学校高学年相応）の開発、女子就学促進・継続モデルの開発を支援した。コミュニティ協働型の基礎学力向上モデルは、2020/2021学年度での効果を国民教育省が確認し、2021/2022学年度には同省主導で全国の小学校総計約1万8,250校の正課補習授業に導入された。また、女子就学促進・継続モデルの開発に向けて、中退防止モニタリング委員会の試行・効果検証をすべく、中退防止活動策定ガイドを作成、ドッソ州・タウア州・マラディ州・ザンデル州の各州で初等・中等合同女子就学フォーラムを開催し、州・県知事、市長、教育省や州・県教育事務所関係者、伝統的首長、宗教指導者、学校運営委員会連合代表等各州約300名以上の教育関連アクター参集の下、中退者数の削減目標及び行動誓約を決議した。
- マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）では、参加型・分権型学校運営モデルの普及と強化、小学校運営委員会（FEFFI）の持続的な活動を支援するモニタリング体制の強化・確立を支援している。2021年度は参加型・分権型学校運営モデルの普及に係る学校運営委員会設立研修を9県約7,800校の関係者を対象に行い、そのうち5県4,200校の関係者を対象にモニタリング体制設立に係る研修を行った。また、活性化した学校運営委員会を基盤とし、基礎教育・学校給食・乳幼児期/就学前教育を改善するためのモデル開発・普及を支援し、1県1,027校で読み書き補習活動が行われ、2県110校で学校給食が実施され

た。

- ガーナ「みんなの学校：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では仏語圏アフリカで展開している「みんなの学校」プロジェクトのアプローチを初めて英語圏のガーナに導入した。コミュニティと学校の協働をベースとした教育マネジメントの強化及び習熟度別算数ドリルを用いた補習活動を通じて、子どもの学習成果の改善に寄与するモデルを対象3州で構築し、他州への展開準備を図っている。さらに、本プロジェクトでは新型コロナの感染拡大を受け、学習機会が喪失されていることを踏まえ、対象校約1,800校全学年に新学期開始後に前学年の学習内容のキャッチアップを目的とした算数練習問題集等を配付した。
- プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」では、アフリカ地域で、コミュニティと学校の協働による子どもの読み書き・計算スキル及び女子教育の向上に貢献するため、機構が有する比較優位及び経験・知見並びに国際的なエビデンスを踏まえ、基礎学力向上及び女子教育向上に効果的で、高い普及可能性と持続性が期待できるモデルの開発を目的として3か国で現地調査を行い、「みんなの学校」の学力改善モデルの成果・課題及び今後のモデルの発展可能性を調査した。また、機構のコミュニティ参加型の教育プロジェクトの導入、普及可能性を検討するため、5か国で調査を行った。

#### ④ 特別活動や日本の学校運営等を通じた日本式教育、非認知能力向上に向けた取組の導入・展開

- 日本の教育の特長である特別活動、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れたエジプト・日本学校（EJS）が、2021年度は新たに5校設立された。エジプト「学びの質向上に係る環境整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、エジプトのカリキュラムに導入された「Tokkatsu（日本の特別活動や学校運営を参考にエジプトの学校で実施されている教科外の活動）」がEJSにおいて適切に実施されるよう、2021/2022学年度用の教員ガイドを開発したほか、約80名の指導主事及び約400名の教員に対して研修等を行った。
- 非認知能力向上に関しては、マレーシアで「全人教育推進プロジェクト（MAKMur）」（技術協力プロジェクト）を開始した。近年、マレーシアにおいては人間性を調和的・全面的に発達させることを目的とする「全人教育」が推進されており、日本の教育の特長である子どもの非認知能力の向上に係る取組の経験をいかして、効果的な活動実践及びその普及のためのツールキットの開発や普及計画の作成等に取り組む。

## (2) インクルーシブで平和な社会づくりのための教育に係る事業の実施

### ① インクルーシブ教育及び女子を主な裨益対象とするノンフォーマル教育に係る事業の継続

- モンゴルでは、「障害児のための教育改善プロジェクトフェーズ2」により、同国障害児のための発達支援・教育サービス提供に向けた実施基盤整備及び人材育成に取り組んだ。2021年には、障害を認定し支援サービスを検討する「障害児の保健・教育・社会保障支部委員会」を対象としたオンライン研修を実施し、9区21県の支部委員会から170名が参加した。また、全国のモデル校としてウランバートル市内の25校を選定し、それぞれの学校が行うインクルーシブ教育の取組を支援している。さらに、コロナ禍においても、オンラインで活用できる講義動画を作成し、インクルーシブ教育に係る、管理職、学校のソーシャルワーカー、担任などが知っておくべき法制度や合理的配慮などに関する8本の動画を作成した。これらの動画は2022年1月から教員研修所の年次研修（1、5、10年目）の基礎科目の選択コースになることが決まっている。

- パキスタンでは、「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2 (AQAL2)」によりパキスタン全土（連邦政府直轄地域、パンジャブ州、シンド州、バロチスタン州及びハイバル・ハフトウンハー州）で就学の機会を逃した児童・若者と成人に対する教育支援を行った。2021年に新たに1,000校以上のノンフォーマル教育センターが開校し、2万5,000人以上が学習を開始した。そのうち8割以上が女子・女性だった。ノンフォーマル教育の拡充を促進することにより、女子、男子、セクシャルマイノリティ、若者、成人、少数民族等様々な属性の人の質の高い教育へのアクセスの改善を図り、学習機会の多様化を促進している。

### (3) 開発パートナーとの連携及び日本の基礎教育協力の優良事例の発信

#### ① 世銀（特にHuman Capital Project）との連携

- 2021年のDeep Diveでは、Human Capitalの視点から、新型コロナ感染拡大による学力の低下や教育格差の拡大に関して意見交換を行い、学習機会喪失の軽減や継続的な学習の推進のための対策、強じんな教育システムの構築が重要であることを確認した。また、2019年に両機関間で締結したJoint Action Noteと2021年に新たに策定した課題別事業戦略の下、引き続き協調融資や技術協力のスケールアップ（「みんなの学校」：セネガル、マダガスカル、ガーナ、ICT活用：ルワンダ）、女子教育（パキスタン）、新型コロナ対策（デジタル教材、衛生教育）等の対話を継続し、連携可能性を追求することを確認した。
- ルワンダ、マダガスカル、セネガル、ガーナ、パキスタンでは、各国で行っている教育協力事業について、世銀との連携によるスケールアップや、対象分野の調整による協調等、相乗効果及び双方の協力の成果最大化を目的として継続的に意見交換を行った。
- ガーナで機構が実施している「みんなの学校」プロジェクトは、世銀の基礎教育プロジェクト「Ghana Accountability for Learning Outcome Project (GALOP)」と学校運営委員会の機能強化のコンポーネントで連携しながら、学校運営を通じた学力改善に取り組んだ。成果最大化を目的としてGALOPとは対象学校の重複がないように整理するとともに、「みんなの学校」プロジェクトを通じてGALOP対象州にも学校運営改善の研修に係る講師の育成や研修マニュアルの作成等で技術支援を行った。本連携を通じ、約11,800校に対して学校運営改善モデルに関する研修が実施される予定である。

#### ② 教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）との連携

- GPE事務局からGPE's New Operating Model 2021-2025に関する情報収集を行った。また、GPEマルチプレイヤー等を活用した機構との連携の可能性やGrant Agentの資格審査取得や受託の可能性についても、協議を継続した。

#### ③ UNICEFとの連携

- マダガスカルでは、連携協定に基づき、UNICEFが支援する5県のうち中退児童のキャッチアップを目的としたサマースクールプログラム対象校120校の関係者に対して、「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ2）」で開発した、機能する学校運営委員会関連研修及び習熟度別速習支援を取り入れた補習活動に係る研修を行った。
- セネガルでは、コロナ禍における緊急教育対策支援をUNICEFと連携して実施した。電力やインターネットアクセスの制約もあり休校期間中遠隔教育等の教育サービスが受けられなかった地方部



において、約1,200校、25万人の子どもを対象に、学習機会の喪失への対応、及び学校再開後の女子の就学促進、中退・退学防止を目的として補習教材等の提供や、生理衛生用品の供与及び啓発活動の実施を支援した。

- パキスタンでは、UNICEFが実施している国際機関連携方式による無償資金協力「ノンフォーマル教育強化計画」に対し、機構の技術協力プロジェクト「オルタナティブ教育推進プロジェクト（AQAL）」で開発したノンフォーマル教育の教材の印刷・配付や、教員研修、ノンフォーマル教育センターの運営支援を行っている。

#### ④ 能力強化研修開催

- **教育協力ウィーク開催**：様々なパートナーとの共創基盤としてのプラットフォーム活動の一環として、機構、教育開発に関わるコンサルタント、NGO、民間企業、政府関係者が意見交換する機会を提供し、それによりネットワークを強化することを目的として、オンラインでテーマ別意見交換会「教育協力ウィーク」を開催した。3日間14セッションを通じ、総登録者数421名、延べ1,500名超の参加を得て自由闊達な議論を展開した。機構よりJICAグローバル・アジェンダ（教育）を共有し、機構だけでなく、コンサルタント、NGO、民間企業、アカデミア、開発途上国政府、開発パートナーなど多様なアクターとの協働を通じてインパクトの最大化を図る「コレクティブ・インパクト」の追求とそれを実現するためのプラットフォームの構築が重要というメッセージを発信した。個別セッションでもこれらの新しい戦略を前提に各テーマに沿った議論を展開した。
- 「教育政策アドバイザー育成研修」を11月に5日間オンラインで開催した。同研修には、将来的に教育政策アドバイザーとして開発途上国へ赴任することを視野に入れている開発コンサルタント、国際機関・NGO職員ら21名が参加した。オンラインでの開催とし、現役の教育政策アドバイザーや関連援助機関の職員を講師として招くことができた。その結果、参加者21名中14名が「非常に満足」、7名が「満足」と高く評価する研修となった。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

SDGsゴール4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するため、「SDGsポジションペーパー（教育）」に基づき、SDGsターゲット4.1に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を25件、4.cに資する質の高い教員輩出に向けた協力を10件実施した。また、SDGsターゲット4.5に資するジェンダー格差・脆弱層へ支援を5件及び4.6に資する基本的な読み書き・算数能力向上に向けた案件を13件実施した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍の継続に伴い、教育・学習機会が失われ、将来的には就業機会にも影響するなど中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。コロナ禍での休校措置、対面と遠隔のブレンド教育など、開発途上地域のコロナ禍での教育政策・対応方針を踏まえつつ、子どもの学習機会が途切れることのないよう、これまでの支援の成果である教科書・教材のデジタル化、算数アプリの共同開発・試行を含めたオンラインが活用できない児童・生徒への配慮、手洗い・衛生面での支援等学校再開に向けた取組など、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携しながら取り組む。

## No.2-7 スポーツ

体育・スポーツJICA海外協力隊員の派遣を通じた開発途上国におけるスポーツ機会の拡充、南スーダンでの全国スポーツ大会開催支援等を通じた平和構築の促進等、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら可能な範囲で協力を展開した。また、2021年7月から9月にかけて開催された東京オリンピック・パラリンピック大会に関し、JICA海外協力隊員が指導した選手がオリンピックに16名と1チーム、パラリンピックに5名出場し、スポーツ・フォー・トゥモローのもと取り組んできたJICA海外協力隊員倍増計画の成果が見られた。さらに、大会に併せて積極的に広報を展開することで、国内外の一般市民に対してより広く機構の協力に関する理解促進を図ることができた。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3万人 <sup>49</sup>	11.5万人	22.9万人	20.6万人	11.4万人	1.1万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020年に162人 <sup>50</sup>	265人	215人	256人	1人	37人

(注) 2021年度も2020年度と同様、新型コロナウイルス感染症拡大による海外渡航制限に伴い、体育・スポーツ分野に限らず新規JICA海外協力隊員派遣が引き続き困難な状況であった。かかる状況においても新規派遣の可能性を継続的に検討し、渡航に係る安全面の確認等を経た結果、37人の新規派遣を実現。なお、活動を通じた裨益者数のカウントはJICA海外協力隊員帰国時に行っており、2021年度は帰国JICA海外協力隊員もほとんどいなかったため、裨益者数が積み上がらなかった。

### (1) JICA海外協力隊員派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業の実施

- ▶ **JICAボランティア事業を通じたSFT等への貢献**：2020年度に引き続き2021年度も派遣先各国の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、可能な範囲でJICA海外協力隊員の派遣を継続した。7月から9月にかけて開催された東京2020オリンピック・パラリンピック大会では、JICA海外協力隊員が指導した選手がオリンピックに16名と1チーム、パラリンピックに5名が出場したほか、選手団の団長やトレーナー、通訳、運営ボランティア、ホストタウンの自治体職員として多くのJICA海外協力隊員経験者が関わるなど、2014年のスポーツ・フォー・トゥモローの立ち上げから目標として掲げた体育・スポーツJICA海外協力隊員派遣倍増計画の成果が見られた。これらの成果に対しては、開発途上国のスポーツ大臣やオリンピック委員会会長等をはじめ各所から多くの謝辞が寄せられた。
- **南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」**：南スーダンでは、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進に向けた支援のため、「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施中である。2021年4月にはこれまで全国スポーツ大会（NUD：National Unity Day）に参加した選手を平和大使とし、全国スポーツ大会で得た経験を出身地で広めるなど、スポーツを通じた相互理解の促進に資する活動を後押しするためのワークショップを開催した。2021年6月にはコロナの影響を踏まえて規模を縮小し、首都ジュバ及びその近郊にてMini-NUDとして大会を開催した。そして、2022年3月には第6回NUDを開催し、全国から372名が参加した。

<sup>49</sup> 2014-2015実績平均

<sup>50</sup> SFT目標値（2012年度実績（81人）を2020年までに倍増）

- スポーツと開発に係る戦略として、JICAグローバル・アジェンダ（スポーツと開発）を策定し、取組を継続・強化すべく機構内の実施体制を構築し、具体的推進に向けて議論した。

## (2) 競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの構築

- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催に併せて、ホストタウンの自治体等を対象に国際協力出前講座や関連イベント・セミナーを展開した。特に、アフリカ10か国を対象として開発教育教材を制作し、ホストタウンに登録している11の自治体に配付したほか、国際協力出前講座を対象の自治体で集中的に展開した。また、パキスタンのホストタウンとなった東京都杉並区では小学生とパキスタンオリンピック選手によるオンライン交流の機会をつくり、その様子がNHKで紹介された。このように、東京2020オリンピック・パラリンピック大会をきっかけとして自治体連携及び国際理解を推進することができた。
- 6月に日本サッカー協会（JFA：Japan Football Association）、日本プロサッカーリーグ機構（Jリーグ）、日本女子プロサッカーリーグ機構（WEリーグ）との連携協定を締結した。同協定下で、JFAとはJICA海外協力隊（民間連携）の制度を活用したJICA海外協力隊員派遣を、Jリーグとは開発途上国へのJリーグチームアカデミー進出を通じた社会貢献事業を開始した。
- 2022年1月に読売巨人軍との連携協定を締結した。同協定下で、1月にフィリピン及びバングラデシュにて現地の青少年及び選手向けの野球教室をオンラインで実施した。
- 7月にフランスで開催された「平等をめざす全ての世代のためのフォーラム（Generation Equality Forum）」及び11月にイタリアで開催された「第2回開発銀行サミット（Finance in Commun2021）」で、機構理事長等からスポーツ協力の方針やこれまでの実績について発信をした。また、「スポーツと開発」に係るドナーが集う会合にも参加し、随時取組を発信した。

## (3) 機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配付やイベントの開催、相手国政府への発信

- 機構ウェブサイトで、南スーダンでのスポーツと開発における取組、機構の紹介を契機に群馬県で事前合宿を受け入れた南スーダン選手紹介及び東京オリ・パラに出場した選手らをサポートしたJICA海外協力隊員のインタビュー記事を掲載した。南スーダンのアブラハム選手については、オリンピックまでの道のりを描いた漫画を4回シリーズで制作し、機構ウェブサイトのほか外部メディアでも関連記事を掲載した。また、ガーナでブラインドサッカーを指導したJICA海外協力隊員の活動を追った音声付コミック動画をパラリンピックに合わせて制作したほか、SNSや外部ウェブメディアで発信した。さらにSNSで、東京オリ・パラ出場選手をサポートしたJICA海外協力隊員の活躍等について日本語で13本、英語で7本の合計20本の記事を投稿し、国内外の一般市民に対し、機構の貢献に係る理解促進を図った。
- JICA海外協力隊員と彼らが指導した出場選手について、プレスリリースやニュースリリースを通じた情報発信にはメディアからの大きな反響があり、機構のスポーツ分野における国際貢献、練習施設が不十分な開発途上国の状況及びアスリートの紹介（ソロモン諸島、ミクロネシア連邦）、障害を持つアスリートの現地における差別の現状（ザンビア）等の新聞記事掲載につながった。また、国際協力推進員を通じて地方紙への掲載につなげるなど、組織を挙げて広報に取り組み、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催期間中、機構に関連する報道は約120件掲載された。上記南スーダン選手は、大会前から高い注目を集め、7月以降700件以上報道され（同一記事転載を含む）、市民からのエール、競技速報、選手からの謝意等が随時伝えられた。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会に併せて、JICA横浜で6月から10月、JICA地球ひろば（市ヶ谷）で8月にスポーツの企画展示を開催した。また、同企画展示も含め体育・スポーツJICA海外協力隊員の経験談を紹介するセミナーを7回実施した。さらに各国内機関のウェブサイトにて所管地域出身のJICA海外協力隊員や事前キャンプ、ホストタウンに関連する情報を記事にまとめて積極的に発信した。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

- 海外協力隊事業での体育・スポーツJICA海外協力隊員の派遣等を通じて学校体育を中心にスポーツの機会の拡充を図っており、適度な運動機会の確保を通じてSDGsゴール3「健康的な生活の確保」、質の高い体育授業の整備を通じてSDGsゴール4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供」に貢献している。
- 南スーダンでの「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等スポーツを活用した信頼醸成及び平和の促進に加え、ラオス草の根技術協力事業「障害者スポーツ普及促進プロジェクト」やタンザニア女子陸上競技大会「Ladies First」などスポーツを通じた障害者や女性等のエンパワメント及び社会包摂推進を通じて、SDGsゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」、SDGsゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献している。
- スポーツを活用して、日本オリンピック委員会（JOC）、JFA、Jリーグ、日本ラグビーフットボール協会（JRFU）等の国内のスポーツ競技団体や、大学、自治体、民間企業等との連携を促進しており、SDGsゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献している。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

スポーツを通じた国際協力については、まだその有用性が広く一般に浸透していないため、スポーツを活用した取組の主流化、つまり、スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識を浸透させ、当たり前にも活用されるようになることを目指す。そのため、外部の関係団体や関係者との連携を密にし、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを含め日本の強みをいかした取組を継続して展開する。

### No.2-8 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、日本の経験や教訓を活用し、社会保険労務人材や高齢者福祉・医療人材等、制度を支える人材育成を支援した。また、社会的弱者支援として、障害者の就労促進や障害者の情報アクセシビリティ改善等を通じて、障害者の社会参加に資する具体的な施策を実施した。障害主流化を促進し、機構の事業への障害の視点の組み込みを促進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等にも取り組んだ。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
社会保障に係る研修実績	128人 <sup>51</sup>	135人	82人	202人	150人	291人
障害に関する研修等に参加した 機構事業関係者の人数	213人 <sup>52</sup>	467人	2,666人	2,994人	460人	386人

## (1) 社会保障制度の構築に向けた具体的な施策の実施

- モンゴル「社会保険分野における財政検証実務能力強化プロジェクト」（国別研修）で、モンゴル社会保険庁の職員等に対し、被保険者数の将来推計の手法について演習を含めた集中的な講義を実施し、公的年金の財政検証プロセスを学ぶための素地を整えた。また、インドネシア「社労士制度実施プロジェクト」（国別研修）で、日本の社会保障制度強化に社会保険労務士制度が果たした役割等の講義を実施し、インドネシアで導入が決定した日本の社会保険労務士と同様の業務を担う新しい専門資格（Agenalis）の定着に向け、試験制度、教育体制、倫理基準策定等、制度設計・構築に対する助言を提供した。
- コロナ禍で困難な生活を強いられている子どもたちに対する支援に向けて先駆けて2020年度に実施した文献調査で、児童福祉分野の各国共通の課題として、児童福祉分野を含む社会福祉全般に携わる専門人材（ソーシャルワーカー等）の質、量の両面での不足が明らかになった。この結果を受け、調査の対象を、児童福祉を含む社会福祉全般を担う専門人材（ソーシャルワーカー等）の現況の確認とした。調査対象地域は、域内共通の人材育成の枠組みの策定を検討しているASEAN地域とし、2021年度後半に同地域のソーシャルワーカーの人材育成計画の確認、分析のための情報収集・確認調査を実施した。なお、本調査の結果を踏まえて、今後、児童福祉分野において日本の知見をいかした協力を展開していくことを視野に、その第一段階として、2022年度より課題別研修「子どもの保護」を実施することを決定し、日本のリソースの開拓を開始した。

## (2) 社会的弱者への配慮に向けた具体的な施策の実施

- コロナ禍で特に大きな影響を被っている障害者の社会参加を促進し、生計の悪化に対応するため、モンゴル及びスリランカで障害者の就労支援を実施する技術協力プロジェクトを開始した。このうちモンゴルでは、日本における障害者の援助付き雇用の政策や現状を理解する研修を実施し、オンラインで56名が参加した。また、情報へのアクセシビリティ改善を目的として、エジプトでは視覚障害者等、読みに困難を抱える人々の出版物へのアクセスを促進するデジタル図書（DAISY : Digital Accessible Information System）の制作を行う人材42名を育成し、コロナに関連する出版物29点を含む107タイトルのデジタル図書を制作した。また、地方に住む障害者の社会参加を促進するため、パラグアイに個別専門家の派遣を開始するとともに、南アフリカでは障害児及びその家族を地域社会で支える取組を促進する個別専門家の派遣を開始した。
- 障害者が開発プロセスから取り残されないための取組として、プロジェクトの意思決定メカニズムに障害者団体が参加した（エジプト、モンゴル）ほか、パラグアイでは障害を持つカウンターパートと協力して遠隔教育教材を開発した。また、合計42件の有償資金協力や海外投融資案件の

<sup>51</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>52</sup> 2014-2015実績平均

計画に対して障害配慮のためのコメントを行い、機構の事業における障害インクルーシブな取組を推進した。加えて、障害主流化を促進し、機構の事業への障害の視点の組み込みを促進するため、障害と開発分野の能力強化研修を実施し、事業を実施するコンサルタントやNGOスタッフ等46名の人材育成を実施した。機構関係者に対しては、2022年1月に障害者差別解消法に対応するためのオンライン研修を実施し、延べ386名が参加した。

- 多様化する障害分野のニーズに応えるため、エクアドル「インクルーシブ防災」、パレスチナ「ユニバーサルツーリズム」の国別研修を実施した。「インクルーシブ防災研修」では、中央省庁及び四つの地方自治体から福祉及び防災分野の担当者が計10名参加し、福祉と防災の連携を促進する防災計画を策定した。「ユニバーサルツーリズム研修」では、観光に関連する中央省庁及び民間企業から関係者が計9名参加し、各自の取組に係る行動計画を策定した。
- タイ「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」において、コミュニティレベルの高齢者ケアの仕組みづくり、特に高齢者の在宅ケアと生活支援に関する政策を推進するため、3日間にわたるオンラインでの技術研修を実施し、中央省庁の行政官及び地方サイトの医療従事者計24名の参加、40名を超えるオブザーバー参加を得て、日本の介護保険等の関連施策、介護現場における新型コロナ対策の取組、デイケアセンターの運営や多職種連携について学び、日本の制度や実践例を踏まえたタイ国内での具体的な制度への反映や実施促進につき議論を深めた。
- 急速に進む高齢化を背景に、中米地域において初めてとなる高齢化対策分野の技術協力プロジェクトとしてメキシコ「コミュニティを基盤とした高齢者の包括介護プロジェクト」を開始した。メキシコにおける高齢者医療・福祉に関する現状と課題の整理のためのワークショップの開催、活動の本格化に向けた必要な情報の整備や実施機関等との関係構築を行った。
- 米国のシンクタンクである戦略国際問題研究所（CSIS）への委託によるプロジェクト研究の一環として、中南米地域におけるデジタル技術を活用した高齢化対策についてラウンドテーブルを開催し、高齢化を経済・社会開発のあらゆる側面に関連する前提条件として認識すべきこと、DX推進がこれらの課題解決の方策になり得ること等について機構からインプットし、国際社会へ発信した。
- JICA緒方貞子平和開発研究所、ADB及びアジア開発銀行研究所（ADB）の共催により「アジアの開発途上国における高齢者の健康と生活水準についての国際会議—個人・家計データの役割—」を135名以上の参加を得てオンラインで開催した。会議に先立って募集・選出された17本の論文の発表やディスカッションが行われ、本分野の国際的な知識創造に貢献した。
- 課題別研修「高齢化対策」で、オンラインで10日間にわたるプログラムを実施し、4か国から中央または地方政府の行政官計10名が参加した。日本の介護保険等の社会保障政策についての講義や、日本のケアマネジメントや地域包括ケアに関する取組の実践者との意見交換等を行い、日本及び各国間での学び合いの機会となったことに加え、今後急速に高齢化が予測されている各国における対応のアクションプラン形成に寄与した。また、同研修は世銀等からのオブザーバー参加があり、日本及び機構の高齢化への取組・知見を共有する機会となった。

### (3) SDGs達成に向けた貢献

- 社会保障に関連するSDGsのゴールとして、ゴール1社会的保護（1.3）、脆弱者支援（1.4、1.5）、ゴール8完全雇用とディーセントワーク（8.5、8.8）、ゴール10社会保障政策を通じた格差是正（10.4）等のゴールが設定されている。また、障害と開発に関しては、ゴール8障害者就労（8.5）、ゴール

10障害インクルーシブな開発（10.2）、ゴール11障害者の物理アクセス（11.2、11.7）等のゴールが設定されている。これらのゴール達成に向け、2021年度は、既述のとおり、障害者、子ども、高齢者等の社会的脆弱層支援、社会保障制度の構築に資する人材育成等を展開した。また、就労や情報アクセシビリティの改善を通じた障害者の社会参加の促進を図る事業や、防災や観光分野での障害インクルーシブな事業を実施した。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

- 障害児の教育、障害者のリハビリなど、教育や保健など他の分野と連携が必要な課題が多くあり、分野横断的な対応を行うことで総合的な課題解決を目指す必要がある。インクルーシブ教育など既に対応が進んでいるものもあるが、今後、インクルーシブ防災、ユニバーサルツーリズム、スポーツと障害など、分野横断的な対応を更に進めていく。
- 日本で社会福祉を実質的に担っているのが地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPOであることを踏まえ、こうした国内の国際協力リソースを新たに開拓し、国際協力に従事する人材を育成していく必要がある。これを実現するため、国内のリソース開拓を目的とする各種調査を実施し、有識者を中心とした現行の社会保障分野及び障害と開発分野それぞれの課題別支援委員会に新たなリソースを加えた国内協力体制の構築に取り組む。また、国内の国際協力人材育成のために能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。

### 5. 指摘事項への対応

#### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナ対策に係る支援を各分野で迅速かつ適切に展開するとともに、栄養サミット等の国際会議における政府方針も踏まえつつ、各分野において「人間の安全保障」やUHCの実現、SDGsの達成に貢献する協力を推進することを期待する。この際、新型コロナの収束に向け、保健・医療分野での協力を一層強化すべく取り組まれない。

#### (2) 対応

「JICA世界保健医療イニシアティブ」に沿った新型コロナウイルス感染症対策協力として、病院の新増設及び拡充、遠隔ICU支援、感染症拠点の新増設及び拡充、ワクチン普及促進（ラスト・ワンマイル支援）、健康と命のための手洗い運動、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款等に迅速に取り組んだ。また、各分野において「人間の安全保障」、UHC、SDGsの達成に向けた協力を複数実施した。特に病院の新増設及び拡充支援数は214病院（2020年度末108病院）に倍増したほか、健康と命のための手洗い運動では、56か国256件の活動、延べ3億人へのアウトリーチ等、複数の取組で大きな成果が得られた。

No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000人 (2016-2018) <sup>53</sup>	5,000人	6,115人	5,279人	—	—	—
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）			5,647	5,075	4,497	2,921	4,574 <sup>54</sup>

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (3)
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p> <p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>FOIP等を踏まえつつ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する、公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。</li> <li>特に、TICAD7を踏まえ、アフリカ地域に対する協力の充実を引き続き図るとともに、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）を踏まえ、刑事司法分野の取組を継続する。また、市民の司法アクセスに係る支援の継続及び拡充に向けた検討を進めるとともに、日本政府の「ビジネスと人権行動計画（2020-2025）」への貢献も念頭においた「ビジネスと人権」の促進に資する具体的取組を進める。</li> <li>さらに、行政機能の強化と質の向上を図るべく、アジアでは行政運営を主導する幹部行政官の人材育成を、アフリカ・中南米等では地方行政機能の強化を実施する。</li> </ul> <p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する地方行政機関を中心と</li> </ul>

<sup>53</sup> 2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016年から2018年に2万人

<sup>54</sup> 暫定値



する政府機関の能力強化に向けた事業を実施する。

- 特に、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援や、国際機関とも連携したウガンダ、ザンビア等での難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上を支援する。また、紛争影響地域における新型コロナウイルス感染拡大の影響等に係る調査を実施する。
- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。
- 特に、地域警察制度の普及・定着に向けた事業を継続するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る事業を引き続き実施する。また、TICAD7のフォローアップとして、アフリカ地域の治安機関や海上保安機関の機能強化等を支援する。その他、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた支援や、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力、日本政府の国家安全保障戦略を踏まえた各国のサイバーセキュリティの能力向上を支援する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3、16.5、16.6、16.7、16.10）、SDGs Goal 17（17.18、17.19）関連）
- 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16関連）
- 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16関連）

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は難易度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認める。

具体的には、FOIPの「法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着」に資する取組として、①ベトナム、カンボジア、ラオス等での法整備支援、②マレーシア、インドネシア、ベトナム等での海上保安の能力強化、③サイバーセキュリティ強化等の取組を推進した。また、④公共放送の強化にも取り組み、ウクライナではロシアによる軍事侵攻下で中立・公正な情報の提供に貢献したほか、⑤アフガニスタンでの2021年8月の現地情勢変化以降60名の学位取得のための来日、故中村哲医師の取組を踏まえたコミュニティ灌漑ガイドラインの作成及びUNICEF、UNDPによる支援継続を実現した。⑥ガーナでは「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」（会員：42団体、85個人）で実施した調査結果を踏まえ、国際的にも珍しい国家制度としての児童労働フリーゾーンの導入・普及に対する支援が決定した。平和で安全な社会の実現に向けて、⑦軍事侵攻の影響で経済危機に直面しているウクライナに対し、国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後迅速に案件形成を行い、日本政府による緊急円借款の事前通報を実現したほか、避難民が多く流入しているモルドバへの迅速な調査団派遣によるニーズ把握を実施した。また、⑧ウガンダでは機構の長年の取組が評価され、ウガンダの国会で機構事業への称賛の決議が採択される等、特筆すべき成果を上げた。

## ア 公正で包括的な社会の実現

- ◎ **ウクライナでの緊急報道能力強化【②③】**：ウクライナ公共放送局（中央局及び全地方局）向けに、新型コロナ関連報道や選挙報道の在り方に係る「緊急報道ワークショップ」を開催。中央と支局のネットワーク構築を図るとともに、議論の結果を緊急報道に係るハンドブックに反映。同ハンドブックは、ロシアによる侵攻に関する緊急報道にも活用。
- ◎ **南スーダンでの表現の自由・情報へのアクセスの保護の取組【③】**：総選挙を控える同国で、様々な政治関連情報や社会・文化に関わる重要情報を迅速且つ正確に伝えるため「南スーダン放送局組織能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を開始。連携して実施する国別研修でメディア・セミナー「表現の自由・情報へのアクセスの保護」を開催。地元記者、政府関係者、国会議員等が、同国のメディア環境、法的枠組と運用の問題等、立場を越えて議論。
- ◎ **「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の取組進展【②】**：2020年1月に設立した同プラットフォーム（会員は2020年度比1.6倍の42団体と85個人）の活動として、ガーナの児童労働に係る調査を継続。同調査結果を踏まえ、国際的にも珍しい国の制度としての児童労働フリーゾーンの導入・普及を2022年度から支援することが決定。また、開発途上国政府や民間企業と連携してサステイナブル・カカオに関するセミナーを開催し、登壇者・参加者間のビジネス・マッチングの機会を提供。一般市民を対象に、製菓企業やフェアトレード認証団体と連携して、カカオの生産と消費の課題について考える啓発イベントを開催。
- ◎ **新型コロナ危機による脆弱層への影響調査【①②】**：新型コロナ危機による脆弱層への影響に係る「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護に係る情報収集・確認調査」を現地リソースを活用しながら継続。ILOに委託して実施しているラオスの児童労働の実態調査をコロナ禍の影響評価等と併せて継続。
- ◎ **児童労働反対世界デーでの発信【⑤】**：児童労働撤廃国際年（2021年）の児童労働反対世界デー（6月12日）に、ウェブ記事掲載、国際機関が運営する児童労働撤廃年ウェブサイトへのビデオメッセージ提供、上述のプラットフォーム会員でもあるNGOとの合同記者会見、日本のラジオ番組出演、高校や大学公開講座での講義等により、児童労働問題について積極的に発信。
- ◎ **ベトナム改正競争法に係る協力を通じた同国市場に関する日系企業のM&A情報提供【⑤】**：「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、競争当局の能力強化支援、同国内の競争政策の認知度向上のため、改正競争法の概要冊子や動画による啓発教材の作成、TV番組での競争法啓発、中小企業向けの競争法認知度調査等の啓発活動を推進。競争当局より公表された多数の経済集中（企業結合）審査の概要や各種の指針を和文で公表し、ベトナム市場に関連した日系企業によるM&Aについて重要な参考資料を提供。
- ◎ **刑事訴訟法改正による公判前整理手続の導入決定【②④】**：スリランカでは、機構が主導しUSAID専門家やイギリスの法廷弁護士とも協働して研修を実施した公判前整理手続が、2022年2月の刑事訴訟法改正により導入が決定。相手国関係者から高く評価。
- ◎ **タンザニアでの地方行政分野への協力成果の政府承認【②】**：「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）（2020年度に終了）で支援した、自治体の地方行政官等が利用するガイドラインが2021年9月に政府から承認。
- アジアの公務員制度の整備・幹部行政官育成、アフリカ・中南米の地方行政部門の開発計画策定・実施能力の強化、東欧や南スーダンで公正な報道を担う公共放送局の機能強化を支援。
- 法の支配を通じたFOIP実現に向けて、東南アジアで民商事法の運用改善や人材育成を推進し、国際公法の研修を実施。

## イ 平和と安定、安全の確保

- ◎ **ウクライナ緊急人道支援～復興・開発支援の検討【③】**：軍事侵攻の影響で経済危機に直面している

ウクライナに対する緊急円借款について、国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後、迅速に案件形成を行い、日本政府による事前通報を実現。避難民が多く流入しているモルドバへの迅速な調査団派遣によるニーズ把握。

- ◎ **アフガニスタン支援【③】**：8月の現地情勢変化以降、60名の学位取得のための来日を実現、故中村哲医師の取組を踏まえたコミュニティ灌漑ガイドライン作成、UNICEF・UNDP連携による支援継続。
- ◎ **ウガンダ国会での機構事業に対する賞賛の決議採択【④】**：難民・避難民受入地域での難民政策枠組みの改善と地方行政能力強化に取り組んできたウガンダにおいて、20年にわたる内戦の影響を受けた同国北部地域における復興支援を端緒として、ウガンダ全土における機構の長年の協力を称える決議がウガンダ国会で採択。特定の国際協力機関による協力を称える決議は同国史上初。
- ◎ **ソマリア地方行政能力強化に係るウガンダ第三国視察【③】**：ソマリアの中央及び地方の行政官9名をウガンダ北部のアチョリ地域に招へいし、復興に至るウガンダ政府の取組、復興過程で直面した課題、復興に関する教訓などを学ぶプログラムを実施。20年以上の内戦と大量の国内避難民発生の経験、避難民の帰還及びコミュニティ再建の取組等、ソマリアが抱える課題との共通点を踏まえ、ソマリアでの復興計画推進を同国行政官が検討する機会を提供。
- ◎ **パレスチナ難民キャンプでのクラウドファンディング実施【②④】**：無償資金協力と連携して難民キャンプの改善のために住民主体でインフラ事業を選定するプロセスを支援する技術協力案件の一環で、実施機関や各難民キャンプが自力でキャンプ改善計画の実施に必要な資金調達ができるよう、ファンドレイジングの研修を実施。機構及び朝日小学生新聞の共催で日本とパレスチナ難民キャンプの子どもたちのオンライン交流イベントを開催。その後、機構パレスチナ事務所の支援を得つつ、対象難民キャンプの一つが日本のAirfundingを使用した初のクラウドファンディングに自主的に取り組み、目標金額を達成。
- ◎ **ブラジル地域警察支援の協力成果発信【②】**：ブラジルでは、長年の協力の成果をいかして警察主催で地域警察に関する国際警察セミナーを開催（3,000人以上が参加）したほか、警察学校も日本の地域警察の取組を紹介するセミナーを開催。また、同国での地域警察協力の歴史、成果をまとめたドキュメンタリー動画を機構ウェブサイトで公開し、1週間で26万回超の視聴回数を獲得。
- ミンダナオの暫定自治政府の制度構築を着実に進めるなど、住民から信頼される政府をつくるための制度構築・人材育成と、強じんな社会を形成するためのコミュニティの融和を促進。また、紛争の長期化が生じているアフリカ、中東を中心に、国際機関とともに人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）を推進。
- 「海上保安政策プログラム」を引き続き実施するとともに、マレーシア、インドネシア、ベトナム等を対象に海上保安機関の法執行機関の能力を強化。
- サイバーセキュリティ支援事業（インドネシア、ベトナム、アルメニア）に加え、ニーズ発掘を推進し、アジア地域を中心とした面的なサイバーセキュリティ強化支援を推進。また、課題別研修を通じ、多層的なサイバーセキュリティ能力強化支援を実施。
- カンボジア地雷対策センター（CMAC）の組織開発の方向性の検討を支援するとともに、ラオス向けの初の研修実施、コロンビアへのCMACの講師派遣など、CMACをリソースとした他地雷汚染国に対する経験・知見の共有（南南協力）を実施。さらに、外務省と連携し、11月の第19回対人地雷禁止条約締約国会合及び12月の第23回特定通常兵器使用禁止制限条約改正議定書II締約国会合で、地雷対策分野での南南協力の取組を国際社会に向けて発信。
- 時代の変化を踏まえ、概念と実践を分析した『今日の人間の安全保障』レポート（緒方研究所）創刊、世界へ発信。

## 4. 業務実績

### No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

法の支配を通じたFOIPの実現に向けて、東南アジアで民商事法の運用改善や人材育成を推進し、国際公法の研修を実施した。アフリカではTICAD7を踏まえ、刑事司法研修や司法アクセス改善の調査を実施した。また、アジアの公務員制度の整備・幹部行政官育成、アフリカ・中南米の地方行政部門の開発計画策定・実施能力の強化、東欧や南スーダンで公正な報道を担う公共放送局の機能強化を支援した。さらに、「ビジネスと人権」への社会的関心を捉え、カカオ産業に焦点を当てた共創型プラットフォームの運営や、脆弱な労働者への新型コロナの影響に関する調査など、包摂的な社会の実現に向けた新たな取組も推進した。また、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に貢献するため、国と国、人と人とのつながりやネットワーク強化や親日派・知日派リーダーの育成に資する取組として、JICA開発大学院連携及びJICAチェアをさらに推進した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087人 <sup>55</sup>	1,068人	926人	1,068人	240人	477人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350人 <sup>56</sup>	1,728人	2,933人	2,452人	3,416人	4,079人

#### (1) 法制度の整備及び確立に向けた具体的な施策の実施状況

ベトナム、カンボジア、ラオス等の重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会等の協力の下で実施した。また、アフリカ地域に対する調査、市民の司法アクセスに係る支援、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する取組を進めた。主な取組事例は以下のとおり。

- ▶ **カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームの進展**：「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の中核となる「ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集確認調査」を通じ、ガーナ政府が策定した児童労働撤廃ガイドラインに照らした各コミュニティレベルでの児童労働の現状把握や課題の抽出、及び地域住民の児童労働撤廃に向けた理解の促進を促すワークショップを実施した。また、中央レベルでは、児童労働がない地域の評価ツールの作成や評価にあたる行政官の能力育成等に焦点を当てた取組を、随時プラットフォーム会員に進捗を報告しながら進めた。これらの結果に基づく技術協力プロジェクトが2022年3月に採択され、国際的にも珍しい、国の制度としての児童労働フリーゾーンの導入・普及を支援する取組を、プラットフォーム会員との協働を通じて2022年度から本格的に進める準備が整った。また、同プラットフォームの活動の一環として、開発途上国政府や民間企業と連携してサステイナブル・カカオに関するセミナーを開催したほか、登壇者・参加者間のビジネス・マッチングの機会につなげた。さらに、42団体と85個人（2020年度比1.6倍）か

<sup>55</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>56</sup> 2015年度実績

ら成るプラットフォーム会員を対象とした会合を2回開催し、会員間の対話を継続的に強化した。加えて、一般市民を対象に、製菓企業やフェアトレード認証団体と連携して、カカオの生産と消費の課題について考える啓発イベントを開催した。

- ▶ **新型コロナ危機による脆弱層への影響調査、初のILO連携の進捗**：「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護に係る情報収集・確認調査」は、コロナ禍の影響を受け現地渡航の対象国を大幅に絞り、現地リソースを活用しながら調査を継続した。さらに、児童労働撤廃に係る国際基準の設定・モニタリング・技術支援等の知見を有するILOへの初の委託事業として、ラオス政府による2010年以来となる児童労働の実態調査をコロナ禍の影響評価等と併せて継続した。機構は、実態調査のための調査マニュアルや質問票の作成、ソーシャルネットワーク上のインフルエンサーと協働した児童労働防止の意識向上のための広報活動等を進めた。その他、2021年が児童労働撤廃国際年であることを踏まえ、児童労働反対世界デー（6月12日）におけるウェブ記事掲載や、国際機関が運営する児童労働撤廃年ウェブサイトへのビデオメッセージ提供、上記プラットフォーム会員であるNGOとの合同記者会見、日本のラジオ番組出演、高校や大学公開講座での講義等により、児童労働問題に係る積極的な発信を行った。
- **ベトナム**：「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、機構専門家が内部セミナー、各種運用指針への助言、市場調査に関する助言等を通じて競争当局の能力強化を継続するとともに、ベトナム国内での競争政策の認知度向上のため、改正競争法の概要冊子や動画による啓発教材の作成、TV番組での競争法啓発、中小企業向けの競争法認知度調査等の啓発活動を推進した。また、プロジェクトサイトでは、競争当局により公表された多数の経済集中（企業結合）審査の概要や各種の指針が和文で公表されており、ベトナム市場に関連した日系企業によるM&Aについて重要な参考資料となっている。
- **カンボジア**：「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、貸金返還請求訴訟、所有権移転登記請求訴訟、離婚訴訟等、市民の生活に密接に関連する基本的な事件類型を中心に訴状、答弁書、判決書、強制執行申請書、保全処分申請書等の書式例の検討を行い、実務者の指針となる書式例の公開を進めた。これまでカンボジアでは判決書がほとんど公開されない扱いとなっていたが、本事業を通じて多数の関係者との調整や判決書公開に向けた手続きの整備を行った結果、2021年度は、他の事件類型を含め、更に60件（累計104件）の判決書が公開された。その他、不動産登記に係る法令の起案に向けた活動を推進した。
- **ラオス**：「法の支配発展促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、2020年5月に機構の支援によりラオス初の民法典が施行されたことを踏まえ、2021年度にも裁判官等を対象とする民法典の普及活動を行った。また、ラオスでの民法理論の構築を目指し、日本の研究者を中心とするアドバイザーグループの協力を得て、リサーチペーパーの検討等を行った。刑事法分野でも、証拠法を中心とする手続法から刑事実体法に検討の範囲を拡大し、故意論や事実認定等に関する理論及び実務双方にわたる検討を行った。さらに、本プロジェクトとの連携を念頭に、2名（ラオス弁護士会2名）が慶應義塾大学大学院法務研究科での留学を開始した。日本法や比較法研究への理解を深めてラオス民法独自の法学理論の確立に貢献すること、JICA開発大学院連携等を通じて日本の開発経験を理解し、「法の支配」の普及・定着に寄与することが期待されている。
- **アフリカ地域に対する支援**：「仏語圏アフリカ刑事司法研修」では、オンライン講義を通じて、日本の刑事司法手続を紹介する動画教材等を活用しながら、電子データによる証拠をテーマとした研修を実施した。また、「アフリカ地域司法アクセス向上・ネットワーク構築に係る情報収集・確

認調査」を完了した。同調査では、ケニア、ルワンダ、マラウイ、コートジボワール等において現地調査やワークショップを実施し、インフォーマルセクターとの連携や司法アクセスの向上に係るICT技術の活用に関する検討を進めた。また、ケニアでは非行少女・少年の保護・更生に関する情報収集・分析のため「ケニア非行少年・少女の保護・更生に関する基礎情報収集・確認調査」を実施した。TICAD8への貢献を念頭に、「アフリカ地域ビジネス法支援に係る情報収集・確認調査」を実施し、現地調査やオンライン・ワークショップにより、ケニア、ガーナ、ナイジェリアの知財法、競争法、倒産法等の法整備や法執行上の課題を検討した。

- ▶ **市民の司法アクセスに係る支援等**：アフリカの一部の国を対象とした情報収集・確認調査において、法テラス等の協力も得ながら調停等の司法アクセスに関連するセミナー等の活動を実施したほか、司法アクセスに関する課題別研修を実施し、日本弁護士連合会の活動など日本の知見共有を行った。また、スリランカ及びバングラデシュでは、訴訟遅延や訴訟事件滞留に関する対処方針を検討するため、オンラインセミナーの形式で国別研修を実施し、争点整理等の訴訟技術に関する知見を共有した。特にスリランカでは、機構が主導しUSAID専門家やイギリスの法廷弁護士とも協働して研修を実施した公判前整理手続が2022年2月の刑事訴訟法改正により実際に導入されることになり、相手国関係者から高い評価を得た。
- **その他刑事司法分野における支援**：刑事司法分野では、上記取組以外にも、京都 kongress を踏まえて、4件の既存の課題別研修及び犯罪被害を受けた児童等に焦点を当てた新規課題別研修「包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処」をオンラインで実施した。課題別研修「犯罪者処遇（矯正保護）」では、「日・ASEAN技術協力協定」を活用しシンガポールからの参加を得た結果、同国の先進的な知見の共有がされるなど研修全体の質が向上した。
- **国際関係における法の支配**：FIOPの観点から極めて重要な、国際関係における法の支配の促進に資する国際公法に関し、課題別研修をオンラインで実施した。研修には、シンガポール、カンボジア、ベトナム等の7か国から外務省、司法省等の職員が参加し、海洋法及び国際紛争の平和的解決に係る基本的な理論と実務を習得した。また、競争法分野では、タイに新たに個別専門家を派遣した。ASEAN地域の経済的要衝の国で、企業結合審査やカルテルの防止・摘発に係る競争当局の能力強化を行い、法の支配に基づく公正なビジネス環境の整備に貢献した。
- **JICA開発大学院連携・JICAチェアの推進**：普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・強化するため、国、人と人とのつながりやネットワークづくりを強化する取組として、法の支配やガバナンスも含む多様な分野において、親日派・知日派リーダーの育成に資するJICA開発大学院連携及びJICAチェア（JICA日本研究講座設立支援事業）の実施を引き続き推進した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を、オンデマンド方式により全ての長期研修員等（2021年度新規受入1,006名）に対して提供するとともに、留学生間のネットワーク強化を促進するセミナー等、プログラムの充実化を図った。さらに、上記知見を海外にも広げるJICAチェアを2021年度は46か国で展開した。

## (2) 立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化

### ① 立法府における議会事務局の能力強化、選挙管理

- **ベトナム**：「国会事務局能力向上プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、日本の衆議院事務局等の経験・ノウハウを踏まえた協力を引き続き展開した。具体的には、立法技術や

委員会運営についてのオンラインセミナーを開催し、国会議員や国会事務局職員と協働して日本の取組を紹介した。また、ベトナム国会の電子化に資するデータ管理サーバーや遠隔会議用資機材を供与し、ベトナム国会の更なるデジタル化を推進した。

- 健全に機能する議会の運営、公正な選挙管理の在り方を伝えることを目的に、課題別研修「議会運営・選挙管理」及び「民主国家における選挙マネジメント」をオンラインで実施した。また、日本の選挙管理実務に関する教材動画（言語：日英）を制作・オンライン公開し、選挙分野協力の教本となるビデオを完成させた。この映像を活用し、フィジー、パレスチナ、フィリピン（パンサモロ暫定自治政府）向けにそれぞれオンラインセミナーを開催し、各国の選挙管理委員会等から関係者が合計60名参加して日本の選挙管理について学んだほか、各国との選挙制度の比較を主として活発な議論が行われた。

## ② 中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化

- **公務員制度・人材育成の推進**：ベトナムでは、公正な公務員採用試験の実施と、優秀な職員の採用に向けた採用試験制度の改善に向けた取組を進めており、「公務員採用試験改革プロジェクト」を開始した。また、国家機関の幹部及び幹部候補生を対象に、行政改革及び新しい社会経済モデルを推進できる人材育成を目的とした「戦略的幹部研修プロジェクト」も実施した。
- バングラデシュでは、幹部行政官や民間企業幹部等に公共政策分野の修士プログラムを提供する高等教育・研究機関であるガバナンス・マネジメント研究所に個別専門家を派遣し、同研究所の人材育成能力及び組織機能の向上に向けた支援を行った。同研究所の施設及び機材の整備を行う無償資金協力のG/Aが締結されたことも踏まえ、中長期的な高度人材を育成するための支援方針の検討を進めた。
- イラクでは、国家開発計画（2018～2022年）で打ち出された行政の透明性確保及び行政機関の効率化を目指し、各省庁の局長級公務員に対し、オンライン研修（自立的発展のための上級公務員の行政・人材管理能力向上）を実施した。
- 統計分野の支援では、エジプト「ITを活用した時間利用調査・統計手法の開発」（国別研修）のオンラインセミナーを実施し、日本の各種統計調査（社会生活基本調査、国勢調査）の概要や、統計調査におけるコロナ配慮について講義した。

## ③ 地方行政の人材育成・計画策定・事業実施能力の強化

- **タンザニア**：2020年度に終了した「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を通じて整備した地方自治体の行政官等が利用するガイドラインが、タンザニア政府に承認された。
- **バングラデシュ**：地方自治体の行財政能力向上に向けた円借款と技術協力による包括的な支援を展開した。具体的には、先行して実施した「中核都市機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援で作成・承認された、中核都市ガバナンス向上戦略を根拠に、国内全12の中核都市の行政能力強化のための基盤整備を目的とした「都市機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本案件は、円借款「包括的中核都市行政強化事業」及び「都市開発及び都市行政強化事業」と連携して実施することにより、対象都市のインフラ計画策定・実施を含む行財政機能の強化をより効果的に達成することが期待される。また、郡自治体に対しては、「郡自治体機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）と「地方行政強化事業」（円借款）により、引

き続き郡自治体のインフラ整備及び行政機能向上を支援した。

- **ホンジュラス**：地方部で住民の幅広い開発ニーズに応じた行政サービスを計画的かつ円滑に提供するための手法（FOCALプロセス）が開発され、その制度化と全国普及に向けた取組が実施されてきた。これまでの支援の成果をいかし、同プロセスでの行政サービスのデリバリー実施及びモニタリング能力向上を目的とした「SDGs・ホンジュラス国家アジェンダ2030に資する地方自治体事業実施・モニタリング体制整備及び能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援を開始し、同プロセスの更なる改善と定着に向けた取組を実施した。
- **カンボジア**：「地方行政官研修運営能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、地方自治体に勤務する地方公務員の能力向上に必要な階層別研修モジュールの検討・開発に係るこれまでの成果を踏まえ、各モジュールの有効活用と、研修データのマネジメントに係る支援を実施した。また、全州の知事・副知事級への研修も実施した。
- **ニカラグア**：「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を通じて、前フェーズで作成された自治体の開発計画の策定手法を基に、自治体の予算計画との連動やそのモニタリングを含めた一連の事業サイクルの全国レベルの導入に向けた取組を継続した。2021年度はオンラインにより、全国153市中95市に支援の枠を拡げて会議・研修を着実に実施し、一連の事業サイクルの更なる展開・定着に向けた活動を実施した。
- **ドミニカ共和国**：「北シバオ地域における地方自治体計画策定能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、全国の市役所職員等を主な対象とする説明会で周知・普及を図るとともに、地域レベルで集約された開発ニーズの中央省庁の政策への反映を容易にするためのデータベース等の仕組みの構築を支援し、住民のニーズに基づいた全国各地域の戦略計画の策定を促進する体制を整備した。

#### ④ 国営放送局の公共放送化

- **ウクライナ**：「公共放送組織体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ウクライナ公共放送局に対して、新型コロナ関連報道や選挙報道の在り方に係る「緊急報道ワークショップ」を2回開催した。同ワークショップにはキーウ中央局及び全地方局から報道担当職員が参加し、緊急報道を行う上で必要となる中央と支局のネットワーク構築を図った。ワークショップでの意見交換の結果は、緊急報道に係るハンドブックに反映された。同ハンドブックは『国家主権を脅かすような事態』への対応も想定しており、ロシアによる侵攻に関する緊急報道にも活用されている。また、11月に外務省主管の無償資金協力により、スタジオ関連資機材が供与され、同資機材の活用、維持管理のOJTを実施した。
- **コソボ**：「コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、これまで取材が困難だった少数民族地域（セルビア系住民が多数を占める北ミトロビツァ）や多民族混住地域（トルコ系、ボスニアック、ロマ系などが混住するプリズレン）の支局開設準備及び質の高い番組制作のためのアーカイブシステムの有効利用に着手した。加えて、番組制作スタッフの能力向上のため、機構専門家によるOJTやワークショップを実施するとともに、前フェーズで制作を開始した民族合同制作番組「In Focus」の継続のため、番組で取り扱うテーマや素材について議論する等の活動を実施した。「In Focus」は新型コロナウイルス感染拡大を受けて一時制作が中断されていたが、上述の議論を経て、2022年1月より放送を再開した。
- **南スーダン**：機構は、南スーダンの独立直後からメディア・セミナーや国別研修、技術協力プロ



ジェクトを通じて、正確で公平・公正な情報へのアクセスを保障し、表現の自由を促進することを目指してメディア支援を行ってきた。南スーダンでは2023年初頭までに総選挙を実施することを目指しており、政党の候補者に関する情報を提供するメディアの役割が益々大きくなることも踏まえ、2022年1月に「南スーダン放送局組織能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を開始した。本事業では、選挙を含む様々な政治関連情報や社会・文化に関わる重要情報を、南スーダンの全ての人々に、迅速かつ正確に伝えるための支援を行う。2022年3月には、連携して実施している国別研修で、メディア・セミナー「表現の自由・情報へのアクセスの保護」を開催し、地元記者、情報政策担当の政府関係者、国会議員等計約30名が、南スーダンのメディア環境、法的枠組と運用の問題等について議論した。参加者からは立場を越えた自由な議論を評価する声が聞かれた。

- **全世界**：正確・中立・公正なメディアとしての在り方を学ぶことを目的に、課題別研修「民主国家におけるメディアの役割－情報へのアクセスと権力監視」をオンラインで実施した。公共放送局等のジャーナリスト等7か国11名研修員として参加し、NHKや総務省、大学教授による講義等を通じて日本の公共放送の事例を学ぶほか、研修参加者の出身国の多くで関心を集めるピース・ジャーナリズムについても理解を深めた。

### (3) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsゴール16に係る各ターゲット（16.5、16.6、16.7等）に資する案件を既述のとおり実施した。
- ターゲット8.7（強制労働の根絶、児童労働の禁止及び撲滅）に対する取組として、2021年が児童労働国際撤廃年であることも踏まえ、「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を軸とした各種活動、ガーナの児童労働に係る調査、ラオスでのILO委託調査などを進めた。

### (4) 事業上の課題、及び対応方針

- 新型コロナウイルスにより、行政サービスや社会的弱者への悪影響が生じる可能性に引き続き注視し、適切な協力を実施する。
- 新型コロナウイルスの流行に伴う渡航制限が引き続き専門家や調査団の派遣に大きく影響を与えているほか、2021年度も日本国内に研修員を受け入れられなかった。オンラインを活用した研修・セミナー等に引き続き積極的に取り組み影響の最小化を図りつつ、計画の見直しを行った。今後も、渡航制限の解除状況等に応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

## No.3-2 平和と安定、安全の確保

世界で武力紛争や政変が増加し、難民・国内避難民は2021年度も過去最悪を更新する中、引き続き遠隔での協議も活用し、ミンダナオの暫定自治政府の制度構築を着実に進める等、住民から信頼される政府をつくるための制度構築・人材育成と、強じんな社会を形成するためのコミュニティの融和を促進した。また、紛争の長期化が生じているアフリカ及び中東を中心に、国際機関とともに人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）を推進した。ウガンダでは長年のこうした取組が評価され、国会で機構の事業に対する賞賛の決議が採択された。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033人 <sup>57</sup> (うち、本邦研修78人)	4,950人 (うち、本邦研修165人)	3,656人 (うち、本邦研修245人)	2,403人 (うち、本邦研修303人)	1,730人 (うち、本邦研修11人)	2,170人 (うち、本邦研修726人)

(1) 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、国際機関との連携を踏まえた政府機関（特に地方行政機関）の能力強化事業の形成・実施

① 政府機関（特に地方行政機関）の能力強化

- ▶ **戦時下における緊急人道支援～復興・開発支援の検討**：2022年2月24日に突如開始されたロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、日本政府が表明した支援のうち、機構は1億ドルの借款支援として世銀との協調による緊急経済復興開発政策借款を3月中に事前通報まで準備した。また、周辺国への支援ニーズを確認すべく、緊急人道支援・保健医療分野ニーズ調査をモルドバに派遣・実施し、調査団第2陣等の継続的な人的貢献を検討したほか、停戦後即時の復興・開発支援に向けて、衛星画像等を活用した被害状況調査を準備した。
- ▶ **ソマリア地方行政能力強化に係るウガンダ第三国視察**：機構がこれまで紛争後の復興支援を行ってきたウガンダ北部のアチョリ地域に、ソマリアの中央及び地方の行政官9名を招へいし、地方自治体やそのコミュニティなどを視察することを通じて、復興に至るまでのウガンダ政府の取組、復興過程で直面した課題、復興に関する教訓等を学ぶプログラムを実施した。ウガンダ北部はソマリア同様に20年以上の内戦を経験したこと、大量の国内避難民が発生し、避難民の帰還及びコミュニティ再建に取り組んできたこと等、ソマリアが抱えている課題との共通点があるため、実際に復興に携わったウガンダ地方行政官の経験は有益であり、ソマリアの行政官は熱心に参加し、ウガンダの経験を踏まえたソマリアでの復興計画推進を検討する機会になった。
- **フィリピン・ミンダナオにおける自治政府設立に向けた移行期支援**：「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ガバナンス、農業（生計向上）、新型コロナ対策の3分野の活動を通じて、バンサモロ暫定自治政府（BTA）の行政能力強化と行政サービスの向上に取り組んだ。特に、ガバナンス分野では、BTA新規採用職員向けのハンドブックを作成し、同ハンドブックを用いた新規職員研修を実施、人材育成計画の策定にも着手した。また、行政と住民の信頼関係向上を目的として、BTA各省の目標、役割、責任を地域住民に正しく伝達するためのCitizen's Charter（市民憲章）作成支援に着手した。2020年度に追加した新型コロナ対策の活動では、BTA域内の地方自治体の新型コロナ対策復興計画及び災害リスク軽減計画の現状と課題に関する調査を、119の市町村を対象に実施した。同調査の結果に基づき、新型コロナ対策復興計画及び災害リスク軽減計画の策定をパイロット支援する15の自治体を選定し、2022年度から本格的に開始する計画策定・実施支援に向けて対象自治体へのオリエンテーションを行った。また、新型コロナウイルスの影響で住民のニーズ把握が困難な状況に鑑み、2021年3月より「バンサモロ地域におけるコミュニティの課題・ニーズに対応したコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査」を実施した。本調査では新たな取組としてSNSなどのビッグデータを活用したニーズ調査を行うとともに、若者から課題解決策を募集し、ピッチイベントを開催した。

<sup>57</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

- **ナイジェリア**：ボコ・ハラムに代表される過激派グループの活動が活発で、住民の生活に深刻な影響を及ぼしているナイジェリア北東部及び北部中央地域6州の地方行政官48名に対し、現地で活動するUNDPと連携し、日本の戦後復興の経験や地方行政の取組を学ぶ遠隔のワークショップを開催した。当該地域は日本の外務省での渡航レベル4に該当し、機構として邦人が現地入りする支援が困難であるが、UNDPとの連携により同機関が持つネットワークを活用した適切な人選やフォローアップが可能となり、紛争影響地域の地方行政官に効果的・効率的にアプローチし、現場のニーズに沿ったワークショップを実施することができた。同ワークショップは、2018年より開始したUNDPとの連携において、相互補完的な協力体制を更に発展させるものであり、今後の北東部支援の協力の拡大につながるものとなった。UNDPとのハイレベル協議においても本連携は好事例として紹介され、今後の継続と本連携をモデルにした他国への展開への期待が言及された。また、同地域の地方行政官能力強化の推進と関係機関の連携強化を目的として、2022年1月から個別専門家が派遣された。
- **紛争国における本邦研修（遠隔）を通じた能力強化支援（イエメン、ソマリア等）**：「紛争影響国における国家建設」（ブルンジ、イラク、パレスチナ、ソマリア、南スーダン、イエメンから計6名）及び「紛争影響国における地域社会再建に係る地方行政能力強化支援」（コートジボワール、ブルキナファソ、カメルーン、ブルンジから計9名）の課題別研修を遠隔で実施した。研修終了後は在外事務所と連携しながら、研修員が作成したアクションプランの実施を支援した。
- **南スーダン**：「平和構築（地方行政）分野に係る情報収集・確認調査」を実施し、南スーダンにおける和平プロセスの進展と平和の定着支援の観点から地方行政に関する情報を収集・分析し、新規案件「地域開発・コミュニティ再建のための地方行政能力強化」（国別研修及び個別専門家）を形成した。同案件は、これまで機構や他ドナーが直接の能力強化対象としてこなかった州政府を対象としている。また、10月には同調査の中で中央政府及び新規案件対象州政府職員を対象とした地方行政オンラインセミナーを実施し、日本の地方行政制度並びに戦後及び震災後復興経験を共有した。南スーダン政府からは、日本の経験を今後州政府レベルの行政官が学ぶことに大きな関心と期待が寄せられた。同セミナーを受講した中央政府及び各州職員のイニシアティブで各州において先方主導の知見共有ワークショップが企画・実施され、機構からも国際協力専門員による講義や日本の地方行政官との質疑応答セッションの実施等で支援した。
- **スーダン**：民主的な政権への移行が進展するスーダンでは、平和構築の観点から協力方針を検討することを目的に「平和と安定に関する情報収集・確認調査」を実施した。同調査の中で、スーダンの最新状況を課題横断的な視点から考察し、民政移行期間の見通しや安定・不安定要因の分析、事業実施上の留意点を整理するとともに、同調査の成果を活用してスーダンの和平プロセス推進に向けた協力方針並びに新規事業「中央政府と地方行政の連携強化」（国別研修）及び技術プロジェクト案を検討した。また、過去の同地域での平和構築案件の経験を踏まえ、「ダルフール5州における州水公社の持続的で公平な水供給のための能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、紛争予防配慮・平和促進の視点を組み込んで案件の形成を進めた。
- **アフガニスタン**：「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」を通じてアフガニスタン人の本邦大学院での学位取得を通じた能力向上を支援しており、将来的に同国の開発を牽引する国づくりの中核人材の育成のために、2021年8月の現地情勢変化以降も60名の来日を支援・実現させた。また、ペシャワール会の故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑のノウハウ等を他地域に展開するためのガイドラインを作成した。さらに、人道・経済危機の深刻化が懸念される

中、国際機関との連携による無償資金協力として、タジキスタン－アフガニスタン国境地域での「第二次タジキスタン－アフガニスタン国境地域生活改善計画（UNDP連携）」（無償資金協力）（2018～2021年）及びその効果を更に拡大するフェーズ3により、北部国境の貧困地域において女性の就労支援を行い、現情勢下で困難に直面するアフガニスタンの人々の生活改善支援を行った。加えて、「学校における水・衛生環境改善計画（UNICEF連携）」（2020年度開始）により、38校の学校の衛生施設整備と学校やコミュニティの衛生教育を行い、教育機会の確保と感染症予防に貢献した。

- パキスタン「パキスタン北西部国境周辺地域における情報収集・確認調査」により、ハイバル・パフトゥンハー（KP）州、特にアフガニスタンと国境を接するKP州の新併合地域（旧連邦直轄部族地域）について調査を行い、同州へ協力をを行う上での紛争予防配慮事項の抽出・整理を行った。調査結果を踏まえ、アフガニスタンとの国境地域の行政サービスの改善、行政官の能力向上を行うとともに、アフガニスタンからの難民を受け入れるホストコミュニティ向け支援等を行う「ハイバル・パフトゥンハー州新併合地域の地方行政官能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を形成した。
- その他、サヘル地域を対象とした「G5サヘル諸国における平和と安定に係る情報収集・確認調査」による今後の支援策の検討、また、シエラレオネ「レジリエンス強化のための能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、同国中期国家開発計画が掲げる「地方自治体と住民組織の協働、省庁間の連携による地域開発」を通じた関係機関の人材・組織の能力強化への協力を開始した。

## ② 人道と開発の連携（難民関連支援を含む）

- **ウガンダの難民・避難民受入地域における難民政策枠組みの改善と地方行政能力強化**：20年にわたる内戦の影響を受けた同国北部地域での復興支援を端緒として、ウガンダ全土における機構の長年の協力を称える決議がウガンダ国会にて採択された。特定の国際協力機関による協力を称える決議は同国史上初となる。また、首相府難民局に派遣されている難民支援アドバイザーが、難民局への支援の一環として、国家開発計画で国内の難民支援に関する枠組みを定めると規定されている「Settlement Transformation Agenda」（難民とホストコミュニティを包含する政策）の改訂作業を支援した。また、「西ナイル難民受入地域レジリエンス強化」（技術協力プロジェクト）を開始し、難民受入れ及び影響県（全12県）で、難民のニーズも勘案した統合開発計画の策定・実施に係る地方行政の能力強化を図るため、地方自治省並びに各県行政官、関係機関との調整及び現地調査を行った。加えて、「DX主流化のための情報収集・確認調査」のパイロット事業の一つとして、デジタル技術によって収集可視化した同地域の公共インフラ（保健施設）の難民及びホストコミュニティ住人双方の使用頻度等に係るデータの統合開発計画策定への活用方法を検討した。
- **パレスチナ**：「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、「難民キャンプ改善計画」（無償資金協力）と連携し、キャンプ改善計画の中から同資金協力により実施するインフラ事業を住民主体で選定するプロセスを支援した。また、新型コロナ感染拡大への対応として、先行事業を通して形成した住民グループ、特に若者グループを主体とした各難民キャンプ内での感染対策、啓発活動の実施を支援した。本事業を通じて、若者の積極的な社会参画の継続を後押しし、2020年度に供与した感染防護資材と合わせて同難民キャンプの感染対策の強化や住民の不安緩和に貢献した。さらに、実施機関や各難民キャンプが自力でキャンプ改善計画の

実施に必要な資金調達ができるよう、本事業での新たな取組としてファンドレイジングの研修を実施した。本事業の活動が新聞社に取り上げられたことをきっかけに、機構・新聞社共催で11月に日本とパレスチナ難民キャンプの子どもたちのオンライン交流イベントを開催した。その後対象難民キャンプの一つでは、パレスチナ事務所の支援を得て日本のAirfundingを使用した初の自主的なクラウドファンディングの取組が実施され、目標金額を達成した。

- **シリア難民**：シリア難民の若者に教育機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するための「平和への架け橋・人材育成プログラム」では、2021年度は10名（2017年から5年間で累計67名）を受け入れた。
- **ザンビア**：「元難民の現地統合支援プロジェクト」（開発調査型技術協力）は、プロジェクト対象地であるメヘバとマユクワユクワにおいて、カウンターパート及び関係機関や元難民代表等による再定住推進委員会が形成されるとともに、個別訪問も通じてSHEPの各種研修が計画どおりの規模（1バッチ100名）で進められた。また、副大統領府再定住局へ「元難民現地統合支援アドバイザー」の派遣を開始し、再定住局の政策面での能力強化にも着手した。

## (2) ナレッジの蓄積、発信、連携強化

- **人間の安全保障に関するレポートの発刊**：機構緒方研究所のフラグシップレポートとしてJICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』を発刊した。コロナ禍により世界で国、社会、人々の脆弱性が深刻化する中、人間の安全保障の概念がより重要となっている。人間の安全保障という切り口で、研究成果の対外的な見える化を図り、現場での活用や国際援助潮流の形成に貢献するため同レポートを創刊した。
- **国際機関等との連携**：UNHCR、UNDP、WFP及び世銀との協議、OECD-DACの「紛争と脆弱に関する国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict And Fragility）」等を通じ、機構の平和構築分野に係る取組の発信と意見交換を行った。UNHCRとは、職員の交流を継続しているほか、理事長と高等弁務官の面談や10年ぶりの戦略対話を実施し、世界中で増加の一途をたどっている難民、国内避難民への支援につき人道と開発と平和のネクサスの観点で緊密に協力・連携することで合意した。
- 世銀とは、SSIGP（Social Sustainability and Inclusion Global Practice）及びFCV（Fragility Conflict and Violence）との協議を累次にわたり行った。
- INCAFでは、DACにより2019年に採択された「人道・開発・平和（HDP）の連携に関する勧告」の実施について、勧告に賛同する国連機関とDACメンバー間の対話が開催され、機構はUNDPとともに同枠組みの中の3言語化（Trilingualism）協議グループの共同議長を務め、国連機関等との共通理解の促進に寄与した。
- UNDP危機局とは、プリンストン大学とともにベトナムにおける新型コロナ対応におけるガバナンス調査に関して、機構緒方研究所の同様の調査研究の取組を共有することで相互の知見の強化を図ったほか、ナイジェリアやザンビアでプロジェクトレベルでの連携を継続した。さらに、機構、UNHCR及びUNDPによる3者共催の地方行政及び法の支配の取組に関するオンラインセミナーを開催した。
- WFPとは、WFPが立ち上げた平和への貢献度を客観的に測定する手法開発に向けたコンサルテーションに外務省と参加し、WFP執行理事会のドイツ、日本両政府共催のラウンドテーブルで機構の取組を発信した。

- 日本のナレッジの活用・発信：紛争中・紛争直後の国の平和構築、復興、開発にいかすべく、JICA-Net教材「ヒロシマ復興からのメッセージ～復興における地方行政の役割と取組み～」(2019年度作成)を課題別研修の事前課題として活用し、復興における行政官の役割について理解を促進した。
- (3) 治安機関、海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化、及び安全なサイバー空間の実現等に向けた事業の形成・実施
- ① 海上保安機関の法執行機関の能力強化
- 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力の下で2015年に開始した「海上保安政策プログラム」で、修士課程を修了したフィリピン、タイ、スリランカからの第6期(2020年10月～2021年9月)5人に学位記が授与され、修了者は累計で36人となった。彼らはコロナ禍で来日が遅れたものの、2020年10月にオンラインで研修を開始し、予定どおり1年間で学位を取得した。修了者が海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身につけ、また各国の連携強化により、海洋をめぐる国際秩序の維持発展に寄与することが期待される。
  - マレーシア国別研修「マレーシア海上法令執行庁総合的海上保安管理能力向上」を開始し、オンラインによる海上犯罪取締り等の研修を実施した。個別専門家「マレーシア海上法令執行庁海上保安アドバイザー」との連携・調整の下、マレーシア海上法令執行庁(MMEA)の海上法執行能力向上に取り組むとともに、機構による長年の協力により第三国技術協力機関として正式認定されたマレーシア海上保安アカデミー(AMSAS)の能力強化を図り、同国周辺海域の犯罪抑止、また周辺国等の海上保安機関の能力向上につながることを期待される。
  - インドネシア及びベトナムを対象とした海上保安機関職員向けの研修をオンラインで実施し、延べ189名が参加して海洋法の講義から逮捕術の実技まで幅広い研修を受講した。両国の海上保安機関職員等が海上法執行に係る知識・能力を深めることにより、海上交通の要所であるASEAN地域の海上法執行が適正に実施され、FOIPの実現に寄与することが期待される。
- ② 地域警察制度の普及
- 中南米：過去のブラジルへの協力成果を活用した三角協力により、グアテマラ、ホンジュラスにおける地域警察活動の促進を支援した。ホンジュラスでは、「地域住民の参加を通じた地域警察活動促進支援」(個別専門家)を派遣し、地方政府や市民社会の協力を得ながら警察と地域住民の関係の強化を含め、現地に合せた地域警察活動モデルの改善等を実施した。また、ホンジュラス警察改革の経験共有セミナーを開催し、ブラジル、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア等の警察関係者を含む約20名が参加した。
  - グアテマラでは、「中米・カリブ地域With/Post COVID-19における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」において、治安におけるICTソリューションの活用に係る検討、勉強会にグアテマラ国家文民警察も参加し、IT技術を活用した治安改善の検討にも貢献した。
  - ブラジルでは、2000年以降の長年の協力の成果をいかして、11月にミナスジェライス州警察主催で地域警察に関する国際警察セミナーが開催され、3,000人以上の参加があったほか、パラナ州及びマラニョン州の警察学校も日本の地域警察の取組を紹介するセミナーを開催した。また、同国における地域警察協力の歴史、成果をまとめたドキュメンタリー動画を作成し、機構ウェブサイトで公開した。同動画の視聴回数は1週間で26万回を超え、現地メディアにも取り上げられた。

- **インドネシア**：日本の警察庁・都道府県警察との連携により実施中の「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、コロナ禍のため本邦研修は実施できなかったものの、2022年9月のプロジェクト終了を見据えた市民警察活動（POLMAS）の全国展開を促進した。POLMAS分野では、インドネシア国家警察が定義する自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」認定に向けて研修を東ジャワ州で実施するとともに、その他二つの自立州は隣接州に研修を実施した。また鑑識分野では、指紋照合研修を2,040名に、鑑識研修検定を4州の4,666名へ実施した。
  - **コンゴ民主共和国**：「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）において、長期専門家を2名派遣し、本格的な活動に着手した。プロジェクトの具体的な活動方法に係る国家警察との協議の結果、地域警察のハンドブックにジェンダー配慮を含むことやプロジェクトで導入する地域安全協議会の活動に性及び性差に基づく暴力に係る内容を含めることに合意した。
  - 課題別研修「地域警察」（15か国19名参加）をオンラインで実施し、交番・駐在所を拠点として地域に密着し、住民と協力しながら安全を確保する日本の地域警察システムを学ぶとともに、コロナ禍での地域警察活動の実施に関する経験共有・意見交換を行った。さらに、課題別研修「犯罪鑑識」（7か国9名参加）「警察幹部組織運営」（9か国11名参加）及び「国際捜査」（7か国9名参加）を関係機関の協力を得て実施した。
- (4) テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪、ジェンダーに基づく暴力等の国際的な課題への対応**
- TICAD7における日本の取組のうち、司法・警察・治安維持等の分野を担う人材育成への貢献として、テロへの対処を含む国境地域での治安に問題を抱えるアフリカ・サヘル地域の6か国を対象に、国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）と連携しコロナ禍における国境管理の現状と課題を分析する調査を開始した。
  - アフガニスタンでは、女性の人権と安全の保障に重要な役割を果たす女性警察官等の能力強化を支援する「性と性差に基づく暴力への取組のための警察組織体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、現地情勢の変化を受け社会調査等に限定した活動を実施した。社会調査では、今後の本案件及び対アフガニスタン協力方針の検討を行う一助とすべく、女性の権利を中心とした現地状況（政権崩壊前後の変化を含む）に係る情報を収集した。
- (5) サイバーセキュリティ対策能力の向上**
- インドネシア「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」では、インドネシア大学の教員向け研修の実施や九つの短期コースの開発を通じ、教員やASEAN関係者計110名へ技術移転を行いサイバーセキュリティ教育の強化を図った。また、ベトナム「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、主に情報セキュリティ局の職員向けに個別のキャリア開発計画を立案・実施し、計360名を対象に現地研修等による能力強化、規格整備等に係る体制整備支援、サイバーセキュリティ啓発促進のための教材作成の支援を行った。
  - 課題別研修「サイバー攻撃防御演習」、「サイバーセキュリティ対策強化のための国際法・政策能力向上」、「サイバー攻撃に対する組織間連携強化」、「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け日米演習」を実施し、計20国45名が参加した。各研修では、クラウド上の仮想環境を用いた攻撃発生（インシデント）から原因究明、平常時の回復を行うための手

法等技術的なサイバー攻撃対応、サイバーセキュリティに係る国際法解釈や政策に関する説明・助言、サイバーセキュリティ対策のための情報共有組織体制構築、産業システムに係る防御システム等について、政府関係者や国家CSIRT（Computer Security Incident Response Team）所属のエンジニア、重要情報インフラ事業者等を対象に実施した。

- サイバーセキュリティの需要に関する情報収集、コンサルテーションをマレーシア、モンゴル、ウクライナ等8か国で実施し、日本との協力を推進するための関係構築に取り組んだ。また、カンボジア、ラオス、モンゴルでは、サイバーセキュリティの動向や成熟度に関するセミナーを実施した。バングラデシュでも、Bangladesh Computer Council及び官民のサイバーセキュリティ関係機関を対象に、政策、組織体制、課題・協力ニーズ等を調査した結果について最終報告セミナーを実施し、サイバーセキュリティの理解向上を支援した。

#### (6) 地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力

- 「カンボジア地雷対策センター（CMAC）組織強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、外部講師を招き対人地雷禁止条約に基づく2025年の廃棄期限後を見据えた体制整備に関するワークショップを実施する等、CMACの組織開発の方向性の検討を支援した。また、CMACをリソースとした他地雷汚染国に対する経験・知見の共有（南南協力）を実施した。さらに、ラオス向けに初となる研修を情報・品質管理をテーマにオンラインで実施したほか、CMACの講師3名をコロンビアに派遣し情報管理に関する研修を行った。加えて、外務省と連携し、第19回対人地雷禁止条約締約国会合及び第23回特定通常兵器使用禁止制限条約改正議定書II締約国会合で、地雷対策分野における南南協力の取組を国際社会に向けて発信した。

#### (7) SDGs達成に向けた貢献

- 紛争影響国等において、特に説明責任や透明性、包摂性、参加型に留意して政府機関（特に地方行政機関）の能力強化を行い、SDGsターゲット16.6、16.7に貢献した。
- ホストコミュニティを含む難民問題や元難民が抱える課題への対応を通じて、SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」やSDGsゴール16に貢献した。

#### (8) 事業上の課題及び対応方針

国際社会での人道・開発・平和の連携の必要性への関心は更に高まっており、機構も現場レベルでの人道支援機関との情報交換・協力・連携を図っている。しかし、国際人道法を基準に活動する人道支援機関は開発協力と支援枠組みや原則が異なることもあり、一層の相互理解の促進及び外交・安全保障等の平和アクターとの情報交換の強化が必要である。このような中、機構はウガンダ・ザンビア等で難民・受入地域支援や元難民の現地統合支援等人道と開発をつなぐ具体的取組を実施し実績を積み重ねており、DAC等の国際場裡でこれら取組や成果の発信を通じた人道機関等との相互理解の促進を図る。

### 5. 指摘事項への対応

#### (1) 指摘事項

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で安全な社会の実現



に向けて、SDGsや自由で開かれたインド太平洋等の日本政府の方針を踏まえ、引き続き取り組むことを期待する。その際、今年度の成果に見られたように他機関との連携を通じた効果の最大化に取り組むとともに、普遍的価値の共有促進に向けた発信を強化することを期待する。また、新型コロナウイルス感染症は地域の平和と安定や社会的弱者の権利保護に対して悪影響を及ぼす可能性を有していることから、そのような動向も注視し、適切な協力を実施できるよう留意ありたい。

## (2) 対応

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で安全な社会の実現に向けて、引き続き、SDGsやFOIP、『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020 - 2025）』等の日本政府の方針を踏まえながら、国内外の関係機関との連携の下で、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施した。特に、新型コロナウイルス感染症が社会的弱者の権利保護に対して悪影響を及ぼす状況においては、22か国を対象とした脆弱な労働者の権利保護に係る調査等を継続し、今後の案件形成に向けた取組を積極的に推進した。

また、平和で安全な社会の実現に向け、紛争影響国や難民受入国等のニーズや課題に柔軟に対応しつつ地方行政能力の向上や信頼醸成の促進に資する事業を行った。開発効果の最大化を企図し、UNDP、UNHCRに加え、世銀やWFPとの協議を通じた協力関係の強化に取り組んだ。さらに、新型コロナウイルス感染症によって物理的な移動が制限され、デジタル技術によって非接触による代替手段が実現され安全なサイバー空間の必要性と重要度が増している。その中で、FOIPの実現に向け、ASEAN地域及び南アジア地域を中心にサイバーセキュリティ能力の強化に取り組んだ。

No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブフェーズ2、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、横浜行動計画2019（TICAD7）、マリーン（MARINE）イニシアティブ
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
防災分野に係る育成人材数	8,000人/年 <sup>58</sup>	8,000人	22,700人	21,893人	26,115人	16,828人	15,454人
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）			18,901	19,047	16,777	13,063	22,875 <sup>59</sup>

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（4）、中期計画：1.（4）
<p>年度計画</p> <p>1.（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築</p> <p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2050年カーボンニュートラルの実現を目指す日本政府の方針を踏まえ、開発途上地域の脱炭素社会への移行（及び気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進する。</li> <li>特に、パリ協定の下で開発途上国に求められる国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。</li> <li>気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、他の分野の事業計画で気候変動の分析を行い、必要に応じた気候変動の緩和策や適応策の組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。</li> <li>国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF：Green Climate Fund）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。</li> <li>UNFCCC第26回締約国会議（COP26）においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。</li> </ul>

<sup>58</sup> 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015～2018年に4万人

<sup>59</sup> 暫定値

## イ 防災の主流化・災害復興支援

- 日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組」の人的及び経済的被害の削減のアウトプットターゲット及び日本政府の「仙台防災協力イニシアティブフェーズ2」の達成に貢献する。このために、大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、Build Back Better (BBB) を推進する事業を形成・実施する。また、その成果を国連の主催する世界防災会合等において発信する。
- 具体的には、大都市圏等の資本集積地域において、確実に被災者及び経済損失を減らすことができる構造物対策を推進できるよう防災インフラ及び重要インフラの所管組織の支援に取り組むとともに、防災戦略・計画策定、気象・地震等観測、リスク評価、ガイドライン整備、防災投資・施策の実施・運用・維持等を所掌する防災推進体を支援する。
- また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなく、強じんな国・地域づくりの新たなサイクルにつながる支援を行う。インドネシア、モザンビーク等の災害発生源においては、BBBの概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた地震津波等災害からの復興を支援する。

## ウ 自然環境保全

- SDGs及び気候変動対策への貢献を念頭に、また新興感染症リスク軽減の観点からも、ワンヘルス (One Health) として自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。
- スケール及びインパクトの確保の観点から、民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び外部資金・寄付金の活用を促進する。また、各種国際会議等の機会に、これらの取組に係る機構の貢献を発信する。
- 気候変動緩和策として、持続的森林管理 (REDD+ : Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries) の成果払いに向けた取組を継続することに加え、泥炭地管理支援も推進する。気候変動適応策として、統合的流域管理を念頭に自然資源を活用した防災・減災 (EcoDRR : Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) や土壌劣化対策を促進する。機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」においては、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携してサイドイベント等を実施するとともに、研修、知識共有のためのSNSを使った発信等も行い、参加国における適応策に貢献する。また、メコン地域においては、自然環境保全・生物多様性の主流化にも資する統合的流域管理及び防災・減災の取組を促進する。
- 森林ガバナンスの向上を含む持続的森林管理と住民の生計向上への貢献に向けて、衛星やドローン等のリモートセンシング技術の活用を推進する。また、森林減少・劣化防止の実効性を一層高めるためAIを用いた熱帯林減少の要因分析・予測を行う。
- ポスト愛知目標も念頭に、保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組む。特に沿岸域における自然環境保全に関しては、グリーン経済の推進を念頭に民間セクターとの連携を強化する。

## エ 環境管理

- ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、都市部を重点とした衛生環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び行政能力強化に向けて、日本政府・自治体及び民間企業の知見・技術の活用にも留意しつつ、事業を形成・実施する。
- また、開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」を掲げ、「きれいな街」の実現に向けて横断的・総合的に事業を推

進する。

- 特に、アジアを中心とする大都市における廃棄物の減量化に向けた対策として、3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進に加え、大洋州では第9回太平洋・島サミットを見据えて「3RプラスReturn」に係る調査結果を踏まえて同コンセプトの具現化を含む今後の同地域への具体的な協力の方向性を提案する。また、Waste to Energy (廃棄物からのエネルギー回収) の導入適格国への具体的な支援を進める。さらに、海洋プラスチックごみ対策の推進に向けた日本政府によるコミットメントである「マリーン・イニシアティブ」の推進に資する事業を形成する。
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP : African Clean Cities Platform)」に関し、TICAD8に向け、「ACCP横浜行動指針」の更なる推進に資する事業形成・実施により、持続可能な都市づくりに貢献する。
- 水質汚濁防止及び大気汚染対策に関し、水・大気環境行政及び汚水処理に係る能力強化に資する事業形成に重点的に取り組む。特に、都市衛生の改善に資する事業の形成・実施に、民間企業や他ドナー等のアクターと連携しつつ取り組む。また、開発途上地域の開発事業における適切な環境社会配慮の確保に向け、政策・法制度整備や実施能力の強化等を支援する。

#### オ 食料安全保障

- アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development、以下「CARD」という。) フェーズ2の目標達成に向け、RICE (Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment) アプローチに基づき事業を形成・実施する。また、CARD事務局による加盟国、地域共同体及びCARD運営委員会メンバー機関との協議・情報共有及び複数拠点国における稲作人材育成に係る支援を通じ、稲作振興の取組に貢献する。
- ブルーエコノミーの推進に向けて、水産の開発可能性が高い島嶼国において、海洋生態系及び水産資源の保全と経済的便益の増大の両立に資する事業を形成・実施する。内水面養殖の普及に向けて、水産物自給率が低く、養殖適地が豊富なアフリカ諸国において、養殖生産者の増加に貢献する事業を形成・実施する。
- 畜産振興による中小規模農家の生計向上及び経済的発展、並びに人々の栄養改善に資するため、畜産分野のバリューチェーンの構築・強化を促進する事業を形成・実施する。特に、バリューチェーン構築の大きな阻害要因であるとともに人への感染源ともなる人獣共通感染症と家畜衛生の対策強化に資する事業を形成・実施する。
- 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けて、特に、サブサハラ地域等において、天候インデックス型保険や灌漑・水管理等の事業を形成・実施する。

#### 主な評価指標 (定量的指標及び実績は1.①参照)

- 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況 (SDGs Goal 13及び1 (1.5)、2 (2.4)、7 (7.2、7.3)、11 (11.3、11.5)、15 (15.2、15.3) 関連)
- 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターを考え方にに基づく支援の実施状況 (SDGs Goal 9、11 (11.5、11.b)、13 (13.1) 関連)
- 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況 (SDGsゴール6 (6.6)、13、14 (14.2、14.a)、15 (15.1、15.2、15.3、15.9) 関連)
- 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (3.9)、6 (6.2、6.3)、11 (11.6、11.b)、12 (12.1、12.4、12.5)、13 (13.2) 関連)
- 食料安全保障に資する、CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 2 (2.1、2.3、2.4)、14 (14.4、14.7) 関連)

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①COP26で6件のサイドイベントを実施・発信、②東ティモール洪水（4月）、スメル火山（12月）、フィリピン台風（12月）、トンガ噴火津波（1月）等でDXを活用した被害把握や有識者知見を活用したBBB方針検討、③第5回国連水と災害に関する特別会合で発表された「ポストコロナの世界をレジリエントにするHELP原則」に、機構が発表した3本柱（大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、BBB推進）の反映、④JICAクリーン・シティ・イニシアティブの立ち上げ、推進、戦略的な案件形成促進等、特筆すべき成果を上げた。

#### ア 気候変動

- ◎ COP26で6件のサイドイベント実施、パビリオン出展【①】：COP26では、6件のサイドイベントにオンラインで参加。複数国の機構事業のカウンターパートが参加し、開発途上国が脱炭素を含む気候変動対策を実施する上での人材育成・能力強化の必要性を議論。ジャパンパビリオン内にバーチャルパビリオンを出展し、機構の気候変動分野の「JICAグローバル・アジェンダ」や取組を紹介。
- ◎ 「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成の推進【②】：「緑の気候基金（GCF）」に関し、バヌアツ・サント島を対象とした小水力や太陽光発電導入を図る再エネアイランドプロジェクトのコンセプトノート（CN）を作成し、GCF事務局へ提出（2021年度末時点で提出済みCNは計8件）。モデルイブを対象とした海岸保全事業が2021年6月のGCF理事会で承認。2021年3月に承認済みの東ティモールの住民主導型天然資源管理事業は、GCFと資金活動契約を準備。
- ◎ 「気候変動対策支援ツール」を活用した気候変動対策の主流化【①】：技術協力120件、円借款92件、海外投融資23件、無償資金協力61件（計296件）の事業の計画立案段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法等をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して気候変動対策に資する活動の検討等、気候変動対策の主流化促進。

#### イ 防災の主流化・災害復興支援

- ◎ 「仙台防災枠組2015-2030」の推進【①】：開発途上地域における「仙台防災枠組」の達成に向け、2019年6月に発表された政府の仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ2）も念頭に、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）を策定し、気候変動適応やSDGs達成の基礎ともなる根本的な災害リスク削減に直結する防災・復興事業の形成・実施を強化した。
- ◎ 災害への効果的な応急対応とBBB推進【①②】：東ティモール洪水（4月）、インドネシア・スメル火山（12月）、フィリピン台風（12月）、トンガ噴火津波（1月）等では、コロナ禍でも衛星解析等デジタル技術を活用した被害把握や有識者知見も活用してBBB方針検討を実施し、案件形成を推進。フロー等の整備を進めて復興支援の初動体制や実施強化を図り、過去の復興事例を整理し、内外の開発協力人材育成のためのBBB能力強化研修を立ち上げ。
- ◎ 防災の主流化推進及び連携プラットフォーム強化【①】：防災の主流化やコレクティブ・インパクト発現を目指し、省庁、アカデミア、国際機関（世銀、ADB、UNDRR、UNDP等）、民間企業、国内外NGO/NPOなどとの連携関係を維持発展させ、防災分野の日本のプレゼンス強化にとどまらずFOIP、QUADや西太平洋連合構想にもつながる国際発信を40件以上実施して、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）の普及を実施。具体的な成果として、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）の三つの柱が、国連の水災害に関する有識者パネルの公式成果である「ポストコロナの世界を

レジリエントにするHELP原則」のポストコロナにおける災害リスク削減に不可欠な三つの柱として機構の働きかけにより反映され、天皇陛下や国連事務総長も出席された国連特別会合（オンライン）の場で公式に発表。さらに、GCFや世銀等の外部資金も活用した効果拡大を推進。

## ウ 自然環境保全

- ◎ **ケニア森林公社のSpecial Achievement in GIS (SAG) Awardsを受賞【②④】**：REDD+及び持続的森林管理分野において、ケニアでケニア森林公社（KFS：Kenya Forest Service）の森林モニタリングのためのシステム（FIP：Forest Information Platform）の開発を支援した結果、KFSがGISソフトウェア関連の米国大手企業ESRI社よりSpecial Achievement in GIS (SAG) Awardsを受賞。
- ◎ **官民連携プラットフォームとの連携促進【⑤】**：「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」を、自然環境保全を推進する産学官の情報共有を図るポスト2020プラットフォームとして「森から世界を変えるプラットフォーム」に改組して設立。7月に設立記念セミナー、11月に（公財）国際緑化推進センターと共催でCOP26の結果を報告するフォレストカーボンセミナーを開催。同プラットフォームを通じ、開発途上地域における持続可能な森林管理及び森林資源を活用した自然を基盤とした課題解決に関心を有する本邦関係者による活動促進に貢献。
- ◎ **外部資金の活用促進【②】**：ラオス「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」及び後継プロジェクトの森林分野の技術協力で、機構の協力の成果拡大を図るため、GCFの事業を受託しているドイツ国際協力公社（GIZ）との間で補足合意書を締結。これにより、GIZによる機構の協力成果の活用と他地域への展開を担保。
- ポスト2020生物多様性枠組みの主要な目標となる見込みの「世界及び自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護」に関し、本邦の他の産民官機関とともに発起人として「生物多様性のための30by30アライアンス」設立。

## エ 環境管理

- ◎ **JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）の立ち上げ【②】**：廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策の推進により、開発途上国の都市部で「きれいな街」の実現に貢献すべくJCCIを立ち上げ。対外向けセミナーや対外発信ツールにより発信。キックオフ国際セミナーには、環境省等関係省庁や自治体、民間企業、国際機関等、世界56か国、合計約750名。JCCIの下、廃棄物管理、水質汚濁管理、大気汚染対策の各分野で情報収集や戦略的な案件形成を促進。世銀やADB等国際機関やドナー、横浜市や北九州市等の自治体、民間企業等の様々なパートナーと連携した事業形成、運営を通じ、コレクティブ・インパクトの発現を目指す方針を関係者間でも共有。JCCIは日本政府の戦略文書への重要なインプットとして政府からも高い関心。
- 廃棄物管理分野では、海洋プラスチックごみ対策に加え、廃棄物焼却発電を含む中間処理技術や3R、循環型社会構築に向けた電気・電子機器廃棄物の管理の推進を実施。
- インドネシアやベトナム、タイ、モンゴル、コソボ等で、水質汚濁対策、大気汚染対策、化学物質対策等の事業を実施。中国では長年続いた日中友好環境保全センター事業が成功裡に終了。カンボジアやミャンマーではEIA制度定着に向けた能力強化を実施。

## オ 食料安全保障

- ◎ **CARDに基づく稲作振興支援の進展、成果の発信【②】**：CARDフェーズ2の枠組みの下、国家稲作開発戦略（NRDS）の具体化に向け20か国39件の事業を実施。CARD総会及び運営委員会でCARDフェーズ2で掲げているRICE（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）アプローチの指標設定や地域共同体（RECs）単位での稲作振興等について協議・合意。国産米の競争力やアフリカの主要な国のコメのバリューチェーンに係る情報収集、アフリカ稲作・農業開発の推進を目指す

し、拠点となる「アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）」構想の具体化に向けた調査を実施。その他、CARDフェーズ1（2008～2018年）期間に個々の技術協力プロジェクトが手がけた有用な稲作技術を体系的に取りまとめた技術マニュアル「JICAアフリカ稲作技術マニュアル—CARD10年の実践—」を4か国語（日本語、英語、フランス語、ポルトガル語）で作成、機構及びCARD事務局のウェブサイトで公開。

- ◎ **気候変動に対する強じん性向上【②④】**：スーダンではSATREPS事業で高温・乾燥地域でのコムギ増産に取り組み、高温・乾燥耐性系統の絞り込みや気象条件と収量の関係性を解析、結果を14本の論文に発表。研究成果の社会実装に向け、農家、仲買人、食品加工業者、研究者、政府職員等が協働して問題分析、解決方策の検討を行うイノベーション・プラットフォームを3地区で設立し、活動を開始。パンフレットや啓発ビデオ（5本）等の情報発信などによりメディアからの注目も向上し、同国のコムギの国内生産及び供給強化に向けて、コムギ生産業者（民間業者）との協力関係の構築も進展。
- CARDフェーズ2では20か国39件の事業により研修目標を達成した。国産米競争力・技術協力と無償資金協力連携・民間企業と連携するイノベーションセンター設立等の各種調査を実施。
- 畜産バリューチェーン構築・強化による畜産物付加価値及び農家の生計向上、家畜衛生分野での事業の強化・形成をした。気候変動対応のため、水の効率的利用、耐性品種研究、農業保険推進を実施。
- ブルーエコノミー推進では島嶼国の海洋生態系・水産資源保全と経済的便益増大の両立や内水面養殖によるアフリカの水産自給率向上に資する案件を形成。
- エチオピアで、干ばつ・少雨に対応できる「植生インデックス保険」の保険販売と営農技術指導をレジリエンス強化パッケージとして組み合わせ、普及員及び貯蓄・信用組合や小規模金融組織の職員に対し、保険販売や普及の能力強化研修、地域住民向けに農業保険に関する研修を実施。保険の販売地域の拡大及び農家の保険商品への信用や認知度の高まりにより、研修参加者の保険購入者は2020年度比増。病害虫などのリスクにも対応できる「収量インデックス保険」の開発の取組。

## 4. 業務実績

### No.4-1 気候変動

COP26で平均気温上昇を1.5℃以内に抑えることが明言されたことを受け、日本は脱炭素を宣言するとともに、開発途上国への資金の支援、適応策の強化を約束している。2021年度は、気候変動対策の戦略として2030年を目標にした「JICAグローバル・アジェンダ」の策定、気候変動主流化促進、パリ協定の実施促進を担う開発途上国の人材への能力強化、緑の気候基金（GCF）との連携、国内での研修実施（参加者約1,000名）による人材育成等を実施した。COP26では開発途上国政府とともにサイドイベント6件を実施・情報発信した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187人 <sup>60</sup>	4,625人	3,320人	1,700人	2,214人	2,971人

#### (1) 気候変動に係る国際枠組みへの貢献

- 「緑の気候基金」（GCF）を活用した事業形成の推進：GCFに関し、バヌアツ・サント島を対象と

<sup>60</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

した小水力や太陽光発電導入を図る再エネアイランドプロジェクトのコンセプトノート（以下「CN」）を作成し、GCF事務局へ提出した。2021年度末までに提出したCNは計8件となった。このうち、モルディブを対象とした海岸保全事業は、6月に開催されたGCF理事会で承認された。2021年3月に承認済みの東ティモールを対象とした住民主導型天然資源管理事業については、GCFと資金活動契約を準備した。ファンディングプロポーザル（「FP」）が未提出の残る6件についても順次CNの修正やFPの作成を進めた。

- 4月にCOP26シャルマ議長と機構理事長が11月開催のCOP26に向けて面談した。機構からは日本政府の方針に沿いながら、開発途上国に対して最善かつ包括的な協力を行う基本方針や、温室効果ガスの排出削減につながる都市交通の整備や森林保全による排出抑制（REDD+）等による気候変動への貢献策を紹介し議論した。
- COP26では、6件のサイドイベントにオンラインで参加した。複数国の機構事業のカウンターパート（C/P）が参加し、開発途上国が脱炭素を含む気候変動対策を実施する上での人材育成・能力強化の必要性について議論、会場内のジャパンパビリオン内にバーチャルパビリオンを出展し、機構の気候変動分野の「JICAグローバル・アジェンダ」や取組を紹介した。
- パリ協定の下で開発途上地域に求められる「国が決定する貢献」（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定・改定、国家適応計画の策定・改定、国家温室効果ガスインベントリの作成・更新等、各種取組の遂行に必要な能力を強化するため、課題別研修「気候変動に係る『国が決定する貢献』策定・実施に向けた能力強化」や「気候変動への適応」等を実施した。

## (2) 気候変動対策の主流化

- 技術協力120件、円借款92件、海外投融資23件、無償資金協力61件（計296件）の事業の計画立案段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法や気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、気候変動対策に資する活動の組み込みの検討を行う等、気候変動対策の主流化に取り組んだ。
- 本分野のJICAグローバル・アジェンダを取りまとめ、2030年に向けた具体的な目標を設定した。
- 2018～2020年度に引き続き、本分野の人材養成を目的とした外部向けの能力強化研修「気候変動対策と開発」を開講し、29名が参加した。
- 機構内で気候変動対策の理解と気候変動対策を加味した事業の推進を図るため、機構本部、国内拠点及び海外拠点向けに23回のセミナー、勉強会を実施し、943名が参加した。

## (3) SDGs達成に向けた貢献

### ① 低炭素かつ気候変動影響に対応する強じんな都市開発・インフラ投資推進

- 東南アジアや南アジアの大都市で鉄道事業を展開することでモーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。バングラデシュでは、「ダッカ都市交通整備事業（1号線）」（円借款）の第2期を承諾した。本事業を通じて、年間6万3,421二酸化炭素換算トン（t-CO<sub>2</sub>eq）の温室効果ガスの削減効果が期待できる。鉄道事業を通じた気候変動緩和策に資する同様の取組は、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インドでも展開している。

### ② 気候リスクの評価と対策の強化

- ベトナムのカントー大学に対し、「カントー大学強化事業」（円借款）や「カントー大学強化附帯



プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じ、実践的な気候変動対応をテーマとした修士プログラム新設による教育プログラムの拡充を行うことで、同国の農水産業の成長及び気候変動を含むメコンデルタ地域の環境問題への対応に必要とされる人材供給力の向上を図った。また、メコンデルタ地域における気候変動に適応した農業・水産養殖業の持続的発展に寄与するため、「気候変動下のメコンデルタ地域における持続可能な発展に向けた産官学連携強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)のR/Dを署名した。

### ③ 開発途上国の気候変動政策・制度改善

- パリ協定第4条が求める「国が決定する貢献(NDC)」の具体性・実効性強化のための支援として、課題別研修「パリ協定下の『国が決定する貢献』前進に向けた能力強化」を実施した。日本の気候変動政策及び実施に係る知見を共有するとともに、各国のNDCの改定や実施促進に貢献するための能力強化を行った。

### ④ 森林・自然生態系の保全管理強化

- モーリシャスで、「統合的沿岸域生態系管理システム構築プロジェクト」(技術協力プロジェクト)のR/Dを署名した。モーリシャスでは温暖化に伴う水温上昇によるサンゴの白化や魚介類の過剰採集等、沿岸域生態系の劣化が課題となり、観光業や水産業等の主要産業や住民の生活に影響を及ぼしている。より強じんな沿岸域生態系への回復を目指して、政府機関や現地NGO等関係者による生態系モニタリング体制の構築や、生態系保全・再生に向けた計画策定や実施を支援する。

## (4) 事業上の課題及び対応方針

GCFの活用を進めるに当たり、資金提供者であるGCFの各種基準・制度に則った事業形成・実施、GCF内の事業承諾プロセスを加味したスケジュール管理等、従来機構が実施してきた事業と比べてより複雑な事業実施管理が求められる。引き続きGCFの各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたFPの質の向上及びGCF事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことで、迅速な事業形成・実施に努める。

### No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

「仙台防災枠組」の推進に加え、気候変動適応も念頭に、事前防災投資の一層の推進に向けてJICAグローバル・アジェンダ(防災・復興)を策定し、災害リスク削減に直結する事業の形成・実施を強化した。東ティモール洪水、インドネシア・スメル火山、フィリピン台風、トンガ噴火津波等では、コロナ禍でも衛星解析等デジタル技術を活用した被害把握や有識者知見も活用したBBB方針検討等を行った。省庁、アカデミア、世銀、ADB、UNDRR、UNDP等国际機関等との連携関係を維持発展させ、防災分野の日本のプレゼンス強化にもつながる国際発信を40件以上実施したほか、GCFや世銀等の外部資金も活用した効果拡大も行った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000人 <sup>61</sup>	22,700人	21,293人	26,115人	16,828人	15,454人

## (1) 自然災害に対する強じんな社会づくり

2019年6月に発表された日本政府の仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ2）<sup>62</sup>の目標達成に向けた防災人材育成及び開発途上地域における「仙台防災枠組」の達成に向けた以下の協力を実施した。

### ① 災害リスクの理解

- スリランカ、ホンジュラス等で、災害リスクの理解を促進する技術協力プロジェクトを複数実施したほか、気象観測能力向上を支援する5件の技術協力の実施、スリランカの新規技術協力プロジェクトのR/D署名、ベトナムでの海洋気象に係る無償資金協力の準備調査を行った。
- ネパール、メキシコ等で土砂災害・火山・地震・津波等の災害リスクの解明に資するSATREPS事業8件を実施するとともに、新規3件のSATREPS事業に係るR/Dに署名した。また、2021年度は、機構が実施した「開発と科学の共創セミナー」においてJICAグローバル・アジェンダに基づく機構の取組の方向性を発信する等、防災領域のSATREPS候補案件に係る検討・評価を行った。これらSATREPS事業を通じ、アカデミアの知見を災害リスク理解の高度化に活用した。

### ② 災害リスク・ガバナンス強化

- 中央防災機関の能力向上に資する課題別研修「総合防災」（計5コース）に関し、開発途上地域の災害リスク削減により一層貢献するべくプロジェクト研究を実施して、日本の総合的な知見の集約と、国内の重要リソースの洗い出し・整理を図り、研修の質の向上に取り組んだ。本研究の成果をアジア防災センター（ADRC）と連携し、国連防災機関（UNDRR）主催のオンラインセミナーで国際発信した。
- 中央防災機関を実施機関とする技術協力プロジェクトをパキスタン、モンゴルで開始したほか、メキシコでR/Dに署名した。各国の中央防災機関の能力向上と人材育成を推進した（計10か国）。
- 新型コロナ対応に取り組むチリの中央防災機関に対して、災害対策本部や避難所運営などの災害時対応において新型コロナウイルス感染症対策を行うための支援を行った。

### ③ 防災投資の促進

- 「仙台防災枠組」のターゲット年である2030年を見据え、また、増大する気候変動の影響も踏まえて、開発途上地域における事前防災投資推進の基本的な考え方や優先度などを明記したJICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）を策定した。またその中で、最優先課題とした洪水リスク削減及び地震被害軽減の事業形成を目的とした情報収集・確認調査を2件実施した。
- モルディブでは「強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査」を実施し、海岸浸食対策の投資計画の作成を支援した。これを踏まえ、「モルディブ気候変動

<sup>61</sup> 日本政府公約である「仙台防災協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。「仙台防災協力イニシアティブ」の目標値：2015～2018年に4万人。

<sup>62</sup> 防災先進国として、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強じん化に貢献すべく、2019～2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援を実施。2019～2022年の4年間で、行政官や地方リーダー計4万8,000人及び次世代を担う子どもたち計3万7,000人の合計8万5,000人の人材育成・防災教育等を発表。

に強靱で安全な島づくりプロジェクト」の資金提案書がGCF理事会の承認を得た。

- フィリピンでは、気候変動影響も考慮した上で洪水リスク削減に取り組むダバオ市の洪水対策マスタープランや優先事業の計画策定を支援した。また、市街地開発が進むラグナ湖沿岸地域及びマニラ首都圏の浸水被害の軽減を図り、これらの地域の生活・生産基盤の安定や被災後の早期回復に寄与するため、日本の技術をいかしたフィリピン初の地下放水路となる、パラニャーケ放水路の整備に向けた円借款事業の協力準備調査を実施した。
- インドネシアでは、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」(円借款)を通じて、政策マトリクス(同国政府が実施する政策目標を記載した表)の進捗状況を日本・インドネシアで確認することにより、防災に関連する省庁が進める政策・制度の改善を後押しし、同国の総合防災体制の強化を図った。2020年度までに2期分の貸付実行を行っており、第3期のL/A調印に向けて、2021年6月期限のインドネシア側の政策アクションの達成状況を、特にJICAグローバル・アジェンダで重視している事前防災投資額の観点から確認した。
- 気候変動等の影響も踏まえ都市化やインフラ整備に伴う災害リスクの変化や事業効果をデジタルデータによって可視化することにより、開発途上国での事前防災投資を行う判断を促進することを目指した検討を開始した。また、デジタル技術活用の更なる可能性を模索するため、既存の都市地形図等から簡便に洪水リスクを推計できる方法の検証を外部有識者の助言を受けつつ行った。
- その他、防災投資につなげることを目指した技術協力プロジェクトとして、インド「チェンナイ都市河川流域包括的洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」、エルサルバドル「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」等、8案件を開始した。

#### ④ 効果的な応急対応のための準備とより良い復興(BBB)

- 有識者の知見を活用して、リモートでのBBB方針検討等を行い東ティモール洪水、トンガ、インドネシア・スメル火山等でBBB推進を図る案件形成を行った。復興担当の国際協力専門員を新たに配置し体制を強化し、災害規模等により各担当職員が主体的に初動対応を実施し、実施強化に資する復興支援初動マニュアル及びフローの整備も進めた。また、過去の復興事例を整理し、内外の開発協力人材育成のためのBBB能力強化研修を立ち上げた。
- トンガでは、2022年1月に発生した火山噴火及び津波災害に際し、国内の火山・津波・地震に関する日本国内最先端の学識・有識者を招へいし、コロナ禍で現地調査が実施できない中、遠隔での協議や情報収集、今後の復旧・復興を検討するために必要な火山噴火及び津波災害のメカニズムの解明を行った。結果をトンガ政府に共有するとともに、今後の復旧・復興に当たっての指針であるトンガにおけるBBBビジョンの検討を開始した。
- 東ティモールでは、4月に発生した洪水について、基礎情報収集・確認調査を開始する等情報収集や整理に努め、被災した各種インフラの迅速な復旧のため、包括方式による無償資金協力を形成した。
- フィリピンでは、12月の台風災害後の対応として災害復興ニーズの確認を行った。同国政府からの要請を踏まえ、被災した海岸施設の強じん化に向けた技術協力で対応することとした。
- インドネシアでは、12月のスメル火山噴火災害に際し、JAXA・センチネル・アジアの衛星情報を得ながら災害状況を確認し、復旧・復興支援に向けた基礎情報収集調査の準備を進めた。また、2020年1月のジャカルタの洪水被害を踏まえたジャカルタ都市圏の洪水対策の計画を取りまとめた。
- インドネシアでは、2018年9月の中部スラウェシ地震・津波の発生後、BBBを目指す「中部スラウ

ェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)を通じて復興計画や優先インフラ事業計画の策定を行い、被災した中部スラウェシ州の中核的なインフラ施設であるパル第四橋等の橋梁、道路及び堤防等を再建・整備するための「中部スラウェシ州パル第四橋再建計画及び復興計画」(無償資金協力)、そしてBBBのコンセプト具現化に向けインフラの再建及び新設を行う「中部スラウェシ州インフラ復興セクターローン」(円借款)を実施した。「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」は、10月に最終合同調整会議が開催され、国家開発企画庁をはじめとする中央省庁、地方自治体の参加の下、活動成果や得られた教訓等が共有され、それらを取りまとめた最終報告書案を機構から国家開発企画庁へ提出された。

- モザンビークでは、2019年3月のサイクロン・イダイ被災地域に対して実施している「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)について、ハザードマップ作成や被災施設強じん化等の国際緊急援助と連携した切れ目のない協力を行った。
- ネパールでは、2015年の震災からの復興とBBB実現のための事業の一つであり、災害に強いことに加え、教育の質の向上にも資する学校施設の再建支援「緊急学校復興事業」(円借款)を2015年から実施しており、2021年度には約20校が完工した。9月に完工した校舎の完工式では、デウバ首相等が出席し、本事業における日本の支援に対し謝辞を述べた。12月にはネパール復興会議が開かれ、地震から6年目を迎え、ネパール復興庁の業務が終了する機会に、これまでの成果について発信した。
- 日本が主導して設定された世界津波の日(11月5日)に合わせて、コロンビア、エクアドル等で、津波警報発表伝達訓練などを開催し、応急対応の意識啓発を行った。

## (2) 日本の防災・復興理念に基づく、外部機関・資金・人材との連携やプラットフォーム強化

- 国際開発学会やNGO-JICA勉強会などを通じて、コレクティブ・インパクトの発現に向けた要件や留意点に関する整理のための外部有識者との議論を、JICAグローバル・アジェンダも踏まえながら進めた。
- 内閣府、外務省、国土交通省、気象庁、防災科学技術研究所、大学・学会、アジア防災センター、JAXA、ICHARM、日本気象協会、気象研究所、JBP、世銀、ADB、UNDP、国連防災機関、国連地域開発センター、国連経済社会局、OECDなどの国内外の機関との密な連携関係を恒常的に維持発展させている。
- 日本一世界銀防災共同プログラムに対して、資金提供国である日本の国際協力実施機関としての立場から、26か国1地域、計30件(申請額ベースで約1,386万ドル)のプロポーザルに対し、より防災効果の高い事業実現に向けた積極的な助言・提案を行い、機構外の資金リソースにおいても機構の防災に係る思想や理念の浸透を図る、効果的なスケールアップを引き続き行った。
- 日本気象学会春季大会に参加し、機構事業の現状と課題を紹介し、専門家とのネットワーク形成・強化を図り、同学会内での国際協力研究連絡会の発足に貢献した。
- JAXAとの複数回の意見交換会を通じ、連携強化を図った。また、東ティモール洪水(4月)やインドネシアのスメル火山噴火(12月)に関し、機構からADRCにアジア太平洋域の自然災害の監視を行う「センチネル・アジア」の発動を要請し、衛星画像とその解析結果を現地事務所及び長期専門家に提供した。
- UNDPとの連携協議を行い、防災に対するアプローチの認識深化を図った。
- 内閣府及びアジア防災センター主催のアジア防災会議で、インドネシア、フィリピン、ベトナム

の防災関係者をリソースとしたセッションを実施し、これら国々の経験の共有と絆の強化を図った。ASEAN協力の一環として、ASEAN事務局及びASEAN各国の防災関係者を招いた防災主流化の研修を行い、防災の知見の深化と防災を通じた関係の強化を図った。

- UNDRRやUNDP、UNESCO等が主催するイベントや国際会議等約45件に参加し、日本の防災・復興理念を伝えることにより、防災分野の日本のプレゼンス強化を図るとともに、外部機関とのネットワーク強化や機構の協力方針に沿った事業が他の開発パートナーでも展開されるコレクティブ・インパクトの発現を図った。
- UNDRRやWMO、IDB、世銀、UNCRD、UNDP、UNDESA、UN-Habitat、GEO等の国際機関への日本からの派遣者・出向者に、機構の防災・復興の考え方を説明し、活動の連携やネットワーク強化を図った。
- UNDRRのイニシアティブで進められている、都市の強じん化を支援する「Making City Resilient」にコアパートナーとして参画し、連携会合での発信、参加都市向けへのセミナーの開催等を行った。
- 水資源分野活性化協議会等を通じた水資源機構との意見交換とともに、水資源機構への職員研修への講義提供等、組織間連携を強化した。
- 防災分野においてNGO-JICA勉強会を立ち上げ、ネットワーク強化を図った。
- 防災分野のグローバル人材育成のため、能力強化研修（24名）、インターン4名の受入れ、事業・業務を通じて学ぶProject-Based Learning研修（3名）、大学での講義約10件等を行った。
- 海外での専門家の活動や、国内での研修員受入れに当たり、開発途上国と日本の現状を踏まえたより体系的かつ的確な治水分野の技術移転が行えるよう、治水分野における日本の知見の体系化や開発途上国での技術移転に当たっての留意事項の整理等を行うプロジェクト研究を実施した。
- スリランカでは普及・実証事業を終えた地すべり観測機器を技術協力プロジェクトで活用（パイロットサイトへの設置）することとし、中小企業・SDGsビジネス支援事業とも連携した。

### (3) 防災の主流化推進

- 「ポストコロナの世界をレジリエントにするHELP原則」へのJICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）の三つの柱の採用：「仙台防災枠組2015-2030」の実施促進及びモニタリングを目的とするアジア大洋州防災閣僚級会合（2022年）に向けた準備会合、「国連水と災害に関するハイレベル・パネル」（HELP）による国際シンポジウム、HELPによる国際会合等において、「仙台防災枠組」に向けて日本が主張してきた事前防災投資、災害リスク削減に資するBBBの必要性・重要性、新型コロナ対策支援を含む防災に係る機構事業の成果や支援方針について発信し、「仙台防災枠組」の達成に向けた機運を高めるとともに、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）をこれらの機会に発信した。また、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）の三つの柱が、国連の水災害に関する有識者パネルの公式成果である「ポストコロナの世界をレジリエントにするHELP原則」のポストコロナにおける災害リスク削減に不可欠な三つの柱として機構の働きかけにより反映され、天皇陛下や国連事務総長も出席された国連特別会合（オンライン）の場で公式に発表された。
- 上記（1）「②中央防災機関に対する支援を行っているプロジェクト」の地方防災計画策定を支援する事業において、防災の主流化を支援した。また、東南部アフリカ地域を対象に、重要セクターの防災主流化案件形成を目的としたプロジェクト研究を実施した。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

防災に関連するターゲット1.5（人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動、経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減）、ターゲット9.1（信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発）、ターゲット11.5（災害による死者や被災者数を大幅に削減し、直接的経済損失を大幅に減らす）、ターゲット13.1（気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化）に貢献する案件の形成と実施を各国で行った。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

これまで「仙台防災枠組2015-2030」のうち、2020年を目標としているターゲットe：「国家・地方の防災戦略（地方防災計画）を有する国家数を大幅に増やす」に向けた支援に力を入れてきた。今後は、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）にも基づきつつ、同ターゲットa～d（死者数、被災者数、経済的損失、重要インフラの損害の削減）に必要で、優先行動の一つとして挙げられている、災害リスク削減に向けた根本的な事前防災投資の実施支援に、より重点的に取り組む必要がある。2022年度は、防災投資の促進に資する事業の実施を継続・強化していく。

### No.4-3 自然環境保全

SDGs及び気候変動対策、生物多様性保全への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施した。また、自然環境保全を推進する産学官の情報共有の場として「森から世界を変えるプラットフォーム」の設立や、GCFとの連携事業案件等、外部資金の活用を促進した。加えて、「JICA-JAXA熱帯早期警戒システム（JJ-FAST）」の成果について共同サブミッションを行いパリ協定のグローバル・ストックテイクに貢献したほか、REDD+成果支払いに向けた協力、泥炭地管理支援の推進、生物多様性案件の推進、レジリエンス強化や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）、AI-CD等の推進、リモートセンシングやAI技術の活用等を進めた。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が支援するREDD+/生物多様性分野関連の協力対象国数	23か国 <sup>63</sup>	29か国	21か国	18か国	18か国	20か国
JJ-FAST（JICA-JAXA熱帯雨林早期警戒システム）を活用した国数	8か国 <sup>64</sup>	8か国	11か国	12か国	8か国	13か国

#### (1) 自然環境保全に向けた具体的な施策の実施状況

##### ① 自然環境保全

- SDGs及び気候変動対策への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施した。
- 機構が支援した森林モニタリングシステムの外部表彰：気候変動緩和策に資する案件として、

<sup>63</sup> 2016年度末の協力対象国：15か国（基礎調査、広域案件除く）、8か国（生物多様性分野関連）

<sup>64</sup> 2016年度末の協力対象国

REDD+及び持続的森林管理分野において、ケニアではケニア森林公社（KFS）の森林モニタリングのためのシステムの開発を支援した結果、KFSがGISソフトウェア関連の米国大手企業ESRI社よりSpecial Achievement in GIS Awardsを受賞した。また、持続的森林管理分野において、ペルーで統合的森林管理に資するSATREPS案件を開始するとともに、森林湿地生態系の自然資源管理に係る能力強化に資する新規技術協力プロジェクトのR/Dを締結した。ラオス、ベトナムでのREDD+及び持続的森林管理分野事業に関し、GCFの活用を検討し、受託業務提案書提出に係る準備支援を行った。

- 東ティモールでは、機構として初めてのGCFとの連携事業（森林保全による二酸化炭素削減と住民の生計向上を目指す事業）の資金活動契約締結の準備をした。
- 気候変動適応策（流域管理・EcoDRR等）に資する技術協力に関し、北マケドニア、コソボ、モンテネグロにおいてEco-DRRに資する案件を継続した。また、ネパールで森林保全を通じた気候変動適応策に係る新規案件形成を開始した。
- 「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」に関し、アフリカの角・サヘルでの地域会合やサヘル地域の知識共有オンラインセミナー実施、全15か国に対する事業形成及び資金アクセスに対する支援、6か国に対する国内ワークショップの実施支援等を通じ、各国の砂漠化対処の促進支援を行った。
- COP26で泥炭地保全管理に係るサイドイベントを開催し、機構の取組等を発信した。また、我が国環境省主催の「自然を基盤とした解決策」（NbS：Nature based Solutions）に係るサイドイベントで国際協力専門員及び北マケドニアで実施中のプロジェクトのC/Pが機構のNbSに係る取組を紹介した。
- パリ協定の長期目標達成に向けた進捗状況を評価する仕組みである第一回グローバル・ストックテイクに関し、「JICA-JAXA熱帯早期警戒システム（JJ-FAST）」を通じた気候変動対策の取組についてJAXA、IGES、ブラジル環境・再生可能天然資源院と、共同サブミッションを提出した。

## ② 生物多様性主流化

- 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、「ポスト愛知目標」も念頭に生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するため、アルバニア、パラオ、イラン、ホンジュラス等で事業を実施した。また、中米統合機構（SICA）を対象に生物多様性保全に資する地域協力案件を実施した。
- 2020年7月に発生したモーリシャス沖重油流出事故に関し、2020年度に実施した基礎情報収集調査と基本計画策定調査の結果に基づき、先方政府との間で「統合的沿岸生態系管理システム構築プロジェクト」のR/Dを締結した。
- 「ポスト2020生物多様性枠組み」の主要目標となる見込みの「世界及び自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護」に関し、本邦の産民官の機関とともに「生物多様性のための30by30アライアンス」設立の発起人となった。

## ③ 民間企業との連携推進（官民連携プラットフォームの活用、外部資金の活用）

- 機構は「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」の事務局としての6年間にわたる活動で、参加者間のREDD+森林保全の認知度の向上及びREDD+森林保全ナレッジ蓄積に取り組み、GCF事業案件形成を含む成果支払いフェーズへの移行に貢献した。本プラットフォームは所期の目的を

達成したが、情報共有の場等として同様のプラットフォーム存続の希望が参加機関より寄せられたため、新たに「森から世界を変えるプラットフォーム」を設立した。7月に設立記念セミナー、11月に（公財）国際緑化推進センターと共催でCOP26の結果を報告するフォレストカーボンセミナーを開催した。同プラットフォームを通じ、開発途上地域の持続可能な森林管理及び森林資源を活用した自然を基盤とした課題解決に関心を有する本邦関係者による活動促進に貢献する。

- コンゴ民主共和国における「クウィル州REDD+統合プログラム」の実施について、機構は中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約400万ドル）を締結し、約300万ドルを受領しているが、コロナ禍を踏まえ、森林保全活動、セーフガードやフードバリューチェーンの取組強化に向けて、増額の調整を行った。
- ラオス「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」及び後継プロジェクトによる森林分野の技術協力で、機構の協力の成果拡大を図るため、GCFの事業を受託しているドイツ国際協力公社（GIZ）と補足合意書を締結した。これにより、機構の成果をGIZが活用し、他地域への展開が行われることとなった。

#### ④ イノベーション促進

- JJ-FASTの運用期間を2023年7月まで2年間延長し、機能・精度向上に取り組んだほか、ケニアの森林モニタリングシステムへのJJ-FAST機能の取り込みをはじめ、技術協力プロジェクトを通じた各国での活用の促進や課題別研修を通じた人材育成を行った。
- ブラジルでは、JJ-FAST及びAIの活用も含めた衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に資する新規技術協力プロジェクトを開始した。AIの活用により過去の森林伐採の傾向を分析し、今後違法伐採が発生する可能性の高い地域を予測することで、違法伐採の取締りの強化への貢献が期待される。
- インドネシアで推進してきた泥炭地保全手法及び泥炭評価手法に係る成果の活用及びその他の熱帯泥炭地、特にコンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーの熱帯泥炭地への普及可能性を検討するため、関係アクターの動向、熱帯泥炭地保有国の政策や措置、自然環境、社会環境等に係る基礎情報収集調査を継続実施した。また、泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図るため、泥炭地保全協力国内支援委員会を継続した。

## (2) SDGs達成に向けた貢献

- ゴール13（気候変動）は、フィリピン及びインドネシアで実施中のSATREPS「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」を実施したほか、REDD+に係る支援等をベトナム、ラオス、カメルーン等で実施した。泥炭地管理に関しては基礎情報収集調査を継続し、あわせて「泥炭地保全協力」国内支援委員会により泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図るための体制強化を引き続き図った。また、適応策としての側面に焦点を当てた「生態系を活用した防災・減災」（Eco-DRR）、干ばつレジリエンス強化への支援を西バルカン諸国やサブサハラ諸国を対象に実施した。さらに、気候変動適応に資するためのエチオピア「農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。
- ゴール14（海洋）は、保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進を念頭に、上述したフィリピン及びインドネシアのSATREPSで、マングローブ等の沿岸域生態系



やサンゴ礁生態系に着目した事業を継続し、パラオで陸域と海域のつながりに配慮した沿岸域生態系管理に係る能力強化を目指した新規プロジェクトを形成した。また、沿岸域で重油流出事故が発生したモーリシャスでは、基礎情報収集調査・基本計画策定調査の結果を受け、「沿岸生態系の統合的管理システム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。

- ゴール15（森林・生物多様性）は、持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全（保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進）の改善に資する事業を通じて貢献した。具体的には、カンボジア、マラウイ、ペルー等での持続的森林管理、サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を通じた対象15か国への砂漠化対処、パラオ、ホンジュラス等での生物多様性保全事業を実施した。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

2021年度は事業効果のスケールアップを図るべく、民間企業との連携も視野に入れて外部資金へのアクセスの強化のため、セミナーやイベントで外部へ情報発信するとともに、GCFとの連携事業案件準備やCAFIからの外部資金の導入等、具体的な連携案件を実施してきた。事業効果の更なるスケールアップを行うため、2022年度も継続して取り組む。また、COP26の結果や新型コロナにより順延した2022年8月の生物多様性条約COP15（フェーズ2）で「ポスト愛知目標」が設定されることも踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組む。

#### No.4-4 環境管理

環境管理分野でのJICAグローバル・アジェンダとしてJICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）を立ち上げ、キックオフ国際セミナーを開催し、国際機関やドナー、日本国内外の様々なパートナーと方針を関係者間でも共有した。廃棄物管理分野では、海洋プラスチックごみ対策に加え、廃棄物焼却発電を含む中間処理技術や3R、循環型社会構築に向けた電気・電子機器廃棄物の管理の推進を行った。また、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）の拡大とともに、アフリカでの事業を拡大した。新型コロナウイルス対策としては、医療・感染性廃棄物の適正な管理に係る支援や個人用防護具の供与を行った。また、各国で水質汚濁対策、大気汚染対策、化学物質対策等の事業に取り組んだほか、EIA制度定着に向けた能力も行った。中国では長年続いた日中友好環境保全センター事業が成功裡に終了した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600人 <sup>65</sup>	9,315人	5,951人	3,408人	3,236人	5,538人

### (1) 都市部の住環境改善及び持続可能な経済社会システムに向けた具体的な施策の実施状況

#### ① JICAクリーン・シティ・イニシアティブの推進

- JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）の立上げ：廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防

<sup>65</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

止等の環境対策の推進により、開発途上国の都市部で「きれいな街」の実現に貢献すべく環境管理分野でのJICAグローバル・アジェンダとしてJICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）を立ち上げた。6月以降、対外向けセミナー等で随時発信したほか、12月にリーフレット等の対外発信ツールを作成した。また、2022年1月にはローンチイベントを開催し、日本国内の関係省庁や自治体、民間企業の参加に加え、オンラインでカウンターパート機関やADB等ドナー関係者も参加し、世界56か国から合計約750名が参加した。

- 廃棄物管理、水質汚濁管理、大気汚染対策の各分野で、広域及び国別の情報収集・確認調査を実施し、戦略的な案件形成を促進した。既存事業や研修プログラムについてもJCCIの理念の下、協力成果の発現・拡大を図るとともに、世銀やADB等の国際機関やドナー、日本国内では横浜市や北九州市といった自治体、民間企業等の様々なパートナーと連携した事業形成、運営を通じ、コレクティブ・インパクトの発現を目指す方針を関係者間でも共有した。JCCIは日本政府の戦略文書への重要なインプットとして政府からも高い関心が示された。

## ② 廃棄物管理の改善及び3Rの推進に向けた取組

- **廃棄物焼却発電（WtE : Waste to Energy）を含む中間処理技術の推進**：インドネシアでは同国政府が日本の環境省や機構、IFCの支援を受けて中間処理に関するPPP事業実施に向けたプロセスを推進しており、これを支援するための技術協力プロジェクトの形成に取り組んだ。フィリピン、バングラデシュ、スリランカでも中間処理を含むマスタープラン策定を行う技術協力を実施した。また、タイ、バングラデシュでは情報収集・確認調査でWtE技術の導入可能性の検討に着手した。
- **3Rの推進**：大洋州9か国を対象に廃棄物管理と3R促進に向けた「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト・フェーズ2（J-PRISM2）」（技術協力プロジェクト）を実施した。PALM9に向けてパンフレットを作成し、機構のホームページ等で情報発信したほか、8月にフォローイベントとして一般向けセミナーを開催した。同セミナーではJ-PRISM2に加え、サモア「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）も紹介した。
- **アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）**：2022年のTICAD8開催を視野に、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP : African Clean City Platform）の加盟数が42か国90都市に拡大した。またザンビア、南スーダン、マダガスカル、ケニアでは廃棄物管理サービスの改善に加え、財務・組織面の強化を通じて持続的な組織基盤の構築を支援し、市内の衛生維持・改善に貢献するための新規案件を開始した。
- 低コストかつ環境負荷が低くメタンガス抑制にも貢献し得る最終処分場管理技術である福岡方式（準好気性埋立）に関し、福岡大学や福岡市と連携して導入を推進した。アジア・大洋州、中南米、アフリカ地域の複数国で実施中の技術協力において同方式を適用している。
- 大洋州地域では、廃棄物の広域処理可能性を検討すべくマテリアルフローに関する情報収集・確認調査を実施した。マレーシアでは家電や電子機器の廃棄物である、E-waste管理促進に向け、E-waste管理規制法案の施行支援やその後のE-waste管理体制の強化支援を行うための技術協力プロジェクト（フェーズ2）を開始した。
- 中米・カリブ広域でのプラスチックごみ対策：セントルシア、ジャマイカ、ガイアナ、グレナダ、アンティグア・バーブーダの5か国を対象とした海洋プラスチックごみアドバイザーを派遣した。カリブ共同体（CARICOM）や他ドナーとの協業に加え、周辺国での機構の既往協力のアセット活用により好事例の構築と普及を図った。

- 欧州地域では、コソボとセルビアで技術協力プロジェクトを開始した。小規模自治体において民間事業者も活用した効率的な廃棄物管理手法の構築や分別の導入・減量化等を推進している。
- **新型コロナウイルス対策**：世界各国で新型コロナウイルスの脅威が続く中、医療・感染性廃棄物の適正管理に係る支援をバングラデシュ、モザンビーク、パレスチナ等、複数国の技術協力プロジェクトで継続した。パレスチナでは感染性廃棄物管理の機材整備も支援した。また、スリランカ、パプアニューギニアでは実施中の技術協力の枠組みで、個人用防護具（PPE）を供与した。
- **日本の知見・経験の集約と整理**：遠隔での研修実施やカウンターパートへの技術移転の機会が増加する中で課題となっていた、指導用コンテンツ、ツールの充実化に対応するため、プロジェクト研究を実施した。日本国内の自治体や中央省庁、関連団体に加え、機構支援の好事例とされる国々での情報収集を通じて廃棄物管理分野の日本の知見と経験を体系的に整理し、総合テキストと映像教材に取りまとめた。

### ③ 水質汚濁や大気汚染の防止に向けた取組

- **環境政策**：インドネシアでは環境政策アドバイザーが廃棄物管理や水銀汚染対策等に関する政策面への助言を行った。中国では長年実施してきた日中友好環境保全センターへの支援のフェーズ5が終了し、廃棄物、大気汚染、水質汚染等に関する水環境保全に関する政策提言、大気汚染分析・モニタリング強化、グリーンサプライチェーン構築に向けたガイドライン策定等を行った。バングラデシュでは環境管理アドバイザーの派遣を開始した。
- **水質汚濁対策・下水道普及**：インドネシア、ベトナムでは下水道政策アドバイザーにより、政策への助言を行った。カンボジアでも下水道法の策定を支援する技術協力プロジェクトに加え、水質解析ツールを開発することでトンレサップ湖周辺住民の健康リスクの低減を目指すSATREPSを実施した。フィジー、ネパールでは下水道普及に加え、分散型汚水処理も含める都市における包括的な汚水処理・衛生改善（CWIS：City-wide Inclusive Sanitation）を視野に入れたマスタープラン策定プロジェクトを開始した。パキスタンでは下水道施設の維持管理を行う無償資金協力の準備調査を実施した。
- **大気汚染対策**：モンゴルではウランバートル市における大気汚染対策プロジェクトを実施している。タイではPM2.5対策に関する技術協力プロジェクトの形成に取り組み、R/D署名を行った。コソボでは技術協力プロジェクトの終了に際し、西バルカン諸国や他ドナーの出席のもと国際セミナーをオンラインで開催した。汚染状況の把握・分析や科学的根拠に基づく対策立案、実施等に係るプロジェクトの成果や教訓を西バルカンの域内各国に発信した。
- **化学物質対策**：タイでは化学物質排出・移動量届出（PRTR：Pollutant Release and Transfer Register）制度構築支援を技術協力プロジェクトにより行った。
- **環境影響評価（EIA：Environmental Impact Assessment）制度**：カンボジアではEIA制度定着に向けた能力強化を実施した。加えてミャンマーでも専門家による能力強化を遠隔にて実施した。

### (2) SDGs達成に向けた貢献

- **ゴール6（水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保）**：下水道に加え分散型の汚水処理も含むCWISに関して9月にアジア開発銀行研究所主催によるラウンドテーブルに参加し、他ドナー等に対して機構の下水道分野での取組を発表した。また、11月に能力強化研修を開催し、12名のコンサルタントや自治体関係者のCWISに関する理解の深化に取り組んだ。衛生改善のニーズが高い

アフリカ諸国において、汚水汚泥処理に関する情報収集・確認調査を実施し、CWISアプローチの適用可能性を含む機構の協力方針を検討した。

- **ゴール11（持続可能な都市および人間居住）**：スーダンをはじめとするアフリカの複数国で無償資金協力による機材整備と技術協力による計画策定・実施能力強化を通じ、持続的な廃棄物管理体制の構築を支援した。先述の廃棄物分野の技術協力に加え、SATREPSでの協力により、ベトナムでは建設廃材のリサイクルに関する研究、南アフリカではセメント産業や建設廃棄物を対象としたカーボンリサイクル技術に関する研究に取り組んだ。
- **ゴール12（持続可能な生産消費形態）**：ベトナムではアドバイザーを派遣し、観光名所であるクアンニン省ハロン湾で、環境保全を行いながら経済成長を実現するグリーン成長についての取組（環境への影響を抑制する廃棄物や汚水の発生抑制や省エネへの取組計画策定）を実施した。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍による開発途上国の各国政府予算の削減、ロックダウン等による活動範囲の制約、行政サービスを継続するためのカウンターパートの業務負担増等が重なり、2020年来、国レベルの活動に注力せざるを得ない状況が続いた。その結果、国・地域横断での知見の共有や成果の拡大につながりにくい状況であった。共通する課題解決に向けた取組について、カウンターパート自身による発信と知見共有を後押しするべくオンラインツールやデジタル技術の活用を強化する。また、民間企業、大学、研究機関など多様なパートナーの関与を促進し、外部資金動員も含めた効果的なスケールアップ手法を引き続き模索する。

#### No.4-5 食料安全保障

CARDフェーズ2の下、20か国39件の事業を実施した。国産米競争力、技術協力と無償資金協力連携、民間企業と連携するイノベーションセンター設立等の各種調査を実施した。ブルーエコノミー推進では島しょ国の海洋生態系・水産資源保全と経済的便益増大の両立や内水面養殖によるアフリカの水産自給率向上に資する案件を形成した。畜産バリューチェーン構築・強化による畜産物付加価値及び農家の生計向上、家畜衛生分野での事業の強化・形成を行った。気候変動対応のため、水の効率的利用、耐性品種研究、農業保険推進を行った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	普及員：833人 <sup>66</sup> 農家：2万人	普及員：1,523人 農家：23,169人	普及員：1,735人 農家：42,803人	普及員：2,983人 農家：51,625人	普及員：2,006人 農家：42,800人	普及員：747人 農家：45,746人

### (1) コロナ禍における緊急支援と着実な協力の展開

- コロナ禍により遠隔での協力を推進し、オンラインツールやSNS、デジタルデータ収集アプリ、GISや衛星写真等のデジタル技術を用いた様々な試みを行った。この中で特に有効性、効率性の高

<sup>66</sup> TICAD VIの目標値：普及員2,500人、農家6万人（2016-2018）

いものを体系的に整理して「Withコロナ時代の優良活動事例」として取りまとめ、農業分野の専門家、プロジェクトに幅広く共有した。また、東南アジア地域の新型コロナによるフード・バリューチェーン（FVC）への影響を調査し、課題解決に向けたパイロット事業の結果を踏まえ域内各国で政策提言を行った。

- 農業分野では、新型コロナによるサプライチェーンの停滞が上流の農業投入材（優良種子、肥料等）から下流の小売・消費にまで影響を及ぼしたことから、関連情報を収集し、今後の教訓としての考察をまとめたレポート「COVID-19蔓延による2020年の農産物・食料品の生産、貿易への影響」を作成した。本レポートは外部にも幅広く共有した。

## (2) CARDを通じたアフリカ稲作開発、及び気候変動に対する強じん性強化の貢献

- CARDフェーズ2の枠組みの下、国家稲作開発戦略の具体化に向け、20か国39件の事業を実施した。CARD総会及び運営委員会をオンラインで実施し、CARDフェーズ2で掲げているRICEアプローチに係る指標の設定や地域共同体（RECs：Regional Economic Communities）単位での稲作振興等について協議し、合意した。この合意を受け、対象海外拠点で同指標のベースライン調査の準備に着手した。
- CARDフェーズ2では、RICEアプローチのうち「Industrialization（産業化）」や「Competitiveness（競争力強化）」に関連し、バリューチェーン開発が特に重要との認識の下、今後の協力に向けて国産米の競争力やアフリカの主要国におけるコメのバリューチェーンの情報収集を開始した。
- RECs単位での稲作振興に関し、東アフリカ共同体（EAC：East African Community）における地域稲作開発戦略策定に係る東アフリカ稲作会合（EARC）を共催した。分科会では、EARCの成果を国連食料システムサミットに組み込むことを目的として、地域単位での稲作振興の重要性について活発な議論がなされた。また、西アフリカ諸国経済共同体のRice Observatory Boardに機構がメンバーとして参加することとなり、議論を開始した。
- CARDフェーズ1（2008～2018年）期間に個々の技術協力プロジェクトが手がけた有用な稲作技術（政策・戦略面へのアプローチを含む）を体系的に取りまとめた技術マニュアル「JICAアフリカ稲作技術マニュアルーCARD10年の実践ー」を作成した。本マニュアルは、4か国語（日本語、英語、フランス語、ポルトガル語）で作成し、他ドナーによるCARD案件の推進を目指しつつ、機構及びCARD事務局のウェブサイトで公開した。
- 機構緒方研究所でCARDに関する研究を実施し、その成果をポリシーノートとしてまとめた。また、2022年のTICAD8に向けて、研究成果を基に政策提言をまとめる作業を開始した。
- 今後の一層のCARD推進に向け、ネットワークの強化及び知見の共有を図るため、機構と稲作専門家との意見交換会を定期的実施することに加え、機構のCARDウェブサイトの内容の更新、CARD事務局のウェブサイトの大幅な改訂に取り組んだ。

## (3) 水産資源の持続的な利用の推進

- ブルーエコノミーの推進に向けて、水産の開発可能性が高い島しょ国であるモーリシャス、東ティモール、パラオ、モルディブにおいて、海洋生態系及び水産資源の保全と経済的便益の増大の両立に資する事業を新たに形成した。また、FAOとの共催セミナー「水産セクターにおける小島嶼国支援に貢献する日本の経験と知恵」を開催し、130名以上の参加者にブルーエコノミーに関する機構事業を紹介するとともに、本分野の協力における日本の知見の有用性について発信した。

- 内水面養殖については、コートジボワール、カメルーンで養殖生産者の増加に貢献する事業を新たに形成した。ギニアでは、「氾濫原粗放養殖ガイドブック」を作成し、ワークショップで広く共有したほか、中長期の養殖普及計画を策定した。また、中西部ギニア湾漁業委員会の地域養殖ワーキンググループの活動に対し、地域の養殖振興の域内協力・域内対話への協力を行った。

#### (4) 畜産振興による中小規模農家の生計向上と経済的発展

- 畜産分野のバリューチェーン構築・強化に向けて、キルギスでは酪農分野の生産から流通に関し、中核農家を中心とした適正技術の確立、農民間研修を通じた技術の普及、酪農協議会の設立に係る協力を行い、生乳の質の改善と付加価値化に貢献した。
- コロンビアではコロンビア牛肉の新たなバリューチェーン構築と輸出機会の増大による中小規模農家の生計向上に資する事業、ボリビアでは食肉製品輸出に係る検査及び認証体制強化のための事業、パキスタンでは、シンド州での畜産分野の協力成果を発展させるための地域固有種の育種に係る事業を形成した。
- ザンビアでは、人獣共通感染症と家畜衛生分野で、資金協力で導入する機材の効果的な利用に係る協力により機材導入の準備が整った。パレスチナでは、地域獣医事務所強化のための事業の形成に取り組んだ。

#### (5) 気候変動に対する強じん性

- 気候変動に伴い降雨パターンが変化する中で、安定した作物生産を可能とする灌漑・水管理の観点から、気候変動への適応能力の向上を目指し、ウガンダやスーダンで技術協力プロジェクトを開始した。
- スーダンではSATREPS事業において高温・乾燥地域でのコムギ増産に取り組んだ。高温・乾燥耐性系統の絞り込みや気象条件と収量の関係性の解析を進め、国際科学ジャーナルへの投稿等、現在までに14本の論文が発表された。また、研究成果の社会実装に向け、農家、仲買人、食品加工業者、研究者、政府職員等が協働して問題分析、解決方策の検討を行うイノベーション・プラットフォームが3地区で設立され、活動が開始された。パンフレットや啓発ビデオ（5本）、ウェブサイトの整備・情報発信等により、メディアからの注目も高まった。さらに、同国のコムギの国内生産及び供給の強化に向けて、コムギ生産業者（民間業者）との協力関係の構築を促進した。
- 気候変動による不作のリスク軽減に資する農業保険に関し、エチオピアで、干ばつ・少雨に対応できる「植生インデックス保険」の保険販売と営農技術指導をレジリエンス強化パッケージとして組み合わせ、普及員及び貯蓄・信用組合や小規模金融組織の職員に対し、保険販売や普及に係る能力強化研修を実施した。その後、地域住民向けに農業保険に関する研修を実施した。保険の販売地域の拡大及び農家の保険商品への信用や認知度の高まりにより、研修参加者における保険購入者は前年の約1,100人（保険購入率約15%）を上回る約2,400人（保険購入率約25%）に増加した。また、病害虫などのリスクにも対応できる「収量インデックス保険」の開発に取り組んだ。
- インドネシアの「農業保険実施能力向上プロジェクト」では、農業保険政策の立案に向けた協力や既存の実損補てん型農業保険制度に関する普及研修のオンライン化を進めるとともに、より効率的かつ迅速な損害査定が可能となる新たな制度（収量インデックス型農業保険）を西ジャワ州で試行することとし、収量データの収集・分析、保険商品の設計、普及員向け研修等を実施した。

## (6) SDGs達成に向けた貢献

- **CARD**：フェーズ2の枠組みの下、20か国39案件の事業を実施した。アフリカの地域共同体の巻き込み、民間企業との連携によるAFICAT設立に向けた調査の実施等、様々な取組により稲作振興を通じた食料安全保障の強化を進めた。人材育成についてはAFICATの機能の一つに位置づけるとともに、フェーズ1の知見を基に「JICAアフリカ稲作技術マニュアル」を4か国語で作成、ウェブサイトで公開する等の取組を行った。これらは、特に脆弱層の割合が世界で最も高いサブサハラ・アフリカにおけるSDGsのゴール1、2に大きく貢献するものである。
- **水産**：水産の開発可能性が高い島しょ国で、海洋生態系及び水産資源の保全と経済的便益の増大の両立に資する事業を形成・実施した。これは、SDGsのゴール14のターゲット14.7「2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島しょ開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる」に直接貢献する。また、アフリカ諸国で実施している養殖生産者の増加に貢献する事業と併せてSDGsゴール2に大きく貢献するものである。
- **畜産**：人獣共通感染症と家畜衛生の対策強化に資する事業を行った。多くの開発途上地域の農民にとって畜産物は重要な資産・栄養源であり、バリューチェーン構築の大きな阻害要因である人獣共通感染症と家畜衛生の対策強化は、SDGsゴール2に大きく貢献するものである。
- **気候変動に対する強じん性**：適応策として、①特に降雨パターンが不安定な東部アフリカで安定した農業生産を実現するための灌がい・水管理案件の実施、②高温・乾燥に耐性のあるコムギ品種の研究・開発とその社会実装、③農業保険の強化・利用促進による農家の生活安定化を目指した普及員、貯蓄信用組合の能力向上研修（エチオピア）及び損害査定迅速化に不可欠なデータの収集・分析とそれに基づく保険商品の設計（インドネシア）を行った。これらは、SDGsのゴール13に加え、ゴール1及びゴール2に大きく貢献するものである。

## (7) 事業上の課題及び対応方針

- **CARD**：食料安全保障に加え、小規模農家の生計向上に資するためには国産米の競争力強化のための稲作バリューチェーンの更なる強化が課題である。この課題に対応するため、種子生産から収穫後処理まで、小規模農家の資金力を考慮した研修等による農家・普及員等の技術力向上、現地の自然条件や社会条件に応じた機材・施設の選定・投入を進める。
- **水産**：小島しょ開発途上国は、地理的制約が大きく、産業基盤となる資源に限られるという課題がある。その中で海洋資源は数少ない開発オプションであり、中でも水産資源は、小島しょ国にとって貴重な輸出産品の一つであるだけでなく、離島部を含む地方では生計手段の確保及び食料調達の基盤を成している。よって、この課題に対応するため、水産の開発可能性が高い島しょ国において、海洋生態系及び水産資源の保全と経済的便益の増大の両立に資する事業を引き続き実施する。
- **畜産**：近年、経済成長と人口増加に伴い、畜産物とその加工品の需要が増加傾向にあるが、畜産物の需要増大に伴う生産の拡大は、家畜疾病の増加につながるリスクを生んでいる。また、国際貿易の拡大と多様化、人や動物及び畜産物の移動の迅速化により、動物に由来する新興・再興の感染症の発生・伝播のリスクが高まっているが、開発途上国では予防、診断、治療サービス体制が十分でなく、こうした感染症を国内及び国を越えて拡大、伝播させてしまうことが課題である。この課題に対応するため、人獣共通感染症と家畜衛生の対策強化に資する事業を引き続き実施す

る。

- **気候変動に対する強じん性**：異常気象（干ばつ、洪水）による農業及び農村部の生活への影響が深刻であり、適応策、緩和策の具体的な取組の設定が課題である。この課題に対応するために、現在進めている適応策に加え、緩和策（温室効果ガスの発生抑制など）及び緩和策と農業を両立するための基礎データ収集とそのデータに基づく効果的な手法の確立を、国内外のパートナーと協働で進める。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続きそれぞれの地球規模課題分野における実効的な取組を進め、持続可能で強じんな国際社会の構築の推進に寄与することを期待する。特に、気候変動分野については、政府として2021年から5年間で官民合わせて6.5兆円の支援を実施し、そのうち適応分野の支援を強化することを打ち出しており、世界の脱炭素移行の達成に向け主導的な役割を果たすための取組に努められたい。また、2021年12月の東京栄養サミットの開催に関連し、食料安全保障の観点も踏まえつつ、世界的な栄養改善に貢献する取組を期待する。

### (2) 対応

機構は2030年に向けて目標値を設定した「JICAグローバル・アジェンダ」を策定し、パリ協定の実施促進、開発課題の対応と気候変動対策の両方を目指すコベネフィット型気候変動対策の推進により、気候資金への貢献、適応策を強化することを明記している。同目標の達成に向けて機構内での気候変動主流化を促進するとともに、バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（1号線）」による運輸分野の低炭素化、ベトナムの「カントー大学強化事業」、「カントー大学強化附帯プロジェクト」を通じた気候変動をテーマとしたコースの設立、「パリ協定下の『国が決定する貢献』前進に向けた能力強化研修」による人材育成などを行った。適応分野の支援としては、東部アフリカでの灌漑や水管理の改善、高温・乾燥地帯での小麦増産、エチオピア・インドネシアでの農業保険等を支援した。

また、東京栄養サミット2021では、「JICA栄養宣言」により機構の栄養改善に係る取組についてのコミットメントを発表し、世銀、UNICEF、FAO等からの賛同を得た。具体的な事業としては、ぜい弱層を対象に、食料安全保障の実現に不可欠である。栄養価の高い食料に物理的、社会的、かつ経済的に常時アクセスできる状況を実現するため、マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」、ナイジェリアの「栄養改善能力時向上プロジェクト」等栄養改善に関する協力を実施した。



No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、TICAD7横浜宣言2019、アジア健康構想、対ASEAN海外投融資イニシアティブ、PALM8、PALM9の公約、対中南米外交・三つの指導理念(juntos)、日・中南米連結性強化構想
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000人/ 年 <sup>67</sup>	14,400 人	21,933 人	19,850 人	21,109 人	24,517 人	28,891 人
アフリカにおける育成人材数	600万人 <sup>68</sup> (2017-2018)	350万 人	422万 人	476万 人	—	—	—
②主要なインプット情報 (予算額 <sup>69</sup> /支出額 (百万円))			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,774	27,620/ 21,066	26,079/ 30,247 <sup>70</sup>
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 9,705	12,327/ 9,489	11,624/ 14,637 <sup>71</sup>
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,691	4,484/ 3,895	4,311/ 6,257 <sup>72</sup>
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,242	11,249/ 6,602	8,826/ 18,204 <sup>73</sup>
アフリカ			35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,948	32,705/ 26,025	32,874/ 45,630 <sup>74</sup>
中東・欧州			8,290/ 9,094	11,810/ 9,711	8,071/ 7,165	6,714/ 4,857	6,871/ 8,488 <sup>75</sup>
全世界・その他			10,273/ 11,264	8,833/ 8,727	14,924/ 9,364	16,398/ 9,071	16,167/ 10,905 <sup>76</sup>

<sup>67</sup> 2015年日・ASEAN首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約90%として想定して設定する。日・ASEAN首脳会議の目標値：2015～2017年に年間1.3万人強

<sup>68</sup> 日本政府公約であるTICAD VIの達成目標を基に、機構貢献分を90%として想定して設定する。TICAD VIで発表した日本としての取組（公約）：2016～2018年に1,000万人

<sup>69</sup> 2017年度計画に参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

<sup>70</sup> 暫定値

<sup>71</sup> 暫定値

<sup>72</sup> 暫定値

<sup>73</sup> 暫定値

<sup>74</sup> 暫定値

<sup>75</sup> 暫定値

<sup>76</sup> 暫定値

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：1. (5)

### 年度計画

#### 1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、FOIPへの貢献にも留意する。

#### ア 東南アジア・大洋州地域

- FOIP及び「インド太平洋に関するASEAN・アウトロック協力についての第23回日アセアン首脳会議共同首脳声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEANと大洋州地域の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響の緩和や対策、経済回復に向けた支援に取り組む。
- 域内共通の重点領域として、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、防災や災害復旧・復興、脱炭素化、将来のリーダー層や行政官の育成・人的交流、保健医療システム強化等を支援する。
- ASEANについては、上記に加え、一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊に係る連結性強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応、ASEAN共同体との技術協力協定に基づく技術協力の推進等にも取り組む。
- ミャンマー情勢を踏まえ、関係者の安全確保及び同国との中長期的な信頼関係の維持に留意した対応に取り組む。
- 大洋州地域については、上記に加え、第9回太平洋・島サミット（PALM9）で打ち出される方向性を踏まえ、島嶼国側の関心の高い漁業資源管理、海洋プラスチック等の環境問題、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援に取り組む。

#### イ 南アジア地域

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けてマクロ経済の悪化及び貧困層への影響等が懸念されており、貧困層が多く自然災害に脆弱な地域特性も踏まえ、コロナ禍による社会経済への影響からの回復、さらには強じんな社会構築への協力を行う。具体的には、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を念頭においた保健システムの強化を含む地球規模課題への対応や基礎生活分野の改善、G20及び日本政府が推進する質の高いインフラ協力を踏まえたインフラ整備や投資環境整備を含む産業競争力強化等の経済強じん性強化、域内及び他地域との連結性強化、平和と安定及び安全の確保を重点領域とする。これら協力を通じてFOIPの実現への貢献にも努める。
- 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく各種インフラ開発、保健医療、連結性強化、農業・上水道を含む社会開発、及び民間連携強化等を推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業の実施に加え、その他の域内各国向けの経済・社会インフラ開発支援等も行う。
- 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンス及び社会開発強化に係る支援も行う。特に、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュにおける中核都市向け行政能力強化支援や、パキスタンでのヒューマンキャピタル形成に資する支援を行う。
- また、SDGsグローバルリーダー・コース等各種留学生プログラムやアフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」、モルディブからの初受入れを始めとする南アジア6か国での人材育成奨学計画（JDS：Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）等を通

じた人材育成及びネットワーキングを継続・強化する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成（特に、若手行政官や技術分野の幹部人材、高度産業人材等）を重点領域として支援を継続する。
- 特に、モンゴルでは、経済安定化とガバナンス強化、保健医療システム強化等に向けた取組を継続するとともに、持続的な経済成長に資する産業の多角化を図るため、農牧業マスタープランの策定や観光分野の開発等を支援する。また、深刻化するウランバートル市の渋滞や都市環境問題の改善を図るためのインフラ整備や再生可能エネルギー活用の基盤整備に向けた調査を行う。
- 中央アジア・コーカサスでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保健システムの強化、域内及び他地域との連結性強化、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、発電所、農業金融等の円借款事業の着実な実施を継続するとともに、電力、農業、ビジネス振興、保健医療等で無償資金協力や技術協力の事業の形成を進める。
- 中国については、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換を行うとともに、ODA終了後を見据え、これまでの協力のアセットを活用した活動可能性を検討する。

エ 中南米・カリブ地域

- ウィズコロナ、ポストコロナ下での新たな事業体系を形成しつつ、日本政府が掲げる「対中南米外交・3つの指導理念（juntos）」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済的連結性強化）、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域とし、かつ横断的視点としてDXやイノベーションを取り入れた協力をを行う。
- 具体的には、米州開発銀行や世銀、中米統合機構（SICA：Sistema de la Integración Centroamericana）等の域内開発パートナーとの既存の連携枠組みをいかした事業展開及び新たな枠組みの検討、「日・中南米共創」に向けた民間企業との協働エコシステムづくり等、新規性のある事業や新たなパートナーとの連携の推進、JICAチェアや留学生事業を活用した中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。また、日系社会との連携に関し、日系団体を通じてウィズコロナ、ポストコロナ対策を進めるとともに、民間企業、自治体、研究機関等との協力、海外移住資料館と国内及び中南米の資料館とのネットワーキングにより、国内外での取組を一層強化する。さらに、これまでの協力のアセットを活用し効果・効率性の高い事業実施を促進する。

オ アフリカ地域

- 2021年度はTICAD7公約期間（2019～2021）の最終年度に当たるため、引き続き「TICAD7における日本の取組」の「経済」、「社会」、「平和と安定」の3本柱の達成に向けた取組を進める。
- 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす社会経済的なインパクトを踏まえ、アフリカにおける強じんなウィズコロナ、ポストコロナ社会の構築に向けて、「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づく包括的な保健医療分野での取組のほか、社会経済面での支援に取り組む。
- また、TICAD8に向けた準備を通じ中長期的な支援の方向性を具体化する。具体的には、TICAD8に向けた機構貢献策（案）の検討、政府・国内外の民間企業・国際機関・二国間ドナー・大学等の幅広いパートナーとの対話、連携、広報活動の準備等を行う。
- DXやSTI（Science, Technology and Innovation）の活用・推進、地域経済統合に向けた基盤整備、雇用・ディーセントワークの創出・促進、平和と安定・安全の確保等のアフリカ域内の共通課題に対応する事業の実施、「ポストコロナ時代のアフリカ開発」に関する研究及びアフリカ開発の課題と取組に係る国内外への発信に取り組む。

カ 中東・欧州地域

- 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。
- 特に、日本の技術・知見を活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援に取り組む。また、シリア難民については、2021年度までに最大100名を目指した留学生受入れを引き続き実施する。さらに、新型コロナウイルス感染症対策に係る開発政策借款等の支援を引き続き実施する。加えて、留学生・研修員受入れや技術協力等の実施により、エジプトでの日本式教育の普及・定着を引き続き推進する。
- TICAD7の公約に基づき、民間企業の北アフリカ進出支援を行うとともに、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき、各種支援を実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- 我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力量針に沿った案件形成・実施状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大きく上回る成果を上げたことに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、重要かつ難易度の高い目標の達成等）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、①全地域での新型コロナ対応としての緊急財政支援（「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」）やICU関連を含む資機材の供与等を通じた各国の喫緊のニーズへの対応、②開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携した「日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」の展開（46か国）による知日派リーダーの育成、③東南アジア地域での陸海連結性強化、海洋インフラ整備、海上法執行能力の強化を通じたFOIP実現の推進、④大洋州地域での「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」での日本の支援方針を踏まえた協力の展開及びトンガでの噴火津波被害に対する自衛隊と連携した迅速な支援の実施、⑤南アジア地域でのインドからバングラデシュに連なる回廊の連結性の強化等の新規円借款供与や対アフガニスタン人道支援、⑥東・中央アジア及びコーカサス地域での戦後日本の発展モデルに係るモンゴル国会議員向けの連続講座実施、⑦中南米地域での米州開発銀行等との協調融資や本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA」の開始、⑧アフリカ地域でのTICAD8に向けた機構の取組方針の取りまとめや、開発途上国の社会課題解決のための起業家支援「Next Innovation with Japan」（NINJA）の展開、⑨中東・欧州地域での軍事侵攻の影響で経済危機に直面しているウクライナに対し国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後迅速に案件形成を行い、日本政府による緊急円借款の事前通報実現やウクライナから避難民が多く流入しているモルドバへの迅速な調査団派遣によるニーズ把握等、特筆すべき成果を上げた。

全地域

- ◎ **新型コロナ対応としての緊急財政支援の供与【②】**：コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結。
- ◎ 「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づく保健医療分野の取組、新型コロナに対応する緊急資

**機材・技術的支援、資金協力の実施【①、②】**：新型コロナウイルス感染の予防、警戒（研究）、治療の各側面から事業を推進し、緩和・収束に貢献。インドやインドネシアへの酸素濃縮器、ベトナムへのECMOの供与等の医療逼迫への緊急的な協力の実施。ICU支援ニーズを踏まえたICUに係る必要な医療資機材・施設整備支援と、デジタル技術を駆使した日本国内の集中治療専門医による現地医師や看護師等へのオンライン研修・助言・指導。各国での「ラスト・ワン・マイル支援」に貢献するコールドチェーン整備に必要な機材の提供。国立公衆衛生研究所建設や国境での感染症対策強化のため公衆衛生基礎施設整備、アフリカ輸出入銀行向け海外投融資「アフリカ地域COVID-19対応支援事業」等。

- ◎ 「日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」の展開【②】：開発途上地域のトップクラスの大学等と連携して2020年度に開始した「JICAチェア」を新たに21か国に展開し、46か国で実施。日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献。グアテマラ等では大学の単位認定。

#### ア 東南アジア・大洋州地域

- ◎ 「日ASEAN連結性イニシアティブ」に基づく陸・海・空の連結性強化の推進【①②】：日本政府が打ち出した「日ASEAN連結性イニシアティブ」に基づき、各国でハード・ソフト両面から連結性強化の協力を実施。メコン地域の産業大動脈として機能することが期待される道路の開通や各国内の交通網の整備、港湾ターミナル整備、交通安全対策強化のための技術支援、税関能力強化の支援等を実施。
- ◎ 「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」への貢献【①②】：2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022年）で8万人規模の産業人材育成）に対し、2021年度末で11万5,646人（うち2021年度は2万8,891人）の産業人材を育成。
- ASEANの中心性と一体性（統合の深化）を高める協力の実施。ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等に係る取組を促進。
- 「第8回太平洋・島サミット（PALM8）」の公約を踏まえた事業の着実な実施と「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」の支援方針・具体的な行動計画を踏まえた①新型コロナウイルスへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強じんな経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の各分野への案件形成・実施。
- 特にPALM8の公約（3年間で日本全体で5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構はその3分の2以上を占める総計3,358人の人材育成及び437人の人材交流を実施。

#### イ 南アジア地域

- ◎ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた新規円借款供与【①、②、③】：「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づき約3,123億円、「日・バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき過去2番目の額となる約3,106億円の新規円借款の供与を実現。ネパールに6年ぶり新規円借款を供与。インド及びバングラデシュ向けの円借款案件を通じたインド東西回廊の終着点シルチャーからバングラデシュに連なる回廊の連結性の強化に貢献。バングラデシュでは、都市高速鉄道（MRT）6号線が試運転を開始。インフラ整備に合わせてソフト面の支援を適時に実施し、都市交通の渋滞緩和、利便性向上等の開発効果の最大化を図り、世界一人口密度が高いダッカの公共交通網の整備及び公共交通機関に基盤を置いた都市開発を主導。
- ◎ 外国人材受入拡充・共生社会構築【⑤】：バングラデシュ「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で実施した人材育成プログラム（B-JET Program）の修了

生の多くが日本のICT企業に就職・勤務している実績を受けて宮崎市のICT企業誘致（2社）につながるなど、地方創生にも貢献。また、パキスタンでもICT分野のオンラインセミナーやマッチングイベントを実施し、日本のICT企業が求める人材像等の紹介、マッチング支援等を行った。

- ◎ **アフガニスタン支援【③】**：2021年8月15日以降の情勢下、日本政府方針を踏まえ、WHO、UNICEF、FAO及びUNDPと計8件の国際機関連携方式による無償資金協力案件を継続し、困難に直面するアフガニスタンの人々の生活改善支援、教育機会の確保、感染症予防等に貢献。ペシャワール会の故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑のガイドラインを作成し、現地に根ざした手法による灌漑整備の他地域への展開を促進。「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」では、60名の来日を支援・実現。将来的な各分野の開発を牽引する中核人材育成を実施。

#### ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ◎ **産業の多角化【②】**：ウズベキスタンで日本での外国人材の受入促進を兼ねた産業人材育成に係る情報収集調査を通じて、初めて対外移民庁、送出機関、人材育成機関、日本側受入企業等などといった関係者の把握とネットワーキングを実施。日本の労働力不足の解消とウズベキスタンの産業人材育成を同時に達成するために必要な課題及びアクションプランを整理。
- モンゴルでは、国会議長自ら戦後日本の発展モデルについて学びたいと要請があり国会議員向けの連続講座を計4回実施。各回100～280名（国会議員、国家公務員、研究者等を含む）が参加。
- モンゴルでは児童の食・栄養改善を目指した学校給食導入支援プロジェクトを開始。栄養バランスの取れた学校給食の導入は初の取組であり、2021年東京栄養サミットでモンゴル教育・科学大臣が日本及び機構の事業へ高い期待を表明。

#### エ 中南米・カリブ地域

- ◎ **中米北部3か国からの移民発生の根本原因解決への貢献【②】**：中米北部3か国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス）からの移民発生の根本原因解決に向けた連携に係る合意（2021年4月の日米首脳会談）を受け、外務省、機構及びUSAIDで、①貧困削減（含む雇用促進）、②治安、③防災・気候変動対策への協力推進に合意。機構とUSAIDで協働での案件形成・実施の検討を確認。米国有数のシンクタンクである戦略国際問題研究所（CSIS）と、中南米地域に対する初の共同調査を防災と高齢化対策をテーマに実施。CSISの有する日米関係機関（USAID、IDB、ADB、Pan American Health Organization（PAHO）、国際NPO等）のハイレベル有識者との幅広いネットワークを有効活用し、中南米の開発課題への対応・検討を行うとともに、日本の経験・取組について効果的に共有・発信する枠組みを構築。
- ◎ **国際機関との連携を通じた地域協力【②】**：米州開発銀行（IDB）との協調枠組「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力」により、エネルギーや水衛生、運輸交通分野で全体の目標総額30億ドルの枠に対して約20億ドルの実績を積上。IDBグループのイノベーション・ラボ（IDBLab）と連携し、中南米・カリブ地域のSDGsに資する革新的なアイデアを有する本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA」を開始。
- ◎ **民間企業や自治体等との連携強化【⑤】**：中南米日系社会との連携強化のために連携パートナーを発掘。経済交流の活性化を目指す「OKINAWA TO 沖縄プロジェクト」としてセミナーを開催し約270名が参加。日本企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことを期待。

#### オ アフリカ地域

- ◎ **TICAD8に向けた取組への貢献【①】**：組織横断的な実施体制を形成し、機構の取組方針「強靱なポスト/ウィズコロナ社会構築に係る対アフリカJICA協力の方向性」を取りまとめて各重点分野の貢献

策を具体化。外務省による日本の貢献策案の検討に貢献。国連開発計画（UNDP）とオンラインイベント（Afri-Converse）を隔月で開催（毎回200～300人が参加、計5回）、AUDA-NEPADと連携分野拡充を合意する等、連携促進。アフリカでの機構の協力の付加価値について国際社会、アフリカ各国及びその市民層向けに戦略的広報を推進。

- ◎ **イノベーションと投資の促進【②】**：開発途上国の社会課題解決に挑戦する起業家に対して多面的な支援を行う「Next Innovation with Japan」（NINJA）を展開。アクセラレータープログラムの提供等、各国のスタートアップ育成のためのエコシステム構築を支援。基礎情報収集調査で、世界の民間企業や学術機関等が提案したアイデアをアフリカの社会課題解決に活用する実証実験を実施。これを踏まえ民間企業自身での事業継続や機構の技術協力でのプロダクトの継続活用を検討。民間企業のソリューションを機構が公募し既存の技術協力で活用するプラットフォームを構築。
- ◎ **ウガンダ国会での決議採択【④】**：ウガンダでの取組が評価され、12月にウガンダ国会で機構の協力を称える決議が採択。同国国会で特定の国際協力機関による協力を称える決議は史上初。緊急支援から開発協力まで切れ目ない支援、優れた日本の技術、持続的な発展のための援助、人材育成や人間の安全保障を重視した支援である点などを評価。

#### カ 中東・欧州地域

- ◎ **戦時下における緊急人道支援～復興・開発支援の検討**：ロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、世銀との協調による1億ドルの緊急経済復興開発政策借款を事前通報まで準備。緊急人道支援・保健医療分野ニーズ調査をモルドバで実施したほか、停戦後即時の復興・開発支援に向けて、衛星画像等を活用した被害状況調査を準備。モルドバ向け開発政策借款、ウクライナ及びモルドバ向け中核人材育成のための案件形成（JDS、長期研修）等を検討。
- ◎ **産業振興・投資促進**：パレスチナ・西バルカン等で、経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進を目指した協力を積極的に推進。西バルカンでは、過去の支援による中小企業支援体制構築の成果を、域内に普及・展開。関連するドナーも含めた成果共有セミナー等を開催し中小企業支援分野における連携可能性を追求することで、域内協力促進に寄与。
- **地域の安定化と人間の安全保障の確保のために、難民支援、戦争からの復興・開発推進、質の高い成長のためのエネルギー分野、インフラ分野などの取組を実施。**

## 4. 業務実績

関連指標		基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128件/年 <sup>77</sup>	135件	135件	139件	139件	137件
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- <sup>78</sup>	9,891億円	1兆1,358億円	1兆1956億円	8,598億円	—
各地域の本邦研修実績数 <sup>79</sup>	東南アジア・大洋州	-	4,643人	3,641人	3,570人	1,462人	1,437人
	南アジア	-	1,710人	1,338人	1,487人	594人	629人
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018人	782人	785人	296人	504人

<sup>77</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512件

<sup>78</sup> アジア向けインフラ支援として2016～2020年に4兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100億ドル）のうち、機構貢献分（335億ドル（約1.2兆円））。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。）

<sup>79</sup> 実績にはオンライン研修で行われた本邦研修も含まれる。

	中南米・カリブ	-	1,516人	1,133人	1,205人	585人	910人
	アフリカ	-	3,488人	2,565人	2,430人	1,436人	2,112人
	中東・欧州	-	1,255人	865人	995人	375人	575人
	合計	24,000人 <sup>80</sup>	13,630人	10,324人	10,472人	4,748人	6,167人

## No.5-1 東南アジア・大洋州

### (1) 東南アジア

東南アジア地域は高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題が存在し、インフラ開発に対する膨大なニーズがある。こうした状況及び主要な外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、ASEANの中心性と一体性（統合の深化）を高める協力を主眼を置き事業を実施した。具体的には、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援した。さらに、新型コロナウイルス対応として保健医療分野を中心とした「JICA世界保健医療イニシアティブ」の推進に取り組んだ。

#### ① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- 「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」：2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022年）で8万人規模の産業人材育成）に関し、機構は2021年度末で11万5,646人（うち2021年度は2万8,237人）の産業人材育成を実施した。

#### ② 重点領域への支援

##### ア) ASEANの経済統合の推進

- 2019年に締結された日ASEAN技術協力協定の下、2019年のASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック（AOIP）」の推進に資する研修事業として、「ASEAN感染症対策センターにおける公衆衛生危機管理」、「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」等7件を実施した。ASEAN地域の共通課題に対する各国の対応能力向上を支援するとともに、自由で開かれたインド太平洋を維持・拡大する観点からASEAN各国の結束と連帯の強化に貢献した。
- インドネシアでは、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本事業では最高裁判所及び法務人権省法規総局の関係者に対し、知的財産権保護を含むビジネス関連事件の判決の論理性向上や裁判手続きの改善及び法案起草能力・審査能力の向上を通じた法令間の整合性確保に向けた取組を実施している。
- マレーシアでは、マレーシア競争委員会に対して「競争法アドバイザー」を派遣し、企業結合審査導入の法改正に向けた対応や、リニエンシー制度の改善等を含む競争法執行能力の強化について助言するとともに、談合の防止など関連分野についての研修を実施した。また、同アドバイザーが日系企業に対して同国競争委員会の取組や制度についてのセミナーを実施し、本邦企業の同

<sup>80</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は1万1,595人。



国での活動を支援した。マレーシア税関に対して長期専門家「税関分析所アドバイザー」を派遣し、税額確定に必要な物品の成分や組成を調べるための分析所設立のための能力強化支援を実施した。コロナ禍での活動として日本の関税中央分析所の視察をオンラインで行った。

- カンボジアでは、2022年の地方選挙、2023年の国民議会選挙に向けて、「選挙管理委員会能力強化アドバイザー（主権者教育等）」（長期専門家）を派遣した。コミュニティや学生への出前授業等の実施を通じた選挙管理委員会の主権者教育能力向上を目指す。
- タイでは、メコン地域における人身取引に係る各国間のネットワーク強化を行うべく、「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを署名した。
- シンガポールでは、「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」（JSPP21：Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century）の枠組みの中で、CLMV諸国の関係者に知的財産権の保護に係るオンライン研修を実施した。
- ミャンマーでは、2021年2月のミャンマー政変後、日本政府とともに、ミャンマー情勢に関する意見交換の機会を設定し、対応を協議した。日本政府とも相談しつつ、ASEAN事務局及びAHAセンターとミャンマー向けの人道支援に関する意見交換を行い、具体的な緊急人道支援について協議した。第1フェーズの物資供与は、日本政府の緊急無償にて対応されたが、第二フェーズの能力強化への貢献可能性を引き続き協議した。
- ASEAN共同体では、「ASEAN災害保健医療管理に係るASEAN首脳宣言」の実施に向けた行動計画の円滑な実行に向けた支援である「ASEAN災害保健医療管理に係る地域能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。

## イ) 陸の連結性強化

- 2020年に日本政府が打ち出した「日ASEAN連結性イニシアティブ」に基づき、各国でハード・ソフト両面から陸・海・空の連結性強化の協力を実施した。
- ハード面では、カンボジアで、国道5号線の道路拡幅、バイパス整備等を実施する円借款「国道5号線改修事業」のうち、北区間（バタンバンーシソポン間）の供用が2021年10月に開始し、開通式典にはフン・セン首相も出席した。国道5号線は、アジア開発銀行（ADB）が主導する大メコン圏（GMS）開発プログラムの南部経済回廊中央に位置し、メコン地域の産業大動脈として機能することが期待されている。また、国道5号線上での交通安全対策を強化するため、「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」を2021年6月に開始した。
- ソフト面では、ラオス、カンボジア、ベトナムにて税関能力強化の支援を実施した。タイでは、税関職員の人材育成の拠点となる税関アカデミーの強化を行うべく、「税関人材育成能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。また、タイにおける競争法執行の実務を担う取引競争委員会事務局の能力強化を行うべく、競争法執行能力強化専門家の派遣を開始した。
- インドネシア（パティンバン港アクセス高速道路）、ベトナム（東西回廊を含むベトナム全土の運輸交通セクター開発計画、リエンチュウ港周辺の内陸輸送網）、カンボジア（国道5号線沿線地域の地方道路改良）で陸の連結性強化に資する案件形成を進めた。

## ウ) 海洋の連結性強化

- パティンバン港自動車ターミナルの本格運営開始：インドネシアでは、ジャカルタ首都圏東部パ

ティンバンに新港（コンテナターミナル、自動車ターミナル等）を建設する「パティンバン港開発事業」において、日本企業が運営に参画する自動車ターミナルの本格運営が開始された。

- 「離島における水産セクター開発計画」（無償資金協力）では、2021年10月にパプア州ビアク島で統合海洋水産センター（SKPT：漁港施設・市場等）の竣工式が実施され、インドネシア側からルフット海洋・投資担当調整大臣、トレンゴノ海洋水産大臣、ブディ運輸大臣らが出席した。
- カンボジアでは、「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」（円借款）について、協力準備調査を通じて実施機関との協議が進行し、フン・セン首相の承認を得て先方政府からの正式要請書が接到了。シハヌークビル港SEZの活性化を図るべく、保税制度等を活用した「自由港化構想」の検討を進め、カンボジア政府からコンセプトの承認を得て、パイロット事業としてイオンモール社によるSEZ進出決定（多機能物流センター事業の展開）に大きく寄与した。カンボジア政府の港湾開発の方針や関連規則の策定等を通じた港湾行政の強化のため、2022年3月に開発計画調査型技術協力「港湾行政能力強化プロジェクト」のR/Dに署名した。また、シハヌークビル港湾公社の能力強化のため、2022年1月に円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港経営・技術向上プロジェクトフェーズ3」のR/Dに署名した。
- シンガポールでは、JSP21の枠組みの中で、ASEAN、大洋州及び南アジア諸国の関係者に港湾管理に係るオンライン研修を実施した。

#### エ) 海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化

- マレーシアでは、海上法令執行に関する人材育成を目的に、2021年3月から新たな長期専門家「マレーシア海上法令執行庁海上保安アドバイザー」の派遣を開始した。また、海上犯罪取締及び救難・環境防災に関する課題別研修にカウンターパートを参加させ、能力強化を図った。上記長期専門家の支援により、日米豪海上保安機関合同ワークショップをマレーシアにおいて海洋状況把握、漁業取締り、税関取締りをテーマに計3回開催した。
- フィリピンでは、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ2）」（円借款）において、97m級巡視船の2隻の進水式を実施した。
- インドネシア及びマレーシアで、日本の海上保安庁によるオンライン研修が実施された。インドネシアでは、国際海洋法と法執行、東シナ海における海上保安庁の役割等の講義及び制圧術の実技指導が2日間にわたり行われ、各回とも約400名が参加した。マレーシアでは、海上犯罪取締り、現場検証等の講義及び実技指導を5日間にわたり実施し、約100名が参加した。2022年2月には海上保安庁による実技指導も含めた潜水・救難の国内研修を実施した。また、ベトナムでは、ベトナム海上警察に対して海上保安能力の向上を図るオンライン研修を実施した。
- ASEAN共同体関係者に対して、海洋法及び国際紛争の平和的解決における国際法の果たす役割を紹介し、各国による国際法の実践の能力の強化を目的としてオンライン研修を実施した。
- シンガポールでは、JSP21の枠組みの中で、ASEAN、大洋州、南アジア、アフリカ諸国の関係者に海上安全管理に係るオンライン研修を実施した。

#### オ) 成長の歪みを克服する質の高い成長

- **バンコク・都市鉄道レッドラインの開業**：タイでは、円借款「バンコク大量輸送網整備事業」で建設する都市鉄道レッドラインが8月2日にソフトオープンし、11月29日には正式開業及び商業運行が開始された。タイで2例目となる日本製の鉄道車両が採用されており、本鉄道の整備により、

自動車から公共交通へのモーダルシフトの加速化等が期待される。

- ▶ **ハノイ市環状3号線西区間の開通等インフラ整備の促進**：「ハノイ市環状3号線整備事業（マイジックタータンロン南間）」（円借款）では、首都ハノイ市の外環に沿う環状3号線の西区間の都市内高速道路が開通するとともに、地方の交通需要への対応及び安全性向上、物流ネットワークの効率化等に資する円借款「第2期国道・省道橋梁事業」では全98橋梁を整備・完工した。また、「第2期ホーチミン水環境改善事業（IV）」のL/Aを調印したほか、下水道政策アドバイザー（専門家）を派遣し、建設省の水環境管理政策・方針の把握や助言を行った。
- インドネシアでは、「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3」（有償勘定技術支援）のR/Dを署名した。本事業により、交通混雑の緩和が課題であるジャカルタ首都圏を対象に、公共交通指向型のまちづくりを進めるための能力強化を行う。
- マレーシアでは、環境に配慮した家庭用電気・電子製品（冷蔵庫、PC、携帯電話等）の収集・処理メカニズムを構築・導入する「E-Waste管理システム実施プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、プロジェクトの支援を受けてマレーシア政府が策定している家庭用電気・電子製品の処理に係る環境規制の公布が「マレーシア国第12次国家5カ年計画」に政府コミットメントとして明記された。
- ベトナムでは、増加する交通需要への対応を図り、ホーチミン都市圏の交通渋滞及び大気汚染の緩和、地域経済の発展を後押しするために円借款「ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタインースオイティエン間（1号線）」）を実施した。また、同事業の円借款コンサルタントと「ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト」で連携して、運転候補生の訓練を開始し、商業運転開始に向け人材育成を支援した。
- ベトナム国鉄（VNR）の訓練機関である鉄道学校（RC）を対象に、都市鉄道学科を新設したRCの体制づくりを支援する「鉄道訓練学校における都市鉄道研修能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを署名し、都市鉄道に係る一元的な人材養成拠点の整備を図り、都市鉄道の安全かつ安定的な運営支援にも取り組んだ。
- フィリピンでは、マニラ首都圏及び近郊における都市交通の連結性強化と交通渋滞の緩和を図り、マニラ首都圏の経済圏の拡大、投資環境の改善、大気汚染や気候変動の緩和を後押しするために円借款「マニラ地下鉄（第二期）」のL/Aに調印した。

#### カ) 気候変動対策と地球規模課題への対応

- 東ティモールでは、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）に基づき設立されたGCFとの機構初の連携案件「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力強化プロジェクト」を形成し、R/Dに署名した。また、2021年4月に発生した大規模な洪水によって被災した各種インフラを迅速に復旧させるため無償資金協力「洪水被災インフラ緊急復旧計画」（包括方式）を形成し、9月より現地調査を開始した。
- ベトナムでは、REDD+に関する5年半にわたる技術協力の成果の取りまとめとして、協力の主要テーマごとに、マニュアルやグッドプラクティス事例集を英語及びベトナム語で作成し、WEB等で公開した。また、REDD+成果支払い資金の獲得を目指し、機構は技術協力によりベトナム政府によるGCFの活用に向けた体制構築を支援した。さらに、同国の再生可能エネルギー活用を促進すべくクアンチ省陸上風力発電事業（海外投融资）を融資契約調印した。加えて、「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」（技術協

カプロジェクト)を開始した。

- カンボジアでは、首都の雨水排水改善に資する「第四次プノンペン洪水防御・排水改善事業」(無償資金協力)が完工した。また、無償資金協力による「洪水多発地域における緊急橋梁架け替え計画」も完工し、フン・セン首相が式典に参加した。
- ラオスでは、REDD+成果支払い資金の獲得を目指し、機構は技術協力によりラオス政府によるGCFの活用に向けた体制構築を支援した。「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」及びその後継案件において、ドイツ国際協力公社(GIZ)と協調プロジェクト実施に関する合意書を締結した。GIZが実施する緑の気候基金(GCF)事業と連携して実施することで、成果の効率的な広域展開を図った。
- タイでは、2021年11月、COP26のサイドイベントにおいて「バンコク都市気候変動マスタープラン実施能力強化プロジェクト」を代表し、バンコク首都圏庁及び機構専門家等が登壇、プロジェクト活動の紹介を行った。また、タイにおけるPM2.5予防・軽減に係る対策能力の向上を図るべく、技術協力「持続的なPM2.5予防・軽減のための待機管理プロジェクト」のR/Dに署名した。
- シンガポールでは、JSP21に基づき、ASEAN、大洋州及び南アジア諸国の関係者に、「グリーンエコノミー」及び「海洋法と気候変動」のオンライン研修を実施した。
- インドネシア(低(脱)炭素化に向けた電力セクター、再生可能エネルギーの導入)、マレーシア(途上国の低炭素・脱炭素成長のための透明性枠組み)、ラオス(エネルギートランジション/脱炭素化促進)で、気候変動対策と地球規模課題への対応に向けた調査を実施した。
- 適応策に関し、インドネシアでは、「防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト」(技術協力プロジェクト)のR/Dに署名した。本事業により洪水マスタープランの策定能力が強化されることによって、防災のための事前投資につながる治水事業の推進が期待される。また、早期警報システムの運用能力向上により、正確で迅速な警報が発令されることを目的として、「地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)のR/Dに署名した。
- マレーシアでは、国家災害管理庁とマレーシア日本国際工科院が国内5州の自然災害リスク管理・対応能力に関する調査を共同で実施し、報告書を2021年11月に公表した。国家災害管理庁との協力関係を深化させた結果、防災に係るマレーシア国首相スピーチにおいて、日本をはじめとする国際社会との連携を促進したい旨発言があり、日本の協力の重要性が広く認識された。
- マレーシアでは、2021年12月に起きた大規模水害に対し、研修員同窓会を通じて洪水被災地への物資供与を迅速に実施した。

#### キ) 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成

- インドネシア(国立インドネシア大学)、タイ(タマサート大学、チュラロンコン大学)、フィリピン(アテネオ・デ・マニラ大学)、ベトナム(ベトナム日本人材開発インスティテュート)、カンボジア(王立プノンペン大学)、ラオス(ラオス国立大学日本センター)で、それぞれ日本研究講座設立支援事業(JICAチェア)を実施した。
- マレーシアでは、東方政策2.0研修において、「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」等の行政官育成研修をマレーシア政府とのコストシェアによりオンラインで実施し、61名が参加した。日本式工学教育を取り入れ、高い生産性と競争性を有する人材育成を行うために設立されたマレーシア日本国際工科院では、2021年9月にマレーシア日本人商工会議所及び機構マレーシア事務所と共催でキャリアフェア2021が開催され、22社

の日本企業と就職を希望する学生・卒業生、約220名が参加した。機械・電子・電気・データベース・AI等の分野で13名の就職が決定した。

- 東ティモールでは、人材育成奨学計画（JDS）フェーズ2を開始した。東ティモール国立大学において、「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」（無償資金協力）で工学部の新校舎を建設するとともに、「東ティモール国立大学工学部運営能力向上プロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）を通して工学部教員の能力向上に取り組み、日本への留学も支援している。
- ベトナムでは、「戦略的幹部研修プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の本邦研修参加者（副大臣・局長・次長・課長・課長補佐級等、計104名）から中央省庁の大臣や地方省の党書記等に昇格する事例も生まれ、現政権閣僚27名中10名を同研修参加者が占めている。また、10名の機構研修参加者が地方省党書記となっている<sup>81</sup>。また、日越大学ではコンピュータサイエンス&エンジニアリングに係る学部が新設され、43名が入学した。さらに、「ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ベトナム産業界・行政機関や日本企業と連携したビジネスコースを開催した。また、日本企業によるVJCCの活用促進等を目的としたビジネスセミナーをシリーズで実施した。
- タイでは、「産業人材育成事業」（円借款）において、本邦での3年次編入の第1期生（4名）及び7年プログラム第2期生（12名）を受け入れた。
- SDGs達成に向けた開発協力を促進するためのキーパーソンとなり得る優秀な行政官や研究者等が本邦大学の博士または修士課程での教育研究に携わる「SDGsグローバルリーダー・コース」に、2021年度は東南アジア諸国から33名を受け入れた（うち24名が来日済み）。また、日本の開発経験についての知見を深めるための特別プログラムとして日本の公務員人事改革について講義を実施し、JICA開発大学院連携（主にSDGsグローバルリーダー）の留学生及び帰国生（計58名）が参加した。

## ク) 地域が抱える脆弱性への対応

- フィリピンのミンダナオでは、バンサモロ暫定自治政府（BTA）の重要政策の策定、正常化プログラムの実施に向けた関係者間の調整、BTAへの助言及び支援を行い、バンサモロ自治政府への円滑な移行を後押しするために、個別専門家「BTA暫定首相アドバイザー」並びに「BTAアドバイザー（予算策定・開発計画）」の派遣を開始した。紛争影響地域であるマラウィ市及び周辺地域の復旧・復興事業に対する財政支援を通じて、フィリピン政府各実施機関が同地域に対する復旧・復興支援を提供することを実現し、同地域の安定及び生活再建に寄与することを目的とした「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画」（無償資金協力）で整備されたマラウィ市トランスセントラル道路が開通し、式典が行われた。バンサモロ暫定自治地域（BARMM）の中心であるコタバト都市圏の総合開発に係る協力プログラムを定めるために必要な情報を収集・確認し、優先的に実施する事業を選定することを目的とした「コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査」を2022年3月に完了した。
- ミャンマーでは、ロヒンギヤを含む難民支援に向けたUNHCR、UNICEF、UNDPとの協議、また、地方部の貧困、コロナ対策に係るICRCとの意見交換を実施した。政変後、バングラデシュ・ミャンマー両事務所間の情報共有・連携も強化し、両国間にまたがるイシューへの対応を検討してい

<sup>81</sup> 「ホーチミン国家政治学院（HCMA）及び行政学院（NAPA）公務員研修実施能力強化支援プロジェクト」（2013-2016）参加者も含む

る。

- ミャンマーでは、2021年2月のミャンマー政変後、日本政府と共にミャンマー情勢に関する意見交換の機会を設定し、対応を協議した。日本政府とも相談しつつ、ASEAN事務局及びAHAセンターとミャンマー向けの人道支援に関する意見交換を行い、具体的な緊急人道支援について協議した。
- ミャンマーでは、政変後の機構内連絡体制の強化として、現地治安情勢について情報収集・分析を行い、ミャンマー情勢を逐一更新するべく、毎月連絡会議を実施した。

### ③ その他の戦略的な取組及び成果

- インドネシアでは、新型コロナワクチン接種の促進を支援するため、コールドチェーン等の整備を行う「新型コロナウイルス及びその他感染症ワクチン管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。インドネシアでの新型コロナウイルスデルタ株の流行では、同国政府からの緊急要請に応え、既往案件を通じ酸素濃縮器400台を供与した。また、他の既往案件を通じインドネシア保健省に対し、PCR検査機器、検査キット、試薬等の検査室向け機材調達を実施した。
- マレーシアでは、新型コロナワクチン接種促進を支援するため、コールドチェーン等の整備を行う「新型コロナウイルス対策ワクチン流通体制強化計画」（技術協力プロジェクト）を実施し、ワクチン保管・運搬用冷蔵庫、アイスボックス等を供与した。また、マレーシア国内における新型コロナウイルス変異株のモニタリング体制強化のための遺伝子解析用次世代シーケンサー及びワクチン保管用冷凍庫を供与した。「全人教育推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、15の全人教育導入試行校に対して、子ども用マスクや保健室用に必要なベッド、車いす、オキシメーター等の資機材を供与し、子どもの正しい感染対策習慣の実践やきめ細かい感染者対応ができる体制づくりを支援した。
- カンボジアでは、新型コロナ対策及び感染予防に寄与するため、「新型コロナウイルス対策能力向上プロジェクト」及び「新型コロナウイルス感染症予防のための水・衛生改善プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。さらに、上水道未整備地域に対する安全な水に係る啓発活動や給水管の敷設を通じ、当該地域の衛生環境の改善を目指す「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」（円借款）のL/Aを調印した。この財政支援により、世界的な新型コロナ感染拡大の影響を受けるカンボジアにおいて、感染拡大防止、被影響世帯・企業の救済策、経済復興策、将来の経済危機に備えた強じん性強化の対応策が実施される。
- ラオスでは、新型コロナウイルスワクチン接種のための準備・実施体制と国立・県立研究所のPCR検査能力の強化を行うことにより、新型コロナウイルスに係る予防接種体制及び検査能力の向上を目的として「新型コロナウイルスに係る感染症対策プロジェクト」のR/Dに署名した。
- ベトナムでは、実施中の技術協力を活用し新型コロナウイルス感染症に関する予防・診断・治療に係る資機材を供与した。また、中部の拠点病院であるフエ中央病院を対象にした新たな「フエ中央病院新型コロナウイルス感染症対応能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を立ち上げた。
- フィリピンでは、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画」（無償資金協力）及び「新型コロナウイルスワクチンコールドチェーン及びロジスティクス支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のG/A及びR/Dを締結した。
- タイでは、2021年9月に新型コロナ対策のための3件の技術協力プロジェクトのR/Dに署名し、ウイ

ルス変異の監視や検査能力強化等を目的とした機材調達を進めた。また、Community Empowerment Program (CEP) を通じ、タイ・ミャンマー国境地域における移民コミュニティのリーダー向け研修、新型コロナ感染予防のための啓発活動等を実施した。新型コロナ感染状況の悪化を受けたタイ政府の緊急要請に対応すべく、アジア開発銀行 (ADB) との協調融資による財政支援の案件形成を行った。

- ASEAN共同体に対する支援では、厚生労働省、国立感染症研究所、国外から世界保健機関、欧州疾病予防管理センター、カナダ国際関係省、アメリカ疾病予防管理センター (CDC)、アジア欧州財団、オーストラリア保健省の協力を得て、国別研修「ASEAN感染症対策センターにおける公衆衛生危機管理」を実施した。本研修は、ASEAN各国の公衆衛生担当者やASEAN事務局の職員を対象とし、公衆衛生危機や新型コロナを含む新興感染症に対する技術や知識を身につけることを目的とした。
- **イノベーションの推進：**
  - マレーシア「日本国際工科院強化プロジェクト」で、日本企業とのパートナーシップの下、2021年度に11件の共同研究・寄附講座を計画・実施した。主な民間資金動員新規案件は、高砂熱学工業の寄付講座（4年間で2,000万円の計画）や日本精工からの受託研究（4年間で1,500万円の契約）、Panasonicとの共同ラボ設立（1年間で約330万円の契約）が行われた。
  - カンボジアでは、電子基準点の設置及び運営維持管理能力の強化等のため、「土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。また、シェムリアップではスマートシティを推進するため、「シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。DX主流化に向けた情報収集・確認調査で、日本企業が開発に携わったデジタル決済プラットフォーム「バコン」に関するパイロットプロジェクトを実施し、小売り、病院、バス公社の3業種でのバコンの導入を検討した。
  - ラオスでも、即時決済システム開発に向け、海外投融資スキームでの協力準備調査「ブロックチェーンを活用した即時決済システム事業準備調査（海外投融資）」を2021年11月に開始した。
  - インドネシアでは、過去に機構が設立支援したインドネシア大学病院及びその横展開としてハサヌディン大学病院を対象に、ICUの機能や医療ICTの強化支援を目的に「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dに署名した。PPP事業として進めている「レゴックナンカ廃棄物発電事業」のトランズアクション・アドバイザー業務の支援を、機構は国際金融公社 (IFC) 及び環境省と連携して実施した。「インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る基礎情報収集・確認調査 (LEAF)」、「途上国における企業との連携強化に係る情報収集・確認調査 (Project NINJAの一環として実施) 等を通じて、スタートアップ企業を支援した。
  - ベトナムでは、情報通信省 (MIC) 情報セキュリティ局を対象に、「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。同プロジェクトでは、MIC職員への研修、機材供与及び子ども向け教材による注意喚起・啓発活動を通じ、サイバーセキュリティ対策に係る能力向上へ貢献している。
  - インドネシアでは、政府のSDGs実施体制の強化を支援するため、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ同国政府によるSDGs指標の設定や、SDGs実施のための行動計画の策定、さらにSDGsのモニタリング・評価や国内の関係機関とのナ

レッジ共有等に取り組んだ。

- マレーシアでは、東京栄養サミットで機構の国別研修「LEP2.0食生活関連疾患予防のための食育アプローチ」で日本の食育について学んだ成果を踏まえ、マレーシア保健省が未就学児向けの給食導入に向けたHealthy Central Kitchen（給食室/給食センター）の設立を検討していることがマレーシア政府のコミットメントとして表明された。また、同サミット公式サイドイベント及びASEAN Health Cluster1で2022年度以降にマレーシア保健省が機構と協力してASEAN向け給食ガイドラインの策定を進めることが表明された。マレーシア保健省と機構で制作した動画「マレーシアでの食育活動」も公開された。
- スポーツと開発：**
  - ラオスでは、東京オリンピック・パラリンピックに出場したラオス代表選手5名全員が、海外協力隊及び草の根技術協力を通じて技術指導を受けた。また、来日したラオス・オリンピック・パラリンピック委員会会長から機構理事長に協力に対する謝意表明があった。「チャオアヌウォンスタジアム改修計画」（無償資金協力）の案件形成を進めた。
  - フィリピンでは、機構と読売巨人軍との共催でミンダナオの青少年育成を目的とした野球教室と食育・栄養啓発プログラムを2022年1月にオンラインにて実施した。
- 他援助機関との連携強化：**
  - インドネシアでは、円借款「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」や「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第三期）」において、ADB、KfW、韓国輸出入銀行（EIBK）、AFDとの協調融資を前提に、合同で政策マトリクスのモニタリング及び審査を実施した。また、海洋水産省が計画する地方漁港整備をAFDと連携して実施する想定であり、随時情報共有・意見交換を実施している。
  - マレーシアでは、「新型コロナウイルス対策ワクチン流通体制強化計画」（技術協力プロジェクト）で調達した次世代型シーケンサーについて、WHOと連携してマレーシア関係機関の分析能力強化を実施することを検討しており、情報共有・意見交換を実施している。
  - フィリピンでは、円借款「南北通勤鉄道延伸事業（第二期）」で、ADBとの協調融資を実施した。また、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」について、ADBのCARESとの協調融資とする旨協議を進めた。
  - カンボジアでは、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」（円借款）（供与額200億円）を世銀との協調融資でLAに調印した（2022年1月）。世銀の政策マトリクスを一部活用したことに加え、保健分野の機構独自の政策アクションを策定した。
  - メコン域内の連結性に係る「ハノイ・ビエンチャン高速道路」の整備についてADBと協議の上、ADBによる産業活性化・投資促進調査を開始した。
- 外国人材の受入環境整備：**
  - ベトナムでは「ベトナム人海外労働希望者と送出機関に関する情報収集・確認調査」を実施し、ベトナムでの海外労働派遣の現状及び海外労働希望者が送出機関を通じて海外に派遣されるまでの実態について情報収集の上、今後の当該分野における機構支援案を検討した。また、農業農村開発省から農業従事者の能力強化・研修実施を担う機関として正式承認されているベトナム国立



農業大学（VNUA：Vietnam National University of Agriculture）に、個別専門家「農業人材開発アドバイザー」を派遣した。同専門家が行う技能実習制度等を活用したベトナムの若手人材育成支援は、日本政府が推進する外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に資するものであり、ベトナム人農業実習生の日本への派遣及び帰国後の経験活用に効果的である。

- インドネシアでは、「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）で、日本へ出発する前の技能実習生を対象として補完研修を行う。
- ラオスでは、機構が香川県のファーマーズ協同組合と契約を締結し（2021年8月）、2019年10月に締結した覚書「持続可能な農業開発にかかるシェンクワンー香川-JICA連携プロジェクト」の取組を継続した。
- フィリピンでは、「園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト」を開始した。プロジェクトサイトで対象となる農家グループに、日本から帰国した人材を積極的に対象に含めるほか、外国人材派遣制度を通じた人材交流や、JA、農業高校、JICA海外協力隊等との連携による技術交流を促進していく。

#### ④ 事業上の課題及び対応方針

東南アジアでは、2021年4月以降に徐々に専門家等の渡航再開を進めていたが、変異株出現による感染の再拡大や各国の水際対策強化の影響により2021年12月以降に渡航再開のペースが鈍化したため、オンラインによる対応を継続した。2022年3月以降は、ワクチン接種の普及による感染のピークアウトや水際対策の緩和が進みつつあるため、渡航再開を引き続き促進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、商品価格の上昇、インフレ等の影響により多くの国で経済成長が鈍化することが予想されるため、マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会状況等に注視しつつ、各国の開発ニーズを踏まえた協力を引き続き実施する。

#### (2) 大洋州

大洋州地域は、自然災害や気候変動への脆弱性、生活様式の近代化に伴う廃棄物処理などの環境問題や非感染症疾患の顕在化、複雑化する海洋問題等の課題を抱えている。さらに、新型コロナウイルスの世界的流行に伴う国境閉鎖の影響は、大洋州島しょ国の経済に大打撃を与えたほか、各国保健システムの脆弱性が改めて認識されるようになった。このような課題に対し、大洋州地域各国との首脳級会合「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」での日本の支援方針を踏まえ、機構は、①新型コロナウイルスへの対応強化として保健医療機材等を供与するとともに、保健医療体制強化及び経済対策としての緊急財政支援、②太平洋島しょ国にとって重要な海上安全、海上法執行能力、海洋環境保護（G20大阪サミットでも大きく取り上げられた海洋プラスチックを含む廃棄物処理対策等）、漁業資源管理等、③太平洋島しょ国が大きく影響を受けている気候変動に対する緩和と適応の両面からの対策、④質の高いインフラを基とした基幹インフラの整備や連結性の強化に取り組むとともに、貿易・投資や観光分野に係る支援、⑤「SDGsグローバルリーダー」の拡充等の支援に取り組んだ。

#### ① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- **PALM8における主な協力・支援策**：第8回太平洋・島サミット（PALM8：The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2018～2020年）で、日本全体で5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構はその3分の2以上を占める総計3,358人の人材育成及び437人の人的交流を実施した。

## ② 重点領域への支援

### ア) 海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等

- ミクロネシアに対して、海上物流を改善するため、首都に位置するポンペイ港を拡張するための調査を実施した。さらに国際的に不足する質の高い海事人材育成のために、海事訓練学校への協力を開始した。また、これまでの資金協力によって整備された船舶が効率的かつ持続的に維持管理されるよう、各国の船舶関係者の能力向上を支援すべく、広域のアドバイザーを派遣した。
- ツバルでは、過去に日本が供与した漁業支援船が漁業の技術・運営指導に用いられていたほか、住民の疾病などの緊急を要する際の重要なライフラインとしても利用されてきた。しかしながら、老朽化が進み安全性にも問題を抱えていたため、代替船として貨客輸送にも対応した離島開発用多目的船を供与した。また、運営維持管理指導をオンラインで実施した。
- パラオでは、老朽化が進むミナト橋及びコーズウェイの現況を確認し、今後の支援を検討する橋梁セクター情報収集・確認調査を実施した。漁業資源管理については、大洋州における人材育成プラットフォームの構築のために、広域の技術協力『太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」プロジェクト』を開始し、日本政府からの拠出金によりプロジェクトを実施するFAOとの連携にも取り組んだ。大洋州各国を対象として違法・無報告・無規制漁業の抑止に係る研修をオンラインで実施した。
- バヌアツに対する技術協力「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」では、地域機関であるメラネシアン・スピアヘッドグループと覚書を締結し、プロジェクト成果の域内展開に取り組むとともに、コロナ禍及びサイクロンの被害からの復旧指導を実施した。
- ソロモンでは安全性を高め海上連結性の改善に寄与する「国際港電子海図策定支援プロジェクト」開始をした。
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を2050年までにゼロにまで削減することを世界的に目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の達成、アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム等を通じた、日本の廃棄物管理処理及びリサイクルに関する技術協力「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2」を大洋州9か国に対して実施した。

### イ) 気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応

- 自然災害に極めて脆弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、サモアに本部を構える太平洋地域環境計画事務局に対し、「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。無償資金協力により建設された太平洋気候変動センターを拠点として、太平洋島嶼国の行政官を対象に気候変動分野（適応・緩和、資金アクセスへの向上）の研修等を行った。
- フィジーでは、「防災の主流化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で国家災害管理局の防災活動の実施能力の強化等を、「大洋州広域防災アドバイザー」（個別専門家）は、拠点国フィジーを中心とする大洋州各国の政府関係機関の防災能力強化等を実施した。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組を後押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、「大洋州地域ハイブリッド発電施設導入プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する能力強化を支援した。
- パプアニューギニアでは、緩和の観点からも気候変動対策を行うため、「森林伐採モニタリングシ

システム改善を通じた商業伐採による森林劣化に由来する排出削減プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。また、「生物多様性保全のためのPNG保護区政策強化プロジェクト」を通して、陸域における保護区管理及び設立のモデルが構築された。

- パラオでは、安定的で効率的な電力の供給を図る無償資金協力「送電網整備計画」の調査を開始し、「気候変動への強靱性強化のための沿岸生態系管理能力向上」（技術協力プロジェクト）を開始した。
- 大洋州広域（大洋州各国の気候変動に対する強じん性向上）、トンガ（電力集中管理システム）バヌアツ（水力発電施設）に係る案件形成を進めた。

#### ウ) 自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易投資や観光分野の支援

- パラオでは、同国初の官民連携（PPP）インフラ事業であり、機構として大洋州地域初の海外投融資「国際空港ターミナル拡張・運営事業」を実施した。本事業は、双日(株)、日本空港ビルデング(株)の両社にとって海外での空港運営事業への初めての参画となり、日本のインフラ輸出戦略を後押しするものである。また、上水分野で無収水削減に係る技術協力プロジェクトを開始した。
- ソロモンでは、同国の玄関口であり国内の離島を結ぶハブ空港であるホニアラ国際空港の改修・整備を行う無償資金協力「ホニアラ空港改善事業」を実施した。
- サモアでは、「沖縄連携による水道公社能力強化（フェーズ2）」に係る技術協力を実施した。
- マーシャル（アマタ・カブア国際空港ターミナル改修）、フィジー（ナンディ洪水対策、タマブア・イ・ワイ橋架け替え、西部地区汚水処理マスタープラン策定）の案件形成を実施した。また、パラオを主として大洋州広域で観光分野に係る基礎情報収集・確認調査を実施した。

#### エ) 人材育成、人的交流の活性化への支援

- 長期研修「SDGsグローバルリーダー」に31名の留学生を受け入れ、そのうち初めて学部生2名受け入れた。研修員は、在学中に政府関係機関のみならず、民間企業等でもインターンシップを実施しており、研修員及び受け入れ機関の双方の学びにつながった。また、SDGsグローバルリーダー（大洋州）広報媒体（パンフレット・映像）を制作した。
- フィジーを中心に、南太平洋大学遠隔教育システム及び通信網に係る情報収集・確認調査を実施した。

### ③ その他の戦略的な取組及び成果

#### 人間の安全保障の実現に向けた取組強化（JICA世界保健医療イニシアティブの推進）

- フィジーでは新型コロナウイルスの影響による保健医療体制強化及び経済財政対策として、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」を実施した。
- 集中治療設備（ICU）に必要な医療機器等の整備を行い、現地医師や看護師への研修・助言・指導を遠隔ネットワークの構築を通じ実施することによって、現場での患者治療の対応能力向上に資する技術協力をトンガ及びパラオで実施した。
- 大洋州広域で、世界保健機関（西太平洋地域事務局）や大洋州共同体等とも連携した各国の保健システムの強じん化を図るために技術協力「強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」を開始した。
- 太平洋島しょ国の母子保健及び地域保健の現状と課題分析に関する情報収集確認調査を実施した。

また、ソロモンでは、既存キルフィ病院の移転・新設による保健医療サービスの改善・向上を図る無償資金協力「キルフィ病院建設計画」の案件形成を進めた。

#### 援助協調：

- パプアニューギニアでは、2018年11月APEC首脳会議開催時に合意された「電化パートナーシップ共同声明」（日・オーストラリア・米・ニュージーランド・パプアニューギニア）に貢献するべく、機構は電化率向上・電力供給の信頼度向上に資する「ラム系統送電網改修事業」（円借款）を実施した。さらに、「電力系統計画・運用能力向上プロジェクト」の案件の開始に向けて準備を行った。
- 大洋州広域では、WCOと連携した「税関能力強化（第三国研修）」を開始した。
- サモアでは無償資金協力で整備した太平洋気候変動センターにおいて、機構は技術協力による地域研修の実施、ニュージーランドは同センタースタッフの人件費を支援した。
- ADB・世銀・オーストラリア・ニュージーランドとの協調融資に資するフィジー向け「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」を実施した。

#### トンガにおける火山噴火・津波による被害への対応：

- トンガでの火山噴火・津波被害への迅速な対応：2022年1月15日の火山噴火後、日本政府（外務省）は機構の緊急援助物資の供与と同物資輸送等のための国際緊急援助隊としての自衛隊部隊の派遣を決定し、機構は自衛隊と連携することによって自衛隊の航空機、輸送艦を使用し、現地で求められている水、食料、火山灰除去用具、高圧洗浄機等を、発生から7日目の1月22日以降、5回にわたってトンガ政府に届けた。また、早期復旧に向け、環境分野やエネルギー分野等で実施中の技術協力事業でトンガ政府関係機関と協議を実施した。また中長期の復興に対しても、シームレスな協力を実施できるよう必要な検討事項を洗い出し、「より良い復興」（BBB）を可能とする提言の取りまとめを進めた。

#### 日本の経験・知見の活用：

- 太平洋島しょ国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄の経験や技術をいかし、再生可能エネルギー導入、水産業多様化と資源の持続的利用、沿岸・海洋生態系保全等の研修を実施した。
- 2018年に設立された「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」を活用し、大洋州における保健医療分野におけるセミナーを開催した。
- パプアニューギニア大学における日本の開発経験の講義や関連イベント（「JICAチェア」）を実施した。

#### ④ 事業上の課題及び対応方針

太平洋諸国は、狭小性、隔絶性、遠隔性といった、島しょ国特有の課題・脆弱性を抱え、広大な排他的経済水域（EEZ）の管理・モニタリング、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害に強いインフラの整備、保健医療体制の強化、強じんて安定的な成長に必要な財政基盤の強化や産業の多角化などへの対応が喫緊の課題となっている。特に、新型コロナウイルスの世界的流行以降、太平洋島しょ国地域は厳格な水際対策等を通じて、感染の拡大を最小限に抑えているものの、観光業をはじめとする主産業への影響は大きく、経済的に深刻なダメージを受けている。第9回太平洋・島サミット（PALM9）にて五つの重点分野が協力の指針として示されているほか、太平洋島しょ国地域は日本の

安全保障にとって地政学的に重要な地域であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に資する協力が重要となっている。これら方針を踏まえ、他の開発パートナー等とも連携しつつ、島しょ国特有の開発課題に対する協力の推進に努めていく。

## No.5-2 南アジア

南アジア地域は、若年層の割合が多い人口構成や莫大な消費市場を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方、同地域はサブサハラ・アフリカ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。さらに、2020年度から続くコロナ禍の影響により、各国のマクロ経済や保健システム、社会・経済インフラの脆弱性も露わになり、社会・治安情勢も流動的となっている。これら課題に対して、「強靱な社会システムの構築」に向け、「人間の安全保障」及び「質の高い経済成長」を柱とし、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を念頭においた保健システムの強化を含む地球規模課題への対応や基礎生活分野の改善、G20及び日本政府が推進する質の高いインフラ協力を踏まえたインフラ整備や投資環境整備を含む産業競争力強化、域内及び他地域との連結性強化、平和と安定及び安全の確保等を重点領域として支援した。

### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- 「自由で開かれたインド太平洋」及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」：インドとはほぼ毎年首脳会談が開催され、強固な二国間関係を構築してきている。10月に岸田総理が就任4日後にモディ首相と電話会談を行ったことに加え、2022年3月には、岸田総理の初の二国間訪問先としてインドで日印首脳会談が実施され、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更に前進させるとともに、2014年に発表した約3.5兆円の対印投資が達成されたことをうけ、今後5年間で5兆円規模の投資を実現すると表明した。これら政府方針に沿って、2021年度は約3,123億円の新規円借款を承諾し、インドの社会経済発展と日印両国の関係深化に貢献した。日本の最新技術を駆使し、省エネや優れたデザインを適用して建設された「ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設事業」（無償資金協力）が完工し、ヒンドゥー教の聖地であるヴァラナシで日印友好の証として、文化交流、学術会議等に活用され、国内外の人的・文化的交流の促進、観光分野の振興に貢献するものとなった。日本とインドの最重要案件である「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」（円借款）は、2021年度までに総延長508kmの過半について土木工事等を着工した。また、新幹線技術の中核をなす電気システムの知見・経験のないインド側実施機関を支援するため、その代理・代行及び詳細設計を有償勘定技術支援により開始した。加えて、同事業におけるBIM（Building Information Modeling/Management）の活用事例を踏まえ、①ODA事業におけるBIMの導入計画案の策定、②ODA事業へのBIMの活用にあたってのハンドブック（案）の作成等を実施した。
- 「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」及び「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」：バングラデシュに対して2021年度は、第42次円借款として同国向けとして過去最高であった2020年度に次ぐ規模となる4案件合計約3,106億円の新規円借款の供与を実現し、同国の社会経済の安定及び持続的開発の促進に大きく貢献した。
- 「日スリランカ包括的パートナーシップ」：インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015年両国首脳により表明された共同宣言において、①投資・貿易の一層の促進、②国家開発計画に係る具体的協力の促進、③国民和解・平和構築に係る具体的協力の促進に言及しており、そ

れぞれに基づく各種支援を進めた。例えば、③国民和解・平和構築に関しては、紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー（個別専門家）を派遣した。さらに、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて、海上保安に関連した技術協力（油防除指導の専門家派遣）を実施した。

- ▶ **ネパールへの6年ぶりの新規円借款供与**：日本が「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で地政学的にも重要であり、伝統的親日国であるネパールで、「経済成長・強靱化政策借款」（円借款）のL/Aを調印した。同円借款は、ネパール向けとして6年ぶりの円借款である。

## ② 重点領域への支援

### ア) 経済基盤の構築、連結性の向上

- ▶ **土木学会技術賞の受賞**：インドでは「デリーメトロ都市鉄道建設プロジェクト（フェーズ1・2・3）」（円借款）により首都デリー及びその近郊に、総延長約350kmの都市鉄道網（地下及び高架）が整備された。プロジェクトの実施を通じて工事現場で働く人々に安全性や効率性（工期）の意識を浸透させ、開業後は、安全・定時運行により、住民に安全・適時・快適な交通手段を提供している。乗客による整列乗車、女性専用車両導入による女性の社会進出の拡大など、人々の行動様式や思想にまで変革をもたらした「質の高いインフラ整備事業」として高く評価され、2021年6月に土木学会技術賞（IIグループ）を受賞した。
- ▶ インド向け新規円借款案件として、ヒトや貨物の大量輸送システム構築による基幹インフラの整備を支援する「貨物専用鉄道建設事業（フェーズ2）（第三期）」や「チェンナイ地下鉄建設事業（フェーズ2）（第二期）」を形成し、L/Aを調印した。また、北東州道路網連結性改善事業（フェーズ6）」（円借款）の形成・L/A調印を通じ、インド東西回廊の終着点であるシルチャーからトリプラ州南端のサブルームを經由し、バングラデシュに連なる回廊の連結性を強化し、バングラデシュ国内での円借款支援と合わせて、インドとバングラデシュの連結性向上に貢献した。
- スリランカでは、11月に「ケラニ河新橋建設事業」（円借款）が完成した。バンダラナイケ国際空港や南アジアにおける重要なターミナル港であるコロンボ港とコロンボ市内を結ぶ交通の要衝にあり、慢性的な渋滞が大きく改善されることとなる。加えて、スリランカ初導入の日本の技術や環境社会配慮、施工安全等のプロジェクトマネジメントの知見も移転された。開通にあたり実施機関と機構とでプレスリリースや記者会見などの広報に努め、スリランカ国内で大々的な報道がなされ、高い評価を得た。同月には「バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ2（1）（2）」（円借款）における駐機場、誘導路の拡張工事が竣工し、駐機スペースは25から48に増加した。コロナ禍で落ち込んだ同国基幹産業である観光業の回復を後押しすることが期待される。スリランカへの旅行者ほぼ全てがこれら2事業で整備した施設を利用することになるため、目に見える協力として極めて効果的である。また、「キャンディ市下水道整備事業」（円借款）では、スリランカ初導入の日本の先進技術（プロペラ型OD（オキシデーションディッチシステム）法）が採用された。
- バングラデシュでは、「ダッカ都市交通整備事業（1号線）（第二期）」、「ダッカ都市交通整備事業（第五期）」（いずれも円借款）のL/Aを調印した。後者は、都市高速鉄道（MRT）の中で最も先行して整備が進む6号線に対する協力の最終期に当たり、日本バングラデシュ国交50周年に当たる2022年12月の部分開通に向け、9月から試運転が行われている。また、「MRT6号線安全マネジメントシステム構築支援プロジェクト」（有償勘定技術支援）を通じた安全体制の構築支援や、「ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクトフェーズ2」（有償

勘定技術支援)を通じたダッカ市内公共交通の料金システムの統合支援を行っており、都市交通の渋滞緩和、利便性向上に大きく貢献している。5月からは「MRT沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト」(有償勘定技術支援)を開始し、MRT沿線及び駅周辺の都市開発のガイドラインづくりも支援している。インフラ整備に合わせてソフト面の支援を適時に行うことで開発効果の最大化を図り、世界一人口密度が高いダッカにおいて公共交通網の整備及び公共交通機関に基盤を置いた都市開発を主導している。また、「外国直接投資促進事業」(円借款)にて整備を支援しているダッカ近郊のアライハザール地区の経済特区で特区内の分譲が開始された。同経済特区では、円借款によるテナント企業への資金調達支援(ツーステップローン)、バングラデシュ政府出資分のエクイティ・バック・ファイナンス及び周辺インフラ整備支援を実施しているほか、技術協力によりワンストップサービスセンターの設立、運営支援を行い、投資環境の改善も支援している。スキームを組み合わせることで競争力の高いビジネス環境の整備を推進しており、現地のみならず日本企業からの期待も大きい。

## イ) 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

- パキスタンでは、アフガニスタンと国境を接するハイバル・パフトゥンハー州の新併合地域(旧連邦直轄部族地域)の地方行政サービスの改善のため「パキスタン北西部国境周辺地域における情報収集・確認調査」を実施した。同調査結果を踏まえアフガニスタンとの国境地域の行政サービスの改善、行政官の能力向上を行うとともに、アフガニスタンからの難民を受け入れるホストコミュニティ向け支援等を行う「ハイバル・パフトゥンハー州新併合地域の地方行政官能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を形成した。
- スリランカでは、司法人材育成、薬物対策に携わるスリランカ政府人材の育成に過年度から継続的に取り組んでいる。さらに、「紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー」(個別専門家)を通じ、女性の自助組織への適切な行政支援の在り方について女性省職員の能力向上を行うとともに、この成果を一層拡大するための新たな技術協力プロジェクトを形成した。また、エネルギー安全保障・経済性・環境のバランスを重視する2040年を目標年とする「電力マスタープラン」の実現に向け、再生可能エネルギーの出力変動予測と抑制・管理、配電部門の信頼度の向上など再生可能エネルギー導入量増加に向けた関係機関の能力強化を開始した。
- モルディブでは、コロナ禍による観光客数の減少に伴う急激な財政赤字とマイナス成長に苦しんだ2020年の経済状況から速やかかつ着実に回復するために、「マクロ経済・財政政策アドバイザー」(個別専門家)がマクロ経済の実践的分析手法の指導、根拠に基づく財政戦略・政策の立案について財務大臣をはじめとするモルディブ財務省に助言を行った。また、2020年度に引き続き、国際社会と連携し、債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)による債務支払を一時的に猶予した。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民を受け入れるホストコミュニティ向け支援として、「ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト」(技術協力プロジェクト)のR/Dを締結した。ホストコミュニティの住民の多くを占める漁業従事者の生計向上と安定した生活の確保に寄与すべく、養殖、加工、漁業資源管理技術や地域内の水産物バリューチェーンの改善、漁業以外の収入機会の創出等を行う。また、「郡自治体機能強化プロジェクト」(有償勘定技術支援)の活動の一環として、ホストコミュニティにおいてコロナ禍で増加する女性・女兒への暴力(GVB)の現状調査を行い、その結果を踏まえてワークショップを9月に2回開催した。国際機関やNGOとも連携し、郡の「女性・児童暴力防止委員会」を対象に、GBV防止に係る法規制への理

解促進及びGBV撲滅に向けた活動方針に係る協議等を実施した。さらに、バングラデシュの行政単位「中核都市」の自治機能強化を図る「都市機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。同案件は、中核都市、地方都市、郡といった各自治レベルにおいて、円借款による基礎インフラ整備と技術協力によるガバナンス能力強化を連携させて支援してきた経験を踏まえて案件形成されたものである。

## ウ) 基礎生活分野の改善

### 農業・農村開発：

- ▶ **故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑のノウハウ展開：**アフガニスタンでは、ペシャワール会の故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑のノウハウ等を他地域に展開するためのガイドラインを作成した。このガイドラインを通じて、現地に根ざした手法による灌漑整備の展開、農村地域の食料の安定的な確保及び生計向上が期待される。また、タジキスタン－アフガニスタン国境地域において、2018～2021年にかけてUNDPと連携し「第二次タジキスタン－アフガニスタン国境地域生活改善計画（UNDP連携）」（無償資金協力）を実施し、その効果を更に拡大するフェーズ3も実施中である。アフガニスタンでは2021年8月15日以降、人道・経済危機の深刻化、特に貧困層や権利・活動が制約されている女性の生計維持が懸念されているが、本事業により北部国境の貧困地域において、女性の就労支援を行い、現情勢下で困難に直面するアフガニスタンの人々の生活改善支援を継続した。
- インドでは、園芸作物の生産支援、サプライチェーン構築支援及び州政府の組織体制強化を行う「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発計画」（円借款）のL/Aに調印した。リンゴやモモなどの温帯果樹やトマトやジャガイモなどの野菜といった園芸作物の生産性・付加価値を高めて、地場市場やデリー等の大消費地の市場で収益性の高い販売促進に取り組み、ウッタラカンド州産園芸作物の販売促進及び対象農家の所得向上を支援するものである。
- ネパールでは、コメの生産性向上のためにイネ種子の生産・供給・品質管理のシステム強化を目的とした「種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。
- パキスタンでは、2020年に引き続き「バロチスタン農業普及員能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、FAOと連携して、サバクトビバッタの被害地域の小規模農家の食料安全保障と栄養状況の底上げに取り組むとともに、サバクトビバッタ監視・防除能力の強化を支援した。
- スリランカでは、北部地域における農業生産性の向上及び気候変動への適応力強化のための教育・研究基盤を強化する「ジャフナ大学農学部による乾燥地域農業の教育・研究能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施について合意した。
- バングラデシュでは、2021年4月に「農産物加工産業開発政策策定アドバイザー」（個別専門家）を派遣し、同年5月に「食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」及び「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）を相次いで開始した。2020年度にL/Aに調印し、活動が本格化した「フードバリューチェーン強化事業」（円借款）と併せて同国の農業及びフードバリューチェーンの強化を包括的に支援し、農業・食品加工関連産業の発展により、縫製業に偏る同国の産業多角化に寄与するなど、より高い開発効果の発現が期待される。



### 上下水道整備：

- インドでは、急速な開発が進み人口増加が見込まれるベンガルール都市圏の上下水道施設を整備するために「ベンガルール上下水道整備計画（フェーズ3）（第二期）」（円借款）のL/Aに調印し、今後、急増する水需要に対応する安定的な上下水道サービスの提供に貢献することが期待されている。
- パキスタンでは、給水率・無収水率に課題のあるパンジャブ州第二の都市ファイサラバード市において、給水サービスの経営財政面の改善を支援する「ファイサラバード水道事業経営改善プロジェクト」（技術協力）のR/Dを締結した。
- ネパールでは、水質の改善及び安定した給水の実現のために、第一州の州都ビラトナガル市の上水道施設の更新及び拡張を行う「ビラトナガル上水道改善計画」（無償資金協力）のG/Aを締結するとともに、中核都市の給水事業を運営するネパール水道公社の維持管理能力や料金徴収能力の改善を図る「ネパール水道公社水道事業能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。加えて、ラムサール条約の保護対象地に登録されているフェワ湖を有するポカラ市において、衛生環境及び水環境の改善のための「ポカラ市汚水管理マスタープラン策定プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。

### 教育：

- アフガニスタンでは、2020年から「学校における水・衛生環境改善計画（UNICEF連携）」を実施し38校の学校の衛生施設整備と学校やコミュニティの衛生教育を行った。8月15日以降の情勢下でも継続実施し、教育機会の確保と感染症予防に貢献した。
- パキスタンでは、人的資本（Human Capital）形成に向け、学齢期児童（5～16歳）の約44%が不就学という課題を改善するため、2020年度から引き続き公教育・ノンフォーマル教育の両面から支援を行った。公教育では中途退学を予防するために教育の質の向上事業（「学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト（GRACE）」（技術協力プロジェクト））を開始した。ノンフォーマル教育では、公教育への入学年齢を超えた不就学児童・非識字者を対象とした速習型の代替教育制度の全国展開を進める事業（「オルタナティブ教育推進プロジェクト（AQAL）・フェーズ2」（技術協力プロジェクト））を継続して実施した。4月～12月の間に、新たに1,282校のノンフォーマル教育センターが開設され、約2万5,000人の新規学習者が本事業で開発した教材を使用して学んでいる<sup>82</sup>。
- バングラデシュでは、10月に「第四次初等教育開発計画」（無償資金協力）の第3年次分のG/Aを締結した。コロナ禍で甚大な影響を受けている初等教育分野に対し、世銀、ADB、UNICEF等他ドナーとともに教育の質の改善に包括的にアプローチするプログラムであり、同国政府からも高く評価されている。実施中の「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」（技術協力プロジェクト）の成果を本計画の中でスケールアップして実施する等、効果的な連携を図っている。

### 金融包摂・生計向上：

- パキスタンでは、人的資本（Human Capital）形成に向けた活動の一環として2020年度から継続して「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上及び生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、オンラインで収入向上研修を行い、女性の生計

<sup>82</sup> 2021年4月～12月までに、ノンフォーマル教育マネジメント情報システム（NFEMIS）に登録された数値

向上活動への男性家族の参画促進、デジタルを活用した普及活動の効率化を進めた。

#### 人材育成：

- アフガニスタンでは、「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」を通じ94名が本邦大学院での学位取得を通じた能力向上のために来日中である。うち60名は、2021年8月以降の情勢により通常の手続が困難な中で来日を支援・実現させた。今後の現地情勢は不透明であるが、日本で関連知識・技術等を習得するこれらの人材は、将来的に同国において各分野の開発を牽引する国づくりの中核人材となることが期待される。
- バングラデシュでは、「行政運営研究・人材育成施設整備計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。人事省所管の高等教育・研究機関である行政運営研究所（BIGM）の施設整備を支援し、公共セクターと民間セクターの連携促進に寄与することが期待されている。BIGMの組織ビジョンを明確にし、組織内に定着させるための「BIGMアドバイザー」を派遣するとともに、後述する「SDGsグローバルリーダー」コースを活用してBIGM職員を日本での長期研修に派遣しており、本事業で支援する施設とともにソフト・ハードの両面から高度人材育成を包括的に支援する体制を整えた。
- 南アジア地域全体では、行政を担う人材育成を行う「人材育成奨学計画（JDS）」（無償資金協力）において初の受入れとなるモルディブを含め6か国から77名、「SDGsグローバルリーダー」コースを活用して3名を受け入れ、在外拠点も含めた交流プログラムを計画し、ネットワークを強化した。さらには、各国において日本の開発経験を学ぶ機会を広めるべく、ブータン、パキスタン、スリランカ、バングラデシュでJICAチェアを開催し、モルディブでもJICAチェア本格開催に向けた導入セミナーを開催するなど、南アジア地域内の親日・知日派グループの形成に貢献している。

#### エ) 地球規模課題への対応

##### 新型コロナ対応：

- インドへの緊急援助物資供与（新型コロナ対応）：南アジア地域では、各国ごとの喫緊のニーズに応えるべく迅速な案件形成や既往案件内での対応を行った。インドでは5月に緊急援助物資供与により、酸素濃縮器300台を供与した。4月時点で、インド国内の1日当たりの新型コロナウイルス新規感染者数が36万人に達し、医療用酸素不足が深刻化する中で、4月下旬にインド政府からの緊急支援要請を受け、迅速な調達・空輸により5月上旬に供与した。タミル・ナド州やケララ州などの病院のコロナ対応病床で活用され、インドの新型コロナウイルス感染の緩和・収束に貢献した。
- ネパールでは、「経済成長・強靱化政策借款」（円借款）を通じて、新型コロナウイルス感染症の流行拡大で顕在化した経済・財政における構造的脆弱性及び貧困層・脆弱層の保護等の課題に対し、財政支援を行った。本事業は世銀との協調融資であり、国際社会としての共同歩調を確保すべく調整を緊密に行った。
- バングラデシュでは、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款（フェーズ2）」のL/Aを調印した。強じんな保健システムの実現に向けて、機構独自の政策マトリクスを策定し、財政支援を通じて、バングラデシュ政府が実施する保健セクターにおける新型コロナ対策、UHC達成に向けた保健医療サービスへのアクセスと質の向上及び保健財政等の政策実行を支援している。また、「看護サービス人材育成プロジェクト」及び「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）と連携した政策アクションを設定するなど、技術協力の効果発現促進も図った。AFDが機構のマトリクスに相乗りする形で案件を形成して協調融資を行うな

ど、機構の取組が触媒的な役割を果たし、更なるドナー資金動員を成功させた先導的案件といえる。

- スリランカでは「新型コロナウイルス対応強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）による人工呼吸器、生体情報モニタ、ポータル超音波装置、PCR検査機器等を拠点病院に配備し、感染症の治療診断能力を強化した。

#### 保健：

- インドで最も保健医療体制が脆弱な地域の一つであるアッサム州において、医療インフラの強化、医療従事者育成の強化、脆弱な地域医療体制の補完やマネジメントの向上等を支援する「アッサム州保健システム強化事業」（円借款）のL/Aを調印した。本事業を通じて、地域住民への医療サービスの質を改善させることが期待されている。
- パキスタンでは、人的資本（Human Capital）形成に向けた活動の一環として、母子保健や感染症対策等の保健医療サービスを楽しむ体制の構築に向けた協力を継続して実施した。保健医療サービス水準の低い、ハイバル・パフトゥンハー州及びパンジャブ州南部では、「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」や「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）を通じ、1次・2次医療施設の医療従事者、コミュニティヘルスワーカー等の妊産婦・新生児ケアに関する能力強化を行った。首都イスラマバードでは「パキスタン医科学研究所における母子保健センター及び小児病院の集中治療拡充計画」、シンド州では「シンド州における母子保健医療施設拡充計画」（いずれも無償資金協力）を通じ、母子保健センターの新設及び医療機材の整備を行い、地域医療の中核体制の強化に貢献している。また、野生株ポリオウイルスの撲滅支援を目的に、「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画（UNICEF連携）」（無償資金協力）を通じ、5歳未満児を対象としたポリオキャンペーンのため、野生株由来ポリオに有効な約2,100万回分のワクチン調達を支援した。また、ビル&メリンダ・ゲイツ財団と連携した「ポリオ撲滅事業（フェーズ2）」（円借款）では、2016～2018年の接種キャンペーンに必要なポリオワクチンの約6億9,800万ドースのうち約2億7,300万ドースの調達を支援し、2022年3月には代位弁済スキーム<sup>83</sup>により、借入人であるパキスタン政府から同財団への本案件の債務継承に係る手続きが完了した。
- スリランカでは、既に死亡率の過半を占める非感染症への対策が高齢化とコロナ禍とあいまって一層重要になるとの認識の下、機構による効果的な支援策を検討するための「NCDs予防・治療分野に係る情報収集・確認調査」を2021年8月に開始した。
- バングラデシュでは、「看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）のR/Dを2021年12月に締結した。実施中の「母子保健および保健システム改善事業」（円借款）を通じ、看護大学等の施設建設や医療機材等、ハード面の整備支援も進めている。
- ブータンで長年、機構保健医療案件の形成・実施、母子手帳等の政策策定等に携わり、日本製モバイル胎児心音計測装置導入の立役者でもある西澤和子医師が、中曽根康弘国際賞（奨励賞）を受賞した。

<sup>83</sup> 事前に目標設定された指標が借入国政府の取組により達成された場合、円借款による貸付金をゲイツ財団が代位弁済する仕組み。

## 防災：

- インドでは、「持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で斜面对策等のガイドラインの策定支援を継続して行っている。同プロジェクトでは西ベンガル州（国道717号線）やシッキム州（国道10号線）の山岳道路を対象にパイロット事業を実施し、詳細計画の策定支援や災害種（崩落、地滑り等）の斜面对策に係る助言等の支援を行うなど、防災にも資する協力となっている。また、「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、山岳部（斜面）の土砂災害を防止する治山工事の技術支援等を行っており、これらの支援を通じて同国の山岳災害に対する体制強化に貢献している。
- ネパールでは、ネパール地震（2015年）からの復興の成果や課題を議論する国際会議が開催された。バンダリ大統領等の政府要人が参加する中、機構のこれまでの復興事業の成果や防災に強い国づくりに向けた取組を発表した。また、震災からの住宅及び学校の復興支援を着実に進め、約20校の学校施設が完工した。
- スリランカでは、無償資金協力により建設予定の気象レーダーによる気象観測及び解析、警報発令等の市民への情報発信等の能力向上を図る「気象レーダー活用による気象観測及び予警報能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。
- バングラデシュでは「沿岸及び内陸水域における救助能力強化計画」（無償資金協力）において、10m級救助艇10隻を6月に、20m級救助艇4隻を12月に同国政府に引き渡した。救助・救援体制が強化され、沿岸及び内陸水域における船舶事故・自然災害による被害の軽減に貢献している。

## 気候変動・森林・生物多様性保全：

- インドでは、気候変動対策や森林・生物多様性保全に貢献するものとして、生物多様性ホットスポットを有するタミル・ナド州において、生態系改善、人間と野生動物の軋轢対策、林産物サプライチェーン強化、生計向上活動、森林局の組織体制強化を行う「タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業」（円借款）のL/Aに調印した。チェンナイ等のメトロ建設支援に加えて、「タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業」（円借款）及び「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業」の形成とL/Aの調印により、生態系の改善や行政官の人材育成を通じて気候変動対策を促進させ、モディ首相がCOP26で宣言した2070年までのカーボンニュートラル達成を目指す計画に貢献し、インドでの低炭素化社会の実現を後押しした。

## オ) 戦略的な取組及び成果

### 自治体・民間企業との連携：

- モルディブでは、自然環境や地理的条件が類似する沖縄県の産官学の知見・技術をいかし、同国の環境分野の課題（水不足、廃棄物管理、サンゴ礁の劣化・減少）の解決に貢献するための調査を実施するとともに、本邦企業の海外進出の促進を企図して「モルディブ・日本環境ビジネスオンラインセミナー」を11月に開催。100を超える日本企業等の参加を得た。

## 外国人材受入拡充・共生社会構築：

- パキスタン「本邦ICT企業とのビジネスマッチングを通じたICT産業振興に係る情報収集・確認調査」では、「パキスタンICT産業ビジネスマッチング・イベント」をUNIDOとオンラインで共催し、計230名以上が参加した。パキスタンの政府関係者・教育機関・民間企業に対しては、日本のICT

市場の概要や日本のICT企業が求める人材像について産官学の立場から紹介した。日本の民間企業に対しては、パキスタンのICT市場としての魅力を紹介し、個別商談会ではパキスタン企業6社のうち、5社が日本企業と個別面談を実施した。

- ▶ 2020年度まで実施したバングラデシュ「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で実施した人材育成プログラム（B-JET Program）の研修修了生265名のうち186名が日本のICT企業に就職したが、その多くが就職した宮崎市では、バングラデシュの高度ICT人材が安定的に勤務していることを理由に、東京のICT企業2社の誘致に成功した。本プロジェクト及びB-JETの取組は、バングラデシュ人の就業機会の創出と日本の地方部が抱える地域活性化や労働力不足等の課題解決の両面、特に日本の地方の創生にも貢献している。
- ネパール「日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査」では、近年急増している在留ネパール人労働者の出国から就労、そして帰国に至るフローを分析するとともに、在留ネパール人関連団体へのヒアリングや産官学の関係者が参加したセミナー等を通じ、還流人材を活用したネパールの産業育成方を検討した。

#### ドナーとの連携：

- ▶ アフガニスタンでは、2021年8月15日以降の情勢下でも、人道支援（シェルター・保健・水・衛生・食料・農業・教育等の幅広い基本的な人道ニーズへの支援を含む）は実施すると日本政府方針を踏まえ、WHO、UNICEF、FAO及びUNDPと計8件の国際機関連携方式による無償資金案件を継続実施し、人道・経済危機が懸念される状況の中、アフガニスタンの人々の人間の安全保障確保に貢献した。
- インドでは、貨物専用鉄道（DFC）のうち西回廊を支援する機構が「貨物専用鉄道建設事業（フェーズ2）（第三期）」（円借款）のL/Aを調印し、DFC東回廊の建設を支援する世銀と協働して、継続してDFC事業の維持管理や安全、運営に対する協力を実施している。
- ネパールでは、世銀との協調融資である「経済成長・強靱化政策借款」（円借款）のL/A調印を2022年1月に行った。
- パキスタンでは、「バロチスタン農業普及員能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、FAOと連携しバロチスタン州のサブクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上を支援し、人々の食料安全保障の確保に貢献した。ハイバル・パフトゥンハー州では「連邦直轄部族地域における生計向上回復計画（FAO連携）」（無償資金協力）を通じ、帰還した国内避難民の生計回復を目的に、農業資材・穀物種子等の供与、啓発活動を実施した。「パキスタンにおける農業食品・農産物開発計画（UNIDO連携）」（無償資金協力）では、バロチスタン州、ハイバル・パフトゥンハー州の農産物の栽培・加工技術普及、加工・梱包・保存に必要な資機材供与、販路開拓の技術支援等を通じ、農産物のバリューチェーン構築に貢献している。また、「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画（UNICEF連携）」（無償資金協力）を通じ、パキスタン政府及びWHO、UNICEF等援助機関による「パキスタンポリオ撲滅プログラム」に参加し、5歳未満児を対象に野生株由来ポリオに有効な約2,100万回分のワクチン調達を支援した。「ノンフォーマル教育強化計画（UNICEF連携）」（無償資金協力）では、実施中技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクト・フェーズ2」と連携し、ノンフォーマル教育センターの開設、教員研修等を実施した。さらに、新型コロナウイルスの影響により余儀なくされた学校閉鎖期間中の学習の遅れを補完する支援も実施した。
- モルディブでは、コロナ禍のような外的ショックに対する強じん性を高める観光復興計画（案）

を策定するために国連世界観光機関（UNWTO）の知見を活用した「COVID-19に係る観光セクター復興のための情報収集・確認調査」を開始した。さらに、GCF事業「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」の受託を決定するとともに、同事業の構成事業である同名の技術協力プロジェクトを10月に開始した。

- バングラデシュ向け「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款（フェーズ2）」（11月L/A調印）ではADB及びAFDと協調融資している。ADBとは一部の政策アクションを共有する形で協調融資しており、AFDは機構が本事業のために策定した政策マトリクスを採用して融資を行った。

## カ) 事業上の課題及び対応方針

南アジア地域では、政権崩壊・交代に伴う政情不安や国際場裡における複雑な国家間関係等を抱えており、政権崩壊・交代による方針転換等に留意が求められる。また、新型コロナの甚大な影響を踏まえて、社会経済のコロナ禍からの回復と強じんできついで包摂的な発展、脆弱性を露呈した保健システムの強化が大きな課題になっており、相手国のニーズに基づきつつ、こうした課題に重点を置いて取り組む。さらに、国際場裡での議論と日本政府の方針も踏まえて、気候変動への脆弱性の高い南アジア地域でも気候変動対応が大きな課題になっており、気候変動の緩和策と適応策の双方に対する取組を強化していく。

アフガニスタンでのタリバーンによる8月15日のカブール陥落後、状況が激変する中、現地職員等の出国及び本邦への一時受入支援を行い、事業実施体制を維持している。日本政府の対応方針を踏まえ、女性や貧困層等の状況の変化による影響を大きく受けた人々の支援を行うとともに、アフガニスタンからの難民受入れ等大きな影響を受けている周辺国の支援を検討する。

### No.5-3 東・中央アジア、コーカサス

東・中央アジア、コーカサス地域での新型コロナウイルスの感染拡大は、サービス産業（観光産業含む）への甚大な影響、失業率の上昇、一部諸国での出稼ぎ就労機会の減少、保健医療等の社会サービスの脆弱性の露呈など、同地域の社会経済に大きな影響を及ぼしている。また、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、ロシア、中国に隣接し地政学的にも重要な位置にあることから、当該地域が開かれ、長期的に安定し持続可能な発展を続けるべく、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、域内外の連結性の強化に寄与するインフラ整備、人材育成を重点領域として支援した。さらに、保健医療分野を中心とした新型コロナウイルス対策に係る支援に取り組んだ。

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017～2021年）」で言及されている新ウランバートル国際空港（円借款で支援）の開港に向けたモンゴル政府との協議等の実施、ウランバートル市の渋滞改善を支援するための調査及びモンゴル政府との意見交換の実施など、二国間で結ばれた公約の推進に貢献した。

#### ② 重点領域への支援

##### ア) ガバナンスの強化：

- モンゴルで国家総合開発計画案の策定を支援し、同計画案がモンゴル政府へ提出された（2018～

2021年)。同計画案の内容をモンゴルの人間居住計画（社会・経済開発促進のための道路、輸送、電力、通信ネットワークを含む地域構造、都市・村づくりに関する計画）と地域開発政策（地方の経済・社会開発を促進するための目標とその実施方法）へ反映させ、それぞれ国会承認と閣議承認を得るための支援を実施した。

- タジキスタンでは、2030年までの国家開発戦略の第二期中期開発プログラム（2021～2025年）の策定・実施・モニタリング・評価プロセスを支援し、同政府の開発マネジメント能力の向上を図るため、国家開発評議会の事務局である経済開発貿易省に専門家を派遣した。開発政策に関する助言を行うとともに、同省職員等を対象に日本評価学会と連携して政策評価研修を開始した。

#### イ) 産業の多角化：

- モンゴルで実施中の「農牧業バリューチェーンマスタープランプロジェクト」（開発計画調査型技術協力）では、地域特性の要素を勘案した上で戦略的な農牧業バリューチェーン振興のためのマスタープラン策定のための教訓を導出するために、11件のパイロット事業（野菜の生産・供給拡大、ウールやカシミア製品の輸出促進、魚加工品やヤク毛製品加工の地域提案型等）及び輸出を志向したビジネス商材の産業クラスター形成を開始した。本事業の目的は、「策定したマスタープランをモンゴル国の地域開発政策及び農牧業に係る国家プログラムに反映すること」とする。
- モンゴル政府が掲げるデジタル国家の推進とIT分野でのスタートアップ企業を支援するため、モンゴルに進出している本邦企業等と連携し、海外投資家とのネットワーキングや事業拡大支援に向けた資金提供を含む支援プログラム「Monja startup Accelerator Program」を実施した。138社の応募があり採択された4社への技術支援、うち3社への委託事業を通じた事業化支援により、モンゴル国内のITのスタートアップ企業活性化につなげた。
- ウズベキスタンでは、日本での外国人材の受入促進を兼ねた産業人材育成に係る情報収集調査を通じて、対外移民庁、送出機関、人材育成機関、日本側受入企業等などといった関係者の把握とネットワーキングを初めて行い、日本の労働力不足の解消とウズベキスタンの産業人材育成を同時に達成するために必要な課題及びアクションプランを整理した。
- キルギスとタジキスタンでは産業の多角化に向けた今後の取組の具体化のために、全般的に脆弱とされる金融セクターの機能のうち可能性があると考えられる中小規模事業とその支援方法についての調査を完了した。

#### ウ) インフラ整備：

- モンゴルの新ウランバートル国際空港が7月4日に開港した。同空港周辺でモンゴル政府により検討されている新都心開発計画への機構の支援可能性を検討するため、空港周辺の開発計画の確認及び機構の支援に係る提言を取りまとめるための調査を実施した。また、深刻化するウランバートル市の交通渋滞や環境問題の改善を図るため、交通インフラ分野の案件形成を目的とした調査を実施し、交差点改良や高架橋建設等の協力候補案を取りまとめ、モンゴル政府と協議した。
- ウズベキスタンでは「電力セクター能力強化事業（フェーズ2）」（円借款）の調達関連手続において実施機関と受注企業間の調整が円滑に図られるべく、必要に応じて機構が仲介役となり、事業促進を図った。

## エ) 人材育成：

- モンゴルでは、国会議長自ら戦後日本の発展モデルについて学びたいと要請があり、国会議員向けの連続講座を計4回実施し、国会議員、国家公務員、研究者等、各回100～280名の参加を得た。
- モンゴルでは、人材育成奨学計画（JDS）により公共財政管理や民間セクター開発等の分野で計画どおり15名が留学を開始した。キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンでもそれぞれ20名、18名、19名が留学を開始した。また、JICA開発大学院連携事業の一環として、SDGsグローバルリーダーコースを通じたモンゴルやコーカサスからの長期研修員4名を受け入れた。
- モンゴルではモンゴル国立大学、ウズベキスタンでは東洋学大学をパートナー大学として計四つの大学で「JICAチェア」（日本研究講座設立事業）を開講し、日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献した。国家開発計画等の策定に日本の知見・経験を取り込みたいというモンゴル側の要望に基づき、計5回開催した。ウズベキスタンは計4回実施し、各回50～80名の参加を得た。

## ② 戦略的な取組及び成果

- **栄養バランスの取れた学校給食の導入に向けた取組の開始**：モンゴルでは児童の食・栄養改善を目指した学校給食導入支援プロジェクトを開始した。現在、軽食の提供にとどまっている同国において、栄養バランスの取れた学校給食の導入は初の取組であり、2021年東京栄養サミットでモンゴル教育・科学大臣より日本及び機構の事業へ高い期待が示された。
- **ジョージアでの「中小零細事業者支援事業」（海外投融資）の承諾**：中小零細事業者向けの貸付拡大を支援することにより、新型コロナウイルスにより喫緊の課題となっている中小零細事業者の金融アクセスを改善するべく、ジョージア銀行を通じた初めてのツーステップローン「中小零細事業者支援事業」（海外投融資）を承諾した。
- 日中両国政府による開発協力対話に参加し、機構の事業評価制度の歴史や特徴を紹介した。事業評価の重要性の説明を通じて、中国の対外援助の透明性向上を促すとともに、事業評価に関する実務レベルでの交流実施を中国側に提案した。また、法律分野では、会社法をテーマとした中国全人代法制工作委员会とのセミナーを開催した。
- 気候変動対策への支援として、モンゴルでは再生可能エネルギー導入を促進する電力システムの安定化に向けた技術協力を開始した。
- ウズベキスタンでは、保健セクターを最重点化する方針を踏まえ、機構が支援する病院の拠点化を視野に、技術協力プロジェクト及び無償資金協力の案件形成、保健医療サービス強化に向けた円借款事業の協力準備調査を実施した。

## ④ 新型コロナウイルス対策

- 2020年度にL/A承諾したモンゴル及びウズベキスタン向け「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（円借款）の貸付を実行し、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献した。またウズベキスタンでは、上記円借款と同時に検討した同国向け一般財政支援「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（円借款）のL/A承諾、貸付実行を完了した。
- 無償資金協力で建設した日本モンゴル病院が新型コロナウイルス感染者の入院、治療を実施した。技術協力で同病院の運営や本格的な臨床実習を可能とする教育・指導體制の構築も協力しており、治療及び医師の育成を行う拠点としての機能強化を支援した。また、ワクチンの接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」に資する協力として「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急



急支援計画」(無償資金協力)を実施し、同国の新型コロナウイルスへの対応に大きく貢献した。キルギス、タジキスタンでは、病院関係者に対して院内感染に係るオンライン研修を行った。相手国側の希望する研修内容の充実化に加えて、個人端末を通じて受講するなど日常業務のかたわら実施可能な研修モデルを試行的に構築した。

- タジキスタンでは、技術協力による支援を継続中の病院に対して、世銀が行う人工呼吸器供与に対応して、酸素供給システムの導入を支援することにより、深刻化する新型コロナウイルスへの対応能力向上に貢献した。

## ⑤ 事業上の課題及び対応方針

東・中央アジア及びコーカサス地域は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多大な財政出動を余儀なくされている国が多く、対外債務問題・財政赤字等の課題を抱えている。マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会状況等に注視しつつ、市場経済体制への移行と経済発展に向け、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成等の取組を通じ各国の開発を引き続き支援する。また、コロナ禍で渡航制約がある状況下において、現地リソースの積極的な活用や、遠隔対応による事業の推進に積極的に取り組むとともに、海外拠点及び関係機関との強固な連携の下、精力的な情報交換・意見交換を引き続き行い、効果的な開発事業の実施に努める。

### No.5-4 中南米、カリブ

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- **中米北部3か国からの移民発生の根本原因解決への貢献**：2021年4月の日米首脳会談において、日米が連携して中米北部3か国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス)からの移民が発生する根本的な原因の解決に向けた取組を行うことが合意された。同合意を受け、外務省及び機構、USAID間で対話を行い、①貧困削減(含む雇用促進)、②治安、③防災・気候変動対策に資する協力を進めることを合意した。加えて、機構とUSAIDの間で、連携案件など協働での取組に係るコンセプトペーパー策定の議論を進めた。同ペーパーに従い、2021年度年央で採択されたグアテマラ「移民送金を通じた金融包摂推進アドバイザー」(技術協力プロジェクト)及び、メキシコ「中米北部三角地帯諸国における非伝統的熱帯果樹栽培システムの導入」(第三国研修)について、USAIDと協働での形成・実施を検討することとなった。また、米国有数のシンクタンクである戦略国際問題研究所(CSIS: Center for Strategic and International Studies)と、中南米地域での防災と高齢化対を具体的なテーマとして、同地域に対しては初の共同調査を実施し、日米関係機関(USAID、IDB、ADB、PAHO、国際NPO等)が連携して中南米の開発課題への対応を検討する枠組みが構築された。
- **日・中南米連結性強化構想等の政策への貢献**：エルサルバドルでは、円借款によって建設された「ラ・ウニオン港」の活性化のための調査が完了した。また、ホンジュラスでも、中米物流への貢献策も含めた緊急財政支援借款(新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款)が、関連する技術協力や無償資金協力と連携した案件かつIDBとの初の運輸分野協調融資案件としてL/Aが調印され、貸付が実行された。加えて、同国の国道1号線上の老朽化した橋梁を架け替えるための「国道一号線橋梁架け替え計画」(無償資金協力)のG/Aを締結し、連結性強化の取組を支援した。さらに、中米地域内外の連結性強化に向けた取組を促進すべく、SICA加盟国を対象に広域実施中の「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策

定支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、12月に域内向けセミナーを開催し、新型コロナウイルスの影響等の追加調査結果も含めた現段階での成果について発表した。

- **日本政府が進める新型コロナ緊急支援への貢献**：日本政府の中南米地域への新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款の供与方針を受け、6月から中南米域内での案件形成を順次開始した。前述のホンジュラスでは、迅速に案件形成を進め、年度内のL/A調印、貸付実行を実施した。
- **国際機関との連携を通じた地域協力：米州開発銀行 (IDB)**：協調枠組「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力 (CORE：Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion)<sup>84</sup>」に基づき、エネルギーや水衛生分野、運輸交通分野で、ドル建て借款、プログラム・ローン等の新たに対象となったスキームも活用しつつ全体の目標総額30億ドルの枠に対して約20億ドル(2022年3月現在)の実績を積み上げた。また、IDBグループのイノベーション・ラボであるIDBLabと連携し、同地域のSDGsに資する革新的なアイデアを有する本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA (Transformational Start Ups' Business Acceleration for the SDGs Agenda)」を開始し、11月には「オープンイノベーションチャレンジTSUBASA2021」を開催し、応募企業23社から8社を採択し、事業戦略やパートナー企業発掘への支援を行った。なお、CORE及びTSUBASAはIDB年次総会の日本国総務演説で言及された。
- **中米統合機構 (SICA)**：2021年6月にSICA地域協力アドバイザーを派遣し、同アドバイザーを通じてSICA関係者との協議を行い、新規5か年計画(2022～2026年)のドラフトが完成した。これまでの5本柱に加え、観光や南南・三角協力の分野にも連携を拡大することをSICA国際協力局長との間で確認した。個別案件では、継続中の「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」、「SICA地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト」に加え、2021年度より開始した「SICAジェンダー政策策定・実施モニタリング・評価能力体制強化アドバイザー」及び「SICA農業・農村開発アドバイザー」により、現行の5本柱の全てに対する協力を実施し、今後の取組の促進に資する体制・関係構築が進展した。
- **カリブ共同体 (CARICOM)**：2014年の日本政府及びカリブ9か国間での合意事項である「日・カリコム共同閣僚声明」に基づき、「小島嶼国特有の脆弱性」を克服するための支援を進めるべく、カリコム加盟国及びカリコムとの協力関係深化に向けて当該地域初のJCAPが策定された。個別案件では、環境分野でカリコム加盟国5か国を対象とした海洋プラスチックごみの技術協力、新型コロナ対策に向けた技術協力プロジェクトに関するカリブ公衆衛生機関との初の連携による協力、カリコム防災機関への広域アドバイザーの派遣も実現した。
- **南南協力・三角協力**：第2回国連南南協力ハイレベル会合 (BAPA+40) の結果を踏まえ、コロナ禍においても中南米地域での三角協力や域内先進国のドナー化に向けた協力を積極的に展開し、域内で約40の案件を実施した。コロナ禍において、アルゼンチンに対する「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、2か月に1回の頻度でオンラインセミナー形式によるネットワーキング勉強会が開催され、各国からの積極的な参加を得た。11月～12月にかけて機構主催による「中南米地域南南・三角協力量ラウンドテーブル」を開催し、延べ約120名の実務者の参加を得た。メキシコ、ブラジル、コスタリカ、ペルー、エルサルバドル、

<sup>84</sup> 2021年3月に締結。2011年に締結した「中南米・カリブ地域における再生可能エネルギー・省エネルギー促進に向けた協調枠組」の名称を改めて5年間延長し、円借款協調融資の分野を質の高いインフラ、防災、保健に拡大するもの。また、新たに民間セクター開発を協働枠組みに組み込んだ。

SICAからの登壇があり、コロナ禍においても様々な工夫の下、南南・三角協力が推進されていることを確認し、今後の更なる戦略性の向上に向けた意見交換・情報共有がなされた。

- **質の高いインフラ原則（インフラ・ガバナンス）**：ペルー・パラグアイ・コロンビアの都市交通分野において、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の理念に照らしインフラ・ガバナンスに関連する政策・制度を分析・評価し、各国が抱える課題や特性、同原則の導入に係る阻害要因等の調査を実施した。
- **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）**：中南米・カリブ地域12か国を対象に、UHC達成に向けた保健医療政策・保健医療サービス、財政政策の在り方に係る調査を開始し、各国の概況が取りまとめられた。
- **海洋プラスチックごみ対策**：カリブ地域では2020年度に実施した海洋プラスチックごみ対策に関する情報収集・確認調査を踏まえ形成された技術協力案件が域内5か国を対象に開始された。

## ② 重点領域への支援

### ア) 保健医療分野

- ドミニカ共和国では、新型コロナ感染拡大によって生じた同国の財政収支の不均衡解消を目的として、中南米・カリブ地域では初となる財政支援借款（2億ドル）が、IDBとの協調融資案件として、L/A調印された。
- 新型コロナ対策の技術協力プロジェクトを、トリニダード・トバゴ、パナマ、アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、チリで実施し、各国の新型コロナ対策上の緊急の課題に対応した。パナマ「パナマにおけるCOVID-19他新興感染症に係るサーベイランス及び検査能力向上プロジェクト」では当該案件のカウンターパート機関であり、中米地域の感染症対策のレファレンス機関であるゴルガス研究所とのネットワークが構築され、同研究所を実施機関とする第三国研修の形成に至った。キューバでは画像診断のデジタル化を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。本事業では、過去の無償資金協力や技術協力のアセットを活用しながら、同国政府が取り組む保健・医療デジタル化を後押しするものである。これによりキューバ保健省との協力関係を強化することで、今後の南南・三角協力による展開も期待される。ブラジルではSATREPSを通じた日伯研究者のプラットフォームを活用し、新型コロナ対応に関する日伯研究者による情報・経験共有が進められた。
- メキシコ、グアテマラ、エルサルバドル、ボリビアでは、遠隔ICUを導入する技術協力プロジェクトのR/Dを締結した。
- 中南米・カリブ地域各国では、実施中の事業及びフォローアップ協力の枠組みを活用し、新型コロナの予防等を目的とした実施機関への資機材供与を実施した。さらに「中米・カリブ地域With/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」を通じ、新型コロナの影響を受けた同地域の中長期的な開発シナリオを策定した。本調査では、デジタルヘルス、緊急災害警報、地殻変動モニタリング、スタートアップエコシステム創出、治安セクターのDX等の8テーマで先進的な取組をパイロット事業として実施し、今後のビジネスの可能性も含め検討した。
- 米国のシンクタンクであるCSISと共同実施した中南米地域の高齢化対策をテーマとした調査を踏まえ、政策提言（ポリシーブリーフ）がCSISのホームページ上で公開された。高齢化が国際的な課題でありこの今後の開発にも必ず加味すべきことが確認され、日本はその先進事例を有する国と認識された。2022年3月のオンライン公開セミナーには、米国政府関係者、ドナー・NGO関係者、

民間企業、高等教育機関等80名を超える参加があり、公開動画には1,000件以上アクセスがあった。ポリシーブリーフの閲覧回数も2,480件に上った。

## イ) 気候変動対策

- 省エネルギーの促進を通じた気候変動の緩和に資する円借款事業として、ドミニカ共和国「エネルギー効率化事業」、パラグアイ「国家電力システム効率改善事業（ANDE）」の案件形成に取り組み、IDBとの協調融資案件として、それぞれL/Aが調印された。
- 中南米カリブ地域12か国を対象に水素バリューチェーンに関する調査を実施し、グリーン水素活用による気候変動緩和への地域としての貢献を検討した。また、うちジャマイカ、コスタリカ、コロンビア、アルゼンチン、パラグアイの5か国と、水素活用による域内脱炭素に関するアクションプランの対話に着手した。加えて、水素エネルギー利用の促進に係る国別研修をウルグアイとチリで採択し、ウルグアイは2021年度より研修を開始した。
- IDBが事務局を務める中南米地域の再生可能エネルギー促進イニシアティブ（RELAC）に参加し、再生可能エネルギー事業に関する案件発掘・情報収集力を高めた。

## ウ) 防災分野

- 「地上デジタル放送及び緊急警報放送システム（EWBS）」については、ニカラグアで同国での導入に向けたパイロット事業が実施され、CATAC（中米津波警報センター）長官やTELCOR（ニカラグア通信郵政庁）長官等のハイレベルが高い関心を寄せた。また、ペルーにおいてEWBSの中南米域内への普及を目的とした第三国研修が実施された。
- 中米・カリブ地域では過去の「中米広域防災能力向上プロジェクト（BOSAI）」等<sup>85</sup>のアセットをいかしながら、ドミニカ共和国「建築物耐震性診断能力強化」（国別研修）、メキシコ「災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。
- CSISと共同実施した防災をテーマとした調査を通じ、CSISから政策提言（ポリシーブリーフ）が公開され、仙台防災枠組みやBBBの概念周知、国際的枠組み構築の重要性を訴えられた。2022年3月のポッドキャストでの発信で、ポリシーブリーフの内容を域内に普及した（閲覧1,247件）。

## エ) 都市環境問題

- ペルー、コロンビア、パラグアイでは、質の高いインフラ投資原則と都市モビリティの関係について調査を実施し、3か国の主要都市におけるMaaS（Mobility as a Service）を取り入れた都市の発展と質の高いインフラ投資の在り方について課題提起・政策提言を行うセミナーを実施した。
- ペルーでは、リマ首都圏においてTODを取り入れた都市計画を推進するため、日本のTOD経験を参考にして「TOD能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。
- ニカラグアでは、水銀調査・分析に関し、2003年以降の日本の研究機関による指導及び2017年以降の技術協力の成果として、実施機関で蓄積・発展した技術や経験を他国へ普及する、第三国研修「水銀分析能力強化」が採択され、実施準備が行われた。
- パナマではメトロ3号線事業を継続的に実施しているほか、日本のTOD経験を参考にして、同3号線のTODの実現のために基礎情報収集調査を実施し、その実現性を検証した。

<sup>85</sup> 「中米広域防災能力向上プロジェクト（BOSAI）」（2007年5月～2012年5月）、「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」（2015年7月～2020年6月）

## オ) 格差是正

- ホンジュラスでは、先行案件での成果を活用し、条件付き現金給付を受給している貧困世帯を対象にした金融包摂案件「地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト」を開始した。また、既存の協力をベースに、住民が必要とする取組が地域の開発計画に反映・実施されるためのプロセスを強化すべく「SDGs・ホンジュラス国家アジェンダ2030に資する地域開発計画マネジメント体制構築支援プロジェクト」を開始した。金融包摂に関してはグアテマラで「移民送金を活用した金融包摂推進アドバイザー」（専門家）を派遣した。
- 中米・カリブ地域に多い農業セクター従事者の格差是正のため、フードバリューチェーン構築や地域ブランディングに資する協力を形成・実施した。具体的には、エルサルバドル「非伝統製品のフードバリューチェーン構築支援プロジェクト」、中米北部3か国やセントルシアにおける「一村一品活動」、グアテマラ「サステイナブルコーヒーバリューチェーンモデル形成のための調査」、キューバ「輸出促進アドバイザー派遣」を通じた競争力ある製品の発掘等の活動が行われた。さらにSICAへの「農業アドバイザー」派遣を実現し、またベリーズではフォローアップ事業を通じた農産品の収穫後保管施設の整備が行われた。

## ③ 日系社会との連携強化

- **コロナ禍の日系団体に対する迅速な支援の拡充及び実施**：コロナ禍において行動が制限されるなかで困難な状況におかれた各国日系団体のニーズ及び日本政府の要請に応えるために、関係省庁と調整の上、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、2020年度に申請受付を開始し、2021年度までに124団体284件の助成金交付を行った。
- **民間企業や自治体等との連携強化**：中南米日系社会との連携強化を目的とした戦略的取組として、機構の国内拠点を中心に連携パートナーの発掘に精力的に取り組んだ。2021年度は、経済交流の活性化を目指す「OKINAWA TO 沖縄プロジェクト」としてセミナーを開催し、これまで計9回の現地日系社会への調査団に参加した中小企業など約270名が参加した。日本企業が移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決への貢献と、中南米地域でのビジネス展開の実現が期待される。このほか、北陸センター及び中部センターが自治体や商工会議所と中南米に関するセミナーを実施した際に、日系社会連携を紹介し、連携の強化を図った。
- **海外移住資料館のネットワーク強化を通じた広報・啓発**：2002年に開設した海外移住資料館では、総合学習として来館する児童・生徒に対する教育プログラム、企画展示、オンライン講演会やオンライン公開講座等を実施した。また、移住関連資料の収集・保管及び日系資料館連絡協議会参加による海外の世界各地にある日系資料館との情報交換と連携を進めた。11月にはブラジル日本移民資料館がホストとなって開催し、7か国の資料館が参加した「第1回日本移民資料館国際シンポジウム」を支援し、オンライン参加した。また、第3回JICA海外移住懸賞では「日本人の中南米への移住」をテーマに論文及びエッセイ・評論を公募し、第1回JICA海外移住懸賞論文特別賞受賞者講演会「フジヤマのトビウオとブラジル日系コロニアの戦後」を行うなど、国内外の移住研究者との連携も深めた。さらに、日本国内の中南米日系人社会に対する支援策を検討するために「多文化共生・日本社会を考える」連続セミナーを7回開催し、官民の国内関係者1,439名が参加して情報共有と連携の強化を図った。

#### ④ 戦略的な取組及び成果

##### DXやイノベーションを取り入れた協力：

- 「中米・カリブ地域With/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」では、当該地域23か国のデジタル・通信分野の現況に関する取組の最新情報を収集し、ドミニカ共和国におけるデジタルヘルス、グアテマラにおける地殻変動モニタリング、治安DXのためのオンライン勉強会、ニカラグアにおけるEWBS、全域を対象としたDAISY (Digital Accessible Information System) を用いたインクルーシブ教育研修、パナマにおけるStartupLINK Webinar等をパイロット事業として、今後の同地域の開発におけるデジタル技術の活用について提言した。
- 「中南米・カリブ地域スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査」を通じ、中南米・カリブ地域のSDGs達成に貢献し得る本邦スタートアップ企業の発掘を行い、海外展開を後押しするTSUBASAプログラムをIDBLabとの協業で形成した。オープン・イノベーション・チャレンジを開催し、結果8社に対してインキュベーション・アクセラレーションプログラムを実施した。本邦スタートアップを国際協力へ誘引する仕組みとして、また、IDBLabとの連携や2020年7月に締結されたスタートアップ支援機関連携協定の具体的な取組実績となり、本邦スタートアップ企業との連携の在り方についての一つのモデルを提示した。
- 「中南米・カリブ地域におけるICT環境整備及びデジタル技術を活用した機構事業の遠隔実施推進に係る情報収集・確認調査」を通じて、中南米・カリブ地域での遠隔事業実施に係るICT環境の整備方法やデジタル技術を用いた仕組みづくり及びその定着を促進した。例えば、コロナ禍で現場の確認やネット環境が脆弱な地域とのコミュニケーションが困難となっている状況を解決するため、「SICA地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト」を事例に、地方遠隔地の生物情報のモニタリングと収集を本調査の実証調査として実施した。具体的には、開発した携帯アプリを用いて住民がモニタリング、発信した情報を行政が取りまとめる形での報告体制を試行、実現した。その他、資金協力の現場の遠隔モニタリング、中南米地域の時差を克服する工夫としてLMS (学習管理システム) やICT資機材の効果的な組み合わせ等により遠隔研修の実施を促進した。
- CSISと、中南米地域での防災と高齢化対策を具体的なテーマに、DX要素の導入検討を目的とする共同調査「デジタル・トランスフォーメーションを通じた中南米地域の社会経済開発に関するプロジェクト研究」を実施した。DXが、防災情報の発信や分析に加え防災体制や行政業務の改善、高齢化では、高齢者ケアのほか社会・経済の構造的な課題の解決ツールになり得ることを確認した。
- 「南米地域におけるソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) に係る情報収集・確認調査」を通じ、南米3か国 (ブラジル・コロンビア・ペルー) におけるSIB導入可能性を調査した。
- **世銀・IDBとの連携**：世銀とは11月に中南米・カリブ地域では2回目となるハイレベル対話 (Deep Dive) を開催し、ボリビア・グアテマラで保健セクターでの連携、気候変動・保健分野等でのIFCとの連携拡大を検討することを確認した。IDBとはオンライン定期協議会を開催して、両機関の域内連携の具体的方策、課題等を共有し、新CORE対象分野の拡大 (質の高いインフラ、防災、グローバルヘルス) を踏まえて2022年度の協調融資候補案件を形成することを合意した。
- **JICAチェアに関する取組**：2021年度は20か国でJICAチェアを実施した。特にグアテマラでは、大学の単位を取得できるコースとして立ち上げることができた。また、図書寄贈をグアテマラ、セントルシア、ボリビア等7か国に行ったほか、JICAチェア実施大学による日本財団の図書寄贈プログラムへの応募を支援した。加えて、ボリビア国立ガブリエル・レネ・モレノ大学、アルゼンチ

ン国立ラプラタ大学とJICAチェアのための協力覚書を締結し、持続的な実施体制を構築した。また、JICAチェアを一層充実させるための取組として、上述のボリビアの国立大学が行う「日本式経営・生産性向上マネジメントのボリビアにおける導入事例・通用性調査」を支援した。

## ⑤ 事業上の課題及び対応方針

中南米・カリブ地域は、新型コロナウイルス感染症の拡大により最も経済的・社会的影響を受けている地域の一つである。これを踏まえ、2022年度は、特に、ウィズコロナ、ポストコロナの経済・社会復興のための支援を行う。また、気候変動対策、防災分野の支援を継続する。

### No.5-5 アフリカ

アフリカ地域は、北アフリカを含め13億人の人口を有し、2050年には25億人に達するとされる。このようなアフリカの潜在力に世界各国が注目し、2021年秋以降これまでに、中国、EU等がアフリカ各国の首脳級・閣僚級とのフォーラムを開催し、2022年度中には米国、日本（TICAD8）等も開催を予定している。2021年度は「TICAD7における日本の取組」の最終年度に当たり、経済、社会、平和と安定の三本柱に基づいた取組を実施した。特にコロナ感染拡大に対応した保健医療協力、デジタル化・スタートアップビジネスの推進、TICAD8に向けた機構の協力の方向性の具体化を行った。また、ウガンダ国会にて機構の協力を称賛する決議が採択された。

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- **TICAD7における日本の公約実現に向けた取組の推進**：2019年に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において発表された日本の取組を実現すべく、「経済」、「社会」、「平和と安定」の3分野における取組を着実に実施した（具体的な取組は②に記載）。その結果、産業人材育成、教育において公約された目標値を大きく上回る成果を実現した。また、TICAD7を契機に発足した「アフリカビジネス協議会」への各種活動への参画や、内閣官房が主導する「アフリカ健康構想」に係る調査に対しアドバイザー・パネルへの参画等側面支援を行うなど、機構以外のアクターによるTICAD関連活動の実施に貢献した。
- **2022年TICAD8に向けた取組への貢献**：2022年に予定されているTICAD8に向けて、組織横断的な実施体制を形成し、機構の取組方針として「強靱なポスト/ウィズコロナ社会構築に係る対アフリカJICA協力の方向性」を取りまとめるとともに、各重点分野の貢献策を具体化した。同方針及び貢献策は数週間に及ぶ勉強会を通じて外務省に共有し、その後の外務省による日本の貢献策案の検討に貢献した。さらに、上記方針案を踏まえた2022年度以降の新規案件の形成を推進した。また、機構は定例の共催者会合や7月のTICADプロセス・モニタリング合同委員会にもオブザーバーとして参加する等して情報収集に努め、実施機関としての各種施策の検討にいかした。この他、TICAD共催者である国連開発計画（UNDP）と連携して、TICAD8に向けた機運醸成のためのオンラインイベント（Afri-Converse）を隔月で開催（毎回200～300人が参加、計5回）するとともに、アフリカにおける機構の協力の付加価値を国際社会やアフリカ各国及びその市民層に対して理解を得るべく在外広報戦略の策定、在外拠点における戦略的広報の推進、TICAD特設ウェブサイトの設置等戦略的広報を推進した。
- **東京オリンピック・パラリンピックへの貢献**：アフリカ10か国のホストタウンに登録した11の自治体において、受入国、日本との関係及び国際協力（機構事業）に対する理解を促進することを

目的として、開発教育教材の制作・配付及び国際協力出前講座を実施し、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした自治体による国際協力活動を支援した。特に、南スーダンのホストタウンである前橋市では、前橋市の協力と同市民の支援を得て、2019年11月から1年9か月にわたり、南スーダン陸上選手団の事前キャンプを実現した。さらに、海外協力隊が指導するマダガスカル・柔道、ケニア・バレーボール、マラウイ・柔道、ザンビア・陸上競技の選手が出場し、アフリカ諸国の東京オリンピック・パラリンピックでの活躍を下支えした。

- **日アフリカ官民経済フォーラムへの貢献**：日本政府が主催した日アフリカ官民経済フォーラムで、機構関係者が二つの分科会に登壇し議論に貢献するとともに、二つのサイドイベント「グリーンビジネスと気候投資」（UNDP及びUNIDOとの共催）及び「日本×モーリシャス投資促進セミナー」をオンライン開催した。前者はグリーンビジネスの機会と気候投資の必要性を提唱するとともに、実際の事業者の取組事例を紹介し、後者は2020年の船舶座礁事故とコロナ禍で大きな影響を受けたモーリシャスについて、アフリカ投資のゲートウェイとしてのビジネス環境を紹介した。
- **「東京栄養サミット2021」への貢献**：12月に日本政府が主催した東京栄養サミット2021において、理事長がハイレベルイベントに登壇し、AUDA-NEPADとの連携で実施している「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」の取組を広く国際社会に対して発信。また、サミットまでの期間も、メディアや機構のウェブサイト・SNS等で積極的な広報活動を実施した。

## ② 重点領域への支援

### ア) 「経済」開発分野

- ▶ **イノベーションと投資の促進**：開発途上国の社会課題解決に挑戦する起業家に対して多面的な支援を行う「Next Innovation with Japan」（NINJA）をアフリカ地域で展開し、ナイジェリア（8社）、ケニア（10社）、ウガンダ（5社）の企業に対しアクセラレータープログラムを提供する等、各国でのスタートアップ育成のためのエコシステム構築に取り組んだ。また、2021年2月に実施したビジネスプラン・コンテストで選抜された優秀企業69社について、会社概要やビジネスモデルを紹介するデジタル冊子を作成した。
- **産業人材の育成**：2019年度から開始したABEイニシアティブ3.0は、2020年度に引き続きコロナ禍の中で研修員の本邦受入れに制約が生じたものの、第3期生として94名を本邦に受け入れたほか、来日が困難な研修員14名が遠隔で本邦大学に入学/受講した。また、大学での講義に加え、新たな取組として、機構の長期研修員に加え、日本滞在中のアフリカ人留学生（国費・私費留学生を含む）を対象とした「ビジネス・プログラム」を提供した。長期研修員とビジネス・プログラムの参加者総計268名がABEイニシアティブ3.0に新たに参加した。
- また、2017年度に開始した「カイゼン・イニシアティブ」にて、ケニア、タンザニア、エチオピア等アフリカ9か国でカイゼンに関する技術協力プロジェクトを継続実施した。また、同イニシアティブの一環として、「2021年アフリカ・カイゼン年次会合」をタンザニアで開催（オンライン併用）し、アフリカカイゼンアワード2021の授与、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ・アクションプランの議論などを行った。
- 2019年度から開始した「JICA-高専オープンイノベーションチャレンジ」の3回目を実施した。これまで10校の高等専門学校が参加し、ケニアやルワンダの学術機関・現地企業の他、本邦自治体・企業等との協働を通し、アフリカの社会課題解決と地元産業に貢献するリバーイノベーションに取り組んだ。また、2021年度は大学・大学院・専門学校生向けの一般部門が新たに創設さ



れ、日本全国から学生100名以上全30チームが参加した。2021年度は最終報告会を2回実施し、各々のチームが開発した試作品の成果発表を行った。

- アフリカ6か国が対象の「アフリカ地域の社会課題解決に向けた科学・技術・イノベーション活用促進のための調査研究」では、世界の民間企業や学術機関等から提案されたアイデアをアフリカの社会課題解決に活用する実証実験を実施した。本取組を踏まえ、民間企業自身による事業継続や機構の技術協力プロジェクトでのプロダクトの継続活用の検討が進んだ。また、機構が民間企業のソリューションを公募し、既存の技術協力プロジェクトに活用するプラットフォームを構築し、民間企業からの募集・契約手法について同様の契約を行う複数の機構関係部署に共有した。
- 2020年度に開始したアフリカ保健医療分野企業のビジネス拡充を通じて、パンデミックへの強じん性強化に取り組む「Home Grown Solutions」アクセラレータープログラム（AUDA-NEPADとの連携事業）について、東部アフリカの企業56社から選抜した5社に対して経営支援を行い、支援企業において700万ドルの資金調達（日系のベンチャーキャピタルからの出資を含む）や医療消耗品の増産（約2倍）が実現するなど具体的な成果が確認された。さらに、東部アフリカ地域での成果・教訓を基に対象地域をアフリカ全体に拡大するフェーズ2を開始した。
- **官民連携推進**：アフリカビジネス協議会では、引き続き機構上級審議役が企画運営委員会の常任委員として参画し、官民連携推進に対する助言を行ったほか、農業ワーキンググループ及びヘルスケアワーキンググループの議論に対してインプットを行った。特に、ヘルスケアワーキンググループに関しては、内閣官房が実施するアフリカ健康構想に係る調査のアドバイザー・パネルを機構職員が務めた。
- **質の高いインフラ投資**：運輸交通分野では、ガーナ「第二次テマ交差点改良計画」（無償資金協力）に係るG/Aを締結するとともに、運輸・交通インフラを支えるための11件の技術協力を新たに開始した。例えば、コンゴ民主共和国では、「キンシャサ市都市交通マスタープラン実施促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、2016～2018年度に策定した都市交通マスタープランの実現に向けた委員会の設立及び同組織の能力強化、他ドナー連携に向けた調整能力向上に取り組んだ。ケニアでは、「公共バス運営改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、公共バスの管理体制の構築や、行政機関及び運営事業者の能力強化の実施を通じて、ナイロビ首都圏の公共バスサービスの質の向上に取り組んだ。
- 電力分野では、マラウイで「リロングウェ市における変電所改修計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。また、ケニアで「地熱発電事業における蒸気供給管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、円借款・技術協力により進めてきたオルカリア地域における地熱開発を同地域以外にも展開するため、ケニア地熱開発公社の人材育成・能力開発に取り組んだ。
- **債務持続可能性の確保**：債務管理アドバイザーをエチオピアに派遣した。世銀と連携し、オンラインで実施した課題別研修「公的債務とリスク管理」をアフリカ15か国より26名が受講した。
- **産業の多角化**：農業分野では、2030年までにコメ生産量倍増を目標とする「コメ増産イニシアティブ（CARD）」を通じ、アフリカ32か国で協力を展開している。2021年度はリベリアで「小規模農家コメ生産向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。また、TICAD7で公約した「SHEP100万人宣言（100万人にアプローチを届ける）」を推進すべく、「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」をアフリカ26か国で実施した。2021年度は、国際農業開発基金（IFAD）、ササカワ・アフリカ財団、国連食糧農業機関（FAO）、民間企業等様々なアクターとの連携によりSHEPアプローチの展開を図った。また、ルワンダでは「コーヒーバリューチェーン強化振興プロジェ

クト」(技術協力プロジェクト)を6月に開始し、栽培・加工・流通の各バリューチェーンの工程において組織体制の強化、生産技術の改善や市場認知度の向上等を支援することにより同国コーヒー産業の高付加価値化と持続性向上に取り組んだ。

- ブルーエコノミー分野の取組として、モーリシャスにおける「統合的沿岸域生態系管理システム構築プロジェクト」(技術協力プロジェクト)及び「沿岸域ブルーエコノミーの持続的な開発を通じたコミュニティ生計改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始し、海を守りながらその恵みを経済・社会発展にいかす協力を展開した。
- 自動車産業のバリューチェーン構築に係る調査を開始し、同調査結果をオンラインイベントで発表した。同イベントには、アフリカ自動車工業会(共催者)、アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)事務局、豊田通商(株)、いすゞ自動車(株)等から、アフリカの自動車生産や流通・販売等の専門家が参加して議論を展開した。日本及びアフリカ内外より約270人が聴衆として参加し、多くの質問やコメントが寄せられ、高い関心がうかがわれた。

## イ)「社会」開発分野

- 「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づく包括的な保健医療分野の取組：予防、警戒(研究)、治療の3本柱に基づき、以下の取組を行った。
- **予防**：保冷設備や運搬用車両等の機材供与等を通じてワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、ガーナ、セネガル、マラウイ、モザンビークの4か国の無償資金協力「新型コロナウイルス感染症機器対応緊急支援計画」のG/Aを締結した
- 国境での感染症対策強化のため、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソ及びベナンの5か国を対象とする「新型コロナウイルス感染症を含む公衆衛生危機に対応するための国境管理能力向上計画」(無償資金協力)(国際移住機関(IOM)経由)のG/Aを締結した。これは、上記5か国の6か所の国境で、新型コロナ感染症対策を含む公衆衛生基礎施設及び関連機材を整備し、1,000人を超える国境職員の感染防止、170万人を超える越境者の感染症拡大防止を行うものである。
- アフリカ輸出入銀行向け海外投融資「アフリカ地域COVID-19対応支援事業」(融資)に係るL/Aを締結した。これは、同行の新型コロナ対応関連融資に係る資金を融資することにより、アフリカ域内におけるワクチン製造ラインの整備を含む医療品・医薬品の域内製造・供給能力の強化、病院等保健医療関連施設の整備等を図り、もってアフリカの保健医療体制の強化及び新型コロナ拡大からの社会経済のより円滑な回復を支援するものである。
- **警戒(研究)**：ギニア向けに「国立公衆衛生研究所建設計画」として、22億2,700万円を限度とする無償資金協力のG/Aを締結した。
- **治療**：重篤なコロナ患者の集中治療室(ICU)における治療方法について、オンラインで日本から指導する遠隔研修を、ケニア、セネガル、モザンビークで実施した。並行して、ケニアでは現地でのICU医療資機材・施設整備の契約・調達を進めた。セネガル・モザンビークでは2022年度上半期中の完工・納品を目標に契約・調達を実施した。
- 中長期的な対応として、ケニア、エチオピア、セネガル等22か国を対象とした「新型コロナウイルス感染拡大を受けたアフリカ地域保健医療施設・機材に係る情報収集・確認調査」を2020年度に引き続き実施中し、2022年度以降の協力案件の発掘形成を進めた。
- シェラレオネで「中央子ども病院サービス向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を10月に開始した。

- 「質の高い教育」の提供：デジタル技術を活用した質の高い教育を推進した。ルワンダで、「ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を5月に開始し、全国の教員養成校でのICT利活用型教材の開発と導入、教員養成校と附属校の連携強化、さらに附属校とその近隣小学校での現職教員研修及び保護者連携型授業外学習に取り組んだ。
- ケニアで実施中の「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AUネットワークプロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）を通じて、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）とタイチュラロンコン大学との新型コロナに関する共同研究を実施した。本共同研究は、FOIP/AOIPに基づきアフリカと東南アジアのパートナーシップ強化を目指している。
- 「持続可能な都市づくり」：TICAD VIで打ち出した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」に基づき、国際機関・中央政府・地方自治体等など多様なアクターとともに適切な廃棄物管理とSDGsゴール12の達成に向けた取組を継続した。本プラットフォームの加盟国・都市は設立当初（2017年4月）の24か国23都市から42か国99都市へ拡大した。
- 南スーダンでは、「ジュバにおける廃棄物管理改善計画」（無償資金協力）に係るG/Aを締結するとともに、「ジュバ市きれいな街プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。機材・重機の整備と、廃棄物管理全体のサービス運営に必要な技術能力の向上と組織面の強化を同時に進め、ジュバ市の市内の衛生環境改善に取り組んだ。
- この他、エチオピア、南スーダン、ルワンダ、ケニアで都市における安全で清潔な水の供給を強化する技術協力プロジェクトを開始した。
- スポーツの普及：南スーダンで「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、民族融和を広める平和大使の活動を後押しするワークショップを開催した。2022年3月には第6回国民スポーツ大会（NUD）を開催した。また、スポーツ分野のJICA海外協力隊員10名をアフリカに新規派遣し、2020年度からの継続派遣（7名）と合わせて17名の派遣を実現した。
- 国際的な取組として、AFDが開設したプラットフォーム「Sport en Commun」に加盟し、スポーツを通じたSDGsの推進に関する取組を情報発信・収集するとともに、加盟団体とのパートナーシップ強化に取り組んだ。

#### ウ) 「平和と安定」分野

- **ウガンダ国会にて機構の協力を称える決議の採択**：ウガンダでは、2020年6月まで実施した「西ナイル・難民受入地域レジリエンス強化プロジェクト」に引き続き、10月より同プロジェクトフェーズ2として、ウガンダ西ナイル地域12県において、地方行政の難民・受入れ地域住民を対象とする開発計画策定・実施に係る能力向上を通じ、西ナイル地域における統合的開発計画の推進に取り組んだ。こうした功績が評価され、12月にウガンダ国会にて機構の協力を称える決議が採択された（同国国会において特定の国際協力機関による協力を称える決議は史上初めて）。国会における議員の発言ポイントは以下のとおり。
  - 機構は、他の援助機関にはないような、緊急支援から開発協力まで切れ目のない支援、人材育成を中心とし成果を重視した協力を実施。優れた日本の技術の導入も評価。
  - 機構は魚を与えるのではなく、魚の獲り方を教えてくれる持続的な発展のための援助、人の尊厳、人の育成、人間の安全保障を重視した援助を実施。
- 南スーダンでの平和構築支援、ウガンダでの難民受入コミュニティ支援や難民の自立支援、イスラム過激派によるテロが拡大するサヘル地域への支援、アフリカ諸国の制度構築支援やガバナン

ス強化に資する人材育成、海上保安能力向上に資する巡視艇の供与等を引き続き実施した。

- 南スーダンでは、前出の「ジュバにおける廃棄物管理改善計画」（無償資金協力）、「ジュバ市きれいな街プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始したほか、専門家「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」を新たに派遣した。また、従前からの「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等に取り組んだ。
- コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソ及びベナンの5か国を対象とする無償資金協力「新型コロナウイルス感染症を含む公衆衛生危機に対応するための国境管理能力向上計画」（前出）、ブルキナファソに対するPCR検査機器等の供与・技術指導を通じた新型コロナウイルスの検査体制強化（技術協力）などを通じ、社会の安定化に貢献した。
- ナイジェリアでは、UNDPとの連携による「ナイジェリア地方行政ワークショップ」を10月に首都アブジャにて開催し、ボコハラムに代表される過激派グループの活動により多くの難民、国内避難民が発生している北東部地域・北部中央地域の地方行政官48名を対象に、紛争影響地域における地方行政の役割、日本の地方行政で住民参加を促進する仕組み、平和都市・広島戦後復興、東広島市の住民参加型計画策定・住民と協働したまちづくり等について研修を行った。
- ジブチでは、巡視艇及び係留用の浮棧橋の整備を通じてジブチ沿岸整備隊による海難救助や海上法執行の能力強化を図るための「海上保安能力向上計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。

### ③ 戦略的な取組及び成果

- **TICAD8に向けた政策研究の実施**：TICAD8の機会を捉えて、TICAD共催者・アフリカ各国政府関係者に対してポストコロナ時代のアフリカ開発に関する政策提言を行うべく、「人間の安全保障」及び「経済構造転換」の2テーマについての研究事業を開始した。
- **アフリカ連合の優先課題への貢献**：アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）やアフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA）等のアフリカ連合の優先課題に対する具体的な貢献を行い、アフリカのオーナーシップを尊重する姿勢を示した。AfCFTAに関しては、AfCFTA事務局関係者とASEAN事務局・ERIA（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）とのオンライン意見交換会を2回開催し、AfCFTA関係者にASEANの経験を共有する機会を設けた。また、AfCFTA事務局関係者と日本企業のオンライン意見交換会を開催し、日本企業のAfCFTAに対する理解の深化に寄与した。この他、世界税関機構との連携に基づく税関分野のマスタートレーナー養成のための新規プログラムを開始するとともに、物流のボトルネックを分析する調査、ビジネス法分野の調査など、AfCFTAの円滑な運用を支援する取組を継続した。
- アフリカ連合が新たに採択したPIDAの第2期優先行動計画に対する貢献を念頭に、デジタル技術の活用（もしくはDX推進）等を含む回廊開発分野での機構の協力方針を検討すべく情報収集・確認調査を開始した。また、AUDA-NEPADと連携し、PIDAの進捗に関するデータベースの更新・改善や、進捗報告書の作成に取り組んだ。
- **戦略的なパートナーシップの強化**：AUDA-NEPAD、世銀、国連開発計画、フランス開発庁との年次協議の機会を捉えて、TICAD8に向けた機構の取組方針の発信や、サイドイベントを含む連携事業の企画に努めた。特に、AUDA-NEPADとは、業務連携協定の改訂を通じて連携分野の拡充を両機関で合意した。
- **積極的な対外発信**：アフリカ開発銀行主催の「日本アフリカビジネスフォーラム」及び「アフリ

カ・レジリエンス・フォーラム」、国連工業開発機関主催の「アフリカ工業化サミット・サイドイベント」、セネガル政府主催の「第7回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム」の国際イベントに機構役員等が登壇し、機構のアフリカにおける取組を発信した。

- **知日派の育成**：ABEイニシアティブやSDGsグローバルリーダー等の長期研修事業に加えて、アフリカの大学等との連携の下で日本の開発経験に関するJICAチェアを7か国で実施した。

#### ④ 事業上の課題及び対応方針

- **新型コロナウイルスの状況**：2021年夏以降は海外協力隊を除いては、2019年度並みの事業実施体制にほぼ回復した。しかし、11月に南アフリカで新種の変異株が確認された後、アフリカ域内をはじめ世界的に感染が再拡大し、再び各国の入出国規制が厳格化したため、アフリカでの事業推進にも影響を与えた。アフリカでは、ワクチン接種率が世界的にも低い水準に留まっており、また今後の新型コロナウイルスの感染状況も予断を許さないことため、常に最新の感染状況を注視しながら、慎重な対応を講じていく必要がある。
- **TICAD8**：TICAD8は、2022年の夏にチュニジアで開催することを想定して準備を進めているが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大等により、開催方式等の見通しをつけることが困難な状況にある。このような状況の下、機構としてはTICAD8に向けた対外発信やサイドイベント等の準備を進める必要があるため、新型コロナの感染状況等を注視しつつ、外務省とも十分な意思疎通を図った上で、あらゆる事態を想定して柔軟に対応ができる方策を講じていく。

### No.5-6 中東・欧州

中東地域は、「アラブの春」から10年という節目の年になるが、依然として多くの国や地域で政情不安等により、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱えている。直近ではイランと米国の対立の激化、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区への攻撃等、地域を不安定化させる要因が増大しており、将来の展望が見えづらい状況が続いている。シリアからの難民問題は、当該地域のみならず欧州諸国への影響も大きく世界的な問題に発展している。

欧州地域は、2022年2月24日に突如始まったロシア軍によるウクライナ侵攻による国際秩序の揺らぎに対し、国際秩序の維持のために世界的な対応が必要となっている。また、将来的なEU加盟を目指して環境などのEU基準の順守等が期待されている。

こうした状況を踏まえ、中東及び欧州地域に対しては、今後の同地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進に主眼を置き、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援した。特に、国際秩序の維持に国際協力の側面から貢献するため、対ウクライナ及び周辺国への緊急対応を迅速かつ適宜適切に実施している。

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- **新型コロナウイルス感染症対応**：新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する協力を実施した。中東・欧州地域14か国を対象に、日本の医療・保健・衛生分野の技術・知見・経験を共有し、近隣諸国間の経験・教訓の共有を促進することにより、各国医療機関の同分野への対応能力の向上を図るため「医療関連感染予防・管理」研修を企画した。ヨルダンでは、11月に新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款のL/Aを調印し、社会保障の拡充や雇用創出及び新型コロナワクチン接種の促進を行った。エジプトでは、第三国研修を通じて病院中央滅菌室整備機材一式、PCR

検査機器、超低温冷凍庫等の新型コロナ関連機材を供与した。また、既存の「病院の質向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のプロジェクト対象50病院（うちコロナ感染拡大期には35病院がコロナ対策指定病院であった）への日本の事例紹介等の院内感染予防含む5Sカイゼン関連研修を実施し、新型コロナ感染対策に貢献した。さらに、新型コロナ重症化マーカーの再現臨床実験に関する情報収集確認調査の一環として、全自動免疫測定装置及び試薬の調達を3大学医学部へ供与した。

- パレスチナではワクチン輸送用保冷機能付き車両等のワクチン接種関連機材を供与することにより、新型コロナウイルス感染症ワクチンの効果的で安全な接種体制の構築を目指す「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。また、「新型コロナウイルス影響下における感染性廃棄物管理プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、感染性廃棄物管理能力の向上に係る技術協力及び関連機材の供与を行った。イラクでは、感染症予防のためのガイドラインを作成し、インフラ工事に従事する作業員への配布を行ったほか、パレスチナ、イラク、ヨルダン、レバノンでは、既存の技術協力プロジェクトや過去の協力の成果の発現や拡大につながるよう、防護用資機材（マスク、防護服）の供与、感染予防・緊急医療対応に係るセミナーの開催等を実施し、特に脆弱層の感染拡大防止及び公共サービス運営の維持に貢献した。コソボでは強じんな保健システム構築に向けた情報収集及び協力アプローチ案の検討を行ったほか、不足している病院への医療用ベッドの整備等を実施した。またアルバニアではワクチン保管のための超低温冷凍庫を含む保存庫の整備及び冷凍・冷蔵バンの整備等を実施している。チュニジアでは技術協力プロジェクト（新型コロナウイルス対策）を通じて医療機材管理能力強化、感染症検査・分析能力強化に貢献した。
- **エジプト・日本教育パートナーシップ**：2016年2月に日本・エジプト両国政府間で締結された同パートナーシップの目標達成（5年間で2,500名の留学生・研修生受入れ含む）への貢献に向け、コロナ禍による水際対策強化の影響を大いに受けたものの、しかるべき対策を行いながら水際対策緩和等のタイミングを捉えつつ来日を継続し、2022年3月末時点で累計1,541名の留学生・研修生・研修員を受け入れ、就学前教育、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージで協力を推進した。例えば、「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」（円借款）では、2021年度に39名（累計で474名）の留学生・研修生を受け入れた。また、エジプト・日本学校（EJS：Egypt-Japan School）は、2022年3月までに48校が開校した。技術協力、円借款及びボランティア事業による多面的な教員研修等の協力成果もあり、特活認証制度を公式な制度として開始するなど、特別活動の定着や学校運営の安定に向けた着実な取組を行った。また、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）では、日本の開発経験を学ぶ「JICAチェア」のオープニングイベントを開催した。同イベントには、高等教育大臣、国際協力大臣、国家研修アカデミー長、在エジプト日本大使、国際大学長、機構理事長等、約300名の聴衆が大学構内及びオンラインで参加し、E-JUSTによる「日本の近代化を知る」の今後の活用を学内外に周知するとともに、エジプト政府高官から認知・理解を得たことで、E-JUST内だけでなくエジプト国内のJICAチェアの更なる展開・拡大への足掛かりとなった。
- **平和と繁栄の回廊構想**：日本政府が提唱する同構想を実現するため、工業団地の法的枠組み分析や運営改善アドバイス等、ジェリコ農産加工団地の開発に対する支援を引き続き実施した。
- **パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD：Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development）**：「二国家解決」による和平実現に向けて、東アジ

ア諸国のリソースや経済発展の知見を動員してパレスチナの国づくりを支援すべく、2013年2月に日本政府が立ち上げた地域協力枠組みであるCEAPADの下、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府職員等に対する技術研修を実施し、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を支援してきた。新型コロナウイルス感染拡大により、予定していた訪問型の第三国研修が実施できない中、受入れ国政府機関の協力により、遠隔ワークショップ型の研修を開催した。

- **ヨルダン支援会合（ロンドン会合）**：日本政府は、ヨルダンに対して最大3億ドルの譲許的借款と5年（2019～2023年）で約1億ドル程度の無償資金協力の供与を2019年に表明しており、同表明の達成に資するものとして、既述のヨルダン向けの新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款のL/Aを調印した。
- **日・サウジ・ビジョン 2030**：国際開発援助への共同貢献事業では、12月にサウジ開発基金と実務者間の知見共有セミナーを実施し、アフリカ、中東における技術協力について議論した。
- **西バルカン協力イニシアティブ**：2019年度以降、西バルカン協力イニシアティブに貢献する協力の着実な実施・展開に向け、環境保全（エネルギー効率化・再生エネルギー促進）分野の二国間協力の形成に加え、環境防災及び民間セクター開発分野の広域協力案件を含む新規案件を開始した。さらに、新興ドナーとの関係では、ブルガリア・北マケドニアの三角協力に加えて、ブルガリア・ソフィア大学との間でJICAチェアを継続開講している。また、ルーマニアの援助機関RoAid（Romanian Agency for International Development）と連携のために意見交換を行った。さらに西バルカン周辺国（スロベニア、チェコ等）との意見交換を行った。

## ② 重点領域への支援

### ア) 地域の安定化と人間の安全保障の確保

- **戦時下における緊急人道支援～復興・開発支援の検討**：2022年2月24日に突如開始されたロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、日本政府は少なくとも1億ドルの借款支援、ウクライナ避難民を受け入れるモルドバへの緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団派遣、自衛隊装備品の供与等を実施している。このうち、機構は1億ドルの借款支援として世銀との協調による緊急経済復興開発政策借款を3月中に事前通報まで準備した。また、周辺国への支援ニーズを確認すべく、緊急人道支援・保健医療分野ニーズ調査をモルドバに派遣・実施し、調査団第二陣等の継続的な人的貢献を検討している。また、停戦後即時の復興・開発支援に向けて、衛星画像等を活用した被害状況調査を準備した。加えて、モルドバに対する開発政策借款を検討しているほか、中核人材育成のための案件形成（JDS、長期研修）等も検討した。
- **零細農家支援**：小規模農家が市場のニーズに即した営農を行うことで農業収入を向上させるプロジェクトをパレスチナ、モルドバで実施した。パレスチナでは、農業庁の農業普及員が市場志向型の営農・技術指導を農民に実践できるように実施体制及び能力強化を2011年から支援しており、調査に応じた対象農家の農業所得が介入後の2年間で約1.5倍に向上したことを確認した。
- **難民支援（シリア難民、パレスチナ難民）**：多数の難民の受け入れのために、公共サービス等の負担が増大している難民受入れ国への支援を継続した。また、「平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」で2021年度に10名のシリア難民を留学生として日本に受け入れるとともに、個別専門家「難民を含む子どもに対するコミュニティレベルの精神保健・心理社会的支援の強化」を通じ、ヨルダンに避難しているシリア難民を含む子どもに対し、学校のカウンセラー等によるコミュニ

ティレベルの精神・心理社会的サービスを提供する体制の構築に取り組んだ。トルコでは、難民受入れ自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための「地方自治体環境改善事業」（円借款）のL/A締結を行った。パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）や「難民キャンプ改善計画」（無償資金協力）を通じて、難民の生活環境の改善のための取組を実施している。モロッコでは、慢性疾患・精神疾患を抱える難民に対し新型コロナウイルス対策の啓発活動や職業訓練をUNHCRと連携して実施した。

- **戦争からの復興・開発推進**：「イスラム国」（ISIL）から解放されたイラク北西部地域でインフラ整備を通じた民生向上支援を行うべく、円借款案件の形成を進めた。特に、基幹産業である石油産業を下支えして財政の安定や経済多角化に資する製油所改良事業の案件形成を進めた。また、既往円借款案件により、度重なる戦争や国際社会からの経済制裁で疲弊したインフラ（電力・上下水道分野等）の復興・開発を推進した。特にイラク南部バスラ県で上水道施設の整備を行う「バスラ上水道整備事業」（円借款）では、部分給水が開始され、市内への給水が始まった。さらに、ISILの影響で発生した国内避難民が帰還した地域で情報収集調査を実施した。同調査では、道の駅を設置し、ホストコミュニティと帰還民共同でのコミュニティ活動を促進する等、地域社会の融和に向けたパイロットプロジェクトを実施した。その他、イエメンでは、2011年3月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続する中、課題別研修「地域振興（一村一品運動）」のフォローアップとして、地方4県における中小企業を対象に、一村一品運動を紹介・導入するセミナー（オンライン）の実施及び必要な資機材の供与等、紛争が続く状況においても継続的に協力を推進した。
- **教育支援**：パレスチナでは、ヨルダン川西岸及びガザ地区を対象に就学前教室を含む10校の初等・中等学校の建設及び教育機材の整備により、初等・中等教育における学習環境の改善を目指す「教育の質及び環境改善のための学校建設計画」（無償資金協力）を実施している。ヨルダンでは、初等教育におけるシリア難民等脆弱層を含む全ての児童を対象とした学校ベースの学習環境改善モデルの開発及び実践を行う「学習環境改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。

## イ) 質の高い成長

- **エネルギー分野**：経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、イラク、ヨルダン、セルビア、エジプト等多くの国で推進した。イラクでは、同国最大級のバスラ製油所の改良を通じて、環境規制に合致した高品質の石油製品の精製を可能とする「バスラ製油所改良事業」（円借款）の工事が開始されたほか、今後の円滑な事業推進に向け、後続案件「バスラ製油所改良事業（第三期）」（円借款）のL/Aに調印した。ヨルダンでは、海外投融資による同国最大規模のムワッカル太陽光発電所が完工した。これにより、電力需給の改善や輸入エネルギー依存脱却、低（脱）炭素化の実現に貢献することが期待される。
- ▶ **インフラ分野**：イラクでは、南部に位置するコール・アルズベール港の修復・整備を行う「港湾セクター復興事業（II）」を通じ、グイテンダー船及びパイロットステーション船の引き渡しを完了した。加えて、国内唯一の深水港であり、幅広い商業貨物を取り扱うウンム・カスル港の港湾貨物ターミナル整備に対し、最大4,000万ドルを供与する融資契約に調印し、機構の海外投融資事業再開以降、初めてのイラク向け海外投融資を実現した。
- **環境分野**：持続可能な経済成長及び人間の安全保障の観点から重要な環境分野への協力をウクラ



イナ、イラク等で実施した。ウクライナでは、ボルトニッチ下水処理場の改修や廃棄物管理の協力を推進し、都市環境問題の解決に努めたほか、ウクライナ、セルビア及びコソボにて廃棄物管理の技術協力案件を実施した。アルバニア及びボスニア・ヘルツェゴビナでは、森林火災対策や生態系に基づく管理（Eco-system based management）を行う新規案件の形成を行った。エジプトでは、プラスチックごみの削減に向けた調査を実施し、国際機関と連携して廃棄物管理の協力を進めるための準備を行った。イランでは、汚染物質に関する対処能力の向上を通じた大気汚染の改善に向けた協力を実施している。

- **水産分野**：チュニジアでは、深刻な課題となっている違法・無報告・無規制漁業（IUU漁業）に対する指導の強化を図るため、漁業資源管理指導船2隻を供与する無償資金協力事業「漁業資源管理指導船建造計画」のG/Aを締結した。アルジェリアでは、漁業振興と水産資源の適切な管理のための国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」をオンライン・現地にて実施した。
- **債務・金融システムへの貢献**：ウクライナでは、債務・金融システムの確立及び維持に向けて、財務大臣アドバイザーの派遣を通じて健全な金融システムの育成に取り組んだ。イエメンでは、コロナ禍における債務救済措置である債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）を着実に実行するべく、イエメン政府との協議を進めた。
- **産業振興・投資促進**：パレスチナ・西バルカン等で、経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進を目指した協力を積極的に推進した。パレスチナでは、「産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、ジェリコ農産加工団地の開発を通じた産業振興や雇用促進、中小企業の実力強化を実施した。西バルカンでは、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロでの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアに普及・展開するとともに、関連するドナーも含めた成果共有セミナーを開催して連携可能性を追求し、域内協力促進に寄与した。モルドバでも「中小企業支援サービス全国標準化」（技術協力プロジェクト）を実施し、中小企業へのコンサルティングサービス提供に係る体制強化に貢献した。長い経済停滞の中で、雇用市場が求める技能と求職者のミスマッチが高失業率の原因の一つとされているヨルダンでは、国別研修「技術教育向上のための指導員能力向上（ハイブリッドカー及び電気自動車メンテナンス）」を、本邦実施から現地の技術教育機関と連携した研修へ切り替えることで実施にこぎつけ、同業界を牽引する人材のスキル向上と雇用可能性の促進に寄与した。さらに、ヨルダンでは、長期化した難民の自立促進に民間セクターからの資金やノウハウを活用することを検討するため、「難民関連ビジネス及び社会的投資に係る基礎情報収集・確認調査」を実施した。トルコでは、「小零細企業迅速支援事業」（円借款）を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小零細企業に対する緊急支援策として、世銀との協調融資により流動性資金の供給を行い、小零細企業の事業存続・雇用維持を図った。産業及び経済の持続的発展に取り組んだ。チュニジアでは、「品質/生産性向上プロジェクトフェーズⅡ」（技術協力プロジェクト）の活動完了に際してNational Productivity Dayを開催し、約200名の参加者に対してカイゼン活動の知見共有を行った。

#### ウ) 地域的取組の推進

- **地域における観光資源の有効活用**：パレスチナ、ヨルダン、エジプト等において、観光振興を支援した。パレスチナでは「観光回廊」構想を実現するために、「観光マーケティング・プロモーション」専門家を派遣し、地域をまたぐ魅力的な観光ルートの確立による地域としての観光プロモーション促進や日本をターゲットとした官民連携組織による観光プロモーション実施能力の強化

等を支援した。また、ジェリコヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルターの完成に合わせ、「文化遺産の保護（サイトマネジメント及び保全）」専門家を派遣し、遺跡保護と観光客増加の両立に向けた周辺サイトの適切な管理について助言した。ヨルダンでは、ペトラ地域観光の持続的発展のための包括的指針と行動計画の策定を支援すべく「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技協）を開始した。また、「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」のフォローアップ協力の一環で、ペトラ博物館のガイドブックの日本語版を制作し、2,000部を同博物館へ寄贈した。エジプトでは、円借款で建設を支援している大エジプト博物館に収蔵・展示される予定のツタンカーメン王コレクションの遺物を含む遺物の保存修復支援を行う「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を継続した。また、博物館開館に向けてマネジメント支援を行う「大エジプト博物館マネジメント支援」の専門家を派遣した。

- **広域防災協力**：北マケドニア、コソボ、モンテネグロ向けの広域技術協力では、持続的な森林管理を通じた生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上に取り組むとともに、広域セミナーの成果等を踏まえ、協力成果の拡充・域内展開を行うとともに、域内連携の強化を図った。この結果として、3か国と国境を接するアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナから同取組の実施・推進を要望する要請書が接到し、2022年度以降、対象国を増やして展開される予定である。

## エ) 人材育成、交流

- **留学生・研修員の受入れ**：ABEイニシアティブによる人材育成として、2021年度来日バッチ研修員として北アフリカ地域から15名を受け入れた。
- **日本研究短期集中講座を開催**：ブルガリア（2年度目、全9回、日本人による特別講義3回）、ウクライナ、モルドバ、エジプト、チュニジア、セルビア、トルコでJICAチェアを開催した。

## ③ 事業上の課題及び対応方針

- 地政学的に不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、リスクに係る情報収集・分析を基に事業計画の策定・実施、邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、中東地域は開発ニーズも大きい、技術協力協定締結が未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく必要がある。
- 戦争が継続するウクライナ及び避難民の流入が拡大する周辺国に対する支援ニーズが高まっていることに加え、食料価格、エネルギー価格の高騰により大きく影響を受けている国も多く、機構の各種スキームを活用しつつ、また他援助機関との協働体制を構築しながら、スピード感のある効率的かつ効果的な支援の検討が求められている。平時の対応によらない、柔軟かつ迅速な取組を検討・推進していく必要がある。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

引き続き、重要政策である自由で開かれたインド太平洋の実現やSDGsの達成に向けた取組を継続するとともに、太平洋・島サミットのフォローアップやTICAD8に向けた準備等、国際場裡における日本外交

の強化に寄与する取組の推進に期待する。また、ポストコロナにおける各国・地域における開発ニーズに沿った事業展開を行うよう留意ありたい。加えて、他ドナー・国際機関とも協調の上、案件形成・実施等に取り組むとともに、域内及び隣接地域を含む開発効果の高い案件の形成・実施に向け、本邦技術の効果的な活用を推進ありたい。

## (2) 対応

FOIPやSDGsの内容も含まれている第9回太平洋・島サミットの首脳宣言や具体的な行動計画を踏まえ、日本国政府とも対話・調整し案件形成や案件実施に取り組んでおり、国際場裡における日本外交の強化に寄与した。また、案件形成の際には、ポストコロナにおける各国・地域の開発ニーズに沿うように先方政府と協議してきた。他ドナー・国際機関には、案件形成のアイデア段階からも協議を行うなど、開発効果が最大限発揮できるように取り組んだ。質の高いインフラや日本に優位性のある技術支援の効果的な活用推進に努めた。

南アジア地域では、上述のとおり、指摘事項に沿って、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」や「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等の日本の重要政策の実施に寄与する取組を推進し、コロナの影響を踏まえて社会保護・経済振興・保健システム強化等のための緊急支援借款や保健分野等の案件形成・実施を進めた。また、アフガニスタン等で他ドナー・国際機関との協調を進め、全ての国・分野において開発効果の高い案件の形成・実施と本邦技術・ノウハウの活用を推進した。

中南米、カリブ地域では、新型コロナウイルス感染対策への緊急的な対応として、ドミニカ共和国への財政支援借款やホンジュラス等4か国に対する新型コロナウイルス感染症危機対応支援借款の供与を進めた。また、2020年度に引き続き、フォローアップ協力等や実施中の技術協力案件の活動の一環として防護・防疫用資機材の供与や日系人団体が運営する医療福祉施設における感染対策を始め、コロナ禍で困難な状況にある日系団体の活動支援をするための助成金拡大を行った。また、ポスト・コロナにおける各国・地域の開発ニーズに沿った事業展開として、案件形成促進、新規ニーズに対応した新たな協力枠組みの構築等を積極的に行い、新規ステークホルダーの開拓やコロナ禍下での本邦企業の海外進出を促進した。IDBとの協調融資案件も新たに2021年度6件形成（事前通報含む）、本邦技術や知見を活用したTOD協力やDX案件を形成、実施した。水素エネルギーを含むクリーンエネルギー分野や気候変動対策への協力も積極的に進めた。

中東・欧州地域では、日本政府が表明したISILと戦うイラクの安定化に向けた5億ドルの財政支援に関連し、引き続き「解放地復興事業」の案件形成等に取り組んだ。また、「西バルカンイニシアティブ」や「平和と繁栄の回廊」構想の実現に資する事業の形成・実施を行った。その他多くの国で検査機材や防護具の提供を行った。

No.6 (一定の事業等のまとめ)	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点、インフラシステム海外展開戦略2025（旧名称：インフラシステム輸出戦略）
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	6,000件 <sup>86</sup> (2017-2021)	1,200/年	2,137件	2,572件	1,919件	1,265件	1,201件
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額（百万円）			10,710	9,559	8,797	5,683	6,106
決算額（百万円）			6,475	6,681	6,075	2,710	3,861
経常費用（百万円）			6,687	6,794	6,302	2,995	3,783
経常利益（百万円）			△1,116	△724	△395	△30	3,741
行政コスト <sup>87</sup> （百万円）			6,689	6,782	6,302	2,995	3,783
従事人員数			77	79	89	100	102

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</p> <p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍による状況変化に対応しつつ、企業の海外展開に向けた支援ニーズに寄り添い、機構における民間企業との連携強化の方針を着実に実施するとともに、機構全体での企業との連携情報の共有等一層の民間企業との連携を促進する体制整備を推進する。</li> <li>本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGsビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施する。特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供するとともに、各国の特定の課題に対する提案を促進する。中小企業・SDGsビジネス支援事業を終了した企業を対象に当該事業後の海外展開状況等に係る事後モニタリングを実施し、教訓・提言を蓄積する。</li> <li>開発協力への民間企業の裾野拡大及び民間資金の動員に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に</li> </ul>

<sup>86</sup> 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約3%増として設定する。前中期目標期間実績平均1,168件/年

<sup>87</sup> 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

連携して実施する。特に、SDGs達成に貢献する開発事業や、ESG（Environment, Social and Governance）への取組やSDGs貢献の観点から積極的に取り組む企業を対象に、他機関との協調融資を活用しながら、海外投融資による支援を拡大し、適切なリスク分散を伴う多様性のあるポートフォリオを構築することで、相対的に難度の高い事業に取り組む土台をつくる。

- 我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえ、協力準備調査を通じた海外投融資事業の形成促進等を図る。また、日本政府による「インフラシステム海外展開戦略2025」の2021年度以降の新たな戦略目標達成に向けて、経協インフラ戦略会議等に対する必要な情報提供、事業の形成・実施に取り組む。

#### イ 中小企業等

- 日本の中小企業等の海外展開支援を通じて、開発途上地域の課題解決に貢献するため、コロナ禍による状況変化に対応しつつ、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。
- 他の中小企業支援機関や地域金融機関等との連携を強化し、開発途上地域での企業のビジネスの具現化に向けた支援に取り組む。
- 終了した事業のフォローアップ、今後の事業形成等への活用を念頭に、中小企業・SDGsビジネス支援事業を終了した企業に対する当該事業後の海外展開事業等に係る事後モニタリング等により教訓・提言を蓄積する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- 協力準備調査（PPPインフラ事業）、開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機関に関連する具体的施策項目数
- 基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①過去最大規模の海外投融資事業の形成（13件）、②医療廃棄物用無煙焼却炉の導入（モロッコ、バングラデシュ）や薬剤師のプロフェッショナルスタンダードの開発（キルギス）等日本企業による普及・実証事業の効果発現、③地域金融機関との連携推進等において特筆すべき成果を上げた。

#### ア 民間企業等

- ◎ **新型コロナ対応等重要課題に対する海外投融資の活用【①③】**：過去最大規模の13件の海外投融資事業を承諾し、2011年度の制度再開以降、累計60件を承諾。「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下、コロナ禍を踏まえた保健医療体制の強化への対応として、ブラジル「保健医療セクター支援事業」、アフリカ地域向け「COVID-19対応支援事業」を実施。また、脱炭素やDX、スタートアップ支援といった先進かつ重要課題へ対応する事業を実施。初の海外投融資供与となったイラク、ジョージア、コロンビアを含み、地域部・分野ともに分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築

を実現。

- ◎ **企業情報統合データベースの運用開始【②】**：民間連携事業及び草の根技術協力事業の案件監理・審査にも同データベースを活用することで、一貫性のある情報提供や対応、また、適時の案件の現況把握、実績集計等による機構内業務効率の改善に寄与する等、機構内での企業連携情報の共有の円滑化を促進、民間企業との一層の連携促進体制の整備に貢献。
- ◎ **既往事業における本邦企業の受注促進【②⑤】**：本邦技術を活用した案件形成の推進等を進めた結果、既往案件において、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）適用案件以外も含めて、多くの本邦企業の受注が実現。インフラ輸出の取組強化の結果、2014年度以前は30～40%台で推移していた円借款事業における本邦企業受注率（外貨建調達部分における比率）が2016年度以降は60%以上に向上。

#### イ 中小企業等

- ◎ **複数国での日本企業による医療廃棄物用無煙焼却炉の導入【②⑤】**：コロナ禍で医療用焼却炉のニーズが世界的に高まる中、中和機工(株)（東京都）が製造するメンテナンスの簡易さや耐久性に優れた医療廃棄物用無煙焼却炉が、普及・実証事業を通じてモロッコの国公立病院に導入。バングラデシュ・チッタゴン市でも、実施中の技術協力プロジェクトを通じて同社の無煙焼却炉の導入を決定。また、日本政府とUNIDOの連携事業によりマダガスカル、セネガルに同焼却炉が納入されたほか、国連調達に参入し、マダガスカルへの追加納入が決定。
- ◎ **薬剤師のプロフェッショナルスタンダードの開発【②④】**：(株)薬ゼミ情報教育センター（東京都）が、キルギスで現職薬剤師に対するE-learningを活用した継続教育等を行うとともに、薬剤師のプロフェッショナルスタンダード（薬剤師の職能基準）の開発を支援。同基準は、2021年7月にキルギス保健省により国家承認されたことに加え、薬剤師の職能基準や国家試験がなく薬剤師の質の担保が課題となっていたキルギス保健省からの求めにより、同社が教育基準策定プロジェクトチームに参画し、薬学教育基準策定の議論にも貢献。
- ◎ **過去に実施した普及・実証事業の効果発現【②⑤】**：(株)イナダ（香川県）が2015～2016年度にかけてフィリピンのネグロス・オクシデンタル州サガイ市で実施した普及・実証事業により導入した浄水装置（上水道未普及地での災害発生時に安全な飲料水の供給を可能とする発電、貯水タンク等を内蔵したオールインワンタイプの可搬型の浄水装置）及び事業後に同社が同州カディス市に販売した装置が、2021年12月に発生した台風22号の被災地で安全な飲料水の供給に活躍。
- ◎ **地域金融機関との連携【②】**：「地域金融機関連携案件」として、2021年度22件を採択。また、愛知銀行が、同事業の採択事業に融資時の優遇金利を適用する商品（あいぎんSDGs・ESGローン）を開発。
- 提案型事業実施後の企業による事業化率の向上や、顧客志向による契約業務等の迅速・簡素化、開発インパクトへの更なる貢献のため、2022年度からの導入を目指し中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改善を検討。また、同事業の質向上や地域ネットワークを活用した結節点としての役割強化のため国内拠点への案件移管を完了。

## 4. 業務実績

### No.6-1 民間企業等

コロナ禍による状況変化を踏まえ、「JICA世界保健医療イニシアティブ」に資する海外投融資や中小企業・SDGsビジネス支援事業を着実に実施するとともに、開発途上国のニーズと民間技術のマッチングに係る情報収集・確認調査、開発途上国スタートアップ調査等の新たな取組を行った。また、企業情報統合データベースの運用開始により、機構全体で企業との連携情報の共有を円滑にし、一層の民

間企業との連携を促進する体制整備を進めた。

第51回経協インフラ戦略会議（6月）等に対して新型コロナ危機対応緊急支援円借款や海外投融資の積極的な実施等の取組状況・成果について情報提供した。相手国の社会課題解決や環境上の悪影響の軽減に資する取組を進めつつ、既往事業における日本企業受注率の向上にも寄与した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
協力準備調査（海外投融資）、中小企業・SDGsビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を通じたパートナー数	51法人・団体 <sup>88</sup>	29法人・団体	49法人・団体	37法人・団体	43法人・団体	16法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機関連する具体的施策項目数	63項目 <sup>89</sup>	104項目	109項目 （うち、実施済み 39項目）	75項目 （うち、実施済み 3項目）	73項目 （うち、実施済み 11項目）	96項目 <sup>90</sup>

## (1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

### ① SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- **新型コロナ対応等重要課題に対する海外投融資の活用**：2011年度の制度再開以降、2021年度の承諾13件を含み、累計で60件の海外投融資事業を承諾した。2021年度は新型コロナの影響を踏まえた保健医療体制の強化への対応として、「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下、ブラジル「保健医療セクター支援事業」、アフリカ地域向け「COVID-19対応支援事業」を実施した。また、脱炭素やDX、スタートアップ支援といった先進かつ重要課題への対応として、ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」、カンボジア「コンポンチュナン太陽光発電事業」、インド「DX新興企業成長支援投資事業」、ケニア「廃棄物バイオリサイクル事業」等を実施した。さらに、2021年度はイラク、ジョージア、コロンビアの3か国に初の海外投融資を供与した。地域としては東南アジア、南アジア、中央アジア、中東、サブサハラ・アフリカ、中米、南米、分野としては金融、電力、保健医療、環境衛生、運輸といった分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築を実現した。
- **中小企業・SDGsビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）**：民間企業提案型事業である中小企業・SDGsビジネス支援事業のうち、原則大企業を対象とする「SDGsビジネス支援型」では、2021年度に案件化調査6件、普及・実証・ビジネス化事業4件を採択した。民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上地域の課題について総合的に分析の上、課題シートとして提示、解決策を募集することで、キーコーヒー(株)（インドネシアにおけるコーヒー豆の生産性改善）、(株)成田空港ビジネス（トンガとの空港人材還流）等の大企業が持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動した。また、同事業の利便性の向上と実施後の企業による開発途上国の課題解決に貢

<sup>88</sup> 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>89</sup> 2013-2015累計値平均

<sup>90</sup> 「インフラシステム海外展開戦略2025（2020年12月決定、2021年6月改訂版）」では実施済項目の記載がないため、2021年度については「うち実施済項目」は記載していない。

献するビジネスの実現をより一層促進すべく、2022年度から試行導入する制度改編の検討を進めた。

- **協力準備調査（海外投融資）**：2021年度は、予備調査単独型2件を採択した。

## ② 他機関との協調融資の促進

- IFC、ADB、USDFC等のDFIパートナー、民間金融機関とのリモート協議等を通じて協調融資を促進した。IFCとイラク「ウンム・カスル港ターミナル整備事業」を、ADBとジョージア「中小零細事業者支援事業」、USDFCとブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」等を承諾した。民間金融機関との協調融資案件を2021年度は2件承諾した。

## ③ 民間企業との連携を強化する取組

- **企業情報統合データベースの運用開始**：民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく、企業情報統合データベースの運用を6月に開始した。既存の民間連携事業のみによらない多様な企業との連携を検討・実施するため、機構内の様々な部署が企業との対話や連携に関する情報を本データベースで一元的に管理・共有していくこととし、活用促進のため機構内で研修を実施した。また、民間連携事業及び草の根技術協力事業の案件監理・審査プロセスでも同データベースの活用を開始した。これにより、企業・団体等からの照会等に対し、過去の面談や事業実施結果及びその後の状況等の経緯把握が容易になり、一貫性のある情報提供や対応が可能となったほか、案件の現況把握や実績集計等を適時に行えることで、機構内部における業務効率が改善した。
- **企業連携ネットワークを通じた情報共有**：機構内各部・拠点に配置している企業連携担当者から構成される「企業連携ネットワーク」を通じ、企業連携を推進するためのアクションプランの進捗確認や更新、優良事例等の共有等を行った。
- **内部体制強化に係る研修**：民間連携促進の一環として、民間連携をテーマに、人事階層別研修、民間連携事業担当者研修、インパクト評価勉強会、国内機関赴任前研修等を実施した。
- **開発途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査**：開発途上国で重要性が高まっている4分野（低炭素社会の実現、行政・金融・通信サービスのデジタル化、保健医療・福祉、スマートフードチェーン）を調査対象に、企業からの提案を募集した。課題解決に貢献する製品・技術・サービスを有する企業30社に対して、調査対象国におけるニーズへの適合性調査及び同製品・技術・サービスの普及のためのセミナー開催の機会を提供した。また、2020年度から2021年度にかけて実施した「COVID-19を受けた途上国における民間技術の活用可能性調査」の結果を受けて、ツインバード工業㈱の有する高い冷却技術を活用した新型コロナワクチン運搬のための資機材が、帰国研修員フォローアップとして東ティモールへ供与された。
- **開発途上国スタートアップ調査**：インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、バングラデシュにおいて、SDGs達成に向けた社会課題解決に取り組むスタートアップ支援のための調査を実施した。合計219社からプログラムへの応募があり、15社を採択した。採択したスタートアップを対象に9週間のアクセラレーションプログラムを実施し、2022年1月のピッチで各社からプレゼンテーションが行われ、その後、35の投資家がスタートアップ企業との商談を開始した。



## (2) インフラシステム輸出に資する発信（経協インフラ戦略会議）：

- 現行戦略の改定の議論が中心であったことから、これまでのインフラ輸出の実務上の課題を踏まえ、外務省とも密に情報共有の上で、新戦略改定プロセスを含め積極的に協力した。具体的には、6月に開催された第51回経協インフラ戦略会議（テーマ「新戦略の着実な推進に向けた取組」）及び2022年度に開催予定の次回経協インフラ戦略会議に向けて、新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款や海外投融資の積極的な実施等の2020年度から2021年度の取組状況・成果等について情報提供を行った。また、戦略遂行上の指標としての新たなKPIの枠組みについて、機構が推進してきたインフラシステム輸出に係る取組の教訓を踏まえたインプットを行った。その結果、第51回経協インフラ戦略会議で改定された新戦略では、これら成果等が盛り込まれ、これまでのODAを通じたインフラ輸出の成果・教訓等をいかした戦略改定に貢献した。

## (3) インフラ輸出にもつなげる事業の形成・実施：

- **インフラ戦略への貢献：**日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」では、ハードとソフトのパッケージ等による海外展開により質の高いインフラを推進し、相手国の社会課題解決に貢献することが示されている。機構は、人材育成や実施機関の能力強化等への支援を行う技術協力と資金協力を有機的に連携させた協力に取り組み、優れた本邦技術（トンネル掘削、狭隘施工、軽量車両等）の活用が予定されるフィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第二期）」（円借款）等により、マニラにおける深刻な交通渋滞の緩和に資する取組を実施した。また、インドネシア「パティンバン港開発事業」（円借款）では、2017年11月の円借款貸付契約から約4年で先行開港区のコンテナ・自動車ターミナルが完工（2021年6月）、運営を開始（2021年12月）し、迅速な事業実施が実現した。
- **既往事業における本邦企業の受注促進：**これまで本邦技術を活用した案件形成の推進等を進めた結果、既往案件において、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）適用案件以外も含めて、多くの本邦企業の受注が実現した。2021年度の主な本邦企業の受注実績は、フィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第一期）」（円借款）での三菱商事による鉄道システムの受注、エジプト「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」での三菱商事と現地企業等の企業連合による鉄道システム受注、インドネシア「ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ2）（第一期）」での三井住友建設と現地企業の企業連合による受注等が挙げられる。
- インフラ輸出の取組強化の結果、2014年度以前は30～40%台で推移していた円借款事業における本邦企業受注率（外貨建調達部分における比率）が2016年度以降は60%以上に向上した。

## (4) SDGs達成に向けた貢献

- ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」（5月に融資契約調印）は、機構がベトナムの風力発電事業にプロジェクトファイナンス方式により融資を行う初の事業であり、同国の再生可能エネルギー分野で日本企業及び地場企業をはじめとした民間主体の風力発電事業のモデルケースとして、後続案件形成の呼び水効果が期待される。本事業は10月に完工・運転開始し、SDGsのゴール7、13、17に貢献することが見込まれる。
- 協力準備調査（海外投融資）として採択した、ナイジェリア「MaaS事業普及による雇用創出エコシステム構築事業準備調査」は、若年層の生活水準を改善し、貧困を削減するための新たな雇用創出に寄与するものであり、SDGsのゴール1、4、8、11に貢献することが見込まれる。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応する。

### No.6-2 中小企業等

中小企業の海外展開支援を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、コロナ禍での感染症対策に資する案件を含め、提案型事業を着実に採択・実施した。また、企業による事業化率の向上や、契約業務等の顧客志向による迅速・簡素化、開発インパクトへの更なる貢献を目指し、2022年度からの導入を目指して中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改善を検討した。さらに、地域金融機関等との連携強化や国内機関への案件移管の実施により、企業のビジネスの実現性を高めるとともに地域活性化に一層資する支援に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中小企業・SDGsビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99法人・ 団体 <sup>91</sup>	131法人・ 団体	118法人・ 団体	143法人・ 団体	92法人・ 団体	46法人・ 団体

## (1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

### ① 開発協力事業での活用、事業化が促進された事例

- モロッコ「地方中核都市の国公立病院に対する医療廃棄物用無煙焼却炉の導入に関する普及・実証事業」：中和機工(株)（東京都）は、黒煙を発生させない上、メンテナンスの簡易さや耐久性に優れた産業廃棄物用焼却炉の専門メーカーであり、本事業を通じてモロッコの国公立病院へ医療廃棄物用無煙焼却炉の導入を図った。また、コロナ禍で医療用焼却炉のニーズが世界的に高まる中、バングラデシュ・チッタゴン市には医療用廃棄物専門の焼却炉がなく不適正な処理による2次感染の恐れがあったことから、「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、同社の無煙焼却炉の導入が決定した。さらに、日本政府とUNIDOの連携事業により、マダガスカル、セネガルに無煙焼却炉が納入されたほか、国連調達に参入し、マダガスカルへの追加納入が決定した。
- キルギス「薬剤師継続教育及び国家試験開発事業普及・実証・ビジネス化事業」：(株)薬ゼミ情報教育センター（東京都）は、日本国内の薬学生や現役薬剤師に対し、E-learningを含む研修用資料の作成、医療研修、模擬試験実施等の薬剤教育のノウハウを持つ企業であり、キルギスの現職薬剤師に対する継続教育等に係る普及・実証・ビジネス化事業を実施した。キルギスでは薬剤師の職能基準や国家試験がなく、薬剤師の質の担保が課題である。そのような状況の中、同社が自社の知見をいかして薬剤師のプロフェッショナルスタンダード（薬剤師として求められる職能基準）の開発を支援し、7月にキルギス保健省により国家承認された。また、これを基に同国の薬学教育基準が策定される見込みとなり、同社はキルギス保健省からの求めにより教育基準策定プロジェ

<sup>91</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

クトチームへの参画を通じ同基準策定の議論にも貢献した。

- ▶ **フィリピン「可搬型オールインワンタイプ浄水装置普及・実証事業」**：(株)イナダ（香川県）は2015～2016年度にかけて、上水道が未普及であり台風等の災害発生時における安全な飲料水の供給が課題となっていたフィリピンのネグロス・オクシデンタル州サガイ市に対し、浄水装置、発電、貯水タンク等を内蔵したオールインワンタイプの可搬型の浄水装置を用いた普及・実証事業を実施した。12月に発生した台風22号の被災地において、本事業で導入した浄水装置及び本事業後に同社が同州カディス市に販売した装置が被災地における安全な飲料水の供給に活躍した。

## ② 課題発信セミナー、事後モニタリング

- **課題発信セミナー**：デジタル分野における連携案件等を促進するため、NEDO、NEXs Tokyo等のスタートアップ支援機関と連携したセミナーやイベントを開催した。8月にはNEDOと、9月にはNEXs Tokyoと共催でスタートアップ向けオンラインセミナーを実施した。また、東京都のスタートアップ支援事業との連携強化を意図し、NEXs Tokyoに続いて、11月に機構は「Innovation Base Tokyo」（東京都主催）のパートナー機関となり、「Innovation Base Tokyo」が運営するマッチングプラットフォーム（WEB）での情報発信やピッチ・マッチングイベントへの登壇を行った。
- **事後モニタリング**：中小企業・SDGsビジネス支援事業終了済み企業に対し、事後モニタリング調査を実施し、制度や案件監理・ビジネス実現化への改善に向けた教訓を取りまとめた。

## (2) 開発協力を参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

- **提案型制度設計**：提案型事業実施後の企業による事業化率の向上や、顧客志向による契約業務等の迅速・簡素化、開発インパクトへの更なる貢献を目指し、2022年度からの導入を目指す中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改善を検討し、関係者との協議を実施した。中小企業・SDGsビジネス支援事業に係るビジネス化助言アドバイザーによる、フォローアップ調査を12件実施するとともに、事業実施中・終了後の企業へのビジネス化実現促進へ向けた助言を69件行った。既存事業については、新型コロナによる影響を踏まえ、現地作業の国内作業への変更や、渡航再開に併せた計画の変更等について柔軟に対応した。2021年度第1回・第2回公示では、2020年度に引き続き渡航を前提としない遠隔実施型の募集を行い、応募総数275件中遠隔実施型の応募が51件、うち11件を採択した。また、新型コロナウイルス感染拡大下・終息後の開発途上国の社会に貢献する企業の提案を募集し、コロナ禍でさらに高まった開発途上国のデジタル化ニーズ等に資するDX関連の案件を合わせて11件採択した。また、外国人材受入れ・還流に資するビジネス分野を応募奨励し、9件採択した。
- **国内拠点への案件移管**：中小企業・SDGsビジネス支援事業について、案件形成から実施・フォローアップまで一貫した支援を行うことによる事業の質向上や、地域ネットワークを活用した機構事業の結節点としての役割強化のため、国内拠点への案件移管を実施した。2019年度に開始後、2020年度から2021年度にかけて段階的に移管を行い、2021年度は筑波、沖縄へ移管したことにより全国内拠点への案件移管が完了した。案件移管に係る対応として、国内拠点への追加人材配置、民間連携事業部でのOJTによる人材交流プログラムの実施、Teamsチームによる関係各部署の知見共有や議論の促進、管理職・総括定期会合、担当による月例連絡会の開催等を実施した。
- **適正な事業実施**：中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する不正防止策として、財務指標及び金融機関確認書に基づく審査及び契約時誓約書の取付を着実に実施した。また、公認会計士による

経費実地検査を実施し、不正防止策等を強化した。新型コロナの影響による渡航制限・渡航再開等を適時企業に案内し、安全対策・感染対策に努めた。

### (3) 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

#### ① 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

- **地域金融機関との連携**：中小企業・SDGsビジネス支援事業において、2020年度第2回公示より募集している「地域金融機関連携案件」について、2021年度第1回公示では26件の応募から14件を採択、2021年度第2回公示では20件の応募から8件を採択した。提案企業と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、ビジネスの実現性を高め、地域活性化に資することを目指している。また、4月に連携促進のための業務連携・協力に関する覚書を締結した愛知銀行では、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に採択された事業に対して融資時の優遇金利を適用する商品（あいぎんSDGs・ESGローン）が開発された。
- **JETRO**：2018年度に締結した機構とJETRO連携覚書に基づき、年次会合や相互勉強会開催等を通じて、相互連携の取組を継続した。
- **（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）**：2020年締結の業務連携に係る覚書を基に、定例会議を開催するなどして相互の強みをいかす形で中小企業の開発途上国展開を支援した。機構の「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の採択企業が中小機構の「ハンズオン支援」を併用する「共同支援」の枠組みを2020年度第1回公示以後に導入しており、2021年度第1回・第2回公示では15件、累計で49の採択案件で中小機構ハンズオン支援併用の申し出があった。
- **その他支援機関**：4月に日本商工会議所と、日本企業の海外展開やビジネスチャンスの創出及びこれらを通じた開発途上国の課題解決と日本の地域活性化のため、両機関の連携促進を目的とする連携覚書を締結した。全国の商工会議所を通じて、加盟企業向けに「中小企業・SDGsビジネス支援事業」やセミナー情報等の広報に協力を得た。

#### ② 自治体との連携

- 各種セミナーにおいて、自治体関係者に対し、機構の民間連携事業を活用した企業による開発途上地域の課題解決の取組や地方創生に寄与する事例を紹介した。また、自治体連携による案件を実施した。例えば、マレーシア「食品廃棄物の堆肥化及びリサイクルループの構築に係る普及・実証・ビジネス化事業」（㈱ウエルクリエイト、北九州市）は、草の根技術協力（提案団体：北九州市）から民間連携事業につながった案件であり、北九州市環境局が外部人材として本調査を支援した。

#### ③ 優良企業の発掘や優良案件の形成

- **各種セミナー**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナー等を116回実施し、6,855名の参加を得た。
- **情報発信の強化**：民間連携事業の認知度を高めることや、事業実施中及び実施済み企業による提案製品の国内外におけるビジネス機会創出につなげることを目的に、一連の広報施策を展開した。国内向け広報として、ウェブメディアである「AMP」とタイアップした海外展開ウェビナー（11月）、BSテレビ東京での特集番組放映（12月）、月刊事業構想との海外展開ウェビナー（1月）、地方紙（20紙）への広告掲載（2月）、海外向け広報として、スタートアップ調査と連携した海外インフルエンサーによる情報発信（1月）、グローバルメディア「Catch Asia!」を通じた各国での事業

紹介放映（12月～2月）等を実施した。また、普及・実証・ビジネス化事業の提案法人である講談社との共催により、体内細胞を擬人化したコミック『はたらく細胞』の「新型コロナウイルス編」と「感染予防編」について、英語・ヒンディー語に翻訳したムービングコミックの制作・配信を支援し、インドにおいて企業連携により実施した衛生啓発のアッチー・アーダトキャンペーンに活用した。そのほか、企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例、コロナ禍においても活動を進める企業の例などを積極的にウェブサイト、Facebookに掲載したほか、国際開発ジャーナル誌（3月号）でも広報・発信した。

- **民間企業とコンサルタント等とのマッチング会**：9月に、3日間の中小企業・SDGsビジネス支援事業の活用に向けた企業向けセミナーとオンラインマッチング会を開催した。マッチング会には、154名が参加し、海外展開を目指す中小企業とその支援に当たるコンサルタントのマッチングを促進した。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

- 「**企業共創プラットフォーム**」：2020年度に開発途上地域でのSDGsビジネスを志向する企業と機構の情報共有の場として民間連携ウェブサイト「企業共創プラットフォーム」に改め運用しているが、更なる連携促進のため、開発途上国でのビジネスを志向する企業等と機構が実際に集い、情報発信や事業共創の場として活用することを目的として、竹橋オフィス内9階にオープンミーティングエリアを「企業共創プラットフォーム」として設置し、8月から運用開始した。企業との共創に係る活動促進の一環で、10月に同プラットフォームを活用したオンラインセミナーを開催した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

中小企業・SDGsビジネス支援事業の更なる事業化率の向上や、開発インパクトの拡大が課題であり、顧客志向の制度となるよう引き続き改善を行う。また、新型コロナウイルスによる影響が継続する状況下で、渡航再開や現地活動の制約があるため、企業と対話しつつ柔軟な対応を継続する。

### 5. 指摘事項への対応

#### (1) 指摘事項

インフラシステム海外展開戦略2025等の政府の方針の実現に貢献すべく、引き続き、これまでのODAを通じたインフラ輸出に係る教訓をいかした取組を通じ、本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく努力したい。その観点から、海外投融資の実施体制を強化し、他の政府関係機関や国際機関を含む関係機関等とも緊密に連携した上で、本邦企業が有するリソースを活用した途上国の課題解決への貢献に資する取組を実施することを期待する。その際、新型コロナの影響を踏まえた、効果的な取組に留意されたい。さらに、国内での本邦企業を対象とした海外展開支援セミナー等の実施、機構内の組織体制強化、中小企業・SDGsビジネス支援事業の広報や、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングの更なる強化に資する取組等に積極的に取り組むことを期待する。また、民間企業との連携を進めるに当たっては、有識者意見も踏まえ、人権DDに係る情報共有の強化や国内機関への適切な人材配置、過去の事業のトラッキング等にも留意されたい。

## (2) 対応

企業情報統合データベースの運用開始や機構内の関係者のネットワーキングや研修により、実施体制の強化に取り組んだ。第51回経協インフラ戦略会議に対して、インフラ輸出の成果・教訓等をインプットして戦略改訂に貢献し、また同戦略の下、技術協力と資金協力を有機的に連携させ、本邦技術の活用を予定するフィリピンの地下鉄案件等を推進した。インフラ輸出については、コロナ禍により一部の国・案件で生じた工事の中断や感染対策の実施等につき、在外公館とも連携して受注企業との間の契約に基づく適切な対応を相手国政府に働きかけた結果、多少の遅延は生じつつも必要な感染対策を取りながらおおむね従前どおりに事業が進捗している。海外展開支援セミナー・広報等について、制度活用企業による優良事例紹介等により積極的に展開を行うとともに、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングの更なる強化に向けて、ニーズマッチング調査・国内機関による国内リソース調査等により実施した。機構内の組織体制強化に向けた各種内部研修の実施や、人権DDに係る情報共有の強化や国内機関への人材配置については適切に対応した。

No.7 (一定の事業等のまとめ)	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成31/令和元年度開発協力の重点
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000件 <sup>92</sup> (2017-2021)	1,200 件	1,512件	1,913件	2,117件	4,018件	4,273件
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額 (百万円)			27,227	25,347	25,529	24,888	22,267
決算額 (百万円)			26,443	25,312	24,789	14,095	14,171
経常費用 (百万円)			26,197	25,063	24,182	13,943	12,983
経常利益 (百万円)			△1,849	△363	△184	△254	3,065
行政サービスコスト (百万円)			26,192	25,017	24,182	13,943	12,983
従事人員数			121	121	117	126	126

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所	中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大</p> <p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する事業を実施する。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年に全てのJICA海外協力隊員が帰国し、開発途上地域における活動中断を余儀なくされたことを踏まえ、状況が改善され次第、事業の本格的な再開に向けて取り組む。</li> <li>事業の再開にあたっては、コロナ禍で隊員が安全かつ健康に活動するための態勢を整備するとともに、適切かつ柔軟な派遣前の訓練形態及び内容を検討し、導入する。また、ICTを活用した募集・選考の運用定着や隊員活動への支援態勢を整える。</li> </ul>	

<sup>92</sup> 民間連携と同等の水準として設定する。

- 国民の開発協力への理解と支持を促進するためにも、国内外での事業成果の発信に加え、地方自治体、大学、民間企業等と連携した多様な形態による参加を促進する。具体的には、現職教員の派遣に向け、現職教員特別参加制度の新たな運用を地方自治体と協働して進めるとともに、大学との連携事業を推進する。また、民間企業との連携派遣制度に加えて、派遣中及び帰国隊員と民間企業の接点を増やす取組を進める。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、帰国JICA海外協力隊員の社会還元を推進する。具体的には、OV会等関係者・団体との連携を強化し、人材バンク及び人材ニーズとのマッチングの実施等、人材情報の整備と活用を行う。また、自治体等との連携（海外協力隊経験者の紹介事業等）を通じ、国内における帰国隊員の活躍の場を広げるとともに、積極的な情報発信を行う。

#### イ 地方自治体

- 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- 特に、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外のSDGsの推進にも貢献する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン等を活用した遠隔での事業実施を含めた柔軟な協力方法を検討する。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の配置を含む協力・連携、及び各種調査を通じた情報収集・分析に取り組む。

#### ウ NGO/市民社会組織（CSO）

- NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指してNGO/CSOとの対話を強化し、草の根技術協力事業等への新規応募・実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- 特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン等を活用した遠隔での事業実施を含めた柔軟な協力方法を検討する。あわせて、各国のコロナ禍で被害が深刻な脆弱層への支援事業の形成にNGO/CSOとともに取り組む。
- コロナ禍においても、各NGO/CSOが有する強み等をより効果的に事業にいかせるよう事業の形成・コンサルテーションを行うとともに、事業の広報を積極的に実施する。加えて、NGO等活動支援事業等を通じたNGO/CSOの能力向上に取り組む。
- 外国人材受入れ支援及び多文化共生の推進に向けて、責任ある外国人労働者受入れプラットフォームの運営を含む協力・連携、及び各種調査を通じた情報収集・分析に取り組む。

#### エ 大学・研究機関

- JICA開発大学院連携の順調な進展の基盤をもとに更なる拡大を目指し、以下に取り組む。
- 開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するべく、協力大学との連携を更に強化する。特に、放送大学との連携により、日本の近現代の発展と開発の歴史についての講義をオンデマンド方式の導入により、全ての研修員等に対して提供するとともに、放送大学の番組ラインナップの充実につなげる。さらに日本の近現代の発展と開発の歴史に係る講義を集中講義形式で実施する機会も増加させ、研修員等の学びの機会を増大させる。
- コロナ禍における人の国際的な移動の制限はあるものの、政府との調整を行いJICA留学生の来日を実現させ、上記の学びの機会を確保する。



- ・ 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらおうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、キャリア形成の段階に応じた教育プログラムの提供等により、帰国留学生との関係の維持・発展に引き続き取り組む。
- ・ 加えて、JICA開発大学院連携の成果を定着・発展させ、親日派・知日派リーダーを育成するために国内のみならず海外においても更なる拡大を目指しJICA日本研究講座設立支援事業を展開し、日本の近現代の発展と開発の歴史についての各種コンテンツの内外における活用を促進する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業をオンラインでのコミュニケーションを含めつつ実施するとともに、他の組織の事業も含む事業成果の活用を促進する。

#### オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、コロナ禍による影響を十分に考慮して、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を継続的に行う。
- ・ 特に、教員向け研修プログラムにおいて、新学習指導要領の導入やSDGsに言及し広報を行う。
- ・ 外国人材受入れ支援及び多文化共生の推進に向けて、外国ルーツの児童・生徒の増加等も考慮した効果的な取組を行う。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・国際協力への理解を促進する。特に、JICA地球ひろばを中心にオンライン化やデジタル化による新たな取組を推進する。また、東京オリンピック・パラリンピックやSDGsの広まりを踏まえ、これらを入力とするイベント等の効果的な取組を通じて機構の各種事業を積極的に紹介するとともに、教員等の関係者や開発教育の関係機関との連携を通じて地球ひろばの展示の学校教育現場での活用推進に継続的に取り組む。

#### 主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

#### <評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（2014年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（2015年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認める。評価指標について、目標水準に対して約350%と大幅に上回っているが、これは主としてコロナ禍において、従来対面で行っていた相談について、オンライン面談等を積極的に活用することにより達成している。また、オンラインを活用した学校訪問プログラムの実施や施設紹介サイトの立ち上げ等の工夫により開発教育支援事業に係る相談件数が増加した例も確認された。

質的な成果について、具体的には、①「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」(JP-MIRAI)の活動を推進し外国人技能実習生等向けの9言語対応ポータルサイトの開設、②プラットフォームの会員と協働したコロナ禍により困窮するベトナムからの技能実習生向けの支援、③JICA開発大学院連携及びJICAチェアの更なる推進(JICAチェアの展開は46か国まで拡大)、④コロナ禍で様々な制約のもとでのJICA海外協力隊員の渡航再開(2021度末までに39か国に344名)、⑤熊本県をはじめとした日本各地の自治体へ当法人職員を外向させたSDGsの普及、国際理解教育の推進、地方創生等への取組、⑥ルワンダの水に係る映像教材の消費者教育教材表彰2021で最優秀賞(内閣特命担当大臣賞)受賞等、特筆すべき成果を上げた。

## ア ボランティア

- ◎ **JICA海外協力隊員の渡航再開【③】**: 39か国344名のJICA海外協力隊員の新規派遣を実現。新型コロナの感染防止対策と感染防止に向けた啓発手法の研修を派遣前に実施し、JICA海外協力隊員による感染対策を取り入れた意欲的な現地活動を勧奨(感染症予防啓発の手洗いダンス動画制作やSNSでの発信、手洗い啓発イベントへの参加・協力等)。ルワンダではコミュニティ開発JICA海外協力隊員による衛生啓発の授業が高く評価され、作成した手洗い漫画が配属先の学校の全トイレ・教室に掲示される等、衛生面の意識向上を確認。
- ◎ **JICA海外協力隊員帰国隊員奨学金事業の導入【⑤】**: 国際協力人材の育成及びJICA海外協力隊への参加により得た知識及び経験を国内外でいかす社会還元を促進し、日本を含めた世界の平和と安定のための活動に従事することを目的に奨学金事業を新たに導入(2021年度11名)。
- ◎ **東京オリンピック・パラリンピック大会への貢献【⑤】**: JICA海外協力隊員が指導した選手が、東京オリンピック・パラリンピック大会にそれぞれ16名と1チーム(関連JICA海外協力隊員は17名)、5名(関連JICA海外協力隊員は3名)が出場。選手来日後の練習支援や通訳での帯同など、大会ボランティアも含め多くのJICA海外協力隊員経験者が大会に貢献。SNS記事の投稿、メディア向け情報発信を積極的に実施。ホストタウンの取組では、JICA海外協力隊員経験者(OV: Old Volunteer)を中心に国際開発教育、ホストタウン招致国の選手との交流、異文化理解、国際交流、地域活性化を促進。OVがホストタウンの自治体職員として働く事例も複数確認。
- ◎ **国内の課題に貢献する事業展開「グローバルプログラム」【⑤】**: 海外協力隊合格者の希望者に、派遣前訓練の一環として自治体等が実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を2021年度に新設・開始。合格者は町おこしイベントの企画運営(島根県海士町)、被災者仮設住宅での支援(熊本県人吉市)、農家支援(岩手県陸前高田市)等の活動を実施。
- 感染防止対策を徹底して、派遣前訓練を再開。再開した一般公募・選考で、募集説明会や選考時面接の全面的なオンライン化等、ICTを活用した運用強化。結果、2021年春募集でコロナ禍前と同程度の応募者数を確保。
- 開発課題に関する技術支援体制を見直し、派遣前のJICA海外協力隊員への課題別訓練のオンデマンド化(50本)、SNSを活用した課題別グループの組成(15分野)、国横断的なセミナーや勉強会の実施等、派遣前及び派遣中のJICA海外協力隊員支援体制を強化。

## イ 地方自治体

- ◎ **産官学連携ベンチャー企業の遠隔医療技術による協力実施【②】**: 産官学連携での香川大学発ベンチャー企業メロディ・インターナショナル(株)及びNPO法人E-HCIK(イーシーグ)が共同で展開する遠隔医療技術(安全な出産)を活用した草の根技術協力をタイで2年間実施。タイ北部の遠隔地域の分娩の安全性向上に貢献、収集データによるタイ国内の製品の改善にも活用。ブータンの新規事業につながる等、周辺国にも波及。

- ◎ **熊本県との包括連携協定に基づく取組推進【②⑤】**：包括連携協定に基づき熊本県庁・熊本県立大学に兼務で出向する機構職員が、国際協力人材の活用や開発協力経験をいかした熊本県の国際政策支援等を実施。豪雨被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣、国際協力推進員を派遣した復興支援の枠組みづくり、国際協力人材を活用した地域おこしの支援が進捗。また、熊本県球磨地域振興局と官民一体の復興・地域活性化のための仕組みとして「ひごラボ」を立ち上げたほか、熊本県立大学・熊本県教育委員会との県内高校へのSDGs/国際理解教育を開始。熊本県のマスコットキャラクター「くまもん」によるインドの手洗い運動の支援等、海外でのSDGs達成に向けた取組へも貢献。
- 埼玉県横瀬町役場に機構職員が出向し、横瀬町官民連携プラットフォーム事業「よこらぼ」の運営支援や町の総合振興計画の策定等に従事する等町おこしに貢献。また、民間企業を活用した交流プラットフォームの設立、町役場内のDX促進等にも貢献。
- 名古屋出入国在留管理局による多文化共生担当者連絡会議へ参加し、機構の外国人材・共生支援に関する取組を紹介。同局と「デジタルフォーラム共生社会実現に向けたサポートのあり方～官民産学連携の視点～」を中部・北陸内の自治体及び国際交流関係団体職員を対象に共催（75名及び報道3社からの参加）。

#### ウ NGO/CSO

- ◎ **草の根技術協力事業のインパクト発現【②】**：富山県の一般社団法人「インドネシア教育振興会」による教育現場のデジタル化等を支援する環境教育離島モデルが、インドネシア国内の他地域へ拡大。「ラオス北部地域の教員養成校指導教官の能力強化を通じた、複式学級運営改善事業」（草の根技術協力）で作成された複式学級運営の手引きの全国普及に向けた取組促進。教員養成校のカリキュラムの改訂時には、本事業成果を活用して複式学級運営の手引きが作成され、全国の教員養成校での使用が決定。
- ◎ **「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動推進、9言語対応ポータルサイト開設【③】**：2020年11月の設立以来着実に加盟団体数を増やし、2021年度末で企業・団体会員275団体（うちNPO・NGO52団体）、個人会員148名が加盟。7月末から2か月間、新型コロナウイルスの影響で失業や、帰国困難となった在留ベトナム人24名に能力開発研修を実施。2022年3月に外国人材向け9言語対応のポータルサイトを開設し、機構の国内外の拠点や国内地域ネットワーク組織と連携して、同ポータルサイトの普及を促進。

#### エ 大学・研究機関

- ◎ **「日本理解プログラム」（共通プログラム）の拡充【③】**：オンラインの活用により実施規模を拡大して「日本理解プログラム」（共通プログラム）を計9回開催（機構研修員等237名が参加）。放送大学と共同制作した講義番組「日本の近代化を知る7章」の放送継続、オンライン授業として同講義番組のオンデマンド化の開始と受講者の理解促進のためフォローアップセミナーの開催、「日本の近代化を知る7章」の続編シリーズ8章－15章の完成によるコンテンツの充実化等により拡充。
- ◎ **「JICAチェア」の展開【③】**：日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、各開発途上国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行うプログラム「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」を46か国で展開。海外の要人からの期待も高く、各国大学での将来的な利用を目的に教材を多言語（翻訳済みの5か国語に加え、フランス語、クメール語等）。
- ◎ **留学生の来日に向けた取組【③】**：コロナ禍で機構の留学生来日に向け政府各方面へ働きかけ、機構が追加的な防疫措置を講じることで機構関連の留学生の来日許可の獲得。安倍総理（当時）が発表した、2022年に2,000名が学ぶ状態の達成に道筋。来日待機中は遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避。

- ◎ **JICA留学生に対する横断的なプログラムの実施【③】**：JICA留学生ネットワーキングセミナー（2回。それぞれ約200名、約350名が参加）をオンラインで開催。機構理事長との意見交換や機構の案件主管部署による個別プログラムのほか、「ポストコロナ時代のイノベーションと日本の役割」、「大きく変動する国際情勢における地域連携の在り方」等をテーマとする講義やディスカッションを実施。また、インターンシップ実施対象者向けには企業交流会2回を開催（第1回：企業延べ48社、研修員延べ340名、第2回：企業延べ40社と研修員延べ364名が参加）し、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出。
- SATREPS事業で12案件（環境・エネルギー分野5案件、生物資源分野3案件、防災分野2案件、感染症分野2案件）を採択（タジキスタン向けの初のSATREPS事業を含む）。ガボンのSATREPS事業では、新型コロナウイルス検査の技術と手順を広める等同国の感染症対策に貢献。

#### オ 開発教育、理解促進等

- ◎ **新学習指導要領の施行に向けた取組【⑤】**：水をテーマにルワンダの現地を取材し機構が製作した映像教材「世界につながる教室」が、消費者教育教材資料表彰2021において最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）を受賞。学校現場でのグローバル化やSDGsの浸透を踏まえた教科書開発に資する目的で開催している教科書会社向けセミナーで、同映像教材を活用した授業実践事例など教育現場での実践事例を紹介。そのほか、教科書会社向けイベントの告知や授業実践の好事例等の共有を継続した結果、機構の事業が2021年度発行された9冊の教科書に掲載。
- 埼玉県教育委員会と連携して約3,000名の教員を対象にした研修を2020年度に引き続き実施。埼玉県立総合教育センター内のSDGsをテーマにした展示のリニューアルに協力。茨城県教育研修センターの研修に協力し6回延べ586名の教員に講義を実施。また、参加教員による、機構のSDGsカードの授業での活用について実践事例を集めて「実践事例集」を作成。地域の教員等に配付してSDGsへの理解や授業での実践に貢献。研修参加教員や同センターから高い評価を得て、SDGsの学校教育への浸透と連携強化に貢献。

## 4. 業務実績

### No.7-1 ボランティア

コロナ禍による様々な制約の下、現地受入態勢を万全に整え、JICA海外協力隊員の渡航を再開した。渡航再開に当たり、柔軟な運用を実施し、並行してICTを活用した活動への支援体制を整備した。また、JICA海外協力隊員経験者が国内で活躍する姿に焦点を当てた広報を行い、一般公募による新規募集でコロナ前と同程度の応募者を確保した。さらに、スポーツと開発やSDGsの達成に向けた貢献を促進するとともに、日本国内の地方の課題にも取り組む新たな派遣前訓練の実施、無料職業紹介及び社会還元促進費の導入等、新たな施策を展開した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティア派遣人（人）	1,499人 <sup>93</sup>	1,463人	1,227人	1,146人	10人 <sup>94</sup>	344人 <sup>95</sup>
ボランティア活動における達成度アンケート結果	63.3% <sup>96</sup>	50%	52.4%	52.9%	32.6% <sup>97</sup>	11.4% <sup>98</sup>
機構ボランティアウェブサイトの訪問者数	165万人 <sup>99</sup>	232万人	302万人	300万人	148万人 <sup>100</sup>	192万人

## (1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- **JICA海外協力隊員の渡航再開**：コロナ禍による様々な制約の下、JICA海外協力隊員の渡航を再開し39か国に344名のJICA海外協力隊員の新規派遣を実現した。コロナ禍において機構として保健医療・衛生分野への支援を強化する方針を踏まえ、派遣されるJICA海外協力隊員には新型コロナの感染防止対策と感染防止に向けた各種啓発手法に係る研修を実施した。その結果、JICA海外協力隊員は感染対策を取り入れた現地活動に意欲的に取り組み、感染症予防啓発の手洗いダンス動画制作やSNSでの発信、手洗い啓発イベントへの参加・協力等それぞれの活動で創意工夫を行った。

JICA海外協力隊員の渡航再開に当たっては、感染防止対策に係る研修実施に加え、通勤経路や配属先での新型コロナ感染症対策実施状況の確認を通じて安全かつ健康に生活・活動できることを確認するとともに、新型コロナ感染時の病院選定や緊急搬送手段を確認する等、派遣国での受入態勢を万全に整えたことで、感染による重大な事案は発生していない。

派遣前訓練を再開し、256名を対象に感染症対策を徹底した形で訓練を実施した。具体的には、訓練期間の短縮（通常約70日間のところ、2021年度は60日間）、14日間の入所前の健康観察を兼ねたりリモート型訓練の導入、アクリル板の設置や除菌の徹底等の対策を徹底し、安全かつ健康に配慮した訓練の運営により、これまで1例の感染も発生しなかった。

- 一般公募を再開した新規募集・選考では、募集説明会や選考時面接の全面的なオンライン化等、ICTを活用した運用強化を行った結果、2021年春募集においてコロナ禍前と同程度の応募者数を確保した。また、開発課題に関する技術支援体制の見直しとして、派遣前のJICA海外協力隊員に対する課題別訓練のオンデマンド化（動画約50本を2021年度内に完成/活用開始）や、SNSを活用した課題別グループの組成（15分野）を進め、国横断的なセミナーや勉強会を実施する等、派遣前

<sup>93</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>94</sup> 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年3月から派遣中全JICA海外協力隊員の一斉帰国を余儀なくされたもの。2020年11月以降、諸条件が整った国への渡航再開に取り組んだ結果、再派遣者66名に加え、10名の新規派遣を実施した。

<sup>95</sup> 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、派遣人数が限定的になったが、国内待機となったJICA海外協力隊員による種々の協力活動が国内で展開された。

<sup>96</sup> 2015年度実績（JICA海外協力隊員本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

<sup>97</sup> 派遣中全JICA海外協力隊員の一斉帰国に伴い、当初予定していた活動計画の遂行が困難となり、達成度アンケートの数値が例年を下回った。

<sup>98</sup> 新型コロナウイルス感染拡大による影響で派遣が叶わず任期を終了したJICA海外協力隊員が複数いたこと、また派遣された場合にもコロナ禍の影響（ロックダウン等）により当初予定していた活動計画の遂行が困難となったことから、達成度アンケートの数値が低下した。

<sup>99</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>100</sup> 感染拡大の影響で春秋の募集を中止したことから、ウェブサイトの訪問者数も減じたものの、帰国後に国内待機となったJICA海外協力隊員による種々の協力活動は多くのメディアで採用され注目を浴びた。

及び派遣中のJICA海外協力隊員支援体制を強化した。

## (2) 国内における多様な担い手との連携

- 2021年春募集で新たに導入した現職教員派遣委託費の運用により、コロナ禍による派遣見通しの不透明感にもかかわらず、2019年春募集比で約70%増加となる24の教育委員会から現職教員の推薦があり、最終的に33名を合格とした。
- 熊本県立大学と協力し、在学中のボランティア事業参加を前提とした大学院修士課程の特別枠を開設した。また、国際大学との連携で協力隊参加者を対象とする「国際社会起業家プログラム (ISEP)」（修士コース）を開始し、協力隊参加者のキャリアアップの機会拡大に取り組んだ。
- 連携派遣に努め、2021年度中に民間連携3名（うち2名は派遣前訓練に参加済み）、大学連携12名、自治体連携1名の派遣を実施した。帰国JICA海外協力隊員が自治体及び民間企業と接点を持つ交流会を定期的に開催し、延べ4回に37団体・企業、34名の帰国JICA海外協力隊員が参加した。

## (3) 国民の一層の理解と支援の醸成及び参加促進に向けた広報と施策

- **経験者向け奨学金制度の新設**：JICA海外協力隊経験者向け奨学金制度の導入：国際協力人材の育成及びJICA海外協力隊員による社会還元を目的に奨学金制度を新たに導入し、応募者41名の中、11名が対象となった。2021年度の実施状況を踏まえて運用を整え、2022年度以降も10名程度の採用枠を設ける検討を進めた。
- 2021年春募集では、コロナ禍で要請数が通常募集期の半数以下、さらに対面型の説明会が開催できないという制約の中、オンライン説明会の開催等により、過去5回の募集期と同水準の1,359名の応募者を確保した。他方、派遣できる国・要請が依然として限定されるため、秋募集は中止とした。
- 日本国内で活躍するJICA海外協力隊員経験者に焦点を当て、海外生活で培われた力が国内の社会課題の解決のために発揮されていることを国民に広く知ってもらうべく、事業理解促進を目的とした広報番組やCMの放映、新聞・雑誌記事の掲載等を実施した。
- コロナ禍の急な状況変化による渡航見合せや派遣手続の長期化により、派遣延期となるJICA海外協力隊員への対応として、派遣前訓練終了後120日間を上限とした待機期間の設定に加え、180日間上限の特別派遣前訓練への参加や、一旦派遣合意書を解除し任国への再派遣や任国以外への振替派遣の機会を待つ特別登録といった選択肢を希望者に提供するなど、柔軟な運用を実施した。

## (4) スポーツと開発への貢献

- **支援選手の出場**：東京オリンピック・パラリンピックへのJICA海外協力隊員指導選手の出場：JICA海外協力隊員が指導した選手がオリンピックで16名と1チーム（関連JICA海外協力隊員は17名）、パラリンピックで5名（関連JICA海外協力隊員は3名）出場した。また、選手来日後の練習支援や通訳での同行など、大会ボランティアも含め多くのJICA海外協力隊員経験者が様々な形で東京大会に携わった。出場選手をサポートしたJICA海外協力隊員の活躍に関するSNS記事を合計20本（日本語13本、英語7本）投稿し、彼らが指導した出場選手に関するプレスリリースとニュースリリースをメディア向けに情報発信した。
- **ホストタウンの取組支援**：ホストタウンの取組では、JICA海外協力隊員経験者（OV）の活用を促進し、OVを中心とした国際開発教育を推進、ホストタウン招致国の選手と交流し、異文化理解、

国際交流、地域活性化を促進させた。そのほか、JICA海外協力隊員経験者がホストタウンとなった自治体の職員として働く事例も複数確認され、様々な形で自治体の国際化や一般市民の国際協力への理解促進に貢献した。

#### (5) 国内の課題に貢献する事業展開

- **地方創生に貢献する派遣前訓練の導入**：社会還元の促進：地方創生に貢献する特別派遣前訓練の導入：日本国内各地のOV会や協力隊を育てる会等の関連団体と協働し、2020年度訓練予定だった合格者と2021年度の訓練後派遣延期者の累計106名を対象に、全国31か所における地方創生の現場で特別派遣前訓練を実施した。特別派遣前訓練ではJICA海外協力隊員活動に向けた能力強化を行いながら、国内の社会課題に対する理解促進と課題解決実践の機会を提供し、社会還元への意識づけを行った。
- **グローバルプログラムの新設**：海外協力隊合格者のうち希望する人を対象に、派遣前訓練の一環として自治体等が実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を2021年度に新設し、開始した（2022年1月）。合格者は町おこしイベントの企画運営（島根県海士町）、被災者仮設住宅での支援（熊本県人吉市）、農家支援（岩手県陸前高田市）等の活動を実施した。
- 帰国JICA海外協力隊員のボランティア経験の社会還元を促進するために、2020年12月より無料職業紹介を開始した。地方自治体からの地方創生や多文化共生関係の求人を取り扱い、2021年度求人数が160件、求職者数が49人、うち成約件数は4件となった。

#### (6) SDGs達成に向けた貢献

- 幅広い分野での事業実施を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。特にコロナ禍では、SDGsゴール3（すべての人に健康と福祉を）やSDGsゴール6（安全な水とトイレを世界中に）に関し、12か国で各国の言語や状況に合わせた手洗い啓発活動動画を作成し、FacebookやYouTubeで紹介した（カンボジアでの啓発活動動画はFacebookで19,800回以上再生）。また、各協力隊配属先に対し、啓発ポスターの掲示や、マスク・石鹸等の供与を行っている。

#### (7) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍に伴い2020年4月に全てのJICA海外協力隊員が帰国し、開発途上国における活動の中断を余儀なくされた事業について、2021年度は本格的な再開に努めてきた。再度の赴任を希望する特別登録者に加え、既に合格して派遣に至っていない者の多くが早期の赴任を希望している。2021年秋の一般公募は延期して、かかる対象者に限定して募集を行って対応したが、当面は、ワクチン接種を終えたJICA海外協力隊員を受入条件が整った相手国に十分に注意して派遣することで、派遣数を増やしていく。

### No.7-2 地方自治体

コロナ禍で現地渡航への制約がある中、開発途上国の脆弱層支援につながるよう、オンライン研修等を行いつつ、地方自治体の特性やノウハウをいかした事業を実施した。また、外国人材受入支援の取組を強化し、自治体との共同セミナーや調査、国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の配置を強化した。自治体に出向する機構職員や国際協力推進員、地域連携アドバイザー、特別嘱託（国内貢

献型)等が自治体等との連携を強化し、災害復興や国際協力人材の育成等を通じ地域課題の解決を図った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4含む)	45法人・団体 <sup>101</sup>	40法人・団体	60法人・団体	60法人・団体	48法人・団体	30法人・団体
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (地方自治体) 相談件数/応募件数	相談：160件 <sup>102</sup> 応募：20件 <sup>103</sup>	相談：295件 応募：24件	相談：326件 応募：41件	相談：318件 応募：32件	相談：380件 応募：21件	相談：278件 応募：7件
活動報告等の発信回数 (No7-3、7-4含む)	- <sup>104</sup>	392回	395回	351回	136回	485回

#### (1) 自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開及び地域活性化への貢献

- **離島地域向け遠隔医療技術を応用した分娩における安全性向上への貢献 (香川・タイ)：**産官学連携での香川大学発ベンチャー企業のメロディ・インターナショナル(株)及びNPO法人・E-HCIK (イーシーク) が共同で展開する、香川県の離島地域を対象とした遠隔医療技術 (安全な出産) を活用した草の根技術協力をタイで2年間実施し、タイ北部の遠隔地域の分娩の安全性向上に貢献したほか、収集データによるタイ国内の製品の改善にも活用された。また、遠隔地域医療の困難を抱えるブータンの新規事業につながる等、周辺国にも波及した。
- 地方自治体の特性やノウハウを活用した技術協力として、北海道滝川市のモンゴルへの寒冷地農業技術支援、島根県でのブラジルへの環境学習・環境研修の実施、横浜市の水道事業実施、高知県の地域防災支援等が行われた。
- 北九州市とカンボジアの連携事業では、プノンペンでの水質の大幅な改善、無収水率の半減という成功事例を地方都市にも普及・展開し、カンボジア国内8都市の水道事業における黒字化等にも貢献した。技術協力事業への参画を通して得られたネットワークをいかし、北九州市海外水ビジネス推進協議会 (2010年設立、約140社が加盟) が2021年にカンボジア水道協会と連携協定を締結した。自治体の支援による顕著な開発効果の発現に加え、地元企業への裨益につながった。
- 横浜市では、ベトナムでの下水道事業がオンライン等を活用し進められ、横浜市水ビジネス協議会企業等の地域の民間企業との連携のなかで、遠隔研修等が実施された (2021年度)。
- PALM会議開催等をきっかけに大洋州諸国との連携を重視する三重県がパラオで行う草の根技術協力では、オンラインによる住民集会の開催や、現地スタッフとの連携によりごみ排出量削減に取り組み、事業開始前と比較しプロジェクト対象地域で3割程度のごみ削減につながった。
- オンライン及びハイブリッド型での草の根技術協力事業 (地域活性化型) の提案団体に対し、提案事業に関するコンサルテーション等を進めた。その結果、2021年度に行った草の根技術協力事業

<sup>101</sup> 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は、180法人・団体

<sup>102</sup> 2015年度実績

<sup>103</sup> 2013-2015実績平均 (実績は60件)

<sup>104</sup> 新たに統計を取る取組のため基準値なし



の募集では69件の応募があり、31件の案件を採択した。特に、コロナ禍での脆弱層へ裨益する支援（保健、教育、農業分野）や現地住民の生計向上につながる案件が採択された。

- 草の根技術協力事業では、コロナ禍で現地渡航の人数が限られる中、オンラインでの指導等を活用して事業が続けられた。島根県の関連団体「しまね国際センター」では2期7年にわたり実施してきたブラジルでの環境教育への支援を通じて、環境学習のためのカリキュラム作成や環境プログラムの開発、環境教育センターの教育コンテンツ整備を継続し、同国でも高い評価を受けた。
- 草の根技術協力事業において「日本・途上国人材還流の取組」として、開発途上国・日本間の人材還流を促進し、両国の地域社会や産業（農業、漁業、工業）及び保健医療・介護関連の人材育成を通じて開発途上国の産業・経済の発展を目指す取組に係る案件を拡充し、2021年度は4件採択した。

## (2) 地方自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- **熊本県との包括連携協定に基づく取組推進**：熊本県と機構の包括連携協定に基づき熊本県庁国際政策相談役と熊本県立大学国際教育センター兼務で出向する機構職員が、国際協力人材の活用や開発協力経験をいかした熊本県の国際政策支援等を実施した。豪雨被害に遭った被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣や、国際協力推進員を派遣した復興支援の枠組みづくり、国際協力人材を活用した地域おこしの支援が進められた。また、熊本県球磨地域振興局と覚書を締結し、官民一体の復興・地域活性化のための仕組みづくりのための「ひごラボ」を立ち上げた。このほか、熊本県立大学・熊本県教育委員会ともに、熊本県内の高校へのSDGs/国際理解教育を海外協力隊関係者等の協力も得て開始した。熊本県での一連の取組は地元新聞や全国紙の地方版等でも取り上げられた。そのほか、熊本県のマスコットキャラクター「くまもん」が、インドの手洗い運動を支援する等の海外でのSDGs達成に向けた取組への貢献も進められた。
- 機構は岩手県陸前高田市（2名）、茨城県、埼玉県横瀬町、千葉県、横浜市、島根県海士町、熊本県に機構職員を出向させ、開発途上地域での協力事業や研修事業、ボランティア事業等との連携等により、当該地方自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。2021年度は新たに、北海道、岩手県釜石市、茨城県古河市、群馬県と連携協定を締結し、合計17の自治体と連携を進め、各地方自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際協力人材の育成等に貢献した。
- 岩手県陸前高田市に出向する機構職員2名は、課題別研修で開発途上国の行政官の研修を行う等、復興最前線の同市の復興後の街づくりや地域おこしに国際協力を通じて貢献した。
- 群馬県との包括連携協定を締結し、多文化共生や地域連携、民間連携事業等を進めることを合意した。また、JR高崎駅内に機構東京センター高崎分室を開設し、高崎市との共同セミナーの実施等を進めた。
- 全国の各都道府県の国際交流協会等に合計64名の国際協力推進員を配置し、自治体を実施する国際協力事業をともに推進しているほか、JICA中部に地域連携アドバイザーを配置し、所管地域の全体の結節点として、機構内外のリソースを活用した事業促進に貢献した。
- 北海道士幌町とキルギスが実施する草の根技術協力では、士幌高校の生徒とキルギス側の実施機関である農業技術カレッジをオンラインでつなぎ共同で商品開発を進めたほか、地元での写真パネル紹介を行う等地域活性化にも貢献した。
- ボリビアの日系移住地と沖縄県との経済交流を目指す「OKINAWA to 沖縄」プロジェクトの一環として、2021年2月にボリビア沖縄移住地の農産品である家畜飼料用大豆を沖縄県へ初めて輸出した。

これを受け、2021年度に沖縄センターでオンラインセミナーや公式サイドイベント等を支援した。

- 埼玉県横瀬町役場に機構職員が出向し、横瀬町官民連携プラットフォーム事業「よこらぼ」の運営支援や町の総合振興計画の策定等に従事するなど町おこしに貢献した。「よこらぼ」は、企業等が実施したいプロジェクトを横瀬町のフィールドや資産を活用しサポートを行うもので、189件の提案があり108件が採択された。また、民間企業を活用した交流プラットフォームの設立、町役場内のDX促進等にも貢献した。
- 上記取組を発信すべく、各国内拠点で自治体と連携したイベントを開催したほか、全国・地方新聞への取材対応、内閣官房や国土交通省主催のセミナー、各自治体と機構の各国内拠点で行うセミナー等で、機構と自治体での連携事業の発信等を行った。

### (3) 外国人材受入環境整備への貢献

- **名古屋出入国在留管理局と連携しての自治体向け発信強化（中部）**：名古屋出入国在留管理局が開催した「管内7県3市<sup>105</sup>多文化共生担当者連絡会議」へ参加し、機構の外国人材・共生支援に関する取組を紹介した。また、名古屋出入国在留管理局との共催による「デジタルフォーラム共生社会実現に向けたサポートのあり方～官民産学連携の視点～」を中部・北陸内の208の自治体及びその国際交流関係団体職員を対象に実施した。機構上級審議役が登壇し、75名及び報道3社からの参加があった。
- 各都道府県で外国人材受入れ・多文化共生を進めるため、2021年度は新たに12名の国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を配置し、国内機関や自治体関連の国際交流協会等で、当該県の外国人材受入れ・多文化共生のための取組や課題分析を開始した。また、筑波・中国・九州（熊本）、北陸等では国内拠点における調査・パイロット事業を開始した。
- 沖縄県名護市で、同市及び同市国際交流協会と連携して同市在住外国人に対する新型コロナワクチンの接種推進を支援した。沖縄センターが、事業でつながりのあるNGO等より紹介された日本語ができる外国出身者や多言語能力が豊かなJICA海外協力隊OVを接種会場に派遣し、外国人材の安全安心と自治体の行政負担の軽減に貢献した。
- 京都府国際センターと共催で主に同センターに登録する災害時外国人サポーター向け研修を2回実施した。機構の長期研修員が講師として協力し、延べ60名以上の参加があった。そのほか同センターと共催した企業向け防災研修では、対面・オンライン合わせて101名の参加があった。
- 機構が共同事務局を務める「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」では、自治体への相互の取組の共有やJP-MIRAIを含む他機関との今後の連携を目的に「自治体・国際交流協会等」第1回意見交換会を11月にオンラインで実施し、30自治体・団体（約40名）が参加した。ひょうご海外ビジネスセンター、厚生労働省佐賀労働局、佐賀県、茨城県外国人材支援センター、山梨県等からも各セミナーでのJP-MIRAIに関する説明依頼があり登壇した。2021年度は、JP-MIRAIにも6自治体、2国際交流協会が加盟した（2020年度は1国際交流協会のみ加盟）。

### (4) SDGs達成に向けた貢献

- 草の根協力事業では、「健康福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛生（SDGsゴール6）」の達成に貢献する自治体等と連携する事業が多数展開された。
- 機構が実施した自治体向け研修をきっかけに茨城県古河市との間で、SDGsの市民への普及や多文

<sup>105</sup> 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市

化共生を進めるための連携覚書を締結した。近隣の自治体にも波及し、同自治体職員への研修等を進めた。

- 愛媛県新居浜市が開催するSDGsをテーマにした絵画展に四国センターが実行委員会メンバーとして参加し、海外拠点と協力して海外の子どもたちの作品40点を出展した。地域の子どもの絵画とともに展示され、SDGsへの理解促進に貢献した。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの感染拡大を受け、「草の根技術協力（地域活性型）」では、各受託団体の従事者の海外渡航が難しく、基本的に日本国内での活動が中心となった。渡航再開は受託団体の責任者が判断することとなっているが、草の根技術協力を受託する自治体では、短期渡航で現地活動を行うことが多いため、現地活動を再開できない、新規案件を開始できないケースが2020年度に続き残っている。また、現地調査を実施できないため、採択済み案件の調査開始遅延等の課題が出ている。渡航再開については、各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を進める。特に、計画策定のための短期渡航が困難な現状を踏まえ、調査・計画策定支援及び現地事務所の支援体制（草の根技術協力を担当するNGOデスクの追加配置）等を強化する。

#### No.7-3 NGO/市民社会組織(CSO)

NGO/CSOとの連携促進・強化を進めるべく、NGO-JICA協議会の枠組みに加え、NGO・JICA勉強会を開催し、互いの知識や経験の共有を進めた。外国人材受入れへの貢献として「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動推進及び9言語対応ポータルサイトを開設した。同プラットフォームには、2021年度末時点で企業団体会員275団体、個人会員148名が参加した。またコロナ禍で甚大な影響を受ける脆弱層支援等も取り組んだ。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（NGO/CSO）相談件数/応募件数	相談：450件 <sup>106</sup> 応募：27件 <sup>107</sup>	相談：459件 応募：79件	相談：683件 応募：71件	相談：672件 応募：69件	相談：1,087件 応募：59件	相談：744件 応募：43件

#### (1) NGO/CSOとの連携促進・強化、担い手の裾野拡大

- NGO-JICA協議会をオンラインで2回開催し、草の根技術協力事業の質の向上や地域での取組、NGO等活動支援事業の在り方、寄附金制度等を協議した。また、同協議会の運営を行うNGOと機構双方のコーディネーターによる会議等を通じて、きめ細やかな協議が可能となるよう努めた。
- NGO-JICA協議会ではテーマ別の議論を深めるため、NGO・JICA勉強会を計7回開催した。同勉強会ではNGO・JICA連携、ビジネスと人権、保健、防災、ジェンダー等のテーマに、延べ642名が参加し互いの知識や経験の共有を進めた。防災や保健分野では、機構が作成したJICAグローバル・アジェンダを共有し、具体的な連携の在り方に係る議論を深めた。

<sup>106</sup> 2015年度実績

<sup>107</sup> 2013-2015年度実績平均（実績は80件）

- 草の根技術協力事業において、2021年度は新型コロナの影響を受けつつも、パートナー型で11件、地域活性型4件、支援型で16件を採択した。
- 初めて国際協力事業に取り組む、もしくは国際協力活動の経験が浅い団体が応募できる、機構への寄附を活用して行う「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」（1件100万円）について、2021年度は16件採択した。同事業の実施及びコンサルテーション体制を強化するために、2021年度より事業主管を国内拠点に移した。また、より使いやすい制度とすべく、契約や支払い方法を簡素化し、双方の契約業務の負荷を最小限にする形に制度変更を行った。
- 機構職員のNGOインターン派遣制度を拡充し、2021年度はNPO法人クロスフィールズ、認定NPO法人シャプラニール＝市民による海外協力の会、認定NPO法人テラ・ルネッサンスの3団体に合計6名を派遣し、NGOとの連携強化や連携の在り方について検討を進めた。また、NGOの活動を支援するNGO主催イベント（HAPIC）でのオンラインブース設置、セミナー開催、意見交換の実施による相互の連携・対話を促進等、連携強化の取組を進めた。
- 沖縄センター内に、「おきなわ国際協力プラットフォーム運営事務局」を設置し、県内の国際協力に関心のある企業・NGO等の間で情報共有やノウハウの交換等を行える体制を整備した。また、福岡県でも特定非営利活動法人NGO福岡ネットワークとの連携を強め、地域のNGO/NPOの連携強化を図るための分科会を開催した。横浜市では、地域NGOと共同で、オンラインセミナー等を企画し、地域のSDGs推進のための人材育成、横浜の国際協力・多文化共生・在住外国人支援に取り組む団体（NGO/NPO、行政機関、国際機関、学校等）の活動紹介、ネットワーク構築等を支援した。

## (2) NGO/CSOの知見をいかした事業実施、質の向上の取組

- **環境教育離島モデルの他地域展開（富山・インドネシア）**：富山県の一般社団法人「インドネシア教育振興会」が提案した、教育現場のデジタル化等を支援する環境教育離島モデルが、インドネシア他地域へ拡大した。
- **複式学級運営手引きの全国展開（ラオス）**：「ラオス北部地域の教員養成校指導教官の能力強化を通じた、複式学級運営改善事業」（草の根技術協力事業）を通じて作成された複式学級運営の手引きが、ラオスの教育スポーツ省教育科学研究所から事業対象地における試用版として承認を受けた。試用版に基づく実地指導、再改定を行い、全国で使用できる教材にするよう8月に同研究所に申請を実施した。全国の教員養成校のカリキュラムが改訂され、作成された複式学級運営の手引きには、本事業で開発した手引きがいかされ、全国の教員養成校で使用されることになった。
- 2020年度に実施した経費実態調査の結果を踏まえ、草の根技術協力制度の改善を進め、委託経費の中での間接費を17%から44%に引き上げ、各種経費の精算を簡素化する制度改善を進めた。同改善結果を反映させた公募を2021年度より実施した。同制度を適用した草の根技術協力を進めることで、NGO/CSOの精算事務効率化への貢献が期待され、NGO/CSOからも実態に合った制度改善への評価が寄せられた。
- 事業実施に係る能力強化のためNGO等活動支援事業を実施した。東京センターでは「途上国開発の活動の有効性と効率性を向上し、インパクトを拡大させる実証実験手法の普及プログラム」（ワークショップ）を一般社団法人コペルニク・ジャパンと共同で19団体に実施した。
- 開発途上地域における事業実施に際して必要となるNGO等の能力強化に資する研修（事業マネジメント、現地調査実践、モニタリング・評価）を機構国内外の拠点で実施した（計29回、延べ261

名)。新型コロナの感染拡大を踏まえて研修をオンラインで実施するとともに、研修（計画・立案）の一部でマルチメディア教材の作成を進めた。

- 草の根技術協力等、本邦NGOによる現地での市民参加事業の活動のバックアップや案件形成等を支援するため、2021年度新たにルワンダ、東ティモール等を追加し累計25か国にNGOジャパンデスクを設置した。また、うち12か国で現地NGO/CSOの動向、関連政策、NGOなどが活動できる分野について「NGOプロフィール調査」を実施し調査結果を取りまとめ、機構ウェブサイトに公開した。ベトナムで、同国で活動を行うNGO、NPO等向けにベトナム事業セミナーを実施したほか、ニーズの高い介護・福祉分野の動向等に係る課題確認を進めた。
- 市民参加事業の連携実績がある団体について、機構の他事業での連携促進や市民参加事業で取り組んだ事業の主流化・政策化の促進のため、課題別に草の根技術協力事業の採択済み及び実施中案件を取りまとめて機構内に情報共有した。

### (3) 外国人材受入環境整備への貢献

- 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動推進、9言語対応ポータルサイト開設：民間企業・自治体・NPO・学識者・弁護士・機構等多様なステークホルダーが集まり、任意団体として設立された「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動を促進した。同プラットフォームでの活動を通じ、外国人材の適正な受入れに貢献し、「世界の労働者から信頼され、選ばれる日本」となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指すものである。2020年11月のJP-MIRAI設立以来着実に加盟団体数を増加させており、2021年度末で企業・団体会員275団体（うちNPO・NGO52団体）、個人会員148名（参考値：2020年度末時点企業・団体会員149団体、個人会員52名）となった。日本を代表する大企業や中小企業を束ねる業界団体も加盟し、12月に実施した総会・公開フォーラムではオンライン含めて340名が参加と大きな反響を呼んだ。7月末から2か月間、新型コロナウイルスの影響で失業や帰国困難となった在留ベトナム人24名を対象とする「技能実習及び就労系の在留資格を有するベトナム人等向け能力開発研修」をJP-MIRAIとして支援団体の協力も得ながら行った。また、JP-MIRAIとして2022年3月に外国人材向け9言語対応のポータルサイトを開設し、機構の国内外の拠点や国内地域ネットワーク組織と連携しつつ、同ポータルサイトの普及に関する取組を行った。

### (4) 新型コロナ感染拡大下での事業対応

- コロナ禍で甚大な影響を受ける脆弱層支援や渡航制限下での事業継続を臨機応変に行うべく、草の根技術協力事業で実施中案件の活動内容の拡充や終了後案件の事後調査の活用を通じ以下のような柔軟な対応を行った。
- バングラデシュでは「特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会」が実施する地域防災の事業で、地域内のサイクロンシェルターへ衛生資材備蓄・手洗い場を設置し、コロナ禍での避難経験調査や感染予防に留意した避難に係る住民啓発等を実施した。
- ケニアでは、「スマイルトイレプロジェクト」で市民の感染予防に対する意識を高めるための啓発活動キャンペーンや、マスク配付等を実施した。
- インドネシアでの「官民協働によるコミュニティラジオを活用した地域防災強化事業」では、コロナ禍で学校が閉鎖された状況下、子どもたちの学習の機会を絶やささないよう、実施機関と協働でラジオを活用した遠隔教育の実施に向けた活動を行ったほか、災害ラジオやコミュニティラジ

オの関係者が集い、対話型のオンラインセミナーを計9回開催した。

- 草の根技術協力事業において「オンラインビジネスに関する技術協力を通じた女性支援団体の能力開発及び女性零細企業家の生計向上支援」（一般社団法人コペルニク・ジャパン）をファストトラック案件として新規採択し、インドネシアで実施した。

#### (5) SDGs達成に向けた貢献

- 草の根技術協力事業では、「健康福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛生（SDGsゴール6）」の達成に貢献する自治体等と連携する事業が多数展開された。
- NGO、大学、企業、行政機関等多様なアクターが参加する地域プラットフォーム形成に機構の国内拠点が取り組む例が増えており、関西、中部、沖縄等で国内拠点が中核となってSDGsプラットフォームの運営に取り組んだ。

#### (6) 事業上の課題及び対応方針

全世界で新型コロナの感染が拡大する中、日本国内での活動や遠隔での事業が中心となった。現地に長期滞在者を派遣するNGO等の受託団体は事業を本格的に実施ができていたが、短期渡航を前提とした受託団体には現地渡航のハードルが依然高く、活動地の制約等から現地活動が十分に実施できない事例が相次いでいる。また、現地調査を十分実施できないため、採択案件における開始遅延等の課題が出ている。2022年度も渡航の本格的な再開の見通しは不透明であるが、各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を引き続き進める。

#### No.7-4 大学・研究機関

JICA開発大学院連携を更に推進すべく、コロナ禍の中、追加的な防疫措置を講じ1,437名の来日を実現した。また、日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を、オンデマンド方式の導入により全ての新規長期研修員等に対して提供するとともに、留学生間のネットワーク強化を促進するセミナー等のプログラムも内容の充実化を図った。さらに、上記知見を海外にも広げるJICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）を展開し、2021年度は46か国で実施した。国内の担い手についても、留学生受入方式に係る覚書を締結した大学及びSATREPS事業に参画する研究機関共に増加した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関）相談件数/応募件数	相談：140件 <sup>108</sup> 応募：10件 <sup>109</sup>	210件 34件	217件 26件	228件 29件	549件 27件	293件 14件
新規 SATREPS 協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75件 <sup>110</sup>	13件	11件	12件	12件	12件

<sup>108</sup> 2015年度実績

<sup>109</sup> 2013-2015実績平均（実績は30件）

<sup>110</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は47件）

大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	59人 <sup>111</sup>	1,004人	721人	692人	825人 <sup>112</sup>	1,006人
---------------------------	--------------------	--------	------	------	---------------------	--------

### (1) JICA開発大学院連携

- 「日本理解プログラム」（共通プログラム）：新型コロナ感染防止のためにオンラインを活用し、実施規模を拡大して計9回「日本理解プログラム」（共通プログラム）を開催し、機構研修員等237名の参加を得た。受講対象者の更なる拡充に向けて、放送大学と共同制作した講義番組「日本の近代化を知る7章」を同学の生涯学習支援チャンネルである「BSキャンパスex」で毎月繰り返し放送した。また、同講義番組をオンライン授業として、インターネットを介したオンデマンドにより視聴する機会の提供を開始し、受講者に対し理解促進のためフォローアップセミナーを開催した。さらに、コンテンツの充実化を図り、放送大学と上記「日本の近代化を知る7章」の続編シリーズ8章～15章を完成させた。
- 「JICAチェア」：日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、各開発途上国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行うプログラム「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」を46か国で展開し、インドネシアのインドネシア大学やスリランカのペラデニヤ大学等で、放送大学と共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る7章」を活用し日本の大学教員等がリモートによる連続講義を実施した。海外の要人からの期待も高く、同教材は将来的に各国の大学で利用することを目的に、多言語（翻訳済みの5か国語に加え、フランス語、クメール語等）に翻訳を行った。また、「JICAチェア」に関し、機構のウェブサイト上で概要や事例を紹介及び現地において「JICAチェア」実施大学と協力しプロモーション動画の制作・発信等の広報を行った。
- 「地域理解プログラム」：新型コロナ感染予防対策を徹底しつつ、「地域理解プログラム」を12国内拠点で実施し、機構研修員等390名の参加を得た。遠隔講義や視察を含めたプログラムを実施し、各地域ならではの特色ある開発経験を伝えることで、日本理解の深化、地域の人々との直接のふれ合いの場を提供するとともに、各現場で様々なアクターがどのように連携して開発を進めたのかを学ぶ貴重な機会とすることができた。
- 「各大学におけるプログラム」（個別プログラム）：各専門分野での日本の開発経験等を伝えるため、機構と各大学が協働して設置・提供する授業科目からなる個別プログラムの開発・実施を推進した。2021年度は24大学で個別プログラムが実施された。本プログラムでは、機構関係の留学生のみならず国費外国人留学生等の他の留学生や日本人学生にも共に学ぶ機会を提供した。
- 留学生事業の更なる向上及び帰国留学生との関係性強化のため、2017-2019年度に来日した機構の留学生に対し、留学の満足度調査を行った。総じて満足度は非常に高く、日本留学の効果を確認することができたとともに、今後の事業改善に向けた示唆を得た。
- 来日中及び帰国留学生とのネットワーク強化のため、各課題や地域別にLinkedInグループを形成するとともに、当該分野に係る勉強会等を実施した。
- JICA開発大学院連携のウェブサイトを拡充し、「JICAチェア」の各国での実施事例、日本の開発経験や国際協力の経験に係る教材などを紹介した。また、機構の留学生や関係者のインタビュー記

<sup>111</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>112</sup> 2020年度の集計値に誤りがあり今回は正

事をウェブサイトに掲載するとともに、JICA開発大学院連携について紹介する動画を作成し、日本への留学やJICA開発大学院連携プログラムへの参加を通じた学びについて、現場の声を届けることで、日本留学の魅力の発信及び事業への理解や意義を深める取組を行った。

## (2) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- ▶ **留学生の来日に向けた取組**：コロナ禍の中、機構の留学生来日に向けて、政府各方面への働きかけを行い、機構が追加的な防疫措置を講じることを条件に機構関連の留学生の来日許可を取り、国費留学生と同様、来日枠の獲得につなげた。これを通じ、安倍総理（当時）が発表した、2022年に2,000名が学ぶ状態の達成に道筋をつけることができた。5月の来日再開以降、1,437名の機構の留学生の来日を実現した。加えて機構の留学生が渡日を待つ間も、遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避する措置を取った。来日した留学生からは、待機期間中の日本の「おもてなし」への感謝や、学びの環境の充実への感謝が示されている。また、4月以降厚生労働省からの求めに応じて来日再開に向け機構が講じた待機の措置は、その後、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置での「特段の事情」による来日の先例との位置づけで利用された。
- ▶ **JICA留学生に対する横断的なプログラムの実施**：2020年度以降、JICA留学生に対し留学コース横断的に合同プログラムを実施することとしており、2021年度は9月に第3回目、2022年3月に第4回目のJICA留学生ネットワーキングセミナーをオンラインで開催した。第3回目には2020年度入学の約200名の留学生が参加し機構理事長との意見交換のほか、「ポストコロナ時代のイノベーションと日本の役割」、「大きく変動する国際情勢における地域連携の在り方」、「SDGs時代における行政官の役割」をテーマとする講義やディスカッションを実施した。第4回目には2021年度入学の約350名の留学生が参加、機構理事長からの激励メッセージにはじまり「持続可能な社会の実現と日本の経験」、「異文化である日本の社会・文化の理解促進」をテーマとする講義やディスカッションを実施した。同2回のセミナー後には、各留学コースを主管する機構内の部署による個別プログラムを開催し、各地域における機構事業の説明のほか、留学生との意見交換を行った。また、8月から9月にかけて「ABEイニシアティブ」、「イノベティブ・アジア」、「シリアJISR」等、インターンシップ実施対象者向けに第1回企業交流会を計4日間開催、日本の企業延べ48社と研修員延べ340名が参加した。また、2022年3月に第2回企業交流会を2日間開催、日本の企業延べ40社と研修員延べ364名が参加した。同2回の企業交流会において、インターンシップ実施に向けた情報提供や意見交換等を行い、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出した。JICA留学生ネットワーキングセミナー、企業交流会ともに、オンラインでの開催であったが、グループワーク等を通じて、案件の枠組みを超えて、JICA留学生間のネットワークが形成された。企業交流会に参加した日本の企業にとっては、様々な地域のJICA留学生とネットワークを形成できる機会となり、グローバル化、海外展開に資する等の成果が得られた。
- ▶ **人材育成奨学計画（JDS）**：2021年度は新規対象国3か国を含む19か国からの381名の留学生が10月末までにおおむね来日し、新規大学7校を含む39大学51研究科に入学した。これにより過去最多となる留学生を受け入れた。また、2021年度も、JDS修了生の主要ポストでの活躍も目覚ましく、特にラオスでは7期生が最高裁判所副長官に就任するなど、日本にとっての外交政策上の重要ポストへの就任が相次いだ。また、キルギスでは6期生が経済財務副大臣、8期生がデジタル開発省副大臣に、ベトナムでは2期生が外務省副大臣に就任する等、継続的な事業実施による成果が各実施国で着実に現れた。



- 「イノベティブ・アジア」について、2021年度は新たに53名を大学のIT、IoT、AIを中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。受入先と協力の上、遠隔と対面を組み合わせた柔軟な受入を実現し、延べ111名がインターンシップを実施した。加えて2021年度は完全遠隔による企業交流会を実施し、延べ285名が参加した。
- シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」について、2021年度は第5年次として日本の大学の修士課程に就学する10名の研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含む合同プログラムを実施した。新型コロナの影響により、インターンシップ機会の獲得が危ぶまれたが、受入先と協力の上、遠隔と対面を組み合わせた柔軟な受入れを実現し、延べ20名がインターンシップの機会を得た。2021年秋までに学位課程を修了した第2年次の研修員20名のうち18名が本邦で就職した。
- 「ABEイニシアティブ」について、「No.1-4 民間セクター開発（2）高度人材等育成機能の強化② アフリカにおける高度人材」に詳述のとおり、TICAD7の公約である「ABEイニシアティブ3.0」の下、2021年度に94名のアフリカからの研修員を日本に受け入れるとともに、コロナ禍で来日が難しい14名には遠隔で本プログラムに参加できるよう調整した。また、計412名に対してビジネススキル向上のためのビジネス・プログラム、うち158名には日本企業での短期インターンシップを提供した。
- 「国際社会人Dr.コース/研究員等養成・能力強化コース」は、2021年度の在籍者数は20名、受入れ実績は累計33名となった。受入大学の海外教育研究拠点の活用、遠隔指導等により研究を継続している。

### (3) 担い手の裾野拡大

- 機構の精力的な働きかけを通じて、JICA開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための新たな留学生受入方式による覚書を締結した大学は、2020年度末の89大学から94大学に拡大した。また、覚書締結済みの大学のうち70大学の参加を得て、JICA開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方策を促進するためのJICA開発大学院連携に関する第4回連絡協議会を開催し、帰国後の関係性の維持発展をテーマに、機構及び大学における優良事例を共有し、意見交換を行った。
- SATREPSに関しては、2021年度に採択された12案件（応募119件）について、SATREPS案件を新たに取り組む研究機関2機関（金沢大学、沼津工業高等専門学校）が含まれており、SATREPS事業を実施する研究機関が拡大した。

### (4) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の援助手法への展開

#### ① SATREPS事業

（新規事業の形成）

- 地球規模課題に対応する事業の一つであるSATREPS事業に関しては、12案件を採択した。この中で、秋田大学がタジキスタンで実施する「地中熱・地下水熱利用による脱炭素型熱エネルギー供給システムの構築」は、同国で実施される初めてのSATREPS事業となった。またSATREPS事業の実績は、実施国累計53か国、実施案件総数168件となった。

（事業成果の他の援助手法への展開）

- **新型コロナ検査技術の向上**：ガボンのSATREPS「公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の

把握と実験室診断法の確立プロジェクト」(長崎大学)では、新型コロナウイルスの変異株研究に必要な機材を追加で支援し、訓練を受けた実施機関の検査専門家が中心となり、同国の病院や医療機関に、新型コロナウイルス検査の技術と手順を広めた。また、長崎大学は民間企業と同国における新型コロナウイルスの検査システムを開発し、実装化に向けて研究した。さらに、ガボンでは国内のウイルスの系統解析によって人獣共通感染症ウイルスがガボン国内でも継続的に発生していることが判明したため、野生動物を食す人々等に対して、感染症対策の必要性を提言した。

- ガーナでは「ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究」の研究機関である東京大学、国立感染症研究所、国立病院機構三重病院の日本の研究者及びガーナの研究者が中心となり、11月に対面とオンラインを併用して、シンポジウム「Scientific Symposium on SATREPS Project」を開催した。本研究によって下痢症診断技術の体制が強化され、さらに医療機関における迅速診断キット等の導入及びガーナ人の抗菌剤の適正使用につながることを期待される。また薬剤耐性菌及び薬剤耐性HIVについては、検査の技術指導研修を行った。
- ベトナム、カンボジア、タイでは九州大学が研究代表機関として「ベトナム、カンボジア、タイの戦略作物、キャッサバの侵入病害虫対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト」が実施され、キャッサバモザイク病(CMD)のウイルス検出に使用される利便性の高い乾式LAMPキットを開発し、カウンターパート機関へキット製作方法について研修が実施された。またCIAT(国際熱帯農業センター)からCMD抵抗性品種の提供を受け、ベトナムで現地に適したCMD抵抗性品種の開発が行われた。

## (5) SDGs達成に向けた貢献

### ① SATREPS事業

- 2021年度の新規事業12件は、SDGsゴール2(飢餓)に貢献するものが2件、ゴール3(保健)3件、ゴール7(エネルギー)、ゴール9(イノベーション)、ゴール11(都市)がそれぞれ1件、ゴール13(気候変動)が4件である。その中で、タジキスタンのSATREPS「地中熱・地下水熱利用による脱炭素型熱エネルギー供給システムの構築」(研究代表機関:秋田大学)は、寒暖差が激しく、石油・天然ガスにも恵まれないタジキスタンにおいて、その豊富な地下水資源に着目し、人工知能等ICT技術を統合した「先進乾燥地帯対応型地球熱ヒートポンプシステム(タジキスタンモデル)」の構築と普及によって、エネルギー事情改善と雇用創出による地域安定化及び温暖化対策への貢献を目指している。

## (6) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナ拡大の影響により不安な状況におかれている留学生に対し、定期的な健康観察や、メンタル面のサポート等を実施し、研修目的の達成に向け、追加的な支援を引き続き実施していく。

### No.7-5 開発教育、理解促進等

新学習指導要領、SDGsの普及、東京オリンピック・パラリンピックを踏まえ、教育委員会等の外部の関係機関や教科書会社との連携を進めて、様々な事業に取り組んだ。具体的には、開発教育指導者研修や、コロナ禍で中止となった教師海外研修の代替研修、国際協力出前講座等の教員や児童生徒を対象にした事業、地球ひろば等の施設を活用した開発協力の理解促進等である。また、外国人材受入

支援及び多文化共生の推進に向けて、地域の外国人コミュニティ、NPO、JICA海外協力隊経験者などの協力を得て、教員を対象にした研修にも積極的に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
教師海外研修の参加者数	166人 <sup>113</sup>	157人	101人	113人	0人	0人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9万人 <sup>114</sup>	4.5万人	4.6万人	4.1万人	0.71万人	0.97万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果（5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率）	団体・一般 95% 登録団体 76% <sup>115</sup>	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 97% 登録団体 79%	団体・一般 96% 登録団体 70%

## (1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

### ① 教員向け研修の効果的・効率的実施

- 開発教育を実践している教員24名を対象に、今後、更に開発教育を推進してもらえるよう、オンラインと対面を効果的に組み合わせた研修を実施した。同研修の実施に際しては、中学校及び高等学校の新学習指導要領の改定（小学校2020年度、中学校2021年度、高等学校2022年度）により、全校種の総則にて「持続可能な社会の創り手の育成」が重視されることを十分踏まえて、日本国際理解教育学会の協力を得て、世界と地域の課題・多様性を取り上げた。また、国内の外国ルーツの人口が増加する社会的背景を踏まえ、地域の多文化共生社会の構築を支援するために、多文化共生をテーマにした公開セミナーを開催し、約110名が参加した。さらに、外国ルーツの児童生徒の増加に対応するため、教員向けに多文化共生に関する研修を新たに実施した。国内拠点主催の研修では、教育委員会などの外部関係機関との連携を積極的に進め、機構からの講師派遣などにより研修を実施したほか、現場教員のニーズや関心の高いSDGs、多文化共生を重点的に取り上げた研修を行った（約6,800名参加）。
- 教師海外研修：コロナ禍により海外研修を中止せざるを得なかったが、代替策として国内での研修やセミナーを実施した。特に教育行政コースについては、全国の教育委員会及び学校管理職を対象に募集を行い、学校及び各地域の開発教育を推進するスクールリーダーの育成に焦点を当てた研修を行い、全国から24名が参加した。海外での教育への取組をテーマにした公開セミナーには57名が参加した。

各国内拠点では、次のとおり地域の特性に応じた取組を行った。

- 北海道センター（札幌）：SDGsに積極的な道内自治体の取組を取り上げたり、地域の特色をいかした動画教材を制作したりすることで、参加者や研修講師（自治体・NPO等）から「このような地域課題を教育現場とつなげる場が今後も恒常的にあるとよい」と好評を得ることができた。
- 筑波センター：「SDGsと多文化共生」をテーマに、外国人支援を行っているNPO、ブラジル人学校、地元で多文化共生やSDGsに熱心に取り組む学校・企業等の現場訪問を行い、地域における多文化

<sup>113</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>114</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>115</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

共生の現状と課題を学び、参加者5名が各学校で授業実践を行った。

- 中国センター：外国人材受入れや多文化共生を中心に「中国地方からSDGsの視点で考える多様な社会」をテーマにした研修を実施した。外国人支援を行うOV経験者へのインタビューを行うことで、機構の事業と地域との有機的つながりを強化し、地域のベトナム人技能実習生との意見交換から、地域ならではの実践的な研修内容となった。
- 九州センター：教員を対象に開発教育指導者研修（初級編2回、中級編2回、学びあい編3回）を実施した。新学習指導要領を踏まえ、SDGsを通じた開発教育の授業づくりについて、参加型学習の手法やSDGsのワークショップなどを行い、参加者間の情報交換や教員間のネットワーク構築を推進した。

## ② 新学習指導要領の施行に向けた取組

- 開発教育用映像教材の内閣特命担当大臣賞受賞：水をテーマにルワンダの現地取材し機構が制作した映像教材「世界につながる教室」が、「消費者教育教材資料表彰2021」において最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）を受賞した。学校現場でのグローバル化やSDGsの浸透を踏まえた教科書開発に資する目的で開催している教科書会社向けセミナー（2021年度で5回目、15社53名参加）では、同映像教材を活用した授業実践事例など教育現場での実践事例を紹介した。
- 教育関係者の機構業務に対する一層の理解促進のため、教科書会社向けに、教科書開発に役立つ機構のイベントの定期的な告知や授業実践の好事例等の共有を継続して行った結果、機構の事業が2021年度発行された9冊の教科書に掲載された。

## (2) 開発教育、国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- 開発教育・国際理解教育の推進のため、教育委員会との連携を重点的に進めている。埼玉県教育委員会とは包括連携協定（2013年度）、神奈川県教育委員会とは連携覚書（2020年度）を締結して教育委員会との連携強化を進めている。また、東北センター、中部センター、関西センターなど多数の国内拠点で、教育委員会や国際交流協会と協力したフォーラムやセミナーの開催、教育センターや自治体に対する研修講師の派遣などを通じ、教育関係機関との連携を継続的に深めている。
- 研修やセミナー等のオンライン開催が進んだことにより、各国内拠点のオンラインイベントに当該地域のみならず全国から関心の高い参加者が集まるようになり、専門的な知見や多様な事例を共有することができ、イベントの質的な改善につながった。また、各国内拠点の過年度の研修参加教員をつなげたトークイベントをオンラインで実施し、教員間のネットワークを広げる等、コロナ禍前にはない効果的な取組を推進した。さらに、セミナーの録画・YouTube配信なども行いアーカイブとして研修後の復習等に活用できるようにした。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、秋田県にかほ市・石川県小松市・大阪府守口市等のホストタウンの自治体と連携し、セミナー・ワークショップ・国際協力出前講座等様々な企画を活発に実施し、ホストタウンとしての市民の関心醸成に貢献するとともに、自治体との連携強化にもつながった。
- 東北センター：公益財団法人山形県国際交流協会及び認定NPO法人IVYと共催で、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業を切り口にした協働実践をテーマに国際理解実践フォーラムをオンラインで開催し、県内教育関係者を中心にしつつも全国から参加者があり、地域

の取組を全国的に広げる波及効果が見られた。

- 東京センター：埼玉県教育委員会と連携して約3,000人の教員を対象に、機構の事業を紹介し、SDGsや国際協力の重要性を伝える研修を2020年度に引き続き実施した。埼玉県立総合教育センター内のSDGsをテーマにした展示のリニューアルに協力し、教員や児童生徒のSDGsについて考える機会を提供した。
- 横浜センター：2021年3月末に締結した神奈川県教育委員会と外国につながる児童・生徒支援を中心とした連携覚書に基づき、神奈川県教育委員会と機構横浜センターのプロジェクトチームが発足し、月1回程度の意見交換を行い、外国につながる児童生徒に対応できる人材育成、機構事業の成果物（エルサルバドルの教科書）の活用、開発途上地域の教育制度の知見の提供、外国につながる児童生徒を受け持つ教員を対象とした研修での連携等を進めた。

### (3) 地球ひろば等の国内拠点施設等を活用した開発協力の理解促進の取組

- 新型コロナの影響により、地球ひろば等の施設を臨時休館とする、事前予約制にするなどの制約があったが、新型コロナの影響下でも児童生徒が参加しやすいようにオンライン化を図るなど、JICA地球ひろば（児童生徒向けイベント15件（641名））等で開発協力の理解促進のための取組を継続して実施した。また、東京2020オリンピック・パラリンピックと連携した取組もJICA地球ひろば（イベント・セミナー7件（238名））等で引き続き実施した。

#### 【JICA地球ひろば（市ヶ谷）】

- 2020年度に引き続き、イベント・セミナーは全てオンラインにて実施し、2020年度から約25%増の約2,100人の参加者を獲得した。
- コロナ禍において中断していた国別の月間特別展示を再開し、ウクライナ、イラン、リベリアの3か国を取り上げた。実際の展示、J'sカフェでのエスニック料理の提供、オンラインセミナーを組み合わせて展開し、セミナー参加者のうち94%以上のアンケート回答者から「満足している」との評価を得た。
- JICA地球ひろばに来館できなくても利用できる基本展「人間の安全保障展示」を紹介する動画コンテンツの制作を進め（テーマ：人間の安全保障、貧困、保健医療、水、教育、紛争、相互依存、SDGsの8本）、動画コンテンツを見て地球ひろばへの関心を誘い、地球ひろばへの来館につなげるものとしてYouTubeを通じて発信を行った。

#### 【なごや地球ひろば】

- 感染防止対策を徹底の上、安心して来館し、楽しく学べる場を提供することを心掛けた結果、2020年度よりも37%増の来館者数となった。
- なごや地球ひろばに関連する報道が8件（新聞5件、テレビ2件、ラジオ1件）あり、特にNHK名古屋「さらさらサラダ」の放送は複数の来館者から放送について好意的な意見をいただくなどの反響があった。「東京栄養サミット2021」と関連づけた企画展「セカイ+栄養展」（来館者6,146人）もメディアから注目され、積極的にアプローチした結果、5件の報道がなされた。
- 基本展「SDGsー未来につながる17の約束ー」（来館者5,568人）は、開催時期が学生の夏休みと重なるため、学生を主たる対象にSDGsと国際協力について学べる関連資料やワークシートを作成し夏休みの学習につなげられる仕組みを施した。

- 企画展「Story of the Pacific Islands」（来館者4,276人）では、第9回太平洋・島サミット（PALM9）開催を踏まえ、PALM9参加国19か国のうち機構の拠点がある9か国に焦点を当て、SDGsに絡めた機構の取組を中心に展示を行った。東日本大震災から10年になることも踏まえ防災に関する事業も取り上げ、来館者の関心につながった。また、パラオ共和国と三重県との友好提携25周年に着目し、三重県と共同でオンラインイベントも実施し、三重県との関係強化の機会となった。

#### 【ほっかいどう地球ひろば】

- 小学生を対象に、新たにオンラインと対面を組み合わせた道内の留学生とグアテマラの異文化理解を図る国際協力体験プログラムを構築し、参加者のうち95%以上から「満足度が高い」との評価を得た。
- 利用者である教育関係者の目線に立ち、教育現場においてどんな場面、どんな形でひろば訪問や出前講座を活用できるのかをより明確に示した国際理解教育支援パンフレットを作成し、コロナ禍においてもプログラムが積極的に活用されるように工夫し、今後の利用者拡大へとつなげた。

#### (4) SDGs達成に向けた貢献

新学習指導要領を受けて教科書にもSDGsが掲載され、学校現場でSDGsは益々浸透している状況にあり、このような動きを踏まえ、2021年度も教員向け研修、国際協力出前講座、各種イベント・セミナー等で積極的にSDGsを取り上げ、学校教育の動きと連動した取組を実施した。特に、教員向けの各種研修では、蓄積されてきたSDGsの実践事例を効果的に活用して、より一層SDGsへの理解促進に貢献する取組を推進し、教育現場での学習指導案の作成や授業実践を支援した。これらSDGsに関する取組には、学校教育関係者ばかりでなく、自治体職員、青年会議所、メディアを含む民間企業、NGO/NPO等から幅広く参加者を得ており、日本国内でのSDGsの浸透と理解を促進した。

- **筑波センター**：茨城県教育研修センターの「中堅後期研修（年次研修）」（オンライン・動画視聴）、「SDGs研修（希望研修）」へ協力し、6回延べ586名の教員に講義を実施した。また、SDGs研修の参加教員に機構のSDGsカードを授業で使用してもらい、その実践事例を集めて「実践事例集」を作成するプロジェクトを実施し、地域の教員等に配付してSDGsへの理解や授業での実践に貢献した。このような取組は、研修の参加教員及び同センターから高い評価を得ており、SDGsの学校教育への浸透と同センターとの連携関係を強化した。
- **中部センター**：愛知県総合教育センター研修施設内に、機構事業やSDGsを紹介するコーナーを新設するとともに、同センターのeラーニング講座に対しSDGsコンテンツを提供するなど、教育機関との連携を深めた。
- **四国センター**：愛媛県新居浜市及び同市教育委員会が実施するSDGsをテーマにした絵画展「にいはまSDGsアートフェスティバル」の実行委員会メンバーとなり、海外拠点と協力して開発途上地域の子どもの絵画40作品を出展し、絵画を通して世界の課題やSDGsを考える場になった。
- **沖縄センター**：「おきなわ国際協力・交流フェスティバル2021」のオンライン実施に伴い、沖縄出身の著名人とともに沖縄の技術が開発途上地域で役立っていることを学べる動画教材を制作し、視聴者にSDGsや国際協力への理解推進を図った。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響により、2020年度に引き続き、教師海外研修をはじめとする開発教育支援事業の多くにおいて、国内での代替対応、オンライン化・デジタル化などを活用した実施方法や内容の見直しを行った。2022年度も新型コロナ感染状況を見ながら感染対策を取りつつ対面の事業も可能な限り進めるが、それができない場合はオンライン化やデジタルを活用した取組を進める。

外国人材受入れの対応の一環として、開発教育支援事業においても多文化共生に関する様々な取組を実施した。2022年度においても、地域の外国人コミュニティ、NGO・NPO、海外協力隊経験者、過去の研修参加者といった国内リソースと協力し、多文化共生に関する学校現場のニーズに対応した研修等の継続的な対応を行う。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナの影響を見極めつつ、関係者の安全や日本国内の感染防止を前提として、適時・適切な対応を取ることを期待する。この際、それぞれの担い手やとの意思疎通や、関係機関との密な情報共有・連携に留意されたい。なお、新型コロナの影響を受け現在の派遣数は限定的であるものの、JICA海外協力隊に応募する人材の確保や帰国後の活躍に向けた支援は引き続き重要な課題であり、積極的な取組を期待する。また、外国人材受入れ・多文化共生に係る側面支援をはじめとして、多様な担い手との連携強化を通じて国内の課題解決にも貢献していくことを期待する。

### (2) 対応

コロナ禍においても日本国内の大学、研究機関、自治体、NGO等との連携の下、事業を推進した。国内の感染拡大防止を念頭に、留学生向け共通プログラムや授業等をオンラインで開催した。SATREPS事業での研究者等とのシンポジウム開催、自治体との事業相談・実施、NGO向け研修等もオンラインで行う等、関係者の安全に配慮しつつ、適時適切な意思疎通・情報共有に努めた上で、事業を遂行した。

ボランティア事業では事業の適切な運営と、派遣を希望するJICA海外協力隊員のために、2020年度から続けて海外拠点による安全や感染防止状況の確認等、密な情報共有と連携、待機中及び訓練中のJICA海外協力隊員との不断の意思疎通や日本国内でのワクチン接種支援など、渡航再開に取り組んだ。JICA海外協力隊員の帰国後の活躍支援、社会還元促進に向けて、日本国内の関連団体と協働による特別派遣前訓練、奨学金制度の拡充や無料職業紹介事業の実施等に積極的に取り組むとともに、帰国JICA海外協力隊員が日本国内で社会課題に取り組む様子を積極的に広報し、協力隊の再ブランディングに取り組んだ。

また、多様なパートナーと連携した外国人材受入支援・多文化共生の取組を推進した。「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の企業団体・個人の会員を拡大し、自治体向けオンライン研修等の開催や9言語対応ポータルサイトの開設等、コロナ禍でも活動を積極的に展開した。開発教育では、外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、地域の外国人コミュニティ、NGO、JICA海外協力隊経験者などの協力を得て、教員を対象にした研修も積極的に開催する等、国内の課題解決への貢献も念頭に事業を実施した。

No.8 (一定の事業等のまとめ)	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
プレスリリース発出数	250件 <sup>116</sup> (2017-2021)	50件	85件	72件	53件	42件	52件
フェイスブック投稿数	1,750件 <sup>117</sup> (2017-2021)	350件	1,045件	1,149件	983件	813件	752件
ODA見える化サイト掲載案件の更新数(案件)	500件/年 <sup>118</sup>	500件	1,207件	1,141件	1,245件	832件	1,125件
国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	10,000人 <sup>119</sup> (2017-2021)	2,000人	1,875人	2,325人	2,605人	4,347人	3,925人
国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200人 (延べ人数)	200人	185人	214人	244人	254人	259人
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額(百万円)			5,495	5,125	5,018	5,217	5,559
決算額(百万円)			5,008	4,350	4,496	4,595	5,472
経常費用(百万円)			5,154	4,583	4,526	4,649	5,614
経常利益(百万円)			△272	△140	△167	△823	△288
行政サービスコスト(百万円)			5,156	4,575	4,526	4,649	5,614
従事人員数			95	95	95	94	94

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (8)、中期計画：1. (8)
年度計画 1. (8) 事業実施基盤の強化 ア 広報

<sup>116</sup> 前中期目標期間の実績から各年度5件増として設定する。前中期目標期間実績平均45件/年

<sup>117</sup> 前中期目標期間の実績から約4%増として設定する。2015年度実績336件(日240件、英96件)

<sup>118</sup> 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010～2014年度の実績平均492件/年

<sup>119</sup> 前中期目標期間の実績から約15%増として設定する。前中期目標期間実績平均1,746人/年



- 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、オンラインツールや国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。
- 特に、新型コロナウイルス等の感染症対策を含む保健医療分野での協力を重点的に発信するほか、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、開発途上地域におけるスポーツと開発の取組等を発信する。
- ウェブサイトは、ページ数削減等で管理負荷軽減を進めるとともに、2022年のリニューアルに向けた業務委託契約を実施し、具体的な作業に着手する。

#### イ 事業評価

- PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。特に、2021年度に事業評価を行う事業は、2020年度に改定した評価基準（「整合性（Coherence）」を含む）を適用し、他の開発協力機関等による支援との適切な相互補完・調和・協調等について丁寧に確認・評価する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。
- 事業改善や効果向上に資するため、改定した評価基準ではサブレーティングの4段階化を適用するほか、テーマ別評価やインパクト評価等の各種分析や新たな評価手法による評価も継続的に実施し、事業評価から得られる教訓を協力方針の策定や事業の実施等にフィードバックする。
- 個別事業の効果の測定に留まらず、協力のまとまり（クラスター等）がどのような効果を発現しているのかの検証に資する事業評価について検討を進める。
- 事業評価の質の向上のため、評価実施・分析に関して、国際機関や大学等の多様な主体と連携して進めるほか、研修等を通じ、機構内外の人材の評価能力向上に取り組む。

#### ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- SDGs達成への貢献、最新の援助潮流及び人材の需給状況を踏まえて能力強化研修を行うとともに、引き続き研修コースのラインナップ見直しや研修内容の改善を図る。また、オンライン研修の一部継続による遠隔からの受講促進やコンテンツの動画化等により、学習の利便性を高める。
- 2020年度までに国際キャリア総合情報サイト（以下「PARTNER」という。）で登録した個人及び団体双方のPARTNER利用を促進する。将来の国際協力分野の担い手となる若年層及び地方人材に対しては、2020年度までに拡充したコンテンツを活用し、将来の国際協力分野の担い手となる若年層及び地方人材に対する働きかけを強化し、キャリア形成を支援する。上記を通じて、引き続きPARTNER登録者・団体数の増加及び情報発信の強化に取り組む。

#### エ 知的基盤の強化

- 「平和と開発のための実践的知識の共創」のビジョンのもと、事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、一新された研究所の体制下で世界への更なる発信力強化に取り組む。特に、新型コロナウイルス対応、人間の安全保障、質の高い成長、FOIPと政治経済学、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、日本の開発経験や開発協力の歴史、中国を含む新興国の動向や国際援助潮流を含めた開発協力等に関する研究を行う。また、各研究において、ウィズコロナ、ポストコロナ及びBBBの視点を踏まえ、新たな知見を引き出す。
- 研究事業の成果物のあり方、研究倫理のあり方、それに伴う質の管理、業務プロセス、内部統制、インセンティブ設計等について更なる改善を図る。
- 研究所の国際的プレゼンスを高め、一体感、統一感を醸成するため「人間の安全保障レポート（仮）」の作成に取り組む。

- 国際援助潮流の形成に、国際会議等を通じて積極的に参画する。
- 研究事業の質の向上と発信の強化のため、国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実を図る。特に、JICA開発大学院連携において、教材を作成しこれらを通じた知日派人材の育成とネットワークの強化を進める。また、日本人の中南米の海外移住史研究を通じ、国内の多文化共生の推進への貢献を図る。あわせて研究事業を通じた機構の研究人材の育成にも取り組む。
- ウェブサイトやメーリングリスト等の有効活用、オンラインツールの活用による多様な関係者に向けたセミナー等の開催、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、政策担当者、開発協力実務者、研究者、学生等に対して、ワーキング・ペーパー、書籍等の研究成果を効果的に発信し、双方間の対話を促す。

#### オ 災害援助等協力

- 国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる、登録要員の能力維持・向上のため、新型コロナウイルスの感染予防策を取りつつ、実践的な研修・訓練プログラムを策定・実施し、併せて必要な資機材を整備する。
- 2021年度に予定されていた国際救助チーム再認証試験はオリンピック・パラリンピックの延期により2022年度に延期となる予定だが、これに備えて実施体制の強化及び資機材の更新を含め、引き続き国際緊急援助隊救助チームの基盤強化を推進する。
- 捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）の各会合及び演習の準備・実施を通じ、アジア太平洋地域内の捜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO緊急医療チーム（EMT：Emergency Medical Team、以下「EMT」という。）イニシアティブの作業部会等へ参画し、感染症疾患に係るガイドライン作成支援等を通じ、EMTという国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化に取り組む。
- 医療チームは、WHOによるEMT標準の改訂動向を踏まえ、野外病院レベル（WHO EMT Type2）派遣の再認証に備えて、チーム体制・能力の強化を図り、最新の国際基準に沿った派遣準備態勢を整備する。感染症対策チームは、WHOによる感染症危機支援の規範形成（GOARN2.0等）及び日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の改定動向を踏まえて、これらに整合したチームの体制整備に取り組む。

#### 主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

- 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：五つある定量的な評価指標のうち四つが評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、①外国人共生社会の実現へ向けた調査研究及び同研究成果の発信、②新型コロナ感染急拡大を受けたインドへの迅速な緊急援助、③自衛隊と連携した火山噴火・津波被害に対する緊急援助、④ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣等、特筆すべき成果を上げた。また、⑤JICAグローバル・アジェンダ及びそれに紐づくクラスター事業戦略に係る事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法の検討、⑥PARTNER等を通じた開発協力人材の育成促進・確保等に取り組んだ。

#### ア 広報

- ◎ **トップ広報【③】**：機構理事長が日本経済新聞、読売新聞への寄稿や、各種会議へのパネリスト登壇等を通じ、国内オピニオンリーダー層及び一般層双方の理解促進に向け機構の事業活動や関心事項を広く発信。
- ◎ **多様性が尊重される社会の構築に向けた取組の発信【③】**：「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」に関する活動を発信。2月に行ったシンポジウムでは、日本経済新聞社、NHK等多数報道。
- 「グローバルフェスタJAPAN」等国际協力イベントを通じ、広く国際協力の重要性や機構事業の認知を促進。
- 重点テーマを多様なツールを活用して 戦略的に発信（新型コロナ及び感染症、気候変動・陸域及び海洋環境管理、大洋州との関係強化、栄養、スポーツと開発）。
- 国内で約6,300件、海外で約1万2,700件の機構に関する報道実績（2020年度はそれぞれ国内約3,900件、海外約1万1,200件）。

#### イ 事業評価

- 協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計73件の外部評価と、2億円以上10億円未満の事業84件の内部評価を実施。
- OECD-DACでの評価項目の追加（整合性：Coherence）を含む新評価基準を適用した評価の実施。
- プロセスの分析、統計分析、根拠に基づく政策立案に資するインパクト評価の取組を継続し、評価結果をフィードバックセミナー等を通じ組織内で共有。
- JICAグローバル・アジェンダの策定及びそれに紐づくクラスター事業戦略に係る事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法を、外部有識者を交え検討。
- 職員向け研修、機構内インターン制度を通じ内部での評価人材を育成。

#### ウ 人材養成確保

- SDGsへの貢献や開発協力人材の分野横断的な手法に係る能力向上の観点から、新規3件を含む20コースの能力強化研修を実施。
- PARTNER上のコンテンツのキャリア図鑑に、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO等関係機関のキャリア形成の事例紹介や多様な働き方を促進する記事を新規に21本リリース。累計件数は73本に。
- 開発協力人材の新規開拓、連携強化に向けた一般社団法人海外コンサルタント協会（ECFA）等との連携セミナーを25回開催（2020年度17回）、延べ2,047名が参加。

## エ 知的基盤の強化

- ◎ **外国人共生社会の実現へ向けた調査研究**：2030/40年における外国人との共生社会の実現に向けた調査研究を実施し、日本における外国人との共生や国際協力の在り方を提言。特に外国人労働者の需給シミュレーションは日本で初めての試みであり、2040年には現在の4倍の外国人労働者が必要となること、それに対し供給ポテンシャルは不足していることを明らかにした。分析結果及び提言内容はシンポジウムで広く一般に周知したほか、国内外のメディアでも広く取り上げられた。
- ◎ **著作の表彰【④】**：『日本の開発協力の形成－政策史1・1980年代まで』（シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」第1巻）が「第25回国際開発研究 大来賞」を受賞。また、プロジェクト・ヒストリー『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』が2021年度の第47回交通図書奨励賞を受賞。
- ◎ **書籍「鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望」の発刊、出版記念セミナーの開催【②】**：鉄道システム輸出の効果的な実施に向けて機構が世界各国で取り組んだ鉄道インフラ整備事業におけるナレッジを取りまとめ書籍として発刊。鉄道関係企業からなる日本鉄道システム輸出組合（JORSA）も推奨。JORSA主催の出版記念セミナーにおいて対外発信。
- ◎ **書籍「SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性」の出版【⑤】**：SDGsの達成に向け機構が実施する「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を活用し、海外進出を成し遂げた企業の事例等を紹介。
- 機構緒方貞子平和開発研究所（機構緒方研究所）のフラグシップレポートとして『今日の人間の安全保障』を発刊。人間の安全保障という切り口から研究成果の対外的な見える化を図り、現場での活用や国際援助潮流の形成への貢献を目指すもの。
- 機構研究所の設立を主導した緒方貞子氏の業績に係る展示スペースを開設。
- 各種成果を発信（ワーキングペーパー（12本）、ポリシー・ノート（2本）、書籍（12冊）、報告書（6冊）、開発協力文献レビュー（1本）、フィールド・レポート（3本）、ナレッジレポート（2本）、セミナー開催（37回））。
- 研究人材の能力強化に向けた「研究プロポーザル事業」や職員向け各種セミナーを継続実施。

## オ 災害援助

- ◎ **新型コロナウイルス感染急拡大を受けたインドへの迅速な緊急援助**：2021年4月以降インドでの新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、インド政府から日本政府への要請により4月30日に酸素濃縮器300台を供与することが決定。緊急調達を行い5月8日、5月12日、5月13日にそれぞれ100台ずつ空輸し、同日にデリー着、直ちにインド政府側に引き渡し。日本国内が連休期間にもかかわらず、供与決定から2週間で事業完了。
- ◎ **自衛隊と連携した火山噴火・津波被害に対する緊急援助**：2020年1月のトンガにおける火山噴火及び津波被害を受け、緊急援助物資として飲料水・火山灰撤去のための用具等を調達し、同援助物資を国際緊急援助隊・自衛隊部隊により輸送し、供与。輸送手段が限られた中、自衛隊輸送機・輸送船の活用により迅速かつ離島への輸送まできめ細やかな支援が実施でき、日本のプレゼンスの向上に寄与。
- ◎ **ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣**：2022年3月にモルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団を派遣し、緊急医療チーム調整所（EMTCC：Emergency Medical Team Coordination Cell）で機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択したMDS（Minimum Data Set）の運用を支援。ウクライナから流入している避難民の傾向・ニーズ把握に成功し、モルドバ政府及びWHOが高評価。
- 国際緊急援助隊・医療チームがWHO EMTの認証延長に係るレビューパネルを受審し、国際認証期間が2023年まで延長された。

- 緊急物資供与（13件）を実施。

## 4. 業務実績

### No.8-1 広報

国民の幅広い層に対し、機構の認知度向上及び日本の国際協力の重要性に対する理解を深めるため、広報戦略で設定した重点ターゲットごとのアプローチに沿い、ウェブサイト、SNS、広報誌への掲載やメディアへの売り込み強化等、オンラインを含む多様なツールを活用し効果的な広報を展開した。また、重点テーマ以外にもトンガでの海底火山噴火やロシアによるウクライナへの侵攻を踏まえた調査団の派遣などの突発的に発生した事象に際して、各メディアへの取材対応やSNSでの発信を迅速に行うことで、災害や国際情勢の変化における機構の貢献について効果的な発信を行った。

#### (1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的な発信

##### ① 戦略的な広報への取組

- **広報重点テーマに即した多様なツールを活用した広報効果の最大化**：2021年度の初めに広報重点テーマを設定し、当該テーマに即して重点的に発信を行った（後述）。外部媒体の活用として、さかなクンとのコラボレーションによる大洋州YouTube動画シリーズ（総再生回数解数10万回）、在外9拠点と連携した、フラッグシップ案件の動画制作・発信（テレビ放映やSNS発信）、「Forbes JAPAN」（1万3,000PV）等のメディアとのタイアップによる連載企画、視覚障害者向けの音声化など、様々な媒体を通じたツールにより、幅広い年齢層や属性の市民に対する発信が強化された。機構が保有する自社媒体の活用としては、国内外ともにデジタル媒体へのアクセスが大幅に伸びる中、広報誌JICA Magazineのリニューアルを実施した。冊子とともに、日本語、英語、フランス語及びスペイン語による仏西特設ウェブサイト、電子書籍、Podcast音声シリーズ、インスタグラムなどの複合的な媒体を活用した結果、特設機構ウェブサイトへのアクセスは、特設ウェブサイト開設前の平均月間5,393PVから10月開設後の2月末までで平均2万7,614PVと5倍超となるなど、より多くの人に認知された。さらに、「一目でわかるJICA」資料を作成、10以上の他多言語化をし、ウェブサイト上でも展開、広く周知した。また、SNS発信を継続して強化した。LinkedIn（米国発のビジネスネットワークSNS）機構公式ページのフォロワーは1年間で約4万人増加し、機構理事長のアカウントも新たに開設するなど発信を強化した。
- **オンライン記者勉強会の開催**：機構の最新の事業動向等を説明するオンライン記者勉強会を、2021年度は大洋州（PALM9）、気候変動、インドでの農村ビジネス、栄養、基礎教育をテーマとして6回開催した。加えて、機構理事長退任に当たり、退任記者会見を実施した。
- **トップ広報**：機構理事長が、日本経済新聞の「経済教室」、読売新聞の「地球を読む」、Financial Times紙に寄稿をしたほか、新潮社「Foresight」の「新・日本人のフロンティア」への連載、SNS（新規にアカウント開設したLinkedIn）での投稿（和英）、「東京栄養サミット2021」のサイドイベント等の多数のイベントへの登壇等など、各種メディアに露出し発信することで、国内外のオピニオンリーダー層・一般層双方に対する機構事業の理解促進に取り組んだ。特に、より広範な層に影響力を有するオピニオンリーダーとの対談を複数回（4回）行うことにより、日本国内のオピニオンリーダー層の読者が多い著名な雑誌のウェブ記事を通じた発信を強化した。また、「メディア懇談会」を開催し、主要メディアの論説委員等と機構理事長の意見交換の場を設け、機構の事

業活動や関心事項について広く発信した。国際情勢の変化に応じて各メディアからのインタビューにも積極的に応じ、不安定化する世界におけるJICAの役割や貢献について効果的に発信した。加えて、機構理事長退任に当たり、退任記者会見にて6年半の任期におけるJICAの取組と成果を総合的にアナウンスし、複数の報道につながった。なお、上記については積極的に自社媒体（ウェブサイト及びSNS）で拡散し、広報効果を高めた。

- **地方メディア向けの発信**：機構理事長表彰に関するプレスリリースを国内拠点と連携して作成、配信し、読売新聞や毎日新聞など26紙以上の全国紙地方版及び地方紙で報道された。また、機構内で国内拠点間の広報事例・知見の共有を通じた国内広報プラットフォームを立ち上げた。さらに、国内拠点の広報担当を主な対象とした広報研修の実施及び地方メディアへのアプローチ強化を目的とした調査結果に基づく改善策の提案等のフィードバックを通じ、地方メディア向けの発信力強化を図った。その結果、地方メディアの報道件数が2020年度の約2,500件から約4,000件に増加した。加えて、地方メディアを通じた発信強化の一環として、24道府県の地方紙に民間連携事業の優良事例紹介を目的とした広告記事を掲載した。
- **海外メディア・一般向けの発信**：機構理事長によるFinancial Times紙への栄養に関する寄稿や在外事務所所長による現地メディアへのインタビュー対応など海外メディアへの発信を行い、機構の事業などについて広く周知した。また、コロナ禍での緊急物資の供与や事業の完成等などの機会を活用して現地メディアに発信した結果、現地での多数の報道につながった。また、機構理事長による栄養宣言及び機構副理事長による気候変動に係る動画メッセージをYouTubeチャンネルやSNSを通じ発信した。さらに、広報担当現地職員を対象に、地域の特性に配慮し実践に即した研修・計画策定支援として、2020年度の英語圏研修に続き、2021年度はTICADを念頭に置いたアフリカ拠点向け研修1回、及びスペイン語による中南米向け研修2回を実施した。
- **国際協力イベント**：「グローバルフェスタJAPAN」は新型コロナ対応として、2日間のリアル（会場）とオンラインのハイブリッド型で10月に実施した。リアル（会場）・オンライン合わせて2日間で延べ1万人以上が参加・視聴するなど、外務省や国際協力NGOセンター等の関係機関と連携し、広く国際協力の認知を促進した。また、地方においても、11月の「おきなわ国際協力・交流フェスティバル」など、国内拠点が主導して、主にオンラインイベントに切り替える形で同様のイベントを実施し、SDGsやスポーツ、環境問題などの時宜にかなうテーマを選択し、広く国際協力の重要性や事業認知を促進した。
- **報道件数**：これらの取組によるメディアを通じた発信として、国内で約6,300件、海外で約12,500件の機構に関する報道があった。
- **ウェブサイトリニューアルに向けた取組**：機構公式ウェブサイトは、古いページの削除やPDF化によって大幅に容量を軽減し、アクセス迅速化と管理コスト低減を前進させた。また一方で、検索機能の追加や英語ページの充実を図り、ユーザビリティを向上させた。また、2023年度に予定しているウェブサイトの全面リニューアルに向けて、新たなサイト構成や掲載基準を整理し、政府調達の手続きを進めた。

## ② 重点主要テーマに関する取組

- **新型コロナウイルスの及ぼす影響への対応**：2020年度に開設した特設ページにおいて、事業地図を改良しつつ、「世界保健医療イニシアティブ」を中心に機構の新型コロナウイルス感染症に関する取組を積極的に発信した。機構広報誌の2月号（日本語）、3月号（英語）で感染症への取組を特

集、これまで積み重ねた協力のアセットとともにコロナ対応について広く国内外に発信した。また、開発途上国一般市民への手洗い啓発活動として、インドにおいてハローキティ連携動画やザンビアにおけるピコ太郎動画を制作、発信し、その優良広報事例の他国への横展開を図った。

- ▶ **多様性が尊重される社会の構築に向けた取組の発信**：責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）が、4月から開始した研究会などの活動について発信した。12月には外国人材の受入促進支援に係るプラットフォーム第2回総会を開催し、多くのメディア取材を受け、朝日新聞等で紹介された。2月には機構緒方研究所が主催したシンポジウムについて取材招致を行い、日本経済新聞やNHK等で報道された。国内拠点からも所管地域県における同テーマの事例を積極的に発信しており、中日新聞等のブロック紙への掲載にもつながった。
- **気候変動・陸域及び海洋環境管理**：10月に気候変動に関する記者勉強会を開催した。機構広報誌11月号で環境特集を組むとともに、COP26前後に集中的に広報を展開し、機構副理事長による動画メッセージや、機構の自社SNSを通じた投稿により総計14.7万PVを達成した。
- **大洋州との関係強化**：7月に開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）に先立ち、記者勉強会を開催した。機構広報誌6月号で大洋州地域を特集、広く国内外に発信するとともに、PALM9に関する特設ウェブページを設け、インフルエンサーとコラボを活用した動画を配信（総再生回数10万回閲覧）掲載するなど、機構の事業に関する発信を行った。
- **栄養**：12月に開催された「東京栄養サミット2021」に先立ち、記者勉強会を開催した。また、官邸国際広報室に協力、同室による対外発信の一環として、機構の専門家や活動を主とした動画やウェブマガジン記事計3本が制作され、日本から海外への発信に貢献した。自社媒体では、機構広報誌12月号で食を特集、栄養に関する特設ウェブページを設けたほか、また、10月のグローバルフェスタで栄養をテーマにしたイベントを実施した。さらに機構理事長による栄養宣言に関する英文動画メッセージを発信し1.4万回閲覧されるなど、機構の方針や活動に関する発信を行った。
- **スポーツと開発**：東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催前から積極的に発信を行い、機構がプレスリリース、ニュースリリースで紹介した選手・JICA海外協力隊員の氏名や「海外協力隊」の語が含まれた大会期間中の報道が約120件に上るなど認知度の向上につながった。

## (2) SNS、ウェブサイトを活用した情報発信

2020年度は新型コロナの世界的な感染拡大による影響を受け、広報可能な機構事業の活動縮小等により広報コンテンツが減少した。また、広報コンテンツの減少に伴うウェブ更新の減少から、ウェブサイト閲覧も減少に転じた。他方、新型コロナ特設サイトの充実や、重点テーマごとにの特設ページを立ち上げるなど内容を更新した結果、2021年度後半は3,860万PVとなるなどの回復が確認された。

SNSについては、2021年度も和英フェイスブックは1万7,482人、和英ツイッターは5,114人ファン数が増加し、2020年度に導入したLinkedInもファン数が約4万人増加するなど、SNSの特性である拡散力を活用し、日本政府や相手国政府、国連機関、自治体、民間企業、メディア、NGO等幅広い関係者と連携し、幅広い拡散に努めた。また、外部ウェブメディアと連携した企画実施や、同記事の機構ウェブサイト及び外部ウェブメディアに転載することで、Yahoo!等への転載実績も増え、発信効果が更に強化された。

## (3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

重点ターゲットに応じた最適な発信（内容、媒体、タイミング等）の継続的な実施とともに、新し

い媒体や手法を取り入れていくことが課題である。また、国際協力に対する日本国内の具体的な関心（分野、関心度合等）が多様かつ流動的である点にも留意しつつ、発信内容については柔軟な発想に立ち、機構の組織及び事業における戦略を踏まえた発信内容を計画的に選定していく。

さらに、メディアに対しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるメディアによる取材態様の変化（現場取材の制限、オンラインツールの活用、提供画像・映像の積極活用等）を踏まえ機構でも発信体制を見直し対応しているが、人の移動や現場取材の制限を考慮しながら、より効果的・効率的な発信を行う。また、メディア環境の変化を踏まえたデジタルメディアや海外のターゲットに向けた海外メディア等との関係構築を更に強化していく。

## No.8-2 事業評価

世界的なコロナ禍の状況を踏まえ、現地リソースを積極的に活用した遠隔調査等に努め、157件の事後評価を実施した。SDGsの理念を反映し、国際的な評価基準に対応するために、2020年度に改定した新たな事業評価基準を、2021年度から評価対象案件に適用した。テーマ別評価等の総合的・横断的な分析、開発効果に関する理論やデータに着目して評価の質の向上を目指す調査・分析、データを活用した定量的な評価や統計的な手法を用いた評価にも取り組み、学習と改善、説明責任の一層の深化を図った。また、2022年度以降新たに導入される「新事業マネジメント方式」に対応した事業評価の準備・検討を行った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 <sup>120</sup>	5件	5件	5件	6件	5件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 <sup>121</sup>	8件	8件	9件	3件	3件

### (1) PDCAサイクルに沿った各種評価の着実な実施・評価結果の迅速な公開・知見の発信

- **事後評価の実施と公開**：評価対象となる、協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計73件（内訳：技術協力プロジェクト17件、有償資金協力25件<sup>122</sup>、無償資金協力31件）の外部評価と、2億円以上10億円未満の事業84件（内訳：技術協力77件、無償資金協力7件）の内部評価を実施した。また、その結果を機構ウェブサイトで公表した。
- **事前評価とモニタリング**：協力金額2億円以上の事業155件の案件形成時の事前評価表の策定について事業部門への支援を実施した。また、事前評価表作成に資するナレッジ教訓、指標レファレンスの策定、更新を進めた。
- **事業評価報告書の公開**：2021年度に実施した個別事業の全事後評価結果を2022年4月中の公開に向けて取り組んだ。また、年間の事業評価結果を取りまとめた「事業評価年次報告書2021」を機構

<sup>120</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>121</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>122</sup> 25件のうち23件が円借款、2件が海外投融資（海外投融資は2020年度より事後評価を本格再開）。



ウェブサイトにて2022年5月中の公表に向けて取り組んだ。同報告書では、特に学びの大きかった評価案件の事例や、世界的にも関心の高い感染症分野に対する機構の貢献、機構における衛星データを活用したモニタリング評価の取組等について紹介・発信した。

## (2) 評価基準の改定・適用

- 2021年度事業評価対象案件に対し、2020年度に改定した「整合性 (Coherence)」を含む新評価基準を適用し、他の開発協力機関等による支援との適切な相互補完・調和・協調等について丁寧に確認しながら評価を実施した (評価結果は2022年度に確定)。
- 事業改善や効果向上に資するため、改定した評価基準ではサブレーティングの4段階化を適用した (評価結果は2022年度に確定)。
- SDGsの理念を踏まえた新評価基準では、「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、受益者間の差異を把握し「公平性への配慮」や「Well-Being」等、具体的な視点について、評価に反映するその方向性・考え方を検討・取りまとめた (後述 (3) 参照)。

## (3) 教訓のフィードバック、評価結果の各種分析、新たな評価手法の継続検討

### ① 協力方針策定や事業実施等へのフィードバック

- 事業計画段階の事業事前評価表等で「過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を確認し、類似案件の評価結果から得られた教訓を活用した。具体的には、政策アクションがもたらす効果の範囲を踏まえつつ、具体的な目標を示すことが望ましいとの教訓から、各プログラム (施策) による裨益者数等、可能な限り明確かつ計測可能な指標・目標値の設定を行った (ヨルダン：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款)。
- 事後評価では、スリランカ「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」やブラジル「統合自然災害リスク管理国家戦略プロジェクト」(いずれも技術協力プロジェクト) 等で過去の類似案件からの教訓を活用し、成果発現につながったことが確認された。例えばスリランカの事業においては、「パイロットプロジェクトにより現場技術者が実際の点検・補修現場を経験できる機会を提供することが有効である」との教訓を踏まえ、地方の現場技術者に対して実践的な技術移転を行ったことで、同国道路開発庁における橋梁維持管理に係る能力向上が確認され、同国全土における橋梁維持管理状況の改善に寄与した。
- 2020年度に事後評価を行った事業の結果・導出された学びや教訓に関して、今後実施する類似事業にいかすべく、機構内職員向けに事業評価結果のフィードバックセミナーを行った。

### ② テーマ別評価

- テーマ別評価「Leave No One Behind実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」では、誰一人として取り残さないという視点を事業評価に導入すべく、①実施プロセス (介入策が包摂性や公平性に配慮していたか) 及び②成果 (有効性・インパクトにおける受益者間における差異) の主な2点に着目し、代表的な指標例、評価判断の事例について整理した。分析結果は日本評価学会 (12月) で報告した。
- テーマ別評価「Human Well-being/Happinessに関する評価手法」では、近年急速に注目が高まるWell-beingについて、地方自治体や他のドナー機関での事例をレビューし、機構の事業評価制度に適切に組み入れるため概念を整理し、検討内容を日本評価学会で中間報告した。

- テーマ別評価「民間資金動員に関する評価手法の検討」について、民間投資の促進を図るBlended Financeに対する事業評価に関する他の援助機関等の評価アプローチ・評価項目・評価視点・レーティング手法等を比較・分析し、試行的評価の実施を通じて、機構が民間資金の動員・触媒効果を評価する際の視点及び留意すべき点等の示唆を得た。
- テーマ別評価「評価結果の横断分析地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」について、2010年以降の57の地方給水分野の既往案件を対象に、教訓の横断レビューと、それを基にしたナレッジの教訓化を行った。
- テーマ別評価「保健医療セクター（感染症対策）における機構の協力の開発効果のインパクトと途上国の経済社会開発への貢献度合いの客観的評価レビュー」について、援助手法の横断的な2次的評価レビューを行い、機構の支援により産出され現在も活用されている優良成果を客観的に特定した優良成果カタログ、感染症対策分野における教訓を類型整理したナレッジ教訓シートを作成した。本取組については、ODA評価ワークショップ（後述（5）①参照）で報告した。
- テーマ別評価「留学生事業の評価手法分析」について、セオリー・オブ・チェンジ（ToC：Theory of Change）を用いた事業効果の検証、比較群の活用による事業効果の検証を試行、留学生事業の評価に関する提言（事業計画時のToC明示化や適切な指標の設定、中長期的なアウトカムの検証のための体制整備の必要性など）を得た。分析結果は国際開発学会で報告した。
- テーマ別評価「多角的アプローチによる栄養改善」について、栄養改善分野での複数分野によるアプローチの有効性に関する定量分析、機構や他機関による複数分野の栄養改善事業を対象とした定性分析を通じ、介入分野の増加や特に保健分野の介入と組合せ・介入の地理的集中が、発育阻害の改善に有効である等の示唆を得た。本調査の一部の分析結果は「東京栄養サミット2021」での機構による情報発信に活用された。

### ③ プロセスの分析

- ベトナム「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」、「ラックフェン国際港建設事業」、「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」等関連事業（以上、円借款）について、案件形成時もしくは事業効果発現に至る過程を分析する「プロセスの分析」を2020年度より継続して実施した。
- ルワンダ「教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト」（技術協力）について、効果発現に至った促進・阻害要因を特定した。分析結果については国際開発学会で報告し、また機構内関係部署間で共有、事業改善への活用を図った。

### ④ インパクト評価

- 機構内関係部署間への共有、他事業へのフィードバックを目的に、タイ「バンコク大量輸送網整備事業」（円借款）を対象としたインパクト評価を実施した。評価分析結果は日本評価学会で報告した。
- 日本式交番制度をモデルとしたブラジル「地域警察活動」（技術協力）の取組（2000年国別・課題別研修、2005～2018年技術協力プロジェクト（フェーズ1～3））を対象にインパクト評価を継続した。
- ヨルダン「第二次北部地域シリア難民受け入れコミュニティ水セクター緊急改善計画」（無償資金協力）を通じた平和創出の貢献に関するインパクト評価を継続した。

- より円滑にインパクト評価の企画・実施を行えるようにすべく、機構におけるインパクト評価の実施支援体制強化及び組織内の能力強化を推進した。能力強化に関しては、インパクト評価の案件形成・発注のための能力向上・人材育成を目的とした機構内職員向け研修等を実施した。

#### ⑤ 質的比較分析（QCA：Qualitative Comparative Analysis）

- 2019年度外部事後評価案件であるインド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」「ウツタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減事業」（両事業とも円借款）を対象に質的比較分析の実施を継続した。

#### ⑥ 統計分析

- 2021年度から新たな評価基準・レーティングシステムを導入したことから、旧レーティングシステムによる事後評価結果について総合的な分析を行った。分析の結果、有効性・インパクトのサブレーティングはスキームとの関係が強く、また持続性のサブレーティングは地域とスキームとの関係が強いことが明らかになった。なお、機構統合前後に開始された案件は、有効性・インパクトのサブレーティングが高い傾向がみられることが分かった。しかし、統合後に開始された案件はまだ事後評価が完了していない案件が多くスキームも偏りがあるため、機構統合の影響を明確に特定するには至らなかった。

#### ⑦ その他

- 事後評価において衛星データを運用効果指標の代替・補完的なデータとして活用し、定量的・客観的評価を追加した。また、衛星データを活用したモニタリング・評価において、活用可能なツール（分析マニュアル・衛星データリスト）を整理し、開発コンサルタント業界を含む機構内外への情報発信を行った。

### (4) 新しい事業マネジメントに向けた評価検討

- 新たな事業マネジメントの単位となる、JICAグローバル・アジェンダの策定及びそれに紐づくクラスター事業戦略に関して、事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法等を中心に、機構内の検討・整理を実施した。機構の事業評価外部有識者委員等からの助言も得て検討・整理を進めたほか、最新の検討状況について、国際開発学会及び日本評価学会全国大会で報告した。
- クラスター計画書の事前評価及び事後評価の試行や、ガイドライン案の作成を行うための実施方針を確定し、その実施支援を行うコンサルタント選定を行い、2022年度の更なる実施に向けた準備を進めた。

### (5) 事業評価の実施基盤強化と質の向上・他団体との協働

#### ① 国際機関や各国との連携・協働

- 外務省主催のODA評価ワークショップ（アジア・大洋州を中心に24か国・地域が参加）で二つのセッションに参加した。世界的に関心の高い保健医療（感染症対策）に関し、テーマ別評価（上述（3）②参照）の調査結果を基に、これまでの機構の感染症対策への取組・成果を共有した。また、2020年度他国・他機関に先駆けて実施した新DAC評価基準を踏まえた機構の評価基準改定に係る検討経緯・課題についても共有した。

- OECD・DAC下部機関の開発評価ネットワーク（EvalNet）定例会合へ参画し、開発協力事業の評価をめぐる国際潮流に係る情報を収集し、議論に貢献した。

## ② 内外部人材の評価能力向上

- 事業評価に関する内部人材育成を目的に、年間を通じて職員等向けの研修（事後評価入門研修を27回、在外拠点における評価セミナー1回）を実施した。
- 日本評価学会の評価士養成講座では機構の事業評価に係る講義を実施し、評価の専門性を持つ人材の育成に貢献した。加えて同講座を機構職員等10名も受講し、評価に関する幅広い知識と技法を身につけた評価士としての認定を学会より取得した。
- 開発途上国人材の評価能力向上に向けて、2020年度に続き、課題別研修「質の高い事業評価のデザイン、実施及び制度構築のための能力強化」をオンラインで実施した。研修員の参加国は2020年度の6か国から11か国へ拡大した。

## ③ 評価結果・教訓・分析結果の発信

- 評価の専門性向上、また今後の機構の事業評価のより良い運用・改善につなげることを目的として、プロセスの分析や衛星データを活用した評価の事例、ToCの機構事業への活用検討、テーマ別評価（「Human Well-being/Happinessに関する評価手法」、「Leave No One Behind実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」）の調査結果、開発課題別の事業戦略の強化・推進に向けた最新の取組状況等、事業評価に関する最新の動向を国際開発学会及び日本評価学会全国大会で発表した。

## (6) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

2022年度も引き続き評価手法の改善を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い現地調査の実施が困難な状況下においても、遠隔調査を活用した情報収集を行いつつ、現地渡航が再開された際には柔軟に対応する。

### No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

開発における協力ニーズが多様化する中、開発協力人材の不足は喫緊の課題である。その課題に対して、協力ニーズに対応した人材養成及び人材の裾野拡大のためのキャリア形成支援に取り組んだ。具体的には、能力強化研修でSDGs達成に向けた即戦力人材の養成、研修コースのラインナップの見直し、そしてオンライン研修の実施等、参加者にとっての学習の利便性を高める取組を行った。また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」では、関係機関との連携やキャリア関連コンテンツの拡充等を通じて、PARTNER登録者・団体数の増加及び利用促進を進め、開発協力人材の裾野拡大に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
能力強化研修参加者数	349人 <sup>123</sup>	565人	503人	464人	473人	518人

<sup>123</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

## (1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- **SDGs達成に向けた人材養成**：SDGs達成に向けて、JICAグローバル・アジェンダ等機構の事業戦略における重点分野や新たに取り組む分野を中心とした能力強化研修のラインナップに見直した。2021年度は新規3コースを含む計20コースを実施し、多様な分野の開発協力人材の養成に取り組んだ。特に、「栄養改善人材育成」、「教育政策アドバイザー育成研修」、「民間セクター開発」、「気候変動対策と開発」等、SDGsゴールに対応するコースを実施し、当該分野を担う開発協力人材の養成を行った。研修対象者は一定の専門性を有する開発協力人材を主とし、機構の事業に参画することを前提に、実践的な知識や技能の習得に重きを置いた研修内容とした。また、新型コロナウイルス感染予防のため全コースをオンラインで実施し、遠隔地からも受講者を受け入れた。そのほか、事前課題用として動画教材の活用を強化するとともに、動画コンテンツを研修受講者以外にも共有する等、研修コンテンツの有効活用を通じ人材の裾野拡大に貢献した。
- **将来を見据えた人材の養成**：将来の開発協力人材を養成するため、機構本部及び国内拠点に加え、開発コンサルティング企業国内オフィス（海外拠点はコロナ禍により実施見送り）でインターン99名を受け入れた。加えて開発協力におけるニーズが高い分野で機構事業の中核を担う専門人材の育成のため、将来にわたり開発協力業務に従事する意志を有する個人に対し、海外の教育機関等で学位取得機会を提供する開発協力人材育成事業を2021年度より開始した。

## (2) 開発協力人材の裾野拡大を目指したPARTNERの利用促進に向けた強化

### (ア) PARTNERの利用促進に向けた強化

- **キャリア形成支援、多様な働き方の促進のためのコンテンツや掲載情報の拡充**：PARTNERでは「学びコンテンツ」ページを拡充し、国際協力及び開発教育について学べるコンテンツやキャリア関連の動画コンテンツを集約して提供できるよう改修を行った。また、従来より関心が高いテーマである開発協力業界のワークライフバランスに関する情報をオンラインセミナーで発信するとともに、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO等で活躍する開発協力人材のキャリア形成の事例としてPARTNERの「キャリア図鑑」の新規記事21本をリリースする等キャリア形成支援と多様な働き方の促進に取り組んだ。
- **新たな開発協力人材の登録**：2021年度にPARTNERに新規に登録した開発協力人材は、3,925人となり、目標値（2,100人）を上回った。
- **国内の社会課題への貢献**：日本国内の現場での実務機会を通じて、今後の開発途上地域での協力をより効果的に推進していくことに加え、国内の多文化共生・地域活性化に資することを旨とし、機構専門家等の経験を有する開発協力人材を、日本国内の現場（地方自治体、大学等）に9名派遣した。自治体では外国人材の安定定住に向けた各種事業の提案等に貢献するとともに、大学では、地域の新型コロナ流行下における子どもへの影響と対策をまとめた。開発途上地域での経験が国内の多文化共生・地域活性化にも資することを示すことで、今後、国内で活動する団体のPARTNERの利用促進強化にもつながることが期待できる。

### (イ) 開発協力人材の新規開拓

- **関係機関との連携深化**：外務省、開発コンサルタント、NGO等関係機関と連携し、各種キャリアイベント等を開催することで開発協力人材の新規開拓を行った。具体的には、(一社)海外コンサルタント協会と連携した開発コンサルタントを目指す人材向けのキャリアセミナー、外務省国際

機関人事センターと連携した国際機関を目指す人材向けのセミナー等計25回開催し、延べ2,047名の参加を得た。また（株）開発ジャーナル社主催の「国際協力キャリアフェア」を後援し、660名の参加者を得た。さらに、海外で事業展開する本邦企業等の団体登録を拡充するために、中小企業・SDGsビジネス支援事業の応募団体向けに登録勧奨を行い、企業の団体登録が2020年度の156団体から236団体に増加した。

- **国際協力分野への若年層の関心拡大と促進**：上述のとおり「学びコンテンツ」を拡充し、学生向けコンテンツを見直すとともに、国際協力業界に関心のある若年層のファーストキャリアを考えるJOBセミナー「途上国で社会課題解決に取り組む人材になる『20代のキャリアパス・専門性の磨き方』」を開催し、108人の参加を得た。また、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人を対象とする機構のインターンシップ参加者を増やすべく、PARTNER上での広報を強化した。また、新卒採用イベントにおける広報を強化した結果、応募者が2020年度の514～669名に増加した。加えて、機構新卒採用及び社会人採用マイページへの登録者にPARTNERへの個人登録を促した結果、3,341名の新規登録があった。

### (3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- 開発協力人材の不足という課題に対し、人材の裾野拡大とともに、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。人材の裾野拡大については、従来の登録者に加え、機構職員・海外協力隊応募者等の情報を統合し、機構の人材募集に応募した人材情報の一元化を行う。同情報を迅速に分析・活用し、各人材の志向に合った情報を適時に提供し中長期的なキャリア形成を促進するための体制整備を行うため、2021年度より次期PARTNERシステムの要件定義に着手し、2023年度より新システムを稼働する。人材が不足する分野等での人材の養成については、JICAグローバル・アジェンダ等機構の事業の実施方針に基づき、戦略的に能力強化研修を実施することに加え、2021年度開始となった開発協力人材育成事業を通じて、開発ニーズが高い分野における機構事業の中核を担う専門人材を養成する。これらを通じて、開発協力人材の養成・確保に係る取組を強化していく。

#### **No.8-4 知的基盤の強化**

新型コロナ、質の高い成長、DX等の研究を継続しつつ、政治経済学、外国人共生、信頼と開発協力といった切り口での研究にも着手した。研究成果は、新たに創刊したレポート『今日の人間の安全保障』等の発刊物や動画媒体、世銀・ADB等との共催イベント、COP26のサイドイベント等で積極的に発信した。日本の開発協力の歴史に関する書籍が「国際開発研究大来賞」を受賞した。緒方貞子メモリアルギャラリーを新設した。ポリシー・ノートの発刊や協力案件への参画、研究関連情報の組織内発信等を通じ、研究成果の事業へのフィードバック、機構内の研究人材育成に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研究成果のダウンロード数 (万件)	5.2万件 <sup>124</sup>	7.1万件	10.8万件	4.8万件	9.2万件	6.0万件
国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例/機構事業へのフィードバック事例の件数	15件 <sup>125</sup>	17件	17件	18件	19件	20件
	15件 <sup>126</sup>	15件	17件	18件	19件	20件

## (1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究と発信

### ① 新型コロナ関連

- **新型コロナ関連の研究**：感染症に強い保健システム・社会や機構の協力戦略の在り方を検討するため、保健医療を中心に開発途上地域と日本における影響や対応からの教訓分析等の活動を進めてきた「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を発展させ、新規研究プロジェクト「COVID-19研究：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）と強靱な社会に向けて」を立ち上げた。同研究プロジェクトでは、危機に強い医療提供体制に関する比較研究、日本の病院における新型コロナの集団感染に関する事例研究などを進めた。研究成果を保健関連の学会で発表する等、各所での発信を積極的に進めた。あわせて、2020年度から継続的に開催している「JICA COVID-19－日本の経験を共有する－ウェビナーシリーズ」を7回開催し、各分野の第一人者の専門家をスピーカーとして迎え、最新の知見・経験の発信・共有を進めた。
- **ポスト・コロナのアジア経済**：研究会「ポスト・コロナのアジア経済社会構造ダイナミクスに関する研究」の成果として報告書『アジア経済レポート～ポスト・コロナのバリューチェーン：日系企業インタビューを中心としたアプローチ～』（日本語版、英語版）を発刊した。貿易や企業業績・財務の観点から、新型コロナの感染拡大や米中対立の影響を分析したほか、アジア地域に展開している日本企業へのインタビューを通して、バリューチェーンやサプライチェーンの現状や課題をまとめた。

### ② 人間の安全保障

- **人間の安全保障に関するレポートの発刊**：機構緒方研究所のフラグシップレポートとしてJICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』を発刊した。コロナ禍により世界で国、社会、人々の脆弱性が深刻化する中、人間の安全保障の概念がより重要となっている。人間の安全保障という切り口で、研究成果の対外的な見える化を図り、現場での活用や国際援助潮流の形成に貢献するため同レポートを創刊した。
- **UNDP人間の安全保障特別報告書への貢献**：国連開発計画（UNDP）人間開発報告書オフィスが人間の安全保障特別報告書の作成に向けて開催したシンポジウム「A New Generation of Human Security」の「人間の安全保障に対する脅威：暴力的な紛争と犯罪」のセッションに、機構緒方研究所の副所長が登壇した。機構事業や同研究所の研究成果にふれながら「新時代の人間の安全保

<sup>124</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>125</sup> 2015年度実績

<sup>126</sup> 2015年度実績

障（人間の安全保障2.0）」のコンセプトを共有し、現在生じているパンデミックにより人権や尊厳の問題が生じている現状や、DXや民間企業との連携による新たなアプローチを紹介して、議論を活発化させた。また、UNDPに設置された「人間の安全保障に関する特別報告書ハイレベル諮問パネル」に対して日本政府からインプットを行うために開催された外務省の会合に、機構緒方研究所長が参加し、機構事業や国際政治学の観点から貢献した。

- **動画による発信**：「緒方貞子元JICA理事長が実践した『人間の安全保障』～フィリピン・ミンダナオ～」と題した動画を公開した。同動画では、機構の理事長を約10年間務めた緒方氏が推進した「人間の安全保障」とは何か、機構はその実現のためにどのような協力を続けてきたのかをフィリピン・ミンダナオでの事例を取り上げながら、緒方研究所の基本方針の一つである「人間の安全保障の実現への貢献」を解説した。また、UNDPがヨルダン大学戦略研究所との協力の下で公開を始めた動画シリーズ「Takatof<sup>127</sup>United We Stand」に同研究所の上席研究員が解説を寄せ、「人間の安全保障」の概念や政策、アプローチについて説明した。

### ③ 質の高い成長及びSDGs

- **書籍『鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望』の発刊、出版記念セミナーの開催**：鉄道システム輸出の効果的な実施に向けて、機構が世界各国で機構が取り組んだ鉄道インフラ整備事業におけるナレッジを取りまとめた書籍『鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望』（機構運輸交通ナレッジ著、日刊建設工業新聞社）発刊し、出版記念セミナーを開催した。同書は、鉄道関係企業からなる日本鉄道システム輸出組合から推奨された。
- **書籍『SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性』（機構副理事長編、機構イノベーション・SDGs推進室監修、日刊建設工業新聞）の出版**：SDGsの達成に向け機構が実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、海外進出を成し遂げた企業の事例を紹介し、日本の優れた技術の海外への展開を促進するもの。
- **研究プロジェクト「質の高い成長にかかる研究」の成果として英文書籍『SDGs, Transformation, and Quality Growth : Insights from International Cooperation』を発刊した**。2015年に閣議決定された開発協力大綱における核心である「質の高い成長」の概念（包摂性、強じん性、持続可能性）について、産業開発、環境、都市化等のケーススタディを基に説明した。

### ④ 政治経済学の視点

- **国際協力の在り方が、米中対立の激化等の昨今の国際政治情勢の変化の影響を受けるようになってきていることに鑑み、機構緒方研究所に政治・ガバナンス領域を新設し、政治経済学・国際政治学的な観点から国際協力の在り方を検討することとした**。その取組の具体化として、研究プロジェクト「インド太平洋の開発と平和の新ダイナミクスー途上国の中国への対処ー（仮称）」の立ち上げ準備を進め、インド太平洋地域の諸国が中国とどのような関係を構築しようとしているかについて検討を行うこととした。

### ⑤ デジタル・トランスフォーメーション（DX）

- **ブルッキングス研究所との共同研究「ブレークスルー：持続可能な開発のための最先端技術の可**

<sup>127</sup> Takatofとはアラビア語で「手に手を取る」「肩を組みあう」という意味で、助け合い運動やボランティアプログラムの名称に使われる。



能性」では、近く実用化が可能であり、開発途上国への普及の可能性が高いと見込まれる技術を対象として、SDGs達成に向けた技術活用の提言を行い、書籍『Breakthrough : The Promise of Frontier Technologies for Sustainable Development』を発売した。機構から衛星技術を活用した森林管理とスマートシティの事例を提供し、デジタル技術の適用によるモノやサービスの開発や制度面でのブレークスルーの可能性と、開発途上国の開発課題への革新的技術の適用に向け、議論を深めた。

## ⑥ 日本の開発経験や開発協力の歴史

- 研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」において、全7巻の書籍シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」の第7巻『開発協力のつくり方—自立と依存の生態史』を発売した。日本の開発協力の対象となった国や人々の声を聞くとはどういったことなのか、日本側の政治的過程や思想の移り変わりはどういったものだったのか、国際協力を歴史的に評価する視座を持ちながら、開発途上国に向けられてきた近代日本の顔に迫り、これまで語られてこなかったアジア・世界の中の日本近現代の歩みについて考察した。また、2021年6月には、本研究プロジェクトに有益な知見・資料・情報などを提供するバックグラウンドペーパーとして「Japan's Official Development Assistance (ODA) to the Philippines」及び「アジアの経験をアフリカに」を公開した。

## ⑦ JICA開発大学院連携

- JICA開発大学院連携に関し、国際大学と共同で教材開発を行い、2021年度には機構担当分として、財政基盤の弱い国におけるプロジェクト成果の持続性と、ケーススタディ教材「Story of Failed Development of Alternative New Port in National Capital Region」を作成した。また、放送大学と共同で制作している教材「日本の近代化を知る」シリーズの続編8章について、2020年度に制作した機構理事長による「近代日本と戦争」を含む前半4章の放映を2021年度に開始し、後半4章についても、2021年度中に収録を終えた。これらの教材等を用い、2021年度は13大学で14のプログラムを実施したほか、JICA開発大学院連携を海外に展開すべく実施している「JICAチェア」をペルー、アルゼンチンなど46拠点にて行った。

## ⑧ 国際援助潮流形成に向けた国際会議などでの発信

- 世界銀行共催セミナー：世界銀行グループによる「World Development Report (WDR)」の2021年版『Data for Better Lives』発売を受け、セミナー「世界開発報告 (WDR) 2021 : 生活向上のためのデータ活用」を共催した。機構緒方研究所の副所長が登壇し、データは人間の安全保障の実現にとっても欠かせないこと、また、機構が考える社会契約（国民と国家の間にある黙示の契約）の柱は、安全・豊かさ・自由であり、WDR2021と目指す方向は同じであることを指摘した。また、世銀が新たに発表した報告書『途上国におけるサービス産業の貢献：サービス主導型開発の可能性』（At Your Service? : The Promise of Services-Led Development）に関するセミナーを共催し、機構緒方研究所の上席研究員がコメンテーターとして登壇した。
- ADB・ADB共催国際会議：アジア開発銀行（ADB）、アジア開発銀行研究所（ADBRI）とともに、国際会議「アジアの開発途上国における高齢者の健康と生活水準についての国際会議—個人・家計データの役割—」を開催した。機構緒方研究所の上席研究員が「社会保護とセーフティーネット」セッションの座長を務め、アジアの高齢者の健康と生活水準を支えるためにデータが果たす

役割を検討するとともに、新型コロナウイルスのパンデミック収束後の高齢者の生活の質の向上を目指し、データ整備の改善に向けた政策提言を行った。

- **COP26サイドイベント「ジャパン・パビリオン」セミナー**：国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）における環境省主催のサイドイベント「ジャパン・パビリオン」にて、機構緒方研究所はセミナー「SDGsレジーム下における新興国の環境・気候変動政策への取り組みとその課題～開発協力のアプローチに関する研究からの提言～」を開催した。本セミナーでは、新興国における環境や気候変動の発展的取組に関する研究の成果を踏まえ、SDGsやパリ協定で各国が求められる新たな取組を実施するための能力強化の重要性と有効な支援のアプローチについて報告し、ASEAN諸国の専門家も交えた意見交換を通して、今後の政策に向けた提言を行った。

## ⑨ 新たな課題への取組等

- **外国人共生社会の実現へ向けた調査研究**：2030/40年における外国人との共生社会の実現に向けた調査研究を実施した。中長期的な外国人労働者の需給や多文化共生に係る国、地方自治体の取組の現状や課題を分析し、日本における外国人との共生や国際協力の在り方を提言した。特に外国人労働者の需給シミュレーションは日本で初めての試みであり、2040年には現在の4倍の外国人労働者が必要となること、それに対して供給ポテンシャルは不足していることを明らかにした。分析結果及び提言内容は2022年2月に実施したシンポジウムで広く一般に周知したほか、国内だけでなく海外のメディアでも広く取り上げられた。さらに、政府や地方自治体からも多くの問い合わせがあり、それぞれの政策立案に必要な情報を提供した。
- **中南米移住研究の立ち上げ**：日本国内の外国人材受入れ・多文化共生に資する機構の取組への貢献等を企図して、中南米移住史に関する研究を立ち上げた。
- **「信頼と開発協力」研究会**：機構のビジョン「信頼で世界をつなぐ」にも掲げられている「信頼」について、その定義、意義等の理解を深めることを目的として研究会を立ち上げた。日本及び機構が開発途上国との間で構築する信頼、開発途上国の市民による政府への信頼、日本の国民・企業・団体等による機構への信頼等、機構事業に関わる様々なアクター間の信頼について、先行文献のレビュー、外部有識者との意見交換や内部関係者での議論を通じ、機構の活動方針策定に資する知見の取りまとめを進めた。
- **新規研究プロジェクトの立ち上げ**：2021年度は新規研究プロジェクトとして、「レジリエンスと平和構築、暴力的過激主義に関する研究：複雑なシステムにおける持続的平和への視座」、「インフラ事業の社会経済的なインパクトに関する実証研究」「開発途上国の持続可能な開発に係る研究～Inclusive Wealth Indexを用いた開発途上国の持続可能性評価と持続可能なインフラ開発の成功要因の検討～」を立ち上げた。
- **研究実施体制の強化**：研究成果の質を担保しつつもより迅速に発表できるよう発刊媒体の見直しを行うとともに、研究実施における倫理配慮をより適切に行えるよう倫理審査委員会を立ち上げるなど、研究者のニーズやコンプライアンスの観点を踏まえて業務実施プロセスを改善することで、研究実施体制の強化を実現した。

## (2) 研究成果の事業へのフィードバック

- **ポリシー・ノートの発刊**：研究成果の機構事業への還元と国際的な援助潮流への貢献を目的に、機構事業関係者や国内外の政策決定者、開発協力実務者などにとって有益な政策提言や事業実施

に係る提言を取りまとめるポリシー・ノートを、研究プロジェクト「カンボジアにおける金融包摂促進のための実証研究」及び「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析」の成果として発刊し、組織内での共有、意見交換を行った。

- **国際政治に関する講義**：事業の実施に関連する地政学的な要素、政治・ガバナンスの視点等の知見の提供を通じ、機構関係者の国際情勢・国際政治に対する理解向上に貢献することを目的とし、国際政治学者である研究所長による機構内部向けの講義シリーズ「国際政治学の窓から」を立ち上げ、2021年度は12回開催した。
- **ランチタイムセミナーの開催**：研究プロジェクトの成果や、成果として出版された書籍の内容、研究の分担者である外部有識者の知見、新たな分野の研究を行っている外部有識者の知見等を、海外拠点等を含む機構内部で広く共有し、機構事業への活用に向けた意見交換を行うことを目的とした内部のランチタイムセミナーを計20回開催した。
- **ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）へのフィードバック**：ガーナにおける母子保健の改善支援モデルの実証に係るEMBRACE（Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care）の最終論文等の結果について、母子保健サブKMNの定例会で共有した。さらに、感染症サブKMNにおいては、日本の病院の新型コロナ集団発生の事例分析研究について発表した。また、UHC/保健システム強化サブKMNにおけるUHC教材作成に貢献した。都市開発KMNが開催する機構内部向けセミナーに登壇して同分野の協力の検討に活用した。
- **協力案件等への貢献**：「SHEPアプローチの小規模農家への効果に関する実証研究（SHEP研究）」において、ケニアでのSHEPアプローチのインパクト分析の結果をSHEPアプローチ導入初期にあるザンビアで実施中のSHEP関連プロジェクトの専門家やカウンターパート機関に説明し、インパクトを理解する機会となった。また、経済開発部主催の専門家・コンサルタント向けのSHEP能力強化研修や各国のカウンターパートを集めたSHEP国際ワークショップにおいて、ケニアでのSHEPアプローチのインパクト分析の結果を報告した。
- 研究プロジェクト「サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大の実証分析」において作成された論文内容の検討会を7回実施し、研究成果に対する理解を深めた。
- 研究プロジェクト「SDGs下における環境／気候変動制度・政策の発展に向けての実証研究」の成果がベトナムのパリ協定に係るNDC実施支援プロジェクトのPDM作成に活用される等プロジェクト実施上の対話ツールとして活用された。また、ベトナム政府が進める環境保護法改正に伴う循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する政令策定支援にも貢献した。また、同研究で進めているタイの事例分析に関し、タイ環境政策の教訓をベトナムに展開するワークショップで同研究成果が活用されたほか、プロジェクト・ヒストリー『日・タイ環境協力一人と人の絆で紡いだ35年』の内容もワークショップに活用する等の複合的な連携を進めた。
- 研究プロジェクト「アジアの都市大気汚染環境改善の方策に関する研究」（2018年度終了）の成果がタイ政府から要請された「タイ国持続的なPM2.5予防・軽減のための大気管理プロジェクト」の詳細計画の検討にいかされ、案件が立ち上がった。また、「全世界大気環境管理セクター情報収集・確認調査」の取りまとめにおいても同研究のポリシー・ノートが活用された。加えて、「ベトナム国廃棄物の減量と廃棄物発電にかかる情報収集・確認調査」では、研究員が調査の質的管理に係る勉強会を主催し、調査アンケートを含む調査計画への支援や報告書取りまとめに向けたアドバイス等を行った。
- 研究プロジェクト「国際ボランティアが途上国にもたらす変化とグローバル市民社会の形成」で

得られた知見（ボランティア事業によるキャパシティ・ディベロップメントの有効性及び現地のソーシャル・キャピタル構築への貢献、ボランティア自身の帰国後キャリアと社会貢献等）に関し、研究会（計6回）の場で共有・議論し、今後のボランティア事業発展の方向性の検討に貢献した。

### (3) 研究成果の公開、積極的な発信

#### ① 学会発表

- 国際開発学会第32回全国大会では教育、医療、保健、農業、災害復興、新型コロナ、市民社会、平和等、様々なテーマでセッションが行われた。その中で、機構からも「日本のODAによる留学生招へいの歴史－国費留学生とJICA留学生－」と題する発表（環境・復興（防災）分野での国際協力の事例研究報告セッションの総括、「Peace, Democracy and Global Divide」に関する研究報告セッションの総括、「研究と実践のインターフェースを探る－研究×実践委員会主催ラウンドテーブル」への登壇等を通じ貢献した。
- 第6回国際人道学会（IHSA：International Humanitarian Studies Association）に、研究プロジェクト「人間の安全保障とエンパワメントの実践」に参加する研究員等がパネルを構成し、研究の中間成果を基に発表を行った。パネルディスカッションでは、新型コロナウイルスの蔓延が、健康への危機であると同時に、人間の安全保障上の問題でもあり、それらは重なり合い、連鎖する複合的な不安を生み出し、人々の既存の脆弱性を高めていることが強調された。
- 世界国際学会（ISA：International Studies Association）2022年次大会（アメリカ・ナッシュヴィル）で、研究プロジェクト「持続的な平和に向けた国際協力の再検討：状況適応型の平和構築とは何か」の成果物である書籍『Adaptive Mediation and Conflict Resolution：Peace-making in Colombia, Mozambique, the Philippines, and Syria』の発信を兼ねて行われたラウンドテーブルに機構緒方研究所の研究員等が登壇し、文脈や特性の異なる紛争の事例を分析しながら、現代の武力紛争における適応型の調停の可能性と課題について議論した。
- 世界政治学会（IPSA：International Political Science Association）第26回国際大会でのパネルディスカッション「Contextualizing International Cooperation for Sustaining Peace in Complex, Protracted, and Recurring Armed Conflicts」に、機構緒方研究所の研究員等が参加し、現代の武力紛争における適応型の平和構築の形態について議論した。
- 日本国際保健医療学会において公開シンポジウム「ガーナEMBRACE実施研究：援助機関・大学・コンサルタントの協働による大規模母子保健研究」を東京大学と共催し、機構緒方研究所の主席研究員が研究－政策－事業をつないだ本研究の意義と課題について議論した。
- 日本国際保健医療学会、日本公衆衛生学会に機構緒方研究所の主席研究員、主任研究員、研究員が参加し、アジアにおけるコロナ禍の人々の感染予防行動と保健医療アクセスの傾向、アフリカにおける感染予防行動とソーシャルメディアとの関連、新型コロナ関連のウェビナーから見た日本の公衆衛生対応の特徴、機構のCOVID-19対応について議論した。

#### ② 各種研究成果の公開・発信

- ワーキング・ペーパー（12本）、ポリシー・ノート（2本）、書籍（12冊）、報告書（6冊）、開発協力文献レビュー（1本）、フィールド・レポート3本、ナレッジ・レポート2本を発刊したほか、セミナー等を37回開催した。また、学会（47回）、外部セミナー講師（62件）、非常勤講師（15件）

等の外部での発表の機会を捉え、積極的に機構の研究成果を発信した。

- プロジェクト・ヒストリー『バングラデシュIT人材がもたらす日本の地方創生－協力隊から産官学連携へとつながった新しい国際協力の形』、『日・タイ環境協力－人と人の絆で紡いだ35年』、『科学技術大学をエジプトに－砂漠の地で始まる大学造り、紡がれる人々の「物語」』に加え、英語版第3弾『Peace and Unity Through Sports : South Sudan’s First “National Unity Day” and Its Inaugural Olympic Participation』を発刊した。また過年度発刊した『未来を拓く学び「いつでも どこでも誰でも」－パキスタン・ノンフォーマル教育、0（ゼロ）からの出発』、『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』の出版記念セミナーを行い、同書の内容を幅広く共有し、議論を深めた。
- 研究プロジェクト「日本の産業開発と開発協力の経験に関する研究：翻訳的適応プロセスの分析」の中間成果を取りまとめた書籍『Policy Learning for Industrial Development and the Role of Development Cooperation』、『Promoting Quality and Productivity Improvement/Kaizen in Africa』を発刊し、開発途上国の政策実務者が他国の経験から学習し、自国の産業振興を図っていく上で有益な示唆を提供した。
- その他、各研究プロジェクトの成果として、『開発協力のつくられ方－自立と依存の生態史』、『Breakthrough : The Promise of Frontier Technologies for Sustainable Development』、『SDGs, Transformation, and Quality Growth : Insights from International Cooperation』、『Adaptive Mediation and Conflict Resolution : Peace-making in Colombia, Mozambique, the Philippines, and Syria』を発刊した。

### ③ 緒方貞子メモリアルギャラリー開設

- 機構緒方研究所の知名度を向上し、活動への理解を増進するために、同研究所の設立を主導した緒方貞子氏の業績に係る展示スペースを機構市ヶ谷ビル内に開設した。緒方氏が理念形成と実践に貢献した「人間の安全保障」をメイン・テーマとし、その実現に向けた機構全体及び同研究所の取組等をインターアクティブに学べるよう工夫することで、次世代を担う中高生などの関心も喚起する展示内容とした。

## (4) 研究の質の向上と発信強化

### ① 研究機関等との連携、ネットワークの強化

- **GDN（Global Development Network）年次会合での機構緒方研究所セッションの開催**：GDN（Global Development Network）年次会合において企画セッション「国際協力におけるエビデンスの重要性」を主催し、機構緒方研究所の研究成果の分野横断的な発信を通じ、国際協力とエビデンスに関する議論を喚起した。具体的には、アフリカの給水プロジェクトの事例を踏まえたインパクト評価による事業効果の確認と事業アプローチの改善の意義、スピルオーバー効果というエビデンスを示すことによるインフラ建設のファイナンス促進、人間の安全保障研究における人々の声など質的なエビデンスの重要性を報告した。さらに、他の開発機関や研究機関の討論者を迎え、どのような事業においてエビデンスを重視すべきか、質的エビデンスと量的エビデンスの組み合わせ等の議論を深めた。
- **IPD共同研究**：経済学のノーベル賞受賞者で世銀の元チーフエコノミストである、ジョセフ・ステイグリッツ教授が率いるコロンビア大学のInitiative for Policy Dialogue（IPD）と、世界的な雇用問

題についての共同研究を開始した。経済の成長率に比べて雇用の成長が伸び悩む状況が世界的にみられる中、マクロ・ミクロ両面でその要因や処方箋を探ることを目的としており、書籍の発刊に向けて、執筆者間の意見交換のための会合を計5回行った。

## ② 研究成果の発信強化

- **ナレッジフォーラムの開催**：開発に関わる国内外の研究者や実務者に向けて、知見の共有と議論の場を提供するために、2020年度に続きナレッジフォーラムを4回開催した。第8回「危機を繰り返さない国際システムに向けた改革を～WHO COVID-19対応検証独立パネルはどう取り組んだのか～」では、世界保健機関（WHO）が国際社会の新型コロナウイルス感染症対策を検証するために設立した独立調査パネル事務局のメンバーを招き、新型コロナ対応の課題と、今後求められる国際的な取組について意見を交換した。第9回「世界の異常気象に我々は何をなすべきか？～気候変動適応への取組の最新動向と高まる国際協力の重要性～」では、IPCC評価報告書の執筆者を務める特別客員研究員から、気候変動の適応への国内外の動きについて共有し、国際協力における日本の役割を議論した。第10回「コロナ禍における留学生と大学教育～オックスフォード大学と東京大学の事例から」では、オンライン化や留学生数等、コロナ禍での大学教育の変化や課題について議論を深めた。第11回「アジアからアフリカに広がる日本の稲作技術」では、アフリカにおいて稲作の緑の革命を起こすためには何が重要なのか、機構緒方研究所の研究プロジェクトの研究成果も含む講演を踏まえ、研究者と実務者との間で意見交換を行った。
- **動画の配信・公開**：世界における急速な動画媒体の発展と普及の状況を踏まえ、動画を活用した研究成果の発信とセミナー等の事後発信に力を入れた。プロジェクト・ヒストリー『未来を拓く学び「いつでも どこでも 誰でも」パキスタン・ノンフォーマル教育、0（ゼロ）からの出発』出版記念セミナーダイジェスト版動画では、教育YouTuberと著者との対談により、パキスタンのノンフォーマル教育の現状、日本との比較、子どもたちへの声の掛け方等を分かりやすく共有した。また、2020年11月に開催した緒方貞子元機構理事長（元国連難民高等弁務官）追悼記念シンポジウム「With/Postコロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」を基に制作されたNHKの番組動画のダイジェスト版を公開し、コロナ時代の人間の安全保障に関する知見を共有した。さらに、地球惑星科学分野の世界的権威である特別客員研究員へのインタビュー動画では、機構が取り組む地球規模の課題解決や国際協力の在り方等について、地球惑星科学の見地からの知見を発信した。インフラ開発のスピルオーバー効果を説明する動画では、日本国内及び開発途上国の実務者との対話や具体的な連携促進に役立てるため、インフラ開発のスピルオーバー効果の概要とそのインフラファイナンスへの活用の可能性について、解説した。その他、各種セミナーの動画の事後公開によりセミナーでの議論を発信したほか、執筆者が自著について語る紹介動画を制作して発刊書籍の周知を行った。

## ③ 研究所の外部からの評価

- **著作の表彰**：研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」の成果として発刊された書籍『日本の開発協力の形成－政策史1・1980年代まで』（シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」第1巻）が「第25回国際開発研究大来賞」を受賞した。また、「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第26弾『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』が2021年度の第47回交通図書奨励賞を受賞した。

#### ④ 研究人材の能力強化

- **研究人材育成**：機構職員等からアイデアを募り、採択された研究を機構研究所の支援を得て提案者が実施する「研究プロポーザル事業」を実施し、2021年度案件として2件採択したほか、過年度に採択した同事業の成果としてワーキング・ペーパー2本を発刊した。また、機構職員が論文を書くに当たっての心構え、実務をこなしながら博士号を取得した職員の経験等、研究人材育成に資するトピックでのセミナーを実施した。さらに、研究関連情報の内部人材向けサイト（「研究の杜」）を発展させたTeamsチーム「研究所Platform」を設置して、機構内の研究人材育成に向け、研究に関連する情報の提供や他部署と研究所との研究に関するコミュニケーションを活性化させる取組を開始した。
- **フィールド・レポート、ナレッジ・レポートの発刊**：機構事業の経験に基づく開発途上地域の開発問題に関わるテーマで執筆するフィールド・レポートを3本発刊した。また、より実務的観点からの知見の共有を促進するため、学术论文の形式によらないナレッジ・レポートの公開を開始し、2本発刊した。

#### (5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

2020年度以降に相次ぎ着手した新型コロナウイルス感染症対策関連の研究への着実な取組とともに、新たな開発ニーズや今日的な課題等に柔軟かつタイムリーに対応するため、イノベーティブで分野横断的な視点とスピード感をもった新規研究を立ち上げ、効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に寄与することが課題である。

多様な発信媒体の活用、国内外の研究者とのより一層の連携等を図ることで、研究活動や成果をより効果的・積極的な発信に引き続き取り組む。

さらに、事業の方針・戦略策定への寄与、案件形成への貢献を念頭に、事業部門やJICA開発大学院連携との連携強化と、事業と研究の一体的実施を図りつつ、引き続き研究成果の事業へのフィードバックを促進する。

#### No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研修・訓練回数	24回 <sup>128</sup>	29回	29回	31回	20回	27回

#### (1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化

##### ① 国際緊急援助隊・救助チームの迅速派遣<sup>129</sup>に向けた体制整備・強化

- 2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていたことから2021年度に実施することとしていた国際救助チームの再認証受検は、東京オリンピック・パラリンピックが2021年に延期されたことにより2022年11月に延期となることがほぼ確定となった。これに備えるため、

<sup>128</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>129</sup> 国際緊急援助隊救助チームは国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）が定める3階級のうち活動領域が最大となるヘビー級の認証を受けており、チーム人員や所有機材は一定以上の条件を満たすことが必須となっている。一方、航空会社は経営戦略上、保有機材を小型化していること、また各社の余剰機材の整理に伴いチャーター便が激減していることから、派遣時のフライト確保は困難を極めている。かかる状況下においても迅速派遣を行うべく、2018年度に分割派遣計画を関係省庁間で承認し、制度を構築済み。

関係者で合意の上、2021年11月及び2022年5月に行う総合訓練の計画を作成した。そのうち、2021年11月には同計画に基づき2年半ぶりとなる総合訓練を、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）が定める最新のガイドライン及びチェックリスト（2020年版）に準じて兵庫県で実施した。同訓練にはJICA海外協力隊員74名、救助犬4頭、運営側人員93名が参加し、48時間連続の実践的な訓練を行い、チーム能力向上と実践的な多機能連携、分隊派遣、新デコン（除染）体制、ICMS（INSARAG調整管理システム）等を確認した。

- 国際緊急援助隊・救助チームの国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる登録要員の能力維持・向上のため、チーム機能別に世界的な新型コロナの流行前である2019年度と同等数の訓練・会議を、新型コロナの感染予防策を取りつつ実施した。これらを通じ、業務調整員、医療班、構造評価専門家の新規登録者を確保した。また、国際輸送の効率化を目的とした資機材の軽量化・小型化、資機材ケースの統一化を完了した。

## ② 国際緊急援助隊・医療チームの強化

- 2021年度に予定されていたWHO EMTの再認証手続きが、新型コロナの影響により延期されたことを受け、暫定措置として2年間の認証延長に係るレビューパネルを受審した。医療チームのEMTに準拠したチーム体制整備状況を整理した上で、書類審査とテレビ会議による質疑応答等を経て、国際認証の期間が2023年まで延長された。
- 海外に派遣される緊急医療チームの分類と最低基準を定めた「WHO EMT Blue Book」改訂版を踏まえ、野外病院レベル（WHO EMT Type2）の派遣と再認証に備えた体制整備のロードマップを策定し、包括的な派遣準備体制の整備を進めた。
- 新型コロナの感染状況に応じてオンラインや実地集合型の研修を柔軟に使い分け、新型コロナ蔓延前とほぼ同数の研修を計276名の受講者に対して実施し、登録要員の能力維持・向上を図った。また、JICA-VANを活用した本格的なeラーニングを新たに導入し、コロナ禍で各種制限がある状況でも充実した内容の研修を提供し、受講生のアンケート結果では4段階評価中「満足」「どちらかと言えば満足」の計が98%に至る高評価を得た。

## ③ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの強化

- 2021年度も引き続き日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標値（計200人）を上回る、計259人（2022年3月末時点）の感染症対策チーム登録者を確保・維持した。

## ④ チーム派遣オペレーション能力・実施体制基盤強化

- チーム派遣手続標準手順書を更新するとともに、特に新規着任者の対応業務について、派遣手続き訓練を行った。業務理解の向上を通じ、国際緊急援助隊事務局での派遣手続きを遅延なく着実に実施できる体制を整えた。
- 国際緊急援助隊派遣における自衛隊輸送機の活用を検討するため、外務省・防衛省・機構の3者協議を継続的に実施した。その成果として2021年1月のトンガ火山噴火に際し、3者で緊急に協議を行い、迅速な物資供与（自衛隊チーム派遣による輸送活動等）を実現した。また、2021年度は、実運用時の円滑な輸送を可能にするべく、現地設備を踏まえた資機材輸送時の留意点、実務的な手続等を確認した。



## (2) 国際的な連携枠組みへの参画と日本の経験・知見の発信

### ① 国際捜索救助諮問グループ (INSARAG) の活動

INSARAGのアジア大洋州地域会合、世界会合、研修等にオンラインで参画し、各国間協調の更なる促進・効率化に向け議論を行った。10月に開催された第3回INSARAG世界会合では、INSARAG世界30周年を記念し、INSARAGの創設・発展に貢献した人物として機構の元理事/国際緊急援助隊事務局長がアジア太平洋地域を代表しスピーカーとして選出され、スピーチを行った。また、11月に中国主催でINSARAG・中国共催にて開催された地震演習においては、救助チーム、医療チームがそれぞれ参画、運営管理者としても機構から2名が参加し、演習の運営にも貢献した。

### ② WHO緊急医療チーム (EMT) イニシアティブにおける国際基準策定への貢献

- 機構の国際協力専門員がRe-classification Technical Working Groupに参画しサブグループのファシリテーターを務め、再認証の定義づけ・パターン分けや再認証時における査察の要否と方法について論点整理や取りまとめを行い、国際認証の再認証プロセス作成に貢献した。
- MEDEVAC and Pre-hospital Management Working Groupに国際緊急援助隊医療チーム登録者1名が参画し、医療搬送に関する国際基準の策定支援を行っている。
- Red Book MDS Working Groupに国際緊急援助隊医療チーム登録者が参画し、紛争起因災害時における「災害医療情報の標準化手法」(MDS: Minimum Data Set)の策定支援を行っている<sup>130</sup>。

### ③ 国内外関係者とのネットワークの維持

- 2021年度に立ち上げられたEMT Rehabilitation Networkに登録を行った。今後、EMTの活動におけるリハビリテーションの質向上に向けた情報交換や連携強化を行う予定である。

### ④ 迅速かつ効果的な緊急援助の取組

- 物資供与13件を実施した。主な取組事例は以下のとおり。
- **新型コロナウイルス感染急拡大を受けたインドへの迅速な緊急援助**：2021年4月に供与が決定した「インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助(物資供与)」では、2021年4月以降の急激な感染拡大を受けてインド政府から日本政府に要請が出され、4月30日に酸素濃縮器300台を供与することが決定された。緊急に調達を行い5月8日、5月12日、5月13日にそれぞれ100台ずつ空輸し、同日にデリー着、直ちにインド政府側に引き渡しを行った。日本国内の連休期間を挟み販売業者等が休暇となったにもかかわらず、供与決定から2週間で事業を完了した。
- **自衛隊と連携した火山噴火・津波被害に対する緊急援助**：2022年1月15日に発生した、トンガ王国における火山噴火及び津波被害を受け、緊急援助物資として飲料水・火山灰撤去のための用具等を調達し、民間航空便がほぼ停止していたことから同援助物資を国際緊急援助隊・自衛隊部隊により輸送し、供与した。自衛隊機・輸送船の活用について、外務省、防衛省と機構間で運用方法に係る協議を進めていたことから、今回輸送手段が限られた中でも、自衛隊輸送機・輸送船の活用により迅速かつ離島への輸送まできめ細やかな支援が実施でき、日本のプレゼンスの向上につながった。さらに、自衛隊艦艇による輸送、また拠点がない豪州においても在外公館の協力を得て現地ニーズに合致した物資を迅速に調達・供与するなど、今後の物資供与の多角化に資する取

<sup>130</sup> なお、MDSは、国際緊急援助隊医療チーム登録隊員の協力の下、機構が策定を主導し、2017年にWHOが国際標準として採択されたもの。

組も行った。

- ▶ **ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣**：2022年のウクライナ危機に際して、モルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団を派遣し、緊急医療チーム調整所（EMTCC：Emergency Medical Team Coordination Cell）にて機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択したMDSの運用を支援したところ、ウクライナから流入している避難民の傾向・ニーズ把握に成功し、モルドバ政府及びWHOから非常に高い評価を受けた。

## ⑤ 事業上の課題及び対応方針

- 国際標準の準拠に伴うチーム携行資機材の大型化、航空会社の経営合理化に伴う余剰航空機材の減少等の要因に加え、コロナ禍による国際輸送の減少により、迅速派遣の前提となる航空輸送手段の確保が引き続き課題となっている。このため、日系大手航空会社以外の民間航空会社ともチャーター機の確保の可能性等について協議を継続した。また、民間航空会社による対応が困難な場合の自衛隊輸送機の活用を検討するため、外務省・防衛省・機構の3者協議を継続的に実施した。2021年度は、実運用時の円滑な輸送を可能にするべく、現地設備、資機材輸送時の留意点、実務的な手続き等を確認した。2022年度も航空輸送手段の確保に関し、民間航空会社への働きかけを継続するとともに、自衛隊輸送機の活用に向けた合同搭載訓練の実施等により対応力を強化し、オペレーションの迅速性を担保するよう努める。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて日本の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、引き続き新型コロナの影響を踏まえつつ適切な体制整備・強化に努めることを期待する。特に、開発協力人材の養成・確保は既に喫緊の課題となっているところ、同分野での取組を一層強化し、成果として結実させることを強く期待する。また、知的基盤の強化に関しては、開発協力の実施機関による研究活動という特性を踏まえ、研究成果の事業へのフィードバックを更に推し進め、今後同分野において一層の成果を上げることを期待する。また、有識者意見も踏まえ、広報活動においては本部及び国内拠点のみならず、在外拠点における取組の強化にも留意されたい。

### (2) 対応

#### ア 広報

本部及び国内拠点のみならず、海在外拠点における広報活動の強化にも取り組んだ。具体的には、コロナ禍での緊急援助物資の供与や事業の完成に際した海在外拠点からの現地メディアへの働きかけ、現地メディアに対する記者会見や意見交換会の開催、在外拠点間の広報事例・知見の共有を通じた在外広報プラットフォームの立ち上げにより、海外で約1万2,700件の機構に関する報道実績につながった。広報の観点では、広報部がリードすることで作業効率化を図りつつ、開発途上国各国の実情に合わせた広報を展開した。具体的には、SNS戦略策定を通じた在外SNS発信の選択と集中の促進、フラッグシップ案件の動画制作・発信（9か国対象、テレビ放映やSNS発信）、インドのハローキティ連携やザンビアのピコ太郎事例等海外拠点の優良広報事例の他国への横展開や日本における発信を実施した。広報誌の英語ウェブサイト開始、「一目でわかるJICA」資料の多言語化など、海外拠点で活用可

能な広報資料・素材制作も充実させ、併せて広報担当現地職員を対象に、地域の特性に配慮した実践に即した研修・計画策定支援として、2020年度の英語圏研修に続き、TICADを念頭に置いたアフリカ拠点向け研修1回及びスペイン語による中南米向け研修を計2回実施した。

#### イ 事業評価

事業の効果向上に向けて、引き続き評価の質の確保を図りつつ、機構内外の最新の動向に合わせて評価結果や導出された教訓を活用するための方策を検討する。

#### ウ 人材養成確保

コロナ禍において国際協力を志す個人のキャリアアップに対する関心の高まりを受け、キャリアセミナーのオンライン化、キャリア支援コンテンツの強化を行った。その結果、地方や海外居住者や時間の制約により従来キャリアアップ情報に触れられなかった層にリーチし、2021年度にPARTNERに新規に登録した開発協力人材は2021年度の目標値である2,100名に対し3,925名となった。

多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保の観点より、能力強化研修では、SDGs達成に向けて、JICAグローバル・アジェンダ等の機構事業戦略における重点分野や新たに取り組む分野を中心とした研修のラインナップとして見直し、計20コースを実施、多様な分野の開発協力人材の養成を行った。加えて、JICA専門家等の経験を有する人材を日本国内の現場へ派遣し、国内の社会課題解決に向けた貢献を行った。

さらに将来を見据えた人材の養成の観点より、2021年度99名のインターンを受け入れたほか、開発ニーズが高い分野における機構事業の中核を担う高度専門人材の育成のため、2021年度より開発協力人材育成事業を開始した。

開発協力人材の裾野拡大については、PARTNERサイトのキャリア関連コンテンツを拡充するとともに、外務省国際機関人事センター・海外コンサルタント協会等の関係機関と連携の上、キャリアセミナーを開催し、若年層の開発協力に関する関心の拡大と参加促進に貢献した。

#### エ 研究

コロナ禍におけるリモート環境を有効活用したオンライン化や多様な媒体を通じた戦略的な発信を通じ、研究成果の国内外への認知度向上、援助潮流形成への貢献に努めた。特に世界における急速な動画媒体の発展と普及の状況を踏まえ、動画を活用した研究成果の発信とセミナー等の事後発信に力を入れた。

また、ワーキング・ペーパー、ポリシー・ノート、書籍・報告書、開発協力文献レビュー、及びフィールド・レポート等の発刊物を積極的に完成させると同時に、セミナー、学会、大学での講義等を通じ、多様な関係者への研究成果の発信にも注力した。特に、開発協力実施機関における研究活動の特性を踏まえ、研究による成果を各協力分野へのナレッジとして共有し分野課題検討の一助とするほか、事業部門による調査時の検討材料として積極的に提案した。

#### オ 災害援助等協力

新型コロナウイルス感染拡大下でも業務調整員研修や導入研修などの各種研修機会を設け、特に導入研修においてはオンライン研修システムを取り入れる等、効果的な研修実施に努めた。また、年間を通じてマニュアル等の整備を進めて機構内外にある知見の集約化を図り、国際緊急援助隊派遣体制の整備、強化に取り組んだ。

No.9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
情報共有基盤システムに係る研修実績	12件 <sup>131</sup>	12件	27件	18件	16件	13件	17件

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (1)、中期計画：2. (1)</p>
<p>年度計画</p> <p>2. (1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p> <p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新たな国際協力に取り組むべく、業務改革やDX推進に取り組む体制を強化する。</li> <li>機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。</li> <li>各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。</li> <li>国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。</li> </ul> <p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍や働き方改革による在宅勤務・リモートワークの急増、遠隔協力の推進、大規模災害やパンデミックの発生、日本政府が定めた「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」への対応等を考慮し、クラウド化の更なる推進を含めた情報システム基盤強化策を講じる。</li> <li>国内外拠点の情報通信網の安定化及び回線逼迫解消のための取組を進める。</li> <li>定型PC操作等の作業自動化（RPA：Robotic Process Automation）に係るガイドライン等を元に業務システムの改善、構築及びDX推進を支援する。</li> <li>次期情報共有基盤及び次期情報通信網の要件定義、調達を行う。併せて次期執務用PC導入に向けた要件定義を行う。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標：なし）</p> <p>内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況</p> <p>業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況</p> <p>国内拠点の施設利用状況</p>

<sup>131</sup> 前中期目標期間実績平均

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①CDOの設置を含むDXの推進に向けた体制整備、②外国人材受入れ支援の体制整備等、特筆すべき成果を上げた。また、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。

#### ア 実施体制の整備

- ◎ **DXの推進に向けた体制整備【①③】**：機構におけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームを総務部に設置。また、機構におけるDXの推進を総括する最高デジタル責任者（CDO）を設置。
- ◎ **外国人材受入支援の体制整備【①】**：外国人材受入支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入プラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置。
- 「アフガニスタンにおける機構事業関係者及びその家族の安全確保・退避等に係る対策本部」を設置し、機構として必要な対応事項についての方針策定及び連絡調整等を実施。
- 組織及び事業運営に対し外部有識者より助言を得ることを目的に、経営諮問会議、International Advisory Boardの委員と理事長とのオンラインによる個別対談や職員向けの講演を実施。
- 2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。
- 多文化共生の理解促進及び推進を目的としたイベントを国内拠点で開催（北海道、横浜、九州等）。

#### イ 業務基盤の強化

- ◎ **組織DXの推進に貢献するためのICT基盤の強化に係る外部からの高評価**：情報共有基盤の安定的運用及び活用促進による組織DX推進及びICT基盤の強化への貢献に向けた取組〔組織内ポータルサービスの「Share Point」、ファイルストレージのクラウド化や、VPN環境である「Zscaler Private Access」（ZPA）、EDR製品である「Microsoft Defender for Endpoint」の展開等〕を実施した。特に、クラウド化は日本マイクロソフト社とアクセンチュア社からも高い評価を得て好事例として紹介された。【④】
- ◎ **他の独法に先駆けたPMO（Portfolio Management Office）の設置**：2021年10月に、他の独法に先駆けて情報システムに関するPMOを立ち上げ、機構の情報システム全体の最適及び統制並びに業務システムの企画開発運用時の支援を行う体制を強化した。
- 海外拠点（70拠点）における執務用PCの持ち出し可能化、90拠点のネットワーク回線の増速等によるネットワーク環境の改善。

## 4. 業務実績

### No.9-1 実施体制の整備

#### (1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	- <sup>132</sup>	3回	12回	8回	13回	6回

#### ① 戦略的な事業運営基盤の強化に向けた組織体制の見直しと運営状況のレビュー、規程類の見直し、海外拠点の見直し

- **DXの推進に向けた体制整備**：業務プロセスの抜本的見直しを含む、機構におけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームを総務部に設置した。また、機構におけるDXの推進を総括する最高デジタル責任者（CDO）を設置した。
- **外国人材受入支援の体制整備**：外国人材受入支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入プラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置した。
- アフガニスタンからの機構関係者の出国支援及び本邦受入を円滑に進めるため、理事長を本部長とする「アフガニスタンにおける機構事業関係者及びその家族の安全確保・退避等に係る対策本部」を設置し、機構として必要な対応事項についての方針策定及び連絡調整等を行った。また、アフガニスタンからの機構関係者の出国支援、本邦受入、本邦滞在や帰還等の一連の業務に継続的かつ一元的に対応するため、アフガニスタン特別業務担当の特命審議役を設置した。
- 上記に加え、以下の組織体制の見直しを行い、事業運営基盤を強化するとともに、内部規程等を改正し、各部署の役割及び責任範囲の明確化に取り組んだ。
  - 本 部：情報システム室と広報室の名称変更（室から部に変更）、情報システム部へのIT企画課の設置、財務部市場資金課の同部財務第一課への統合、資金協力業務部及び調達・派遣業務部の所掌事務の変更
  - 国内機関：九州センターへの企業連携課の設置  
東京センター高崎分室の設置
  - 在外事務所：アルゼンチン事務所の支所化
- 予算執行状況及び後年度負担の予算見直しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等、2018年度の「予算執行管理に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施した。
- 各拠点のオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した。

#### ② 業務戦略、事業方針等に関する外部からの助言

- 組織経営について日本の有識者から助言を得ることを目的とする経営諮問会議を開催した（1回）。同会議では、米中対立下における日本と機構の役割、機構の気候変動分野の支援戦略について議

<sup>132</sup> 新しい取組のため基準値なし

論を行った。

- 事業運営について国際社会で活躍する有識者から助言を得ることを目的とするInternational Advisory Boardの委員と理事長とのオンラインによる個別対談（2回）や職員向けの講演（3回）を行い、ウィズコロナ、ポストコロナの世界における国際協力の在り方や、開発途上国における民主主義の後退といった国際秩序の変容等について意見交換を行った。

## (2) 国内拠点の利用・活用状況

2021年度は、2020年度同様、新型コロナの影響により各拠点でのセミナー、イベント等の開催、外部からの来場者受入れが制限された。それに伴い利用者数の落ち込みが見られたが、オンライン開催を積極的に進めた。また、各種寄稿事業に関する相談対応についてもオンラインの活用によってその件数が増加した（今期の基準値1,200件/年に対し5,000件を超える相談件数）。このように、コロナ禍においても、開催方法の工夫により外部関係者、地域住民とのつながりを引き続き維持しており、各地域における国際協力事業の拠点、結節点として重要な役割を担っている。研修施設の稼働率は、本邦研修の取り止め、本邦と在外をつないだオンライン研修の実施、オンラインと本邦研修を組み合わせたハイブリッド型での実施等、事業形態の変更による研修施設への宿泊者減により基準値を下回った。今後は新型コロナ感染状況が改善し、従来どおり日本での研修が実施されることで数値の回復が見込まれる。

関連指標	基準値*	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国内拠点の利用者数	73.5万人 <sup>133</sup>	97.5万人	96.5万人	91.5万人	32万人	49万人
研修施設の稼働率	58.4% <sup>134</sup>	57.8%	46.3%	46.4%	8.9%	16.1%

**北海道センター（札幌）**：北海道内に約1万人のベトナム人が在住している現状を踏まえ、ベトナム人技能実習生を受け入れる道内企業の協力を得て、オンラインイベント「見つめ直そう私たちの足元外国人材が支える私たちの食卓」を開催した。173人が視聴し、地域の生活が多くの外国人材に支えられている現状について理解が深まったことや、多文化共生を促進するために社会全体で技能実習制度を支えていくことの必要性について多数の意見が寄せられた。

**北海道センター（帯広）**：1996年4月に道東地域の国際協力事業の拠点として開所して25周年となることを記念し、これまで連携を強化してきた釧路地域で釧路国際ウェットランドセンターと共同し機構の活動を紹介する写真展を開催した。また、研修員受入時の研修先の一つである釧路湿原で「湿原探索！JICA研修員1日体験プログラム」と題したフィールドワークを開催した。幅広い年代の参加者は、フィールドワークを通して機構の事業について学んだとともに、地域の環境資源と世界とのつながりについても理解を深めた。

**横浜センター**：2021年6月、同センターは国際協力や機構の実施する日系社会支援についての理解促進のため「楽しみながら知る」「寛ぎながら知る」をコンセプトとした、アートワークを取り入れた展示空間にリニューアルした。また、同月18日の「海外移住の日」や20日の「国際ニッケイデー」を記念した講演会「アーティスト大岩オスカル×サンパウロ、東京、ニューヨークさすらうニッケイ・アイデンティティ」をオンラインで開催し、270人が視聴した。世界的な活動をする日系人としてのルー

<sup>133</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>134</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

ツやアイデンティティの在り方などについて、様々な観点からとらえることができた貴重な機会となった。また、神奈川県教育委員会との共催で「パネルディスカッション～「日本」社会のこれからと学校の役割～」を開催し、教員や大学生、NPO団体等より約90人の参加を得た。日本の学校生活を体験した外国につながりがある社会人3人と学校関係者3人による体験談やパネルディスカッションを通して、外国人受入に関して学校が抱える課題や求められることなどを考える機会を提供した。海外移住資料館では、邦字新聞等の収集整理・保存を2020年度に引き続き実施しており、新たな資料が見つかるなど成果が出ている。

**中国センター**：コロナ禍により夏休みでも遠出ができない状況を踏まえ、井原鉄道のアート列車を貸し切り、異文化体験ワークショップ「井原鉄道で行く、異文化体験ツアー」を初めて実施した。岡山県内の小学校高学年とその保護者を対象とし、6組13人が参加した。乗車中のワークショップ等は岡山県出身のJICA海外協力隊員経験者らにより企画され、JICA海外協力隊員経験者が派遣された各地域の文化風習を理解するとともに、地域の人材が世界で活躍していることを印象づけ、地元の鉄道を利用した非常にユニークな異文化体験イベントとして協力隊事業の紹介と併せ広報効果の高い企画となった。

**四国センター**：「KAGAWA INTERNATIONAL ART COMPETITION 2021～かがわではたらく・まなぶ外国人のためのアート作品展～」を香川県青年海外協力協会と共催し、香川県内に在住する外国人によるアート作品を募集、複数部門合計102点の作品応募があった。10月25日から11月30日まで応募作品が展示され、11月20日には各部門の表彰式を実施した。県内在住の外国人が、文化を尊重し豊かに暮らすことの大切さについて作品を通じて発信することで、多文化共生に関する市民への理解促進に寄与した。

**九州センター**：福岡市を拠点として在住外国人の生活・就職支援を実施する団体との共催イベント「日本で〈はたらく〉×〈くらす〉外国人の今！！－企業・地域で考える、持続可能なこれからの多文化共生社会－」を8月10日、11日の2日間実施し、60人を超える参加を得た。「働く」や「暮らす」をテーマに、日本で就職をめざす外国人の現状と課題や、多文化共生社会の実現に向けた課題について議論を深めた。

### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

外部環境の変化に対応するため、国内外の拠点及び各部署の役割を明確化するなど、組織体制の改善に機動的に取り組む。

#### **No.9-2 業務基盤の強化**

コロナ禍の継続によるリモートワーク増加への対応と組織DXの推進のため、各種情報共有基盤のクラウド化や情報通信網の増強を図るとともにセキュリティ対策を実施した。特に、クラウド化に関しては、日本マイクロソフト社とアクセントゥア社（機構のシステム基盤運用業者）のホームページに優良事例として掲載された他、「デジタル庁創設による独法デジタル化の今後の動き」と題した講演会で、機構が働き方改革・DX推進の好事例として日本マイクロソフト社より紹介があった。在外拠点においては在宅勤務を可能とするため執務用PC持出対応を進めた。組織DX推進等のため、Microsoft Office 365の各種ツールをリリースするとともに、Microsoft Teamsの更なる活用を図った。次期のIT端末（執務用PC、モバイル電話等）に係る業務委託契約を締結するとともに、次期情報共有基盤に係る検討を進めた。各業務システムの改善を進め、電子決裁システムや新・法人文書ファイル管理簿システ



ム等をリリースした。

## (1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

### ① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- **組織DXの推進に貢献するためのICT基盤の強化に係る外部からの高評価**：コロナ禍や働き方改革推進の継続に伴う開発途上国を中心とした在宅勤務・リモートワークの増加・継続により、機構ネットワーク外からの各システムへのアクセス数は2020年度に引き続き高い水準にあった。また、組織DXの推進に貢献するためにもICT基盤の強化に迅速かつ継続的に取り組む必要があったため、情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向け、下記に挙げる取組を行った。なお、下記の各種情報共有基盤のクラウド化に関しては、セキュリティを担保しつつ迅速かつ短期間で全組織的にリモートワーク環境を整備した点が公的機関では先進的であるとして、日本マイクロソフト社とアクセンチュア社（機構のシステム基盤運用業者）のホームページに優良事例として掲載された。また、2021年10月に開催された「デジタル庁創設による独法デジタル化の今後の動き」（富士ソフト社主催、独法87のうち79の独法が参加、デジタル庁参事官他による講演）において、働き方改革・DX推進の好事例として日本マイクロソフト社より紹介があった。
- 在宅勤務・リモートワーク先から基盤への安定的かつ安全なアクセスの更なる向上のため、組織内ポータルサービスの「Share Point」、ファイルストレージの「T/Uドライブ」等のクラウド化や、VPN環境であるZscaler Private Access（ZPA）、EDR製品であるMicrosoft Defender for Endpointの展開を進めた。
- 組織内のDX推進等のため、Microsoft Office 365のツール（Planner、Stream、Power Platform等）を順次リリースした。
- 2020年度に引き続き、コロナ禍に伴う海外拠点からの一時帰国者向け等に機構内標準PCの安定的な確保に努めるとともに、増加傾向にある標準PCの故障等に順次対応した。また、在宅勤務等の可搬性と機能に配慮した次期執務用PC及び次期Managed Print Service（MPS）導入のための業務委託契約を締結した。
- 研修実施を含めMicrosoft Teamsの更なる活用を図った。また、ウェブ会議ツールとTV会議システムの同時運用による会議等の開催が可能となった。
- コロナ禍により長期の在宅勤務を余儀なくされている海外拠点97拠点のうち、約70の拠点で執務用PCの持ち出しが可能となった。
- 機構情報通信網強化のため以下の取組を実施した。
- 海外拠点における回線逼迫状況の解消に向け、計90拠点のネットワーク回線の増速を行った（最大40Mbpsに増速）。
- 「情報通信網の更改」の契約を見直し、海外拠点のメイン回線（専用線）の廃止を中心としたネットワーク環境の改善を図った。
- 「次期IT基盤要件定義・調達支援（「コンピュータシステム運用等」及び「情報通信網の更改」両契約対象）」の調達手続きを進め、2021年11月に契約を締結した。

### ② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- **他の独法に先駆けたPMO（Portfolio Management Office）の設置**：業務基盤の強化に資する取組として、2021年10月に情報システムに関するPMOを立ち上げ、機構の情報システム全体最適及び統

制並びに業務システムの企画開発運用時の支援を行う体制を強化した。

- 機構各業務システム等の改善やDX推進として、電子決裁システム、新・法人文書ファイル管理簿システム、健康管理システム、企業情報統合データベース等の検討を進め、電子決裁システム、新・法人文書ファイル管理簿システム及び企業情報統合データベースについては2021年度中にリリースした。

## (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

情報共有基盤についてはクラウド化を了したが、業務システムのクラウド化は一部のみ終えている状況であり、今後、各システムの特性を考慮しつつ更なるクラウド化を進める。また、クラウド環境に対する組織内ユーザの習熟度が必ずしも十分ではないため、今後も継続して研修等を通じ習熟度の向上及びITリテラシーの向上を図る。RPA等の作業自動化による業務改善及びDX推進については、活用度合を高める余地が大きいいため、組織内研修や活用事例の共有を通じて導入を加速させる。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、今後は新たに整備された体制が実際に効果的・効率的なものとなるよう、運用の維持・改善に取り組むことを期待する。その際、有識者意見も踏まえ、特にDX推進に関して実効的な運用・体制が取られるよう留意されたい。また、ICT基盤の強化に当たっては、業務のリモート化に伴う情報セキュリティ上のリスクの増大にも十分留意し、安全な情報環境が確保されるよう対応されたい。

### (2) 対応

2020年3月に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部を通じた組織横断的な意思決定・情報共有を継続した。特に、医療サービスへのアクセスや国外緊急移送体制等を国ごとに検討の上、体制が整備された国から順次渡航を再開した。また、DX推進を総括する最高デジタル責任者及びプロジェクトチームを設置し、その下で機構の事業及び業務におけるDXの推進に必要な方策の具体的な検討を進めた。

情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検や研修等を通じて、情報セキュリティ・個人情報等の要保護情報を扱う部署や外部委託等のセキュリティの更なる向上を図った。新型コロナの影響の継続や働き方の多様化に対応し、更なるクラウド化を進める中で、在宅勤務等の機構外でも端末の挙動を管理し、緊急時にはデータ消去等の対策ができる仕組みを導入し、端末管理強化を図った。

No.10	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4% <sup>135</sup> 以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 <sup>136</sup> 件	70件	81件	64件	94件	10件	72件

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (2)、中期計画：2. (2)</p> <p>年度計画</p> <p>2. (2) 業務運営の効率化、適正化</p> <p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比1.4%以上の効率化を達成する。</li> </ul> <p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務・事業を効果的・効率的に執行するための人員配置の適正化に引き続き取り組む。</li> <li>その際、手当を含めた役員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で、厳格に検証し給与水準の適正化に取り組む。例年同様に、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</li> </ul> <p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。</li> </ul> <p>エ 調達合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。</li> <li>契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の適正な運用に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大及び競争性の向上に取り組む。</li> <li>特に、上記委員会の審議から競争性のない随意契約や一者応札・応募の削減に資する教訓や課題が導かれる場合は、それらを踏まえて制度設計に取り組む。</li> <li>コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。</li> </ul>
--

<sup>135</sup> 前中期目標期間実績1.4%

<sup>136</sup> 前中期目標期間の実績から25%増として設定する。前中期目標期間実績平均56件/年

- ・ 国内外拠点の調達支援体制を一層強化し、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施と、各拠点の調達実施体制の適性化及び調達事務能力の向上に取り組む。
- ・ 機構内業務のDX推進の観点で、契約業務手続きの合理化や事務処理の自動化等を促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

給与水準適正化の取組状況

契約監視委員会、外部審査等の実施状況と審査結果への対応状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。具体的には、経費の効率化及び人件費管理の適切化に着実に取り組み、保有資産は竹橋合同ビルを含めた本部施設（麴町、竹橋、市ヶ谷）の有効利活用を促進した。また、調達では、電子入札の対象契約拡大、QCBSの技プロ導入に向けた検討、調達関連の各種ガイドライン改正等、着実に取り組んだ。

ア 経費の効率化

- 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化目標を達成。

イ 人件費管理の適正化

- DX、アフガニスタン対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を実施。
- シニア層の活躍に向けた人事施策として、海外拠点を含め配置範囲の拡充及びシニア層向け組織内公募を拡充。
- 2021年度の人事院勧告を参考に賞与月数の年間0.15か月減を実施（調整は政府方針に基づき2022年度6月期賞与から実施）。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- 決算公告にて毎年資産情報を公開。

エ 調達の合理化・適正化

- 電子入札を一般契約の一部、コンサルタント等の契約の総合評価落札方式及びQCBS、機材調達の全件へ対象を拡大。
- 実施済みQCBSにおける予定価格と見積額の差や価格での逆転傾向の分析等を通じ、技術協力プロジェクトへのQCBSの導入を検討。
- 競争性のない随意契約について契約監視委員会を通じ継続的に点検。
- 調達制度改善の一環として、契約種別により異なる経理処理ガイドラインの統一、契約管理ガイドライン及びプロポーザル作成ガイドラインの改正、新型コロナウイルス感染対策用機材に係る調達関連書類のひな形（英語、スペイン語）整備等を実施。
- 海外拠点向けテーマ別セミナー、オンライン個別支援、小規模海外拠点向け調達実施方針決裁案代理起案の導入及び国内拠点向けテーマ別セミナー、契約システム基本講座等を通じ適切な調達実務を促進。

## 4. 業務実績

### No.10-1 経費の効率化

固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した。

### No.10-2 人件費管理の適正化

人員配置に関し、DX、アフガニスタン対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な資源配分を行った他、人数が増加傾向にあるシニア層の活躍促進施策として配置の幅を拡充するとともに、シニア向け組織内公募を大幅に拡充した。給与水準の適正化と総人件費管理について、人事院勧告を参考にしつつ国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持するとともに、人件費予算増も踏まえた採用・配置を行い人件費予算の範囲内で適切に執行した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（年齢・地域・学歴勘案後）	100.6 <sup>137</sup>	101.6	100.7	100.8	100.7	101.4
総人件費（給与・報酬部分）	168.3億円 <sup>138</sup>	176.2億円	179.1億円	183.8億円	174.9億円	179.2億円

#### (1) 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）

- DX、アフガニスタン対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った。また、2022年度から運用開始する新・人事制度において公募ポストを拡充し、人的資源配分の最適化を達成するべく制度検討・運用準備を行った。
- シニア層の活躍に向けた人事施策として、今までの業務経験をポストオフ・定年後のポストにいかすことができるよう、海外拠点を含め配置の幅を拡充するとともに、シニア層向けの組織内公募を2020年度2件から2021年度24件まで大幅に拡充した。

#### (2) 給与水準の適性化と総人件費管理

- 2021年度の人事院勧告を参考にしつつ国家公務員に準じて基本給を据え置き、賞与月数の年間0.15か月減を実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続して適用した。なお、2021年度の引き下げに相当する額については、政府方針に基づき2022年度6月期賞与から減額することで調整を行うものとする。国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性について機構ウェブサイトで公表した。
- 気候変動対策への対応力強化や海外投融資事業の更なる事業規模拡大で当局に認められた13人分の人件費予算増も踏まえた採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。

#### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 2021年度に着手した経営課題への即応性のある人的資源の配置という課題に対し、職員個々人の

<sup>137</sup> 2015年度実績

<sup>138</sup> 2015年度実績

能力開発と成果への強いコミットを引き出すための人事制度（公募、評価等）の運用を開始する。

### No.10-3 保有資産の必要性の見直し

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- 2020年度に策定した中期整備計画に基づき、施設整備工事を実施した。今後の施設の在り方について議論を継続するとともに、更なる検討を進めるための追加情報を収集した。

### No.10-4 調達合理化・適正化

コロナ禍での調達業務を機動的かつ適切に遂行し、部内業務のDX推進により電子入札、契約・精算手続きの合理化を検討、推進した。特に2021年度が中期計画の最終年度であり、適切な予算執行の必要性を踏まえて、新規及び変更契約締結、各種支払業務の確実な推進を優先し、業務を進めた。

質の高いサービスを最適な価格で調達して開発途上国に迅速に届けるため、手続きの合理化・簡素化・効率化をめざし、調達改革に取り組んだ。具体的には、調達改革WGを形成し、抜本的な調達業務改善の検討と、調達推進室設置に向けた準備を進めた。さらに調達業務の各種課題の検討を深化させるべく、外部委託調査の活用を検討を進めた。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
契約監視委員会に附議した契約件数	39件 <sup>139</sup>	59件	44件	42件	10件	39件

#### (1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

- 2021年度調達等合理化計画を策定し、(2)以下の項目に加え、技術評価の強化に向けた外部審査の継続的な実施による仕様書の質の向上、技術評価方法及び基準の組織内研修を実施した。
- コンサルタント等契約（業務実施契約）において、技術面及び価格面を総合的に評価することでより有利な提案を採用し得る選定方式（QCBS<sup>140</sup>）について、実施済みのQCBSにおける予定価格と見積額の差や価格での逆転の傾向等を分析し、開発コンサルタント複数社との意見交換の結果を踏まえ、技術協力プロジェクトへの導入を検討した。
- 2020年8月に一部案件を対象に導入した電子入札について、2021年度に一般契約の一部、コンサルタント等契約の総合評価落札方式及びQCBS、機材調達の全件へ対象を拡大した<sup>141</sup>。これにより、より透明性、公正性の高い入札が可能となるとともに、入札会の物理的な開催が不要となり、競争参加者の利便性が向上した。
- 経費精算システム、契約書電子化の導入について、(一社)海外コンサルタンツ協会と合同タスクフォースを編成し、検討した。合同タスクフォースでの議論を通じ受注者が抱える課題が共有され、契約管理業務の合理化への方向性が定まり、制度改革、業務改善を進めた。さらに、Robotic Process Automation（RPA）の導入及び人材育成を進め、事務処理を自動化、効率化すべく、コンサルタント等契約に関連する一部業務の自動化シナリオ作成を進めた。具体的には、RPAを電子入札システムへの案件登録作業において運用中、調達選定結果のウェブ掲載作業において試行的に使

<sup>139</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>140</sup> 2019年4月に当初導入、2020年4月に適用範囲を調査案件全件に拡大。

<sup>141</sup> 2021年5月の日刊建設工業新聞で報道。

用した。

- 特命随意契約の要件、契約監視委員会を活用した契約制度・管理に係る新方式の導入、契約担当役制度の見直し等調達業務を巡る各種課題についての検討を深化させるべく、外部委託調査を活用した検討の準備を進めた。また、この調査を通じ調達業務のみならず、専門家等の派遣業務の在り方についても検討を深めることとしており、具体的には現行ルールが細かく複雑であるため業務量が増えがちな同派遣業務の制度面についても考察を開始した。

## (2) 競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上、新規参入の拡大への取組の実施状況

### ① 一者応札・応募の削減に向けた取組

- コンサルタント等契約の企画競争説明書及び入札説明書のウェブ掲載、プレ公示段階での質問回答制度をそれぞれ開始した。前者は、導入以前は公示日後に説明書の提供申請を送付した企業のみが閲覧していた説明書をウェブ掲載し閲覧性を高めたことで、競争参加各社による公示内容の理解を促進し、新規参入障壁を下げることを図ったもの。後者はプレ公示段階での質問を受けつけることで、競争参加各社の応募準備を促進し競争参加者の拡大を意図したもの。
- 外部審査制度を活用し、説明書の質向上により競争参加者の理解促進を図り、各事業への応募可能性を高めた。
- 2021年度第二回、第三回契約監視委員会では、2001年以降一者応札・応募データを集計・分析した上で、これまで実施した施策や新たに必要な施策についての意見交換を実施した。

### ② 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

- 契約監視委員会において、2回連続一者応札・応募となった契約の点検、参加意思確認公募となった契約の点検を行った。

## (3) 適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保

### ① 海外拠点の調達実施体制の適正化

- 在外調達支援に係るChatbotの導入及び各種ひな型の自動化に向けて検討した。また、テーマ別セミナー（18回）、オンライン個別支援（23拠点）を実施し、更に支所を含む小規模の海外拠点に対し、調達実施方針決裁（案）の代理起案を開始することで、海外拠点の調達実施体制の適正化に取り組んだ。

### ② 国内拠点の調達実施体制の適正化

- オンライン・実地での個別支援（5回）、テーマ別セミナー（3回）、契約促進説明会（3回）、契約システム基本講座（6回）、契約情報公表セミナー（4回）、民連事業契約セミナー（15回）、コンプライアンス規程に基づく契約事故レビューセミナーを開催し、国内拠点の調達実施体制の適正化に取り組んだ。

### ③ 不正事案に対する取組

- 第三者抽出検査を6か国対象に計画した（2022年度に実施予定）。経費実地検査を3件対象に実施した。「中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る不正腐敗防止研修」で調達における不正事案に対する取組を参加者に説明した。

#### (4) コンサルタントの海外事業展開を支援する契約制度の改善

- (一社) 海外コンサルタンツ協会 (ECFA) と合同で設置したタスクを通じ、機構の契約制度についての改善に係るアンケートを実施し、調達制度改善に取り組むたき台を作成した。これも踏まえ、コンサルタント等契約における選定方式ごとに異なる経理処理ガイドラインを統一した。また、契約管理ガイドライン及びプロポーザル作成ガイドラインを改正した。これにより、選定時の要件や手続きが明確化されるとともに、契約管理及び経理処理の観点で受注者及び機構内担当者の理解促進が図られ、透明性、正確性及び迅速性が高い管理が可能となった。
- コロナ禍による海外渡航制限の中、業務の実施が可能となるようコロナ特別経費の設定をした他、価格の見積が困難な案件については企画競争で選定する等合理化の各種原則を順守しつつ、現状に即した柔軟な契約制度の運用や、英語及びスペイン語版の新型コロナウイルス感染対策用機材に係る調達関連書類のひな型を整備した。またコンサルタントの現地リソースの有効利用を一層行うためにランプサム方式の導入拡大のための意見交換を複数のコンサルタントで行った。
- 草の根協力事業については、2020年度に実施した経費実態調査を踏まえ、2021年度募集案件から、新しい積算基準を適用するため、NGO協議会での説明を行い、経理ガイドライン、業務ガイドラインを改正した他、消費税の取扱いを整理した。現在、契約約款を改正中。民間連携事業については募集のタイミングで行っている経理処理（積算）ガイドラインの改訂を2021年度も実施した。
- 開発途上国に迅速に開発協力のサービスデリバリーをすることを目的に、事業部門と共同で調達改革WGを結成、意見交換を通じ、JICAグローバル・アジェンダ、クラスター戦略に基づく契約、新規事業に対応できる契約等を推進するため、調達事務合理化・簡素化の検討を行い、調達推進室設置の準備を進めた。

#### (5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

変遷する開発協力のニーズに対して機動的に対応すべく、事業実施方法に合わせた調達制度を整備するとともに、調達合理化の観点から改善を進めてきた。一方、2019年度末から新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で事業実施に制約を受けたことにより、当該局面で適切かつ柔軟な調達業務の方法論を検討し、導入してきた。

また、2022年4月より設置した機構調達推進室が更なる調達改革や新規契約形態への対応を実施できるよう、2021年12月に調達改革ワーキング・グループを設置し、同ワーキング・グループを通じて、打合せ簿の量的削減と標準化・簡素化、特記仕様書の標準化等、課題の洗い出しや優先順位を整理した。

2022年度以降は、様々な事業形態やアクターの参入に即した制度改革を進めるとともに、調達の原則である「競争性」、「公正性」、「透明性」を確保しつつ、新型コロナウイルス新常態を想定した各種制度整備、新規参入拡大、DXの推進による調達業務の更なる合理化、簡素化、迅速化を推進する。

### 5. 指摘事項への対応

#### (1) 指摘事項

外部審査を行った契約件数が低位となったことは、新型コロナウイルスの影響を受けた一時的な例外であり、早期に従来同様の規模で外部審査が実施されるよう適切に対応されたい。また、施設整備補助金の執行に関しては、運営費交付金との性質の違いにも留意し、今後円滑な執行が確保されるよう対応を徹底されたい。



(2) 対応

外部審査について、2020年度はコロナ禍での大量の契約変更事案の対応等に優先的に対応せざるを得ず、これに多くの時間を割かれたことに加え、コロナ禍で選定方式も暫定的な運用を多く行ったため、コロナ禍での外部審査をどのように実施するのが適切かの検討に時間を要し、外部審査件数が落ち込んだ。2021年度はコロナ禍での選定手続きの運用が定着し、外部審査で見るべき観点も明確化され、さらに、オンラインやメールを活用した外部審査の実施方法も確立し、選定過程と選定後の案件について年度当初より計画的に外部審査を実施し、2021年度の目標値を達成した。

No.11	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	

### 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）の設定なし。

### 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：5、中期計画：3

年度計画

#### 3. 財務内容の改善に関する事項

- 運営費交付金を充当して行う業務について、以下6. に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。
- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」最終報告書での提言内容を踏まえ、予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバランスの強化を継続する。
- 機構全体の予算執行管理の着実な実施のためには、個別事業の予算執行管理の徹底が重要であるため、四半期ごとの理事会報告や年2回の予算見直しの機会だけでなく、各部署で月次で個別事業の予算執行状況を確認し、随時最新情報へ更新する。
- 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。
- 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、新型コロナウイルス感染症等の外的要因により支出年度が2022年度にずれ込まざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予算配分を行う。
- 中期目標期間の最終年度であることから、予算執行見込みを常時把握・分析し、後年度負担が適切な水準になるよう調整を行う。
- 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標と達成していると認められる。具体的には、①2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。また、②ジェンダーボンドの発行、③過去最多の機構債への投資表明を通じ開発資金の動員に資する取組で特筆すべき成果を上げた。

#### 1. 予算執行管理

- 2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。

- 機構法人予算の概算要求においては、同委員会の提言（中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フロー）に基づく概算要求及び年度計画予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を促進。
  - 地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上を促進。
- 2. 自己収入の確保に向けた取組**
- 自己収入のうち、消費税の還付等を除く事業収入は3.4億円。寄付金収入は0.1億円となり、「世界の人のためのJICA基金」を通じた支援事業（新規16件採択）や、特定寄附金による「ラオスにおけるニコソ・JICA奨学金制度」及び「ベトナム日越大学山本奨学金・研究奨励金制度」等に使用。
- 3. 開発資金の動員に資する取組**
- ◎ **ジェンダーボンドの発行**：国内発行体として初めて、ジェンダー平等・女性のエンパワメントを推進する事業に調達資金を充当する「ジェンダーボンド」を発行。テーマ性に共感する幅広い投資家からの注目・需要を集め、国内外でのメディア等でも掲載。
  - ◎ **過去最多の機構債への投資表明**：投資家が社会貢献性に着目し、国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表（投資表明）した件数は顕著に増加、2021年度は過去最多の102件の新規投資家が投資表明（2020年度78件）。
  - 機構債に関して、ソーシャルボンドを計600億円及び5.8億ドルの政府保証外債を発行、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員。

## 4. 業務実績

### (1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018年12月）の提言を踏まえて、2019年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンス強化策に基づき、2021年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。また、DXに向けた取組として各事業部門の予算執行状況を分かりやすく表示できる各種ツールを試行導入し、予算執行管理の即応性を更に向上させた。
- 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級者研修、海外拠点への赴任前研修等の実施を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。
- 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進した。
- 2020年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度が2021年度に後倒しせざるを得ないものについては、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、2021年度に繰越して執行した。
- 新型コロナに伴う予算執行への影響に対し、外的要因によりやむを得ず支出年度が後倒しとなる予算をその事由とともに把握し、複数年度予算管理を踏まえた適切な予算配分等により対応した。
- 2021年度末時点の運営費交付金債務残高は、675.9億円となっており、その内訳は以下のとおりである。

運営費交付金の残 447.5億円  
前渡金 228.1億円  
前払費用、長期前払費用等 0.3億円

(注) いずれも暫定値。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- 2021年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由や新型コロナウイルス感染症の影響等により事業の遅延が生じたため。

## (2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は3.4億円（2020年度実績3.2億円、2021年度計画額2.7億円）となった。計画額からの主な増要因は物品売却収入等の雑収入の増による。
- 民間資金の動員促進：寄附金収入は0.1億円（同0.1億円、0.3億円）となった。一般寄附金事業「世界の人びとのためのJICA基金」では個人や企業からの寄附金を受け入れている。これらの寄附金を活用し、「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」として開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献するNGO等の活動を支援した（2021年度新規案件16件採択）。また、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」及び「ベトナム日越大学山本奨学金・研究奨励金制度」等を継続し、新規に「ブラジルフジタニノミヤチェアへの長岡文庫設置プロジェクト」を開始した。

## (3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

### 【国際協力機構債券の発行を通じた開発資金の動員】

- 国際協力機構債券の発行（全体）：国際協力機構債券の発行は日本政府のSDGs実施指針改定版（2019年12月決定）において、SDGs達成に向けた民間資金動員の施策に位置づけられている。2021年度は、6月、9月、1月に計600億円の国内財投機関債（ソーシャルボンド）及び4月に5.8億ドルの政府保証外債を発行し、国内外の民間資金を動員した。
- ジェンダーボンドの発行：国内発行体として初めて、ジェンダー平等・女性のエンパワメントを推進する事業に調達資金を充当する「ジェンダーボンド」を発行した。テーマ性に共感する幅広い投資家からの注目・需要を集め、国内外でのメディア等でも広く取り上げられた。
- 過去最多の機構債への投資表明：投資家が社会貢献性に着目し、国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表（投資表明）した件数は顕著に増加しており、2021年度は過去最多の102件の新規投資家が投資表明を行い、累計件数は276件に達した（2016年度12件、2017年度7件、2018年度28件、2019年度49件、2020年度78件、2021年度102件）。
- 個人投資家向けのリテール債発行：市民によるSDGsの取組推進を目的として、個人投資家向けのリテール債を7年ぶりに発行した。SDGsや国際協力に関心を持つ多くの市民が購入した。

### 【受託事業を通じた開発資金の動員】

- 受託事業については、以下の継続中の既存案件を実施した。すなわち、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金との受託契約（約400万ドル）によるコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」、日本企業（三井物産）が有するCSR基金を活用したSATREPS事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」及びトヨタ・デ・アンゴラ社との受託契約による「自動車整備人材育

成プロジェクト」である。また、緑の気候基金（GCF）の資金活用として、新たにモルディブ「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」が承認された。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（2018年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について

（単位：百万円、％）

	2017年度末 (初年度)	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	19,509	7,013	2,416	1,382	755
目的積立金	0	0	0	0	0
積立金	0	4,304	7,472	10,592	12,208
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等	0	0	0	0	0
運営費交付金債務	20,101	31,300	40,669	86,927	67,591
当期の運営費交付金交付額 (a)	154,316	152,364	150,476	156,025	150,660
うち年度末残高 (b)	8,758	12,378	21,383	64,958	44,745
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	5.7%	8.1%	14.2%	41.6%	29.7%

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

新型コロナの影響により運営費交付金の執行管理が難易度を増していると考えられる。さらに、2017年度に生じた予算執行上の問題は、中期目標期間をまたぐタイミングで発生したことにも留意し、改めて機構内の予算執行管理体制及び運用の強化に留意されたい。また、有識者意見にもあるとおり、引き続き外部資金の動員について積極的な取組を期待する。

### (2) 対応

新型コロナに伴う2021年度の予算執行への影響に対しては、外的要因によりやむを得ず支出年度が後倒しとなる予算をその事由とともに把握し、複数年度予算管理を踏まえた適切な予算配分等により対応した。外部資金の動員としては、寄附金及び受託による事業を継続したほか、新たに緑の気候基金（GCF）と資金活動契約を締結して事業を開始した。

No.12	安全対策
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施する上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれまでに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業関係者等の安全対策研修の受講者数/うち、テロ対策研修受講者	1.5万人 /3,600人 <sup>142</sup>	3,000人 /600人	6,924人 /3,872人	3,890人 /902人	3,998人 /1,277人	5,426人 /31人	6,140人 /115人

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：6.、中期計画：4.</p>
<p>年度計画</p> <p>4.安全対策に関する事項安全対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダッカ襲撃テロ事件等過去の重大事案を風化させることなく、安全対策措置の遵守に係る周知徹底や緊急連絡先登録の徹底、研修の着実な受講等を通じて不断の意識づけを行い、事業関係者の重大事案ゼロをめざすとともに、脅威情報の収集・分析能力の強化、事業サイト等の防護強化を図る。</li> <li>また、安全管理体制強化については、高脅威度国・地域を中心にテロのみならずデモ・暴動の緊急事態等にも迅速に対応できるよう、世界各地域の情報収集・分析に努め、コンテクストに精通した人材の育成を含め地域に強い安全管理体制を整備する。また不測事態発生時の緊急対応体制の一層の強化を目標に初動対応の見直し徹底を図るとともに、シミュレーション訓練を通じた危機管理対応能力の強化を行う。</li> <li>コロナ禍により、国際連携と国際協力の更なる必要性が認識される中、継続するリスク環境下において、事業関係者の渡航、事業再開を加速化させていくため、国ごとに渡航先国における安全管理・健康管理の体制を検討し、整備していく。加えて、社会・経済の停滞が招く治安不安定化リスクを管理し、安全・着実に事業を推進していく。</li> <li>工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数が多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外における事業関係者の武力紛争、テロ、一般犯罪、交通事故、自然災害等による被害の低減に向けた取組状況</li> <li>工事事故の低減に向けた取組状況</li> </ul>

<sup>142</sup> 前中期目標期間の実績から約25%増として設定する。前中期目標期間実績平均2,381人/年。

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標のうち、テロ対策研修受講者数については、目標水準に到達していない。これは、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言期間中の実施を見送り、同期間外で定員を絞り十分な感染対策を講じた上で実施したことや、コロナ禍により海外渡航者の減少によるものである。評価指標のうち、事業関係者の安全対策研修受講者総数は目標水準を大きく上回った。また、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組での目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①新型コロナワクチン職域接種の実施、②機構関係者の120か国への渡航再開の実現において特筆すべき成果を上げた。また、③オンラインによる新型コロナ感染・感染拡大予防及び一般犯罪・テロ等に対する注意喚起、新型コロナ感染拡大状況及び医療サービス状況等のモニタリング、④5か国13件に対する「安全対策ガイダンス」の適用、⑤「施設建設等を伴うODA事業の工事安全指針」、「JICA安全標準仕様書」の機構内外周知、⑥他の開発機関への「JICA安全標準仕様書（JSSS）」の紹介等、海外の事業関係者の安全対策及び工事安全対策に係る取組を着実に進めた。

#### 1. 海外の事業関係者の安全対策に係る取組

- ◎ **新型コロナワクチン職域接種の実施【⑤】**：開発コンサルタントや資金協力事業関係者等を対象に、職域接種としてワクチン接種の機会提供を通じ、計1万2,978回（約7,600人）のワクチン接種を実施。同職域接種を通じ、新型コロナのリスク削減及び関係者の安心・安全な渡航の推進に大きく貢献。また、感染対策の徹底による機構の国内拠点・海外拠点を含め職場でのクラスター感染の発生を防いだ。
- ◎ **機構関係者の120か国への渡航再開の実現【②】**：各国の医療体制や感染拡大状況を踏まえた「対新型コロナウイルス国別対応要領」に基づき、新たに20か国への渡航再開を実現（累計120か国）。
- オンラインによる新型コロナ感染・感染拡大予防及び一般犯罪・テロ等に対する注意喚起、新型コロナ感染拡大状況及び医療サービス状況等のモニタリングを通じた重大な事件・事故及び新型コロナによる犠牲者の発生予防。
- 「JICA海外安全対策ハンドブック」の内容に加え、具体的な一般犯罪等の事例を網羅したポケットサイズの冊子を2021年度版として作成し公表。
- 海外拠点等での防護措置強化の一環として5か国13件に「安全対策ガイダンス」を適用。
- 感染症の流行急拡大及び政変等による治安の急激な悪化を受けた機構事業関係者の一時帰国、滞在者数削減の措置導入。海外拠点における緊急連絡網訓練の定期的な実施。機構本部におけるBCP訓練の実施。

#### 2. 工事安全対策に係る取組

- 「施設建設等を伴うODA事業の工事安全指針」「JICA安全標準仕様書」の機構内外周知による工事安全に対する関係者の知見・意識の向上。
- 在外事務所による「現場パトロール」（28件）、関係者に対する安全セミナー（10件）、無償資金協力事業関係者向けオンライン安全管理セミナー等事故防止に向けた取組の実施。
- 施工現場の安全対策強化に向けて、事故件数及び事業規模の大きさにかんがみ施設建設等事業の工事安全に係る重点国に6か国目としてフィリピンを追加。
- ミャンマー及びモンゴルで技術協力を継続実施し、相手国政府の建設工事における安全対策・事故防止を促進。
- 円借款案件に「JICA安全標準仕様書（JSSS）」を段階的に適用。また、欧州復興開発銀行及びフラン

ス開発庁より高い関心が示され、2022年にローマ大学での公共調達講座で講演することが決定。

#### 4. 業務実績

新型コロナウイルス感染症流行下においても、事業関係者の安全を確保しながら渡航を推進するための各種の取組を実施した。具体的には、感染症対策措置や対コロナ行動規範の導入・改訂を行うとともに、オンラインも活用しつつ安全対策研修を実施し、新型コロナワクチンの職域接種も推進することで、コロナ禍においても安全対策/感染症対策の両面をフォローした。さらに、ミャンマーやアフガニスタン等、現地治安情勢に応じた緊急退避も並行して行った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全確認調査及び安全巡回指導調査国数	30か国 <sup>143</sup>	44か国	27か国	25か国	0か国	2か国

##### (1) 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底

- **機構関係者の120か国への渡航再開の実現**：各国の医療体制や感染拡大状況を踏まえた「対新型コロナウイルス国別対応要領」に基づき、2021年度は新たに20か国への渡航再開を実現するとともに（累計120か国）、各国における渡航可能地域の拡大を図った。
- 安全確認調査及び安全巡回指導調査については、新型コロナの影響による渡航制限により、2021年度実績は2か国となった。他方、各国の脅威情報の収集と分析、それに基づく脅威とリスクの評価については、現地への渡航を伴わない形で実施し、同評価結果を踏まえ、安全対策措置の改訂や事業関係者の出国等の措置を行った。また、オンライン会議を活用し、機構内外の関係者692名に対し、新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大予防に係る対策や一般犯罪・テロ等に対する注意喚起・周知徹底を実施した。新型コロナの流行が波状に継続したことから、全ての事業展開国において、感染拡大状況や医療サービス状況等のモニタリングを継続し、それに応じた渡航措置の発動・解除を機動的に行った。その後は各国感染状況に応じて随時モニタリングを継続した。これらの取組により、重大な事件・事故や新型コロナによる犠牲者の発生を防ぐことができた。
- 2021年6月に、従来の治安等に起因する安全対策措置を「国別安全対策措置（治安等）」と名称変更した。また、上述の感染症に起因する渡航措置を「国別感染症対策措置」と称して新たに設けた。これら二つの基軸によって渡航措置を管理する方針とし、ウェブサイト等を通じ、より分かりやすい形で情報発信を行った。
- 事業関係者向けに配付している「JICA海外安全対策ハンドブック」（海外での安全対策に係る心構えや対策を取りまとめたもの）に加えて、一般犯罪やテロ、暴動や交通事故等の具体的なケーススタディを網羅したポケットサイズの冊子を2021年度版として改訂し、機構ホームページ上の安全対策専用ウェブページ内に掲載した。

##### (2) 行動規範の徹底

- コロナ禍において安全を確保した上で渡航再開や現地での業務を進めるために、国ごとに定めた

<sup>143</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均



テロ・一般犯罪等対策に係る安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守を改めて周知徹底した。また、新型コロナ感染予防の観点から新型コロナ用の世界共通の行動規範を改訂した。新規渡航者及び再渡航者には、同行動規範の遵守に係る同意書の提出を条件として派遣した。

- コロナ禍における海外での一般犯罪の凶悪化・被害件数の増加を受け、「犯罪事案プロファイル」を作成及び随時発信することで、事業関係者のセルフディフェンス意識の啓発と一般犯罪被害の再発防止を促した。

### (3) 機構事業関係者を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種

- **新型コロナワクチン職域接種の実施を通じた関係者の渡航再開及び安全な就業環境の維持**：機構は、6月から3月にかけて開発コンサルタントや資金協力事業関係者等を対象に、職域接種としてワクチン接種の機会提供を通じ、計1万2,978回（約7,600人）のワクチン接種を実施した。同職域接種を通じ、新型コロナウイルス感染症のリスク削減及び関係者の安心・安全な渡航の推進に大きく貢献した。また、新型コロナの感染予防対策も徹底したことにより、機構では国内拠点・海外拠点含め職場でのクラスター感染の発生を防いだ。
- 新型コロナウイルスのワクチンが利用可能になったことを踏まえ、ワクチン接種を推奨する方針を定めるとともに、海外協力隊は2021年11月より当面の間、接種完了者を派遣することとし、事業関係者に対して周知を行った。また、任国、本邦及び第三国（米国等）でワクチン接種をする際の制度を整備した。

### (4) 海外拠点等での防護措置の強化

- 各事業で案件形成段階から、脅威度や事業タイプに応じた適切な安全対策を検討するための参考資料である「安全対策ガイダンス」を2021年度は5か国13件に適用した。また、新型コロナの世界的な流行の長期化による一般犯罪の増加・凶悪化の傾向を踏まえ、「犯罪事案プロファイル」等を通じた注意喚起を継続的に行った。
- 海外で活動する事業関係者向けに、全ての海外拠点で安全対策連絡協議会を実施し、コロナ禍での治安上の安全対策強化（一時帰国中の留守宅警備強化等）について注意喚起を行った（合計65か国、3,947人）。

### (5) 研修・訓練機会の整備と拡充

- 事業関係者に対する渡航者向け研修（セルフディフェンス、講義型）及び企業・団体等の安全管理責任者/担当者向け研修（セキュリティ・リスク・マネジメント、講義型）は、コロナ禍により、2020年度に続きオンラインで実施した。対面実施が必須となるテロ対策実技訓練（実技型）は、緊急事態宣言期間中の実施を見送り、同期間外で定員を絞り十分な感染防止策を講じた上で実施した。コロナ禍で渡航者数が減少したため、研修全体の受講者数は、1,501人だった。ウェブ版の安全対策研修には1,160人が登録・参加し、受講者からは高い評価を得た。また、海外拠点向けコロナ講習会、ECFA向けセミナー等も実施した（692人）。

### (6) 機構内の安全管理人材の育成・強化の取組

- 機構とUNHCRが共催するSRM（Security Risk Management）研修に参加するとともに、同研修運営をUNHCRより受託している安全対策コンサルタントと個別に契約し、機構独自のSRM研修を実施

し（オンライン開催）、国際機関と同水準の安全対策に係る知見の強化を図った。

### (7) 危機発生時の対応及び対応能力の強化

- インド及びインドネシアでは、新型コロナの深刻な感染拡大と医療施設の逼迫状況にかんがみ、非基幹要員の帰国や帰国勧奨により、在留する事業関係者数の削減を図った。
- 2021年度は、ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等において、クーデター、内戦、軍事侵攻等の非常事態が発生した。ミャンマーでは基幹要員を除く関係者を一時帰国、エチオピア及びウクライナでは全ての関係者を一時帰国させる措置を講じた。アフガニスタンでは、脅威から逃れるために同国からの出国を希望するアフガニスタン人スタッフ等の出国を支援した。
- 海外拠点では、有事の発生を想定し、緊急連絡網訓練を定期的実施した（89か国で実施、延べ94回）。
- 自然災害発生によって機構本部がある首都圏の通信状態が機能しなくなる事態において、海外における有事発生時の連絡窓口を機構関西センターに担わせることを想定し、BCP訓練を実施した。

### (8) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

ウィズコロナのなかで、事業関係者の安全を確保した上での事業継続のため、渡航者への感染予防策の徹底を図っているが、従前からの政変やデモ、テロ、一般犯罪及び交通事故等のリスクは引き続き存在し得る。特に、新型コロナの流行が長期化するなか、一般犯罪については増加、凶悪化の傾向が顕著であることから、新型コロナの感染予防と併せ、これらリスクに係る注意喚起や情報提供、研修等の実施を継続していく。

#### No.12-2 工事安全対策に係る取組状況

「施設建設等を伴うODA事業の工事安全指針」「JICA安全標準仕様書」について、セミナー開催等を通じて機構内外に周知した。事業規模の推移等を踏まえ、工事安全重点国にフィリピンを追加し、インドに初の企画調査員（工事安全分野担当）を配置した。コロナ禍の厳しい行動制限を遵守した上で現場パトロールを推進し、更にはリモートによる遠隔調査を試行的に導入する等、実施状況調査を行った。工事安全管理の好事例（リモート視察等）を相互共有するセミナーを初開催した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事故事案報告件数（事業規模1兆円当たり）*	23件 <sup>144</sup>	13件	36件	32件	20件	41件
実施状況調査、安全管理セミナー、円借款事業（STEP）施工安全確認調査の件	137回 <sup>145</sup>	135回	147回	161回	5回	37回

\*事故報告案件数の2021年度実績は55件（基準値38件、2017年度実績29件、2018年度実績56件、2019年度実績55件、2020年度実績34件）

#### (1) 指針文書の適切な運用

- 「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」を適切に運用・周知した。具体的には相手国政府

<sup>144</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>145</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

及び事業関係者等に対して、研修・セミナー等の機会を通じた周知を行い、関係者の知見と意識の向上を図った。

- 円借款事業の工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生仕様書（JICA Standard Safety Specification : JSSS）の内容について、円滑な導入を図るために機構内外へ周知した。

## (2) 施工現場の安全対策の強化

### ① 事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策

- 2021年6月17日開催の第14回「施設建設等事業の安全対策委員会」において、事故件数及び事業規模の大きさにかんがみ施設建設等事業の工事安全に係る重点国として、従来の5か国（バングラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー）に、新たに6か国目としてフィリピンを追加した。うち、インドネシア、バングラデシュ、インドの3か国に企画調査員を配置した。以下アからエの取組の実施を予定していたが、コロナ禍により企画調査員（資金協力）を含む多くの事務所関係者が各事業の工事現場等を視察できなかった。そのため、ア、イ、エについては極めて限定的な活動にとどまった。ウについては当該国での工事事故の発生の都度、実施した。
  - ア. 当該国の工事安全に係る基本法令の概要の把握
  - イ. 当該国の資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための「実施状況調査」の実施
  - ウ. 当該国で発生した工事事故の原因分析と得られる教訓の蓄積
  - エ. 上記ア～ウを基にした相手国政府を中心とした工事関係者との対話を通じた工事安全に係る意識の醸成
- インド事務所の働きかけにより、インド国内で工事事故が連続した資金協力事業の実施機関が工事安全セミナーを実施し、工事事故の教訓、安全管理に有効な対策が事業関係者間で共有された。
- 工事安全重点国の本邦コントラクターが参加し、デジタル技術の活用による工事安全管理等のDX等の好事例を互いに紹介、災害ゼロの実現に向けた意見交換を行った。

### ② 事故の防止に向けた取組

- 在外事務所による安全対策強化キャンペーンとして現場パトロール（工事の安全対策状況の確認）を28件実施した。同キャンペーンでは、現場視察における着目点等について「現場の見方」の講義をオンライン会議で行う等、在外事務所に対して本部による支援を提供した。
- 在外事務所、企画調査員（資金協力）及び本部専門員による安全セミナーを10件実施した。
- 日常的に、工事事故発生の都度、事故の分析と結果の工事関係者へのフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。
- 無償資金協力案件では例年以上の事故発生を受けて、無償資金協力事業関係者向けにオンライン安全管理セミナーを開催し、事故事例の共有と注意喚起・事故予防の徹底、関係者との意見交換を実施した。

### ③ 建設工事の安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する協力（技術協力及び研修等）

- 技術協力プロジェクトを通じた相手国政府の安全対策や事故防止を促進する取組として、ミャンマー「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」やモンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト」の2件を継続して実施した。

### (3) 戦略的な取組及び成果

- 労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上地域において、工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく、2020年に完成した「JICA安全標準仕様書（JSSS）」について、円借款案件への段階的適用を行った。JSSSの適用が進めば、労働安全衛生法制が整備されているか否かにかかわらず、一定のレベルで施設建設等事業に従事する各種要員の安全が確保されるようになることを見込んでいる。なお、他ドナーで類似の取組を行った事例はなく、本仕様書は工事安全推進の取組としては先駆けであり、欧州復興開発銀行（EBRD：European Bank for Reconstruction and Development、以下「EBRD」という。）とフランス開発庁に対してJSSSの説明を行い、工事安全に関する意見交換を実施したところ先方より高い関心が示され、EBRDが支援する2022年6月に実施予定のローマ大学の公共調達講座で講演に向けて準備を進めた。

### (4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

工事安全の追求に当たっては、専門的な知識と経験と持つ企画調査員（資金協力）による現場の踏査や事業関係者との対話を中心とした「実施状況調査」の実施と、同調査結果に基づく改善に向けた指導が欠かせないが、2021年度はコロナ禍により施工現場への出張が困難となり、同調査の実施は限定的であった。2020年度下半期に同調査員の任国（インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、ケニア、セネガル）への再渡航が実現したが、国内移動の制限が継続したことで調査実施対象は限られ、任国外への渡航は更に困難であった。2022年度の実施状況調査は、調査候補案件のサイト内及び周辺地域の感染状況を特に考慮しつつ、本格的な活動の再開を検討する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き世界における新型コロナの状況を注視しつつ、関係者の安全を第一に渡航管理を行うとともに、状況に応じて退避等のオペレーションを迅速・確実に実施されたい。また、感染症流行下においても、犯罪やテロといった通常の安全管理上のリスクは引き続き存在しているところ、感染症対策と併せて必要な対応が取られるよう改めて留意されたい。

### (2) 対応

#### <脅威情報の収集・分析・強化>

新型コロナの流行が波状に継続している状況を踏まえ、事業対象国における疫学的状況、医療サービスの状況等の最新の情報を随時モニタリングし、状況に応じて渡航の一時見合わせや解除、帰国措置を機動的に実施した。新型コロナの流行下における一般犯罪の増加及び凶悪化傾向が顕著であることを踏まえ、各種研修等での注意喚起に加え、「犯罪事案プロファイル」を用いた情報発信を行い、具体的なケースを用いて、行動変容や意識向上の促進を図った。

No.13	効果的・効率的な開発協力の推進
当該項目の重要度、難易度	—

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	30件 <sup>146</sup> (2017-2021)	6件	12件	15件	12件	12件	8件

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (1)、中期計画：5. (1)
<p>年度計画</p> <p>5. (1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p> <p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICA国別分析ペーパーの策定又は改定対象国において、ウィズコロナ、ポストコロナも見据えて国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。</li> <li>PDCAサイクルの一層の推進を意識しつつ、開発課題や地域が抱える課題の現状や解決策について検討し、事業の質と戦略性を強化する。事業形成や実施において「新時代の人間の安全保障」の効果的な反映を進めるべく、同理念の理解を促進し、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための方策を検討・実施する。</li> <li>SDGsへの貢献が明確化されたプログラム等の国際発信のほか、SDGsの推進に向けた国内外の連携・協働の強化に繋がる優良事例や各種取組から得られた教訓の収集及びそれらの機構内外での共有・発信に取り組む。</li> </ul> <p>イ 効果・効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに事業の実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。</li> <li>技術協力については、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、地域別戦略及びクラスター戦略に基づく効果的な事業の形成促進、並びに留学生事業推進のための制度の導入や運用の改善に引き続き取り組む。また、コロナ禍における機動的な支援を引き続き行う。</li> <li>有償資金協力については、新型コロナウイルス感染症に起因する開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開戦略2025」等の政府方針に掲げられた施策を実施する。</li> <li>無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏</li> </ul>

<sup>146</sup> 各年度、全世界で6件以上を基準として設定する。

まえた制度のモニタリング及びレビューを行い、さらなる改善に取り組む。加えて、ウィズコロナ、ポストコロナに対応した事業形成と実施を推進するとともに、地域別予算見通しを踏まえた戦略的・計画的な事業形成を促進する。

- ナレッジマネジメントについては、ナレッジマネジメントネットワーク（KMN：Knowledge Management Network、以下「KMN」という。）活動による機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進するとともに、職員の専門性育成の推進を図る。また、KMN活動での外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進するほか、他ドナー・国際機関との相互学習を推進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況
- 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況
- 迅速性、効率性、事業の質の向上等の様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、予見性・インパクトの向上に関し、①国連ハイレベル政治フォーラム2021でのSDGsの取組に係る発信、②CEPの推進、また、事業の効果・効率性の向上に関し、③JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）策定、④留学生事業の推進、⑤コロナ禍での機動的な支援、⑥過去に2番目の規模の円借款・海外投融資の貸付実行等、特筆すべき成果を上げた。

#### ア 予見性・インパクトの向上

- ◎ 「国連ハイレベル政治フォーラム2021」でのSDGs達成に向けた取組の戦略的な国際発信【①②】：日本政府が発表した自発的国家レビュー（VNR）報告書に機構の取組が言及。人間の安全保障の理念を基に世界150か国以上で様々なアクターと連携して国際協力を実施しており、日本のイノベーションや技術をいかすべく、民間企業やNGOと連携促進されていることを発信。
- ◎ 現地リソース活用型事業「CEP：Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）」の推進【③】：コロナ禍による多様な側面での影響と政策・現場ニーズの変化に迅速かつ適切に応えるアプローチとして、機動的な事業推進に資することを確認。2021年度には12か国17件を採択・推進。
- 外交政策上のニーズへの機動的な対応、案件形成の予見性向上と事業戦略強化の促進のため、外務省・機構間の事業展開の体制と検討フローを再整理の上、外務省と地域ごとの意見交換を実施。
- SDGs推進に向けた国内の連携・協働の強化に加え、広報も強化。企画展示「SDGsのコト、本気で考える展」で、SDGsの取組の振り返りと今後の推進に向け、中高生がSDGsを身近に考えるきっかけとなる展示を新たに構成。書籍「SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性」を出版。

## イ 効果・効率性の向上

- ◎ **JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）策定と、それを軸とした機構の業務取組態勢の変革【②③】**：複雑化する開発課題の解決に向け、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームを構築し、インパクトの最大化を目指すため、20分野でJICAグローバル・アジェンダを策定。機構における業務の取組態勢の変革であるとの評価。
- ◎ **留学生事業の推進**：日本の開発経験に関する教育・研究の推進、それを自国の発展に役立てる親日派・知日派リーダー育成のためJICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）を46か国で実施。うち、日本研究講座を17か国に設置、短期集中講義を32か国で実施。長期研修受入れはコロナ禍の影響で制約が大きいなか586名が来日。
- ◎ **コロナ禍における機動的な支援【③】**：「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」（遠隔ICU）をはじめとしたコロナ対応技術協力事業計53件を機動的に案件形成。39か国で既往案件を通じた支援を実施。
- ◎ **円借款及び海外投融資で過去2番目の規模の貸付実行【③】**：コロナ禍において円借款及び海外投融資で2020年度に次ぐ過去2番目の規模（約1.4兆円）の貸付実行。プログラム型案件の貸付実行に取り組み、現地進出の本邦企業や地場企業のビジネスの下支えや当該国の経済活性化支援に貢献。プロジェクト型案件も、実施機関・受注者と緊密に連携して事業を継続。
- ◎ **支払前資金のより適切な管理**：無償資金協力の支払前資金について、外務省が発表した支払前資金の削減に向けた「改善策」も踏まえ、一部案件の中止や事業の進捗を促進するなどにより、支払前資金を2020年度末の1,960億円から、1,783億円に減額（177億円の削減）した。

## 4. 業務実績

### No.13-1 予見性、インパクトの向上

戦略的な事業展開に向けた対応能力の強化のために、JICA国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）をはじめとする文書を策定・改定して案件形成や事業実施に活用した。また、外務省・機構間の連携メカニズムを強化して、これらの文書を活用して意見交換を行った。また、人間の安全保障に係る発信に加えて、SDGsの推進に向けた国際的な発信、国内の連携・協働の強化、開発途上地域における協力の実施、広報強化等の取組を行った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
地域・国・課題別の協力方針（JICA国別分析ペーパー（JCAP）、事業計画作業用ペーパー、課題別指針、ポジションペーパー）の新規策定・改定数	146件 <sup>147</sup>	142件	147件	144件	147件	161件

#### (1) 戦略的な事業展開に向けた国別・地域別及び課題別の対応力強化

- **現地リソース活用型事業「CEP：Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）」の試行結果の確認と推進**：現地リソース活用型事業「CEP（スタンド・アローン型）」は、2020年度の試行を通じ、コロナ禍による渡航制限の長期化及び感染再拡大による開発課題への多様な側

<sup>147</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）584件

面での影響と政策・現場ニーズの変化に対し、より迅速かつ適切に応えるアプローチであり、機動的な事業推進に資することが確認された。これを踏まえ、2021年度には、在外事務所の権限で実施する事業（基礎情報収集・確認調査等）のうち12か国17件をCEP（スタンド・アローン型）として採択・推進した。

➤ **SDGs推進に向けた戦略的な国際発信**：SDGsへの貢献を明確化したプログラム等（都市の強じん化に向けた事前防災投資及び脆弱層へのアプローチ、アフリカ強じん性強化のため民間セクター開発支援、法の支配の実現イニシアティブ等）を、国際会議等を通じ計8件国際社会に発信した。

「国連ハイレベル政治フォーラム2021」で日本政府が発表した自発的国家レビュー（VNR）報告書では、機構の取組が言及された。また、発表用のメッセージ動画では人間の安全保障の理念を基に、世界150か国以上で貧困削減、人間開発、持続可能なグリーン成長に取り組み、SDGsゴール17の下、様々なアクターと連携して国際協力を実施しており、日本のイノベーションや技術をいかすべく民間企業やNGOとの連携が促進されていることを発信した。また、様々なイベントや取組事例をSDGsのゴールと関係づけて機構ウェブサイト上で発信した。

- **JICA国別分析ペーパー（JCAP）等の策定・改定**：外務省の国別開発協力方針の改定に係る議論や協力プログラム及び事業計画策定への活用と、それに基づく効果的な開発協力の実施に寄与するため、3か国・地域（グアテマラ、キューバ、カリブ共同体）のJCAP、137か国の事業計画作業用ペーパー（WP）を策定・改定した。また、モンゴル、パキスタン、ナイジェリア等9か国で、JCAP改定・策定に向けた協議を開始した。2021年度の改定により、JCAPについては累計57か国・地域、WPについては累計139か国を対象に策定し、案件形成や事業実施に活用している。2021年度要望調査では新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、先方政府とのコミュニケーションに制約を伴う時期が続く場合もあったが、WPを基に計画的な案件形成に尽力し、総じて適正規模の採択に貢献した。
- **外務省との連携メカニズムの強化**：外交政策上のニーズに機動的に応じ、案件形成の予見性向上と事業戦略強化を促進するべく、外務省・機構間の事業展開の体制と検討フローを再整理した。この整理に基づき、WP等の事業計画を基に外務省との間で地域毎に意見交換を行った。
- **人間の安全保障**：機構が2019年度に再整理した「新時代の人間の安全保障（人間の安全保障2.0）」の理念の事業への効果的な反映を図るべく、海外赴任前の専門家及び企画調査員向けの講義を毎月実施した。また、国際社会でより多くの賛同を得るための方策として、UNDP主催のシンポジウム「A New Generation of Human Security」に機構研究所副所長がパネリストとして登壇し、機構が人間の安全保障の推進に当たり、恐怖と欠乏からの自由だけではなく尊厳にも焦点を当てていることや、民間セクターとの連携やデジタル技術の活用等、平和構築における新しいアプローチの必要性について発信した。

## (2) SDGsへの貢献に向けた取組

- **SDGs推進に向けた国内の連携・協働の強化**：日本政府SDGs推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に、省庁以外の唯一の政府関係組織として参加し、「SDGsアクションプラン2022」の策定に大きく貢献した。その結果、機構の幅広い取組事例32件（JICA開発大学院連携、国際協力機構債、関西SDGsプラットフォーム等）が組み込まれ、そのうち5件（子どもの学びの改善、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム、アフリカのきれいな街プラットフォーム、脆弱な労働者の保護、JICAクリーン・シティ・イニシアティブ）が今回の策定時に新規に掲載され、首相官邸ウェブ



ブサイト上で公開された。また、日本政府のSDGs実施指針やSDGsアクションプランを一層進展させるため、機構とともにSDGsの達成に向けて取り組む団体をパートナーとして認定する「JICA-SDGsパートナー」制度の認定団体は65団体を超え、JICA基金への寄附団体でもあるダイドードリンコ(株)をはじめ全体の約半数の認定団体が自身のウェブサイト、広報資料等で機構による認定をSDGs推進に向けた対外発信に活用している。

- **開発途上地域におけるSDGsの推進**：インドネシアでは、「SDGs実施体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて策定作業を支援してきたSDGs国家行動計画が2021年11月に完成した。あわせて、同計画のモニタリング・評価のシステムを確立するとともに、同システムを用いて年次モニタリング報告書を作成するプロセスを支援した。インドでは、「インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム」（2019年度L/A調印）の実施促進に関する取組として、SDGs達成に向けた日印SDGsセミナーを2021年度に2回、いずれもオンライン形式で開催した。同セミナーでは、各分野が抱える現在の課題を議論し、SDGs目標達成のために日本政府や機構が支援する他国の優良事例を示した上で、それらがインド国内で導入し得るものか議論するとともに、日本とインドの更なる協力・パートナーシップの可能性を探った。
- **SDGsへの機構の取組に係る広報の強化**：SDGs推進円卓会議広報分科会をはじめ、各省庁が定期的に主催するSDGsに関連する会合へ出席し、機構の取組事例を共有・発信した。また、JICA地球ひろばをはじめ、各国内拠点でSDGsに関する展示、学生向けオンライン出前講座等を実施した。JICA地球ひろばでの2022年3月からの企画展示「SDGsのコト、本気で考える展」では、SDGsの目標年である2030年までの折り返し地点であることを踏まえ、これまでのSDGsへの取組の振り返りとこれからの推進に向けたテーマを設定し、メインターゲットである中学生や高校生がより身近にSDGsを考えるきっかけとなる展示を新たに構成した。さらに、機構ウェブサイト上でのSDGs関連ページ及びTwitter公式アカウント（JICA SDGs Action!）でSDGs関連情報を継続的に発信した。広報素材では、職員採用サイト内に機構のSDGsへの取組を紹介するページを新たに設けたほか、就職ウォーカー（12月号）、日刊建設工業新聞（毎月）等のSDGs特集で、機構の取組についての紹介記事の掲載等を実施した。日刊建設工業新聞への連載は、書籍「SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性」として出版した。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

2019年12月のDAC本会合で開発協力の評価基準にSDGsへの対応が組み込まれたことを機に、DACメンバーは、今後SDGsへの貢献度の測定・広報を本格化する見込みである。これを受け、機構は事業規模（件数・金額）と開発効果（JICAグローバル・アジェンダの達成度）に関する説明責任を果たし、好意的世論形成に向けた広報、将来の事業へのフィードバックを行うことが求められる。戦略・事業のSDGsへの貢献度を、よりの確に測定・広報するための検討に着手しており、これを加速化する。

#### No.13-2 効果・効率性の向上

開発協力事業の効果・効率性の向上のために、20分野のJICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）を策定した。技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各スキームにおいても、コロナ禍の影響による制約があるなか、新型コロナ対策を含む案件形成、立ち上げ、実施促進に取り組んだ。また、JICA開発大学院連携プログラムのアウトリーチ活動であるJICAチェアを拡大させた。加えて、事業から得られた知見や教訓の活用を促進するため、機構内外への発信を行った。

関連指標	基準値 <sup>148</sup>	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
技術協力、有償資金協力、無償資金協力事業の実績額(億円)	技協：1,783億円 有償：13,723億円 無償：1,200億円	技協：1,923億円 有償：18,884億円 無償：1,151億円	技協：1,901億円 有償：12,661億円 無償：985億円	技協：1,751億円 有償：15,232億円 無償：856億円	技協：1,316億円 有償：15,666億円 無償：839億円	技協：1,918億円 <sup>149</sup> 有償：12,747億円 無償：704億円

## (1) 開発協力事業の効果・効率性の向上

- **JICAグローバル・アジェンダの策定と、それを軸とした機構の業務取組態勢の変革**：機構が重点的に取り組む開発課題に対し多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームを構築し、インパクトの最大化を目指すものとして「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を位置づけ、20分野におけるJICAグローバル・アジェンダを策定した。JICAグローバル・アジェンダに資する技術協力の成果を拡大する目的で、開発政策借款（DPL）の形成にも積極的に取り組んだ。また、開発・行政・経営・評価の各分野の外部有識者を含む「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」により、効果的なJICAグローバル・アジェンダの運用方法について検討を進め、提言を得た。これらの取組は、予算執行管理強化に係る諮問委員会の報告書での提言（戦略的な資源配分メカニズムに係り、地域や課題レベルの目標と案件単位での成果の積み上げを有機的に結びつけること）にも合致するものであり、外部有識者からも機構における業務の取組態勢の変革であるとの評価を受けている。

### ① 技術協力

- **資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、地域別戦略及びクラスター戦略に基づく効果的な事業の形成促進**：JICAグローバル・アジェンダの目標達成を効果的・効率的に目指すために重点的に取り組む「事業のまとまり」として「クラスター事業戦略」を位置づけ、技術協力では同クラスター事業戦略の実装及び事業マネジメントの見直しに向けた検討を開始し、2021年度に18件のクラスター事業戦略のドラフトを作成した。
- **留学生事業の推進**：JICA開発大学院連携プログラムのアウトリーチ活動として、日本の開発経験に関する教育・研究を推進し、それを自国の発展に役立てられる知日派・親日派のリーダー育成を行うJICAチェアを2022年3月末時点49か国（2021年度中は46か国）で実施した。そのうち、日本研究講座をペラデニヤ大学（スリランカ）、インドネシア大学等17か国に設置し、短期集中講義を32か国で実施した。また、長期研修受入れはコロナ禍の影響により例年に比べ制約が大きいものの、2022年3月末時点で586名が来日した。
- **コロナ禍における機動的な支援**：技術協力を通じた新型コロナウイルス対策として「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」（遠隔ICU）をはじめとした新型コロナ対応事業計53件を機動的に案件形成したほか、39か国で既往案件を通じた支援を実施した。また、2020年度にコロナ禍により制限されていた、現地への調査団派遣を

<sup>148</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、技術協力7,132億円、有償資金協力5兆4,893億円、無償資金協力4,803億円

<sup>149</sup> 暫定値

可能な限り実施し、滞留していた技術協力案件の積極的な開始につなげた。

## ② 有償資金協力（円借款、海外投融資）

### （ア）円借款

- **新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款**：日本と地理的・経済的接点が多いアジア・大洋州を中心とする開発途上地域に対して、経済対策等に要する資金を機動的に供給することを目的として創設された「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」について、2021年5月に開催されたG7外務・開発大臣会合では供与枠を最大5,000億円から7,000億円に拡充することが表明された。引き続き開発途上地域内での厳しい外出規制や日本からの渡航制限といった案件形成の制約があるなか、機構はアジア大洋州以外にも積極的に案件形成を行い、2021年度末までに約6,300億円を事前通報した。
- **貸付実行実績**：コロナ禍において円滑な業務遂行に制約が大きいなか、円借款及び海外投融資において2020年度に次ぐ過去2番目の規模（約1.4兆円）に及ぶ貸付実行が達成された。緊急支援借款の早期ディスバースに向けて取り組んだ結果、プログラム型案件の貸付実行が促進され、現地進出の本邦企業や地場企業のビジネスの下支えに貢献するとともに、当該国の経済の活性化支援につながった。コロナ禍で進捗に影響が生じているプロジェクト型案件においても、実施機関・受注者と緊密に連携し事業を継続した結果、執行が伸長した。
- **債務支払猶予イニシアティブ及び共通枠組への対応**：新型コロナウイルス感染症によるマクロ経済への悪化が特に低所得国で長引くなか、2021年4月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議では、債務支払猶予イニシアティブを2021年末まで延長することが発表された。機構は同イニシアティブに基づく債務支払猶予に全面的に協力し、対象円借款債権の債務支払猶予を行った。
- **技術協力の成果を基に開発政策借款を形成**：セネガルでは、UHCの達成に向け、コミュニティ健康保険制度・無料医療制度の着実な運用に資する人材育成を目的とした技術協力プロジェクトの実施と並行して、政策面、財政面で支援するための開発政策借款の形成を進めた
- **インフラシステム海外展開への貢献**：日本政府が2020年12月に策定した「インフラシステム海外展開戦略2025」は、2021年6月の経協インフラ戦略会議において、ポストコロナを見据えてカーボンニュートラルや展開地域の経済的繁栄・連結性向上への貢献などが機構関連の施策を含む形で追補として示された。

### （イ）海外投融資

- **インフラシステム海外展開への貢献**：本邦再生可能エネルギー発電業者等が実施する、ベトナム初のプロジェクトファイナンス型風力発電事業を、アジア開発銀行（ADB）等とともに支援した。民間主体の風力発電事業のモデルケースとして後続案件形成の呼び水効果が期待される。
- **新型コロナウイルス感染症に起因する開発ニーズへの対応**：2X challenge（ジェンダー格差解消に向けたG7枠組み）加盟の米国国際開発金融公社（USDFC）とともに融資した、インド「女性金融包摂支援事業」等を通じて、コロナ禍の影響から経済的な悪影響を受けやすい地場中小零細企業（MSME）や女性起業家等の金融包摂を支援した。
- **インパクト投資市場発展への貢献**：民間金融機関27社が署名した「インパクト志向金融宣言」にも機構は賛同機関として参加し、国内インパクト投資市場の発展に貢献していく姿勢を明確にした。

### ③ 無償資金協力

- **円滑な免税手続きの推進**：2018年7月に外務省から免税口上書導入に係る外務公電が発出されたことを受けて、免税口上書締結の基礎情報となる免税情報シートの作成が延べ59か国（2020年度50か国）で行われた。作成された免税情報シートを外務省・大使館と共有するなど、免税口上書締結に係る協議の側面支援を行い、2021年度末までに延べ20か国で免税口上書が締結された。
- **無償資金協力の戦略性向上**：無償資金協力事業をより効果的・効率的に遂行するため、無償資金協力委員会を設置し、事業の戦略的方針に係る審議を実施した。
- **支払前資金のより適切な管理**：外務省から交付を受け、先方政府に支払を行うまでの間の機構で管理している無償資金協力資金（支払前資金）について、2021年10月の財政制度等審議会において支払前資金が多額に上っている点について問題視する旨の指摘があった。これを受け、2021年11月に外務省が発表した支払前資金の削減に向けた「改善策」も踏まえ、一部案件の中止や事業の進捗を促進するなどにより、支払前資金を2020年度末の1,960億円から1,783億円に減額（177億円の削減）した。そのうち、進捗の見通しが立たないと判断された事業の中止等により、約70億円を国庫返納した。

### (2) 事業から得られた知見や教訓の活用状況

- **ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）の活動継続と強化**：各KMNによる事例共有・意見交換のための連絡会を計8回開催し、主に分野・課題別の人材育成や職員能力開発についての取組や課題を共有した。また、各KMNが保有する分野課題横断的なナレッジの蓄積・発信のためのプラットフォームとして開設したナレッジポータルの情報発信の利便性を高めるため、各KMNに聞き取りを実施し改善した。
- **外部有識者等関係者とのナレッジ共創及び他ドナー・国際機関との相互学習**：機構が実施したケーススタディ「タイ人身取引被害者保護案件」をGDI（Global Delivery Initiative）のナレッジ・プラットフォームに掲載し、人身取引の送出国であり中継国であるタイでの技術協力プロジェクトの教訓を国際社会に発信した。また、ナレッジマネジメント及び人材育成の分野の連携について、ADB事務総長と機構理事が面談し、職員の能力強化に関し意見交換を行った。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

- 策定したJICAグローバル・アジェンダの目標を達成するための取組を進展させる必要がある。ドラフト中のクラスター事業戦略を早期に完成させるとともに、クラスター事業戦略の進捗によるJICAグローバル・アジェンダ全体の成果発現への貢献について定期的にモニタリングし、中・長期的な成果・インパクト目標の達成を目指す。
- 特に、技術協力においては、クラスター事業戦略を踏まえた具体的な事業の形成、実施、モニタリング、評価に係るサイクルを構築し、実行段階に移行する。
- 無償資金協力の支払前資金については、新規案件の年度前半の閣議請議、支払実行の促進、終了の見通しが立たない案件の中止などの対応により、さらなる削減に取り組む。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナによる影響を見極めつつ、適時・適切な協力を検討し実施していくことを期待する。また、新規事業アイデアや現地リソース活用等の施行事業、DX関係の取組については、それらが試行的な位置づけのものにとどまらず、今後機構の本体事業において有効に活用され、具体的成果に結実するよう適切に検討を進めることを期待する。

### (2) 対応

渡航制限や現地での外出規制が断続的に行われるなか、可能な範囲で現地調査団派遣を再開し、また引き続き実施機関・受注者と緊密に連携することにより、積極的な案件形成、立ち上げ、実施促進につながった。また、新型コロナウイルス対策に係る支援については、新規案件の形成や既往案件の活用を通じて機動的な支援を実施した。

SDGsの達成に向けた新規事業アイデア募集・実施に関し、過去2回（2018年度及び2019年度）の採択案件（20件）のうち半数の案件（10件）が、2021年度時点でイノベーション推進枠からではなく、通常の予算を使って各部署の新機軸事業として実施されている。なお、これら採択案件の中にはDX関係の取組も含まれている。エチオピアでは起業家支援の相談窓口として、AIを活用したチャットボットの導入に向けたシステムの試作・試行運用等、開発効果の最大化に向けた革新的技術の導入について調査を実施中である。またフィリピンでは、大規模インフラの整備が不要となるAI等の技術を用いた農業デジタル・プラットフォームの創設を目指し、「DXによる革新的農村金融の実証事業」を開始し、共同提案者である外部パートナーが現地法人を設立して金融サービスの提供に向けた準備を進めたほか、実証調査向けにスマートフォン用のアプリケーションを開発・公開し、農家やドライバー、小売店の協力の下、オンデマンドの物流サービスとダイナミック・プライシング（消費者の需要と供給に応じて価格を変動させる仕組み）に関する実証調査を実施中である。

No.14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
参加・発信した国際会議の数	330件 <sup>150</sup> (2017-2021)	66件	79件	80件	116件	98件	109件

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (2)、中期計画：5. (2)
<p>年度計画</p> <p>5. (2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、コロナ危機対応、SDGs達成のための規範・ルール作り及び「東京栄養サミット2021」等の主要国際会議における議論に貢献する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症危機への対応として、G20・パリクラブで合意した債務支払い猶予イニシアティブ（DSSI）及びDSSIを超える債務措置（Common Framework）に適切に対応する。</li> </ul> <p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要課題（新型コロナウイルス感染症対策、人間の安全保障、Human Capital及びUHC、質の高いインフラ投資、FOIP等）に係る事業での協力等の戦略的实施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。</li> <li>国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範づくりを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況</li> <li>対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況</li> </ul>

<sup>150</sup> 2016年度の年度目標値と同水準として設定する。2016年度目標値66件

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、COP26での気候変動対策における機構の取組の理解促進、②東京栄養サミット2021での「JICA栄養宣言」発表及び関係開発機関からの賛同、③第9回太平洋・島サミット（PALM9：The 9th Pacific Islands Leaders Meeting）での重点分野策定への貢献、④協調融資等を通じた国際機関と連携した新型コロナウイルス対策の推進等特筆すべき成果を上げた。

#### ア 国際的な議論への参画と発信

- ◎ COP26での気候変動対策における機構の取組の理解促進【①②④】：日本政府が主催するジャパン・パビリオンに出展したバーチャル・パビリオンで気候変動対策分野のJICAグローバル・アジェンダや取組を紹介。開発途上国政府関係機関等の参加者からも高く評価され、機構の取組への理解を促進。
- ◎ 東京栄養サミット2021での「JICA栄養宣言」発表及び関係開発機関からの賛同【②③】：機構主催ハイレベルサイドイベントで栄養改善に関する機構の基本的考え・取組方針をまとめた「JICA栄養宣言」を発表。人間の安全保障への貢献、保健・農業・水衛生・教育等分野横断的な取組の継続・強化、日本の経験の活用、国際パートナーとの連携等の重要性を発信。
- ◎ 第9回太平洋・島サミット（PALM9）での重点分野策定への貢献【①④】：機構は日本政府が表明した「太平洋キズナ政策」における具体的行動計画の重点分野策定に貢献。
- 米国ブルッキングス研究所との革新的技術の適用によるSDGs達成に向けた取組に係る共同研究、米国シンクタンク戦略国際問題研究所（CSIS）とのDXを通じた中南米地域の社会経済開発に関するプロジェクト研究を実施。
- ADB、アジア開発銀行研究所（ADBI）、OECD国際交通フォーラム（ITF）等と国際会議・国際シンポジウムを開催。

#### イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ◎ 協調融資等を通じた国際機関と連携した新型コロナウイルス対策の推進【①②】：世銀、ADB、米州開発銀行（IDB）等と新型コロナウイルス対策のための協調融資を実施。アフリカ地域での感染症対策、保健医療分野の改善活動を行うアフリカ疾病対策センター（CDC）と共同事業の検討を開始。
- 「第8回JICA-世界銀行グループ・Deep Dive 2021」を開催、4地域及び3課題での協議を実施。Human Capital（教育、保健、栄養）及びCOVID-19セッションでウィズコロナ・ポストコロナの時代のUHC達成に向けた保健システム強化及び健康危機管理体制強化に係る連携推進を合意。気候変動では、開発途上国の戦略策定に必要な能力向上や技術支援、公正なエネルギー移行支援の重要性、気候ファイナンス動員の取組に合意。
- IMF・世銀、ADB、UNDP等の国際機関・他ドナーとの協議を通じ、気候変動対策、新型コロナウイルス感染症対策、紛争地域・脆弱地域での連携等、今後の協力や連携強化を確認。人間の安全保障、Human Capital、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP、人道・開発・平和（HDP：Humanitarian, Development, Peace）ネクサス等の重要性に関する対話を促進。
- IDFCを通じた開発金融機関との連携を推進したほか、南南・三角協力関連国際会議での情報共有を通じた新興ドナーとの連携推進、タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA）との連携覚書に基づく年次協議や能力強化支援に係る意見交換等の新興国における国際協力実施機関の能力強化にも貢献。

## 4. 業務実績

### No.14-1 国際的な議論への参加と発信

国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本政府の考え方を踏まえて機構の取組や知見及び経験等を発信した。特に、東京栄養サミット2021ハイレベルサイドイベントにおける「JICA栄養宣言」の発表、COP26パビリオンにおける気候変動分野のJICAグローバル・アジェンダの紹介、第9回太平洋・島サミット（PALM9：The 9th Pacific Islands Leaders Meeting）に向けた「太平洋キズナ政策」の重点分野策定への貢献等を行った。また、ADB年次総会やIMF/世銀年次総会のサイドイベントでの登壇や、OECD、UNDP等主催のハイレベルイベントへの登壇を通じて、主要国際会議における議論に貢献した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	19件 <sup>151</sup>	20件	19件	16件	17件	15件

#### (1) 主要国際会議の議論への参画

- **COP26での気候変動対策における機構の取組の理解促進**：COP26で、機構は日本政府が主催するジャパン・パビリオンでのサイドイベント6件にオンラインで参加し、開発途上国が脱炭素化を含む気候変動対策を実施する上での人材育成・能力強化の必要性を発信した。さらに、同パビリオン内にバーチャル・パビリオンを出展し、機構の気候変動対策分野のJICAグローバル・アジェンダや事業の取組を紹介した。これらの取組は開発途上国政府機関等の参加者から高く評価され、機構の取組への理解促進につながった。
- **東京栄養サミット2021での「JICA栄養宣言」発表及び関係開発機関からの賛同**：機構理事長が、東京栄養サミット2021の機構主催ハイレベルサイドイベントで栄養改善に関する機構の基本的考え・取組方針をまとめた「JICA栄養宣言」を発表した。さらに、人間の安全保障への貢献、保健・農業・水衛生・教育等分野横断的な取組の継続・強化、日本の経験の活用等を発信した。同ハイレベルサイドイベントには、AUDA-NEPAD長官、国連食糧農業機関（FAO）及び国連児童基金（UNICEF）事務局長、世銀副総裁も登壇し、各機関から同宣言に対する賛同とともに栄養改善に対する取組強化につきコミットメントがなされた。
- **第9回太平洋・島サミット（PALM9）での重点分野策定への貢献**：第9回太平洋・島サミット（PALM9）には、島嶼14か国、ニュージーランド、オーストラリアに加え、ニューカレドニア・仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳等が参加した。機構は日本政府が表明した「太平洋キズナ政策」の重点分野策定に貢献し、中でも人的交流・人材育成分野をはじめとした機構事業へ高い期待が示された。
- **IMF・世銀年次総会**：IMF・世銀年次総会の世銀主催サイドイベント「How to Prevent an Uneven Recovery from Fueling Fragility」に、機構理事がパネリストとして登壇した。コロナ禍による多次元的なリスクの顕在化、それに関連した人間の安全保障上の課題、機構の平和構築支援の経験を共有し、困難な時こそ関与を続ける重要性を発信した。

<sup>151</sup> 2015年度実績



- **開発銀行サミット (Finance in Commonサミット)** : 第2回開発銀行サミットで、SDGsの促進に向けたインパクト投資について議論する「PDBs Investors Dialogue」に、機構上級審議役が登壇し、SDGs実現に向けた金融当局による環境整備の重要性を含む開発金融の在り方を発信した。
- **OECD-DAC開発協力対スペイン相互レビュー** : 2021年はスペインの相互レビュー (メンバー国の開発協力体制、政策、予算等についてのメンバー間のレビュー) の審査国を日本とチェコが務めた。日本からは、OECD日本政府代表部DAC担当参事官及び機構上級審議役が審査官を務めた。スペイン及び被援助国 (コロンビア) へのミッション、報告書作成等に貢献した。

## (2) 開発資金の議論への貢献

- **OECD-DAC統計作業部会 (WP-STAT) 非公式会合における議論への貢献** : OECD-DAC統計作業部会に機構上級審議役が副議長として参加し、新型コロナウイルス感染症関連活動のODA適格性・計上方法、贈与相当額計上方式 (GE方式) 移行後のODA計上のモニタリングやPrivate Sector Instruments (PSI) のODA計上等の議論に貢献した。
- **インパクト投資やBlended Finance** : 機構は、2021年7月にイギリス政府が設置したG7インパクトタスクフォースのワーキンググループに参加し、インパクト投資促進に向けた施策に関する議論に貢献した。また、OECDやシンクタンク主催のセミナーに、機構上級審議役が登壇し、Blended Financeに関する機構の取組を紹介した。

## (3) 開発シンクタンクとの共同発信

- 機構と米国ブルッキングス研究所は、革新的技術の適用によるSDGs達成に向けた取組に係る共同研究を実施し、研究成果を書籍として取りまとめ発刊セミナーを実施した。衛星技術を活用した森林管理やスマートシティの事例報告を行い、革新的技術の適用によるモノやサービスの開発や制度面での変革の可能性及び開発途上国の開発課題への革新的技術の適用に向けた提言を行った。
- 米国のシンクタンク戦略国際問題研究所 (CSIS) に委託し、DXを通じた中南米地域の社会経済開発に関するプロジェクト研究を実施した。同プロジェクト研究では、日米の有識者や開発援助関係者によるラウンドテーブルを実施し、その成果を基に、CSISが中南米における防災、高齢化の二つの分野でのDXの推進に関するポリシーブリーフを英語・スペイン語で発表した。
- ADB、OECD国際交通フォーラム (ITF) 等とともに新型コロナウイルス感染症が世界の公共交通に与える影響及び公共交通事業者による新型コロナ対策に関する国際シンポジウムを開催した。アジア開発銀行研究所 (ADB) 等と共同で、インフラ整備によるスピルオーバー効果の分析手法や活用方法に関する提言を行った。
- オーストラリア・アデレード大学Stretton Instituteが開催したシンポジウム「Foreign Aid Policy : Japan-Australia Cooperation in a COVID World」において、大洋州地域におけるJICA世界保健医療イニシアティブに基づく事業紹介を行った。また、日本政府の対大洋州国別開発協力方針に基づき機構が行っている保健医療分野の課題と現状への取組について紹介した。
- その他、No.8-4で先述のとおり、IGES、GDN、ADB/ADB)と共同して政策提言等を行った。

### No.14-2 国際機関・他ドナー等との連携推進

重要課題に係る戦略的協力の実施や理念の普及促進のため、世銀、ADB、UNDP、UNHCR等の国際機関・他ドナーとの協議を通じ、特に気候変動対策、新型コロナウイルス感染症対策、アフガニスタ

ン、ミャンマー等の紛争地域・脆弱地域での連携強化について確認するとともに、人間の安全保障、Human Capital（教育、保健、栄養）、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP、人道・開発・平和（HDP）ネクサス等の重要性に関する対話を促進した。中南米ではIDBとの協調融資拡大が実現した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際機関・他ドナー等との連携件数/うち、新興ドナーとの連携数	11件/4件 <sup>152</sup>	31件/9件	35件/10件	32件/8件	28件/7件	28件/5件
国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数/うち、新興ドナーとの面談数	104件/8件 <sup>153</sup>	139件/21件	105件/13件	101件/9件	61件/2件	83件/10件
新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加	16件 <sup>154</sup>	22件	16件	20件	27件	16件

### (1) 重要課題における連携強化

- **新型コロナ対策**：新型コロナ対策のため、世銀、ADB、IDB等との協調融資を実施した。また、UNDPとの共催ウェビナーシリーズ「AFRI CONVERSE」において、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じて、アフリカ諸国のパンデミック対策の取組を支援していることを発信した。加えて、アフリカ地域での新型コロナを含めた感染症対策、保健医療分野の改善活動を行うアフリカCDCとの連携協調を進めるための企画調査員を派遣し、共同事業の検討を開始した。
- **人間の安全保障**：UNDPが人間の安全保障に関する特別報告書作成の一貫として主催したシンポジウム「A New Generation of Human Security」に機構研究所副所長がパネリストとして登壇した。機構からは、紛争の性質の変化、コロナ禍による紛争等への影響について言及し、機構が恐怖と欠乏からの自由だけではなく尊厳にも焦点を当てることの重要性、また、民間セクターとの連携やデジタル技術の活用等、平和構築における新しいアプローチの必要性について発信した。また、UNDPからの依頼で、同特別報告書のピア・レビューに、機構研究所副所長及び平和構築室長が参加した。
- **質の高いインフラ投資**：機構理事と世銀インフラ担当副総裁がオンラインで会談を行い、質の高いインフラ投資に係る更なる連携の強化について再確認を行った。また、日本政府が拠出する「質の高いインフラパートナーシップ基金」を活用して開講された世銀のオンラインコースにおいて、機構が道路アセットマネジメントに関する取組を紹介した。
- **自由で開かれたインド太平洋（FOIP）**：パンデミックの影響及び民主主義の揺らぎ（アフガニスタン、ミャンマー等）に対する危機感も踏まえ、FOIPに関心が高い国・開発パートナーとの面談等において、FOIP推進の重要性や開発協力の果たす役割について共有した。特に、米国とはエネルギー、通信、民主的選挙等の分野における事業での連携の検討を推進した。
- **Human Capital及びUHC**：2021年11月に開催した世銀Deep Dive会合のHuman Capital（教育、保健、

<sup>152</sup> 2015年度実績

<sup>153</sup> 2015年度実績

<sup>154</sup> 2015年度実績

栄養)及び新型コロナのセッションにおいて、コロナ禍からの回復と感染症に対する強じん性強化に係る具体的な連携について協議を行った。また、同会合にて、ウィズコロナ・ポストコロナの時代のUHC達成に向けた保健システム強化及び健康危機管理体制強化に係る連携推進について合意した。さらに、機構職員が、グローバル・ヘルスの主要な世界の機関・有識者が一堂に集うマヒドン王子記念賞会議(PMAC)に企画段階から運営委員として参加し、保健医療サービスの提供・継続の重要性を発信した。

- **スポーツと開発**：第2回Finance in Commonサミットで、機構職員がAFDと機構が共同議長を務めるCoalition for Sustainable Sport&Developmentの進捗報告として、「持続的なスポーツ施設」「スポーツの社会的効果測定」の議論を紹介し、開発銀行の役割を新しい分野に拓く議論を主導した。
- **レジリエンス構築**：国連経済社会局(UNDESA)が主催した開発協力フォーラムハイレベル会合の「リスク情報に基づくアプローチ(Risk-informed approach)」とレジリエンス構築に関するパネルセッション「Navigating the risk landscape through development cooperation」に機構防災分野特別顧問が登壇し、防災において、レジリエンスを高めて災害を予防することを重視するリスク削減アプローチの重要性と、同アプローチをパンデミック対応に適応する可能性について発信した。

## (2) 国際機関や伝統的ドナーとの連携の推進

- **世界銀行グループ**：機構と世界銀行グループ間の「第8回JICA－世界銀行グループ・Deep Dive 2021」を開催し、4地域(東南アジア・大洋州、アフリカ、北アフリカ・中東、中南米)及び3課題(Human Capital、気候変動、民間セクターファイナンス)での協議を実施した。Human CapitalではUHC達成に向けた保健システムの強じん性強化や、グローバルレベルの感染症対策に係る連携強化、教育分野での連携、東京栄養サミット2021を踏まえたアフリカ地域を軸とした連携について合意した。また、気候変動では開発途上国の戦略策定に必要な能力向上や技術支援、公正なエネルギー移行支援の重要性、気候ファイナンス動員に向けて世銀とともに取り組んでいくことを合意した。また、民間セクターファイナンス及び地域別のセッションでも、それぞれの特徴に応じた気候変動、新型コロナ対策等を協議し、アフリカのセッションでは第8回アフリカ開発会議(TICAD8)のサイドイベントで連携していくことを合意した。
- **ADB**：ADB年次総会において、紛争脆弱国及び小島嶼国における強じん性強化をテーマとするサイドイベントに登壇した。その際、人間の安全保障を念頭にアジア太平洋地域では紛争・貧困・感染症・自然災害等における予防と制度構築やセクター横断的な取組が重要として、ミンダナオ支援について能力強化・コミュニティ開発の事例を共有したほか、人道・開発・平和(HDP)ネクサスの重要性について発信した。また、機構理事長とADB総裁が会談し、両機関で締結済みの覚書に基づき、特に保健分野での協力や、海外投融資を通じた質の高いインフラ投資促進について意見交換し、積極的に協力を継続していくことを確認した。年次の機構・ADBハイレベルリトリートも開催し、保健、質の高いインフラ投資促進、気候変動、紛争・脆弱地域支援について協議した。
- **IDB**：気候変動課題に資する水資源分野の協力・課題に関する発信として、ストックホルム世界水週間において国際セミナー「Managing the new normal : water resources and climate crisis」を共催した。12月にはIDB副総裁を含めた定期協議会を実施し、2022年以降のIDBグループ(IDB Invest、IDB Lab含む)との協調融資、日本信託基金を利用した技術支援、上述新規分野における更なる連携推進について合意した。

- **UNDP**：機構理事とUNDP局長が参加する定期協議をオンラインで実施した。地域別の協力、人間の安全保障、防災、アフリカ（TICAD含む）、平和構築、人道・開発・平和（HDP）ネクサス、危機対応について議論し、今後の事業レベルでの連携や国際的な共同発信における連携の方向性を確認した。
- その他、機構理事長及び役員がOECD、UNHCR、UNOPS、ICRC、AUDA-NEPADのトップらと、新型コロナ対策、アフガニスタン・ミャンマー・エチオピア等の地域情勢、質の高いインフラ、アジア太平洋地域での連携強化等をテーマに意見交換を複数実施した。
- 米国（USAID長官）、ドイツ（経済協力開発省（BMZ）、KFW及びGIZ）、フランス（AFD）、英国、アイスランド（いずれも駐日大使）と理事長等が面談し、新型コロナ対応、気候変動、エネルギー、民主主義体制のゆらぎ等を含むグローバルな開発課題、両機関の連携強化について意見交換した。

### (3) 新興ドナー等との連携の推進

- **IDFCを通じた開発金融機関との連携推進**：機構は国際開発金融クラブ（IDFC）運営委員会メンバーとして、気候変動対策、ジェンダー主流化、生物多様性主流化、SDGs達成等における開発金融機関が果たすべき役割についての議論に貢献した。2021年10月に開催された第2回開発銀行サミットでの上級審議役の登壇も含め、SDGs達成のための先進国、新興国、開発途上国の開発金融機関の連携強化に貢献した。
- **南南・三角協力関連国際会議を通じた新興ドナーとの連携推進**：国連南南協力デーと合わせてGlobal Partnership Initiative on Effective Triangular Cooperation（GPI）が開催したウェビナー、エジプト外務省主催International Cooperation Forumのサイドイベント、Ibero-American Program for Strengthening of South-South Cooperation（PIFCSS）主催の三角協カイベントに機構職員が登壇し、日本の協力について紹介した。
- **新興国における国際協力実施機関への能力強化**：タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA）との連携覚書を延長した。また、同連携覚書に基づき、機構東南アジア・大洋州部長及びNEDA総裁を双方のヘッドとして、本部関連部署や関連事務所の参加の下で年次協議を実施し、新型コロナ対応やカンボジア、ラオス等への支援、またNEDA向けの能力強化支援について意見交換を行った。

### (4) 事業上の課題及び対応方針

- 2021年度は国際会議がオンラインやハイブリッドでの開催が常態化された。今後も新型コロナの動向を見ながら、更なる国際的な議論への貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進に向けて、効果的な連携方法を模索していく。
- 国際的な影響力・アジェンダ設定のためには、他ドナーや国際機関等との連携・共創が必要であり、このためには、機構全体で国際的なパートナーシップの促進を基幹業務の一つとしてより一層取り組むことが重要である。引き続き、他ドナーや国際機関との連携に関する優良事例等について機構内で情報共有を行い、対応を促進する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

新型コロナを一つの契機として、ドナーの協力を結集させ、効率的に援助効果を発現させる機運が高まっている。こうした状況を踏まえ、過去最高実績を達成したMDBsとの協調融資に加え、その他ドナーとの間でも、日本政府による分担金・拠出金との相乗効果も念頭においたバイ・マルチ連携を更に進展させることが重要であり、機構の継続的な協力を期待する。

### (2) 対応

新型コロナ対策のため、引き続き世銀、ADB、IDB等との協調融資に取り組みつつ、バイ・マルチ連携の更なる進展のため、日本政府におけるUNDPやICRCとの政策協議における議論を踏まえ、機構との連携可能性に関する協議を行った。さらに、日本政府が拠出する「質の高いインフラパートナーシップ（QIIP：Quality Infrastructure Investment Initiative）基金」を活用して開講された世銀のオンラインコース（Massive Open Online Courses）における機構の道路アセットマネジメントに関する取組紹介等に取り組んだ。また、COP26での気候変動対策分野のJICAグローバル・アジェンダの紹介や、東京栄養サミット2021での「JICA栄養宣言」発表、UNDPとの共催オンラインセミナーシリーズ“AFRI CONVERSE”における「JICA世界保健医療イニシアティブ」の取組発信など、国際援助潮流の形成に貢献した。

No.15	開発協力の適正性の確保
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上 <sup>155</sup> (中期目標期間実績平均)	40%	55%	81%	41%	72%	69%

\*基準値は前中期目標期間実績平均。

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (3)、中期計画：5. (3)
<p>年度計画</p> <p>5. (3) 開発協力の適正性の確保</p> <p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とこれまでの定期的な監理結果を踏まえたモニタリング結果の確認を確実に行う。</li> <li>特に、レビュー調査を通じて得られた現行環境社会配慮ガイドラインの運用状況や、世界銀行の新環境社会配慮政策の施行状況、環境社会配慮助言委員会からの助言等を踏まえた包括的な検討に基づき、ガイドライン改定に関する諮問委員会において同ガイドラインの改定方針及び改定案の検討が行われているところ、透明性と説明責任に配慮したプロセスにより改定を進める。</li> <li>環境社会配慮及び改定ガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に取り組む。</li> </ul> <p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。</li> <li>特に、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議1325号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び「G7 2Xチャレンジ」（女性のためのファイナンス）等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。また、新型コロナウイルス感染拡大による女性・女兒への影響を把握し、具体的な支援策を検討するための調査を実施するとともに、コロナ禍における事業の実施において、ジェンダー視点の反映を強化する。さらに、TICAD7の成果への貢献策として、アフリカの女性のエンパワーメントに資する</li> </ul>

<sup>155</sup> 2013～2014年の先進国の援助機関の実績平均32%から約20%高い水準として設定する。前中期目標期間（2012-2015）実績平均22%。

事業の形成（ジェンダーに基づく暴力の予防・対応の強化を含む）に取り組む。

ウ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口等の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況

環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況

日本政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況

不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、①援助手法の組み合わせによる女性の金融アクセス改善への貢献、②機構主要3事業の合意文書におけるジェンダー主流化の項目の導入といった特筆すべき成果を上げた。また、③機構環境社会配慮ガイドラインの改正、④窓口を通じた不正腐敗情報の受付と適切な対応、⑤不正腐敗の防止に係る相手国政府、関係者及び職員への啓発活動等を着実に実施した。

#### ア 環境社会配慮

- 全365案件のカテゴリ分類等、環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を適切に運用。全体会合を12回、ワーキンググループ会合を14回開催し、計13案件に対して助言を得て、緩和策の策定や事業の実施等に活用。
- 機構内外の関係者1,011人に対して環境社会配慮に関する説明・研修（コアスキル研修、課題別研修、コンサルタント向け研修等）を実施し、環境社会配慮に対する理解を促進。研修機会拡充に向け、最新事例等を踏まえたテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修資料を改訂し、機構内関係者を対象としたWBTを継続実施。
- レビュー調査及び環境社会配慮助言委員会から得た包括的な検討に係る助言に基づいて、ガイドライン改定に係る諮問委員会を5回（2020年度を含めると12回）開催し改正に係る議論を進めた。パブリックコメントを募集し、それら意見も踏まえ、ガイドラインを改正した。ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）や各関連資料も改訂。

#### イ ジェンダー主流化

- ② 援助手法の組み合わせによる女性の金融アクセス改善への貢献【②】：ベトナムでは「ジェンダーの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて現地の金融機関を支援し、低所得者層の女性向けの金融教育や商品開発に向けた協力を実施。さらに同技術協力プロジェクトで支援し女性起業家支援を行っている現地金融機関に対し「中小零細事業者向け女性金融包摂支援事業」（海外投融資）を通じて融資を行い、女性が経営する中小零細事業者に対する金融ア

クセスを改善。

- ◎ **機構主要3事業の案件実施合意時におけるジェンダー主流化に向けた取組の明確化**：技術協力プロジェクトの実施時にジェンダー主流化の取組を強化すべく、実施機関との案件実施合意時にジェンダー主流化に向けた取組内容を合意するよう整理。これにより技術協力、有償資金協力（円借款）、無償資金協力の主要3事業全てで案件実施合意時にジェンダー主流化に向けた取組を確認。
- 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえ、インフラ事業におけるジェンダー主流化を推進（エスワティニの中学校建設）。
- 新型コロナの影響を踏まえつつ、女子教育の推進・強化、防災・平和構築分野等における女性のリーダーシップ推進、女性の経済的エンパワーメントの推進、アフリカの女性のエンパワーメントに資する事業の形成等の取組を実施。
- ジェンダー主流化に向けた機構内部・外部人材向け研修を実施。また、JICAグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を機構の事業実施方針として策定。

#### ウ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報窓口等を通じ不正腐敗に関する情報を受けつけ、弁護士等外部有識者の参加を得て適切に調査・対応を実施。
- 不正腐敗防止に係る在外赴任前研修等を通じ、相手国政府、機構事業関係者や機構職員の不正腐敗リスクに係る意識・取組を強化。

## 4. 業務実績

### No.15-1 環境社会配慮

2021年度は、コロナ禍が継続し、また、環境・社会・ガバナンスに対する関心が高まるなかで、環境社会配慮に対する理解の促進及びガイドラインの運用を円滑に行いつつ、ガイドラインの改正を行った。ガイドラインの改正では、2020年度までのレビュー調査及び助言委員会での議論、諮問委員会での議論、パブリックコメントへの対応、各種資料や議事録の公開を通じて丁寧な議論を行った。また、FAQをはじめとした関連資料の改訂や機構内外への説明を行った。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	79件 <sup>156</sup>	51件	39件	45件	27件	18件
機構内部関係者、コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対する研修・セミナーの参加人数	756人 <sup>157</sup>	1,118人	789人	385人	442人	740人

#### (1) 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

##### ① 環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認

- カテゴリ分類結果に応じた審査・監理：相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きか

<sup>156</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>157</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均



けるため、ガイドラインに則って全365件に対して、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：10件、B：64件、C：285件、FI：6件）し、案件検討から審査、実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認した。また、「円借款の迅速化」に留意するとともに、「質の高いインフラ投資の推進」に関連する難易度が高い大規模な案件についても、ガイドラインに則り環境社会面での影響への対応を適切に実施した。

- 環境社会配慮助言委員会：主にカテゴリA案件について全体会合を12回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を14回開催し、計13案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、全ての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。
- 事業実施段階での監理強化：定期的に在外事務所を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認した。また、アジア及びアフリカ諸国等を対象とした案件監理調査を通じて、相手国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮状況を確認し、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求める等の環境社会配慮監理を強化した。

## (2) 環境社会配慮に関する理解の促進

### ① 研修機会の拡充

- 機構内外の関係者計1,011人に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。
  - ・ コアスキル研修等による機構内部向け説明：499人（2020年度269人）
  - ・ 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：143人（同18人）
  - ・ コンサルタント向け研修：98人（同155人）
  - ・ 大学等教育機関向け研修：51人（同85人）
  - ・ その他研修：220名（同316名）
- 研修機会を更に充実するため、最近の事例等を踏まえて、非自発的住民移転や生態系配慮等のテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修の資料（合計5種類）を改訂し、機構内関係者を対象としたWBTによる研修を継続した（2021年度受講者62人）。
- 課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」に関して、研修の質の向上を目的として専門的知見を有するコンサルタントへの委託を継続し、2018年度の実施結果を踏まえて、それ以降は世銀から職員を招へいして講義と演習を行う等の改善を行った。また、能力強化研修では、2017年度から新たに加えた大学やコンサルタントの外部専門家による講義を継続しつつ、受講者からのアンケート結果を踏まえて、審査部職員が担当する講義を減らし、演習を増やす等の一部見直しを行い、更なる研修の質の向上を図った。ガイドライン改正の動向など最新の話題も提供した。

## (3) 環境社会配慮ガイドラインの改正

- 環境社会配慮ガイドラインの改正：2018年から開始したレビュー調査の結果、世銀等の動向及び助言委員会から得た包括的な検討に係る助言を踏まえて、諮問委員会にて、5回（2020年度も含めると計12回）の議論を行うことによって、ガイドラインの改正に向けた作業を進めた。その過程ではパブリックコメントを募集し、個々の意見に対する検討結果及び回答を諮問委員会に諮った。それらも踏まえ、2022年1月に改正ガイドラインを公布した。FAQや各種関連資料の改訂も行った。

#### (4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 改正ガイドラインの普及とその適切な運用のため、マニュアルや参考資料等を作成・改訂しつつ、環境社会配慮及び改正ガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に取り組む必要がある。
- 引き続き、ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う必要がある。
- ガイドラインの一層の運用改善のため、世銀の環境社会ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び他機関の対応状況に関する情報を収集する。

#### No.15-2 ジェンダー主流化

国際的合意及び日本の政策に基づき様々な事業でジェンダー主流化の取組を進めた。例えば、ジェンダー平等のための民間投資を促進するG7イニシアティブ「2Xチャレンジ：女性のためのファイナンス」へ貢献する事業の一つとして、ベトナムにおいて技術協力と海外投融資の連携を通じて女性の金融アクセス改善を図った。また、機構内外関係者延べ1,800人に向けた研修・セミナー実施を通じ、関係者のジェンダー主流化に関する理解を促進した。さらに、新型コロナウイルスの影響を受けた女性・女兒に対応するため、ジェンダーに基づく暴力の撤廃や女性の経済的エンパワーメントのためのパイロット事業を10か国で実施した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
女性行政官等の育成人数	1,666人 <sup>158</sup>	4,323人	3,089人	3,184人	1,282人	2,509人

#### (1) 女性の活躍推進に係る開発戦略への貢献、女性の活躍促進に資する事業の形成

##### ① 女性の健康や生活にやさしい環境（インフラ）の整備

- 2019年6月のG20大阪サミットで採択された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえ、機構でもインフラ整備におけるジェンダー主流化を引き続き推進した。エスワティニ「包摂的な教育推進のための中等学校建設計画」（無償資金協力）では、生理を理由に学校を欠席する女子生徒がいることを踏まえ、学校建設に当たり、人目にふれず生理用品の処分が可能となるよう、生徒・教員用女性トイレ棟の内部に電気式生理用品焼却炉を設置した。
- 運輸交通分野を所掌する機構内関係者向けセミナーを実施し、同分野でジェンダーの視点に立った取組の一層の促進を図った。その結果、ジェンダー主流化担当部署に対するジェンダー視点に立った取組に関する相談数が増加するなど、各事業におけるジェンダー主流化が推進された。

##### ② 女子教育の推進、強化

- 2019年のG7ピアリッツ・サミットにおいて、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する宣言」が採択され、女性・女兒の質の高い教育へのアクセスを促進する重要性が謳われた。それを踏まえ、機構では女子教育の推進に取り組んだ。ニジュールでは「みんなの学校：コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善」（技術協力プロジェクト）を開始し、基礎

<sup>158</sup> 伊勢志摩サミットにおける公約値（2016-201の3年間で約5,000人）

学力向上及び女子教育改善に資するコミュニティ協働型の教育開発モデルの開発に着手した。2021年度は4州にて州教育フォーラムを開催の上、女子就学状況改善のため中退防止モニタリング委員会を学校運営委員会の下部組織として設置し、ニジェールで最も中退リスクが高まる、初等から中等教育への移行時期である小学5・6年生及び中学1・2年生を対象に中退防止に取り組むことを州・県知事、市長、教育省及び州・県教育事務所関係者、伝統的首長、宗教リーダー、学校運営委員会連合代表等各ステークホルダーが合意した。

### ③ 防災・平和構築分野等における女性のリーダーシップ推進

- 日本政府の「仙台防災協力イニシアティブ」や「女性活躍推進のための開発戦略」に掲げられた防災分野における女性のリーダーシップ推進のため、「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」（課題別研修）を実施し、5か国から14名が参加した。また、マルチメディア教材として「ジェンダーと多様性の視点に立った防災・減災・復興」を作成・公開し、日本の経験に基づいた災害時における女性視点の取組について発信を行った。
- 「行政官のためのジェンダー主流化政策」（課題別研修）を実施し、8か国から13名が参加した。同研修を通じ、防災を含む様々な政策におけるジェンダー主流化手法を習得する機会を提供した。

### ④ 「国連決議1325号国別行動計画」の実施とモニタリングへの貢献

- 日本政府が定めた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」（2015年策定、2019年改訂）の実施状況のうち、機構による事業実施分に係るモニタリング調査を実施し、「国連決議1325号国別行動計画」に基づく取組実績として88件（2020年1月～12月の実績）を日本政府に報告した。

### ⑤ 女性の経済的エンパワーメントの推進

- パキスタン「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上及び生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、女性家内労働者に対し家計簿作成・管理方法の指導、職業訓練、金融サービスへのアクセス改善等の取組を通じ、女性の生計向上を支援した。カンボジア「女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、女性省におけるジェンダー主流化に関する能力強化と農村地域における女性のエンパワーメントを促進するパイロット活動の実施、それに係る関連省庁との協働関係の構築を進めた。「日アフリカ・ビジネスウーマン交流セミナー」（課題別研修）を実施し、8か国から13人（うち女性起業家5人）に対し経済的エンパワーメント及び様々な政策分野でのジェンダー主流化に関する研修を実施した。

### ⑥ ジェンダーの視点に立った投資の推進

- スキーム間連携を通じた女性の金融アクセス改善への貢献：ベトナムでは「ジェンダーの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて現地の金融機関を支援し、低所得者層の女性向けの金融教育や商品開発に向けた協力を行った。さらに同技術協力で支援し、女性起業家支援を行っている現地金融機関に対し「中小零細事業者向け女性金融包摂支援事業」（海外投融資）を通じて融資を行い、女性が経営する中小零細事業者に対する金融アクセス改善を図った。
- 2021年6月のG7コーンウォール・サミットの機会に、ジェンダー平等に資する民間投資を促進する

ための「2Xチャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブを通じて2021～2022年の新たなフェーズで150億ドルの資金動員をめざすことが合意された。同イニシアティブへの貢献の一つとして、インド「女性金融包摂支援事業」（海外投融资）を形成し、女性向け金融サービスを提供する現地の金融機関等に融資を行い、女性の金融アクセスの改善を図った。

- 有償資金協力のうちジェンダー平等や女性のエンパワーメントを主目的とする事業及びジェンダー平等や女性のエンパワーメント推進に資するコンポーネントを組み込んでいる事業に資金を充当する国内初のジェンダーボンドを発行し、国内の投資家へジェンダー課題や取組の重要性を発信した。

#### ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大によるジェンダーの課題への対応

- 「新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応に係る情報収集・確認調査」を実施し、新型コロナの感染拡大が続くなかで女性・女兒が置かれている状況を調査するとともに、適切な感染対策等の研修を受けられていない女性医療従事者・ソーシャルワーカー向け衛生研修、売上げが減少した女性農家向け農産物販売のためのデジタルプラットフォームの活用、外出が減り増加したDV等ジェンダーに基づく暴力対策等に関して10か国で11の対策事業をパイロットとして実施し、コロナ禍における事業実施に当たってジェンダー視点に立った取組の教訓・好事例の発掘を行った。

#### ⑧ アフリカの女性のエンパワーメントに資する事業の形成、ジェンダーに基づく暴力の予防・対応の強化

- 「ジェンダーに基づく暴力への対応に係る情報収集・確認調査」を通じ、アフリカ5か国におけるジェンダーに基づく暴力の実態を調査するとともに、予防のための啓発活動や被害者の救済に関するパイロット事業を行った。また、南スーダンでジェンダーに基づく暴力への対応を強化すべく「ジェンダーに基づく暴力被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」を派遣した。さらに、ジェンダーに基づく暴力の情報整備として、世界の現状や日本の取組を紹介する映像資料を作成した。さらに機構内外の関係者を対象にジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた公開オンラインセミナーを開催し、アフリカと日本の事例を紹介し今後の同分野での協力の在り方について発信を行った。
- アフリカ地域以外のジェンダーに基づく暴力への対応として、パキスタンに「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー」を派遣し、被害者支援の体制整備を支援した。また、ジェンダーに基づく暴力の一形態である人身取引への対策として、ベトナム「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、人身取引等に関する電話相談員に対し予防・対応を適切に行うためのカウンセリング研修を実施した。さらに、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムのメコン地域における国際的な人身取引への対応能力やネットワークの強化を図るタイ「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー」（課題別研修）では、6か国から13人が参加し、被害者の保護や、加害者の訴追を行う各国の関係者間の連携強化を図り、域内での人身取引への対応能力の強化を促進した。

## ⑨ 国際社会に対する戦略的な情報発信

- 他機関と連携した発信：UN WOMENが主催するオンライン研修で機構の防災におけるジェンダー主流化や新型コロナ影響下でのジェンダー主流化について発信した。
- 国際場裡における発信：オンラインで開催されたOECD DACジェンダー平等ネットワーク（Gendernet）年次会合、国連女性の地位向上委員会サイドイベント、アジア欧州会合等で機構のジェンダー平等に向けた取組を発信した。
- 中米統合機構（SICA）への協力：SICA加盟国に対する「中米統合機構加盟国向けビジネスを通じた女性のエンパワーメント」（課題別研修）を実施し、6か国から14人が参加した。また、「SICAジェンダー政策策定・実施モニタリング・評価能力体制強化アドバイザー」（技術協力プロジェクト）の派遣を開始し、SICA加盟国が実施するジェンダー政策のモニタリング体制強化を行った。

## (2) ジェンダー主流化の推進に向けた取組

### ① ジェンダー案件の量的拡大と質的向上

- **機構主要3事業の案件実施合意時におけるジェンダー主流化に向けた取組の明確化**：技術協力プロジェクトを実施する際にジェンダー主流化の取組を強化するため、実施機関との案件実施合意時にジェンダー主流化に向けた取組内容を合意するよう整理した。これにより技術協力、有償資金協力（円借款）、無償資金協力の主要3事業全てにおいて、案件実施合意時にジェンダー主流化に向けた取組が確認されることとなった。
- あらゆる援助手法の事業形成におけるジェンダー主流化：技術協力、有償資金協力、無償資金協力、中小企業・SDGsビジネス支援事業、草の根技術協力事業でジェンダー主流化を推進すべく、事業形成段階でジェンダーの視点につき助言を行った。
- 各種業務マニュアルの改訂・執務参考資料の拡充：ジェンダー主流化の取組を強化するため、分野別のジェンダー主流化の手引き（11分野）の改訂に着手した。
- 研修事業における女性の参加促進：2018年度に導入した長期研修、課題別研修への女性研修員の参加促進の指針につき、引き続き機構内に周知した。実績として2021年度は女性の割合が40%となった。
- 実施方針の決定：JICAグローバル・アジェンダ（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント）を策定し、機構の同分野における事業実施方針を定めた。

### ② ジェンダーの視点に立った業務運営の推進

- 内部人材向けジェンダー主流化研修の実施：機構職員等への研修（15回、延べ523人）でジェンダー主流化に係る講義を行った。2018年度に新たな取組として導入したPCM（Project Cycle Management）研修におけるジェンダー主流化の講義及び海外拠点向けジェンダーセミナー（英語）を継続し、海外拠点間の相互の学びを促進した。
- 外部人材向けジェンダー主流化研修の実施：能力強化研修「ジェンダー主流化」、総括クラス向けジェンダー研修を通じて、開発コンサルタント等1,373人に技術協力、円借款、無償資金協力等の案件形成段階でジェンダー主流化を促進するための視点や手法について講義及び演習を通じて伝えた。また、民間連携事業の関係者に対して事業実施のジェンダー視点の重要性に関する説明会を実施した。
- 機構内関係者への啓発：理事会で役員に対しジェンダー主流化の状況と取組方針を共有した。ま

た、機構内本部・国内拠点・海外拠点の責任者（部門長）を対象としたジェンダー責任者会議、担当者を対象としたジェンダー担当者会議を開催したほか、海外拠点の現地スタッフを主な対象とする会議を開催した。この中で事業、組織、広報の観点からジェンダー主流化の取組の重要性及び優良事例を共有した。

- 有識者とのネットワーク及び助言の活用：2019年に合意された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に基づくADBとの共同アクションの一環として、ADBの専門家を招き機構職員向けにセミナーを開催し、ADBのジェンダーポリシー、水及びエネルギー分野のインフラ事業におけるジェンダーの取組事例等について紹介し、ジェンダー主流化の意識啓発を行った。また、質の高いインフラ投資に関する世銀との連携の一環として、世銀と合同で機構内外の関係者を対象にインフラとジェンダーに関するオンラインセミナーを開催し、好事例の共有を図った。

### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 主要3事業（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）の実施機関との合意文書でのジェンダー主流化の項目の導入、組織内外での研修の実施、執務参考資料の整備を進めたことで、質・量ともにジェンダー主流化を進める制度・体制を整備してきている。2022年度においてはこれらが適切に活用されていくよう組織内外で働きかけを行っていく。

#### No.15-3 不正腐敗防止

機構では、不正腐敗情報相談窓口等の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集しており、得られた情報については適切に調査・対応の上、不正行為等が認められた事案については厳正な対応を行った。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職員向け研修、セミナーの参加人数	120人 <sup>159</sup>	259人	134人	189人	162人	325人

#### (1) 不正腐敗防止対応

- 不正腐敗情報相談窓口等を通じて幅広く不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等、外部の専門家の参加を得て、受け付けた情報について適切に調査・対応した。
- 無償資金協力事業に係るコンサルタント業務及び機材調達並びに調査業務に係る企画競争において、それぞれ不正行為の事実が確認された。そのため、事案の内容等を踏まえて措置規程に基づき契約競争参加等に関する資格停止措置3件を行った。

#### (2) 相手国政府、関係者及び職員への啓発活動

- 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援した。例えば、ベトナム「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）や課題別研修「汚職対策（刑事司法）」を通じて、競争法の実効的な執行や刑事司法関係者による

<sup>159</sup> 2015年度実績

汚職対策を支援した。

- 在外赴任前研修で不正腐敗防止に係る研修を計12回実施し、機構職員の不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。また、近年、中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る不正腐敗事案が発生していることから、同事業を中心に不正腐敗への認識を深め、未然防止のための知識を習得すべく、職員を対象に「中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る不正腐敗防止研修」を実施した。

### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

今後とも、不正腐敗の防止に向け不断に取り組んでいく。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用するとともに改定に向け取り組むこと、新型コロナウイルスの影響も踏まえつつ女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進につながる活動に一層注力すること、不正腐敗防止に適切に取り組むことを期待する。

### (2) 対応

ガイドラインを適切に運用するとともに、透明性と説明責任を確保したプロセスにより改正した。「新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応に係る情報収集・確認調査」を実施したことに加え、様々な事業活動において新型コロナウイルスによる女性・女兒への対応を事業活動や研修内容に含めるよう計画の見直しを行った。不正腐敗防止については、不正腐敗情報相談窓口と外部通報受付窓口の機能に応じて、寄せられた情報に対し適切に対応した。

No.16	内部統制の強化
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
内部統制のモニタリング実施回数	2回/年 <sup>160</sup>	2回	2回	2回	2回	2回	2回

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (4)、中期計画：5. (4)
<p>年度計画</p> <p>5. (4) 内部統制の強化</p> <p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改定するとともに、研修の更なる拡充を図り、職員の内部統制に係る一層の意識の向上に取り組む。</li> </ul> <p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの分析と評価においては、特にコロナ禍により生じ得る組織運営に係るリスクに着目し、その結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。</li> <li>有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金協力に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</li> </ul> <p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。</li> <li>業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。</li> </ul> <p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。</li> <li>性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH：Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment）に関し、事案対応に係る方針等を作成し、機構内で周知を行う。</li> </ul> <p>オ 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。</li> </ul> <p>カ ICTへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（次期改正版）を踏まえ、改定の動向を踏まえた上で、情報セキュリティ管理規程等について反映、見直しを検討する。また、実績に基づいた改善事項等を必要に応じて規程等に反映させる。</li> </ul>

<sup>160</sup> 2015年度実績を基に設定する。2015年度実績2回



- ・ コロナ禍による執務環境の変化に伴い、クラウド化を中心としたシステム基盤の拡充・変更を進めるとともに、新システム基盤に即した情報セキュリティ対策を講じていく。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況

法令遵守強化に係る取組状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、①内部統制関連規程の整備・組織内への浸透、実施状況モニタリング、②有償資金協力勘定の資産・負債管理及びリスク管理に及ぼす影響分析、③外部通報・内部通報制度の周知と適切な情報伝達体制の確保、④性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に関する情報への適切な対応のためのマニュアルの改正、⑤情報システム部へのPMOの開設による各システムの横断的管理と各主管部署に対する技術的支援体制の強化等、機構内の内部統制の環境整備に着実に取り組んだ。

#### ア 内部統制を実施するための環境整備

- 内部統制関連規程の整備〔文書決裁に関する規程（電子決裁システム導入に伴う決裁手続の変更）、会計規程の改正〕。
- 内部統制の組織内への浸透（事業継続管理規程に基づく訓練、災害対応態勢に係る点検の実施。WBT研修：情報セキュリティ・個人情報保護、障害者差別解消推進）。
- 各種説明会・セミナー実施〔第4期中期目標期間（見込）及び2020年度業務実績評価、第5期中期目標・中期計画、年度計画、調達関連の各種制度等〕。

#### イ 組織運営に関するリスクの評価と対応

- リスク管理委員会にて、自己点検結果の報告、リスク評価及び対応等を確認。また、内部統制上の重要事項を取りまとめ、理事会において報告。
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会で、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）を実施、金利リスクに関するヘッジ方針を策定。
- 「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析し、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を通じて経営層へ報告。

#### ウ 内部統制の運用

- 中期計画及び年度計画に基づく2021年度の業務実績等評価の実施。また、本部部署・拠点（国内拠点・海外拠点）を対象とするセミナー開催を通じ、2020年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内に共有、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応を促進。

#### エ 機構内外からの情報伝達の確保と運用

- 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）について、機構職員等から被害を受けた者が情報を機構に伝達した後、得られた情報に適切に対応できるよう実践的な内容を盛り込みマニュアルを改正、機構内で周知。
- 外部通報・内部通報制度の周知と適切な情報伝達体制の確保。

#### オ 内部監査の実施

- 内部監査基本計画に基づき、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査、特定テーマ監査及び監査結果のフォローアップを実施。

#### カ ICTへの対応

- 2021年度より情報システム部にPMOを開設、各システムの横断的管理と各主管部署に対する技術的支援体制を強化。
- 「情報セキュリティ・個人情報保護研修（WBT）」を通じ事故防止及び職員の情報セキュリティ意識を向上・啓発。また、情報システム基盤のクラウド移行におけるゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策の実施、情報漏洩・不正アクセス及びサイバー攻撃等への対策を強化。
- コロナ禍を受けたリモートワーク拡大への対応として、セキュリティ強化及びネットワーク増強を含むクラウド環境整備を当初計画に比べて2年程度前倒し実施。
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（2021年7月7日）に合わせ、内部規程等の改正手続きを実施。

## 4. 業務実績

### No.16-1 内部統制を実施するための環境整備

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	12回 <sup>161</sup>	12回	12回	12回	11回	12回
コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	12回 <sup>162</sup>	12回	12回	12回	9回	12回

#### (1) 内部統制関連規程の整備

- 文書決裁に関する規程（電子決裁システム導入に伴う決裁手続の変更、供覧文書の廃止）の改正、会計規程の改正等を行い、機構の内部統制の推進に関連する各種規程等の整備を進めた。

#### (2) 内部統制の組織内への浸透

- 事業継続管理規程に基づき、対策本部訓練、緊急事態時優先業務の実施訓練、市ヶ谷ビル・国内拠点の災害対応態勢に係る点検を実施した。訓練結果を踏まえ、各部門のBCPマニュアル等を見直

<sup>161</sup> 2015年度実績

<sup>162</sup> 2015年度実績

すことで、実効性の向上に努めるとともに、機構内で対策の好事例や今後の課題等を共有し、機構内の緊急対応能力強化を図った。

- コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえつつ、機構内で勤務する全職員等向けに内部統制をテーマとしたオンライン研修（WBT）を実施した。また、内部統制を構成する個々の事項（情報セキュリティ・個人情報保護、障害者差別解消推進）に係る研修を実施し、組織内への浸透を図った。内部統制上の主要な事項〔第4期中期目標期間（見込）及び2020年度業務実績評価、第5期中期目標・中期計画、年度計画、調達関連の各種制度等〕については、セミナー・説明会を実施し、組織内の理解促進を図った。

### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 機構の内部統制を継続的に機能させるべく、引き続き、必要に応じて関連規程の見直しを行うとともに、組織内の意識向上を図るため、内部統制に関連する各種セミナー・研修（WBTを含む）の実施に継続的に取り組む。

#### No.16-2 組織運営に係るリスクの評価と対応

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
コンプライアンス/リスク管理委員会/有償資金協力勘定リスク管理委員会の開催回数	2回/2回/5回 <sup>163</sup>	2回/2回/5回	2回/1回/5回	2回/1回/5回	2回/1回/5回	3回/1回/5回

### (1) リスクの評価と対応に係る取組

- 機構内の全部署・拠点（国内拠点・海外拠点）において、自部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価するとともに、当該評価の結果に応じてリスク低減に向けた適切な対策を検討した（リスクの自己点検）。
- 総務省が示す内部統制の指針を踏まえ、リスクの自己点検のプロセス全体における各種改善（残余リスク・固有リスクの定義明確化、自己点検フローやリスクの傾向の見える化、機構の主要なリスクに係る検討等）を図った。
- リスク管理委員会において、自己点検結果の報告、リスク評価及び対応等を確認した。また、内部統制上の重要事項を取りまとめ、理事会において報告を行った。
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会で、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）を行うとともに、金利リスクに関するヘッジ方針を策定した。また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、G20及びパリクラブで合意された「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析し、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を通じて経営層への報告を実施した。

<sup>163</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

## (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- コンプライアンス違反や事故を未然に防ぐため、リスク事案に対するマニュアル類の点検、定期的な注意喚起、各種セミナー・研修（WBTを含む）を引き続き継続して実施する。

### No.16-3 内部統制の運用

#### (1) 内部統制実施状況のモニタリング

- 監事による機構の業務に関する監査及び会計監査人による財務諸表に関する監査を受けるとともに、内部監査を実施した。

#### (2) 年度計画に基づく業務実績等評価の実施

- 機構の中期計画及び年度計画に基づき、2021年度の業務実績等評価を実施した。また、本部部署・拠点（国内拠点・海外拠点）を対象とするセミナー開催を通じ、2020年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内に広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応の促進を図った。

### No.16-4 機構内及び外部からの情報伝達の確保

機構においては、違法行為等の早期発見及び是正、機構の業務運営の公正性の確保のため、内部通報及び外部通報制度を整備し、運用している。2021年度においては、近年、国際場裡において機運が高まってきた性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）の撲滅の動きに合わせ、該当情報に接した後の対応をまとめたマニュアルを作成し、機構内に周知した。

#### (1) 外部通報制度及び内部通報制度の運用

- 外部通報：外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- 内部通報：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（日本語及び英語）を備え、機構内ポータルサイトへの掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配付物への掲載、機構の契約先への配付等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- SEAHに関する取組の強化：SEAHについて、機構職員等から被害を受けた者が情報を機構に伝達した後、得られた情報に適切に対応できるよう、実践的な内容を盛り込んでマニュアルを改正し、機構内で周知した。また、機構関係者によるSEAH等について、JICA外の者が相談することができるよう「外部向けSEAH等相談窓口」を設け、ウェブサイトで公表した。

#### (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 引き続き、違法行為等の早期発見及び是正、機構の業務運営の公正性の確保のため内部通報及び外部通報制度の適切な運用を図り、通報に対して迅速・適切に対処するとともに、公益通報者保護法の改正を踏まえた所要の制度見直しを行う。

## No.16-5 内部監査の実施

- 内部監査基本計画に基づき、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査及び特定テーマ監査をリモートによる手法を取り入れつつ以下のとおり実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。

定例監査：有償資金協力信用リスク監査、情報セキュリティ監査、情報システム監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（東京センター、筑波センター）、海外拠点監査（フィジー事務所、パプアニューギニア事務所、パラオ事務所、トンガ支所、バヌアツ支所、サモア支所、ソロモン支所、マーシャル支所、ミクロネシア支所及びキリバスフィールド・オフィス）を実施した。

特定テーマ監査：リスク評価・対応実施態勢、調達業務実施態勢をテーマとした監査を実施した。

### (1) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

組織内外の事業環境の変化によるリスクを踏まえて監査を実施する。

## No.16-6 ICT への対応

コロナ禍でのリモートワーク拡大への対応として、セキュリティ強化及びネットワーク増強を含むクラウド環境整備を進めた。また、各システムの横断的管理と支援のためのポートフォリオマネジメントオフィス（以下「PMO」という。）の開設や、業務自動化推進のためのRPAの活用促進を行った。法律や政府の統一基準群の改正に対応すべく、関連する内部規程等の改正手続を実施した。

### (1) ICTへの対応

- 他の独法に先駆けたPMOの開設：2021年度より情報システム部にPMOを他の独法に先駆けて2021年10月に開設し、各システムの横断的管理と各主管部署に対する技術的支援体制を強化した。また、業務自動化推進のため、RPAを安全かつ適切に活用するためのRPAガイドラインを策定し、2021年度より適用を開始した。RPA説明会開催等による機構内周知・普及活動や、技術的支援等の取組を本格的に開始した。
- 本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）で実施したリスクの自己点検から、コロナ禍の態勢下におけるリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。同分析結果を踏まえ、情報セキュリティ関連リスクの傾向に即した「情報セキュリティ・個人情報保護研修（WBT）」を実施し、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて、職員の情報セキュリティ意識の向上及び啓発に取り組んだ。また、2020年度から実施中の情報システム基盤のクラウド移行において、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策を講じ、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策強化を進めた。
- コロナ禍を受けたリモートワーク拡大への対応として、セキュリティ強化及びネットワーク増強を含むクラウド環境整備を当初計画に比べて2年程度前倒し実施した。また、有償資金協力業務の外貨建て商品等への対応を目的とした金融基幹システムの改修（米ドル建借款対応、一部環境更改等）やシステム構築推進（新海外投融资システム検討）を行った。
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（2021年7月7日）に合わせ、内部規程等の改正手続を行った。
- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月12日公布）の施行（2022年4

月1日)に合わせ、関連規程の改正手続を行った。

## (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

ウィズコロナ、ポストコロナに対応していく必要があることから、新情報システム基盤や次期ネットワーク設計を通じ、サイバー攻撃等の情報セキュリティリスクに対する技術的対策充実の検討を進める。また、PMOを通じたシステム横断的管理を一層強化する。

### (会計検査指摘事項への対応)

2019(令和元)年度決算検査報告指摘事項(援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあったODA案件1件)に関し、事業実施機関に対して働きかけを行い、機材の再設置や代替機材の調達がなされたこと、また、防災連絡システムにおいて機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や適切な管理体制整備への助言、事業完了後に機材が利用可能な状態になっていないことを把握した場合の効果的な働きかけの実施について、機構内の関係部署に周知したことをもって、2020年度決算検査報告において処置済み事項となった。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

新型コロナの流行を受け、業務におけるICTの活用は更に進んでいくものと認識。その反面、情報セキュリティ上のリスクも増大すると考えられるところ、2020年度には2件のインシデントが発生したことも踏まえ、改めて機構内でのリスク管理体制の強化や個々人のリテラシー向上に取り組まれない。

### (2) 対応

情報流出事案の発生に伴い、事業実施部署に情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検を通じて、要保護情報を扱う外部委託等の有無及び管理状況について確認した。

本部部署・拠点(在外拠点及び国内拠点)にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍の態勢下におけるリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。同分析結果を踏まえ、情報セキュリティ関連リスクの傾向に即した「情報セキュリティ・個人情報保護研修(WBT)」を実施し、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて、職員の情報セキュリティ意識の向上及び啓発に取り組んだ。

また、2020年度から実施中の情報システム基盤のクラウド移行において、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づいたセキュリティ対策を講じ、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策強化を進めた。

No.17	人事に関する計画
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】独立行政法人等に対し2020年度末までに女性管理職比率を13.5%（2015年度平均：機構は12.8%）から15%まで増やすことが政府方針で求められているが、これに比べ33%高い目標達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を要するため。

### 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
女性管理職比率	20.0% (2021年度末)	19.0%	14.5%	16.2%	18.6%	20.5%	22.2%

### 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所：中期目標7.（5）、中期計画11.（2）
<p>年度計画</p> <p>9.（2）人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の事業が大きく変容しつつある中、変化する経営課題への即応性を高め、また職員個々人の成長と成果への強いコミットを引き出すために、資格等級、評価、報酬、人材育成等の人事制度の見直しを進める。</li> <li>機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 3.0」）の下、コロナ禍を契機とした新しい働き方の一層の促進に取り組む。多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組を継続する。各種研修、キャリア・コンサルティング、他機関への出向等を通じて職員等の能力強化に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化等の業務の質を高める取組を継続し、内外から評価される組織をめざす。また、処遇改善や研修の拡充等を通じて現地職員が十分に能力を発揮し安心して働ける環境の整備を進める。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況</li> <li>業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成策の実施状況</li> </ul>

### 3. 年度評価に係る自己評価

<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画及び難易度の設定に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、①働きがいに関する高評価の維持、②勤務制度の見直しによる勤務時間の柔軟な運用、③</p>
---

兼業通知の改正による副業・兼業の促進、④即戦力人材の採用に向けたプロセスの改善、⑤在外事務所での機動的かつ柔軟な対応に向けた企画調査員の雇用化、⑥女性管理職割合の目標達成、⑦各種研修の動画化・オンデマンド化による学習機会拡大・利便性向上等、特筆すべき成果を上げた。また、本中期目標期間の定量指標である女性管理職割合（20.0%）が期末時点で22.2%（2020年度20.5%）となり、目標値を達成するとともに20年度比でも割合が増加した。

## 1. 人事に関する施策の実施状況

- ◎ **働きがいに関する高評価の維持**：毎年実施している職員等意識定点調査の結果、働きがいのある組織かを問う設問において評価点5点中3.88となった〔大企業（3.08）、公務員（3.18）、全国平均（3.03）との比較においても高い数値を維持〕。
- ◎ **勤務制度の見直しによる勤務時間の柔軟な運用**：新型コロナウイルス感染拡大防止策として運用を開始した柔軟な働き方について、運用状況を踏まえ、組織の成果発現を最大化することを目的に、勤務時間の柔軟な運用に向けた就業規則の改正等を実施。
- ◎ **兼業通知の改正による副業・兼業の促進**：副業・兼業についての機構内での周知に努め、2021年度の兼業申請件数は2020年度比の約1.5倍に。
- ◎ **即戦力人材の採用に向けたプロセスの改善**：社会人採用で適切な人材を確保すべく、機構退職者に通常の選考よりもプロセスを簡素化した方式を新たに設定、特定職職員採用で外部人材紹介サービス等を活用しターゲットを絞る形で人材を採用。
- ◎ **在外事務所での機動的かつ柔軟な対応に向けた企画調査員の雇用化**：海外拠点がより機動的かつ柔軟な対応を可能とする体制を構築すべく、海外拠点に配置する企画調査員が、上長の指揮命令下で一體的に業務を実施するため順次雇用契約に切り替え204人を採用。
- 働き方改革「Smart JICA3.0」の推進として、整備・拡充されてきたIT環境を用いつつ各種作業のリモートでの実施体制を定着。
- コミュニケーション活性化に向けて「現職課長研修」でチームビルディングに関する講義・実習等内容拡充、「調査役研修」での社会人採用職員及び新卒採用職員のネットワーク強化、後進指導を研修内容に追加し組織内における「育てる」文化を強化。
- 「風通し促進キャンペーン」として、各部を所掌する理事と若手・中堅職員との対話の場を設置（一部国内機関、在外事務所含む）。
- 男性の育児休業取得者数は、年間25人に（2020年度比8人増）。男性職員の育児休業取得推進の一環として、国家公務員に準じ、2021年度も育児休業を取得した場合の賞与期間率の一部適用除外、月途中の通勤手当の全額返納不要措置を適用。育児休業後復職セミナー、育児や介護に関する座談会も継続して実施。「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」を策定。
- シニア人材活躍促進策として「50代セミナー」の内容や職員OBの経験談等を拡充、シニア層向けの組織内公募の拡充、再任用職員の活躍の場の拡大。
- 現地職員の一層の活用のため、他類似機関等の給与水準と乖離が大きい海外拠点について給与水準の引き上げを実施。また、コロナ禍で現地職員が安心して勤務できる環境を整備すべく、在外拠点でも在宅勤務や時差出勤を導入、必要な拠点については医療保険の見直しを継続。
- 職員等の人事評価にイノベーションの推進に係る項目を引き続き設置、勉強会を通じた職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積を推進。

## 2. 人材育成策の実施状況

- ◎ **女性管理職割合の目標達成**：2020年度末時点の20.5%に続き、2021年度末時点で22.2%を達成。
- ◎ **各種研修の動画化・オンデマンド化による学習機会拡大・利便性向上**：職階別研修・JICAアカデミー・赴任前研修・コアスキル研修等各種研修の各自で学べる知識部分については講義の動画化及びオンデマンド化を推進した（2021年度全46講義、累計全73講義）。



- 博士号、修士号取得を目的とした国内・海外研修に17人を派遣。機構内インターン制度を継続。
- 新型コロナの影響を受け新入職員向け海外OJTを実施できなかった2020年度入構新卒採用職員に対し、2021年度中に実施時期・期間等制度を大幅に柔軟化した上で順次実施。
- 国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続（74人）。

#### 4. 業務実績

##### No.17-1 人事に関する施策の実施状況

働き方の柔軟化、コミュニケーション活性化に関し、コロナ禍での在宅勤務等の柔軟な働き方の運用と優良事例共有等を通じて勤務制度の改定や副業・兼業の制度見直しを行った他、「現職課長研修」でのチームビルディング演習強化、メンタリングの社会人採用者への拡充、理事と若手・中堅職員の対話の場づくり等を実施した。現地職員に関し、在外事務所での柔軟な勤務体制継続や、本邦勤務の受入れに注力した。研修・出向経験者による経験共有や、採用見直し（外部からの特定職採用）・企画調査員雇用化（204人採用）を通じて業務の質・効率向上につなげた。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
現地職員向け研修の年間実施件数	228件 <sup>164</sup>	452件	423件	447件	318件	433件

##### (1) 働き方の柔軟化、コミュニケーションの活性化に向けた施策の実施状況

- ▶ **働きがいに関する高評価の維持**：機構が毎年実施している職員等意識定点調査の結果、機構が働きがいのある組織かを問う設問において評価点5点中3.88となった。これは2020年度（3.89）とほぼ横ばいの値であり、大企業（3.08）や、公務員（3.18）、全国平均（3.03）との比較においても高い数値を維持した。
- ▶ **勤務制度の見直し**：2020年2月以降、新型コロナ感染拡大防止策として運用を開始した柔軟な働き方について、運用状況を踏まえ、組織としての成果発現を最大化することを目的として、勤務時間の柔軟な運用に向けた就業規則の改正等を行った。なお、在宅勤務の柔軟な運用（対象者拡大・回数制限の柔軟化・出勤・在宅勤務との併用承認等）の制度化についても制度設計を進めており、2022年度に試行導入予定である。
- ▶ **兼業通知の改正による副業・兼業の促進**：講演等報酬の個人受領を国家公務員同様に2019年度に解禁した。2020年度以降、副業・兼業についての機構内での周知に努め、2021年度の兼業申請件数は2020年度比の約1.5倍となっている。近年の社会的な環境や法制度の整備状況を踏まえ、適切な枠組みの中で個人と組織の双方にとっての兼業のメリットを最大化するための見直しを実施した。同見直しを基に兼業通知を改正し、許可基準や兼業に当たり遵守すべき事項を具体的に示した。
- **働き方改革「Smart JICA3.0」の推進**：長期化するコロナ禍において進めてきた柔軟な働き方について、随時整備・拡充されてきたIT環境を用いながら各種作業のリモートでの実施体制を定着さ

<sup>164</sup> 2015年度実績

せてきた。現地渡航を伴わないリモートによる調査の実施等も含め、コロナ禍以前と変わらない業務パフォーマンスを発揮した。また、各部署において、リモート環境下におけるパフォーマンスやチームワーク向上のために、在宅勤務下でも垣根なく連絡を取り合えるコミュニケーション環境づくりや、リモート出張時のグッドプラクティスの共有といった取組を継続して実施した。

- **コミュニケーション活性化**：組織の要となる課長等を対象とした「現職課長研修」では、2020年度に導入したティーチングスキル、フィードバックスキル、コーチングスキルを用いた「1on1ミーティング」に関する講義・演習に加え、コミュニケーションの促進を手段としたチームビルディングに関する講義・実習を行う等内容を拡充させた。2020年度より社会人採用職員に対するメンタリング体制の強化を目的に、従来新卒採用職員にのみ割り当てていた日常指導担当（メンター）を社会人採用職員にも割り当て、新卒採用職員と社会人採用職員の共通点・相違点を意識した上で、各部門で人材育成できるよう意識醸成を図った。主に新卒採用4年目職員を対象とする「調査役研修」では、社会人採用職員及び新卒採用職員のネットワーク強化を目的として、2021年度より社会人採用3年目職員も対象とした。また、後進指導を研修内容に追加し、組織内における「育てる」文化の強化をめざした。加えて、組織内の多様な人材リソースの一部を見える化し、部署を越えてキャリアや業務について職員同士が気軽に相談する環境支援として、メンタリング促進月間を10月に開催した。役員と若手・中堅職員との直接のコミュニケーションの機会が少ないという問題意識から、「風通し促進キャンペーン」として、各部を所掌する理事と若手・中堅職員との対話の場を設けることを慫慂し、本部内の10を超える部署にて対話が行われた他、国内機関、在外事務所の一部でも担当理事との直接の対話を実施した。
- **育児・病気・介護と仕事の両立に対する支援**：2021年度も男性の育児参画を積極的に推奨し、男性の育児休業取得者数は、2020年度よりも8人増加し年間25人となった。男性職員の育児休業取得推進の一環として、国家公務員に準じ、2021年度も育児休業を取得した場合の賞与期間率の一部適用除外、月途中の通勤手当の全額返納不要措置を適用した。育児休業後復職セミナー、育児や介護に関する座談会も継続して実施した。第5期中期目標期間に対応する「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」について、育児・介護・病気・女性管理職といったテーマ別に機構内でヒアリングを実施し、次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会での検討や機構内パブリックコメントも経て、同行動計画を策定した。
- **シニア人材活躍促進策**：毎年機構内で実施している「50代セミナー」において、シニア世代の人事制度についての事前学習ビデオや人事制度改革を支援する人事コンサルタントによるシニア人材に対する社会や組織側の期待に関する講演、職員OBの経験談等を拡充した。また、ウェブ会議システムによる開催とし、国内機関・在外事務所から参加しやすくした。加えて、定年退職を迎えた職員が、各自の業務経験や働き方に対する指向に基づいてより広い業務を担うことができるよう、再任用職員の活躍の場を広げた。さらにシニア人材活用促進策として、シニア層向けの組織内公募を2020年度の2件から2021年度に24件と大幅に拡充した。

## (2) 現地職員に関する施策の実施状況

- **現地職員の管理・育成に関する体制の強化**：現地職員の一層の活用のために、他類似機関等の給与水準と乖離が大きい海外拠点については、各拠点からの相談を踏まえ、給与水準の引き上げを行った。また、コロナ禍において、現地職員が安心して勤務できる環境を整備するため、在外拠点でも在宅勤務や時差出勤を導入するとともに、医療保険の加入状況の再確認を行い、必要な拠

点については保険の見直しを継続した。海外拠点の労務管理に係るリスク低減のために、労務管理の参考資料として、現地職員の労務管理に関する過去のトラブル事例・教訓等を取りまとめた事例集を各拠点で引き続き活用して対応に当たった。

- **現地職員の能力強化**：2020年度から継続して日本人・現地職員を含む研修体系の全般的な見直しに注力した。その一環として、新研修体系は2022年度開始を想定して検討を進めており、一部研修について英語のオンデマンドコンテンツの製作に着手した。また、1年程度の期間、所属事務所を離れ、機構本部にて様々な援助手法や課題に取り組む研鑽機会を提供する制度整備を進め、2021年1月にタイから1人を受け入れ（2023年1月までの予定）、新型コロナウイルス感染拡大により延期されている4人について、受入れに向けた調整を継続した。

### (3) 業務の質・効率の向上に向けた施策の実施状況

- **即戦力人材の採用**：社会人採用に関し、適切な人材を確保するべく、無期職員の採用に当たり、過去に職員を退職した者について通常の選考よりもプロセスを簡素化した方式を新たに設定し、1人採用した他、特定職職員の採用に当たり、外部の人材紹介サービス等を活用してターゲットを絞った形で効率よく適切な人材を採用した（4人）。結果、総合職39人、特定職28人を採用した。
- **企画調査員の雇用化**：変化の激しい世界情勢のなかで、開発協力に係る潮流の変化やコロナ禍に伴う環境の変化を踏まえて、海外拠点がより機動的かつ柔軟な対応を可能とする体制を構築すべく、海外拠点に配置する企画調査員について、上長の指揮命令下で一体的に業務を実施するため順次雇用契約に切り替え、204人の採用を行った。
- **イノベーションの推進**：2020年度に引き続き、「イノベーションの推進に向けた組織文化の醸成」に向けて、職員等の人事評価にイノベーションの推進に係る項目を含めるとともに、各人の個人目標にイノベーションの推進に資する具体的事項を含めるよう慫慂した。機構内で働く全ての人材を対象とした理事長表彰においても、「革新（イノベーション）」を含む、機構の5つのアクション<sup>165</sup>に根ざした取組の応募を勧奨し、組織文化を醸成した。
- **ナレッジマネジメントの推進**：海外長期研修・国内長期研修・国内通信制大学院での修士課程修了者による報告会開催、出向経験者による経験共有セミナー開催（計6回）を継続するとともに、職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積の推進を目的とした勉強会（計17回）を実施した。

### (4) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

人事制度全体の見直しのなかで、職員等が専門性・能力を発揮して成果を出すための公募等の制度設計、共創・革新を後押しする評価制度及び人生100年時代を見据えたシニア人材の活用・処遇方針の検討に引き続き取り組む。

#### No.17-2 人材育成策の実施状況

女性管理職比率は2021年度末で22.2%となり、中期目標における定量指標の目標値を達成した。能力開発のための国内・海外研修（2021年度長期研修17人）や、社内インターン制度（2021年度19人）等を継続した他、研修のオンデマンド化（2021年度73講座）、コロナ禍で2020年度実現できなかった新入職員向け海外OJTを柔軟化した上で2021年度に順次実施した。機構内にとどまらない国際協力人材の確

<sup>165</sup> 使命感、現場、大局観、共創、革新の5つを機構の「アクション」として掲げている。  
(<https://www.jica.go.jp/about/vision/index.html>)

保・育成の取組（キャリア情報発信、能力強化研修、インターンシップ等）の強化に努めた。キャリア形成と外部連携強化に資する出向について、専門性強化に向けた新規の開拓を含め継続した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職員の外部機関との国際連携（長期・短期で国際機関・二国間援助機関等での業務を行う人事交流）の派遣件数	13件 <sup>166</sup>	34件	35件	17件	14件	15件
キャリア・コンサルテーションの実施人数	42人 <sup>167</sup>	48人	54人	36人	40人	6人

## (1) 職員の能力強化と中核的な人材を育成するための施策の実施状況

### ① キャリア開発に向けた研修等

- **女性管理職割合の目標達成**：2020年度末時点の20.5%に続き、2021年度末時点で22.2%を達成した。また、今中期目標期間の定量指標の目標値である女性管理職割合20.0%以上を2年連続で達成した。
- **各種研修の動画化・オンデマンド化による学習機会拡大・利便性向上**：オンライン環境の充実化を受け、職階別研修・JICAアカデミー・赴任前研修・コアスキル研修等各種研修のうち、各自で学べる知識部分については研修当日までに事前に学習するよう、2020年度に続き講義の動画化及びオンデマンド化を推進した（2021年度全46講義、累計全73講義）。また、学習機会拡大・利便性向上の観点から、オンデマンド教材は機構内で公開し、研修対象者以外でも視聴可能とした。
- **若手・中堅職員の能力開発の機会の提供**：コロナ禍にあっても職員本人の意思を確認した上で博士号・修士号の取得を目的とした国内・海外研修を継続した（2021年度は17人派遣）。職員の主体的なキャリア開発を支援すべく、特にシニア層向けの社内公募ポストを拡充した（2021年度計26件）。また、所属部署以外の業務に従事できる機会の拡充に努め、機構内インターン制度を継続して実施した（2021年度は23件募集、15件19人実施）。
- **予算執行管理や安全対策に係る能力強化**：2020年度から、引き続き職階別研修において管理・財務リテラシーの向上及び予算管理マインドの醸成を目的とした講義を実施した。また、人事評価の面でも各職員の目標設定において予算執行管理に関する取組項目を含めるよう慫慂するとともに、2020年度に引き続き評価項目に「予算執行管理の意識」に関する項目を含め、意識強化を図った。安全対策の主流化に向けて、新入職員導入研修や管理職研修（新任管理職、執行職）で安全管理に関する講義を継続して実施した。
- **新入職員向け海外OJTの実施**：新型コロナの影響を受け、例年7月から10月に実施している新入職員向け海外OJTを実施できなかった2020年度入構新卒採用職員に対し、2021年度中に実施時期・期間等制度を大幅に柔軟化した上で順次実施した。また、2021年度入構新卒採用職員に対しても、同様に2022年度中に実施予定。
- **内部講師向け研修の実施**：各種内部研修の講師として登壇する内部講師に対し、対面及びオンラインにおける研修デザインの仕方、話し方、資料作成方法等に関する研修を実施し、内部講師陣

<sup>166</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

<sup>167</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

のスキルを向上させ、各種研修の質の向上を図った。

- **外部パートナーとの共創マインド強化**：機構全体の取組の柱である「国内連携の一層の強化」のため、主任調査役・主事研修において外部パートナーとの関係強化、それを促進するための意識の醸成を目的とした講義を継続した。また、社内インターンの一部としてNGOで業務経験を積める機会を確保し、3件実施した。
- **女性管理職養成に向けた取組**：人事院が実施する「女性管理職養成コース」に機構職員を1人派遣した。また、女性のキャリア形成をテーマにした自主的な勉強会を実施し、80人超の参加を得た。
- **マネジメント能力の強化**：2020年度に引き続き、登用後一定期間を経過した現職の課長向けの研修を強化する形で、指名研修として実施した。同研修では、2020年度に実施したマネジメントの要諦であるコミュニケーションの強化を目的とした「1on1ミーティング」に加え、チームビルディングに関する講義・演習を追加した。
- **国際協力人材に係る整理**：日本国内の人口減少や少子高齢化により国際協力人材が枯渇し始めているという危機意識の下、職員のみならず専門家等を含め、国際協力に携わる人材の確保・育成に向けた取組（各種キャリアセミナーの実施等を通じたキャリア情報の発信、能力強化研修を通じた即戦力人材の養成、インターンシップ等を通じた開発協力人材の裾野の拡大）を行った。
- **キャリア・コンサルティング**：現在検討中の人事制度改革を見据えたキャリアイメージの変化を念頭に、2021年度においてはコンサルティングを限定的に実施した。

## ② 他機関への出向、外部研修への参加等

- 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続した（74人）。その中で、地方創生や日本国内でのSDGs推進に資する日本民間公益活動連携機構への出向や、課題専門性強化のための大学への新規出向等、経営課題に即した出向ポストを開拓した。
- 職員提案型の実務経験型専門研修を新規で4件実施し、国際機関や海外・国内の民間企業等外部組織での研鑽機会を提供した。

## (2) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

人事制度全体の見直しを踏まえ、日常的な育成・能力開発や、中長期的な人材育成の枠組み、主体的なキャリア開発につながる施策を検討するとともに、職員を含む国際協力人材の能力強化の施策としての研修体系の見直しを引き続き実施する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大を受けたテレワーク等の実施について引き続き取り組まれた。国際協力人材に係る方針の整理を開始したとある点、専門知識とそれを伝達可能な語学等のコミュニケーション能力、そして国際業務に関与する意思を持つ国際協力人材の枯渇は、既に喫緊の課題となっている。整理の結果が具体的取組及びその成果として結実することを強く期待する。また、第5次男女共同参画基本計画においては、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役職員の各役職段階に占める女性の割合について、2025（令和7）年度末までに、部長相当職及び課長相当職を18%、役員を20%とする成果目標を掲げているところ、同計画を踏まえ更なる取組を期待する。

## (2) 対応

長期化するコロナ禍で進めてきた柔軟な働き方について、随時整備・拡充されてきたIT環境を用いながら各種作業のリモートでの実施体制を定着させ、現地渡航を伴わないリモートによる調査の実施等も含め、コロナ禍以前と変わらない業務パフォーマンスを発揮した。国際協力人材の枯渇を防ぐべく、機構の各種プログラムへの応募者の情報を、機構全体で部署横断的に一元的に管理・活用できるよう、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」の刷新に取り組んだ。従来「PARTNER」以外のシステムで募集が行われてきた職員採用、海外協力隊、各種開発教育プログラム、研修・セミナーへの応募者情報も新「PARTNER」に取り込み、一元化した人材情報を分析・活用して、人材と長期的なつながりを保ちつつキャリア構築を支援する新システムを、2023年度から稼働させる計画である。各役職段階に占める女性の割合について、既に2021年度時点で独立行政法人、特殊法人及び認可法人における成果目標は達成しているため、第5期中期計画において定める独自の成果目標に向け、人事配置やキャリア開発に係る研修機会の提供等を通じて取り組む。

No.18	短期借入金の限度額
-------	-----------

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：7.
年度計画 7.短期借入金の限度額 一般勘定670億円、有償資金協力勘定2,900億円 <b>【理由】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般勘定については、国からの運営費交付金の受入れ等が3か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</li> </ul>

### 2. 業務実績

- 一般勘定については、2021年度内の短期借入金の実績はない。
- 有償資金協力勘定については、2021年度内は限度額の範囲内において短期資金のギャップに対応するため2022年2月に1.4億ドル（157億円相当）の借入を行い3月中に返済した。

No.19	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
-------	--

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：8.
年度計画 なし

### 2. 業務実績

なし。

No.20	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：11. (1)
年度計画 9. (1) 施設及び設備に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。</li> </ul>

### 2. 業務実績

- 国内拠点の老朽化対策として、横浜センターの消防設備改修工事、関西センターの体育館天井改修工事を施設整備費補助金により実施した。また、相模大野職員住宅の外壁・屋上防水改修工事を施設整備費補助金により実施した。
- また、第3期中期目標期間に生じた一般勘定の積立金及び債権等の回収により取得した資産（回収金）を活用して、2017年度に着手した北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所に対する大規模改修工事が完了した。

No.21	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10.
年度計画 8. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。</li> </ul>

### 2. 業務実績

- 「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はない。



No.22	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い (機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)
-------	--

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：11. (3)
<p>年度計画</p> <p>9. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第31条第1項及び附則第4条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を越える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</li> <li>・ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</li> </ul>

### 2. 業務実績

- 第3期中期目標期間の最終事業年度の積立金（429.1億円）のうち348.8億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第3期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2017年6月に主務大臣に承認された。2021年度は2016年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や2021年度支出分等に6.3億円を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は7.5億円となった。
- 第3期中期目標期間中に回収した債権又は資金（28.2億円）は全額が第4期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画として主務大臣から承認された。2021年度は北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所の施設・設備の改修に係る経費として10.1億円を充当し、残高は1.4億円となった。



